白川静著作集

別巻　金文通釈 6

平凡社

金文通釋卷六　目次

白川静

金文通釋 四六

西周史略

白鶴美術館誌

第四六輯

夔鳳直文筒形卣

財團法人　白鶴美術館發行

西周史略

第一章　殷周の際

一、西周史と金文資料

西周史は古代史においていまもなお殆んど空白に近い状態で殘されている分野である。最初の通史的記述はいうまでもなく史記の周本紀にはじまるが、それは詩や書あるいはその他の古傳承を拾綴して成るものであり、王の系譜と若干の說話的記事をつけ加えたのみの甚だ不十分なものにすぎない。歷代の在位年數についても、最後の宣幽二代を除いて共和以前は年數をしるすものもない狀態である。しかもそのような空白は、その後の修史においてもまた近代の研究者の古代史研究においても殆んど補足されることがなかった。若干の補足が試みられたとしても、たとえばあまり史料性の高くない汲冢出土の竹書紀年の記事などが追加されている程度にすぎない。史記が用いた資料は槪ね今日においてもみることのできる文獻であり、その記述の原資料は殆んど追迹しうる範圍にあるものである。文

獻的資料に依據するかぎり、西周史の研究ははじめから限界をもつている。しかもその原資料の信憑性も、いまでは批判の對象とすべきものが多い。同時資料としての金文の出土によつて、その同時性を批判しうる準據がかなり用意されてきているからである。

西周期金文として通釋にあげた標目器は一九八器、その關聯器も多く、さらに近年なお新出の器數を加えつつある。いまでは金文資料による西周史の再構成が、ある程度可能となるに至つている。從來の文獻資料による西周史が至つて史實性の乏しいものであるのに對して、西周期金文は同時資料として絕對性をもつものであり、その資料的處理が用意されればこれを史料として西周史を組織することも可能となるであろう。資料の處理方法としては、銘文の解釋的研究はもとよりその斷代編年にも及ぶべきであるが、通論篇における斷代編年の研究は一應その基礎作業として試みたものである。この稿はそのような新しい史料による西周史の再構成を意圖して、その問題の要略を記述しようとするのである。

西周史の再構成は文獻的な周王朝史と對置するものとして、その批判を通じて進められるべきものであるから、唯一の依據すべきものとされる周本紀の構成についてその概略をみておく必要がある。いまその記述と原資料との關係についていえば、まずその始祖傳説としての姜嫄の感生帝説話は詩の大雅生民篇、姜嫄を帝嚳の元妃とするのは大戴禮帝繫篇、后稷が舜につかえて農師となつたとするのは書の堯典、その子不窋が戎狄の間に奔つたというのは國語周語、その戎狄の地で公劉が后稷の業を修めたとするのは大雅公劉篇に歌うところである。以下數世の世系は世本などの譜牒類にもとづき、

古公亶父の豳地經營は大雅緜篇による。太伯・虞仲の説話は左傳や論語にみえ、季歷のことは大雅皇矣、その子文王の記述は書の無逸の文を采る。次に伯夷・叔齊の説話が挿入されているのは、孟子などによるものであろう。文王の羑里拘囚の説話は左傳襄三十一年・淮南子道應訓・尙書大傳などにみえ、虞芮の訟は大雅緜篇に歌われており、文王の諸惡討伐は詩の皇矣・文王有聲、書の西伯戡黎により、尙書大傳とも一致するところがある。いわゆる文王紀元説は書の經説による。武王の克殷は漢初本泰誓によるものとみられ、また牧誓・逸周書克殷解の文を引く。以下に書序の文を多く用い、二王三恪や齊・魯の封建のことをいう。武王の洛邑造營は逸周書度邑解、從馬放牛のことは呂覽愼大、以下箕子について書の洪範、武王の疾については書の金縢の文を概括する。周公行政七年の間のことは書序をつらねて文を成しており、以下昭穆に至るまではみな周書の諸篇による記述である。

穆王の犬戎討征を祭公謀父が諫めたという話は國語周語にみえるものであり、つづいて書の呂刑を引くが、穆王期の記述はこの兩文によつて構成されている。次の共懿孝夷の四王については殆んど系譜をあげるのみで、夷王が卽位のとき堂下の禮を執つたという禮記郊特牲の記事や、公羊傳莊公四年にみえる齊侯烹殺事件も錄入されていない。

厲王の三十七年、好利の榮夷公を近づけて民衆の鋒起を受け彘に奔竄し、殘された太子が殺されようとして召公に救われた話は國語周語にみえる。史記は本紀に三十七年説を采るが、各世家ではすべて十六年説による。しかし十六年説の誤であることは金文の斷代編年によつてこれを正しうるのである。共和についても異説多く、宣王の中興については詩篇にこれを歌うものがあつて金文との一致も

みられるが、本紀にはそのことにふれず、ただ宣王が千畝の禮を修めず羌氏の戎に敗績する話を國語周語によつて述べるにすぎない。幽王期の衰亂と西周滅亡のこともすべて國語にみえ、鄭語・晉語などの奇怪な説話をとり、また呂氏春秋疑似篇などによつて褒姒説話を加えている。

以上が周本紀の構成とその原資料であるが、今日の文獻批判の方法からいえば、その殆んどが經説と巫祝の傳承による二次的資料にすぎない。たとえば本紀に「成康の際、天下安寧にして、刑錯きて四十餘年用ひず」というのは書序説によるものであろうが、成康期の金文は周の戡定作戰が最も大規模に、また頻繁に行なわれた時期であることを示している。また「懿王のとき、王室遂に衰へ、詩人刺を作る」というのも、小雅鹿鳴を刺詩とする十二諸侯年表説とともに三家詩説によるものであろうが、共懿期は廷禮册命形式の金文が成立したときで、むしろ周的政治秩序の完成した時期と考えられる。周本紀のような文獻資料にとどまる限り、西周期をなお説話時代としてその歴史性を否定するような考えかたもありうるであろうが、豐富に遺存する金文資料によつてこれと全く異なる西周史の再構成も可能であり、またそのような再構成を通じて古代史的な諸問題を具體化してゆくのでなければならない。西周史を古代史のうちで發展史的にどのように規定するかは、そこからはじめて出發すべき問題である。

二、文武の創業と王權

周王朝は文武の創業になるものとされ、金文においても周の建國をいうときには文武を並稱するのが例である。康王期の大盂鼎に「王若曰、盂、丕顯玟王、受天有大命、在珷王、嗣玟乍邦」とその創業を文武の二王に歸し、中期の宗周鐘に南方の疆土について「王肇遹省文武堇疆土」といい、また後期の彔伯𣪘に「王若曰、彔伯、朕丕顯祖玟珷」、詢𣪘「王若曰、詢、丕顯文武受命」、師詢𣪘「王若曰、師詢、丕顯文武、孚受天命、亦則殷民」、及び毛公鼎の「王若曰、父厝、丕顯文武、皇天弘猒厥德、配我有周、膺受大命」など、みな同様の表現をとる。「王若曰」と王の語を傳誦する形式を以て文武の創業を回顧するのは、概ね周室が困難な事態に直面し、危機的な意識を強めたときである。大盂鼎は成康の治といわれる康王末年に近い器であるが、なお殷民に對して周の受命を説き、その王權の正統性を主張する必要があつた。周初の軍事的行爲が一應終熄するのは康王末年の小盂鼎にいう鬼方の討伐に成功してからのことであるが、なお地方的な戡定作戰はつづけられている。

詢𣪘・彔伯𣪘は孝夷期のものであろうが、このとき南夷が猖獗を極め、内部にも政治的混亂を招いていた時期である。また師詢𣪘は夷王の初年、毛公鼎は共和期末、宣王親政の際のものと思われ、何れも内外に事多く危機意識の強い時局であつた。このとき文武の創業を回顧し復古的精神の高揚を圖つたことは、詩の大雅蕩などにもみえる。蕩には「文王曰咨　咨女殷商　匪上帝不時　殷不用舊」第

七章のように祖靈の訓告という形式をとるが、それは金文において「王若曰」として文武の受命をいうのと同じ。このような受命の主張は、内に對してよりもむしろその敵對者に對するものであつた。それで大盂鼎には上文につづいて殷の亡國をその敗德に歸し、周の受命はその純德の結果であるとし、師詢𣪘にも「丕顯文武、孚受天命、奕則殷民」という。詩の大雅蕩もおそらくこの時期のものであろう。殷周革命ののちすでに二百年近くを經ており、殷周のことをいう現實的な意味はそれ以外にはない。文武の受命は殷民を奕則するという、服屬する諸異族に對する當時の政治的意圖を以て主張されているのである。盂も詢も周とは異姓、おそらくもと東方系の氏族であろう。その銘に遡つて殷周のことをいうのはそのためである。

　このような受命の思想、一般に天の思想とよばれるものが、殷周革命を正當化する理念として政策的に創出されたとするのは必らずしも妥當でない。そのような政策的要求が現實にあつたとしても、それを理念化しうる條件が歴史的に存していて、はじめて行爲の理念化がなされうるのである。すなわち受命の思想の根柢には、周人の天に對する固有の信仰というべきものがあつたはずである。殷人は帝を祀りこれを禘祀し、王室をその嫡系とした。禘と嫡とはその字原と語原を同じうする。それで殷王はまた帝乙・帝辛とも稱するのである。しかし周人の天は王室とそのような系譜的關係をもつのでなく、人格神的屬性をもたない。天は地上の統治者を選擇し、王權を授奪する絶對者である。おそらくかれらの王位繼承の方法もそのような北方族的形態をとるものであつたと思われ、そこに太伯・虞仲のような説話を生んだのであろう。殷周の革命は、周人の考えかたからすれば天意による王位繼承法の擴大されたものに外ならない。

　かれらが天の信仰をもち天室の儀禮を修めていたことは、大豐𣪘や新出の⿰犭可尊銘によつて知ることができる。⿰犭可尊はおそらく成王初年の器であるらしく、成王が成周に遷都を決しようとしたときのことをしるしている。その文首にいう。

　隹王初鄹宅玗成周、复□珷王豐福、自天、才四月丙戌、王冡宗小子玗京室曰、昔才𠁁、考公氏克逑玟王、肆玟王受玆〔大令〕、隹珷王既克大邑商、則廷告玗天曰、余其宅玆中或、自之辥民

天とは天室のあるところ、祭天の儀禮を執行する聖所であろう。文は「隹王、初めて遷りて成周に宅らんとす。復りて武王を□(まつりて)豐福し、天よりす。四月に在り、丙戌、王、宗の小子に京室に誥ぐ。曰く、昔𠁁に在りしとき、考公氏克く文王を逑けたり。肆に文王、茲の大命を受けたまへり。隹武王、既に大邑商に克ち、則ち天に廷告して曰く、余は其れ茲の中國に宅りて、之の辥民（罪ある者、殷民）を自ひん」とよむべきであろう。廷は神を降して儀禮を行なうところ、廷告とは天に報告する祭儀をいう。そこでは殷民、東方の諸族は辥民とよばれているのである。

　大豐𣪘はその釋讀になお問題を存するものであるが、新出の⿰犭可尊の文と相參照すべきところがある。

　乙亥、王又大豐、王凡三方、王祀玗天室、降、天亡又王、衣祀玗王、丕顯考文王、事喜上帝、文王臨才上、丕顯王乍省、丕緣王乍庚、丕克王衣、王祀、丁丑、王鄕、大宜、王降

「王に大豐あり」とは⿰犭可尊の豐福のことをいい、「王、天室に祀る」とは天の廷告に當る儀禮である。大豐𣪘は康王初年の器であるから、丕顯考文王・丕顯王・丕緣王と文武成の三王を列ね、これを衣祀

（殷祀）することを述べる。衣祀は卜辭に直系諸王を合祀する祭儀として多くみえる。從來大豐毀は丕顯考文王の語によつて武王期の器とされているものであるが、三王の衣祀を行なうことをしるし、またその器制は康王期諸器に多くみえる象文の退化した渦身文形式のものであるから、康王期に屬すべきものである。成王期の犅𣪘と康王期の大豐毀とにいずれも天室の儀禮がみえるが、大豐毀においては「丕顯考文王、事喜上帝」のように上帝の語が加わつている。おそらく周人の天室の儀禮にのち殷人の禘祀の儀禮が習合して、帝と天の祭祀が同一視されるに至つたのであろう。その儀禮には殷系の東方族が多く參加している。

大豐毀にいう大豐の儀禮はまた麥𣪘にもみえる。麥𣪘は井侯に封ぜられた周公の子である征が周に見事の禮を行なつたとき、王が葊京で酌祀を行なうのに際會して辟雍の大豐の禮に參加し、これを佐けた井侯の臣麥に天子の賜與を受けたことをしるしている。この葊京の儀禮はのち昭穆期に至つて大いに行なわれ、葊京禮樂の時代ともいうべき時期を迎えるが、その儀禮に奉仕するものは概ね殷系庶殷とみられる諸族である。麥氏もその系統のもので、その銘末に圖象標識をもつ。神事にはたとえば二王三恪というように、被征服者たる前朝の祖靈が客神としてこれに奉仕する傳統があつた。

さきにあげた犅𣪘の銘には、そのことについて示唆するところがある。「王、宗の小子に京室に誥ぐ。曰く、昔𠦪に在りしとき、考公氏克く玟王を逨けたり。肆に玟王、茲の大命を受けたまへり」と文王の受命を回顧するのは、それを犅族の考公氏の翼賛の功とするのである。考公氏はおそらく作器者犅の父であろう。𠦪は卜辭にみえる地名で、犅氏はその地の舊族とみられる。犅は何の初文、また河にその字形を含むものがあり、その家は河神の祭祀に關與した氏族であろう。穆天子傳には河宗の諸族がみえる。犅氏が文王を佐けたというのは、もと殷に服事していた犅氏がこのとき文王に加擔した意を示すものであるが、それは武王克殷以前のことであろう。文王は德を修めて西伯と稱し、天下を三分してその二を有つたとされるが、當時殷系の諸族にして周に歸するものがこの方面に多かつたのであろう。河洛の地にあつた召族も、武丁期には西史召として殷の祭祀權を代行する立場にあつたが、のち召方とよばれ殷の外邦にして敵對國とされている。周初の經營に召族が極めて重要な役割を負うていることからいえば、召族はのち殷に叛いて周と聯合する態度をとつたものと思われる。すなわち克殷以前に殷の內部に動搖分裂を生じ、その王朝的秩序に破綻を生じつつあつたのである。

大小二盂鼎の祖南公も、克殷以前に周に加擔していた氏族であろう。大盂鼎の文首に文武の受命をいい、つづいて「今我隹卽井亩于玟王正德、若玟王令二三正、今余隹令女盂𥂴焚、敬雝德巠、敏朝夕入諫、享奔走、畏天畏」と命じ、また「令女盂、井乃嗣祖南公」とその祖と同じく服事することを求め、千數百名の人鬲と田土を賜うとともに、祖南公の旂を與えている。器は二十三年の紀年銘をもち、盂の祖南公は文武につかえた人である。その文中に殷の滅亡がその敗德によることを强調しているのは、盂の家がもと殷系の族であるからであろう。盂はのち鬼方を伐つて大功を博し、小盂鼎にはその獻捷の禮が詳しく述べられている。おそらくもと河內方面の舊族であろう。盂は地名としては卜辭に河內の畋獵地としてみえ、またその受年を卜し、王の出遊往來を卜するものもあるが、末期には盂方の名がみえる。卜辭にはその盂方を伐つに當つて、王が大邑商に告祭する例甲・二四一六がある。卜文

の盂と金文の盂との同異はなお確かめがたいが、殷の末期に殷と敵對關係にあつた盂方が、文武に加擒した盂の族である可能性は多いとしなければならない。董作賓氏の殷暦譜卷九に盂方征伐關係の卜辭を帝辛四十祀・四十一祀とする。その繋年には陳夢家氏綜述三一〇頁の指摘するように多少の疑問があるとしても、帝辛末期のものであることは疑なく、その地も晉南の方面であることが推測されている。それは盂の祖南公の時期と近く、銘文にいう「乃の嗣げる祖南公に刑らしむ」とは、南公以來周に服事する關係の確認を求める意である。〔犭可〕尊における考公氏、大盂鼎における祖南公は、いずれも殷周の際に殷の王朝的秩序を脱して周に服事したものとみられるが、おそらくそのような事情はこの方面の諸氏族の間に多く存したことであろう。

このことはいわゆる殷周革命の性格を考えるときに見のがしがたい重要な事實のように思われる。殷周の革命はもとよりその內部よりする變革ではなく、また外方の蠻族による征服國家でもない。殷は神聖王朝としてその宗教的絶對性を秩序の原理とした。彝器文化は本來そのような秩序の象徵的意味をもつものであつた。しかしそのような殷の內部から、秩序の離脱者がすでにあらわれているのである。周の勢力が直接に及ぶ晉南豫西の地には、克殷以前から周と關係をもつと思われる諸族があり、召族をはじめ〔犭可〕や盂などがすでに殷から離叛している。殷周の革命はこのような諸氏族の離合の關係の上にその宗主權を爭うものであつた。

東西の諸族の間に支配權を爭うというそのような關係は、おそらくさらに古く先史の土器文化の時代からくりかえされていたことであろう。彩陶文化と黑陶文化との廣汎な地域にわたる重層關係が、そのことを推測させる。しかし政治的にその形勢を決するものは、おそらくその地域における聖職的な氏族の動向であつたと思われる。空桑說話をもつ伊尹によつて代表される伊洛の聖職者が湯に服事することによつて殷王朝が成立したように、殷の西史召、またおそらく河宗の族である〔犭可〕が文王に協力することによつて、周の創業が準備される。殷が鄭州期以前に一時偃師にまで進出しているのも、その地が以上のような意味で必爭の地であつたからであろう。

殷周革命の意義は、東西兩古代文化の間にくりかえされたそのような上古史的事實の波動のなかで把握すべきであり、武王の克殷はそれに結束を與えたものであるにすぎない。殷周の革命が金文においてもつねに文武の受命として表現されるのは、古代王朝の隆替を決する諸氏族の聯合關係が、文王のときすでにその形勢を成就していたからであり、それが文獻にいう「天下を三分してその二を有つ」という狀態であつた。その事實は召・〔犭可〕・盂などもと東方殷系に屬する諸族の殷からの離叛、周への服事という周初金文のしるすところによつてこれを證しうるのである。

卜辭にみえる王朝の經營の範圍は、武丁期の鬼方、帝辛期の夷方などの遠征を除けばほとんど王畿の周邊、それも主として冀南・豫西の方面に集中している。おそらくその地が最も重要な經營の對象とされていたのであろうが、その背後にある周侯の勢力が意識されていたようである。周は武丁期の卜辭にすでに周侯としてその名がみえる。侯とは王朝の秩序のなかで、その方域に特定の地位を占めるものであつた。武丁より帝辛に至るまでは七世であるが、周本紀によると周は公劉より四世の間は

夷狄の間に奔竄し、また五世にして古公亶父に至ってはじめて戎狄の俗を脱し城郭定居、また三世にして文王に至るとする。しかし武丁期にすでに周侯として西方に地位を占めているとすれば、周の興起は古公以前にあるとすべく、武丁期卜辭では周侯は殷王朝から特別の儀禮を以て遇せられる有力な邦族であったことを示している。

殷の王朝的形態が極めて疏緩な秩序の上に成り立つものであることは、たとえば彝器文化における圖象標識體系のもつ象徵的性格からも推測されることである。殷の直接的な支配の關係はおそらく王畿の周邊にとどまり、王室と本支親緣の關係にある諸族がその藩屏をなし、その外邊に多方とよばれる獨立的な諸邦族があって、それらのうち有力なものは侯伯とよばれた。殷はこれらの諸族に對して、神權的な優位を保持することによってその王權を行使した。そのような國家形態にとって、王權の神聖性は殆んど唯一の國家存在の理由であった。それでその宗教的な基盤が動搖すると、王朝は直ちに危機的な狀態に陷るのである。史に傳える武乙期の說話は、その間の事情を示すものであろう。

武乙の無道については、殷本紀に

帝武乙無道、爲偶人、謂之天神、與之博、令人爲行、天神不勝、乃僇辱之、爲革囊盛血、卬而射之、命曰射天、武乙獵於河渭之間、暴雷、武乙震死

とみえるが、この記述の資料とするところは知られない。またこのような說話にあまり重要な意味を與えることは避けるべきであろうが、しかしこの說話の趣旨が天の信仰に對する冒瀆を意味するものであることは疑ない。天の信仰は周人固有のものであり、さきの⿰犭可尊や大豐殷の銘文には天室における天の祭祀がみえる。武乙說話はその信仰に對する挑戰であり、その天神を辱しめる行爲は同時に周人の信仰を神聖王として拒否するものであるが、その結果武乙は河渭の間に震死する。渭濱は周の根據とするところであり、周人の信仰を辱しめようとした武乙はその天譴を受けたのである。

この武乙期以來の周族の動靜については、後漢書西羌傳に數條の記載がある。おそらく當時出土の竹書紀年などによるものであろう。

及武乙暴虐、犬戎寇邊、周古公踰梁山、而避於岐下、及子季歷、遂伐西落鬼戎、太丁之時、季歷復伐燕京之戎、戎人大敗周師、後二年、周人克余無之戎、於是太丁命季歷爲牧師、自是之後、更伐始呼翳徒之戎、皆克之、及文王爲西伯、西有昆夷之患、北有玁狁之難、遂攘戎狄而戍之、莫不賓服、乃率西戎、征殷之叛國、以事紂

紂に事えたという最後の一條が左傳 襄四年 によるほかは、みな竹書紀年の文に據るものであろう。左傳に「文王師殷之叛國、以事紂」とあり、いわゆる天下を三分してその二を有つとする傳承であるが、そこには儒家的粉飾のあとがみられる。

今本紀年によると武乙の三十四年に周の季歷が來朝し、三十五年にまた西落鬼戎を伐っている。落は潞、のちの潞安地區の赤狄の族である。太丁のとき季歷は燕京山西 の戎を伐って大敗したが、太丁の四年周は余無の戎を伐って克ち、殷の牧師に命ぜられた。つづいて太丁七年、諸戎を伐ってみなこれに克ち勢力を加えたが、晉書束皙傳によると季歷はそのために文丁に殺されたという。文丁は太丁、卜辭に文武丁と稱する殷王である。武乙期における天神の僇辱、文武丁期における季歷の誅殺など、

殷周の對決はすでに緊迫の度を加えつつあつた。武乙の天神僇辱の說話はその宗教的葛藤の表現とみることができる。

殷末の二帝、帝乙・帝辛期は殷がその餘勢を振つた時期であるらしく、帝乙については周書の多方に「以至于帝乙、罔不明德愼罰、亦克用勸」とあり、酒誥・多士にも同旨の文がある。周初の周人による文獻にいうところであるから、信ずべき事實であろう。紂は滅國の王で諸惡悉くその一人に歸する結果となつたが、卜辭のしるすところや彝器文化の上からいえば、帝辛の時代はおそらくかなり充實した時代であつたとみられる。殷本紀の記載のごときはみな雜說に采り、殆んど資料的價値をもつものではない。ただ書の西伯戡黎は今文に屬する一篇であるから、なお參考とすべきものであろう。いまその文を引いておく。

西伯既戡黎、祖伊恐、奔告于王曰、天子、天既訖我殷命、格人元龜、罔敢知吉、非先王不相我後人、惟王淫戲用自絕、故天棄我、不有康食、不虞天性、不迪率典、今我民罔弗欲喪、曰、天曷不降威、大命不摯、今王其如台、王曰、嗚呼、我生不有命在天、祖伊反曰、嗚呼、乃罪多參在上、乃能責命于天、殷之卽喪、指乃功、不無戮于爾邦

文はおそらく列國期のものであろう。郭沫若氏は文中に天の字が數見することをその證とするが、天は周初の彝器にすでにみえるものであり、この文はなお周の固有の信仰を傳えるものとみるべきである。

文中の祖伊を孔傳に祖己の後とするのは祖を氏號とみるものであろうが、祖己は書序に高宗肜日・高宗之訓の作者とされ、祖己・祖伊はみな伊尹の系列に屬する聖職者である。この西伯戡黎說話は周人の立場から革命の正當性を主張するものであり、殷の聖職者をして天の信仰による革命の必然性を說かせる形式をとつている。祖伊がこのような天命運旋の宣告者として登場するのは、古く伊尹以來の傳統による聖職者のうちから、その信仰の動搖があらわれた事實を示すものとみられる。

殷王朝の成立に伊尹が參加しているのは古代王權の條件をみたすものであり、古代王權はそのような聖俗の合體を必要とした。伊尹は空桑說話をもつ神話中の人物で、おそらく伊洛の地の洪水神であり、その祭祀權をもつものが聖職者としての傳統を保持したのであろう。伊尹は湯をたすけて書の湯征や湯誓を作り、また汝鳩・汝方・咸有一德・伊訓をはじめ太甲三篇もその作とされている。沃丁には伊尹を商都亳に葬ることをしるし、そののち伊陟が咸乂四篇をはじめ伊陟・原命を作り、高宗のとき傳說・祖己がこれを佐けた。いずれも伊系の聖職者である。書の君奭に伊尹・保衡・伊陟・臣扈・巫咸・巫賢・甘盤、また高宗肜日に祖己、盤庚に遲任、詩の商頌長發に阿衡の名がみえ、またみなその系列のものである。竹書紀年によると、伊尹が太甲を放つて殺されたのちその子伊陟・伊奮が立てられたとしており、聖職者は王權に干與することがあり、しかもその地位は世襲であつた。卜辭には伊示・黃示の名がみえ、武丁期には伊廿示、武乙期に伊廿示又三などの例もあつて、王室の祖祭とならぶ傳統をもつ。そのような傳統を保持することがまた王權の條件とされていたのである。

このことからいえば、おそらく伊系の直系者である祖伊が殷の滅亡を宣告している西伯戡黎の一篇は、單に列國期の擬古文としてしりぞけがたい古傳承的意味をもつものとすべきであろう。そして犅尊や大豐段にみえる天室の奉仕者たちも、おそらく聖職者としての傳統をもつものであり、もと殷の

神事に與かるものであつたと思われる。殷周の革命はもとより政治的軍事的な事實であるが、この古代王權の隆替の背後に、帝の直系者とする殷の王權觀念と天の信仰によつて神授説をとる周族の觀念との、古代宗教的な闘爭のあつたことが認められる。そしてその歸趨を定めるものは聖職者たちの向背であつた。古代王權がこのような構造のものであることは、やがて周初の經營において明公・明保と稱する周公と、皇天尹大保・君奭と稱する召公と、二公の王室輔弼という形態で傳承されてゆくのである。

三、東と西

殷周の革命は、最終的には武王が殷を牧野に破り大邑商を陷れることによつて成就される。商王紂は身に玉衣をまとい、自ら鹿臺に火を放つて火中に投じたという。神聖王らしい最後である。しかし周人の傳承によると、武王は紂の首を白旗に懸け、その妃妲己を殺し、盤庚の政を復して殷民の望を收め、王子祿父を封じて商の祀を嗣がせた。殷本紀・周本紀はそのことを尙書牧誓・太誓、詩の大雅大明、逸周書克殷解、呂覽愼大篇などによつてしるしているが、このうち西周期の資料は詩篇の大明一篇のみであり、それも克殷故事の祭祀儀禮化に伴なつて作られたもので、克殷當時の資料とすべきものではない。

殷周の抗爭はすでに述べたように長期にわたつて種々の形態でつづけられ、たとえば武乙の天神僇辱と震死の説話のごときも、その古代宗教的葛藤のあとを示すものとみられる。兩者の勢力は主として冀南・豫西の地で接觸し、その地の舊勢力の爭奪が形勢の優劣を決した。武王期には克殷をいう利毀があり、(補注一)成王初年には新出の器、珂尊がある。

牧野の戰における誓命をしるすとされる牧誓によると、武王はその軍下に對して「逖矣西土之人、王曰、嗟、我友邦冢君、御事司徒司馬司空、亞旅師氏、千夫長百夫長、及庸蜀羌髳微盧彭濮人」とよびかけており、その軍は西土諸族の聯合軍を主とするが、その友邦冢君のうちには、もと東方の殷王朝の秩序から離脱して周に加擔する舊氏族たちをも含んでいたであろう。牧野への進出はそれらの豫西諸族の協力がなくては不可能なことである。尤もこの牧誓一篇は舞曲的な構成をとるものとみられ、詩の大武の樂章との關係によつてのちに創作されたものであろう。司馬司空などの諸職は周初の金文にはみえない官名である。

牧誓は文首のよびかけにつづいて、「稱爾戈、比爾干、立爾矛、予其誓」と嚴かに誓言する。その誓言のなかで、商王受が婦言に聽いて祖靈を祀らぬことを責め、また「乃惟四方之多罪逋逃、是崇是長、是信是使、是以爲大夫卿士、俾暴虐于百姓、以姦宄于商邑」と述べているが、このような狀態は氏族制の崩壞過程にある西周衰亂期の詩篇に至つてみえるものである。武王はまた「今予發、惟恭行天之罰、今日之事、不愆于六步七步、乃止齊焉、夫子勖哉、不愆于四伐五伐、六伐七伐、乃止齊焉、勖哉夫子」と軍士たちによびかけるが、それはおそらく詩篇の大武樂章の樂次に合わせた記述であろう。王國維の周大武樂章考觀堂集林卷二に、一成して北出し、干戈をあげて昊天有成命を歌い、二成し

て滅商のことを演じ、發揚踏勵して武を奏するという。この舞曲を奏するとき、友邦冢君や庸蜀以下の諸族もその祭祀儀禮に參加したことと思われる。辟雍儀禮の盛行した時期のことであろう。

武王期に最も近い資料としては、さきにもふれた新出の器[犭可]尊がある。それは成王が[犭可]に成周京室において其の先考の功を賞し、つづいて「隹珷王既克大邑商、則廷告亏天曰、余其宅玆中或、自之辟民」と武王の志を述べ、貝卅朋を賜うてその服事を命じたものであるが、大武の儀禮は古くこのような廷告の儀禮に發するものであろう。成周は造營のはじめしばらく新邑と稱したが、ここに庶殷をおき、これを直接支配下におくことによって東方を控制することが周の東方支配の基本の方針であった。その威令を行うために中國たる成周に都し、その辟民たる庶殷を用いようとしたのである。滅國ののちにも東方諸族の勢力はなお輕視しがたいものがあり、周初の文獻とみられる書の召誥にはなお「大國殷」と稱し、顧命には「大邦殷」という。いわゆる殷の頑民をどのように支配するか、その對殷政策は周の統治上の最も重要な課題であった。成王が武王の志をついで一時成周の遷都を決しながらやがて宗周に退いているのも、對殷政策上の顧慮によるものであろう。成周の庶殷とともに、また陝西の地にも多くの東方系諸族が移されている。これを陝西の庶殷とよぶことにしよう。[犭可]尊の作器者である[犭可]族のごときもその一とみられ、その器は寶雞の出土と傳えられる。出土の場所は明確でないが、最近の出土品であるから寶雞地區のものであることは疑ない。

寶雞は殷器の出土の多いことを以て知られる地である。鬭雞臺柉禁第一群 陶齋・第二群 柉禁・銅禁 文物・一九七五・三 をはじめ、父辛卣など西周早期墓葬品 文物・一九七五・三 などの出土がある。また近くの鳳翔からは周初に近い散伯諸器や夨王彝、郿縣からは大小二盂鼎、王姜の名のみえる郿縣大鼎 文物・一九七二・七 が出土、京兆からも早周の器が出ている。寶雞一帯には殷周期とみるべき器が多く、盂・散・夨王などの諸器がいずれも殷系の舊族の器とみられることは、すでに通釋に論じた。そのうちには[犭可]族と同じく克殷以前に周に服事したものもあるであろうが、その大部分は克殷後にこの地に移されて墾闢のことに當ったものであろう。この地の土地所有關係の展開は、後期にこの地域から土地關係をしるす長文の銘をもつもの、たとえば散氏盤などをはじめ近出の董家村の衞鼎甲乙兩器 文物・一九七六・五・六 の出土などによって知られる。この渭水流域の豐沃な土壤は古く彩陶文化の榮えたところであるが、周王朝の經濟的地盤をなすものとしてさらに大規模な經營が進められたのであろう。そこには高度の農耕技術をもつ庶殷が移殖された。成周の庶殷と陝西の庶殷とはいくらかその性格を異にするところがあるとしても、要するにいわば歸化族的な存在である。これら歸化族的な殷系諸族に對して、周の舊族を王人と稱したことが宜侯夨𣪘や曶鼎にみえるが、しかしこの王人たちもすでに社會的に階層化されたものであることは、その器銘からも知りうることである。このような經營地の社會的階層の分化は、すでに複雜な進行を示しつつある。

西周後期の金文にはこの陝西の地に多くの諸夷があらわれるが、それは前中期における淮域經營の結果もたらされたものであろう。そのことはまた後述するが、陝西渭域の經營に古くは庶殷、のちに諸夷が多くその生產關係者としてみえることは、この地域がその生產關係のうちにいわゆる奴隸制的な問題を內包するものであることを示すとみられる。古代の王朝に、その王朝的規模を可能ならしめ

る要素としての奴隷制的なものが全く存在しないはずはないが、それがどのような規模において、またどのような形態として存したかが問題である。おそらくそのような問題は、最も經營的な生産が試みられたと考えられるこの陝西渭域の地に、集約的な形態として存したであろう。金文資料にみえる大土地所有の進行も、この地域において最も顯著である。周初の陝西庶殷の問題は、後期の陝西諸夷の問題にも關聯し繼承されてゆく性質のものであるが、ただ陝西庶殷の諸族は高雅な彝器文化の所有者であり、諸夷は耕作者・被管理者としてのみあらわれ、兩者は階層的に全く異なる立場のものであることが知られる。西周期における社會階層形成の過程を分析する上に、陝西地區の彝器文化と金文とは、極めて重要な資料を提供するものと考えられる。

　庶殷を成周に遷し、また東方の雄族を多く陝西の地に入植させて殷の王朝的秩序が解體されるとともに、その舊支配地の經營のために新たな方策がとられた。周初の大封建として傳えられるものがそれである。侯伯を立てて所在の地區を統轄させることはすでに殷代にも行なわれていたことであるが、それは概ね既存の勢力を承認し王朝的秩序に服させるためのものであった。いわゆる封建がその支配秩序の樹立のために組織的に行なわれたのは、もとより周にはじまることである。

　周は克殷ののち、王族や親縁のものを各地に封建する政策をとったとされている。左傳昭廿八年に「昔武王克商、光有天下、其兄弟之國者十有五人、姫姓之國者四十人、皆擧親也」とみえ、また廿六年傳に「昔武王克殷、成王靖四方、康王息民、並建母弟、以蕃屏周」とあって、その政策は康王期まで繼續して行なわれた。これを周公の創制とするものもあり、荀子儒效篇に「周公兼制天下、立七十一國、姫姓獨居五十三人」とみえ、王國維の殷周制度論の據るところである。その入封のときにはみな封策の誥命を發し、また寶器を授與する例であった。左傳定四年の記事はよく知られているものであるが、いわゆる封建の方法を示すものがあると考えられる。

昔武王克商、成王定之、選建明德、以蕃屏周、故周公相王室、以尹天下、於周爲睦

分魯公以大路大旂・夏后氏之璜・封父之繁弱・殷民六族條氏徐氏蕭氏索氏長勺氏尾勺氏、使帥其宗氏、輯其分族、將其類醜、以法則周公、用卽命于周、是以使之職事于魯、以昭周公之明德、分之土田陪敦、祝宗卜史、備物典策、官司彝器、因商奄之民、命以伯禽、而封於小皥之虛

分康叔以大路少帛綪茷旃旌大呂、殷民七族陶氏施氏繁氏錡氏樊氏饑氏終葵氏、封畛土略、自武父以南、及圃田之北竟、取於有閻之土、以共王職、取於相土之東都、以會王之東蒐、聃季授土、陶叔授民、命以康誥、而封於殷虛、皆啓以商政、疆以周索

分唐叔以大路密須之鼓・闕鞏沽洗、懷姓九宗、職官五正、命以唐誥、而封於夏虛、啓以夏政、疆以戎索

三者皆叔也、而有令德、故昭之以分物、不然文武成康之伯猶多、而不獲是分也、唯不尚年也、管蔡啓商、惎閒王室、王於是乎殺管叔而蔡蔡叔、以車七乘徒七十人、其子蔡仲改行帥德、周公擧之、以爲己卿士、見諸王、而命之以蔡、其命書云、王曰胡、無若爾考之違王命也、……武王之母弟八人、周公爲大宰、康叔爲司寇、聃季爲司空、五叔無官、豈尚年哉、曹文之昭也、晉武之穆也、曹爲伯甸、非尚年也

この文は召陵の會に當つて蔡・衞が禮の先後を爭う話のうちにみえ、祝佗（鮀）子魚がその故實を論じたもので、祝史の間に存した傳承であろう。周の封建はいわゆる文の昭、武の穆、周公の胤の他に成王・康王の母弟たちも封ぜられ、また移封改易などのこともあつて、必らずしも所傳のように整然たるものではない。

また異姓の諸侯については、史記周本紀に禮記樂記等により神農の後を焦、黃帝の後を祝、堯の後を薊、舜の後を陳、禹の後を杞に、また師尙父を齊に、周公旦を魯に、召公奭を燕に、弟叔鮮を管に、弟叔度を蔡に封じたとするが、周召二公はその封に卽かず、文獻にいう周初の封建には五帝の後をはじめ疑うべきところが甚だ多い。左傳定四年にも伯禽・蔡など、のちに傳えることのない命書の名をあげており、その賜與のうちには當時なお存することのない律鐘の類をあげるなど、のちに加えられた傳說的な要素をも含んでいる。

克殷後の經營に最も問題とされたのはやはり殷の舊王畿の處置であつたらしく、庶殷を成周に遷したあとには周公の兄弟管叔・蔡叔を封じた。左傳僖廿四年に文王の子にして侯たるもの十有六國とし、史記管蔡世家に武王の同母兄弟十人の名をあげている。伯邑考・武王發をはじめ管叔鮮・周公旦・蔡叔度・曹叔振鐸・成叔武・霍叔處・康叔封・冉季載で、管蔡曹成霍などはみな封國の名である。康叔封・冉季載は當時なお幼少で入封をえなかつたとするが、このうち金文にみえるものはひとり康叔丰の器があるのみである。康叔は克殷解によると克殷の儀禮に與かつており、史記の記述は疑問とされよう。康侯段に「王朿伐商邑、祉令康侯啚于衞、渣嗣土遈眔啚」とあり、康侯は克殷のときすでに衞に入つている。衞は詩にいう邶鄘衞、すなわち殷の舊王畿である。

邶には邶子と邶伯と兩見、いずれも邶國の器 綴遺・二四・一九 とされ、王國維の北白鼎跋 觀堂集林卷一八 にもその說がみえるが、北子方鼎には「北子乍母癸寶隮彝」、北子盤に「北子宋乍文父乙寶隮彝」とあつて考妣を干名を以てよび、東方系の族である。北伯の器は光緒十六年直隷淶水張家窪より十餘件が出土し、王國維はこの方面を邶鄘の邶に當て、鄘を魯の地とした。しかしこの河北の方面は琉璃河・藁城・磁など、さらには遠く遼寧の凌源・喀左の地からも殷器が多く出土しており、周初の器も同出するという關係から、周初の戡定作戰による移動のあとを示すものとみるべきであろう。この方面は召公の一族である匽侯の作戰したところで、易州や琉璃河からは匽侯の器が出ている。

鄘・衞のうち鄘には庸鼎、衞には衞卣・衞尊など成王期と考えられる器がある。衞器に「衞乍季衞父寶隮彝」と銘するものがあり、季衞父が受封の人かも知れない。賢段に「唯九月初吉庚午、公叔初見于衞、賢從、公命事」とあり、衞は公叔の見事の禮を受けている。ただ金文には衞侯・衞伯のように稱する例はない。

殷の舊王畿に入つた初封の人とされる管叔・蔡叔のことは、金文には全くみえない。まもなく叛して誅滅を受けたとも考えられる。史記の世家に二叔の叛についていう。

武王既崩、成王少、周公旦專王室、管叔・蔡叔疑周公之爲、不利於成王、乃挾武庚以作亂、周公旦承成王命、伐誅武庚、殺管叔而放蔡叔、遷之與車十乘徒七十人、從而分殷餘民爲二、其一封微子啓於宋、以續殷祀、其一封康叔爲衞君、是爲衞康叔、封季載於冉

冉季・康叔皆有馴行、於是周公擧康叔爲周司寇、冉季爲周司空、以佐成王治、皆有令名於天下、
蔡叔度既遷而死、其子曰胡、胡乃改行、率德馴善、周公聞之、而擧胡以爲魯卿士、魯國治、於是
周公言於成王、復封胡於蔡、以奉蔡叔之祀、是爲蔡仲

主として左傳定四年の記事によるものであるが、史記の魯周公世家には周公の踐祚がその原因であるとし、「武王既崩、成王少、在强葆之中、周公恐天下聞武王崩而畔、周公乃踐阼、代成王攝行政當國、管叔及其群弟、流言於國曰、周公將不利於成王」という。その說は荀子儒效・禮記文王世子・明堂位の諸篇にみえ、戰國期以後のものであろう。群弟流言のことは書の金縢にもみえるが、今文金縢は史記の金縢說話と多少異なるところがあり、史記には說話發展のあとがみとめられる。また周公世家によると、管蔡の叛には淮夷が加擔したということが加えられている。

管蔡武庚等、果率淮夷而反、周公乃奉成王命、興師東伐、作大誥、遂誅管叔、殺武庚、放蔡叔、
收殷餘民、以封康叔於衞、封微子於宋、以奉殷祀、寧淮夷東土、二年而畢定、諸侯咸服宗周

この史記說は書序とも異なり、また大誥篇にいうところとも一致しない。大誥篇は殷の逋播の臣を伐つために多方庶邦に東征を命じているが、その首謀が武庚であることをも明言していない。問題はむしろ周の內部にあり、「弗弔天、降割于我家」、「有大艱于西土、西土之人亦不靜」というように大艱は西方に起ったものであり、東方の叛亂はそれによって誘起されたものと思われる。また金文によると、武庚祿父の叛を伐つものは大保召公であって周公ではない。周公の東征は埜侯を伐つときの、魯の建國に關するもののようである。最も同時資料に近いとされる周書諸篇においても、これらの金文資料と對比して解釋することによって、はじめてその本來の資料性を回復することができよう。

大誥にいう東征には、おそらく舊殷の在地氏族勢力が多く動員されたことと思われる。その誥命において王は「爾多方越爾御事」、「我友邦君越尹氏庶士御事」、「爾庶邦君越庶士御事」のようによびかけている。多方庶邦はいずれも獨立的な氏族國家の形態をもつ殷以來の舊族であり、成康期の金文に東方の戡定作戰などに從っている殷系の諸族がそれであろう。大誥では王はこれらの多方庶邦に對して自らを小邦周とよび、天命によって「寧文武の圖功」を成就しようと宣言している。小邦周とは、周書にしばしばみえる大邦殷に對する語である。周初の封建はこの大邦殷の勢力を周的に改編することを意圖するものであった。すなわちそれはなお、甚だ古代王朝的な秩序の問題であり、一般的な分期的封建制と區別する意味で、古代的封建制とでもよぶべき性質のものである。そしてこの古代的封建制の行なわれた東方の社會は、のち三百年にして陝西の周的社會が崩壞するとともに、春秋列國として史上にあらわれてくる。春秋列國はこの多方庶邦が領土國家的に發展してきたものであり、從がってそのうちに氏族制的遺制というべきものをも多く含んでいる。中國の古代社會を社會史的に規定することが困難であるのは、以上に述べたように陝西地區と東方社會との經營形態の相違、また東方社會における氏族制と封建制との重層的な構造、古代的封建制から領土國家への移行という歷史的な推移のなかで生まれる多くの矛盾的な關係などが、容易に處理しがたいものであることにもとづくのである。この章は序章的な意味をも含めて、それらの問題の因由するところに一應の言及を試みた。金文學的に西周史の再構成を試みるとしても、またそのための方法的な用意を必要とするのである。

第二章　周初の經營

一、北方の殷周器

克殷後の東方經營には成王が王姜を伴なうて親征を試みているのをはじめ、周召二公がその三族を率いて遠征し爾後の經略に當つたことが、金文資料によつて知られる。殷本紀によると、紂の子武庚祿父が封ぜられて殷祀を嗣ぎ般庚の政を復したが、武王が崩ずると管叔・蔡叔とともに亂を作し、成王は周公にその誅滅を命じ、殷祀は微子啓が宋に封ぜられてこれを嗣いだという。この祿父の討伐に當つたのは金文によると周公ではなくて召公奭であつた。大保𣪘に

　王伐彔子聖、𠭰厥反、王降征令于大保、大保克敬亡譴

というものがそれである。彔子聖は祿父、金文ではまた天子聖彝 窓齋・二一・九 に天子聖(補注二)と稱しているもので、殷の滅亡ののち、その餘民を率いて周に抵抗を試みたのであろう。しかし天子聖と稱して獨立を圖つた彔子聖は、おそらくこの召公の討伐を受けて敗れ、その族はのち遠く陝西扶風の地に遷されたようである。彔の器には從來の著錄のものに彔𣪘一・二・彔𢦚卣・彔𢦚尊・伯𢦚𣪘・彔伯𢦚𣪘以上第十七輯などがあり、何れも出土地の知られなかつたものであるが、近年に至つて扶風法門より𢦚鼎一・二・𢦚𣪘・𢦚甗・伯𢦚𣪘・伯𢦚壺などが西周殘墓のうちから出土し、彔氏の遷された地が明らかとなつた。これらはみな一族の器で、舊著錄の彔𣪘一に文祖辛公、彔𣪘二に文考乙公、彔𢦚卣に文考乙公、彔伯𢦚𣪘には皇考釐王の器を作り、伯𢦚𣪘には西宮の寶彝を作るという。皇考釐王のような稱は彔氏が舊王室の出自であることを示すものである。また新出の諸器にも、𢦚鼎一に文祖乙公、𢦚鼎二に文考甲公・文母日庚、𢦚𣪘に文母日庚の名をあげる。彔伯𢦚の諸器は、昭穆期に成周の庶殷を率いて淮夷を討伐することを命ぜられており、おそらく王族の後として庶殷を統率する立場にあつたものであろう。彔伯𢦚𣪘に「彔伯𢦚、繇、自乃祖考、有捪于周邦、右闢四方、惠亘天命」のような語があり、かれらは召公の討伐を受けてまもなく周に歸順し、庶殷とともに西方に遷されたようである。祿父ののち殷祀を嗣いだ微子啓は周によつて宋に封ぜられたというが、微子は祿父とまた別派の人で、あるいは周の支配圈を逃れて宋に國を立てたものかも知れない。微子のことは金文には全くその蹤迹をとどめず、箕子とともにその消息に興味がもたれる。召族の東征は祿父の亂にとどまらず、さらに東して山東の地に及んでいる。さきの大保𣪘はいわゆる壽張梁山七器の一である。壽張は山東西部の河南に接する地で、禹貢にいう大野澤、すなわち鉅野澤の北端に位置し、梁山はその壽張を東に臨む丘陵の地であるが、當時東方の諸夷に對する作戰の要地とされたのであろう。のちのいわゆる梁山泊である。ここから出土した梁山七器は、陳夢家氏によると大保方鼎・大史友甗・伯害盉・害鼎・大保𣪘・大保鴞卣・魯公鼎の七器とするが、大保鴞卣はおそらく小臣艅犧尊の誤であろう。また亞爵などの殷器もあり、數次にわたる出土であるらしい。もともと山東には殷の遺品が多く、濟南の大辛莊殷

諸器文物・一九七二・五、長山の父辛卣，爵・父戊爵金索、長清興復河の北子冂圖象諸器山東文物・長清出土方鼎等十六件文物・一九六四・四・蒼山縣東高堯村殷諸器文物・一九六五・七・鄒縣殷諸器文物・一九七四・一・滕縣殷諸器文物・一九五九・一二・惠民殷諸器考古・一九七四・三・益都殷墓鉞文物・一九七二・五などがあり、近出の器もまた乏しくない。これら山東近出の殷周器については、齊文濤氏に「概述近年來山東出土的商周青銅器」文物・一九七二・五に紹介が試みられている。その地は殷周期青銅器文化の一中心をなすものとみられ、その制作は概ね正統的な様式のものである。殷文化の直接的な影響の及んだ地域と考えられる。

梁山七器のうち小臣艅犧尊を除く他の諸器はみな召族關係の器である。大保方鼎・大保段・大保卣はみな大保召公の器、伯害・害の器は召伯父辛、大史友甗は召公のための作器である。召伯父辛は召公の父と考えられる人であるから召公と害とは兄弟行であり、大史友甗の大史友は召公の子であろう。七器の出土事情は二次にわたるものであまり明らかでなく、またこれらの器が同出する理由もよく知られない。このうち小臣艅犧尊は殷末の器で、その銘に「丁巳、王省夔且、王易小臣艅夔貝、隹王來征夷方、隹王十祀又五、肜日」とあつて帝辛十五年、その東征の際のものである。この器が召族の器と同出のものとすれば、このとき艅は召公の東征を受けて歸服しその軍に從つたものであろう。のちの師艅の諸器のうちには京兆の出土と傳えられるものがあり、その族はやがて西方に遷され庶殷を督して師職に任じたものと思われる。彔氏の諸器が扶風から出土するのと同様の事情であろう。

召族はこの梁山より更に北して河北の地に赴いている。殷系諸族のうち歸服を拒んで東北の地に走るものがあり、これを追撃したのであろう。その作戰の主力は匽侯であつた。梁山七器のうちの害鼎に「隹九月既生霸辛酉、在匽、侯易害貝金、揚侯休、用乍召伯父辛寶障彝、害萬年、子〻孫〻、寶光用」とあり、銘末に「大保」の二字を圖象的に加えている。大保は召公家の稱號とみられ、その字を圖象化した例も多い。銘文中の侯はおそらく匽侯旨であろう。匽侯もまた匽侯旨鼎第二器に「匽侯旨乍父辛障」とあつて、その父は召伯父辛である。匽侯の稱が北匽建國ののちのものとすれば、梁山諸器は北地平定後のものを含むことになるが、あるいはその前に南匽の立國があつたものかも知れない。南匽南燕は姞姓の國である。

史記に召公姫姓說をとるが、それはおそらく穀梁傳莊公三十年に「燕、周之分子也」というによるもので、確かな傳承ではない。匽侯關係の器によつていえば、その父は東方の俗である干號によつて召伯父辛と稱し、また匽侯旨鼎に「匽侯旨初見事玬宗周、王賞旨貝廿朋、用乍姒寶障彝」とみえ、周に見事の禮を執り貝朋を賜うている。召公姫姓說は吳や晉が姫姓を稱するのと同じく、邊裔の國が王室との親近を主張するのと似ている。

匽侯の器は壽張梁山の地より北して河北、さらに遼寧の凌源にも及んでいる。すなわち河北の易州から匽侯鼎第二器や匽侯諸器が出土し、また遼寧凌源の海島營子村からも新たに匽侯盂など十六件が出土した。この匽侯の北伐に當つては、その作戰に殷系の有力な諸族が參加したであろうことが、その關係の諸器によつて考えられる。たとえば曩侯吴盉の器蓋の銘に「亞字形中曩侯　吴」、「匽侯易亞貝、乍父乙寶障彝」というのは曩侯吴が匽侯に屬してその作戰を助け、それによつて賜賞をえたもの

であろう。㠱侯矣は殷の舊族で卜辭にもその名がみえるが、殷周の際には山東の方面にいたようである。王獻唐氏の黃縣㠱器にその器四十三例七十三器を錄しており、よほどの大族であつたと思われる。この㠱侯はあるいは文獻にいう箕子のことであるかも知れない。紂を諫めたとする說話があるのも、紂の東夷遠征やその統治策について批判的態度をとつたからであろう。箕子朝鮮說なども、殷滅亡後の諸族の流徙に伴なう一說話ともみられるのである。匽侯に從つて東北に作戰したとすれば、その族が遼東に赴くことも考えうる。

河北琉璃河の古墓から、近年また多くの殷周器が出土したが、そのうちに匽侯の器とともに㠱侯の器が同出している。すなわち一九七三年から四年にかけて、琉璃河の西周初期の一墓から尊・爵・觶などの諸器が出土したが、また他の一墓から尊・鼎・爵・觶などが出土した。考古・一九七四・五、一九七五・五 その尊・鼎には

匽侯賞復冂衣臣妾貝、用乍父乙寶隮彝　「〓」尊　侯賞復貝三朋、復用乍父乙寶隮彝」鼎

また𣪘には

侯賞攸貝三朋、攸用乍父戊寶隮彝　啓乍䄎

と銘する。晏琬氏は「啓乍䄎」を「肇作喪紀」の意とするが「肇作其」の意であろう。この古墓の器群のうちに、「𢽾史乍考隮彝」と銘する鼎、「匽侯」と銘する盾と戟、亞字形中に矣と母妃と銘する盤なども出ており、また鬲形の圖象に「祖丙」の二字を加えた尊などもあつて、この相接する一群の墓葬品の間に關係のあることが知られるが、そのうちに殷の王族出自であることを示す〓形圖象の器や㠱侯の器をも含み、この匽侯の北征が極めて重要な作戰であつたことが知られる。攸𣪘の攸も貝を賜うて父戊の器を作つており、また東方系の氏族である。

同じく河北の邯鄲地區の磁縣から出土した殷器十一件文物・一九七四・一一は殆んど銘文がなく、ただ受・啓などの圖象的字樣を附するものであるが制作のすぐれたものが多く、かつ時期も殷代を下るものがない。その地は安陽の北方三十粁にもみたぬところで、なお殷の王畿に屬したのであろう。

それより北すること約二百粁の石家莊藁城臺西村にも殷代の遺址が發見されており、そこからは若干の禮器のほか、特色ある武器が出土している。考古・一九七三・一・五、文物・一九七四・八 すなわち鐵刃銅鉞、鐵援銅戈、器制は殷器とみられ、同出の土器にも文字記號に類するものが刻されていて殷代の遺址であることは疑ないが、遺品中に漆器の殘片をも含み、また醫藥に用いたらしい桃仁・郁李仁が同出している。甚だ特色のある墓址であり、そのことはオルドス系文化との關聯があるのではないかと報告者はいう。

從臺西出土的這批青銅器的形制看、似乎存在着一些與我國北方少數民族文化有關的因素、如羊首青銅匕柄部的造型就非常接近青龍抄道溝出土的所謂鄂爾多斯式的鹿首銅彎刀、羊首曲柄短劍、同類的匕在山西石樓也多次發現過(文物・一九五八・一、一九六〇・七、一九六二・四，五、考古・一九七二・四)這次發現的鐵刃銅鉞、形制也獨具風格、與安陽大司空村等地發現的鉞的形制不相同和臺西一九七三年發現的鉞也有差別（考古學報九・一九五五）、過去在其他一些商代文化遺存中也曾發現過與我國北方少數民族文化有關的遺物、如安陽殷墟出土的獸首青銅刀、有銎的板狀銅斧和上述傳出于濬縣辛村銅兵器

中的管狀銎斧、有銎戈都具有我國北方青銅器的作風文物・一九七四・八、四四頁

この地の殷代兵器にすでにオルドス式の影響がみられるとするのは、殷代の青銅器文化を考える上にも極めて重要な指摘とすべきであるが、この石家莊附近が一應當時の殷文化の北限をなすものと考えてよいであろう。このような事實の上に立つて、さらにそれより北して遼寧の凌源・喀左などの殷周期文化の性質の問題を檢討すべきである。

さきにあげた匽侯の器は山東の壽張梁山、河北の琉璃河よりまた北して遼寧の凌源からも出土している。その海島營子村から匽侯盂が出ており、また戈・魚・蔡などの圖象標識をもつもの、史戎父壬卣など文參・一九五五・八みな殷周の古器であるが、建昌北方の喀左北洞村の殷周銅器考古・一九七三・四、一九七四・六、一九七五・五にも注目すべきものがある。晏琬氏の「北京遼寧出土銅器與周初的燕」考古・一九七五・五に北洞諸器を論じて、そのうち智字形の一圖象を孤竹の孤と釋し、すなわち孤竹君の遺器に外ならないとするが、これはあまりにも傳說に傅會して器銘を解しようとするものであろう。(補注三)

北洞出土のうち㚸方鼎考古・一九七四・六は器銘の注目すべきもので、㠱侯の關聯器とみられる。その銘にいう。

丁亥、𡚱商又正㚸要貝、才穆、朋二百、㚸展𡚱商、用乍母己障 □

「丁亥、𡚱、又正㚸に要の貝、穆に在るの朋二百を賞す。㚸、𡚱の賞に展(こた)へて、用て母己の障を作る□」とあり、㚸の作器である。しかるにその方鼎器腹にまた別に亞字形中に㠱侯、亞字形の下に矣としるしており、㚸は㠱侯一族の人であろう。同出の父辛鼎は古い器制のものであるが、匽侯との關係

は知られない。また同出の銅罍は蓋鈕に龍首蛇身を飾り肩部に渦身形をなす象文を加えていて、康王期に下るものと思われる。これを以ていえば遼寧の地に進出した匽侯の經營は、少くとも康王期に至るまで繼續されていたものと考えてよい。

この東北地區が召公の一族である匽侯によつて遠征經營されたものであることは、また近年の琉璃河黃土坡村の出土器によつても實證された。この器群のうち堇鼎・伯矩鬲・乙公𣪘は、喀左北洞村の夔樣象文罍・㚸方鼎などとともに、先般わが國で展示された古銅器展にも出品されて參觀目檢の機會をえたものである。そのうち堇鼎は匽侯器に新しい資料を加えるもので、

匽侯令堇饌大保于宗周、庚申、大保賞堇貝、用乍大子癸寶障䵼 (中字形圖象)

と銘しており、堇が匽侯の命を奉じて宗周にある大保に使し、その際大保より貝を賜與されてその家の大子癸の祭器を作ることをいう。大子癸とは殷人の廟號のよびかたであるから堇は東方殷系の族であり、しかもよほどの貴戚の地位にあるものである。匽侯に從うてこの地の經營に從い、ときには遠く宗周の大保のもとに使している。

伯矩鬲にも匽侯の名があつて

才戊辰、匽侯易白矩貝、用乍父戊障彝

とあり、伯矩は匽侯より貝を賜うて父戊の祭器を作つている。これまた東方系の氏族である。同出の乙公𣪘は器蓋に象文、圈足に目雷文を飾り、雙耳鳥首、四足は象鼻を下垂した精巧な制作である。「白乍乙公障𣪘」と銘するが、關聯器がなくて作器者のことは知られない。

これら北方の殷周器については、報告者によって種々の見解が提出されている。それらは主として北燕の文化に關しており、邊境文化としての視點に立つものであるが、問題はむしろ殷周鼎革の際、周初の經營の上からその重要性が檢討されるべきであろう。山東より北してこの方面に積極的な進出が試みられた理由、大保召公の一族たる匽侯がそのことに當り、かつ多數の殷系の貴游がこれに從った理由、またさらにいえば北匽の消息は數世にして絕えるが、のちの北燕である郾侯との關係など、問題はなお甚だ多く存するのである。いま諸家の見解のうち、晏琬氏の說の一部を紹介しておく。

由北京往北、經承德・凌源・寧城・喀左、再沿大凌河到朝陽・北票、通向我國遼闊的東北地區、正是周初自燕國到肅愼的重要通道、這一綫多有商周遺物出土、一九七〇年朝陽魏營子發現的西周墓葬、也是一個例子、周景王說、及武王克商、……肅愼・燕・亳、吾北土也左傳昭九年

北京・遼寧銅器上的族氏大都曾見于殷墟、孤竹見傳出殷墟的鄴中・初・上二〇卣、小屯西地出有大亥簋考古・一九六一・二、侯家莊出土過成組的亞吴銅器遺寶三八・三九・四一・四八、西北岡一五五〇大墓所出鼎・爵有孤字銘文

孤竹是商朝分封的同姓侯國、其都據漢志和水經注、在今河北盧龍南、而其領域應包括很北的地區、孤竹銅器在喀左發現、決不是偶然的

亞盉和北洞的方鼎、族氏都是㠱侯、亞吴以㠱侯爲氏、卽㠱侯的支裔、商末的㠱侯見帝乙帝辛卜辭前二・二・六和周朝所封的姜姓㠱侯卽紀無關、故宮博物院所藏缶方鼎三代・三・三五・二銘、王錫小臣缶湡積五年、缶用作享太子乙家祀𢇛、〓父乙、查帝乙帝辛卜辭甲・二八七七侯缶卽小臣缶自近于㠱、據甲二三九八和前二・一〇・六、㠱又近于湡、漢志載襄國濡水東至朝平入湡、說文、湡水出趙國襄國之西山、東北入𣶒、湡是今河北沙河縣南的沙河、商代㠱侯的封地應在沙河附近、我們認爲、商末的㠱就是文獻中微・箕的箕、……微・箕都在商王畿內、箕卽左傳僖卅三年的箕、閻若璩等都認爲在今山西楡社南的箕城鎭、正和沙河上游相去不遠

商人的銅器在遼寧出土、表明商朝在我國北方有强大的勢力、逸周書作雒說周公東征、王子祿父帝辛之子武庚北奔、也反映了這一點、燕國建立後、箕侯氏的亞・〓氏的復、都服事于燕侯、是所謂殷遺

他にもなお琉璃河尊銘にいう冂衣臣妾の賜與の例などによって奴隷制を論證しうるとする主張などもあるが、そのような問題は臣妾のような本來神の徒隷とみなされる例によって論じうるものではない。周初の經營において、この召族匽侯の北征ほど大規模な作戰は他に例をみないものである。召族はもと豫西の族召方考參照であり、その族が河南を橫斷して山東に達し、さらに河北より遼寧にまで及んでいるのは、周王朝の支配の確立のためにこの規模の作戰を必要としたからであろう。殷と河北の地とは、殷の神話に有易や河伯楚辭天問等の名がみえるように古くから密接な關係を有したものとみられ、山東の地に殷器が多いのもそのような歷史的事情によるものであろう。河北・遼寧の殷器は殆んど匽侯との關聯をもち、ここに匽國が建てられたことは疑ない。匽器と同出する亞吴形・〓形圖象の殷器は他の地域にも出土し、その族はこの地域の舊族であるとするよりも、匽侯の作戰に從ってこの地に入ったものとすべく、周系諸族の器も同樣に解される。すなわちこれら北方殷周器の遺存は、周初

の軍事行動がこの地にまで大規模に展開された事實を示しており、齊・魯の封建とともに、この匽の建國が周の東方經營の一據點をなしたのであろう。それはたとえば遠く湖北・湖南や江蘇・浙江にまで及ぶ殷式銅器の分布が呪器的な鐃の文化を主とし、その南方支配がいわば宗教的な性格の著しいものであつたのに對して、かなり明確な對照をなしている。

二、東南の諸夷

匽侯の北伐は匽國の樹立によつてその作戰を終えるが、東方及び南方の諸夷に對する討伐は、周初以來後期に至るまでなお殆んど休息することなく行なわれている。これは北伐が專ら軍事的政治的な性格のものであつたのに對して、東南諸夷はいわば民族的な對立者であり、またその討伐は周にとつて勞働力の獲得という經濟的要求の意味をも含むものであつたからであろう。周王朝における奴隸制的な問題としては、さきにあげた陝西庶殷のような歸化族的服屬民と、後期金文にみえる東南夷諸族の兩者をあげることができる。陝西庶殷の問題はこの歸化族による大規模な土地經營の進行のなかで生ずる內部的な階層分化としても考えうるが、東南夷は俘獲者あるいは貢人としてはじめから奴隸的な身分のものであつた。奴隸制には奴隸源としてその繼續的な補充を可能ならしめる條件を必要とするが、その補充源としてはこの東南夷の他にその適當な對象とすべきものがない。ただそのことがどのような規模において可能であつたのか、またそれが當時の生產關係においてどこまで一般化しうる性質のものであつたかについては、十分な證明の方法がない。そのような形態は、當時においてはおそらく陝西の地においてのみ可能であつたと考えられる。東方の諸侯國の內部では、むしろいわゆる總體的所有というべき關係が進行していたであろう。そのような關係がのちの列國の內部構造を規定しているとみられるからである。

周初の金文に楚伯・夷伯などの名がみえ、かれらも部族的な國家形態をもつていたようである。諸夷の抵抗に對しては成王が親征し、また王姜も王とともに撫恤活動に從つたことが金文にみえる。令毀・令彝はその關聯器とともに周初の注目すべき銘文であるが、令毀の文首に「佳王于伐楚伯、在炎、佳九月既死霸丁丑、作冊夨令障宜于王姜」とみえ、障宜とは獻饗の儀禮であろう。令の障宜に對して、王姜は貝十朋・臣十家・鬲百人及び由緒ある玉器などを賜與している。令はこれを紀念して丁公の器を作り、その榮譽を「丁公の文報」と稱しているが、その父の時代から周室に服事する關係にあつたものと思われる。

この器にしるす楚侯の討伐は王の親征であり、王姜もそれに隨行している。成王十九年の器と考えられる作冊睘卣に「隹十又九年、王在厈、王姜令作冊睘、安夷伯、夷伯賓睘貝布」とあり、睘はこれを王姜による休賜として、これに對揚して文考癸の祭器を作つた。乍冊睘尊にも「在厈、君令余作冊睘、安夷伯、夷伯賓用貝布」とあつて、また文考日癸の器を作つている。尊銘の君とは卣銘の王姜であり、君奭の君と同じく聖號であろう。夷伯に對して安撫の使者を命じているのは、諸夷に對する工作上のことであろう。厈がこの作戰の根據地であり、趞卣及び尊にも「王在厈」(補注四)の語があつて、また

この東征の際のものとみられる。

王后である王姜のこのような外的な活動は、昭穆期における夫人の祭祀儀禮への關與と、また異なる意味をもつものであろう。その活動は軍事と竝行するものであり、「安夷伯」とは政治的な行爲である。叔隋器によると、宗周の儀禮のときに大保に使者として叔を派遣し、また杲伯卣や不壽毁では貝や裘の賜與を行なつている。近年出土の鄘山大鼎 文物・一九七二・七 には、「唯八月初吉、王姜易旟田三……用對王休」のように田土の賜與を行なつているが、それは王の行爲を代行するものであつた。作冊矢令が王姜に隮宜の儀禮を行ない、王姜がそれに對して貝十朋・臣十家・鬲百人のような重賜を與えているのも、すべて王姜の公的行爲である。王姜の出自は知られないが、すでに山東の齊に姜姓の呂氏が入り、また山東の曩伯が姜姓であることから考えると、東方における王姜の活動はこれら姜姓諸族を背景とするものであるかも知れない。かつ王姜がまた君とよばれているのは、單に夫人を君氏とよぶ通常の稱呼ではなく、この夫人が祭儀執行者として神聖な傳統をもつものであったとも考えられる。漢志によると齊にはのちまでも長女を巫兒とする俗があつたという。

東方及び北方の經營には梁山七器及び匽侯諸器にみられるように召公の族の活動が著しいが、召族はまた保・公大保・今大保の名を以てその後の東方經營に參加している。保卣に「乙卯、王令保及殷東或」とあり、また旅鼎に「隹公大保來伐反夷年、……公易旅貝十朋」、御正良爵に「隹四月既望丁亥、今大保賞御正良貝」とある保・公大保・今大保はいずれも召公家の稱號であり、大保召公の職を繼承するものであろう。

大保召公の族とともに、周公の族もまた明保・明公として聖職にあり、東方の經營に參加している。禽毁に「王伐埜侯、周公某謀、禽祇祝」とあるのは、王の親征に際して周公が聖職者として「神議り に議り」、その子伯禽もまたおそらく大祝として祝告をなした意である。禽には又大祝禽方鼎がある。また明公毁に「唯王令明公、遣三族伐東或」とみえ、このとき魯侯もこれに加わつて「魯侯有囬工」としるされている。囬工とは祇と同じく、このとき厭伏の儀禮を執行したのであろう。王姜をはじめ周召二公の族が東方の經營に指導的地位を占めているのは、その聖職者的な威靈を行使する意味をも含むものと考えられる。異族に對する鬪爭には、なお古代宗教的な方法に訴えるところがあつたのである。

これらの東方の作戰に從がつたものは、概ね殷系の諸氏族であつた。成周庶殷による成周八師の軍はなお未編成であつたとしても、所在の有力な舊氏族軍が假藉するところなく動員されたことは疑ない。その關係諸器は多く東方系氏族の作器であり、概ね圖象標識を付し、貝を賜うて父祖の器を作つているが、父祖の名にはみな干名を用いている。戰爭は必らずしも領土の侵奪や俘虜の獲得を目的とするものではなく、疐鼎に「王令趞截東反夷、疐肇從趞征、攻開無啻、省孚夷、身孚戈」、䰜鼎に「隹王伐東夷、溓公令䰜眔史旟……䰜孚貝」、また員卣に「員從史旟伐會、員先內邑、員孚金」というように若干の戰利品を誇示するものはあつても、大量の俘獲を目的とする掠奪的なものであつたとは考えがたい。令毁にみえるような人鬲はむしろ一時的な俘獲を奴隷化したもので、それは殷周の際に氏族の分散破亡によつて生まれたものであろう。淮域における大規模な作戰がいくらか俘虜獲得戰爭ら

しい様相を帯びるのは、これよりなお後のことである。

殷系の彝器文化が遠く湖北・湖南、また長江の下游にも及んでいたのに比べると、周の支配力は殆んど淮北の地に限られていて、この兩王朝の性格の相違を示すとみられるが、ただ例外的にその域外とみられる二つの銅器群のあることが注目される。一は宋刻に著錄する湖北孝感出土の安州六器であり、一は江蘇丹徒縣煙墩山土坑出土の宜侯夨毀を主とする器群である。いずれも周初の彝器文化の上では、孤立的ともみられるものである。

宋刻に錄する中氏の諸器は安陸孝感より出土、安州六器として著聞するものであるが、中方鼎二・三に「隹王令南宮伐反虎方之年、王令中先、省南或貫行、𢦚王应」とあり、生鳳を贈られたことをしるし、中甗には「王令中先、省南或貫行、𢦚应在□」とあつてこれも同時のことであるが、王命によつてその地の小大邦に使し、「厥人」「厥貯」をえたことをいう。その地域はかつて武成期に周の經營の及んだところであるらしく、中方鼎一には

隹十又三月庚寅、王在寒餗、王令大史貺褱土、王曰、中、兹褱人、大史易于珷王乍臣、今貺畀女褱土、乍乃采、中對王休令𩰫父乙隮、隹臣尙中　臣□□圖象

と銘し、かつて武王が大史に賜うた褱土を中に轉賜することをいう。中が南國貫行に先行して與えられたものであるから、この采土はその方面の地であり、のち中氏の據點となつたところと考えてよい。この地よりさらに東南して洞庭に至り、その南方の湖南寧鄉の地は、かつて殷末に人面方鼎や四羊犧

尊、また象文大鏡を擁する殷系の雄族が南方の異族と相對しており、中氏の據つた安陸は漢陽よりその湖南に通ずる要路である。湖北・湖南に及ぶ殷文化は、おそらくこの舊屈家嶺文化の地帶を南下したものであろう。それを證するらしい事實が、最近湖北盤龍城殷代遺址の發掘によつて知られるに至つた。

盤龍城遺址の發掘文物・一九七六・一・二については湖北省博物館と北京大學の共同發掘隊による考古紀要のほか、三篇の論文が添えられていてその概略を知りうる。この遺址は一九五四年に發見され、その後の地域開發中に二里岡期銅器が出たため小規模の試掘が繼續されていたものであるが、一九七四年に至つて大規模な調査が行なわれた。その結果それは二里崗に相當する時期の版築形式の城址であること、大城東北の高地に臺基東西三九・八米、南北一一・三米に及ぶ建物址があり、四壁は夯土、下に柱穴があり、その形式は河南偃師二里頭の殷前期大型宮殿基址の廊廡の部分と極めて似ていて、技術的にはそれよりなお發達したものであること、また墓室に殉葬を伴なうものであることなどが明らかにされた。それは明らかに偃師二里頭の文化の南に及んだものである。その出土銅器も鼎・鬲は立耳深腹、尖錐空足、爵・斝は柱足にして器腹平底、他の諸器もすべて鄭州白家莊や輝縣琉璃閣出土の器に近く、殷前期の特色を有している。この黃陂の地は孝感の東約五十粁にあり、古くは雲夢の北邊を扼する要地であつたと思われる。のちに楚が中原を窺うときには、ここより漢陽に沿うて北進した。殷周の時代から南方經營の要地とされたところで、南北必爭の地である。武王がまずその地を經略し、のちその地は采土として中氏に與えられたが、中氏は圖象標識をもち父乙の器を作ることから

知られるように、もと殷系の族である。殷周期の文化はこれより南しては湖南衡陽の蔣家山の殷器考古・一九六三・一二や西周諸器文參・一九五四・六、常寧の方尊文物・一九七三・七、また西しては四川彭縣竹瓦街の象文罍諸器文物・一九六一・一一、さらに遠く南方の廣東信宜の殷周期銅盉文物・一九五七・一一、清遠の周代銅器考古・一九六三・二などもあるが、それらはおそらくのち播遷してその地に齎らされたもので、衡陽蔣家山の西周諸器のごときは東漢墓中より出土した。すなわち傳世の器である。

このような事實は邊裔に近い彝器文化のありかたに示唆を與えるものであるが、その意味で注意されるのは丹徒出土の器群であり、特に所在の地で封建を行なうことをしるす宜侯矢殷である。器銘にいう宜がその出土地と同じとすれば、周初の康王期に王が親ら江南の地に至り、移封改易のことを行なつたこととなる。しかし淮水流域の諸夷の討伐にすら困難を感じていた周が、長驅して江南に渡り移封改易を行なうことはまず考えがたいことであろう。

宜侯矢殷は虎公の子である矢が王に從がつて宜地に赴いたとき、王命によつてその地に入封するに至つた顚末をしるし、當時の封建の禮の實際を傳える極めて重要な資料である。その入封の地である宜はすなわち器の出土地丹徒であると一般に考えられているが、そのような推測が成立しがたいものであることは當時の東南諸夷の事情からみても明らかであろう。丹徒は南京の東北、長江に臨む南岸の地で、器はその烽火臺のある煙墩山南麓の土坑からその器群とともに發見された。

宜侯矢殷はその文首に、

隹四月、辰在丁未、□□珷王成王伐商圖、徣省東或圖、王〔立〕于宜〔宗土、南〕鄉

とあつて、所封の現地で行なわれた册命儀禮である。その地は武王成王の治定した領域の東國の圖、すなわち農耕地に屬している。當時江南の地を東國と稱することはなく、またその册命儀禮の內容はそのような地で執行しうるものではない。王の册命賜與は次のごとくである。

王令虎侯矢曰、繇、侯于宜、易䰜鬯一卣・商鬲一・□・彤弓一・彤矢百・旅弓十・旅矢千

易土、厥川三百□、厥□百又□、厥□邑卅又五、厥□百又卅

易在宜王人□又七生、易奠七伯、厥鬲〔千〕又五十夫、易宜庶人六百又□□六夫

この册命賜與に對して作器者は、「宜侯矢、揚王休、乍虎公父丁障彝」と對揚の辭をしるしている。王がはじめ虎侯矢とよび、對揚の語に宜侯矢と稱し虎公父丁の器を作るというのは、もとの虎侯たるものがこのときこの地に移封されているのである。虎侯はおそらく殷代に虎方とよばれているものであろう。それは中方鼎二・三に「隹王令南宮伐反虎方」とみえるもので、その地は卜辭によつて考えると淮水の上游、南域に通ずるところであろうと推測される。矢の名はまた令彝・令殷に矢令としてみえ、父丁・丁公の器を作つている。虎侯矢はこの成周に入つた令と、あるいは同族のものであろう。その矢がいま康王の東國巡省に從い、宜の地に至つてその宗社で移封の命を受けた。與えられた土地は倍數的に區畫し整理されている農耕地と、王人・奠伯及びその下にある人鬲・庶人で、すべて二千人に近い耕作者たちである。王人とは王室所有の私人であり、奠伯は鄭地の農耕管理者である。何れも七十五人、あるいは百五十人の一定數の管理關係にあり、すでに宜の地の王室所有の田土にあつて生產に從つているものであろう。それをおそらくその形態のままで新たに宜侯に屬したものと思われ

る。このような經營形態のものが、當時江南の地に設營されていたとは考えがたいことである。

丹徒の器群には、宜侯矢段を除いて他の諸器の制作に地域的な特質がみられることは、すでに指摘されていることである。この器群に尊・爵を含まぬことも異例とすべく、また角狀銅器の幾何文樣のごときは江南印文陶文化との關係を思わせるものがある。古い土器文化との關係をもつものであろう。

江南の丹徒に對してその江北の儀徵からも多くの殷周器が出土しているが、その器制は概ね中原のそれに近く、他にいくらか地域的特質を示すものがある。安徽の屯溪器群にも相似たものがあり、時期的に並行するものとみられる。屯溪・儀徵・丹徒の器群には樣式的に相通ずるところがあり、かつてこの地域に行なわれた殷の邊裔文化の傳統をもつものであろう。その器制文樣には樣式的に獨自のものがみられ、周王朝との關係を示す銘文の類をもたないことも、たとえば北方の匽侯の器群と對照的であるといえよう。そのような事情からいえば、丹徒出土の宜侯矢段は孤立的なものというべく、おそらくのちにこの地に將來された器と考えられる。その銘文にいうところも、到底この地の實狀を示すものとしがたい。當時淮域はなお周の統治外にあり、その經營は中期以後の課題であつた。それは昭王の南征という說話に象徵されるものであるが、その事業は成康の時期よりつづけられ、後期に至つてはじめて師寰段に「淮夷繇我貟畮臣」のようによぶに至つている。しかしかれらが西周期を通じて叛服常なく、周がこれらの諸夷に對してしばしば干戈を動かしたことは、金文資料や詩篇によつて知ることができる。宜の地のごときはおそらく鄭を去ること甚だしく遠からぬ地域にこれを求むべきであろう。かつその地はもと殷王室の經營地を承繼したものと思われる。殷の卜辭にみえる王室の

農耕經營は、すでにそのような經營形態に達していたとみなされるからである。

三、封建と奴隷制

宜侯矢段にいう田土と管理者や人鬲等の賜與は周初封建の一形態を示すものとみられるが、これによつて西周期の奴隷制の存在を論ずる研究者も多い。條里的に區畫整理されている田土と、その耕地に應じて配屬される耕作者、また一定の割合による管理者をも有するこの經營形態は、大土地所有制における奴隷制の形態と極めて似ているところがある。しかもそのような形態は起原的には殷の時代にすでに存したものと考えられ、卜辭に東土・南土の受年を卜する例がみえるのは、土すなわち社を中心とする經營地區をいうものであろう。宜侯矢段にいう宜の宗土とはその經營地の中心をなす社稷を指すものとみられ、そこで封建賜與の册命が行なわれている。それは征服者の入植支配によつて形成される重層的な社會關係と異なつて、特定の經營地に新たな支配者と生產者として移された、主として經營的な關係に立つ集團である。それは所在の舊氏族を新しい支配體制のもとに包攝するいわゆる封建とも、また形態の異なるものと考えられる。

宜侯矢段のような田土人鬲の賜與例は、なお大盂鼎にもみえる。大盂鼎は康王末年に近い二十三祀の紀年をもつものであるが、王は盂に對して祖南公の祖業をつぎ周室を輔翼することを命じたのち、禮器車服の屬と南公の旂を賜い、また「易女邦嗣四伯、人鬲自馭至于庶人六百又五十又九夫、易夷嗣

王臣十又三伯、人鬲千又五十夫、遯□□自厥土」と多數の人鬲とその管理者を與え、盂はこれに對揚して南公の寶鼎を作つている。人鬲の數は宜侯矢殷とほぼ匹敵しており、それは封建的規模のものである。人鬲に對して邦嗣四伯は一伯につき百六十五人、夷嗣王臣は一伯七十五人の關係であることも宜侯矢殷と同じ。これらの賜與を王が亟かにその耕作地に遷すように命じているのは、すでにその田土が用意されているのであろう。盂の所領が當時どの地であつたのかは知られないが、器が康王の末年近いものであることから考えると、盂はその本貫の地を離れて陝西の地に徙されていたのかも知れない。大小二盂鼎は郿縣出土の器であり、同じく盂氏の器と思われる盂爵・盂卣は何れも父丁の號や圖象標識をもつものであるが、盂卣は陝西の出土と傳えられる。すなわち盂は陝西庶殷の一であろう。それは後期に至つて郿縣を中心とする渭南の地に發展した大土地所有的經營と、關係をもつものと思われる。

このことからいえば、鄭州より遠方と思われる宜の地に移封された宜侯矢の場合は、むしろ例外的なものであつたと考えられる。淮水上游方面にいた虎侯の勢力を遠ざけるために、陝西庶殷に對するのと同じ形態を以てこれを東方に遷し、東方經營の例に從つて宜侯の稱を與え、封建の形態をとつたとみることができるからである。

このような推定の根據として、さきにあげた周初封建の方法が想起される。左傳定公四年にいう周初の封建は魯・衞・唐の立國事情を傳えるもので、その賜與物などに後世の補入があることを當然考慮に入れるとしても、建國に當つて魯公に殷民六族、康叔に殷民七族を與えてその氏族の名をあげ、また唐叔には懷姓九宗を與えている。かつ殷民に對しては「使帥其宗氏、輯其分族、將其類醜」という氏族形態のまま、その氏族秩序を破壞することなく賜與され、「皆啓以商政、疆以周索」という統治方針が宣言されている。內部的には從來の氏族的秩序が維持され、外部的には周の規制を受けるという意味である。懷姓九宗もおそらく晉南の媿姓狄種であろうが、これに對しては「啓以夏政、疆以戎索」とあつて、その傳統が一層尊重されている。このような封建の方法はこの三地にとどまらず、ひろく東方各地の封建の基本方針をなすものであつた。しかもなお衞・魯など東方經營の據點とされた地において、在地勢力の强硬な抵抗と叛亂とを免れなかつた。氏族的遺制を尊重するというその原則は、東方ではかなりのちまでも貫かれていたようである。周の東遷に當つて立國した鄭は、陝西の鄭人に人望のある桓公がかれらを率いて新鄭に赴いたが、政府は鄭人の經濟的活動に干涉せず、鄭人も政治に關與しないという雙務的な條件のもとに生まれた、いわば契約國家に近いものであつた。それが商政周索とよばれる原則である。

以上のことから、東方における封建にはなお氏族的秩序の濃厚な遺存の上に重層的な統治支配が行なわれ、陝西においては王都の西方に庶殷による大規模な入植開拓が行なわれたという大體觀をうることができよう。宜侯矢殷や大盂鼎を除くと、大規模な田土や人鬲賜與、それによる封建をいうものがないのはそのためである。その他には恩賞的に若干の賜與が行なわれることもあり、令殷に臣十家・鬲百人、叔德殷に臣數十人、耳尊に臣十家、𤼈殷に臣三品・州人・㠱人・𩏂人のような例があるにすぎない。臣・鬲や州人のように稱するものはもとより不自由民であり、左傳にはそのうちにまた僕臣臺

十等のような階層があるとするが、そのような階層の細分化は奴隷制の高度に發達した古代近東の地域においても考えがたいことであり、それはむしろその來源などによる性質的な分類であろう。臣妾は本來神事につかえる神の徒隷たるものであり、左傳にいう祝宗卜史の類である。それで臣十家のようになお家を單位としていう。臣三品とは殷民七族・懷姓九宗のように出自を以ていうものであるが、その氏族秩序からはなれて不自由民化したもので、卜辭にもその語例がある。また後期金文には臣妾百工を連稱し、伊設に「康宮王臣妾百工」、師獸設に「我西偏東偏僕馭百工牧臣妾」とあり、前者は王室の所有、後者は共和期の執權者伯龢父の私人である。

これらの不自由民は殷代にすでに存したものもあり、また殷周の際に氏族の崩壞や戰爭による俘囚として不自由民化したものもあるであろう。氏族的秩序をもつかぎり、總體的所有の關係を超えて個別的に奴隷化されることは一般的にはなかつたものと思われる。大量の奴隷の發生源はやはり戰爭による俘獲が主であり、周は克殷以前にも晉南の北方族に對して頻繁な征討を試みている。また大盂鼎の作器者がその二年後に作つている小盂鼎には、盂が諸部將を率いて山西の鬼方を討伐し、多くの俘獲をえてその獻捷の禮を行なつたことをしるしているが、第一次の役に「執嘼虘酋二人、隻馘馘四千八百□十二馘、孚人萬三千八十一人」、またつづいて「執嘼一人、孚馘二百卅又七馘、孚人□□人」とあり、これらの俘囚はおそらく奴隷化されたであろう。卜辭には獲羌の例が甚だ多いが、殷人はこれを異族犧牲として神に供えており、卜辭に伐羌をいう例が頻見する。伐とは斷首であり、殷墓にみえる多數の斷首葬はこの伐羌にあたるものであろう。しかし周にはそのような俗がなく、俘虜はその

まま奴隷化されたと考えられる。異族のうちには夷種をも含んでいたであろうことは、大盂鼎の人鬲管理者として夷嗣王臣十又三伯のような名があることからも推測される。

ただこのような大量の人鬲賜與は周初の宜侯夨設・大盂鼎の二器を除くほかにはみえず、他器にいうところは生產關係を構成するというべき規模のものではない。また宜侯はこのとき封建の禮を受けているが、盂には侯伯を稱したらしい證迹がない。周初の封建において侯と稱するものは殆んど新しい支配領域である東方の地區にあり、陝西の地には封建立國のことは殆んど行なわれていないようである。陝西の地にも稀に彔氏や散氏のように彔伯・散伯、ときには夨氏のように夨王と稱するものもあるが、いずれも庶殷に屬するものであつた。夨王のごときはもとより私稱であろう。東方の封建諸侯として立國したものはみな半ば獨立的な國家であり、のち發展して列國となつた。陝西の地は周の東遷後には秦の地となるが、秦は西方より周の故地に入つたものであり、東方の列國とは異質の氏族的遺制をもたぬ國であつた。そのような社會的基盤が、のちに商鞅的政策を可能にするのであろう。

東方の列國と周秦が國した西方とは、おそらく殷周のときから異なる傳統をもち、社會構造の類型を異にする地域であつたと考えられる。極めて概括的にいえば、東方においては封建的、西方では大土地所有的という關係に對置しうる。東方の封建的というものも、氏族の總體的所有關係の一形式にとどまるものであろう。中國の古代社會について、氏族制・封建制・奴隷制のような社會史的規定がそれぞれの意味において可能であると考えられているのも、このような地域的多樣性のためである。また東方の列國について都市國家説が主張されるのもその外見的な類似によるものであろうが、城邑

はもと極めて孤立的な閉塞性の強いものであり、それらの説はまたすべて一面的にすぎない見解である。特に西周期においては周の三都のほかには都市というべきものはなお存在していなかつた。

四、三都の造營

克殷後の經營が進むにつれて周は東方への進出を意圖し、はじめ新邑を洛に營んでこれを國都とする方針であつたらしい。新出の宛尊に「隹珷王既克大邑商、則廷告于天曰、余其宅玆中或、自之辥民」という武王の意圖を述べ、成王はその志を繼いで「隹王初鄙宅于成周」と成周奠都を定めたことをしるしている。逸周書度邑解に「自雒汭延于伊汭、居易無固、其有夏之居、我南望過于三塗、我北望過于嶽鄙、顧瞻過于有河、宛瞻延于伊雒、無遠天室」というのはおそらく據るところのあるものと思われ、宛尊にいう天室の禮が行なわれたのもその天室であろう。しかし洛に新邑を造營してそこに都するという武王の志は、成王の初年に至つてはじめて實現したことである。

新邑の名は金文の卿諸器にみえる。嗷士卿尊に「丁巳、王在新邑、初饙、王易嗷士卿貝朋、用乍父戊障彝」、また臣卿鼎に「公違省自東、在新邑、臣卿易金、用乍父乙寶障」という。嗷士卿と臣卿とはその父考の廟號を異にするが、また單に卿と稱して父乙の器を作るものもあり、みな同族にして新邑の儀禮に與かるものであろう。

新邑の名は文獻では書の召誥・洛誥にみえ、康誥には新大邑、多士には新邑洛の語がある。新邑はのちまもなく成周と名を改めており、周書の諸篇に新邑の名を存するものは、その原篇の成立が新邑造營の當時にあつたことを示すものとなしうる。成周の名は周書では畢命に至つてみえる。

周初に關する書の編次は、西伯戡黎についで微子があり、また泰誓・牧誓についで洪範がある。文武ののちに微子・箕子の名がみえ、この㠱侯の族がさきの匽侯諸器とともに東北の地區にまでその遺器を殘しているものとすれば、箕子朝鮮説の背景をなすものとして興味がもたれる。ついで金縢は武王の疾に臨んで周公が身を以て代ることを禱つた説話をしるすものであるが、その禱告を呪詛と讒言するものがあつて管蔡の流言、周公の東征という大變を招く。大誥はそのときの誥辭であるとされている。ついで康誥は康叔封に對する策命の書であるが、その文辭は後期金文の師訇毁や毛公鼎よりも繁縟であり、原初の文章とはしがたい。またその篇の「王若曰、孟侯、朕其弟小子封」によつて周公攝位説をとる人が多いが、「朕其弟小子封」は傳命者としての周公の立場を示した挿入句的な語とみるべきであろう。文首の四十八字については古くから錯簡説が唱えられている。次の酒誥・梓材などにはこの種の前文がなく、「王若曰」「王曰」を以て文をはじめている。それで魏源の書古微巻九には、この四十八字を以下三篇の總序とする。それならば「惟三月哉生魄、周公初基、作新大邑于東國洛、四方民大和會、侯甸男邦采衞、百工播民、和見士于周、周公咸勤、乃洪大誥治」という新邑造營ののち、この種の誥命が行なわれたことになるが、新邑造營のことは召誥・洛誥に至つてはじめてみえることである。康誥等三篇は康侯に關する一連の文章と考えてよく、ただその誥命が三篇も存することは異例とすべきであるが、おそらくその舊殷王畿經營に關してそれぞれ對象を異にする訓誥であろう。康

侯關係の遺器は多く殘されており、康侯毁に「王朿伐商邑、祉令康侯、啚于衞」というように、その地に鄙を作つて爾後の處理にも當つたのであろう。毁銘の康侯と啚とをつづけて康侯の名とし、康侯啚はすなわち康侯丰であるとする說もあるが、雒伯毁に「王令雒伯、啚于之、爲宮」という金文例もあつて啚は動詞によむべく、土地の經營をいう。

洛における新邑の造營は、召誥の篇首にそのことを命ずる文がある。(補注五)

惟二月既望、越六日乙未、王朝步自周、則至于豐、惟太保先周公相宅、越若來三月、惟丙午朏、越三日戊申、太保朝至于洛、卜宅、厥既得卜、則經營、越三日庚戌、太保乃以庶殷、攻位于洛汭、越五日甲寅、位成、若翼日乙卯、周公朝至于洛、則達觀于新邑營、越三日丁巳、用牲于郊、牛二、越翼日戊午、乃社于新邑、牛一、羊一、豕一、越七日甲子、周公乃朝用書、命庶殷侯甸男邦伯、

厥既命庶殷、庶殷丕作

すなわちここに庶殷を會し、これに對して殷周の革命、周の大一統成就の宣言を行なつている。その宣言には「嗚呼、皇天上帝、改厥元子、茲大國殷之命」、「天既遐終大邦殷之命、茲殷多先哲王在天、越厥後王後民、茲服厥命」と殷の滅亡を告げ、また「王來紹上帝、自服于土中、旦曰、其作大邑、其自時配皇天、毖祀于上下」と新邑を作ることを命じている。從つてこの篇首の文は、その所要の日數からいつてもこの大一統宣言の式場設營のためのものであり、作邑のことをいうものではない。「王來紹上帝、自服于土中」とは㺫尊に「隹珷王既克大邑商、則廷告玡天曰、余其宅兹中或、自之辪民」というのに當る。

洛誥は周公が洛邑經營の次第を述べる形式のもので、はじめ卜してその位置を定め、新邑を作り、これを報告する周公と王との相應答する語があり、最後に「戊辰、王在新邑、烝祭歲、文王騂牛一、武王騂牛一、王命作册逸祝册、惟告周公其後」、「王命周公後、作册逸誥、在十有二月、惟周公誕保文武受命、惟七年」という文を以て終る。周公攝位七年說の論據とされるものであるが、その輔弼の年數をいうものとみてよい。

多士はその新邑において三月に周公が商王の多士に告げた誥命で、「王若曰、爾殷遺多士、弗弔旻天、大降喪于殷、我有周佑命、將天明威、致王罰、勑殷命終于帝」よりはじめ、歷代革命のあとを顧み、最後に「王曰、告爾殷多士、今予惟不爾殺、予惟時命有申、今朕作大邑于茲洛、……今爾惟時宅爾邑、繼爾居、爾厥有幹有年于茲洛、爾小子、乃興從爾遷」と命じている。これは庶殷を成周に遷したときのことであろうが、つづいて無逸に酒德を愼しむべきを戒めている。さきの康誥三篇中の酒誥にいうところと同じであるが、酒誥は亡殷の諸族をも對象とするものであろう。

これら周書の諸篇を通じてみられる三都の關係についていえば、新邑すなわち成周は多士にいうように庶殷をここに集め移し、これを軍事的・政治的中心とするために計畫されたものであつた。武王がはじめここに遷都する意圖であつたことは㺫尊にもみえるが、實際に造營が行なわれたのは成王期に入つてからのことである。しかし成王はまもなくもとの豐鎬の地に還つて鎬の宗周に都し、また先世の祀所のある豐に莽京を營んで、ここに三都の制が確立する。宗周は王の居城として政治、莽京は先世の祀所として祭祀、成周は庶殷とその氏族を以て構成する八師をおく軍事的都市とされた。

臣辰卣にはこの三都の名がみえ、「隹王大龠于宗周、祒饔莽京年、在五月、既望辛酉、王令士上眔史寅、廏于成周」という。宗周で禴祭を執行したのち莽京で祭饗が行なわれたが、それは大事紀年に相當する重要な儀禮であつた。その年の五月に成周で廏禮が擧行され、作器者はその儀禮の執行に與かつている。廏は周禮にいう殷同、すなわち氏族の大會同の儀禮であり、それが成周で催おされているのは、成周庶殷の査察を兼ねた軍禮であるとみられる。査察には概ね周から軍官が派遣される例であり、小臣傳卣には師田父が成周で殷禮を行なうことをいう。臣・小臣とは殷の貴遊の稱號であり、成周の庶殷を代表するものであつたと思われる。この廏禮は後期金文にみえる成周八師の遹正の禮にあたるものであろう。

三都における祭祀儀禮の執行者は概ね東方系の庶殷の族であつた。數十器に及ぶ臣辰の諸器、また長文の銘を以て知られる令彝・令段をはじめ、厚趠方鼎・嗣鼎・史獸鼎・褱尊など、三都の儀禮關係の諸器は、みなその作器者が東方系に屬する表徵をもつものである。殷周の文化はこのような祭祀儀禮の場において接觸し融合し、やがて周的文化が成立する。そしてその推進者は周公と召公とであつた。二公の所領は舊説では岐山の方面であつたとされるが、その地の古代歌謠が周南・召南とよばれていることからも知られるように、いわゆる二南の地、成周より漢域に及ぶ地である。成周には周公の宮があり、その子明保が成周の統治に任じたことは令彝にみえている。令彝に

隹八月、辰在甲申、王令周公子明保、尹三事四方、受卿事寮、丁亥、令矢告于周公宮、公令、祒同卿事寮、隹十月月吉癸未、明公朝至于成周、祒令、舍三事令、眔卿事寮眔諸尹眔里君眔百工眔諸侯、侯田男、舍四方令

というのはその明保の始政式のことをいうもので、周公の宮に告祭したのち京宮・康宮においてもこの舍命式に伴なう儀禮が執行されている。その儀禮の形式は書の召誥にいうところに近く、召誥には「周公乃朝用書、命庶殷侯甸男邦伯、厥既命庶殷、庶殷丕作」という。[補注六]令彝のとき周公はすでに沒し、その子明保がその職を嗣襲しているが、明保の名が示すようにそれは聖職者であつた。召公が大保・皇天尹大保・君奭のように稱するのと同じである。召公がもと東方系に屬する聖職者であることはすでに述べた。この二公輔翼の體制のもとに、周の統治が開始される。そしてその傳統は西周期を通じて維持されている。それでのち西周が傾覆して成周に都を遷したとき、また周召二公輔翼の體制が回復されるのであるが、その間の兩家の消息は殆んど知られない。おそらく聖職者としてのその傳統によつて、實際政治面にあらわれることがなかつたからであろう。しかし周の文化的傳統がこの兩家と深い關係をもつたであろうことは、たとえば周書の諸篇に周公關係の文獻が多いこと、詩に二南の詩篇を傳え、また大雅の末篇に近く崧高・江漢・召旻など召公家關係の詩篇の多いことからも知られる。周頌の古い部分も莽京辟雍の儀禮で歌われたものであろうが、莽京の辟雍儀禮が盛行するのは昭穆期に入つてからのことである。

第三章　莽京辟雍

一、康昭期の南征

西周期の金文には文武より共懿に至る各王の名がみえるが康王の名はみえず、そのことが不審とされている(補注七)。それで康王の生號はあるいは休王と稱するものかと考えられた。初期金文に文首に休王と稱するものが數例あり、たとえば效父段に「休王易效父[illegible]三」、また𩁹父方鼎に「休王易𩁹父貝」のようにいう。從來この休は休賜・休寵の意の動詞に解するが、文首にあることが他に例のない形式のものであり、休王は王の生號とも考えられた。釁圜器に「休王自穀使賞畢土方五十里」という休王も文首に位置している。それで郭沫若氏は、はじめ休王を孝王と解したが、これら諸器の時期はそこまで下るものではなく、康王の名は当時金文になお未見。ただ康王の廟はすでに康宮として成周にもあり、康王につづく昭穆の宮廟を康昭宮・康穆宮という。康王は廟制上、大宗の地位を占めたものと思われる。

文首に「休王～」の形式をとる效父段は身部を渦身狀にする象文を飾り、康王期の大豐段も同じ文様である。また釁圜器の釁もおそらく康王期の人であろう。召公奭は書の顧命に太保としてみえ、康

王の即位繼體の禮を司會した人であるが、史記楚世家に左傳昭十二年の文によつて康王期の諸臣とする熊繹・呂伋・王孫牟・燮父・禽父などのうちにその名はみえない。釁はその召公の後をつぐものであり、從つて釁圜器など「休王～」を文首におく銘文の諸器はほぼ康王期に屬するものと考えられる。また休天君というものがあり、尹姞鼎に「休天君弗望忘穆公聖粦明□、事先王」という。昭初の器と考えられるもので、文首に休王をおく器群と、時期の相近いものであろう。その關聯器には夫人祭祀のことをいうものが多く、それらは昭穆期における辟雍儀禮に連なるところがある。左傳昭四年に「康有酆宮之朝」とあり、劉歆の三統曆に引く書序に、康王十二年六月、そこで畢公の册命が行なわれたという。酆宮の朝とはいわゆる辟雍諸宮で先王を祀り諸侯を會することをいうもので、周頌の古い部分の詩篇は、詩序にすべて成王以前の諸王を祀るものとする。宗周の廟は康宮を首とするもので、康昭・康穆のようにいう例であつた。

今本竹書紀年によると、康王の十六年「王南巡狩、至九江廬山」とあり、太平御覽卷五四に引く尋陽記にはそこに康王谷の名が殘されているという。また御覽卷八五に引く述異記に、その城中からは多くの古器大鼎が出土したと傳え、何らか古い遺址があつたのかも知れない。しかし康王の南征については他に所傳がなく、ただ金文によると伯懋父が東方に作戰したことが知られている。伯懋父の名は釁尊にみえ、釁に白馬を賜うているからおそらくこの方面軍の最高指揮者であつたのであろう。小臣謎段に「叡東夷大反、伯懋父以殷八自征東夷」とあり、呂行壺に「唯四月伯懋父北征」とあつて、また北方へも作戰したようである。この伯懋父の麾下に小臣宅・御正衞・呂行・師旂などがあり、そ

れぞれ彝器を殘しているが、これらは何れも殷系の舊氏族である。殷の八師はまた成周の八師ともよばれ、成周の庶殷を以て構成される氏族軍であり、その族長が師職に任じた。師旂鼎にはその衆僕が軍令に從わず、總師たる伯懋父から師旂が譴責を受けたことをしるしている。

この康末の作戰はそのまま昭王期にも繼承され、作戰の方面は主として南方地區であつた。昭王期とみられる𨚕殷に「𨚕從王戍荊、孚」、過伯殷に「過伯從王伐反荊、孚金」、また釱殷に「釱馭、從王南征伐楚荆、有得」、小子生尊「隹王南征、在□、王令生」という楚荊の討伐がそれであるが、この荊・楚荊はのちの楚のことであろう。

近出の啓諸器文物・一九七二・五は、その器制文樣からみてほぼ昭王期のものと考えられており、その器は山東黄縣小劉莊より出土した。卣一・尊一・盉蓋一・觶一などがあり、卣・尊には王の南征のことがみえる。すなわち卣には

王出獸南山、□□山谷、至于上侯滰川上、啓從征、堇不擾、乍祖丁寶旅隮彝、用匄魯福、用夙夜事　戉箙(圖象)

とあり、上侯という地名は師俞鼎にもみえる。啓尊にも「啓從王南征、遷山谷、在洀水上、啓乍祖丁旅寶彝　戉箙(圖象)」という。王の南征をいう啓諸器が山東半島北端の黄縣から出土する事情はよく知られないが、何れも旅彝であり旅宮の器である。この銘文にいう南山の山谷はおそらく秦嶺東部の諸戎の住む山峽で、古く中方鼎や、またこの期の宗周鐘にいう南國に通ずる道と考えられる。ただこの期の作戰の範圍は漢陽の域にとどまり、湖北・湖南にまで及んだとは思われない。殷の影響力が遠く江南の地、また江蘇・浙江にも及んだことからいえば、周の支配はただその作戰の範圍にとどまるものであつた。康王谷の話はおそらく傳說にすぎず、また宜侯夨殷が江蘇丹徒の出土であるとしても、その地を宜侯封建の地とはしがたい。

昭王はその晩年にまた漢域を伐ち、漢水に沒したと傳えられる。周本紀には「昭王南巡狩不返、卒於江上」という簡單な記述があるにすぎない。しかしその南征が一時赫々たる成果をえたものであることは、宗周鐘に詳述されている。

王肇遹省文武堇疆土、南國𠬝子、敢臽虐我土、王𦎫伐其至、戩伐厥都、𠬝子廼遣間、來迎卲王、南夷東夷、具見廿又六邦、隹皇上帝百神、保余小子、朕猷有成亡競、我隹司配皇天王、對乍宗周寶鐘

昭王南征の地はかつて文武の治定した疆土であり、中方鼎など安州六器にもそのことがみえる。その地に南國𠬝子を首謀とする諸夷の來寇があり、ついに昭王の遹省討伐をみるに至つた。その結果𠬝子の都は覆滅され、𠬝子も歸服し、そのとき南夷東夷廿六邦の邦君が見事の禮を執つている。南國を伐つて東夷も歸服しているのは、康昭期以來の東征がこの役とも關聯するものであつたことを示すものであろう。このとき漢域の作戰は成功を收め、㝬國は諸夷の侵寇を免れて安泰なるを得た。「我隹司配皇天王、對乍宗周寶鐘」とは周室の恩德をしるすものであり、「㝬其萬年、畯保四或」と自國の繁榮を祈念している。

この㝬については、金文の𠙵の字が㝬あるいは胡に從う字形のあることから㝬・胡の音を通用とし、

厲王胡に比定する說が行なわれているが、王がその器に自名をしるす例はなく、その銘文からみても作器者は周王ではない。器制文様も周鐘としては古式に屬し、厲王期に下るものとしがたい。㝬はおそらく姜姓四國の甫とみるべきであろう。姜姓四國は周と古く通婚の關係にあり、豫西の地にあつた。それで南方の脅威に際しては周の救援を受け、大雅崧高には姜姓申國のために召伯に命じて謝城を築かせることを歌い、王風揚之水には申・呂への戍守が歌われている。呂は書の呂刑をまた甫刑に作るように甫ともよばれ、金文に㝬・㝬侯と稱するものである。

康昭期の伯懋父ののち、この方面の作戰に任じたものは伯辟父である。競諸器は父乙の器を作る殷系の氏族であるが、伯辟父に從うてこの方面に作戰した。競卣に「隹伯辟父以成𠂤卽東命、戍南夷、正月既生霸辛丑、在䣄」とあり、競はその地で伯辟父の蔑曆を受けている。䣄は麥尊・噩侯鼎にみえる𣏌と同地とみられ、當時成周より漢陽方面に對する東南作戰の基地であろう。

伯辟父ののちには師雍父・伯雍父がその軍事を指揮した。兩者の器群は殆んど㝬の戍守のことをしるしており、その前線基地は古𠂤であつた。その關聯器には次の諸器がある。

𤔲鼎　隹十又一月、師雍父省道、至于㝬、𤔲從、其父蔑𤔲曆、易金

遇甗　隹六月既死霸丙寅、師雍父戍在古𠂤、遇從……史遇使于㝬侯、㝬侯蔑遇曆、易遇金

臤觶　臤從師雍父、戍于𠰍𠂤之年、臤蔑曆、仲競父易金

稱卣　稱從師雍父戍于古𠂤、蔑曆、易貝卅寽

臤は父乙の器、稱は文考日乙の器を作る。いずれも成周庶殷、もしくは所在の舊氏族であろう。

伯雍父關係のものは、すべて彔器である。

彔段　伯雍父來自㝬、蔑彔曆、易赤金

彔𢦏卣　王命𢦏曰、𠭯、淮夷敢伐內國、女其以成周師氏、戍于𠰍𠂤、伯雍父蔑彔曆、易貝十朋

彔𢦏は成周の師氏を率いて㝬侯の救援に當り、また㝬に使して賜賞を受けている。成周の師氏とは成周の庶殷を率いる師長であり、彔𢦏はその八師を指麾するもので、庶殷のうち高い地位を占めている。あるいは管蔡とともに叛したと傳えられる祿父の族であるかも知れない。彔伯𢦏段には「王若曰、彔伯𢦏、䌛、自乃祖考、有勳于有周」と祖考以來の勳功を賞せられ、皇考釐王の祭器を作つている。皇考釐王と稱するのは、その家がもと王家であつたことを示すものであろう。

近年扶風法門の西周殘墓 文物・一九七六・六 より、また伯𢦏諸器が出土した。その𢦏鼎一は高𠂤にあつて王𠭰姜より玄衣朱襮裣を賜うて文祖乙公と文妣日戊の器を作り、また𢦏鼎二には「𢦏曰、烏虖、王唯念𢦏辟剌考甲公、王用肇事乃子𢦏、達虎臣御淮戎」と王の顧寵に對えることよりはじめて、萬天子に辟事する意を述べ、文母日庚の器を作つている。この文母日庚はかつて𢦏が戎夷を伐つときそのことを助けた人で、𢦏段にはそのことをしるしている。

隹六月初吉乙酉、在高𠂤、戎伐□、𢦏達有嗣師氏、奔追禦戎于臧林、博戎㝬、朕文母競敏啓行、休宕厥心、永襲厥身、卑克厥啻敵、隻馘百、執噝二夫、孚戎兵盾矛戈弓備箙矢裨胄、凡百又卅又五款、寽戎孚人百又十又四人、卒博、無斁于𢦏身、乃子𢦏拜𩒨首、對揚文母福剌、用乍文母日庚寶障段、卑乃子𢦏萬年、用夙夜障、享孝于厥文母、其子〻孫〻、永寶

この文母日庚の活動は成王期の王姜の活動と似ており、このときの戰勝の因をなした。亥鼎一にみえる王𠢆姜も外的な活動をしており、姜姓の夫人にそのような傳統があるようである。亥毁の作戰はやはり𤔲を救援するためのものであるが、獲馘執訊のほか多くの戰利品と、戎に俘獲されていた百十四人の奪還に成功している。俘獲の奪還を目的とする作戰であつたらしく、敔毁三にも「奪孚人四百」という例がある。相互に俘獲を爭うことがあつたのであろうが、ただこの期の南征の全體を通じて、それは軍事的政治的な目的のもとに行なわれており、特に奴隷獲得を主とする戰爭でなかつたことは、孚金・孚貝などが戰果として誇稱されていることからも知られることである。

昭王の南征によつて一時服屬を約した東夷南夷の諸邦は、おそらくその後も叛服常なく、昭王はついに親征して還らなかつた。その消息を傳える金文資料はないが、宗周鐘の「我隹司配皇天王、對乍宗周寶鐘」というのは、あるいはその鎭魂の意を含むものであるかも知れない。昭王南征の說話として傳えられるこの方面の經略は、文武以來のものであることが中氏の安州六器によつて知られ、のち康昭期を通じて、漢陽の姫姜諸國防衞のために絶えず作戰が行なわれた。穆王期には徐偃王の叛亂があり、また夷王期には噩侯が諸夷を率いて伊洛の地を窺うなど、周はむしろ防衞的な立場に立つことが多かつた。その討伐をしるす禹鼎には、「噩侯駿方、逹南淮夷東夷、廣伐南或東或、至于歷寒」という。歷寒の地はその所在を知られないが、諸夷のうち後期では淮夷がその主力をなしたようである。

東南の諸夷は南國𠬝子・徐偃王・噩侯駿方のもとに大同團結してそれぞれ一時勢威を振つたが、春秋期にはその地はすべて楚の勢力に歸した。それで左傳（僖四年）の召陵の役に、昭王の水没を楚の罪に歸して、楚地に侵入した齊が「昭王南征而不復、寡人是問」をその問罪の一としたが、楚は「昭王之不復、君其問諸水濱」と應じている。この漢陽から江西・湖北・湖南に連なる古い屈家嶺文化の地域は、古代の南北文化の相接觸する地であり、たとえば殷の鐃文化、南人の鼓形文化、そして周鐘の文化はいずれもその地に興つている。漢陽の域は南北必爭の地であつた。周と諸夷との緊張的な關係はなおこの後においても後期の金文にしばしばあらわれ、詩にも大雅江漢のような詩篇を殘している。

奴隷制が主として異種族を奴隷源とすることによつて維持されるものであるとすれば、その俘獲の對象とすべきものはこれら江淮の諸夷のほかには考えがたい。それでいわゆる奴隷制說の成否の關鍵は南征諸器の銘文にその實證を求むべきであるが、少くとも康昭期金文の示すところによると、その南征は奴隷獲得のための戰爭であつたという證迹はない。ただ一例亥毁にみえるものも、俘人の奪還を目的とするものであつた。奴隷制はこの後の大土地所有の發展に伴なつて、はじめて問題となりうる性質のものである。

二、汲冢の書

昭王の南征につづいて穆王遠遊の說話が傳えられている。そのことをしるす穆天子傳は荒誕不經な說話にすぎないものであるが、汲冢出土の古書であり、また日次を逐うその記載形式から實錄と目されて、隋書經籍志にはこれを起居注の首におき、宋史には別史の類に屬した。しかし實事求是を主と

する淸に至つて、四庫總目にこれを山海經とともに小說家に移している。西王母との會飮唱酬などあまりにも不經の話が多いからであるが、しかし穆王遠遊のことは古くからその傳承があつたらしく、左傳昭十二年に「穆王欲肆其心、周行天下、將皆必有車轍馬跡焉」、また國語周語上に「穆王將征犬戎、祭公謀父諫曰、不可」などの斷片的な記述がみられる。穆天子傳はおそらくその古い傳承を說話化したものとみられ、その說話化の過程にむしろ興味ある問題を含んでいるようである。晉書束晳傳によると、汲冢出土の書としては周王遊行五卷と稱するこの穆天子傳と竹書紀年十三卷のほか、楚晉のことをいう國語三卷、易と占卜關係の多數の書があり、穆天子傳には易卦による卜占のこともみえていて、これらの書の成立は相互に關聯のあることが知られる。また鄒子の學に近しとされる大曆二篇、雜事を拾錄した雜書十九篇などがあり、その雜書のうちにある美人盛姬の話は、いまの穆天子傳卷六に附載されているものであろう。これらの書はその內容からみておそらく晉巫の屬の傳えるところと考えられるが、多く西方の知識を含んでいる。西北諸族と中國との交涉は古く先史時代からのことであり、殷の武丁の鬼方討伐は卜辭にも易にもみえ、周の興起に當つても諸戎を伐つてその地步を確かめている。西周に入つてからは康王廿五祀の鬼方討伐が最も大規模なもので、それはこの地域の情勢を決定的にするほどのものであつたらしく、小盂鼎にはその獻捷の儀禮が詳細にしるされている。その後西周の後期に至るまで、北方の患を傳える記錄はない。

晉南の一部を除いて、この方面は中原の文化に對しては異域というべきところであつたらしく、たとえば殷器の分布においても、河北・遼寧には多くその蹤迹を求めうるが、晉北の地はむしろオルドス文化圈に屬している。その後の彝器文化の展開においてもこの方面は獨自の地域文化を形成しており、列國期に入つてもなおその傾向が強く、すべてに北方的モチーフがゆたかである。

また周の東遷によつてその故地に入つた秦は、それまでに西方の諸種族と種々の接觸をもつていたらしく、異族神的な信仰をも傳えていたようである。秦は五時を設けて天を祀つたが、山海經や穆天子傳にみえるジグラット風の神殿祭祀のごときもそれと關係があるらしく、いずれも本來は中原になかつたものであろう。晉秦の巫がこれらの西來的な要素と接觸するという條件の中で、古い傳承から新しい說話を形成していつたであろうことが推測される。穆天子傳や山海經はそのような成立をもつものであろうが、魏の年代記とされる竹書紀年も晉地の巫祝の徒が傳えたものであるらしく、史書とは考えがたい奇怪な記述を含んでいる。たとえば昭王・穆王についても、

昭王十六年、伐楚荊、涉漢、遇大兕　　十九年、天大曀、雉兔皆震、喪六師于漢　　昭王末年、夜有五色光貫紫微、其年、王南巡不反

北唐之君來見、以一驪馬、是生綠耳　　穆王北征、行流沙千里、積羽千里　　十三年、西征、至于青鳥之所憩

十七年西征崑崙丘、見西王母、西王母止之　　西王母來見、賓于昭宮　　三十七年、伐越、大起九師、東至于九江、叱黿鼉以爲梁　　穆王南征、君子爲鶴、小人爲飛鴞　　穆王東征天下二億二千五百里、西征億有九萬里、南征億有七百三里、北征二億七里

などの諸條は、みな古本竹書紀年にみえるところである。

穆王遠遊の説話は秦においてもまた傳えられていた。それは徐偃王の説話に關するもので、この話は穆天子傳にも竹書紀年にもみえない。秦本紀に秦の先世造父の良御の話として傳えられるものである。

造父以善御幸於周繆王、得驥溫驪驊騮騄耳之駟、西巡狩、樂而忘歸、徐偃王作亂、造父爲繆王御、長驅歸周、一日千里、以救亂、繆王以趙城封造父、造父族由此爲趙氏

この説話は趙世家にもみえるが、韓非子五蠹・淮南子人間訓・後漢書東夷傳などにしるされており、史記の文は韓非子などに本づくものであろう。このように史實に近いとみられる徐偃王の説話が穆天子傳や竹書紀年にみえないことは、兩書の説話的性格を示すものと思われる。

穆天子傳は説話的文學とすべきものであるが、またいくらかの史實の反映をも認めることができる。穆王の遠征に扈從するものには毛班・井利・鄒父・許男・曹侯があり、穆王の乘るところは超騰八駿と良御造父である。これを迎えるものに河宗の屬があり、西方に西王母の國があるが、その間に崑崙積石など河源方面の知識が詳述され、多くの帝丘の祭祀にもふれている。説話の全體は明らかに戰國後期に形成されたものであるとしても、穆王扈從の臣のうち、たとえば毛班は金文の班段、また井利は井伯を右者とする利鼎の作器者に比定しうるもので、器はいずれも昭穆期あるいは穆共期のものと考えられる。

班段は西清著錄の器でその器制文様に不審多しとせられ、これを僞器僞銘とする研究者もある。それは繪圖模刻が精善でないためであり、別に必らず原器原銘があつたであろうことを通釋中にも指摘しておいたが、一九七二年の廢銅回收の際その殘毀を受けた器が發見され、西清の錄するところが眞器眞銘によるものであることが確認された。銘文は毛伯が王命を以て城虢公の服を賡ぎ、東國の叛するに及んでこれを伐ち、三年にして平靜に歸したことを述べている。その再發見器について、郭沫若氏に「班段的再發現」文物・一九七二・九があり、改めて考釋を加えて、銘文中の毛伯・毛公・毛父と穆天子傳の毛班との關係に及んでいう。

不少的研究家、如劉心源・楊樹達・唐蘭・于省吾、都以爲班即毛伯或毛公、認爲器是周穆王時器、他們的依據都是兩種有問題的書、即穆天子傳與今本竹書紀年、穆天子傳卷四有命毛班、逢固先至于周、以待天子之命、又卷五毛公擧幣玉、郭璞注云、毛公即毛班也、今本竹書紀年穆王十二年、毛公班、井公利、逢公固帥師從王伐犬戎、誰都知道穆天子傳是小說、毛班等和書中的西王母一樣、都是些子虛烏有的人物、即使實有其人、也與班段無涉、班段中的毛伯毛公毛父、與班分明是兩個人、行輩也不同、不能合二而一

郭氏はすでにその兩周金文辭大系において器を成王期に屬しており、器銘中の班をもし毛班とし、穆天子傳の毛班と一人と解するときは器の屬する時期を改める必要があるので、この眞器が再發見されるに及んでもまた改めて「于器之形制、也毫無抵觸」として成王期説を主張している。

器は殘破しているけれどもなおその器制文樣を知るべく、器底の銘文は完全な形で殘されている。器腹に突線を以て表出する饕餮、頸部に配する巳文樣の帶文などは確かに早期のものであるが、左右饕餮の尾部に公字形をなす部分は古い文樣にみえず、また器底の銘文も文字の配列字樣は穆王期の靜

・遹の諸器に類している。これを成王期に屬するのはもとより早きに失する。

班毁の銘文中に王が毛公に東國の征伐を命じ、また吳伯・呂伯にその輔翼のことを命じて「王令吳伯曰、以乃𠂤左比毛父、王令呂伯曰、以乃𠂤右比毛父」という。この吳・呂はまた靜毁に王が靜に射事の教習を命じたときにも、その禮に參加している。また班毁に「趞令曰、以乃族從父征」とある趞は、大鳳文の文様をもつ孟毁に毛公趞仲としてみえるものであろう。班毁の末辭には「班拜韻首曰、烏虖、不杯丮皇公、受京宗懿釐、毓文王王姒聖孫、隥于大服、廣成厥工」とあり、班もまた周室の一族であることをいう。文首に城虢公の服を襲いだ毛伯のことを述べており、班はおそらくその毛伯の族人であろう。それならば穆天子傳にいう毛班は、この班毁の班であろうと考えられる。この班は「三年靜東或」というように東伐に從っているが、今本紀年に「三十五年、荊人入徐、毛伯遷帥師、敗荊人于泲」とあり、徐文靖の統箋、雷學淇の義證にいずれも遷を班の子であろうとする。泲はのちの濟水であり、この役はあるいは徐偃王說話と關係があるかも知れない。韓非子五蠹篇以下に喧傳され、後漢書東夷傳に至つて完成される徐偃王說話に史實の反映があるとすれば、班毁にいう東征三年の役がそれに當るものと考えられよう。穆天子傳における造父八駿の話は、秦の先世の說話がのち徐偃王說話に附加されたものであろう。

穆王期には毛氏が王室の大族として活躍したらしく、その期の金文には毛公方鼎があり、孟毁にも毛公趞仲・毛公の名がみえる。孟毁に「朕文考眔毛公趞仲、征無霙、毛公易朕文考臣、自厥工、對揚朕考易休」とあつて、班毁と同じく毛公・趞仲の名がある。なお宋代著錄の師毛父毁には右者として井伯の名がみえる。この期の井伯は群標識の一とされるもので、懿王元年の師虎毁、また豆閉毁などにもみえ、共懿期にわたる人のようである。利鼎はいま器が佚して傳わらぬものであるが、「王客于般宮、井伯內右利」という利は文考瀏伯の器を作つている。もし井伯の族人とすれば、この利は穆天子傳にいう井利であるかも知れない。穆王期の師遽方彝に「王在周康寢、饗醴、師遽蔑曆、晉、王乎宰利」という宰利もその時期が同じく、同一人である可能性がある。

班毁にいう東征は、周王朝の東方經營に重要な意味をもつものであつたらしい。「三年靜東國」という表現はそれが一時的な討伐ではなく、爾後の經營をも含むものと考えられる。後漢書東夷傳に、周の東方經營について要約した記述がある。

及武王滅紂、肅愼來獻石砮楛矢、管蔡畔周、乃招誘夷狄、周公征之、遂定東夷、康王之時、肅愼復至、後徐夷僭號、乃率九夷、以伐宗周、西至河上、穆王畏其方熾、乃分東方諸侯、命徐偃王主之、偃王處潢池東、地方五百里、行仁義、陸地而朝者三十有六國、穆王後得驥騄之乘、乃使造父御以告楚、令伐徐、一日而至、於是楚文王大擧兵而滅之、偃王仁而無權、不忍鬬其人、故致於敗、乃北走彭城武原縣東山下、百姓隨之者以萬數、因名其山爲徐山

徐偃は古い傳承をもつ古國であるらしく、後漢書の注に引く博物志に

徐君宮人、娠而生卵、以爲不祥、棄於水濱、孤獨母有犬、名鵠倉、持所棄卵、銜以歸母、母覆暖之、遂成小兒、生而偃、尸子、偃王有筋而無骨、故曰偃、故以爲名、宮人聞之、乃更錄取、長襲爲徐君、徐王妖異不常、武原縣東十里、見有徐山石室祠處、偃王溝通陳蔡之閒、得朱弓朱矢、以已得天瑞、

自稱偃王、穆王聞之、遣使乘駟、一日至楚伐之、偃王仁、不忍闘、爲楚所敗、北走此山也

の二條を引く。前條は卵生説話で滿鮮にも流布するものである。徐夷は古く淮水の下流一帶に播居する沿海族で、東夷傳には「武乙衰敝、東夷寖盛、遂分遷淮岱、漸居中土」というも、山東・安徽・江蘇の境一帶がその故地である。東夷傳に楚の文王が徐偃を伐つたとするのは説苑指武篇にもみえるが時代が合わず、このとき楚が周命を奉ずることはありえない。おそらく楚に追われて北上する徐偃を伐つて、これを歸服させたのであろう。もし後期の陜西における大土地所有的經營に供せられた諸夷出身のものがこの方面からの貢人であるとすれば、それは殆んど唯一の奴隷源とみるべきものである。班毀の文はおそらくそのような諸夷の周に對する隷屬關係の成立を意味するものであろう。

三年靜東或亡不戍、眍天畏、否畀屯陟、公告厥事于上

隹民亡浩、才彝、悉天命、故亡尤、才顯、隹苟德、亡逌違

新出の器銘によって、舊釋を多少讀み改めるべきところがある。郭氏の論文に「三年靜東國、亡不成、斁天畏、否俾屯陟、公告厥事于上、曰唯民氓拙哉、彝昧天命、故亡、允哉顯、唯敬德、亡攸違」とよむ。それによると毛公の最終報告の語は「隹れ民氓は拙なるかな。彝に天命に昧かりき、故に亡びたり。允なるかな顯なること、これ德を敬しめば、もつて違ふこと亡し」とよむことになるが、才を哉に用いるのは後期より列國期金文に至つて多くみえる語法で、この銘文ではなお在とよむべきであろう。舊著錄の文のうち、成を戍、允を尤と改むべきようである。それでその文は、「隹れ民は出づることなくして彝に在り。天命に悉(つと)めたり、故に尤亡くして顯に在り。隹れ德を敬しみ、逌て違ふこと亡し」とよむべく、その撫恤歸服に成功したことをいう語とみられる。三年の期間はその工作に要したものであろう。

後期の金文、たとえば師寰毀に「淮夷繇我貟晦臣」、また兮甲盤に「王令甲、政嗣成周四方賓、至于南淮夷、淮夷舊我貟晦人、毋敢不出其貟・其賨・其進人・其貯」というように淮夷の進人進貢の義務をいうものがあることからいえば、かれらは進人進貢の義務を負うものとして周に服屬していたのであろうが、そのような從屬的關係は昭王期の南征、穆王期の東征によつて生じたものであろう。徐偃王説話は當時の淮夷の抵抗と屈服の史實を背景とするものであり、班毀はそのことを證する金文資料である。

昭穆期における四方の經營に當つて從來にも增してその行動力が要求され、馬政もまた重要性を加えてくる。穆天子傳にいう超騰八駿の話にしても、そのような時代の要求を反映するものとみられる。郿縣李家村からは盠方尊をはじめ盠方彝・盠駒尊の類を出土したが、その尊は極めて寫實的な馬形をなし、盠駒尊とよばれる。銘は駒尊の胸部にあり、「隹王十又三月、辰在甲申、王初執駒于㡿」と執駒の禮の行なわれたことをしるす。執駒の禮は周禮の校人・牧師・庾人・圉師・圉人などにみえる馬政の一で、中春の通淫を禁ずるためのものとされているが、本來はこの銘にいうように王が自ら馬政を檢する禮であろう。文中に「王乎師豦、召盠、王親旨盠駒、易兩」とあり、別に兩盠駒尊蓋にも同様の賜與をしるしている。右者としてみえる師豦は師遽、三年銘の師遽毀があり、その日辰は穆王三年のものと考えられる。執駒の禮は近出の昭王三年達盨（補注八）にもみえ、昭穆期は馬政の盛んな時であつた。

庋はおそらく周禮校人・廋人にいう「天子十有二閑」の閑にあたり、牧馬の地であろう。天子が執駒の禮を親しくするのはそのころ馬政が特に重要とされたからであり、器の出土地郿縣にも牧馬の地があつたのであろう。古く名馬の産地としては晉の屈産の乘左傳僖二年が知られ、晉の三不殆の一左傳昭四年ともされたが、その原産は朔北の地にあつたと思われる。騎馬の俗が行なわれたのも趙の武靈王にはじまるが、穆天子傳のような西北遠遊の物語は、西北とも交通をもつその地で西方の崑崙信仰などを背景として生まれたものであろう。穆天子傳が魏王の汲冢から出ているのは、そのことを示すものと解される。また同出の竹書紀年に穆王の北征と西征、流沙・崑崙・西王母の國への遠遊がしるされているのも、穆天子傳と共通している。穆王期の史實は、このような説話を棄てて確實な金文資料に依據すべきであるが、そのうち特に指摘すべきことは、班殷にみられるような淮夷の從屬化と、莽京における辟雍儀禮の盛行であろう。王朝の支配の安定とともに、祭祀禮樂の時代を迎えるのである。

三、辟雍の儀禮

昭穆期の金文には、莽京辟雍の儀禮に關するものが多い。莽京は周初に三都の一として造營され、宗周が政治的、成周が軍事的都市であるのに對して、神都として先世先王の祀所がおかれたところである。莽京辟雍の名は麥尊に初見し、康昭期には明堂大池における辟雍の儀禮が次第に整うに至つた。

天君・公姞・夫人關係の諸器の多くは祭祀儀禮に關するもので、尹姞鼎・次尊には馬を賜い、公姞鼎・井鼎・遹殷に漁や賜魚のことがしるされているのも、みなその儀禮に關するものであろう。その禮は王の親臨のもとに行なわれ、小臣靜彝に「王客莽京、小臣靜卽事」とあり、そこで漁や射禽、また競射のことが行なわれた。遹殷に「隹六月既生霸、穆王在莽京、乎漁于大池」というのは、辟雍大池における禮である。漁の禮は國語魯語上に「古者大寒降、土蟄發、水虞於是乎講罛罶、取名魚、登川禽、而嘗之寢廟、行諸國人」とみえ、また呂氏春秋季春紀「天子焉始乘舟、薦鮪于寢廟」、季冬紀「命漁師始漁、天子親往、乃嘗魚、先薦寢廟」、淮南子時則訓「季冬之月、命漁師始漁、天子親往射漁、先薦寢廟」というものはみなその遺禮である。詩では周頌の潛がその頌歌であろう。乘舟射禽のことはさきの麥尊の文にもみえる。

詩篇には莽京辟雍の名はみえないが、大雅文王有聲に鎬京辟雍の祭祀を歌い、各章末に「文王烝哉」「武王烝哉」「皇王烝哉」「王后烝哉」と文武以下多后を祀ることをいう。莽京辟雍はもと成王以前を祀るもので、それが鎬京に遷されたのはおそらく後のことであろう。文王有聲の第五章に、「豐水東注　維禹之績」のように禹績のことを歌うが、禹績のことをいうものは金文では秦公殷・叔夷鏄などみな春秋期に下る器のみである。陳夢家氏の三都説に金文の莽京を詩の鎬京に比定しているが、その説は宗周を岐山とするなど金文にいう事實と一致しがたいものがある。

莽京の名は金文においては昭穆期以後にみえず、[補注九] 孝王期と思われる卯殷に「焚伯乎令卯曰、𤔲乃先祖考、死𤔲焚公室、昔乃祖亦既令、乃父死𤔲莽人、……今余隹令女、死𤔲莽宮莽人、女毋敢不善」と

いう。作器者卯の祖父が仕えた熒公は、そのときすでに葊宮葊人を私有化しており、世代的にいえば葊京の辟雍は穆共の際にすでに廢されていたかも知れない。古本竹書紀年に「穆王元年、築祇宮于南鄭」穆天子傳注、また「穆王以下、都于西鄭」漢書地理志注とあり、「穆王所居鄭宮春宮」太平御覽卷一七三「西王母來見、賓于昭宮」山海經西山經注は穆王が一時鄭宮に移ったことをいう。共王期頃の免觶・大段一に「王在鄭」といい、免觶には「隹六月初吉、王在鄭、丁亥、王各大室、井叔右免」とそこで廷禮册命が行なわれている。こののち辟雍はおそらく鎬京に遷されたのであろう。同じく詩の大雅靈臺には「王在靈囿　麀鹿攸伏　麀鹿濯濯　白鳥翯翯　王在靈沼　於牣魚躍」と歌われているが、その苑囿的な描寫は大池に舟を泛べて登魚射禽を行なう葊京の辟雍大池のさまとかなり異なるようである。

　葊京儀禮の奉仕者は麥・靜・免・遹・鮮など段系の舊氏族であり、そこでは異族神參向の儀禮も行なわれた。周頌の有客・振鷺・有瞽などはその詩篇である。祭儀として競射の禮も行なわれ、靜段には靜がその司射のことを命ぜられている。(補注十) 登魚・射禽・競射などは、みな一連の神事であろう。神饌のこともとより神事的な形式によって供せられた。それが藉田の古禮である。わが國でいえば悠紀・主基などにあたるものであろう。

　令鼎には靜段と同じく競射の禮をしるし、昭穆期の器と考えられるものであるが、その文首に「王大藉農于諆田、錫、王射」とあり、藉田の禮においても射儀が行なわれている。藉田は神粢を供する神田の耕作であり、氏族の奉仕者たちによって行なわれる共耕である。その禮を歌う詩篇に周頌臣工・噫嘻があり、豐年もそのような神事的意味をもつ農耕の詩であろう。それは當時かなり大規模に行なわれたものであったらしく、周頌の載芟・良耜にその共耕の狀態が歌われている。載芟は序に「春藉田而祈社稷也」とするが、「千耦其耘　徂隰徂畛　侯主侯伯　侯亞侯旅　侯彊侯以」というように神耕の關係者がすべて參加し、しかもそのような形態の奉仕は「振古如茲」と古禮を傳承するものであるとする。この藉田神耕に參加する諸官については國語周語上に詳しい記述があり、おそらくその關係祝史によって傳えられたものであろう。良耜は序に「秋報社稷也」とする收穫祭で「其崇如墉　其比如櫛　以開百室」といい、また篇末に「以似以續　續古之人」と結ぶ。噫嘻には「駿發爾私　終三十里　亦服爾耕　十千維耦」とあり、載芟に「千耦其耘」というのと同じく甚だ多數の耕作者が動員されているので、これを奴隸的な耕作の形態であるとする論者もある。しかしこれらの詩はすべて廟歌である周頌に屬する神事詩であり、また「駿發爾私」とは一時的な使役をいうとみられるから、これを一般的な生產形態をいうものとすることはできない。

　しかしまたこのような共耕が神事的な性格のものであるとしても、一般的な生產形態と全く無關係であったとはしがたいであろう。同じく農事詩のうち小雅の楚茨・信南山・甫田・大田には氏族共耕の共同體的な生活が歌われており、收穫祭のときには氏族の共餐が行なわれている。氏族的經營においては、共耕共餐が原則とされるものであった。ただそのような共同體の內部においても、「駿發爾私」のように私とよばれる耕作者が非血緣的な隸屬者として多く含まれ、氏族內部の階層化が進みつつあったと考えられる。またそれは特に宮廷貴族化した畿內の大族の間において著しかったであろう。さらに渭南の庶殷の入植地には、のちの舀氏や散氏・矢氏にみられるような大土地所有的な經營も發

展をつづけていたはずである。そのような狀態のなかで、藉田も次第にその神事的性格のものから收奪的なものへと推移していつたようである。周頌の藉田を歌う農事詩に「振古如茲」、「續古之人」というように、それを歷史的な事實として當爲化しようとしているのはそのためと思われる。

辟雍儀禮の盛行は周の大一統がようやくここに成就したことを示す事實であり、昭穆の南征遠遊の說話もそのような大一統を反映するものとして語られたものであろう。彝器文化の上にも、この期には特徵的な事實が認められる。器種においては從來の酒器とともに鼎・殷など盛食の器が多く作られ、宗周鐘や編鐘のような樂器も制作された。洋々たる頌聲と雅聲は、おそらくその辟雍儀禮を中心として興つたであろう。まさに禮樂極盛の時代である。

昭穆期の彝器の文様として大鳳文が盛行したことも、これと關聯するものであろう。鳥形文は殷器以來久しく行なわれているものであるが、それは主として帶文としていわば副次的なものであつた。しかし副次的にもせよ鳥文が彝器に多く用いられるのは、それが鳥形靈の觀念と結合して祖靈の來臨を象徵するとされたからであろう。饕餮や龍文・雷文は自然的靈威を示す神祕的な自然觀を背景とし、殷周期文様の主流をなしたが、昭穆期には大鳳文が支配的に行なわれている。そのような彝器觀の變化は、ほぼ康昭期から認められる。尹姞鼎をはじめとする夫人諸器・庚嬴諸器などに新様式への志向がみられ、器制・文様・文字の上に流動的な變化があらわれ、やがて大鳳文器が盛行する。作器者名を加えない「作寶障彝」の銘をもつ商品的な大鳳文器も作られている。

大鳳文器の最も早期のものは麥尊である。器は西淸に繪圖を傳えるのみであるが furthermore

器は眞器と考えられる。麥尊は文首に麥の辟君が矿を出て井侯に封ぜられたことをいう。矿は伯懋父諸器にみえ、康昭期の東南經營の基地であつた。銘文はさらに作册麥が井侯に從つて周に赴き、莾京辟雍の祭祀に會したが、王は舟に乘つて大豐の禮を行い禽を射て獻じ、井侯も赤旂舟に乘つてこれに從い辟雍大池の儀禮に與かつたことをいう。作册は殷以來の神事職で、麥はその禮を佐けて賜賞をえている。他に效尊・效卣・寧殷もみな大鳳文を飾り、辟雍儀禮のことをしるす靜の諸器にも大顧鳳文をつけている。この期の鳳文器には辟雍儀禮に關するものが多い。

鳳は卜辭や神話の世界では風神とされているもので、湖北安州六器の中方鼎二・三には生鳳のことがしるされている。この方面には奇鳥瑞鳥を多く產したらしく、逸周書王會解に、西申が鳳凰を獻じ、氏羌が鸞鳳を獻じ、巴人は比翼、方煬は皇鳥、蜀人は文翰、方人は孔鳥を獻じ、また揚蠻は翟、倉吾は翡翠を獻じたことがみえる。古くこの方面にあつた秦の遠祖は鳥首人身のトーテム的傳承をもつ。南人もかつて漢水雲夢の域に住んだが、かれらが羽飾を好んだことはその銅鼓の文様にも殘されている。古本竹書紀年に穆王の南征のとき「君子爲鶴、小人爲飛鴞」という奇怪な記事も、その類のことかも知れない。

昭穆期の東南經營が主としてこの方面を對象とするものであることは、當時の大鳳文器盛行の背景をなすものであろう。大鳳文器の一である寧殷に「其用各百神」という語があり、宗周鐘にも「皇上帝百神」とあつて當時の語である。詩では大雅卷阿・周頌時邁にみえ、それらの詩も辟雍儀禮と關係があるかも知れない。時邁に「懷柔百神　及河喬嶽　允王維后　明昭有周　式序在位　載戢干戈　載

櫜弓矢　我求懿德　肆于時夏　允王保之」というのは、すでに干戈のときを過ぎて大統一の成就したことを郊廟に告げるものである。また卷阿には鳳凰のことが歌われている。

鳳皇于飛　翽翽其羽　亦集爰止　藹藹王多吉士　維君子使　媚于天子　第七章

鳳皇鳴矣　于彼高岡　梧桐生矣　于彼朝陽　菶菶萋萋　雝雝喈喈　第九章

君子之車　既庶且多　君子之馬　既閑且馳　矢詩不多　維以遂歌　第十章

鳳凰梧桐のような吉祥的表現は、鳳文器の盛行するこの時期の風氣によるものであろう。それは「允王維后　明昭有周」という盛世を頌するにふさわしいものであった。そこには「藹藹王多吉士」が集う。吉士とは神事に奉仕するものである。作册麥・御史競・小臣靜など葊京儀禮に奉仕するものには、殷系の神事關係者が多かった。それは辟雍の祭祀が二王三恪のような客神の參加する儀禮であったからで、周頌の有客・振鷺などは前朝の客神參向を歌うものである。しかしこの葊京の盛儀に、東方の列國諸侯が森として列をなすという狀態は、金文にはもとより文獻の上にもみられない。稀に麥尊における井侯のような例があっても、それは周の王族出自の親藩である。葊京の儀禮は政治的な關係を離れた郊廟の禮として行なわれていたのであろう。

穆王關係の傳承文獻としては書に冏命と呂命の二篇がある。周本紀に「穆王卽位、春秋已五十矣、王道衰微、穆王閔文武之道缺、乃命伯冏、申誡太僕國之政、作冏命、復寧」と書序の文を引き、また國語の祭公謀父の話を載せ、次に「甫侯言於王、作脩刑辟」として以下に呂刑の文を引く。冏命は僞古文、呂刑は姜姓呂國の神話にもとづいて苗族との葛藤を經典化したものであるが、その成立は堯典・皐陶謨とともに戰國期のものと考えられる。しかし呂刑の成立を穆王期とするのは、この時期に周室と諸侯との關係が特に緊密であったという事實を反映するものであろう。

周初より昭穆に至るこの時期を、西周史の上では一應前期とすることができよう。それは葊京儀禮の盛行が示すように、なお祭政的な形態がゆたかに殘されている古代王朝的な性格をもつ時期である。殷王朝が神聖王朝としてその古代宗教的な優位のもとに統一を保っていたのとは異なるが、その支配形態は周室の宗主權と軍事的優位とによって維持されているものであった。その支配地域はなお國家として組織されたものではなく、周室の政治的統一の外にある地域はつねに四方とよばれている。政治的統一體としての組織は、いわゆる王畿の範圍にとどまるものであったとしてよい。

周の王朝的支配は、大まかにいえばそのような王畿と、東方の半ば獨立的ないわゆる封建諸侯と、若干の進貢義務を負うことによって隸屬的關係に立つ東南諸夷の地域とに三分される。王畿のうちにもまた王領と世襲的貴族の所領及び庶殷等の入植地にそれぞれの經營形態があったと考えられる。また東方の社會においてもいわゆる封建諸侯のほかにもなお獨立的な舊氏族國家が多く殘されており、その內部構造は必らずしも等質的なものでない。さらに東南諸夷の地域にも中央の强力な政治力に對應するために舊部族の再編成などが進行しつつあったと考えられる。すべて後期に至って顯在化されるこれらの地域的な特質の問題は、すでに前期においてその基礎的な條件が與えられ、その後の歷史的展開を通じてそれぞれの異質性を明らかにしてくるのである。それはたとえばそののち王畿における世襲的貴族社會の繁榮と沒落の過程に二雅の詩篇が成立し、また列國の領土的發展のうちにその基

礎社會をなす氏族生活を反映する國風の詩篇が生まれるということからも、推測することができよう。周頌や大雅など王室關係のうちの古い部分には、すでに述べたようにおそらく辟雍禮樂時代の遺響を傳えるものがあろう。詩篇はその意味において、西周期社會の展開をそれぞれの社會的・地域的特質において反映するものとなしうる。同時資料として殆んど唯一のものであり、また最も明確にその社會的現實と對應すると考えられる詩篇を、書における周書の諸篇とともに、金文資料による西周史再構成の資料の一部に加えることは、十分に根據のあることである。辟雍禮樂の時代は、おそらくまた詩篇と樂章・舞樂の制作された時期であると思われるが、そのことはこの時期における金文に押韻現象が特に一般的であるということからも推定しうる。そしてこのような辟雍禮樂の時代を經て、周室の政治的秩序の安定がもたらされる。廷禮册命の儀禮や官職世襲の制などが確立するのは、これよりまもないことである。

*補注は六〇六頁を參照。

昭和五十二年四月印刷發行
平成十二年三月二版發行

神戸市東灘區住吉町
發行所 財團法人 白鶴美術館

京都市南區上鳥羽藁田二九
印刷所 中村印刷株式會社

白川 静

金文通釋 四七

夔鳳直文筒形卣

財團法人 白鶴美術館發行

白鶴美術館誌

第四七輯

第四章　政治的秩序の成立

一、廷禮册命と官制

周王朝の政治的秩序は成康の經營についで昭穆の外征が行なわれ、周的な社會形成が一應の安定に達した段階において成立する。殊に𦉢京の辟雍儀禮において周の禮樂文化が形成されるその過程に、政治的秩序もそのような王朝的儀禮の展開のなかで整序され、それはやがて金文における廷禮册命形式の定型化としてあらわれる。すなわち古代的祭政形態からの祭祀と政治の分離という傾向をたどりながら、官制的な組織が形成されてくるのである。そのような政治的社會は主として陝西王畿の貴族的氏族を基盤とするものであり、かれらの參加する王廷を中心とするものであつた。それで廷禮の成立とともに創業期の封侯見事の禮は殆んど行なわれず、王畿と地方、殊に東方諸侯との隔絕がめだつ。廷禮册命形式金文成立の時期は、また陝西王畿の貴族社會と東方の氏族的遺制の濃厚な社會とが、それぞれの形態における獨自の展開をとりはじめた時期であつたということができる。

前期の金文には廷禮册命の定型的形式をもつものはない。册命や賜與は概ねその臣從關係に從つて隨時隨處において行なわれ、封建の禮のような重要な儀禮、たとえば宜侯夨段の册命のごときも王の

巡行中にその所在の地で行なわれている。事功に對する賜與などにも特に廷禮を用いるということはなかつた。昭穆期に入つてからも、貉子卣では呂における王牢の儀禮に際して、また命毀では王が華にあるとき、段毀では畢における登・嘗の祭祀のときに、庚嬴鼎では某宮での衣事に當つて、效尊では嘗における蒞禮の際に、それぞれ臨機に蔑曆賜與のことが行なわれている。定時定處のない、いわば現場主義的なものである。それは成康期に各地の戡定作戰が繼續されていた軍政期の儀禮のありかたが、そのまま慣行としてなお存していたのであろう。

しかし葊京儀禮の時代になると、辟雍の祭祀儀禮が王朝の大典として行なわれ、在廷の諸臣も多くこれに參加したはずである。辟雍儀禮については井侯の臣たる麥の諸器をはじめ、靜毀や遹毀・井鼎・史懋壺など神事關係者の器が多く殘されているが、初期の周頌諸篇はおそらくその儀禮の際に用いられ、周室の創業を頌する大雅の諸篇もその儀禮とともに成立してきたものであろう。ついで穆共期に辟雍は鎬京に遷されたらしく、大雅靈臺や文王有聲などにはその辟雍のことが歌われている。洋々たる頌聲とともに雅聲の興るこの辟雍儀禮は、いうまでもなく周の禮樂文化の中心をなすものであり、この王朝の盛儀にどのような形で參加するかということが、宮廷儀禮を通じて政治的秩序の形成を促したとみられる。辟雍儀禮が本來神事的なものであることはいうまでもないが、その儀禮の秩序はまた現實の政治的秩序と對應するものであつた。そしてそのような祭政的形態からの神事と政治との分離する時點において、やがて廷禮が生まれ廷禮册命の儀禮が成立する。廷禮册命形式の定型もほぼ穆共期からあらわれてくる。しかし册命儀禮には本來の神事の形式をなお存していて、その後においてもその禮は必らず宮廟大室の神靈の廷前において行なわれるのである。

廷禮をしるす最も早い器銘は康王廿五祀の小盂鼎であろう。それは盂が鬼方を伐つた際の獻捷の禮をしるすものであるが、八月甲申に王を周廟に迎えて旅服東嚮し、また大廷に即いて虜酋を獻じた。そのとき燮が右者をつとめている。ついでまた三門に入り中廷に立つて北嚮し、盂以下のこの戰役に從った諸將の報告がなされ、翌乙酉にまた周廟において賜賞のことがあつた。その禮は

雩若翌乙酉、三事大夫入服酉、王各廟、鼎、王邦賓祉、王命賞盂

というように三事大夫が式場を潔め、王が周廟に格つて祼禮を行ない、王の邦賓たるものが侍立するという儀節である。これは獻捷の禮であるから必らずしも廷禮册命の儀節と同じとしがたいが、廷禮の古式の一面を示すものとみられる。ただ服酒のような常禮にみえない修祓儀禮がなされているのは、虜酋を扱う際の特殊な儀禮であるのかも知れない。

廷禮に右者をしるすものは、昭穆期以後の器において一般的となる。

卲咎毀　佳元年三月丙寅、王各于大室、康公右卲咎、易戠衣・赤◎市、曰、用嗣乃且考事、乍嗣土

師遽毀　佳王三祀四月既生霸辛酉、王才周、客新宮、王祉正師氏、王乎師朕、易師遽貝十朋

師毛父毀　佳六月既生霸戊戌、旦、王各于大室、師毛父即立、井伯右、內史册命、易赤市

などがそれであるが、廷禮の次第の記述になお定式がみられない。廷禮の儀節が定型の形式を以てしるされているのは、穆王期の盠方彝などが最も早い時期のものであろう。

盠方彝　唯八月初吉、王各于周廟、穆公右盠、立中廷北鄉、王册命尹、易盠赤市・幽亢・攸勒、

曰、用嗣六自、王行參有嗣、嗣土・嗣馬・嗣工、王命盠曰、𫓟嗣六自眔八自埶

以下に盠の對揚の辭を加えている。廷禮は周廟中廷において行なわれ、穆公が右者となり、尹が冊命を傳えて赤市等の禮服馬具を賜い、最後に職事の任命をしるす。廷禮冊命の文としてはまず職事を任じてのち賜與に及ぶのが例であるが、その定型は共王期に至つて完成する。

共王期の曆譜は、その生號のみえる十五年趞曹鼎によつて推算され、二年吳方彝・七年趞曹鼎・八祀師𩛥鼎など、みなその譜に入るべきものである。共懿期は定型的な廷禮冊命の成立した時期であつた。

吳方彝　隹二月初吉丁亥、王在周成大室、旦、王各廟、宰朏右作冊吳入門、立中廷北鄉、王乎史戊、冊命吳、嗣旃眔叔金、易秬鬯一卣・玄袞衣・赤舄・金車桒亘・朱虢・虎冟熏・桒較・畫轉・金甬・馬四匹・攸勒、吳拜䭫首、敢對揚王休、用乍青尹寶䵼彝、吳其世子孫、永寶用、隹王二祀

廷禮の右者には當時の執政者が當るのが原則であつたらしく、場所は宮廟の大室中廷である。十五年趞曹鼎には「龏王在周新宮、王射于射廬、史趞曹易弓矢・虎盧・冑・干・殳」、また師湯父鼎に「王在周新宮、在射廬、王乎宰雁、易□弓象弭・矢臺彤欮」とあり、その儀禮は周新宮において行なわれている。ここにいう射廬は周新宮とよばれる辟雍附設のものであるらしく、それならば莽京辟雍はこの時期に鎬京に遷されているのであろう。十五年趞曹鼎には右者をしるしていないが、師湯父鼎では宰雁、吳方彝では宰朏が右者のことに任じており、師虎段の井伯は懿王期の執政者の一人であろう。執政者は複數であつたらしく、この共王期前後の時期の廷禮にみえる右者は必らずしも一人ではない。懿王元年師虎段、また共王七年趞曹鼎・豆閉段・利鼎では井伯、二年吳方彝では宰朏、同じく二祀趩觶では咸井叔、䣄段では盠方彝と同じく穆公であり、井伯・宰雁・宰朏・咸井叔・穆公などが相前後して廷禮に當つている。受命者の官職の系統によつて、その正長たる執政が右者となつたものと思われる。

當時の執政者の定數は知られないが、夷王期には大體五名を定則としていたようである。新出の夷王三年裘衞盉には、審判事件の裁定者として伯邑父・焚伯・定伯・琼伯・單伯、同じく夷王五祀の裘衞鼎一には井伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父、孝王十二年の器と考えられる永盂も審判問題をしるすものであるが井伯・焚伯・尹氏・師俗父・趞仲の五名がその裁定に當つており、これらが當時の執政府の構成者であろう。重要な審判事件はこの最高會議でとり扱われており、いわば閣議に相當する機關である。西周期最後の幽王元年の日食、二年の三川大地震による西周政府の崩壞を歌う詩の小雅十月之交には、當時の爲政者を糾彈する詩句を列擧しているが、當時の有力な執政として皇父卿士以下七名をあげており、政治上の實力者もこれに加わつている。すなわち「皇父卿士　番維司徒　家伯維宰　仲允膳夫　聚子內史　蹶維趣馬　楀維師氏」と、膳夫職や走馬の名をもあげている。西周期の官制ははじめ殷の史系・師系の官職を主としたが、穆共期より殷の舊制を脱して獨自の體系を備え、廷禮冊命の金文もこの時期に成立する。それは同時に周の官制組織の成立を示す事實であるが、やが

て夷厲期以後、豪族の擡頭によつてその官制的秩序が廷臣の實勢に左右され、ついには秩序の廢壞を招くに至るのである。

師虎𣪘における册命には「𢦏先王既命乃且考事、啻官嗣左右戲緐荊、今余隹帥井先王命、命女更乃且考、啻官嗣左右戲緐荊」とあつて師虎の職事はその祖考以來のものであり、師虎に對する任命も「今余隹帥井先王命」というように先王の命に從うものとされている。君臣の關係が職事の世襲という形式で繼承されてゆくのは、古代王朝における氏族の職掌的な服屬關係を官制的な形態に移行したものであるが、その關係が廷臣として王廷の政治的秩序を構成するとき貴族社會が成立する。この場合においても職能的な官職は世襲を原則としており、たとえば元年師虎𣪘に册命の傳達者としてみえる內史吳は、おそらく二祀吳方彝の作册吳であろう。內史と作册とは免盤に作册內史の稱があるように祝詞詔命を掌るもので、免𣪘・休盤に作册尹、兩師兌𣪘に內史尹というものも同じ職事と考えられる。いずれも史系に屬して一事を分掌するものらしく、作册吳は靑尹を祀る器を作つており、その父も尹氏であつた。史系・師系は殷以來の官制に屬し、その受命者も概ね東方出自の族であり、師職のうち師𤸫父のように父號を稱するもののほかは概ね殷以來の舊族とみてよい。卜辭においても師般・師眣など師長はみな師某と稱した。元年師虎𣪘の師虎は日庚の器を作り、吳方彝は文末に「隹王二祀」という。廟號に干名を用い、銘末に祀という紀年の形式をとるものはみな殷式である。

宰も殷器に宰手・宰椃・宰甫などの名がみえ殷の舊職である。宰は犧牲を廟中に宰割する義であり、宰割のことは本來は王が自ら鸞刀を執つて行うべきものであつた。その王に代る長老として宰割に從うものが宰である。克氏の諸器にみえる膳夫職も、もと神饌を管掌するものであつたと思われるがのち典膳の職となつたもので、同じくこの系統に屬する。

周の統治組織は行政系統の卿事寮と祭祀系統の大史寮の二系と、別に軍事を管掌する師系の合わせて三系より成る。卿事寮は周初の令彝に「王命周公子明保、尹三事四方、受卿事寮」、「徃命舍三事命、眔卿事寮眔者尹眔里君眔百工眔者侯、侯田男、舍四方命」とあつて、卿事寮とはここでは成周とその周邊の外服四方に對する支配の行政組織であつた。この組織は後期に至るまで行なわれており、番生𣪘に「王命䰜嗣公族卿事大史寮」、また毛公鼎に「王曰、父厝、巳、曰彶玆卿事寮大史寮、于父卽尹」と命じている。この二系を董督することは百官を總攬するというにひとしい。卿は饗禮を示す字であるから宰と同系であるが、宰は多く祭事に關し、卿は儀禮に關する字である。

共王期に廷禮册命形式金文が成立するのは、この時期に周的な官制組織が一應の體系に達したことを意味するが、周的な官制は殷系列の舊職のほかに征服王朝としての經營に必要な管理體制を含むはずである。その職務分掌がおそらく令彝にいう三事、詩にいう三事大夫、金文にみえる官制としてはのちに參有嗣とよばれるものであろう。周禮六官の地官・夏官・冬官諸職の原形をなすとみられるものに嗣土・嗣馬・嗣工がある。このうち嗣土は周初の康侯𣪘に「征命康侯、啚于衞、渣嗣土遙眔啚」とあり、康侯が衞に封ぜられたとき渣の嗣土たる遙が衞の耕作地の設營に從つている。農業生産關係の職事である。また免簠に「王在周、命免乍嗣土、嗣奠還𣩵眔吳眔牧」とあつて、叢林芻牧のことも

その管掌下にある。載𣪘には「王曰、載、命女乍𤔲土、官𤔲藉田」とみえ、藉田のような特殊な經營地も𤔲土の官司するところであつた。「渣𤔲土」や「奠還𢼸」のように特定地の𤔲土や𢼸という表現をとるのは、王官以外にも王室の各經營地や諸族采邑の地に、管理者としてその職がおかれていたことを示している。盠方彝の參有𤔲も王行、すなわち王の親衞部隊に屬するものである。王官のときは懿孝期の揚𣪘や夷王期の無叀鼎に𤔲徒單伯・𤔲徒南仲のようにその職を冠稱し、また厲王期の此鼎に𤔲土毛叔というものがあり、いずれも廷禮冊命の際の右者としてみえる。すなわち六卿相當の王官である。

𤔲馬は共懿期の師痏𣪘・師奎父鼎・走𣪘の諸器に右者𤔲馬井伯、また同じく懿王期の三年師晨鼎・三年師兪𣪘・五年諫𣪘に右者𤔲馬共の名がみえ、𤔲馬共三器の冊命は何れも周の師彔の宮で行なわれている。軍官任命の廷禮が師職にある彔の宮廟で行なわれているのは、その正長たる𤔲馬が廷禮の右者となる慣行とともに、同系列者の任命の際の儀禮であるらしく、他の職においても同系列者の任命にはその正長たるものが右者となる例である。

𤔲工は免觶にその任命のことがみえ、また揚𣪘に「王若曰、揚、乍𤔲工、官𤔲量田甸眔𤔲宔眔𤔲茭眔𤔲寇眔𤔲工司」とあつて百工のことを董督する職であつた。であるのは、王官任命のときにその上位者が廷禮の右者となるものとみられる。免の右者は井叔、揚の右者が𤔲徒單伯である。宰曶を右者とする蔡𣪘に「王若曰、蔡、昔先王既命女乍宰、𤔲王家、今余隹𤕌𦎫乃命、命女眔曶、𦔅疋對各、死𤔲王家外內、毋敢又不聞、𤔲百工、出入姜氏命」とあつて、宰蔡に對する冊命には宰曶が右者となつている。

これも宰曶が蔡の上位者であるのか、あるいはその先任者として右者となつているのであろう。𤔲工が右者となる例がみえないのは、百工の職事が多く宮廟や王の經營地に屬していて、身分的に廷禮に相當するものがないからであろう。

なおこの三職の他に𤔲士・𤔲寇がある。𤔲士は懿王七年牧𣪘に至つてみえる。牧𣪘に「王在周、在師汓父宮、各大室、公族□入右牧、立中廷、王乎內史吳、冊命牧、王若曰、牧、昔先王既命女乍𤔲士、今余唯或𢼄改、命女辟百寮」とあり、牧の𤔲士たることは先王以來の職事であつた。その冊命には「王曰、牧、女毋敢弗帥先王乍明井用、雩乃𠷎庶右𦖞、毋敢不明不中不井、乃毋政事、毋敢不尹人不中不井」とあつて、その職事は周禮にいう士師に近く、軍律を正し軍中の裁判權を行使するものである。その職が參有𤔲の列に入りえないのは專ら軍規に關する職事であるためで、廷禮は師汓父の宮において行なわれ、その右者は王族軍を率いる公族某である。

軍事に屬しない一般の裁判權のうち、民事を除いて刑罰に關することは司寇に屬した。庚季鼎に「伯俗父右庚季、王易赤◎市・玄衣黹屯・䜌旂、曰、用左又俗父𤔲寇」とあり、この伯俗父は夷王五祀の裘衞鼎一では井伯らとともに裁定者五名のうちに名を列ねている。𤔲寇の冊命はこの庚季鼎に一見するのみであるが、それは廷禮を用いる王官の例が少いということであつて、それぞれの地域には軍團內の士師のように刑事擔當者がいたはずである。よほど重大な事件のときには、民事の際と同じく執政者による臨時の機關が設けられた。左傳 僖二十八年 にみえる衞の叔孫誤殺事件は國際的な軍事裁判であり、その審判機關は諸卿士を特任して臨時に構成されている。春秋期のことであるがなお參

考とすることができよう。

盠方彝にみえる王行參有嗣は、毛公鼎に「命女耦嗣公族雩參有嗣、小子・師氏・虎臣雩朕褻事」というものと同じく、何れも王の親衞に屬するものであろう。牧殷の右者公族はこの軍團の統率者、その下にある參有嗣はここでは小子・師氏・虎臣とよばれるがいずれも庶殷などの外人部隊であると思われる。小子は殷代貴族の身分稱號、師氏は庶殷氏族軍の師長、また虎臣は師袁殷に「左右虎臣」、無叀鼎に「逌側虎臣」という王の親衞で、この種の軍團には外人部隊を用いることが多い。毛公鼎に參有嗣の下になお「朕褻事」をつづけていうのは、それが王家に私屬するものであるからであろう。毛公鼎にその册命を「令女辪我邦我家內外」、「命女亟一方、㘝我邦我家」という。邦と家とは外と內との關係にあり、官制もまた外と內との系列に分れている。

共王期に至つて定型的な表現をとる廷禮册命形式金文は、このような內外の官制的秩序の成立をその背景とするものであり、祭政の分離とともに邦と家とが一應分離して、外朝的な政治の場が形成されてきていることを意味する。そしてそれはまた王朝的秩序の基盤をなす貴族的政治社會の成立を示すものとなしうる。昭穆期の金文に軍事と祭祀に關するものが多く、廷禮册命をいうものは穆王期の元年卲咎殷・三年師遽殷・師遽方彝・盠方彝などにすぎず、大室の儀禮をいう敔殷二・君父殷・呂方鼎なども廷禮の儀節に及んでいない。しかし共王期の器には紀年月週日辰を備え、廷禮の次第をもしるすものが多く、その儀節の詳細を知りうる。從つてこの時期以後には金文による曆譜再構成の資料も豐富となり、斷代編年の可能性も開かれてくる。共王期繫年器には二祀吳方彝・七年趞曹鼎・八祀師𩛥鼎・十五年趞曹鼎の四器を數え、またその關聯器をも求めることができる。

共王につづく懿孝合わせて二世三王の事績については周本紀に全く記述を缺き、ただ懿王のとき周室衰微して刺詩がおこつたとする舊說を述べるにすぎないが、この史的曠絕の時期とみられる三王の間にのちの告身的な意味をもつ廷禮册命形式金文が盛行しているのである。その意味ではこの時期が、波瀾を含みながらも西周期政治社會の安定を齎した時代であつたのではないかと思われる。

二、二世三王の時代

共懿孝二世三代について、周本紀にしるすところは次の數條にすぎない。

穆王立、五十五年崩、子共王繄扈立、共王游於涇上、密康公從、有三女奔之、其母曰、必致之王、夫獸三爲群、人三爲衆、女三爲粲、王田不取群、公行下衆、王御不參一族、夫粲美之物也、衆以美物歸女、而何德以堪之、王猶不堪、況爾之小醜乎、小醜備物、終必亡、康公不獻、一年共王滅密

共王崩、子懿王囏立、懿王之時、王室遂衰、詩人作刺

懿王崩、共王弟辟方立、是爲孝王、孝王崩、諸侯復立懿王太子燮、是爲夷王

共王については密の滅亡の說話、また懿王のとき刺詩作るとするほかは世次をしるすのみで年紀もなく、王の私名についても共王を世本に伊扈、懿王を堅とするなどの異傳がある。古本竹書紀年にも共

王の記事なく、懿王については「元年、天再旦于鄭」、孝王には「七年、冬大雹、牛馬死、江漢倶動」という異變のみをしるす。この期の事績に及ぶものは帝王世紀御覽卷八五引に「恭王能庇昭穆之闕、故春秋稱之、周自恭王至夷王四世、年紀不明、是以曆依魯爲正、王在位二十年崩」という。帝王世紀は昭穆期を衰亂の世とし、「昭王在位五十一年、以德衰南征、及濟于漢、舡人惡之、乃膠船進王、王御船、至中流膠液解、王及祭公倶沒水而崩、……王室於是乎大微、王娶於房、曰房后、生太子滿、代立、是謂穆王」とあり、周本紀にも「穆王卽位、春秋已五十矣、王道衰微」といい、祭公謀父の諫を納れずして犬戎を伐ち荒服至らず、諸侯睦しまずとする。共王がその缺を修めたが懿王のとき王室遂に衰うとするのは、一治一亂的な考えかたである。しかし共懿孝三代の間は金文に特に時局に關して大事をいうものがなく、概ね廷禮册命の文でしかも𤔲𩁹䝿嗣を命ずるものが多く、さきの辟雍禮樂の時代について正雅詩篇の行なわれた時代ではないかと考えられる。すなわち貴族社會の秩序の成立とその繁榮の時期とみられ、特別の大事が記錄されていないのもその太平無事の世であつたことを示すものであろう。

共王期の唯一の事件とされる密の討伐は國語周語上に傳える說話で、また列女傳にもみえる。涇上の密はもと姞姓、詩の大雅皇矣に文王の討伐を受けて「密人不共」と歌われ、また左傳に「密須之鼓與其大路」昭一五年、「密須之鼓」定四年とあり密須ともいう。その寶器は唐叔初封のときに與えられたもので、共王の伐つたという密康公はその後封の國であろう。共王期に近いと思われる趞𣪘に

唯三月、王在宗周、戊寅、王各于大朝、密叔右趞卽立、內史卽命、王若曰、趞、命女乍𢻱𠂤冢嗣馬、啻官僕射士𡨩小大右隣

とあり、密の字形は高密戈のそれと同構、密叔はこの廷禮の右者である。國語にいう說話の無稽であることはいうまでもないが、當時の廷禮の右者たるものの討滅事件とも考えられぬことである。

今本紀年にはまた「共王九年春正月丁亥、王使內史良錫毛伯遷命」とあり、雷學淇の義證に宋錄の毛伯郉𣪘（鄭𣪘）をあげて毛伯遷をその人とする。その器銘は

隹二年正月初吉、王在周卲宮、丁亥、王各于宣射、毛伯內門立中廷、右祝鄭、王乎內史、册命鄭、王曰、鄭、昔先王既命女乍邑、䝿五邑祝、今余隹𤔲𩁹乃命

とあり毛伯は右者、鄭は受命者である。義證はその正月丁亥という日の偶合を以て毛伯を紀年の毛伯遷に擬したのであろうが、五邑(補注一)は幽王三年の柞鐘にみえ、この毛伯が紀年にいう毛伯とは時期も異なり別人であることはいうまでもない。義證はまた師毛父𣪘の毛父を紀年の毛伯とするが、その器は瓦文三足𣪘にして時期的には近い。紀年にいう毛伯遷は穆王三十五年「荆人入徐、毛伯遷帥師敗荆人于泲」とあり、それならば穆共期の人である。

懿王期について帝王世紀に「二年、王室大衰、自鎬徙都犬邱、生非子、因居犬邱、今槐里是也」、また「周之紀國姜姓也、紀侯譖齊哀公於周懿王、王烹之」という。哀公烹殺のことは孝夷の間の事であるらしく、孝王五年師旋𣪘二に伐齊のことがみえている。また懿王のとき犬邱に從つたとするのは「七年西戎侵鎬」、「十三年翟人侵岐」という西戎翟人の難を避けたものであろうが、金文にはそれらの外寇をいうものがなく、懿王の生號をもつ匡卣には射廬における舞樂のことがしるされている。た

だ懿王期元年の師虎段の册命が別宮の杜应において、三年師俞段・師晨鼎・四年瘈盨・五年諫段の册命が師彔宮において、七年牧段は師汙父の宮、十二年大師虘段は周の師量の宮において廷禮册命が行なわれ、またこの期と思われる師痟段の册命は周の師嗣馬宮でなされており、師職の任命であるとしても他の時期にみえない特異な事實として注意される(補注二)。孝夷期には册命はまた概ね王室宮廟の廷禮に復している。漢書匈奴傳上に「懿王時、王室遂衰、戎狄交侵、暴虐中國、中國被其苦、詩人始作、疾而歌之曰、靡室靡家、獫允之故、豈不日戒、獫允孔棘」というのは三家詩説によるものである。ただ金文に北方に對する警戒をしるすものは厲王十六年の克鐘にいう涇東遙省にはじまるようである。共懿兩期の廷禮册命は常禮とみるべきものが多く、賜與のごときも休寵人を驚かせるほどのものはない。

今本紀年にまた懿王二十一年「虢公帥師、北伐犬戎敗逋」という。夷王期の南征諸器のうち、虢仲盨に「虢仲以王南征、伐南淮夷、在成周」、また何段に「隹三月初吉庚午、王在華宮、王乎虢仲入右何」とあり、虢仲の出師は北伐にあらずして南征、またその時期も夷王期に下るものであろう。今本紀年の記事のうちいくらか史實に關するとみられるものにも、なおその事實關係において金文と一致しないところがある。

孝王期については今本紀年に「元年、命申侯伐西戎」、「五年、西戎來獻馬」、「八年、初牧于汧渭」の三條がある。御覽卷八七八に史記の文として引く「孝王七年、厲王生、冬大雹、牛馬死、江漢俱動」という異變をしるすものも紀年の文であろう。牧馬のことはすでに穆王期の盠器にみえ、當時の軍事的事情によつて良馬への要求が高められていたのであろう。戎に對する作戰はすでにふれた啓卣に、南土に狩して山谷の間を經歷し上侯・滰川の上に至つたことをしるしており、上侯の地名は懿王期ころの師俞尊にもみえる。これはまた㦰鼎二にいう淮戎、㦰段にいう「奔追禦戎于臧林、博戎𠟭」というものと關係があろう。扶風莊白の㦰諸器は穆王期前後のものと考えられるが、㦰段においては戎の孚人百十四人を奪還している。穆共期には周は南夷・淮夷と互いに攻伐する緊張狀態をつづけているが、西戎との關係は金文には殆んどみえない。㦰器に戎と稱するものも淮戎である。淮域諸夷に對する經營は、二世三王の時期にも繼續して進められていたようである。

この時期の金文に師職關係のものが多いことはすでに述べた。師虎・師湯父・師戲・周師・師痟・師俞・師晨・大師虘・師奎父・師宋・輔師嫠・師藉・嗣馬共・嗣馬井伯・冢嗣馬趞・嗣士牧・士智など軍官名を稱するものが甚だ多く、その廷禮もしばしば師職の宮廟で行なわれている。このことは周の軍事力の充實を示すものとみられ、また銘文にも武德を尙ぶ思想が重視される。新出の扶風强家村師訊鼎は文中に「臣朕皇考穆王」とあつて共王期の器とすべきものであるが、王の任命の辭にも師訊の對揚の辭にも武德を稱する語が多い。

唯王八祀正月、辰在丁卯、王曰、師訊、女克盡乃身、臣朕皇考穆王、用乃孔德、琙屯乃用心、弘正乃辟安德、叀余小子、肇盄先王德、易女玄袞黹屯・赤市朱黃・䜌旂・大師金雁・攸勒、用井乃聖且考隣明、𩛥辟前王、事余一人、訊拜䭫首、休白大師肩嗣訊臣皇辟、天子亦弗望公上父𠟭德、訊蔑曆、白大師不自乍小子、夙夕專甶先且刺德、用臣皇辟、白亦克欵甶先且、蠱孫子、一嗣皇辟

懿德、用保王身、𠫑敢嫠王、卑天子萬年□□、白大師武臣保天子、用厥剌且□德、𠫑敢對王休、用妥、乍公上父𨻰于朕考𩫏季易父𡥚宗

文は難解を極めるが前期の大盂鼎・班𣪘以來の文辭とすべく、この大鼎に勒するにふさわしいものである。語彙・修辭も類型に入らぬものが多く、ただ「天子亦弗望公上父㝬德、𠫑蔑曆」は昭王期尹姞鼎の「休天君弗望穆公聖粦明□、事先王……、君蔑尹姞曆」、穆王期盠駒尊「王弗敢望厥舊宗小子、䓣皇盠身」というものと近い。文中に「臣朕皇考穆王」とあり、器は共王八祀の譜に合するもので、師職にして年紀に祀と稱するのは、あるいは庶殷の後であるかも知れない。師職の册命には彔伯𢦚𣪘をはじめ牧𣪘・吳方彝など、穆〻懿期のものに車服の隆賜を受ける例が多く、これらもまたみな東方出自の族である。

軍事力の充實にはこれを支えるに十分な經濟的基盤を必要とし、そのための强力な施策が行なわれる。軍事都市としての成周の經營はもとより、王室直領地も各地に設營されており、共懿期における𤔲土職の擡頭はその事情を反映するものであろう。免簠に「王在周、命免乍𤔲土、𤔲奠還𢿌眔吳眔牧」とみえ、また免𣪘「命女疋周師、𤔲𢿌」、諫𣪘「先王既命女、𤔲𤔲王宥、……今余隹或嗣命女」などはみな王官として王室の藉田・奠還・王宥の管理經營を命ずるものである。他に宮・邑・甸を以て稱するものもある。

藉田のことは令鼎にみえ、その諆田における藉農には鍚・王射・有𤔲師氏小子の競射のことも行なわれるなど、なお神事的儀禮の性格をもつものであつた。しかし𢦚𣪘にいう𤔲土職の管掌する藉田は免簠等にいう特定王領地の經營と同じく、むしろ王室經濟的な意味の優位する生產の一形態とみなしうる。國語周語上にいう藉田の古禮は、上帝の粢盛を供するために后稷の司會のもと農事關係の諸官がその準備儀禮を行ない、司徒が公卿百吏庶民を戒め、司空が除壇して天子親耕ののち庶民に千畝を終えしめ、最後に農師・農正・后稷・司空・司徒・太保・太師・太史・宗伯が相ついでその禮を修め、王が大徇してその禮を終る。すなわち藉田は本來神事的農耕であるが、𢦚𣪘の「官𤔲藉田」という表現は一般的な生產經營の管理をいうものと異なるところがなく、このとき藉田が王室經濟の一部に屬するものであることを示すものであろう。神事的共耕はもと氏族共同體に屬して神粢に供するためのもので、「乃能媚於神、而和於民矣」國語周語 とせられ、その際に共餐のことも行なわれたが、このころには王室經營地として𤔲土の管下にあつたのであろう。奠還の農牧のごときもおそらくもと鄭宮附設のもので神殿經濟に屬したかと思われるが、これも𤔲土の管下に入り、その共有的な林囿も王室の專管に歸したようである。孝王元年の師旋𣪘一に「備于大左、官𤔲豐還左右師氏」とあり、ここでは豐の神殿經濟から發展して軍團をも所有したものとみられる。このような共同體的經營の歸屬によつて、王室經濟は急速に伸張したのであろう。そしてこのような關係は王室のみならず、豪族勢家の經營地にも同樣の過程で進行し、かれらもまた多くの私領地をもち臣從者を擁して、大土地所有的經營を發展させる。氏族的遺制はこの王畿の地では次第に崩壞し稀薄化しつつあつた。そしてそこにまた新しい身分的な層序關係が形成されてくる。

身分的な層序關係は周初の經營の際にいわゆる封建諸侯や采土の分賜者と、その下に隷屬關係に立つ諸氏族との間に支配被支配の關係において成立したことはいうまでもない。そしてその固定化とともにいわゆる封建的な臣從關係が生まれる。たとえば麥諸器のうち麥盉に「井侯光厥吏麥、嚆于麥窗、侯易麥金乍盉、用從井侯征事」、麥彝「辟井侯光厥正吏、嚆玗麥窗、易金」、麥尊「侯乍册麥、易金于辟侯、麥揚用乍寶障彝」のように、辟君よりは厥吏・厥正吏、麥よりは辟井侯・侯作册麥という。耳尊に「侯各于耳□、侯休于耳、易臣十家、長師耳對揚侯休、肇乍京公寶障彝」のように臣從者がまた臣僕を賜うという重層的な構造が一般化している。賜與は父子の間に相續され、孟殷に「孟曰、朕文考眔毛公趞仲、征無霙、毛公易朕文考臣、自厥工、對揚朕考易休、用宦茲彝乍厥」などの例がある。

官職世襲のもとでは相續法は概ね長子相續、親族法的には宗法制的な形態をとる。從つて本宗に對して分支の家もまた臣從の關係に立つものとされた。たとえば慶彝には

> 慶拜韻首、休朕匋君公伯、易厥臣弟慶井五楒、易□・冑・干戈、慶弗敢望公伯休、對揚伯休、用乍且考寶障彝

という。宗君を「朕匋君公伯」といい、自らを「厥臣弟慶」と稱して公伯への忠誠を誓う對揚の辭をなしている。また效尊は父子間の賜與の例とすべきものである。

> 隹四月初吉甲午、王雚于嘗、公東宮內鄉于王、王易公貝五十朋、公易厥順子效王休貝廿朋、效對公休、用乍寶障彝、烏虖、效不敢不邁年、夙夜奔走、揚公休亦、其子〻孫〻、泳寶

公東宮が王に納饗して賜うた貝五十朋のうち二十朋を、その順子たる效に分賜したことに對する對揚の辭をしるす。納饗は族外のものが王侯に見事する際の禮であり、それに對して貝朋を賜與するのは公東宮がもと東方出自の人であることを示すと考えられるが、公東宮とその順子たる效との間も父子にしてかつ臣從者たる身分關係にある。

順子はまた沈子という。也殷はその沈子たるものが家祀を嗣ぐことをいい、文首に「也曰、拜韻首、敢眍卲告朕吾考、命乃鴅沈子、乍紭于周公宗、陟二公、不敢不紭休同公、克成妥吾考㠯于顯〻受命」と嗣襲のことを述べ、ついで文考の德を頌し作器の趣旨をいう。

> 烏虖、乃沈子枚克蔑、見厭于公、休沈子肇斁・狃貯貭、乍茲殷、用翻鄉乙公、用格多公、其丮哀乃沈子也唯福、用水霝命、用妥公唯壽、也用褱廷我多弟子我孫、克又井斆、歅父迺是子

二公を周公の宗に陟祀するのは、也の家が周公家の分支であることを示し、也はいわゆる別子の家である。その家祀を承けて文考の貯積を嗣ぎ、群弟子を和懷して一家の繁榮を祖靈に祈ることをいう。これらの器銘には文に押韻を用いることが多く、おそらくいわゆる正雅の詩篇の行なわれた時期もこれに近いであろう。貴族社會の繁榮を歌う二雅の正聲はこの二世三王より夷王の初年に及ぶ時期のものと思われる。そして變雅の時代は豪族勢家が跋扈し、貴族社會の秩序がその內部から崩壞してゆく夷厲の際に起るものであつた。

三、金文と詩篇

金文には押韻をもつものが多く、特に嘏辭的な部分にはむしろ押韻することを原則としている。周初の銘文にもたとえば令𣪘や大豐𣪘などその全文が美しい韻文で構成されていることは、郭氏の大系や韻讀補遺金文叢攷所收にみえるが、從來その韻讀の知られることのなかつた初期銘文にも押韻の例は甚だ多く、令𣪘と同じ作器者の器である令彝、また大小二盂鼎・也𣪘・麥氏諸器などもみな有韻の文である。また一般の記述的な部分にも、たとえば旅鼎「隹公大保、來伐反夷年眞、在十又一月庚申眞」員鼎「王令員執犬元、休善元」のように自然に韻にかなうものもあり、また作册睘卣「隹十又九年眞、王在厈元、王姜令乍册睘元、（眞元合韻）安夷伯魚、夷伯賓睘貝布魚」のように押韻意識の有無は知られないが毎句韻のような形をとるものもある。これらの部分は必らずしも反覆律的修辭を必要とするものでなく韻を求めたものではないが、やはり音韻の諧和を喜ぶ意識が制作者のうちにあることを示すものであろう。

殷の金文には確實な押韻例はない。長文の銘をもつものがないことにもよるが、周初の器銘にそれが頻繁にあらわれるのは、兩者の銘識觀ともいうべきものの相違に本づくものと思われる。殷代には彝器を制作すること自體が、制作者たる氏族の王朝に對する連帶關係を示す象徵的意味をもつものとされた。それで氏族の圖象標識を付し祖考の廟號をしるすのみで、王朝と氏族と作器者との多元的な

世界が統一され、これによつて祭器としての彝器の機能が十分に果たされたのである。しかし殷周鼎革によつて新しい政治的社會的關係に入るとともに、彝器銘文はまたその新しい秩序を表現するものとなつた。それでたとえば征盤の「征乍周公障彝」のように父子の名を祀るものと祀られるものとの關係においてしるすものも、殷器の「[illegible]父丁」のように作器者の私名をあげずに圖象標識を以てするものとは、表現意識の上に相違がある。征は周公の胤の一人で井侯に封ぜられ、麥器に井侯征とよばれるその辟君たる人である。殷器が圖象標識を以て端的に示す氏族と王室との關係を、周器では文章を以て表現する。その表現は祭祀儀禮の展開に伴なつて次第に文辭を尙ぶものとなつた。

祭器として作られる彝器の銘文には、その祭式にふさわしい文體的様式が生まれ、文辭は祝詞や頌歌の様式に近づいてゆく。そのため頌歌と同じく多く反覆律を用い、押韻はときには非頌歌的な部分にまで及ぶのである。さきにあげた數例は偶然的なものであるとしても、明確に押韻意識をもつ例を、周初以來の器に多く求めることができる。

叔隋器　隹王𡘨于宗周幽、王姜史叔幽、使于大保幽、賞叔鬱鬯・白金・□牛之、叔對大保休幽、用乍寶障彝（幽之合韻）

保　卣　乙卯、王命保幽、及殷東或之、五侯征兄六品、蔑曆于保幽、遘于四方迨王大祀祓于周幽、在二月既望（幽之合韻）

𤔲　鼎　𤔲肇乍厥文考己仲寶𩰫鼎、用𡘨壽幽、匃永福之、乃用鄉王出入事人眔多倗友之、子孫永寶幽（幽之合韻）

ただこれらの押韻は必らずしもその修辭上の要請によるものでなくなお任意的偶然的なところもあり、祭祀的文章の特殊な様式というべきものではないが、その様式は金文の對揚の部分において著しい。それは神明に告げる祝詞・頌歌に近いものである。いま麥尊の對揚部分の例をあげよう。

侯乍册麥、易金于辟侯、麥揚用乍寶障彝、用嘒侯逆造幽、遷明令眞、唯天子之、休于麥辟侯之年眞、盟孫〻子〻之、其永亡冬、冬用迦德之、妥多友之、享奔走令眞

幽之合韻、眞韻の字は前後に錯出するが、このような押韻のしかたは疊詠形式をとらない詩の周頌諸篇などに多くその例がみえ、兩者の關係が注意される。いま雝の一篇を例としよう。

有來雝雝東　至止肅肅幽　相維辟公東　天子穆穆幽　於薦庶牡魚　相予肆祀之　假哉皇考幽　綏予孝子之

宣哲維人眞　文武維后侯　燕及皇天眞　克昌厥後侯　綏我眉壽幽　介以繁祉之　既右烈考幽　亦右文母之

雝は毛序に「禘大祖也」とあり、鄭玄の箋に「禘大祭也、大於四時而小於祫、大祖謂文王」というも、禘はもと嫡祖を合祀するものであるから、おそらく文武を合祀する儀禮の詩であろう。韻は毎句韻であるが前後錯落し、廟歌特有の形式である。魚之合韻、また幽之も合韻である。

周頌振鷺は鷺羽の舞を以て周廟に獻ずるもので、前朝の殷の祖神が來格することを歌い、同じく周頌の有客・有瞽と一類をなしている。振鷺の押韻法も前後錯落の形式をとる。

振鷺于飛脂　于彼西雝東　我客戾脂止　亦有斯容東　在彼無惡魚　在此無斁魚　庶幾夙夜魚　以永終譽魚

これら周頌諸篇の押韻法はさきにあげた麥尊などの押韻法に近く、莽京辟雍時代の頌歌の形式を存するものであろう。なおこの期の金文例として也𣪘及び班𣪘の末文對揚部分をあげておく。

烏虖魚、乃沈子枚克蔑、見猒于公東、休沈子肇斁狃貯賓魚、乍玆𣪘幽、用翻鄉己公東、用狢多公東、其丮哀乃沈子也唯福之、用水霝令、用妥公唯壽幽、也用褱𢓊我多弟子我孫、克又井斅幽、歅父廼是子之

也𣪘はその父祖二公を周公の宗に陟祀することを述べ、銘辭も頌歌に近い形式をもつ。幽之・之魚合韻、東韻は前後錯落している。また班𣪘は毛班が三年にわたる東征ののち、その經營の次第を祖廟に報告することをしるし、頌歌として歌うべき内容をもつ。銘文は也𣪘と同じく全文押韻であるが、いまその末文のみを錄する。

班拜頣首幽、曰、烏虖魚、不杯丮皇公東、受京宗懿釐之、毓文王王姒聖孫諄、隥于大服之、廣成厥工東、文王孫諄、亡弗懷井耕、亡克競厥刺之、班非敢覓魚、隹乍卲考爽益之、曰大政耕、子〻孫諄、多世其永寶幽

殆んど毎句韻を用い、韻は前後錯落するものが多く、また頌歌の體に近い。しかしこのように執拗なまでの押韻への意識は昭穆期を頂點としてまた次第に衰え、後期金文には概ね銘末の對揚部分に形式的な押韻をとるのみとなり、ときには容易に韻脚をとりうる場合にもこれを顧慮しない例も多い。たとえば諫𣪘「諫拜頣首幽、敢對揚天子丕顯休幽、用乍朕文考叀白障𣪘幽、諫其萬年、子〻孫〻、永寶

用」において、もし末三句を改めて「諫其萬年眉壽幽、孫〻子〻之、永寶幽」とするときは幽之の合韻となつてすべて韻に入りうるが、銘文は末三句無韻のままである。おそらく共懿期には、昭穆期のように頌歌の様式に文辭を近づけようとする強い要求が失なわれているのであろう。

このような押韻意識の問題は概ね修辭の形式に關することであり、ここから特に重要な結論を導きうるものではないが、ただ辟雍禮樂時代の金文が、その押韻法において周頌の詩篇と對應するという事實を特に指摘することができよう。共懿期以後の金文に押韻意識が稀薄化してゆく傾向があることも、詩篇と金文の修辭上の乖離を示すものであり、それはまたさきに述べた神事と政治との分離の傾向と對應する。こののち金文においては、鐘銘のように樂器としてその禮樂に直接用いるものを除いて、押韻は對揚部分に形式的に用いられるにすぎず、銘の全文に押韻を施すということは殆んどない。鐘銘以外では、たとえば虢季子白盤のように全文押韻するものは稀有の例に屬する。その盤銘は四字句を主としてもともと詩的な様式をとるもので、宣王期にはまた金文と詩篇との間に交渉がみられ、たとえば大雅江漢の後半は明らかに金文の對揚形式を用いてこれを詩句化したものである。

二雅の詩篇は正雅と變雅とに分たれ、正雅は盛世の音、變雅は衰亂の時期の哀音を示すものとされている。昭穆以後二世三王の時代は西周貴族社會の安定期で、その詩篇は祭事詩・儀禮詩を中心とする貴族社會の繁榮を歌うものであり、また厲王以後はその衰亂の時代で社會詩・政治詩が行なわれ、その混亂は厲末に至って極まり、ついに厲王の奔彘という破局を迎える。

いわゆる正雅の詩は主として祭事詩・儀禮詩である。西周の宗法的社會においては本宗の祭事が氏族秩序の中心であり、その祭事の詩とともにその際族長に對する祝頌の詩が獻ぜられ、祭事の後の氏族共餐の際の饗宴詩、その饗宴の場における氏族長老らの族人に對する氏族秩序のありかたを教える教訓詩などが歌われ、それらは全體として一の系列をなして展開した。そしてこれらの詩篇は慣行的に次第に儀禮的な樂歌として定着し、その禮樂文化を傳えるものとして古典化される。傳承者はいうまでもなく樂師樂人であり、當時はそれぞれの演奏擔當者として樂人の集團があつた。いま殘されている詩篇の編次からも、詩篇の組合せと樂人集團との關係をある程度推測することができる。

小雅の詩篇は毛傳においてすでに十篇ずつを一什とする編次をとるが、それはもと祭事詩を首とするいくつかの群をなしており、各群を管掌する樂人があつたものと思われる。試みにいまの詩の編次を儀禮詩を首とする詩群に分つと、次のように區別されよう。

鹿鳴　四牡　皇皇者華　常棣　伐木　天保　采薇　出車　杕杜

魚麗　（南陔　白華　華黍笙詩）　南山有臺　（由庚　崇丘　由儀笙詩）　蓼蕭　湛露　菁菁者莪　六月　采芑　車攻　吉日　鴻鴈

庭燎　沔水　鶴鳴　祈父　白駒　黃鳥　我行其野　斯干　無羊

節南山　正月　十月之交　雨無正　小旻　小宛　小弁　巧言　何人斯　谷風　蓼莪　大東

四月　北山　無將大車　小明　鼓鍾

楚茨　信南山　甫田　大田　瞻彼洛矣　裳裳者華　桑扈　鴛鴦　頍弁　車舝　青蠅

賓之初筵　魚藻　采菽　角弓　苑柳　都人士
采綠　黍苗　隰桑　白華　緜蠻　瓠葉　漸漸之石　苕之華　何草不黃

いまの詩の編次がどこまで本來の樂詩としての編成をとどめているかはもとより疑問であり、また若干の逸篇などがあることも免れないであろう。小雅小明が大雅大明に對するものとすれば、小宛・小弁に對する大雅詩篇のあつたことも推測される。笙詩六篇について詩序に「有其義而亡其辭」とし、また儀禮燕禮記や大射義に樂詩としてみえる「下管新宮」、「乃管新宮三終」の新宮は、左傳昭二十五年に「宋公享昭子賦新宮、昭子賦車轄」と賦詩のことがみえるが、その辭は傳えられていない。詩の編次が原編のままでないとしても、いまの小雅詩篇の編次に卽していえば、鹿鳴・魚麗・庭燎はそれぞれ祭事の詩、楚茨・賓之初筵は農耕や饗宴の際の儀禮詩で、それを編首とする詩群であつたらしいことが推測される。ただ節南山以下の政治詩・社會詩、采綠以下の非儀禮詩は儀禮詩外の詩群をなす。樂次を以ていえばいわゆる無筭樂に屬するものであろう。

いわゆる入樂一定の詩はさきの詩群を以ていえばみな鹿鳴・魚麗の兩群に屬している。小雅六月の序に鹿鳴より菁菁者莪に至るまでの二十一篇について、「鹿鳴廢則和樂缺矣、四牡廢則君臣缺矣」のように一篇ごとに樂歌としての效用を論じているが、その四牡には「豈不懷歸　王事靡盬　我心傷悲」、また皇皇者華にも「駪駪征夫　每懷靡及」など征夫の苦を歎く句があつて本來の儀禮詩でなく、これを入樂の詩とするのも當時の樂人の傳承と異なるものであろう。樂人傳承時代の詩の編次は早く失なわれたであろうが、雅歌が祭祀儀禮に伴なうものであることからいえば、必らず本來の樂次があつたものと思われる。

古代の祭祀儀禮に一定の儀節があり、樂次もこれに對應するものであつたとすれば、これを管掌する樂人も數群の集團をなしていたであろう。論語微子篇に周室崩壞のとき宮廷樂人の四散する狀を述べて「大師摯適齊、亞飯干適楚、三飯繚適蔡、四飯缺適秦、鼓方叔入於河、播鼗武入於漢、少師陽・擊磬襄入於海」とみえ、大師・少師のほかに亞飯・三飯・四飯の樂人組織があつたことが知られる。詩篇もおそらく數群に分れてそれぞれの樂人に屬し、また非儀禮詩は無筭樂の歌謠として宴席の間に用いられたのであろう。

祭事や儀禮に樂歌が用いられたのは葊京辟雍の時代からのことであるらしく、樂鐘・編鐘もそのころから多く作られ、金文の押韻例もその時期においてにわかに增加する。儀禮執行者としての樂官の地位も次第に高まり、その長官は輔・小輔とよばれた。それには師職の長老たるものが任命され、かつ世襲であつたらしい。輔師𠭰段にいう。

隹王九月既生霸甲寅、王在周康宮、各大室卽立、焚伯入右輔師𠭰、王乎作冊尹、冊命𠭰曰、更乃且考嗣輔、緘、易女載市・素黃・緣旜、今余曾乃命、易女玄衣黹屯・赤市・朱黃・戈彤沙琱戚・旂五、日用事

この器は焚伯を右者とする孝夷期のものと考えられるが、その職事とする輔は祖考以來のものであり、祖考の世代は共懿期に當る。郭氏は輔師𠭰の輔師をつづけて官名とし、周禮春官の鎛師に外ならぬとするが、銘文に「更乃且考嗣輔」とあるように嗣襲の職名は輔であり、輔師𠭰とは師職にして輔を兼

ね る意である。共和末年の師嫠殷に「在昔先王……既命女更乃且考嗣小輔、今余隹䜌乃命、命乃嗣乃且舊官小輔眔鼓鐘」とあつて輔・小輔・鼓鐘はみな樂官の名である。師職にして樂官を兼ねるのは、舞樂のことがもと軍樂に關していたからであろう。小雅の征戍の詩には軍歌とみるべきものがある。師嫠の家は孝夷期の輔師嫠殷において祖考以來の職事であるといい、共和末の師嫠殷にも祖考以來小輔・鼓鐘の職に任じたとするから歷代世襲の家である。その職はおそらく周禮大司樂・大師などにあたる顯職とされていたのであろう。輔師嫠殷及び師嫠殷にしるす册命賜與は、當時在廷の顯要に對するものに比しても何ら遜るところのない隆賜である。

輔・小輔・鼓鐘がのちの大司樂・大師に相當するものであるとすれば、その隷下には多くの樂人を擁していたことと思われる。そしてそのような下層の樂人はときに賜與の對象ともなつた。大克鼎は夷王期の大族岐山の克氏の器であり、善夫克は「王若曰、克、昔余既命女、出內朕命、今余隹䜌乃命」というように王の口舌たる要職にあつて、このとき多數の田土臣妾の賜與を受けたが、そのうちに「易女史小臣霝龠鼓鐘」の一項がある。史小臣以下は祝史樂工の類で、樂工とは論語に鼓鼗擊磬というにひとしい。樂人の賜與は彝器・樂器の分賜と同じくその儀禮樂舞を用いることを許す意味であり、特別の寵榮とされたのであろう。

夷厲期は金文學の上からも知られるように陝西の諸豪族が跋扈を恣にした時期であり、王室の禮樂もこれら諸族の間に及んで行なわれていたであろう。岐山扶風の普渡村・齊家村・康家村・任家村などの遺坑から出土する數十器、ときには百數十器にも及ぶ器群の坑藏品は、これらの大族の繁榮を思わせるに十分である。しかしこれらの器群が墓葬品でなく、急遽逃亡の際の一時藏匿のものであることからも知られるように、その繁榮は深刻な矛盾の上に築かれた極めて不安定なものであつた。變雅とよばれる政治詩・社會詩はその夷厲期のものである。詩篇もまた金文との對應において、西周社會內面の位相を示す好資料である。

第五章　孝夷期と淮夷の動向

一、齊侯烹殺

昭穆期を葊京辟雍の禮樂の時代、二世三王の時期を廷禮册命、正雅儀禮詩の時代とすれば、夷厲期は貴族社會の秩序が崩壞して變雅詩篇の行なわれた衰亂の時代であつたといえよう。もつとも二世三王の時期をすでに衰亂の世とする說もあり、史記は懿王のとき王室衰えて刺詩作るとする三家詩說による。崔述の豐鎬考信錄には二世三代の繼統のしかたを疑問とし、「按懿王之崩、子若弟不得立、而立孝王、孝王之崩、子又不立、而仍立懿王子、此必皆有其故、史失之耳、否則孝王乃懿王弟、兄終弟及、而仍傳之兄子、於事理爲近、然不可考矣」という。また史記「孝王崩、諸侯復立懿王太子燮、是爲夷王」の文において諸侯の二字を删るべしとし、「史記又稱諸侯立懿王太子燮、按立君大事、自有朝廷大臣主之、非若春秋之世、王室微弱、乃藉外兵以復國也、諸侯安得操其權乎、恐子長亦以春秋時事例之耳、今删諸侯之文」と論ずるが、崔氏は禮記郊特牲にいう夷王堂下の禮を必らずしも變禮としない見解をとつている。

夷王がその卽位に當つて堂下の禮を執つたことは、禮記郊特牲に「覲禮、天子不下堂而見諸侯、下堂而見諸侯、天子之失禮也、由夷王以下」とみえ、鄭注には「時微弱、不敢自尊於諸侯」、また疏に「按覲禮、天子負斧依南面、侯氏執玉入、是不下堂見諸侯也」としてこれを變禮とする。これに對して崔氏は堂下の禮を當時の通禮に外ならずとし、「余按書康王之誥云、王出在應門之內、畢公帥東方諸侯入應門左右、但云在應門內而無躋階之文、則王非在堂上明甚、然則夷王以前、未必絕不下堂也」といい、「春秋傳齊桓公受胙、天子命無下拜、下拜登受、晉文公受策、再拜稽首、出入三覲、其事天子、皆未嘗敢失禮、王室微弱、號令不行則有之、朝覲之文未之改也、然則夷王以後、亦未必皆下堂也」と論ずるが、郊特牲のこの章が「天子無客禮、莫敢爲主焉、君適其臣、升自阼階、不敢有其室也」というように天子に主客の禮なしとする主意のものであることからいえば、夷王堂下の禮を變禮とみなすものであることは疑ない。その前節においても、庭燎の百なるは齊の桓公にはじまり、大夫の肆夏を奏するは趙文子にはじまり、大夫の强は三桓にはじまるなど、みな變禮の起るところを說く。夷王よりさき二世三王の繼統法を問題とする崔氏の立場からいえば、堂下の禮を變禮とする方が論旨も一貫し、必らずしも「王室之强弱、亦未必盡在下堂與否也」という必要はない。事實において豪族僭上の沙汰は夷王期に表面化し、その政治的社會的混亂は詩篇にも金文にもみえ、天威の降喪を訴え文武への回歸をいうものは概ねこの時期にはじまる。まさに壞亂の時代であつた。

夷王について史記周本紀にはただその繼統のことをいうのみであるが、竹書紀年には數條の記事がある。

二年、蜀人呂人來獻瓊玉、賓于河、用介珪　書鈔卷三一　御覽卷八五

三年、王致諸侯、烹齊哀公于鼎 御覽巻八五　周本紀正義
六年、王獵于杜林、獲犀牛一以歸 御覽巻八九〇
七年、虢公帥師伐太原之戎、至于兪泉、獲馬千匹 後漢書西羌傳、注、見竹書紀年
冬、雨雹、大如礪 初學記巻二　書鈔巻一五二　白氏六帖事類集巻一　御覽巻一四

また左傳 昭二十六年 の王子朝の亂の記事中に兄弟藩屏の義を説いて、「至于夷王、王愆于厥身、諸侯莫不並走其望、以祈王身」とあり、今本紀年に「八年、王有疾、諸侯祈于山川、王陟」という。國君の寢疾に群望に祈ることは左傳 昭七年 にもみえることであるが、夷王の晩年には克氏のような豪族勢家の勃興、大土地所有の進行もみられ、外には噩侯馭方の率いる東南夷の叛亂もあり、その政治社會に內部的に危機を生じていることが知られ、竹書の記事のごときは殆んど當時の實情を傳えるものではない。ただ征齊の役は、金文では孝王五年師旋段にみえ、また七年虢公の外征については虢仲盨の銘文を參照することができよう。夷王期と考えられる彝器銘文はその數甚だ多く、また銘文の曆朔によつて推定される在位年數も三十九年に及び、西周歷代のうちその治世の實情を追迹しうる最も豐富な金文資料を有する時期である。

夷王期の斷代は元年師詢段と師類段、また二十七年伊段・二十八年寰盤などを曆朔上の定點とし、それに本づいて構成される曆譜の繫年器には三年裘衞盉・瘐壺、四年散伯車父鼎・散季段、五年裘衞鼎一、六年宰獸段、八年齊生魯方彝蓋、九年裘衞鼎二・㣇伯段、十三年無㠱段・望段、十六年士山盤、

十八年克盨・𩰫父盨蓋、二十年休盤、二十三年小克鼎・微䜌鼎、二十六年番匊生壺、二十七年伊段、二十八年寰盤、三十三年伯寬父盨、三十七年善夫山鼎などがある。またこれらの繫年器を標準器としてその器制文樣銘文より推して關聯器となしうるものに、たとえば㣇伯段と同じく南征のことをいう敔段三・噩侯鼎・虢仲盨・何段・叔向父禹段・禹鼎があり、敔段三・禹鼎にみえる武公を右者とする南宮柳鼎、また善夫山鼎と同じく周廟圖室の儀禮をいう無叀鼎もこの時期のものである。それらはいずれも當時の內外の政情について重要な記述を含んでいる。

師旋段兩器は一九六一年一〇月陝西長安縣張家坡出土五十三件の器群に屬し、元年①と五年⑧の兩銘によつて孝王の斷代年譜を構成しうるものであり、その五年銘にしるす齊の討伐記事は文獻にもみえるところである。すなわち史記齊世家に「哀公時、紀侯譖之周、周烹哀公」とあり、集解に引く徐廣の說に周王を「周夷王」という。周本紀の夷王の條の正義に「紀年云、三年致諸侯、烹齊哀公于鼎、帝王世紀云、十六年崩也」とあつて紀年を引くが、始皇本紀篇末の正義に帝王世紀を引いて「周之紀國、姜姓也、紀侯譖齊哀公於周懿王、王烹之」と懿王說を述べている。鄭玄の詩譜序・齊詩譜にもまた懿王說を采る。史記世家には夷王のとき哀公烹殺ののちに擁立された胡公が、また哀公の同母少弟山に殺されたことをしるしており、史記は終始夷王說である。この事件は春秋公羊傳莊公四年の條に、齊が九世の後にその讎に報いて紀侯を滅ぼしたことを賢者の義としているが、そこには周王の名はしるされていない。

竹書紀年にその烹殺事件を「三年、王致諸侯」とし、五年師旋段には「隹王五年九月既生霸壬午、

王曰、師旋、令女羞追于齊」とあつて五年のこととする。おそらくこれよりさきに紀侯の譖毀のことがあり、孝王の五年に至つて齊への討征軍が派遣されたのであろう。齊は姜姓の大國で呂尚以來の周の懿親であり、これに對して軍將を派遣し、特に干戈を賜うて「敬毋敗速」と嚴命するなど、歴代懿親の雄藩に對してまことに異常の大事とすべく、周王朝の統治政策の基本にも關することである。紀侯の譖毀の事情は知られないが、哀公烹殺の後に擁立された胡公がまた哀公の一派によつて襲殺を受けていることからいえば、事件は單に個人的な問題でなく、國論を二分するような全體の利害に關する對立によるものであろう。齊世家に「哀公之同母少弟山、怨胡公、乃與其黨、率營丘人、襲攻殺胡公而自立、是爲獻公、獻公元年、盡逐胡公子、因徙薄姑、都治臨淄」とあり、宣王の末年ころに胡公の子孫がまた齊の厲公を殺して位の回復を圖つたが成功しなかつた。

齊侯烹殺の背景にある具體的な問題は容易に窺知しえないが、これほどの事件の背景には周齊兩者の間によほど調和しがたい利害の對立があつたのであろうと考えられる。それはおそらく淮域諸夷に對する支配權をめぐる政治經濟的なものであつたかも知れない。齊は他の氏族制的な東方列國と異なり、早くから多く客卿を容れて富國强兵の策をとつた。その經營は沿海諸夷より進んで淮域の下流に及んだであろうが、後期の周の經營もこの淮域諸夷を對象としており、特に夷王期に至つて南征をいう器が多い。兩者の利害の對立はおそらく避けがたいものがあつたのであろう。淮夷に對する支配權の爭奪には、春秋中期には魯・宋もまたその競爭に參加した。かれらがその一時の成功を誇つてこれを王業にも比していることは、詩の魯頌・商頌にもみることができる。

西周後期に淮夷に對する支配權をめぐつて東方列國と鋭く對立した周室は、東遷後にはむしろ列國に依存して宗主權を保つこととなり、列國もこれを認めて一種の宗教的權威を保持した。魯の國史である春秋には周王を天王と稱し、五霸の事業も天子を挾んで爭われた。戰國期に入つてもたとえば齊の洹子孟姜壺のしるすように、その舅である田氏の喪紀に關して王室の承認をうるために齊の太子が派遣されている。いわば家元的存在である。周と東方列國との關係は、周王朝が崩壞して淮域に對するその支配權を失なつたのちに、かえつて密接なものとなつている。

このような經過から考えると、齊侯烹殺事件は淮夷に對する支配權についての周齊の利害對立を背景とするという推測は、必らずしも根據のないことではない。その討伐に派遣された師旋は元年師旋段では大左に任じて豐還の左右師氏を麾下とする有力な部將である。討齊に當つて特に「敬毋敗速」という嚴命が下されているのも、禹鼎において噩侯馭方を伐つとき「勿遺壽幼」とその殲滅を命じているのと同じく、殆んど外方に對する態度と異なるところがない。討齊の背景にこのような淮夷の問題があるとすれば、この時期における周室の淮夷政策の實態について考えることが必要である。

二、淮域の諸夷

西周期貴族社會の繁榮と衰落の外的要因として、淮域諸夷の動向を逸することはできない。諸夷に對する周の討伐作戰は周初以來殆んど繼續して行なわれているが、南夷に對しては昭王の南征によつ

てその首領とする南國𠬝子の根據地が覆滅されて、南夷東夷の具見するもの二十六邦に及んだことが宗周鐘にみえ、また東夷に對しては穆王期の班𣪘に東國痟戎に對する三年にわたる經營のことがしるされており、これによってその服屬は決定的となったものと思われる。班𣪘には徐偃王のことをしるしていないが、班𣪘の班は穆天子傳にいう毛班とみられ、東國痟戎とはあるいは徐偃・商奄の偃・奄と關係があるかも知れない。昭穆期のこの兩役ののち、淮域諸夷に對する作戰はしばらく金文にみえず、比較的靜謐な狀態を保っていたのであろう。しかしそれは兩者が平和的な關係を持續していたということではなく、この兩役によって淮夷が屈服し、周に對して隷屬關係にあったことを意味するものとみられる。共懿期以後に急激な擴大をみせる王室經濟の發展、また陝西王畿における貴族的豪族の大土地所有的經營の進展は、おそらくこのような淮夷の隷屬による賦貢進人によるところがあるものと思われる。

王室經濟が藉田や宮廟・入會地など共同體的經營の私有化によって擴大されていった經過についてはさきに略述したが、その急激に增大する經營地の勞働力がどのようにして獲得されたかという點に問題がある。克殷以來その被征服地に多數の不自由民が發生したことは、大盂鼎や宜侯夨𣪘における多數の人鬲賜與の事實からも知られるが、克殷後すでに百五十年以上經つ孝夷期には同樣の事情を考えることはできない。しかし奴隷的耕作者として王室經營地に屬する不自由民は、この孝夷期ころから明らかに夷系のものが急激に增加してくる。たとえば元年師酉𣪘はあるいは夷王期に屬する器であろうが、文はその祖考以來の職事を述べるものであるから懿孝期以來の事實をいうと解しうる。その文にいう。

隹王元年正月、王在吳、各吳大廟、公族□釐入右師酉、立中廷、王乎史牆册命師酉、𤔲乃且啻官邑人虎臣・西門夷・㚇夷・秦夷・京夷・弁身夷、新易女赤巿・朱黃・中絅・攸勒、敬夙夜、勿灋朕命、師酉拜䭫首、對揚天子丕顯休命、用乍朕文考乙伯宄姬隮𣪘、酉其萬年、子〻孫〻、永寶用

同文三器、器蓋六銘を存し、その職事はよほどの重要事とされているのであろう。ここにあげられている諸夷はそれぞれ服務の配屬の地を以てよばれているのであろうが、みな邑人虎臣の屬で一種の外人部隊とみられる。その嫡官として任命を受けた師酉も、文考乙伯の器を作る東方系出自のものであるらしい。册命は吳大の廟で行なわれており、吳大は同𣪘にみえる吳大父である。同𣪘に「王命同、左右吳大父、𤔲易林虞牧、自淲東至于河、厥逆至于玄水、世孫〻子〻、差右吳大父、毋女又閑」とあって、吳大父は王室の林囿を掌る人である。師酉の册命がその吳大の廟で行なわれているのは、その職事が吳大父の管掌するところと關聯があるからであろう。すなわち諸夷は邑人虎臣として外人部隊を編成するとともに、各地に配屬されて生產的なことにも從っていたものとみられる。

師酉𣪘にみえるこれらの諸夷は、また殆んどそのまま詢𣪘にもみえる。その器は銘末に「唯王十又七祀、王在射日宮、旦、王各、益公入右詢」とあるも日辰がなく、ただ同じく乙伯同姬の器を作るという師詢𣪘が夷王期と考えられることから、詢𣪘はそれより前とすれば孝王期に屬すものと思われる。右者益公の名は夷王九年の乖伯𣪘・二十年の休盤にもみえる。詢𣪘にいう。

王若曰、詢、丕顯文武受命、則乃且奠周邦、今余令女啻官𤔲邑人先虎臣後庸、西門夷・秦夷・京

夷・彙夷、師笭側新、□華夷・由□夷・匴夷、成周走亞、戍秦人・降人・服夷、易女玄衣黹屯・
載市・冋黃・戈琱㦸・敂必彤沙・䜌旂・攸勒、用事、訇䭬首、對揚天子休命、用乍文且乙伯同姬
障㲃、訇萬年、子〻孫〻、永寶用、唯王十又七祀、王在射日宮、旦、王各、益公入右訇

廷禮を文末にしるし、紀年を祀を以てする。邑人先虎臣以下、西門夷・秦夷・京夷などは師酉𣪘と同じく、他に成周走亞をはじめ人、夷と稱するものを列するがみな虎臣の屬であろう。賜與は師酉𣪘に比してはるかに多く、甚だ隆賜を以て遇せられている。

この訇もまたおそらく庶殷出自のものであろう。文首に「王若曰、訇、丕顯文武受命、則乃且奠周邦」とあるのは、あるいは克殷の際に周に歸順したことをいうものと思われる。夷王期かと思われる師訇𣪘の文首にも「王若曰、師訇、丕顯文武、孚受天命、亦則殷民、乃聖且考、克差右先王、乍厥爪牙、用夾召厥辟、奠大命、盭龢雩政、肄皇帝亡旲、臨保我厥周雩四方、民亡不康靜」と文武の際の翼贊の功を回顧し、また「王曰、師訇、哀哉、今日天疾畏降喪」と危機的な時局の匡濟を依囑する。そして邦の小大猷を惠雍し、「率以乃友、干吾王身、欲女弗以乃辟圅于囏」と親衛のことを任じ、「易女秬鬯一卣・圭瓚・夷允三百人」とその賜與をいう。允は執噝の噝と同系の字であるから、孚囚たる奴隸をいう語であろう。訇の管下に成周走亞の屬があり、師訇の家はあるいは成周八師中の師長たるものであろうと思われる。夷允三百人の賜與は、奴隸の賜與例としては周初封建の際を除いて他に例をみず、このころ王室がかなり多數の夷系奴隸を擁していたことを知りうるのである。

夷系奴隸はこの夷允三百人のように人を單位としてよぶが、夷臣は夷臣十家のように家を以て數える。虤𣪘に「王曰、虤、命女𤔲成周里人眔者侯大亞、噝訟罰、取遺五寽、易女夷臣十家、用事」とあり、この場合の夷臣は大盂鼎にいう「夷𤔲王臣」にあたるものであろう。大盂鼎には「易女邦𤔲四伯、人鬲自馭至于庶人六百又五十又九夫、易夷𤔲王臣十又三伯、人鬲千又五十夫」とあり、邦𤔲・夷𤔲王臣は人鬲等奴隸の管理者である。夷臣十家の下に多數の被管理者のあることが考えられる。

王室經濟はもと共同體的所有の私領化した宮廟や田土山藪の類よりさらに水利權などにも及んだらしく、夷王期二十三年微䜌鼎に「王在宗周、王命微䜌、𢦚𤔲九陂」のように陂澤の管理を兼職させている例がある。そしてこれらのすべてを含めて王室經濟の管理者が特任されており、康鼎に「王命死𤔲王家」、蔡𣪘に「𤔲王家」、「死𤔲王家外內」というものがそれである。その王室經濟に奉仕するもののうちに、多數の夷臣・夷允がいたはずである。

王室經濟の他にも王族・公族が特定の自己經營地を私有することがあり、それも王室經濟の一部として管理運營された。孝王元年の蔡𣪘には王家外內のうちに姜氏の經營管理のことがしるされている。

王若曰、蔡、昔先王既命女乍宰、𤔲王家、今余隹𤕌𦤎乃命、命女眔曶、𢦚疋對各、死𤔲王家外內、毋敢又不聞、𤔲百工、出入姜氏命、厥又見、又即命、厥非先告蔡、毋敢疾又入告、女毋弗善效姜氏人、勿事敢又疾止從獄

蔡は先王たる懿王のときよりしてその職にあり、孝王の元年にその職について再命を受けたものであるが、その册命に特に「出入姜氏命」といい、また「厥又見、又即命、厥非先告蔡、毋敢疾又入告、

女毋弗善效姜氏人、勿事敢又疾止從獄」と命じていることが注意される。銘は廷禮の形式であるがその職事は𦳡とともに王家の外内を嗣めることであり、特に姜氏人を善效して違法のことがなく刑罰に至ることなからしめよという。姜氏人とは姜氏の私人で、その私人を使役する采邑すなわち湯沐の地があつたことを推測させる。蔡𣪘に宰𦳡と宰蔡と二宰がみえることについて、郭氏の大系にいう。

> 本銘有二宰、宰𦳡在王之左右、當是大宰、蔡出納姜氏命、蓋內宰也、內宰一稱宮宰、禮祭統、宮宰宿夫人、一稱奄尹、月令、仲冬命奄尹申宮令、審門閭、謹房室、必重閉、鄭注、奄尹於周則爲內宰、掌治王之內政宮令、幾出入及開閉之屬、本銘王所命蔡之職掌、正與此相近

すなわち宰蔡の職事を內官宮宰にして奄尹のこととする。しかし一般の宮人を督するに「勿事敢有疾止從獄」というのは嚴酷に過ぎるものと思われ、上文に「嗣百工、出入姜氏命」とある任命の語とも對應しない。

疾止從獄を郭氏は鈇趾縱獄と解するが、これは瀆訟をいう語のようである。これと似た語が塱盨にみえ、銘はその上文を缺くが隷下の管理法について王の訓告の語をしるすものであろう。

> ……又徭退、雩邦人正人師氏人、又辠又故、廼□倗卽女、廼繇宕、卑復虐逐厥君厥師、廼乍余一人咎、王曰、塱、敬明乃心、用辟我一人、善效乃友內辟、勿事虘虐從獄、爭奪䖒行道、厥非正命、廼敢疾𩔗人、則唯輔天降喪、不廷唯死

「虐逐厥君厥師」とは邦君師氏隷下のものがその君氏を逐う叛亂行爲をいう。邦君師氏の隷下に夷人の多いことは上引の金文例によつてもこれを知りうるが、その夷人が君師を虐逐することが叛亂を意味するとすれば、これは奴隷の叛亂をいう稀有の資料というべきであろう。またかれらはその支配者の搾取に對してもしばしば爭訟を起し、ときにはその管理者に反抗して掠奪行爲に出ることもあつたらしく、そのような叛逆行爲に對して王室は「輔天降喪、不廷唯死」という嚴罰主義を以て彈壓することを命じている。

この塱盨の銘文のうち、「善效」「䖒虐從獄」の語は蔡𣪘の「善效」「疾止從獄」と對應するものであるから、蔡𣪘の文意もまたそのような奴隷の叛逆を豫防し、それを善效することを命じたものと解される。塱盨の時期は明らかでないが、その賜與は師克盨・毛公鼎に類し、夷厲期のものであろう。

王室や姜氏私領の特定の經營地や采邑に隷屬する夷系の不自由民が、このような叛亂に近い騷擾をくりかえす狀態にあつたとすれば、その經營は奴隷的生產に近い搾取の上に成り立つものであつたと推測される。そしてそのような經營の中心地は成周であつた。成周には庶殷を以てする成周八師がおかれ、かれらはしばしば淮域の東征に動員されたが、その主たる目的が淮域の諸夷を戡定しそれを隷屬化することにあつたことは疑のないことである。成周はその軍事據點であるのみならず、淮域諸夷の賦貢を徵してこれを貯積する集積地であり、またその進人を徵して王室經營地に送りこむための仲介地でもあつた。成周は軍事的にも經濟的にも周室の生命線ともいうべきところであり、周室がその經營に全力を傾注したであろうことが推測される。そのために成周遹正のことがしばしば行なわれ、ときには直接淮域に遠く查察使を送ることもあつた。しかしこのような周室の支配に對して、夷王期にはついに噩侯の叛亂を招くのである。

三、噩侯の叛亂

新出の駒父盨 文物・一九七六・五 は陝西武功の出土器であるが、その銘には南淮夷査察のことがしるされている。このとき駒父が王使として淮域に赴き小大邦を接見し、還つて蔡の地に至つてこの器を作つたことをいう。陳・蔡は當時周の勢力圏にあつたのであろう。その銘にいう。

唯王十又八年正月、南仲邦父、命駒父殷卽南者侯、逹高父見南淮夷、厥取厥服、堇夷俗、豙不敢不□畏王命、逆見我、厥獻厥服、我乃至于淮、小大邦、亡敢不□具逆王命、四月還至于蔡、乍旅盨、駒父其萬年、永用多休

文は難解なものであるが、「唯王の十又八年五月、南仲邦父、駒父に命じて南諸侯に卽き、高父を逹ゐて南淮夷を見しむ。厥の取厥の服あり。夷の俗を勤め、豙へて敢て王命を（敬しみ）畏れずんばあらず。逆へて我を見、厥の獻厥の服あり。我乃ち淮に至る。小大邦、敢て□して具王命を逆へざる亡し。四月、還りて蔡に至り、旅盨を作る。駒父其れ萬年、永く用て多休ならんことを」とよむことができよう。器の時期を報告者は宣王十八年とし、詩の大雅江漢に歌うところと關聯させて說くが、文中の南仲邦父は無叀鼎の嗣徒南仲であるらしく、無叀鼎の廷禮が行なわれている圖室はまた夷王三十七年の善夫山鼎にみえ、この器も夷王期のものと考えてよい。駒父も師奎父鼎にみえる內史駒であろう。師奎父鼎は嗣馬井伯を右者とする懿孝期の器であり、駒父はこの南淮夷査察の重命を受けたとき、相當の年輩者であつたはずである。

駒父の使命は單なる巡撫というごときものでなく、その期間も三箇月餘にわたり、南諸侯に對してその賦貢を徵し、周室への隸屬關係を再確認させるということにあつた。「厥取厥服」、「厥獻厥服」とはその賦貢の類をいう。このとき淮域の諸夷が南諸侯、あるいは小大邦とよばれていることは注意を要する。ここにいう諸侯とは王朝の政治的秩序に包攝されるものであり、大盂鼎にいう邊侯甸にあたる。外域にあつて王朝の秩序に服し、王權の地域的代行者たる地位にあるものが諸侯であるから、周王朝の勢威はそのような形態で諸夷にも及んでいたのであろう。小大邦とはそのような諸侯に屬する部族國家である。昭王の南征をしるす宗周鐘、穆王期の東國經營をいう班殷以後、淮域の諸夷は周に對して隸屬的地位におかれて賦貢の義務を負い、ときにはこの駒父殷のように直接にその徵取を督責するものが派遣された。ただ楚のみが、このときなお「我蠻夷也」と呼號して周の規制を受けず、淮域諸夷とは別行動をとつていたのであろう。この時期における楚の消息は知られないが、徐偃王によつて代表される徐夷の勢力とは早くから對立關係にあつたようである。周初の器に楚荆の名がみえるほかはその後久しく金文にあらわれないが、宣王期にはすでに楚公逆鐘・楚公豙鐘などを作り、列國中最も早い時期の器を殘している。楚公逆鐘は武昌すなわち鄂州の出土であり、あるいはかつて夷王期に噩侯駿方の根據したところであろう。

駒父の南淮夷への派遣に先だつて、おそらく夷王南征のことが行なわれたようである。懿孝期など

しばらく東南方面への軍事行動もなく靜謐であった狀態が、夷王期に至ってにわかに緊張を高めてきているのには種々の事情が複雜に絡んでいるとみられ、たとえばさきの師旋段二の討齊の役のごときも、淮夷をめぐる兩者の利害の對立がその背景にあったかも知れない。齊が沿海より淮水下流にその影響力を及ぼしはじめたことが兩者の對立を深めた眞因とみられ、紀侯の譖毀のごときはたまたまその機會を供したものにすぎぬであろう。

今本竹書紀年に「七年、虢公帥師、伐太原之戎、至于兪泉、獲馬千匹」とあり、そのことは古本後漢書西羌傳注にもみえるが、金文資料にみえる夷王期の經營は專ら南淮夷を對象とするものであった。虢仲盨に「虢仲以王南征、伐南淮夷、在成周、作旅盨、茲盨友(有)十又二」というのもこの時期のものであり、また噩侯鼎にも王の南方親征のことがしるされている。王の親征は昭王以來のことで、事態の重要さを思わせる。このとき諸夷の領導者であった噩侯馭方が、王を迎えて納饗の禮を獻じたことが噩侯鼎にみえる。

王南征、伐角䮒、唯還自征在坏、噩侯馭方、內豊于王、乃僤之、馭方晉王、王休匽、乃射、馭方卿王射、馭方休闌、王宴、咸、酓、王親易馭方玉五瑴・馬四匹・矢五束、馭方拜手䭫首、敢對揚天子丕顯休贅、用乍隮鼎、其萬年、子孫永寶用

角䮒の所在は知られないが王の南征の地であり、また淮夷の一である。この器の作器者である噩侯はのち南淮夷・東夷を率いて叛亂し、その總力をあげて南國東國を席捲したが、武公の部將である禹の討伐を受けて捕えられたことが禹鼎にみえる。噩侯鼎に納醴・祼・王の休宴・卿射・宴飮のことがしるされ、王より玉・矢などを賜うているのは、外族との間に和親を結ぶときの儀禮であり、同じく噩侯の器である噩侯段に「噩侯乍王姞媵段、王姞其萬年、子々孫、永寶」とあって、おそらくこのとき噩侯の女が王室に入ったのであろう。噩侯が姞姓とすれば南燕と同姓である。

夷王九年の乖伯段、また敔段三など南征關係のものもこの期のものであろう。乖伯段は眉敖の討征とその歸服のことをいう。

隹王九年九月甲寅、王命益公征眉敖、益公至告、二月、眉敖至見、獻貢、己未、王命中、致歸乖伯貔裘、王若曰、乖伯、朕丕顯且玟珷、雁受大命、乃且克𡴖先王、異自他方、又芇于大命、我亦弗□享邦、易女貔裘、乖伯拜手䭫首、天子休弗望小裔邦、歸夆敢對揚天子丕杯魯休、用乍朕皇考武乖幾王隮段、用好宗廟、享夙夕、好倗友雩百者婚遘、用旂屯彔永命、魯壽子孫、歸夆其邁年、日用享于宗室

ここに文武の受命以來のことをいうのは、乖伯の地が宗周鐘に「文武堇疆土」というその方面なのであろう。皇考を武乖幾王と稱し、また自らを小裔邦というのは遠隔の獨立的國家であることを意味し、乖伯の乖も楚姓の乖と關係があるかも知れない。眉敖は九年九月に益公の討伐を受け、翌年二月に貢を獻じて見事の禮を執った。眉敖の歸服には乖伯の斡旋があり、乖伯はその功によって王室より貔裘を賜與されている。

眉敖が歸服の際に獻じた貢は、師寰段に「淮夷繇我貢晦臣」、兮甲盤に「淮夷舊我貢晦人」とみえ、淮夷の賦貢するところと定められていたものである。禹貢に揚州より織貝を獻じ荆州より玄纁璣組を

獻ずるとするが、いずれも南方特産のものであろう。貟は帛と貝より成る字である。眉敖の歸服に半歳を要しているのであるから、その地はおそらく荆揚の方面であろう。

周室と淮域諸夷との關係は、噩侯馭方が王の南征を迎えて歸順し、王姞を納れて一時和親を結んだが、しかしまもなく兩者の關係が破綻して噩侯の叛亂を招く。破綻の原因が何であつたのかは知られないが、この和親によつて事態の好轉を期待した諸夷の希望が、かれらをあくまでも隷屬者として誅求することをやめない周の政策によつて裏切られ、これに反撥したものであることは容易に推測される。禹鼎はかつて郭氏の大系に宋刻の器銘によつて成鼎として錄入したものであるが、一九四二年陝西岐山の任家村から同出の百餘件とともに眞器が出土、作器者は叔向父禹𣪕の禹であり、その器は夷末に屬する。金文における淮夷關係の最も重要な資料であるからその全文を錄する。

禹曰、丕顯趄〻皇且穆公、克夾召先王、奠四方、肆武公亦弗叚望朕聖且考幽大叔・懿叔、命禹仦朕且考、政于井邦、肆禹亦弗敢惷、賜共朕辟之命、烏虖、哀哉、用天降大喪于下或、亦唯噩侯馭方、逹南淮夷東夷、廣伐南或東或、至于歷寒、王廼命西六𠂤・殷八𠂤曰、□伐噩侯馭方、勿遺壽幼、肆𠂤彌宂匌匩、弗克伐噩、肆武公廼遣禹、逹公戎車百乘・斯馭二百・徒千、曰、于匡朕肅慕、叀西六𠂤・殷八𠂤、伐噩侯馭方、勿遺壽幼、雩禹以武公徒馭、至于噩、臺伐噩、休、隻厥君馭方、肆禹又成、敢對揚武公丕顯耿光、用乍大寶鼎、禹其萬年、子〻孫〻、寶用

全文にわたつて頻繁に押韻を施しており、この期における有數の文章である。周室が深い信頼を寄せていた噩侯馭方が、このとき南淮夷東夷を率いて大規模な叛亂を起し、周の支配權の及ぶ南國東國を廣域にわたつて席捲し、歷寒にまで迫つた。歷寒は他にみえぬ地名であるが、おそらく安州六器の中方鼎一に「王在寒餗」という寒の地であるらしく、漢域より成周に通ずる要地であろう。周は急遽西六師・殷八師に命じて出撃させたが、これらの外人部隊に戰意なく徒らに逡巡して進まず、事態はいよいよ危急を告げる。そこで武公は禹に命じて六師・八師の軍を督勵し、武公直屬の戎車百乘・斯馭二百・徒千を發して從わせ、噩侯馭方を伐つて壽幼をも遺すこと勿れと嚴命する。かくて武威大いに振い、ついて噩侯の率いる諸夷の聯合軍を破り、馭方を生獲して武公の耿光をあらわし、その功を記念してこの器を作ることを述べている。この叛亂の鎭定によつて諸夷はまた隷屬の狀態に陷つたのであろう。(補注三)

「殷八𠂤」は庶殷を以て構成する「成周八𠂤」のことであろうが、「西六𠂤」もまた陝西におかれた異族を以て構成する軍團であろう。いずれも外人部隊であり、この奴隷戰爭的な戰役に「彌宂匌匩」して忌避する傾向があるため、ついに武公直屬の重武裝兵を動員して噩侯諸夷の軍を擊破した。このような大規模な叛亂は周の豫期しないところであり、かつその勢は熾烈を極め、「哀哉、用天降大喪于下或」と周室を震驚させたもので、討伐の命も「勿遺壽幼」という鏖殺作戰を命ずる嚴酷なものであった。武公は敔𣪕三・南宮柳鼎に右者としてみえるこの期の執政者であり、また武公の戎車を與えられて討伐に向つた禹も、叔向父禹𣪕に「余小子司朕皇考、肇帥井先文且、共明德、秉威儀、用醽䌛奠保我邦我家」とあつて一國の君主たる人である。討伐軍としては當時最强の編成をもつものであろ

う。この役によつて淮域諸夷は再び屈服を餘儀なくされたものと思われる。

敔𣪘三はおそらくこの器に先だつものであろうが、南淮夷が陽洛の地にまで侵寇したのを伊洛に迎擊し、執訊四十、また孚人四百人を奪還してこれをそれぞれの舊主に返還し、翌月に武公が右者となつて成周大廟に獻捷の禮を行なつたことをしるしている。このとき奪還した孚人はそれ以前の戰鬪で俘虜となつていたもので、このような衝突がいく度もくりかえされた上に噩侯の叛亂が起り、武公を總指揮者とする禹の討伐軍がこれを破つたのであろう。

この重大な打擊にもかかわらず、淮夷の抵抗はなお斷續的に行なわれた。師寰𣪘は夷王二十八年寰盤との關係において夷王期の器と考えられるものであるが、このときまた淮夷は周の討伐を受けている。それは淮夷の賦貢義務の不履行と叛亂使嗾の罪とを問うものであつた。師寰盤には次のような記述がある。

王若曰、師寰𡢁、淮夷繇我貟畮臣、今敢博厥衆叚、反厥工吏、弗速我東䤴、今余肇命女、達齊帀・曩𠩤・僰屍・左右虎臣、正淮夷、卽賀厥邦嘼、曰冉、曰𦎫、曰鈴、曰達、師寰虔不家、夙夜卹厥牆事、休既又工、折首執嘰、無諆徒馭、毆孚士女羊牛、孚吉金

叛亂者は淮夷のうち數部族の虜酋で、かれらは周が賦貢を誅求することを妨害して抵抗的態度をとつた。周からいえば「淮夷繇我貟畮臣」である。すなわち特產の織物や農作物などの生產品を賦納すべき義務を負うもので、その義務を怠りこれを使嗾する首謀の虜酋を問責することが出軍の目的であつた。その討伐軍に從つている齊帀・曩𠩤・僰屍も外人部隊のように思われる。

宣王五年の兮甲盤にも「淮夷舊我貟畮人」とあり、兮甲はその徵求のために淮地に臨んでいる。このとき北方の玁狁が叛き、兮甲は王の親征に從つてこれを伐つたが、つづいて南淮夷の作戰に向うことを命ぜられた。

王命甲、政𤔲成周四方賨、至于南淮夷、淮夷舊我貟畮人、毋敢不出其貟・其賨・其進人・其賓、毋敢不卽𩛥卽𡴭、敢不用命、則卽井𢻫伐、其隹我者侯百生厥賓、毋不卽𡴭、毋敢或入䜌𡩜賓、則亦井、兮伯吉父乍般

これによると淮夷の賦貢義務は貟畮のような生產品のみでなく、「其賨其賓」とよばれる特定の進貢物のほか、「其進人」すなわち一定數の生口を奴隷として提供する義務を負うものであつた。またそれらの生產品や貢納物を一定の場所に集積して引渡すべく定められている。このたびの兮甲の派遣もその義務履行を求め、その安全な輸送を保證させることにあつたようである。それらの賦徵は「成周四方賨」として、他の地域からの貢納物とともに、すべて成周の王室屯倉的施設に收藏された。

この兮甲の南淮夷派遣は、おそらく詩の大雅江漢篇に歌うところの召公の淮夷討伐と關聯するものであろう。江漢にはそのことを次のように歌う。

江漢浮浮　武夫滔滔　匪安匪遊　淮夷來求　既出我車　既設我旟　匪安匪舒　淮夷來鋪　第一章

江漢湯湯　武夫洸洸　經營四方　告成于王　四方既平　王國庶定　時靡有爭　王心載寧　第二章

江漢之滸　王命召虎　式辟四方　徹我疆土　匪疚匪棘　王國來極　于疆于理　至于南海　第三章

詩序にこの詩を尹吉甫の作るところとする。尹吉甫はあるいは兮甲盤の兮伯吉父と同一人であろうか

と思われる。兮甲盤が殆んどその全文にわたつて押韻する美しい文辭であることからいえば、當時の詩篇と金文との關係を推測することもできるし、また詩の江漢篇の後半、たとえば第五章の「釐爾圭瓚　秬鬯一卣　告于文人　錫山土田　于周受命　自召祖命　虎拜稽首　天子萬年」のごときは金文の末文對揚の辭と同じく、ただこれを詩句の形式に配列しているのみである。

以上を通じて成周が軍事的にも經濟的にも淮域經營の據點であり、王室經濟の重要な基盤をなすものであることが知られよう。西周の崩壞とともに周がこの地に遷つてその命派を保とうとしたのは、極めて自然なことであつた。しかしそのころ淮域はすでに列强の勢力に分斷されており、周は王朝としての實勢力を回復することはできなかつた。周王朝の富强を支えていたものは實にこの淮域の經營にその有力な基盤があり、これによつて周室は陝西の諸豪族を控制しえたのである。もし西周期に異族奴隸があり奴隸制的經營があつたとすれば、この淮域の經營が最もそれに近いものであろうが、しかしそれは古代近東あるいは東地中海に發展した奴隸經濟的な經營とかなり異質のものであることも、以上のことから推測されよう。諸夷はその在地のままで服屬關係にあり、生口として進貢され本貫を離れたものもその絕對數がそれほど大量に及んだとも思われない。またかれらは生產奴隸としてよりもむしろ外人部隊として、概ね左右虎臣など近衛の部隊に屬していたようである。奴隸經濟といつても奴隸所有的經濟ではなく、部族の全體が奴隸的隸屬關係に立つものであつた。それで徐偃王や噩侯の叛亂は、その部族全體の獨立を求める一種の解放戰爭とみなすべきものであつたと思われる。

四、成周の遹正

西周の東方政策の據點としての成周經營は、すでに武王克殷のときより決定されていた基本方針に本づいている。新出の㺇尊に武王がこの地で天に廷告する儀禮を行ない、「余は其れ茲の中國に宅りて之の辥民を自ひん」という經營方針を抱いていたことをしるしている。その志は成王に至つて成就され成周が造營された。王もはじめここに都する考えであつたことは書の洛誥・召誥によつて推測しうるがやがて豐鎬の地に退き、成周は專ら軍事都市としての性格を强めた。庶殷を成周におき、またその地に王城を設けてこれを直轄するという政策が、異族統治の方法として必らずしも適當とされなかつたからであろう。それでその地はおそらく周公家が管領することとなり、令彝には周公の子明保が施政に當るに臨んで周公の宮に報告祭を行なつたことがしるされている。令彝はそのことを「隹八月、辰在甲申、王命周公子明保、尹三事四方、受卿事寮」、「隹十月月吉癸未、明公朝至𢆶成周、徃命舍三事命、眔卿事寮眔者尹眔里君眔百工眔者侯、侯田男、舍四方命」という。成周の司政官たる明保の管下にある庶殷と、その統治の方法をみることができる。卿事寮はその行政官、諸尹以下は地域管理者と生產者、諸侯は侯・田・男に分たれるが、それは下文に「舍四方命」とあるように成周の管下にある各地の小大邦とその首長であり、いわゆる列國諸侯ではない。このうち三事を掌る卿事寮が周の官僚であるほかは概ね殷以來の舊制によるものであろう。いわゆる商政周索はこのような形態で行

なわれたものと思われる。その行政的な管理は概ね當地の司政官に一任され、ただ庶殷の軍事的査察には中央より人を派遣して適正を行うという方法がとられた。

成周庶殷はおそらく魯侯や康叔封建の際に分與された殷民六族七族のように、その氏族の單位のまま移されて分區定住し、そこから軍役を徵して八師を編成したのであろう。その師長には族長の中から選任されたらしく、周初の器に師某というものの器銘には殷式の表徵をもつものが多い。かれらははじめ克殷後の戡定作戰に動員され、また後には淮域の討伐に使役されたことはすでに述べた。周はこの地の庶殷とその軍團に對して不斷に査察を行なつている。

周初には成周でしばしば殷禮が行なわれた。殷禮は作冊䰧卣「隹明保殷成周年」のように司政官たる明保が行なうこともあり、またこの銘に大事紀年形式をとるように極めて重要な儀禮とされている。また小臣傳卣「隹五月既望甲子、王在葊京、令師田父殷成周〔年〕、師田父令小臣傳非余」のように、葊京の儀禮に關聯して使者が派遣されてこれを行なうこともある。臣辰卣に「隹王大龠于宗周、徃饔葊京年、在五月、既望辛酉、王命士上眔史寅、殷于成周、𦘠百生豚、眔賞卣鬯貝」というのも、三都の祭祀儀禮が一聯の王朝的儀典として擧行されることを示すものである。殷はおそらく周禮にいう殷同の禮であろう。その殷同の禮において百姓に豚を饋り、司祭した臣辰に卣・鬯・貝などの禮器を賞しているのは、庶殷百姓に對する殷同の禮であるからである。

成周の儀禮にはしばしば王が自らこれに赴いている。厚趠方鼎「隹王來各于成周年」、𪔅鼎「王初□□于成周」、盂爵「隹王初𡔲于成周」などその例が多いが、盂爵の下文に「王命盂寧𢍰伯、賓貝、用乍父寶障彝」とあるのは、成周に屬する諸侯の一である𢍰伯に對して王が特に寧撫の使者を派遣したことをいい、軍事的な意味をもつ行爲である。しかし周初における三都關係の器には祭祀的關聯をいうものが多く、王朝の祀典はしばしば三都にわたつて行なわれている。德方鼎に「隹三月、王在成周、征珷禘自蒿、咸」というのも、武王の祭祀が成周の祭儀に至つて完了することを示すものであろう。武王は鎬に葬られたが成周に都して天下に臨むことがその遺志であつた。また周公も魯世家に「周公在豐、病將沒曰、必葬我成周、以明吾不敢離成王」とあり成周に葬られることを望んだが、沒後に畢に葬られたという。令彝によると成周に周公の宮があり、周公はそこに祀られているはずである。これらのことによると成周は單なる軍事都市として出發したものではなく、宗周奠都ののちにもなお副都的な性格をもつものであつた。しかし殷禮のような祭儀は他の二都にその例がなく、成周は次第に軍事的都市としての性格を明らかにしてゆく。伯懋父諸器にみえる數次にわたる東征の諸作戰には、この殷の八師が用いられている。昭王期の楚荊、また昭穆期の師雍父・伯雍父の作戰には直接庶殷の軍を用いることをしるすものはないが、彔㦰卣に伯雍父麾下の彔㦰が古𠂤を前線基地として成周師氏を率い、淮夷を伐つことをしるしていることから推して、古𠂤を基地とするこれらの作戰に動員されたものも、また成周庶殷の氏族軍であることを知りうる。彔伯㦰𣪕における賜與は、後期の禮器車服賜與形式の册命に匹敵するものであり、當時の成周軍事力の比重の大きさを思わせる。淮夷の屈服はこの昭穆期における頻繁な軍事行動によつて決定的なものとなつたようである。

穆王期の盠方尊・盠彝は廷禮册命形式をもつ最も初期のものであるが、周廟において穆公を右者と

して行なわれたこの册命において、盠は「王册命尹、易盠赤市・幽亢・攸勒、曰、用嗣六𠂤、王行參有嗣、嗣土・嗣馬・嗣工、王命盠曰、䚄嗣六𠂤眔八𠂤埶」と六師の總督と六師・八師の兵符を司ることを命ぜられ、盠はこれに對揚して「盠曰、天子丕叚丕其、萬年保我萬邦」という。萬邦という語は金文では春秋末期の晉公盦にみえる他には殆んど用例のないものであるが、詩篇には周頌桓「綏萬邦」、小雅の祝頌詩桑扈「君子樂胥　萬邦之屏」や大雅文王「萬邦作孚」、皇矣「萬邦之方　下民之王」など開國說話の詩にもみえる。盠彝にいう「我萬邦」とは、六師八師の作戰區域の小大邦を含めていう語であろう。「六𠂤」は陝西地區の異族による編成部隊と考えられ、「成周八𠂤」とともに王行すなわち王室直屬の部隊で、盠はその兩軍團の符節を管理する職に任ぜられている。盠駒尊に王が執駒の禮を行なつたとき親しく兩駒を賜うた對揚の辭に、「王弗望厥舊宗小子」、「萬年保我萬宗」などの語があり、自ら舊宗の裔にして萬宗の家であることを誇つているのは、盠の家がよほど由緒ある舊族であることを示すものであろう。

馬政のことも王行參有嗣のうちの嗣馬の職に屬し、盠が馬政を治めているのもその關係であろう。良馬は車戰を主とする戰術の上からも軍力を左右するものとして貴重とされた。倗生毁に「隹正月初吉癸巳、王在成周、格伯取良馬乘于倗生、厥賓卅田、則析」とあり、格伯がその代償の支拂を違約したため格伯の田を按行して一種の抵當權を設定したことがしるされている。その按行のとき立會人として殷人等が參加しており、おそらくその用益權をもつ田土が權利設定の對象とされているのであろう。成周庶殷はこの成周附近に分區定住して耕作權なども與えられていたが、その上位所有權が格伯のような周系貴族に屬することもあり、王が成周に赴いたときそのような爭訟に裁定を與えたのであろう。その契約には書史による認證が行なわれている。

成周庶殷に對する遹正は懿孝期のころから行なわれている。曶鼎は懿王元・二年にわたる寇禾事件の審判のことをしるすものであるが、同じ家の作器者の曶壺に「更乃且考、作冢嗣土于成周八𠂤」と命じており、その祖考の時期は共懿期にあたる。嗣土は軍事のみでなく民生の面をも職事とするものであるから、この冢嗣土は軍團の司政官に相當するものであろう。

孝王三年の頌壺には「隹三年五月既死霸甲戌、王在周康卲宮、王各大室、宰弘右頌、尹氏受王命書、王乎史虢生、册命頌、王曰、頌、命女官嗣成周賈廿家、監嗣新寤賈」とあつて禮服などを賜與し、「受命册、佩以出、反入堇章」という返璧の儀禮をしるす。廷禮においてこの返璧のことをしるすものは、他に夷王三十七年の善夫山鼎があるのみである。（補注四）この册命は「官嗣成周賈廿家、監嗣新寤賈」を命ずるが、賈は貯積、家はその屯倉を稱する語で、成周の經營地と淮域の賦徵の類は盡くここに集積される。家は卜辭に「王爲我家、且辛又王」郭氏綴合・一三二、「匚于上甲家」拾・一・七のようにもと宮廟を稱する語であり、そこから神殿經濟的な意味を含めて屯倉を家を以て數えるのであろう。同じく夷王十三年の望毁に「宰倗父右望入門、立中廷、北鄉、王乎史年、册命望、死嗣畢王家」というのも畢の王室屯倉で、畢は先王の葬所墓陵のあるところである。頌に官嗣を命ぜられた「成周賈廿家」は從來設營のもので、このたびまた新造の貯を設營するに當つてその董督のことをも命じたのである。

この「成周賓」に貯積するところのものは、成周庶殷及びその周邊にある諸侯百生の生產物はもとより、淮域諸夷の貢する賦徵をも含むであろう。また淮域よりの進人たちも成周を主として王領の各經營地に配分され、成周は一種の大規模なコロニー的性格をもつものであつたが、もとよりつねに周室の强力な管理下にあつた。そして東南諸夷との緊張狀態が高まると、その軍事的遹正がしばしば行なわれた。

三年史頌段はその五月丁巳を初旬におくときは頌壺の日辰と接續する。頌壺は孝王三年五月既死霸甲戌⑪で孝王三年⑲の閏の第二十五日、史頌段の三年五月丁巳(54)はその八日にあたる。その銘にいう。

隹三年五月丁巳、王在宗周、令史頌省穌、瀳友里君百生、帥𨙸盩于成周、休又成事、穌賓章・馬四匹・吉金、用乍䵼彝、頌其萬年無疆、日遲天子覭命、子〻孫〻、永寶用

ここでは特に蘇に對する省察が命ぜられているのは、事情のあることであろう。蘇は左傳（成十一年）に「蘇忿生以溫爲司寇」とあり己姓、河南溫縣の古族で、當時この地もまた成周の經營圏にあつたようである。その瀳友里君百生とは蘇地の行政責任者たちであり、周の省察を受けてみな成周に集まり盟誓を新たにし、無事にそのことを終えた。五年師旋段に齊への遠征が行なわれていることを考え合わせると、東南事情のため新たに生じた軍事的緊張に對する、對策の一であろうと思われる。

䲨段もこの期に近いものであろうが、また䲨の成周派遣のことをしるしている。「王曰、䲨、命女𤔲成周里人眔者侯大亞、嘰訟罰、取遺五守、易女夷臣十家」とあり、成周の庶殷と周邊の異族諸侯に對する査察を命じ、特に聽訟のことに當らせて職務俸を給している。虢仲盨にいう王の南征、九年衛

伯段の眉敖討伐なども相近い時期のことであろう。

夷王二十三年小克鼎に克氏の成周八師遹正のことを述べ、「王在宗周、王命善夫克、舍命于成周、遹正八𠂤之年」と大事紀年形式をとる。克氏は岐山の大族でその諸器はみな岐山扶風の出土にかかる。克氏はその地より涇東や成周の遹正を命ぜられているが、克氏の器は夷厲の二代にわたる。當時この地には他にも有力な豪族が多く、王室もその勢力に依付する情勢がみられる。師克盨にはその文首に「王若曰、師克、丕顯文武、雁受大命、匍有四方、則繇隹乃先且考、又爵于周邦、干害王身、乍爪牙」とあって克氏は周初以來の舊臣であり、「今余隹䌛𩀂乃命、命女更乃且考、𫊣𤔲左右虎臣」とその親衞に任じ、禮器車服を賜うている。

岐山豪族の興起がやがて成周を基地とする周室の經營を凌ぐに至り、それがついには周室傾覆の原因となるが、岐山豪族の富强はその大量の出土彝器からも推測しうる。毛公鼎とならぶ大鼎である大克鼎を擁する克氏諸器をはじめ、原一百餘件と傳えられる任家村函皇父諸器、また同出百餘件に上る任家村禹鼎諸器、その他齊家村・賀家村諸器など大量の器群をなす出土物は、夷厲期の中心勢力がこの地にあつたことを示している。そしてそれが成周の經營とも關係をもつものであるらしいことが頌器・克器などによつて知られる。厲王期の元年叔専父盨に「隹王元年、王在成周、六月初吉丁亥、叔専父乍奠季寶鐘六・金𨺓盨六・鼎七」とあつて一時の制作が十七器に及んでいるが、この器が陝西長安張家坡東北の墓葬から出土したとき鼎三・盨四のほか壺二件があつた。この叔専父の器が成周で作られているらしいことが注意される。

成周を據點として庶殷や周邊の異族諸邦、淮域諸夷を收奪してその富强を加えた周室は、後期に至つて畿内諸豪族の擡頭によつて次第にその利をこれら諸豪族に讓ることになり、王室の衰微を招いたのであろう。また陝西庶殷のうちにも豪族化するものがあつて、たとえば藍田出土の詢段の詢は殷周の際に周に加擔した東方出自の族であろうが、その器の文首に「王若曰、詢、丕顯文武受命、則乃且奠周邦、今余令女啻官嗣邑人・先虎臣・後庸、西門夷・秦夷・京夷・㚟夷、師笭側新、□華夷・由□夷・匴夷、成周走亞、戍秦人・降人・服夷」とあつて夷系など異族編成部隊の嫡官を命ぜられており、師詢段では「命女叀雝我邦小大猷」、「干吾王身、谷女弗以乃辟圅于囏」と毛公鼎に類する文辭を著けている。詢の家が東方の出自であることは、兩器に何れも文祖乙伯同姬の器を作ることをいい、また銘末紀年形式をとることからも推測される。いわば歸化族出自のものが王室を左右する權力を掌握しているのである。

夷厲の大壞ののち共和の時期を迎え、宣王を擁して周室の復興が圖られると、成周はその最も重要な軍事的・經濟的據點となつた。宣王五年の兮甲盤に「王命甲、政嗣成周四方賚、至于南淮夷」とあり、詩の大雅江漢に召公の淮夷遠征の成功を歌う。周初以來消息のみえない召公がここに至つて登場してくるのは、召公の根據地が詩の召南、すなわち伊洛より漢上にわたる地であるからである。詩の小雅四月にも南征を歌うて、「滔滔江漢　南國之紀　盡瘁以仕　寧莫我有」第六章と戰士の苦をいい、その末章に「君子作歌　維以告哀」と訴えている。大雅常武を詩序に「召穆公美宣王也」というが、これはいわゆる宣王中興の事業を指すものであろう。宣王親政の初頃かと思われる毛公鼎は、長い共和期を終えた新しい王朝の再出發の宣言であつたとみることができる。その五年兮甲盤には、成周四方の貯が淮夷・玁狁に對する戰爭態勢の軍事的據點とされている。

克殷ののちまもなく「茲中國」の都として造營され、東遷ののち周都となつた成周の歴史は、またそのまま西周史の重要な側面をなしている。成周の經營は庶殷をはじめ淮域諸夷など異族に對する周の政策の基調をなしており、周の軍事力、經濟力も多くこの地の經營に依存した。夷厲期に陝西諸豪族の大土地所有的經濟が發展するとともにその勢力は王室經濟を凌ぎ、厲王の奔彘による王位の曠缺という事態を招く。宣王を擁する豪族たちの淮夷討征も結局王室に益するものではなく、淮夷に對する支配權もやがて失なわれたであろう。「淮夷舊我貟畮臣」と呼號するのも、むしろその實勢を失ないつつある現實を暗示するもののようである。やがて幽王即位間もなく、その七月朔に日蝕の異變があり、人心恟恟たるうちに、翌年には三川の大地震があり、周都は灰燼に歸し、僭主皇父は大族勢家を率く遷して向に都し、幽王はやがて犬戎の怨みを受けて殺され、西周は滅亡する。平王は洛（成周）に移り、東周となつた。すなわちかつての經營地成周の一帶を王畿とする一小國として、その名目的な宗主權のみを維持した。成周庶殷の末裔はその後も舊態を守つてこの地に在り、その後約一千年を經た北魏の時代に至つても、洛陽伽藍記にはその末裔の據る地區があることを傳えている。

第六章　貴族社會の盛衰と西周の滅亡

一、土地經濟の發展

古代の農業を主とする經濟ではいうまでもなく土地がその生産手段の基礎をなすものであるが、前期の金文には土地所有に關するものが意外に少い。克殷後の戡定作戰に從つた殷系の諸部將には、その褒賞として概ね貝・金などの類が與えられており、それらは經濟的價値というよりもむしろその名譽を顯彰する象徵的なものであつた。大盂鼎や宜侯夨段における田土人鬲の賜與は封建的規模のものであるからこれを除き、その他の例ではたとえば彔子聖の叛を平げた大保召公に余の土を賜い、召公の後である䍙が康王から畢土方の五十里を賜うなどの例もあるが、召公は周王朝建國の元勳として、その一族は匽侯をはじめ、各地に廣大な所領をえていたはずである。䍙圜器にいう「畢土方五十里」もおそらく殷代に失なつた召方の舊地が、このときその本領として召氏に返還されたのであろう。賜土のことは特に封建的な意味をもつものとして行なわれ、一般の恩賞として采邑を與えるということはなかつたようである。采邑的な土地所有の形態は、當時においては必らずしも一般的なものでなかつたのであろう。

しかし人鬲の賜與は周初以來その例に乏しくない。令段には王の楚伯討伐に同行した王姜に對して令が障宜の禮を獻じ、貝十朋・臣十家・鬲百人を賜與されている。令の器は銘末に鳥形册圖象標識を付し明らかに東方系出自の族であるが、その氏族はこれらの臣鬲など不自由人を包含する構造のものであつたと思われる。同じ作器者の器である令彝は王の成周の儀禮に奉仕して鬯・金・牛を與えられたことをしるしており、その家は成周庶殷の一であろう。器はいずれも洛陽の出土と傳えられる。同じく洛陽出土の臣辰卣には、王命によって成周の祼禮を行い百生に豚が與えられ、臣辰自らはまた王より卣・鬯・貝を賜うている。この百生は臣辰の隷下に屬する氏族員たち、祼禮とは周禮にいう殷同の禮で、その會同者にも恩賞が與えられたのである。また史獸鼎には「尹命史獸、立工于成周、十又一月癸未、史獸獻工于尹、咸獻工」とあつて、史獸はその儀禮執行の式場を設營して禮器などの賜賞をえているが、これは史獸のもとに後の「百工牧臣妾」とよばれるような、制作者や勞務者たちの集團がいたのであろう。成周には百生とよばれる一般農耕者、百工とよばれる制作者集團があり、それはかれらが庶殷として成周に移される以前からの形態であろう。すなわち純粹に血緣的な共同體から地緣的、また擬制的な共同體への移行や特定の生産者の職能化は、殷代の社會において早くから進行していたものと思われる。令段における臣鬲の賜與は、共同體のそのような構造的變化を前提としている。臣鬲は概ね異族者であった。

叔德段における臣數十人、耳尊における臣十家や㚘段の臣三品、州人・東人・䧹人の賜與などもみな異族奴隷であつたとみられ、その供給源はたとえば小盂鼎に「孚人萬三千八十一人」と稱するよう

な戰爭俘虜などであろう。これらの不自由人はそれぞれ生産奴隷として、またときには戰爭にも動員使役された。師旂鼎には伯懋父麾下の師旂の衆僕が戰鬪を忌避し、そのため師旂が伯懋父より譴責を受けたことがしるされている。師旂は旂鼎一に[illegible]形標識を付する殷の貴戚出自のものであり、その銘にまた「公易旂僕」とあるから、その衆僕もかつて賜與された異族の俘囚であろうと思われる。

このような人鬲臣僕の賜與は周初草創期の金文にしばしばあらわれるが、しかしそののち後期に至るまでまた殆んどあらわれることがなく、このような一時的な臣僕賜與がそのまま いわゆる奴隷制そのものに連なるとはしがたいようである。ただ昭王期かと思われる令鼎に、藉農の儀禮に關して令の先馬走の褒賞として臣卅家が與えられているのは、積微居のいうような遊戲賭物のことではなく、その儀禮の重要性によるものであることは疑がない。そしてもしその臣僕がこの藉田農作に從うものであつたとすれば、古來の神事的共耕である藉農が、このような臣僕の徒をも含む奴隷的耕作に推移しつつあることが推測されよう。

共同體的所有の王室私領化が進むとともに、貴戚勢家の間にも同樣に私領地の經營が進んで、その結果多くの賦徵收斂の物資が集積され富裕を加える。貯積は前章に述べたように王室の成周の貯積がその代表的なものであるが、王室以外では康昭期と考えられる也殷にみえるものが初見である。也殷は周公の宗に屬する也が祖考二公を陟祀するに當つて、「休沈子肇斁狃賓貲」すなわち「沈子に休して斁狃の貯積を肇がしめたまふ」とその眷顧を謝する辭をのべたもので、斁・狃は祖考以來の經營の地であろう。そのような貯積が奴隷的生產の收奪の結果であるとすれば、王室や貴戚の家にはある程度の奴隷的生産が定着しつつあつたと考えられる。このことは百工のような制作者についてもいいうることで、孟殷に毛公が孟の父の戰功を賞して臣を賜與したとき、特に「自厥工」としるしていることはさきに述べた。

これらの不自由人は概ね異族出自のものであるが、しかしそのうちにはまた刑罰によつて自由權を失なつたものもあるようである。穆王期と思われる君夫殷に「王在康宮大室、王命君夫曰、儥求乃友、君夫敢每揚王休、用乍文父丁䵼彝」とあり、王の宥命によつて特に受刑者の儥求が認められている。友は「乃友事」令彝、「官守友」師晨鼎、「乃友正」毛公鼎、「乃友」塱盨のように多く友官の意に用いるが、君夫殷の場合はその同族者、すなわち倗友の意をも含むのであろう。贖罪のことはその同族者に對する恩命としてなされたものと解される。

生產關係をも含めてその社會構造が氏族制的秩序を基調とするときは、その管理組織も氏族制的形態から發展した層序關係、たとえば善鼎「宗子雩百生」、史頌殷「灋友里君百生」のような共同體的上下關係をもつが、氏族的秩序を基調としない植民的な經營地ではその管理者としての官僚的秩序が生まれる。官僚は有嗣とよばれ、正長を嫡官あるいは冢嗣土のようにいう。王室の經營地には嗣土・嗣馬・嗣工の屬が昭穆期以後に多くあらわれることは上述した。土地經營の進行する共懿期以後になると、有力な貴族たちもその私領地に同樣の管理組織をもつた。師湯父は師湯父鼎に周新宮射廬において弓矢の屬を賜う廷禮を受けているが、仲枏父鬲に「師湯父有嗣仲枏父乍寶鬲、用敢鄉孝于皇且考、用𩰫眉壽、其萬年、子々孫々、其永寶用」とあり、師湯父の有嗣たるものが祖考の祭器を作つている。

私臣というも相當の富力をもつものであつたと思われる。窋鼎は器銘の字迹に疑問があり仿刻であろうが、その原器原銘のあつたことが推測されるもので、文に「趞仲令窋、𢦚嗣奠田、窋拜䭫首、對揚趞仲休」という。趞仲は孟𣪘にみえる毛公趞仲であろう。奠田はこのとき毛公趞仲の私領地とされており、窋がその經營管理を兼任している。他に本官があつたのであろう。

土地經濟の發展に伴なつてその生產物の管理や勞働力の補給、土地所有權や用益權などの保護規定なども慣行的に次第に整い、そこに法秩序ともいうべきものが成立してくる。懿王期の曶鼎には元年・二年にわたつて勞働力としての農耕奴隸賣買契約の不履行事件、また別に寇禾事件の審判がしるされており、當時の法慣行を知るべき內容をもつ。第一の奴隸の賣買讓渡契約については、曶が限から奴隸五人の讓渡を受ける賣買契約を結び、その引渡不履行を提訴した顚末を述べているが、その要點を整理すると次のようになる。まず審理は提訴を待つて行なわれ、提訴は代理人を以てすることができた。賣渡された奴隸について所有者以外に用益權者があるときにはその用益權に對する報償をも必要とし、從つて用益權者も引渡義務について責任を負う。契約には不履行の際の違約規定を含んでいる。契約履行の際に讓受人が相手方に贄を贈り多數の弓矢の類を交付しているのは、周禮にいう入矢聽訟と關係があろう。奴隸の移籍のときにはすべてその名を記錄しており、奴籍というべきものがあつたようである。そしてこのような審判の顚末を器に銘文として勒することは、一種の權利證書に相當するものとみられる。

第二の寇禾事件は、曶の農作物十秭を匡の衆僕二十夫が寇略した事件に對する、損害賠償要求訴訟の顚末をしるす。その賠償として匡は一定期間內に二十秭、もし期限を怠るときはさらにその二倍の支拂をなすことを命ぜられた。これに對して匡は二田一夫と三十秭を提供して事件は解決したが、二田一夫が十秭に相當することとなる。この事件は文首に「昔饉歲」とあつて凶荒の際に起つたものであるから、この賠償額は通常の寇禾よりも嚴しいものであつたかも知れないが、いずれにしても農作物の利益保護について嚴重な法規定のあつたことが知られる。この場合その不法行爲者は匡の衆僕であるが、不法行爲の責任は衆僕の所有者にあり、被害者の要求によつては行爲者を引渡すべき義務があつた。しかるにかれらがその行爲を否認したため事件はまた紛糾し、結局は匡より曶に對して田七田・人五人と匡の三十秭を提供して事件は漸く落着した。

曶鼎は懿王初年のものであるが、共懿孝三世三王の時期には、陝西地區の土地經營の一般的狀態がかなりの不自由人耕作者を使役して行なわれていたことが知られる。曶は古く陝西に入植した殷系の氏族であるらしく、曶壺では成周八師の冢嗣土に命ぜられて𩰫公の障壺を作り、蔡𣪘では宰曶が蔡の右者となり、ともに王家の外內を治めることを命ぜられている。また匡を懿王期の匡卣の作器者と同一人とすれば、その銘には「懿王在射盧、乍象甗、匡甫象樂二、王曰、休」とあつて文考日丁の器を作り、これまた東方系出自の氏族である。これら庶殷の地に不自由人としての衆僕をも含むことは、入植庶殷の間にもすでに社會の階層的分化が進んでいたことを示す事實とみられるが、左傳定四年に殷民の分與に當つて「使帥其宗氏、輯其分族、將其類醜」という類醜がそれに當るものであろう。類

醜とは擬制的成員をいう語のようである。奴隷的身分とみられるもののうちには、このように古く共同體の分化過程から生じたものと、また夷系や狄種など異族奴隷として新たに經營地に屬したものとがあるわけである。そしてまたその所有者と別に用益權者があるとすれば、その經營の形態も複雑な構造をもつものであることが推測される。

ほぼ懿孝期とみられる散氏盤にもまた土地寇略に關する裁判事件をしるしている。全文三五〇字に及び、曶鼎の四百字を超えるものとともにこの期有數の長銘である。文は矢氏が散氏の田邑に寇略を加えた賠償として、矢より散に與えるべき地の區劃を定め、その引渡しに利害關係者が立會い、その地圖をも添えて史官が文書に認證することをしるした權利證書的な性格のもので、おそらくその文書の形式がそのまま銘刻に加えられているのであろう。その地は眉、すなわちのちの郿縣で寶雞の東に位置し、岐山扶風よりは渭水を超えた南岸にあたる。盤銘に表示する土地は渭水に沿う周道を北邊とし、それより南の山陵の間にわたるかなり廣大なもので、所在に榜示のための標識を設けた。「眉、自濡涉以南、至于大沽、一封、以陟、二封、至于邊柳、復涉濡、陟雩、𠭯纍陕」とまず南行し、それより叢林芻牧の地を西してまた北のかた周道に至り、さらに東して西し南して一周を終る。北邊に迂曲する部分があつて地形はほぼ矩形をなす。その間に陵谷の間をいくたびも陟降しているから、その田邑はこの丘陵性の地勢のうちに散在しているのであろう。これは矢氏より散氏にその田邑寇略の損害賠償として提供されているものであり、矢氏の所領の全體ははるかに廣大な地域にわたるものと思われる。

この器銘においてなお注意すべきことは、散氏に提供される土地の引渡しに當つて、これに立會つた人々の土地に對する關係である。矢人側の有𤔲として名を列するものは

矢人有𤔲、眉田鮮・且・𢼸・武父・西宮襄、豆人虞丂・彔貞・師氏右眚・小門人䌛、原人虞莽・淮、𤔲工虎孝・開豐父、琟人有𤔲荊・丂、凡十又五夫、正眉矢舍散田

とある十五人で、かれらは矢人有𤔲としてこの定界に立會つている。田・虞・彔・師氏・𤔲工などはそれぞれ冠稱する所在の地の職務であり、矢人・豆人・小門人・原人・琟人などはそれぞれの氏族名を以てよばれているものであろう。そのうち原・琟は上文の定界の記述中にみえる地名である。かれらは矢氏所領のそれぞれの經營地に有𤔲としてその經營管理に當るものであるが、同時にその土地に密接な利害關係をもち、この移讓の結果眉地の所有權が移されたのちにも、散氏との間にその私屬關係を繼續することがあつたのではないかと思われる。單なる立會人としては、合せて十有五夫などとよばれるこの身分のものが列名でここに記錄される理由が十分でない。從つてこの土地移讓は、いわばその總體的所有の關係のままで上位所有權のみが移動するものと解される。ただそれは東方の封建諸侯にみられる所在氏族の總體的所有の關係とはいくらか異なり、陝西庶殷の入植後にその經營過程を通じて私屬關係が形成された一種の管理形態であるから、有𤔲と總稱されているのである。

散氏側の有𤔲としてこの定界に立會つたものは

𤔲土屰寅・𤔲馬單𩛥、䣄人𤔲工騋君・宰德父、散人小子眉田戎・𢼸父・效果父、襄之有𤔲橐・州

亯・焂從鬲、凡散有嗣十夫

の十人である。單に嗣土・嗣馬と稱するものは散氏所領の全體を管理するもの、䚄人嗣工・宰などはその地域での職である。散人小子眉田は小子の稱が殷では王族出自の身分的稱號であることからいえば、散伯の小子にして眉の甸の職にあるものであり、散氏の田土が矢氏の眉の所領と相接していることが知られる。榜示の地域がかなり著しい矩形をなすとみられるのも、その所領の境界に出入があるからであり、紛爭もそのために生じ易かつたのであろう。襄も散氏所領の地で、その有嗣として橐・州亯・焂從鬲が定界のことに參加している。いずれもこのたび移譲の土地に隣接するなどの利害關係を有するものであろう。

　このうち焂從鬲は厲王期の鬲從盨・鬲攸從鼎の作器者と同族の關係にあることは確實である。その盨では皇祖丁公・文考叀公の盨を作り、銘末に乂形の圖象標識を付し、鼎銘においても皇祖丁公・皇考叀公の器を作るという。すなわち東方系出自の氏族であることが知られ、おそらくはじめ陝西に入植して散氏に從つたものであろう。

　散氏を散宜生の後とし、また大散關・大散嶺の散と關係があるとする舊說の當否はしばらくおくとしても、散氏の自作の器とみられる散姬鼎によつて散氏が姬姓の族であることが知られ、また散伯と稱する數器がある。散伯段銘に「散伯乍矢姬寶段、其萬年永用」とあり、器は媵器にして散・矢の兩家は通婚の關係にあることが知られ、また從つて矢氏が姬姓でないことも明らかである。近出の扶風莊白大隊の散伯車父諸器もおそらく散氏の器とみられ、その本貫の地は扶風にあつたようである。

　矢氏の器に矢王鼎というものがあり、その方鼎の蓋のみを存する。匽郭にめぐらした鳥文は長身にして尾部上卷、地に雷文を埋める古色ゆたかなもので、矢王觶とともに前期に屬する器制である。穆王期の小字緊湊體の銘文をもつ同卣に「隹十又二月、矢王易同金車弓矢、同對揚王休、用乍父戊寶隮彝」とあり、同は東方出自の族である。このように昭穆期に至つて陝西王畿のうちにありしかも王號を稱する矢は、殷系の同をその家臣としていることから、庶殷のうちでもよほどの貴戚と考えられる。寶雞からは兩柉禁など鬱然たる殷周期の彝器が出土しており、この寶雞・郿縣の地は周初に多く庶殷を移した地である。そして散氏に屬した焂從鬲、矢王に屬した同のようにその私屬にしてすぐれた彝器を殘しているものもあり、その地の經營の發展とかれらの富裕を知ることができる。同が矢王に屬するのはともに殷系にしてもとよりの主從の關係であろうが、東方の出自と思われる焂從鬲が姬姓の散氏に屬しているのは、殷系の諸族が入植のとき必らずしも一處に集住せず、各地に割裂分散されたことを示すものであろう。また散氏の私屬であつた焂從鬲がのち厲王期の鬲從盨・鬲攸從鼎の作器者として豪族化している事實は、この地における諸族勢力の消長が甚だしく、その社會關係も夷厲期において極めて流動的であつたことを意味していよう。それは主としてその經濟力の消長に由ることであり、また經濟力の消長には政治的社會的な條件が強く作用していたと思われる。夷厲期における政治的社會的不安定と貴族社會の崩壞は、このような陝西地區の大土地所有的經濟の進行のなかで急速な展開をみせるのである。

二、夷厲期の廢壞

孝夷期には王室の諸經營地擴大の傾向が著しいが、また豪族による王室經營地の簒奪のこともあつたようである。豪族の富强については、たとえば卯𣪘のように、王室と同樣の廷禮によつてその家臣に册命する陪臣册命の例がみられることも注意すべきであろう。卯𣪘は孝夷期の燮伯諸器の一で、燮伯が卯にその私領の管理を命ずる內容のものである。(補注五)

隹王十又一月既生霸丁亥、燮季入右卯、立中廷、燮伯乎命卯曰、䛕乃先且考、死嗣燮公室、昔乃且亦既命、乃父死嗣𦎫人、不盄、取我家寀用喪、今余非敢夢先公又徣𨓚、余懋爯先公官、今余隹命女、死嗣𦎫宮𦎫人、女毋敢不善、易女𤔲章四・瑴・宗彝一・將寶、易女馬十匹・牛十、易于乍一田、易于宦一田、易于隊一田、易于𢦏一田、卯拜手頁手、敢對揚燮伯休、用乍寶𨟭𣪘、卯其萬年、子〻孫〻、永寶用

𦎫宮𦎫人とはかつての𦎫京辟雍の諸宮廟に奉仕していた徒隷の屬であろう。それはいま燮伯の私領私有となり、しかも卯はその祖考以來その管理を世襲的に命ぜられているのである。器を孝夷期とすれば卯の祖考は共懿期にあたるはずである。𦎫京辟雍は昭穆期に至るまで周の神都としてその祭祀儀禮の行なわれていたところであるが、おそらく辟雍が鎬京に遷されてのちはその舊施設がそのまま燮伯の領するところとなつたのであろう。この卯に對する任命は廷禮と同じ形式で行なわれ、𤔲章などの禮器のほか馬牛十、また四箇所にわたる田土が與えられている。このように田土所在の場所をいうのは、必らずしも一夫一田のときの一田とは同じでなく、一定の經營規模をもつ田邑を單位とするものとみるべきであろう。それでなくては一夫一田のものを數所に散在的に所有しても經濟的にあまり意味のないことである。同樣の例が大克鼎にもあり、「易女田于埜、易女田于渒」など七箇所にわたる田土の賜與をいい、一筆ごとに語を改めている。それはかりに田莊というほどのものではないとしても、鬲從盨に「復友鬲从其田、其邑……」としてそれぞれ邑名をあげ十又三邑と稱するものと同じく、田とは田邑の意であろう。のち春秋期に入つては齊器の𬭚鎛に「侯氏易之邑二百又九十又九邑」、叔夷鏄に「其縣三百」とあり、田・邑・縣は名を異にするも、それぞれの用義において實質の近いものであることが知られる。卯𣪘ではその末文に燮伯の賜休に對揚する辭を加えているが、卯はすでに祖考より三代にわたつてその職事にあり、世襲譜代の關係にある。王廷における官職世襲は、層序的にその社會の上下の全體に及んでいるのである。

經濟力の擴大が限りなく追求される背景には、當時の軍事力がその重裝備のために多大の經費を要し、またその戰力を維持する上にも戰士たちへのクレーロス的なものを與える必要があつたのであろう。禹鼎において噩侯駭方への討伐が西六𠂤・殷八𠂤のような外人部隊では功を收めがたいことが明らかになると、武公は自らの戎車百乘・斯駭二百・徒千を禹に屬し、この戰力を中核とすることによつて噩侯討滅に成功した。武公は南宮柳鼎に右者としてみえる當時の權臣であり、禹はこの武公の下

に歴代臣従のものであるが、いずれも自らを邦家と稱する一國一城の君長たるものであることはすでに述べた。叔向父𣪘に婞姒の器を作っているから、その家は夏と同じく姒姓の族である。

夷王のときにはこの武公やさきの焚伯が實權者として執政に當り、敔𣪘三にはその十月に南淮夷を擊破した獻捷の禮を、王が成周にあるとき「焚伯之所」において行なっており、また十一月の告禽の禮も王が成周にあるとき武公が右者としてその儀禮がなされている。そのとき敔は圭鬲や貝五十朋の他に「易田于敜五十田、于早五十田」とあり、地名をあげてその賜田をいう卯𣪘や大克鼎などの例は、この五十田程度が單位とされているのであろう。またこれらの賜田が數所に分散しているのは、おそらくクレーロス的な性格のものであるかも知れない。大克鼎ではさらに「䝟易女井人奔于量」など逃亡者や臣妾の類を併せて贈與しており、これらはその分賜された田土に屬して使役されたものと思われる。

孝夷期におけるこのような豪族勢力の伸張は、やがて僭主的な勢力にまで發展して、王室の權威も危殆に瀕する狀態となる。夷王即位のときに堂下の禮を執ったというごときも、その端的な事例であるが、豪族專恣の結果はついに厲末に王の出奔という未曾有の事態を招く。夷王の在位は金文の示す曆譜によって推算すると三十九年を下らず、厲王朝は史記本紀にいう三十七年說が金文の曆朔上も妥當と考えられる。この二王七十六年の間が王室陵夷、豪族跋扈の時代であり、厲王の奔彘によってついに共和の時代を迎える。

いわゆる變雅の詩篇、その政治詩・社會詩に屬するものは、概ね夷厲期のものと考えてよい。二雅の詩はそののち宣王期に加えられた尹吉甫の作などの若干篇に餘光を揚げるが、貴族社會の秩序を示す祭事詩や儀禮詩が洋々たる雅聲を響かせていたのはおそらく孝夷期までのことであり、夷厲期の崩壞を迎えて變雅の詩はこれを儀禮に用いて弦歌に施すべきものでなく、これらの詩篇が生まれた社會的基盤はすでに正雅詩篇のそれとは異なるのである。そのとき西周の政治的社會はその內部矛盾によって分裂し對立し、詩篇は反對派攻擊の有力な手段として用いられた。ときには「作此好歌　以極反側」小雅何人斯第八章「雖曰匪予　既作爾歌」大雅桑柔末章という呪詛の歌も作られている。歌とは呪歌である。詩はこのように現實の政治の直接の反映であり、鬪爭の方法であった。從って詩篇によってこの時期の政治や社會・思想を考えるとすれば、その資料は極めて豐富である。

ただ金文資料を主として西周史の再構成を試みようとする本稿の課題からは、いま詩篇の分析にまで十分に立入ることはできない。ただここで一事指摘しておくとすれば、この混亂のなかで西周期社會を繁榮に導いた最も强い紐帶である氏族的秩序の上にも、破綻が及んでいるということである。正雅の詩篇や冊命形式金文にみえる秩序への信賴と倫理の喪失は、變雅の詩には至るところに强調されている。端的には盜や行邁の跋扈がそのことを示していよう。氏族的秩序からの離脱者は盜または行邁とよばれる。小雅巧言に「君子屢盟　亂是用長　君子信盜　亂是用暴　盜言甚甘　亂是用餤」第三章とある盜は尋常寇盜の類ではなく、族盟に違うものをいう。また行邁は雨無正に「如何昊天　辟言不信　如彼行邁　則靡所臻」第三章、小旻に「我龜既厭　不我告猶　謀夫孔多　是用不集　發言盈庭

誰敢執其咎　如匪行邁謀　是用不得于道」第三章 というように、族外への亡命者を意味する。そしてかれらの發言は族內の發言よりも有力とされ、人びとはいよいよ相互不信を深め譖毀をおそれた。四月の末章に「君子作歌　維以告哀」という。その君子は「盡瘁以仕　寧莫我有」同第六章 と歎く没落の舊臣である。

繁榮期の貴族社會は、その氏族秩序の基本に倫理觀をおいた。小雅常棣には「妻子好合　如鼓琴瑟　兄弟既翕　和樂且湛」第七章という和樂にみちた生活が描かれている。金文にも懿王期の虘鐘一に「虘乍寶鐘、用追孝于己伯、用享大宗、用濼好賓、虘眔蔡姬、永寶、用卲大宗」といい、虘鐘二にも「虘眔蔡姬、永寶」と夫婦の名を列ねている。夫婦愛を示す表現は、一般に中國の貴族的社會では稀有のことである。夷王期と思われる士父鐘にも「士父其眔□□萬年、子〻孫〻、永寶、用享于宗」とあつてもと夫妻連名であつたが、その妻の名は何ゆえか删りとられている。祭器の銘として殘すにふさわしくないとされる何らかの事情が後に生じたのであろう。

また器銘の末文に趞曹鼎一・二「用鄉倗咨」、克盨「隹用獻于師尹倗友婚遘」、㸚伯段「用孝宗廟、享夙夕、好倗友雩百諸婚遘」のように倗友婚遘の和親を說くものも、共王より夷王期までのものに多い。倗友とは同族者をいう語である。このような銘辭は厲王期以後の西周器には殆んどみえず、ただ杜伯盨に「其用享孝于皇申且考于好倗友」の語がある。その器をもし宣王期とすれば、宣王に殺されて幽鬼となつたという說話を傳える人であるが、器の字様などからみてもう少し時期の遡るものかも知れない。宣王期の琱生段一・二は琱生と同族關係をもつ召伯虎との間に生じた財產權紛爭の問題をしるすもののようである。夷王期には僭主的な豪族勢力の擡頭によつてその政治社會が混亂し、專權と抗爭との間にその社會は崩壞を早めてゆく。そして同時にその貴族社會の秩序と繁榮をもたらした倫理規範も失なわれて、人間關係は荒廢に陷る。それを救うものは秩序の回復であり、新しい倫理規範の樹立のほかにはない。そのために文武肇國の精神に復歸しようとする復古的傾向が、この時期において强められる。孝夷期より共和期にわたる金文に文武の受命をいうものがみえ、詩篇にも文武の創業を回顧するものにこの時期のものが多い。孝王十七年の詢段、夷王九年の㸚伯段や師克盨にその志向がみえ、天威降喪をいう禹鼎・毛公鼎などにはしきりに文武創業の精神を强調するが、西周はこの緊張した危機感のうちになおしばらくその餘命を保ちえたのである。

三、共和期前後と西周の滅亡

厲王については周本紀に王が好利の榮夷公を用い、これを譖毀するものを衞巫をして密告させ、ついに大壞を招いたとする國語周語の文を載せている。榮夷公を近づけることを諫めた芮良父の言に「夫王人者將導利而布之上下者也、使神人百物、無不得極、猶日怵惕、懼怨之來也、故頌曰、思文后稷、克配彼天、立我蒸民、莫匪爾極、大雅曰、陳錫載周……今王學專利、其可乎」と周室創業の詩を回顧するのは說話的傳承に過ぎないとしても、なお當時の危機意識とその克復への志向に合うところがある。しかしまたこの期の金文には王命によつて田土を轉賜する例がみえる。十二年大段二に「王

乎吳師召大、易趞嬰里、王命善夫豖、曰趞嬰曰、余既易大乃里、嬰賓豖章帛束、嬰令豖曰天子、余弗敢歠、豖以嬰、頫大易里、大賓豖訊章馬兩、賓嬰訊章帛束」と王命によつて田土を大に轉賜することをいう。大は大鼎によると王の親衞であり、馬卅二匹を賜うて刺考己伯の祭器を作つている王の寵臣である。土地の紛爭事件も頻繁であつたらしく、二十五年鬲從盨には鬲從の提訴によつてその十三邑を提訴者に返還させることを命じており、三十二年鬲攸從鼎には、攸衞牧が鬲從の田牧を横領したことを提訴し、虢旅の審判によつて鬲從にその租を返還し、陳謝のため田邑を分與することが命ぜられている。鬲從は銘末に鬲攸從と稱しており、提訴された攸衞牧はその一族であるらしく思われる。鬲從盨には銘末に𠂤形の圖象標識があり、また兩器とも皇祖丁公の器を作るもので、もと陝西の地に入植した殷系の氏族とみられ、その名は散氏盤の田邑有嗣のうちにみえる。孝王期にはなお微弱な土地管理者にすぎなかつたものが、厲王期にこのような廣大な土地經營者としてあらわれるのは、下尅上的な風潮がこの期には盛んであつたからであろう。このような新しい大土地所有的經營者の勃興によつて、周の譜代的な戰士階級の自立は次第に困難となり、王室は大族の親衞に依存してその安全をはかるほかなかつた。詩の小雅祈父「祈父　予王之爪牙　胡轉予于恤　靡所止居」第一章という三章の詩は、このような沒落戰士たる舊臣の歎きを歌うものである。爪牙は親衞の意で、師詢設に「乃聖且考、克差右先王、乍厥爪牙、用夾𤸫厥辟」のように金文にもみえる語である。祈父にみえるような舊臣の沒落によつて、厲王の奔彘を待たずして周王室はその存立の基盤を失いつつあつた。

古本竹書紀年には厲王の記事とみるべきものなく、今本には

元年、作夷宮、命卿士榮夷公落　　楚人來獻龜貝　　三年、淮夷侵洛、王命虢公長父征之、不克
八年、初監謗、芮良父戒百官于朝　　十一年、西戎入于犬邱　　十二年、王亡奔彘、國人圍王宮、
執召穆公之子殺之　　十三年、王在彘、共伯和卽于王位、號曰共和

の諸條があり、三年の文は後漢書東夷傳に「淮夷入寇、王命虢仲征之、不克」とみえ、それは古本によるものかと思われる。虢仲の南征は虢仲盨に「虢仲以王南征、伐南淮夷、在成周」とみえるが、その器は夷王期に屬するようである。すなわち厲王期の史實とすべきものは、史記の本づくところの左傳や國語の記載の他に殆んど據るべきものがない。金文においても當時の社會事情に關する記述をもつものは十二年大設・十五年大鼎・十六年[補注六]伯克壺・成鐘、土地の係爭事件をしるす二十五年鬲從盨、三十二年鬲攸從鼎などがあるのみであるが、そのうち十六年伯克壺にみえる僭主伯大師のことが注意される。壺銘は「隹十又六年七月既生霸乙未、伯大師易伯克僕卅夫、伯克敢對揚天右王伯友、用乍朕穆考後中障壺」とあり、その對揚の辭に伯克は伯大師を「天右王伯」と稱している。器は岐山の出土と傳えるもので、伯克は克氏に屬するものであろう。岐山の大族である克氏が天右王伯と稱する伯大師は、おそらく僭主ともいうべき勢家であつたとみられるが、その何びとであるのかは明らかでない。克氏に對して僕卅夫を賜うており、多數の衆僕を擁する富裕の家であろう。夷王期に左右虎臣を率いて王の親衞であつた克氏は、このとき伯大師の家臣的な地位にある。實力者の交替のはげしい時期であつたようである。その激動のすえに厲王はついに王都を棄てることとなるが、厲王の奔彘については追放說と出奔說とがある。いずれにしてもそれより王位の曠缺する事態となる。

厲王の在位年數は金文の曆朔よりして三十七年說を正しいとすべきであろう。その奔彘のとき太子靜、のちの宣王はなお幼弱であり、これを王宮に圍んで殺そうとする國人の手から太子を護つた召穆公は、その子を犧牲としたという話が國語にも今本紀年にもみえている。孝夷より後の繼統の次第や厲王在位の年數から考えると、このとき太子がなお幼弱であつたというのは年齡計算の上からも不自然なことであり、あるいは太子靜は厲王の晩年の子で、その立太子に問題があつたのかも知れない。すなわち王室內部に繼統上の紛糾があり、この立太子問題が國人の憤激を招いたのであろう。この際の國人の怒りにみちた行動は、そのように解するのでなくては理解しがたいからである。政爭はその閨閥に及び、國人をも捲きこんでいる。奔竄の地として都を遠く離れた彘がえらばれているのも、背後に閨閥の關係があるのであろう。

奔彘後の王位曠缺の間に共和の政が行なわれた。いわゆる共和については共伯和即位說・周召二公輔相說・諸侯共和執政說などがあり、そのことはすでに通論篇に述べた。共伯和說は紀年をはじめ秦漢の諸書に多く傳えるところであるが、その進退は說話に類しており、また周召二公輔相說は詩の二南の地が周初以來の二公所領の地で、西周期を通じて二公輔相のことがなく、その說は東遷以後の事實によつて立てられたものであろう。また諸侯共和のことも金文にはみえず、金文にはこの時期の執政者とみられるものが前後に相ついであらわれている。師獸𣪘・師嫠𣪘に名のみえる伯龢父・師龢父は父子であるらしく、また毛公鼎の毛公などがそれであり、その文辭には共通して時局への危機的意識と王室の輔弼を依囑する優渥の語を列ねており、これらの有力者によつて一時事態の收拾が圖られたことを知りうる。共伯和說はあるいは伯龢父・師龢父のことが誤り傳えられたものであるかも知れない。龢父には特に僭主的な行爲があつたらしく、たとえば師兌𣪘一・二は師龢父の佐胥を命ずる册命をしるすものであるが、第一器の廷禮にみえる右者同仲は幾父壺においてはその西宮儀禮の際に幾父に「示犇六・僕四家・金十鈞」を賜與し、幾父はこれに對して「對揚朕皇君休」と稱している。龢父の副官たるものがその臣從から朕皇君とよばれているとすれば、伯龢父は伯克壺に天右王伯とよばれる伯大師のような地位にあつたとも考えられ、さらに一歩を進めて龢父を伯大師とする推測も不可能ではない。師獸𣪘によると伯龢父には宛然王侯の趣があり、師獸もまた龢父を皇君と稱している。

　隹王元年正月初吉丁亥、白龢父若曰、師獸、乃且考又𤔲于我家、女有隹小子、余命女死我家、[illegible]嗣我西隔東隔僕駿百工牧臣妾、東裁內外、毋敢否善

王室の廷禮册命と殆んど異なることのない文辭を用いており、兵器や鐘磬の類を賜與して「敬乃夙夜、用事」と命じ、師獸はこれに對して「獸拜稽首、敢對揚皇君休、用乍朕文考乙仲䵼𣪘」という。これらの「皇君休」は單なる臣從關係を超える意味を含むものとみられ、殆んど王侯に對する態度である。師獸𣪘の日辰は共和元年の曆譜に合う。

このように僭主的な豪族が時政を執りながらも、なお王室の命脈を維持することができたのは、王室を名目的にも維持することがその利益に合すると考えられたからであろう。王位曠缺の際であるから簒奪の機會がなかつたわけではないが、この混亂した社會とその政治を收拾しうるほどの實力者も

なく、そのため共和は伯龢父・師龢父の二代を以てその政を終つている。また北方の冀西では新興の晉がすでに領土國家的な發展を示しており、北西の玁狁は東南の淮夷と呼應して反攻の機會をうかがつている。畿內の諸豪も無爲に抗争をつづけているわけにはゆかない。とりあえず南北の侵寇の脅威を除去することが、かれらの自存のためにも緊要のことであつた。

周本紀には宣王即位ののち周召二公が輔相して文武成康の遺風を回復し、諸侯また周を宗として王朝の秩序も回復した。十二年に魯の武公が來朝したが、宣王が藉田千畝の禮を修めずして中興の業はまた衰え、三十九年姜氏の戎と戰つて千畝に敗れ、南國の師を失なつたという。古本竹書紀年には

四年、使秦仲伐戎、爲戎所殺、王乃召秦仲子莊公、與兵七千人、伐戎破之　三十年、有兔舞鎬　三十一年、王遣兵伐太原戎、不克　三十三年、有馬化爲狐　三十六年、王伐條戎奔戎、王師敗績　三十八年、晉人敗北戎于汾隰、戎人滅姜侯之邑　三十九年、王征申戎、破之

などの記事があるが、馬が狐に化するなどなお荒誕な話を混えている。今本紀年には元年に田賦を復し、二年太師皇父・司馬休に命を賜い、三年西戎を伐ち、四年韓侯來朝、五年尹吉甫が玁狁を伐つて太原に至り、方叔が荊蠻を伐ち、六年召伯虎が淮夷を征し、また王自ら皇父・休父を率いて徐戎を淮に伐ちこれを震驚せしめ、七年謝城を築いて申伯に命を賜い、樊侯仲山甫をして齊に城きづかしめ、八年初めて室を成し魯の武公來朝、九年諸侯を東都に會して甫に狩し、二十二年王子多父を洛に居らしめ、二十五年の大旱に郊廟に祈つて效あり、二十九年初めて千畝に藉せず、三十二年魯の伯御を殺して孝公に夷宮に命じ、三十三年太原の戎を伐つて克たず、三十八年條戎・奔戎を伐つて敗れ、三十九年千畝に姜戎に敗れ、四十三年杜伯を殺すなどの記事がある。このうち外征の成功をいうものは殆んど詩篇によるものであるが、史記には詩篇による記述が一條もない。金文資料によると五年兮甲盤に兮甲が王に從つて玁狁を伐ち折首執訊の功あり、さらに命ぜられて成周四方の賚を治め、南淮夷に至つて貢賨進人を徵しており、今本にいう吉甫の玁狁討伐、方叔の荊蠻遠征の記事と對應する。兮甲盤にいう兮伯吉父が詩篇の尹吉甫であることは疑がなく、尹吉甫の作であることの明らかな大雅崧高・烝民、また詩序に吉甫の作とする韓奕・江漢などもその詩であろう。兮甲盤は殆んど全文にわたつて韻をふむ詩的な銘文であり、詩の大雅江漢の末三章が彝銘の文を詩句の樣式に整えたものであることはすでに述べた。

今本紀年の記述は宣王中興の業の赫耀たる成功を示すようであるが、金文を資料として考えると、十二年の虢季子白盤の玁狁討伐、翌十三年かと思われる不嬰𣪘の玁狁に對する克捷よりのち、近年に至つて逨鼎二器・逨盤一器が出土し、盤には肇國以來のことを概括する文がある。(補注七)

周本紀にしるす宣王の事蹟については失德のことが多いが、そのうち「不脩籍於千畝」、「宣王既亡南國之師、乃料民於太原、仲山甫諫曰、民不可料也、宣王不聽、卒料民」の二條は注意すべき記述である。ただこれらはいずれも國語周語によるもので巫史の傳承とみられ、その史實性は確かめがたい。藉田の禮は金文には令鼎ののちにはみえず、𢦏𣪘では𤔲土たる𢦏にその官司が命ぜられており、穆共期にはその神領田はすでに王室の經營地であつたらしい。また太原料民のことも周語に仲山父がこれを諫めている話があり、「王治農於藉、蒐于農隙、耨穫亦於藉、獮於既烝、狩於畢時、是皆習民數者

也、又何料焉」といい、また「無故而料民、天之所惡也」として周の滅亡を豫言している。そのころ外敵攻伐のことが多く料民賦兵のことが頻繁に行なわれたのであろう。太原は詩の小雅六月にみえる陝北の地で、詩の豳風には周の故地である豳の滅亡直前の姿が歌われている。

宣王期を王政中興の時代とする詩・竹書說は、これを衰亂の時期とする國語・史記說と明らかに對立する。崔氏の豐鎬考信錄卷七にそのことを論じていう。

余考宣王之事、據詩則英主也、據國語則失德實多、判然若兩人者、心竊疑之、久之乃覺其故有三、詩人之體、主於頌揚、然大雅之述文武者多實錄、而魯頌閟宮篇、則專尙虛詞、荊舒是懲、莫我敢承、僖公豈足以當之、此亦世變之爲之也、宣王之時、雖尙未至是、然亦不免小事而張皇之、城方封申、亦僅僅耳、而其詞皆若威震萬里者、是詩言原多溢美、未可盡信、其故一也

第一に詩人の體は頌揚を主とするもので必らずしも實錄としがたく、第二に國語は諫君料事の書で「必本失其道之事言之、非宣王之爲君盡若是」とし、第三には「古之人君、勤於始者多、勉於終者少」、その例として梁の武帝、唐の玄宗の故事をあげ、「宣王在位四十六年、始勤終怠、固宜有之」と論じてその盛事は王の初年に在り、晚年の失政が幽王十一年にして東遷の因をなしたとし、「由是言之、詩固多溢美、國語固專紀其失、要亦宣王之始終本異也」という。しかし宣王初年の外征の成功は、夷厲期以來の陝西豪族の自己保存的行動の結果であり、その末年においても、一時の危急を脫した豪族間の抗爭の再發が、ついには西周滅亡の因を爲したとみるべきであろう。

周本紀に幽王二年に三川竭き岐山崩るるという大地震があり、翌年王は褒姒を得てこれを愛し、その子を立てるため太子の母申后を廢して申侯の怒を招きついに滅亡に至つたことを、周語の說話によつて說く。この時期の記述についても史記には依然として物語性が強く、殊に褒姒を龍の遺精の化身とするなど荒誕な說話に興味を移している。

幽王期の金文としては三年柞鐘があり、銘に「隹王三年四月初吉甲寅、中大師右柞、柞易戠・朱黃・鑾、嗣五邑甸人事、柞拜手、對揚中大師休、用乍大薔鐘」という。これは王廷の册命でなく仲大師がその私臣に命ずるもので、「五邑甸人事」を管理することを命じている。すなわち幾父壺と同じく私臣册命の例であるが、幽王期の紀年銘としてはこの鐘銘があるのみである。仲大師は伯大師というのと同樣の名號であり、時期により人によつて伯・仲の區別を付しているのであろう。五邑の名は共和期の師兌設一に「疋師龢父、嗣左右走馬・五邑走馬」とみえ、王室經營地として最も重要な田邑であり、その直屬軍の扶養地でもあつたらしく、師龢父の佐胥として師兌が特命を受けている。また厲王期の鄭設にも「隹二年正月初吉、王在周卲宮、丁亥、王各于宣榭、毛伯內門立中廷、右祝鄭、王乎內史册命鄭、王曰、鄭、昔先王既命女乍邑、覣五邑祝、今余隹 䜌 賣乃命」とあり、そこには特に祭祀官がおかれている。おそらく葊宮葊人・康宮王臣妾百工のような神殿經濟的なものから、詢設にいう邑人虎臣諸夷によつて構成される經營地などの、最も發展した形態のものであろう。

その王室經營の中核であつた五邑甸人が今は仲大師の私領と化し、その支配を命ぜられた私臣柞は四器全銘・三器分銘・一器無銘の編鐘を作つているのである。仲大師主從の富强を知ることができよう。柞鐘は扶風齊家村から幾父壺・仲義父諸器など三十九件の器群として坑藏されていたものである。

岐山・扶風の諸村から出土する大量の器群は何れも坑藏の器で、それはおそらく早率の際に急遽坑藏埋匿されたものとみられる。幽王期の器を含むものがあることからみて、その坑藏品はおそらく東遷の際にとりあえず坑中に埋匿され、他日の再掘を期したものであろうが、その地は再び回復されることなくして今日の發掘を待つこととなつた。周の東遷が犬戎等の侵寇によつてその顚沛の間に行なわれたものであることが知られる。周室の命運は夷厲の大壞、殊に厲王の奔彘によつて殆んど決定的となり、その後は陝西豪族の餘勢によつてしばらくその地を保つたが、豪族間の內部抗爭のうちに諸戎の侵寇を招き、かれらはその寶器を奉ずる遑もなく大去を餘儀なくされたのであろう。夷厲期以後の彝器が比較的豊富に遺存するのは、このような坑藏品の大量出土によるものであるが、それはまた西周滅亡の消息を今日に傳える貴重な資料である。

もとより今遺存する彝器は當時製作の器の極めて一部に過ぎぬものであり、また從來出土後に毀滅を受けたものも少なからず、なお地中にあつて發掘を待つものも多いであろう。從つて現存の金文資料による西周史の再構成に十分な成果を期待することはなお困難であるとしても、しかし同時資料としてのその絶對性からいえば、部分もなお全體の一部としてその史的樣相の復原を可能にするであろう。以上の素描は現存資料によるその可能性の試みにすぎないが、なお問題の具體化に役立つところがあろうと思う。

周王朝の經營は、古代の王朝に共通してみられるように王畿と地方と、また外族との關係において內外に種々の緊張關係をもちながら發展し、王朝の內部はまた王室と貴族との矛盾的關係のなかで盛衰をたどる。その經營が殆んど土地經濟に依存し、流通經濟を發展させることもなかつたその閉鎖性のなかで、奴隷制も都市國家も十分に展開することがなく、また先進的な陝西王畿に比して一層緩漫な發展をつづけた東方列國の社會には、むしろ氏族的遺制が濃厚な遺存をみせている。周の東遷後には、その東方列國が領土國家として歷史の表面にあらわれ、新しい歷史の擔持者となる。西周と東周とは歷史的にも地域的にも相承接するものではなく、陝西王畿が異民族に侵奪されて西周社會が滅び、これに代つて、獨立的な東方の列國社會が殘されたという關係である。このような兩周期を社會史的に一時期として規定し性格づけようとすることが、その史的展開の上からいつて必らずしも適當でないことは容易に理解されよう。

農業經濟に依存しながら一大王朝を樹立したこの西周期社會は、古代の諸王朝のうちにいくらか類似の形態のものを見出すことも不可能ではない。たとえばマックス・ウェーバーの「古代農業事情」邦譯「古代社會經濟史」昭三七 東洋經濟新報社 に詳述されている古代國家の諸形態のうちに、若干の類似をもつものを指摘することができよう。しかし比較はつねにその全體を對象とすべきであり、部分はその全體のなかでのみ位置づけられるべきである。そしてそのような比較のためにも、まず西周期社會の構造をそれ自身の秩序のなかで把握し、組織することが試みられなければならない。その意味で西周期社會の研究は、むしろ安易な比較の方法を拒否しながら、金文資料等によるその構造の把握と分析とに向うべきであろうと思う。

西周期の金文はそのような史的再構成の資料としてなお限られたものであり、たとえば寶雞の[illegible]尊以來この十數年間の出土器によつても、なお從來の知見を補い改めうるところが少くない。おそらく今後の出土器によつて、ここに述べた素描もまたやがて改むべきところを多く生ずるであろう。しかし現存の金文資料がすでに西周期の斷代編年を可能にする狀態であることからいえば、今後の出土資料によつて補足されながら、より正確な史的再構成を試みる道はすでに開かれているのである。そのような今後の研究を用意するものとして、一應この要略をまとめておくのである。

*補注は六〇九頁を參照。

昭和五十二年十月印刷發行
平成十二年三月二版發行

發行所　神戸市東灘區住吉町
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市南區上鳥羽鴨田二九
中村印刷株式會社

白川 静

金文通釈 四八

補釈篇

白鶴美術館誌

第四八輯

夔鳳直文筒形卣

財団法人 白鶴美術館発行

補一、⿰犭可尊

器名　何尊馬承源　張政烺

時代　「西周初期」文物・一九六六・一「公元前十一世紀的後半期、成王親政後五年」唐蘭

出土　「寶雞市博物館于一九六五年九月三日、在寶雞市龍泉巷金臺人民公社、徵集得銅尊一件、這件尊是寶雞縣賈村原公社賈村大隊第二小隊社員、于一九六三年在崖上取土時發現的」文物・一九六六・一

著録

器影　文物・一九六六・一・四　又・一九七六・一

銘文　文物・一九七六・一・六二

考釋　「⿰犭可尊銘文解釋」唐蘭、文物・一九七六・一　「何尊銘文初釋」馬承源、同上　「何尊銘文解釋補遺」張政烺、同上

器制　「器形、方形圓角、下附圈足、口圓外侈、狀如喇叭、通高三九糎、口徑二八・六糎、腹圍六一・六糎、自口沿至腹底、有四個鏤空脊棱、把器物分成四等分、通體有花紋、口沿下、以四個脊棱爲中綫、有四個蟬紋、再下爲四個蠶紋、蠶身卷曲成横S形、體前段有横山字和正山字形紋、腹上紋飾分上下兩部分、上部以兩個對稱的脊棱爲中綫、有兩個大饕餮、

圜器腹一周、饕餮的眼・眉・鼻・口・角均突出器外、狀如浮雕、角有節、卷曲成渦紋形、角尖部分鏤空、高高翹出外面、角下爲兩道粗眉、象新月一樣貼在上邊、眼珠突出、中心有小圓孔、下部亦爲饕餮紋、形狀大體和上部分相同、惟略粗糙、幷較小一些、器周身底紋爲細雷紋與三角雷紋、圈足光素、无紋飾」文物・一九六六・一

器制文様は祖乙尊通考・四九九 故宮・上・一〇二に最も近く、部分的な文様の相違を除けば、令尊・臣辰尊などもその系統のものである。

⿰犭可尊

銘文

「最近發現器底內有銘文十二行、一百二十二字」唐釋 「最近在清除這件尊的部分有害銹時、發現內底有幾個字、當即進行全面除銹、尊底原有破孔一處、損傷三字、現存銘文十二行一百十九字」馬釋

隹王初鄹宅于成周、復□珷王豐福、自天、才四月丙戌、王誥宗小子于京室曰、昔才爾、考公氏克逨玟王、肆玟王受茲[大令]、隹珷王既克大邑商、則廷告于天曰、余其宅茲中或、自之辪民

王の成周遷都に當つて、武王克殷の際の武王の志を、ここに履行するものであることをいう。王はおそらく成王であろう。鄹について馬釋に鄹の本義は說文

に「升高也」というも、通訓定聲に左傳襄六年「堙之環城、傅于堞」と公羊宣十五年「乘堙而闚宋城」の堙の本字とする說を是とし、鄩は堆土造城の義であり、成周作邑のことをいうものとする。

また張釋に、銘文のいうところは書の召誥・洛誥にいう「相宅」のことにあたり、相は省、省と䙴と聲相近くして通假の字であるとする。䙴を升高と解するのは、僊去の義より引伸するもので、䙴は神戸を奉ずる象。遷はもと神戸・神廟を遷すことを意味する。ゆえに遷都・遷國の義ともなるが、本來は遷宮、宮を奉じて遷るものであるから鄩宅という。從ってすぐつづいて、武王の祭祀のことに及ぶのである。成周造營のことは書の洛誥にみえ、はじめ新邑と稱した。ここに成周というのは、王の遷宅によって改稱するものとみられ、文は作邑のことをいうものではない。また召誥・洛誥にいう「相宅」は庶殷に對して誥命を發するための式場の設營をいう。この尊銘の當時、新邑はすでに建設せられていたが、ここに至ってこれを國都とする議が起ったのであろう。それはおそらく東方經營上の必要によるものであろうが、久しからずしてまた宗周の地が國都となったことは、周初の三都關係の諸器によって知りうるのである。

复下の字を唐釋に亯にして㐭の初文とするが、拓影が明らかでない。馬氏は缺釋。武王に對する祭儀をいうものであるらしく、豐福も儀禮の名であろう。豐は麥尊・大豐毀の大豐の義とみられ、ここにいう祭祀は大豐毀の儀禮と關係があるようである。武王を珷に作るものは、初期では宜侯夨毀・德方鼎・大盂鼎などの例がある。

「自天」を唐釋に「福自天」とし、「周成王開始遷都成周、還按照武王的禮、擧行福祭、祭禮是從天室開始的」と解するが、この構文は德方鼎の「王才成周、征珷禶、自蒿」というのに似ている。

天とは大豐毀の天室であろう。

大豐毀に

乙亥、王又大豐、王凡三方、王祀于天室、降、天亡又王、衣祀于王

とみえ、その儀禮は天室で行なわれている。唐釋は「天是天室、詩經下武說、三后在天、就指天室、大豐簋說、王祀于天室、降天亡尤、降天就指從天室下來」と說くも、唐氏が「亡尤」と釋する尤は、銘文中他に二見し、みな又と釋すべき字である。天亡は聞一多のいうように天姓の人と解すべく、古く天室の儀禮に與かる聖職の者に、天を氏號とするものがあったのであろう。この器の作者も、そのような人であると思われる。

异は近出の史䛐毀に「乙亥、王异畢公」とあり、傳世の故宮藏器の拓では字形が明晰でなく、多く賞と釋されていた字であるが、新出賀家村器銘によってその字は异であることが確かめられた。その唐釋考古・一九七二・五に書の大誥の釋文に「誥本亦作𢍏」とあるのを引いて、說文三上誥字の言・月・又に從う古文は异の傳寫の誤で异・𢍏は誥の古文とするのが正しい。字は玉篇収部に「𢍏、公到切、古文告」とみえ、空海の篆隷萬象名義は多く玉篇によるものであるが、「公到反、語也、謹也」とあることをも指摘している。またその字を雙手捧言、奴隷主の言を尊崇する義とするのは不要の說で、言とは神に誓約する神聖の語である。ここでは王の誥告をいう。

宗小子とは宗族の小子たるもの、その子弟をいう。下文にみえる考公氏の小子たるもので、作器者

もその一人であろう。唐釋に「這裏、矧是做這件銅器的一個奴隷主貴族（實際鑄造者當然是奴隷）、他的父親是周文王的舊臣、幷且是周王朝的宗族、所以矧是宗小子中的一人」といい、作器者を周室宗族のものとみているが、その誥辭はむしろ庶殷に對する配慮を含んでおり、作器者は庶殷の一と考えられる。成周は庶殷貴游を集めて、これを控制統治するために作られた都邑であった。京室はおそらく令彝にみえる京宮のことであろう。令彝は周公の子明保が、成周においてその始政をなすときの發令の儀禮をしるすものであるが、この尊銘はそのような儀禮の先蹤をなすものであろう。唐釋にこの京室についていう。

這個京室顯然是在成周的宗廟、是祭太王・王季・文王和武王的地方、京是周國的舊名、詩經思齊說、思媚周姜、京室之婦、這個婦是文王的母親太任、而周姜則是文王的祖母太姜、由此可見京室的名稱、早就有了、到了武王滅殷後、薦俘馘于京太室、是在鎬京的宗廟、而到了詩經下武裏所說、三后在天、王配于京、那已經是成王所作的京宮了、成周有京宮、見作冊矢彝、又叫京宗、見西淸續鑑甲編的甲戌鼎（班殷）、根據此銘、它也可以稱作京室了

令彝は成周で行なわれた儀禮をしるし、その文中に京宮・康宮・周公宮の名がみえ、成王のときすでにこれらの諸宮があった。しかし京宮は宗周奠都ののちには宗周に遷されたらしく、その後の金文には所見がない。詩篇の時期は周初よりかなり下るものであるから、それによって成周京室の存在を證明しうるものではない。豳地や宗周の附近にも、京の名は存するからである。ともかくこの銘文中の京室は、成周京宮のことと解してよい。周の先公諸王を祀るところで、そこでこの誥命が行なわれているのである。

曰以下は王の誥命の辭。昔在以下を、唐釋に「昔在爾考公氏克逨玟王」とよみ、馬釋もほぼ同じ。爾を領格によむものであるが、二人稱の領格には乃を用い、文字としても爾は列國器に至ってはじめてみえる。かつその字は𠂤に作り、↑の左右に小點を加える。おそらく卜文にみえる𠂤と同字であろう。卜文の用義例ではその字は動詞に用い、ときに「在𠂤」後下・二一・一二のように地名にも用いる。その地の所在を確かめがたいが、殷王の行爲を卜するものであるから、當時殷の支配圏に屬した地である。從って文は「昔在𠂤」で一讀、「考公氏克逨玟王」とよむべきである。考の字は矧ではないかと思われるが、いま唐馬兩釋に從うほかない。考とは作器者の父を稱するもので、公氏は考と同位語。すなわち作器者の父は文王につかえ、文王の受命を致すに功勞のあったものである。

逨を唐釋に逨と釋し「逨字見長甶盉、單伯鐘等器、小臣謎簋的謎字、卽從此」というが、長甶盉の文は來の繁文、單伯鐘の「逨匹先王」は「克逨玟王」の義と合う。大克鼎の「諫辪王家」も、右旁は朿に從う形で逨辪の義とすべく、みな同義で輔弼をいう。それでその文を承けて「肆玟王受茲大令」と文王の受命をいう。またつづいて武王の克殷に及ぶのである。

大邑商は卜文にみえ、殷が自らその王朝を誇稱するときの語である。周書の諸篇に、召誥では大國殷、顧命では大邦殷と稱するのは、庶殷を對象とするときの語である。その意味でここに殷人の自稱であった大邑商という語を用いるのは、作器者の立場をも考慮したものとして注意される。

廷告の廷を唐釋に筳と解し、「廷疑當讀爲筳、離騷、索瓊茅以筳篿兮、筳篿是折竹卜」というも、ここで貞卜して告祭するともみえず、廷は字のままに讀むべきであろう。廷は廷上に祼して修祓する儀禮を示す字であり、神を迎える行爲をいう。告の字形は定かでないが、要するに天に報ずる祭儀をいう。天とは天室であろう。

「余其宅玆中或」の中國は、金文において初見。文獻には多く中土という。中國は南國・東國に對していう語である。この銘においては成周を中心とする地域とみてよい。その地はかつて殷の勢力に屬しており、周は西方に偏在する國であつた。

「自之玆辪民」を唐氏は「從這裏來治理民衆」と譯するが、玆は辪民にかかる語法である。玆彝・玆休・玆人のように用いる。辪は治、辟治の義のある字で、辪民とはここでは庶殷をいう。民とは被征服者を稱し、大盂鼎に「畯正厥民」、師訇段に「奕則殷民」というものはみな殷の餘裔をいう。自はおそらく用と訓すべきであろう。詩の大雅緜「自土沮漆」の傳、江漢「自召祖命」の箋に何れも「用也」とあり、書の皐陶謨「自我五禮、有庸哉」もその義である。金文にその例をみないが、詩書によつて古くその訓義のあることが知られる。特に書の召誥「王來紹上帝、自服于土中」の鄭注に「自用也」とあり、また下文に「旦曰其作大邑、其自時配皇天、毖祀于上下、其自時中乂、王厥有成命、治民今休」の自もみな用字の義であり、そのいうところもこの器の銘文に近い。召誥の文には、當時の誥命の語がなおかなり忠實に殘されているのであろう。

烏虖、爾、有唯小子亡戠、覭亐公氏有勳亐天、𢿊令、苟享𢦏、叀王龏德、谷天順我不敏

王の作器者に對する誥命の辭をいう。烏虖は班段・也段にもみえ、語端を改めるときの感動詞である。その次には多く人によびかける語を以て承け、爾はおそらく族名であろう。卜辭において地名の例があり、それはまた族名でもあつたと考えられる。それならば爾はもと殷系の氏族であろう。王は爾族の宗小子に對して誥命し、その宗小子の一人である何がこの器を作つている。何は爾族を代表する立場にあつたものとみられる。

有唯は又雖。師獣段に「師獣、乃且考又勳于我家、女有隹小子」というのは、「汝又雖小子」の意である。亡戠の二字は拓迹に不明のところがあるが、唐馬二氏はみな亡識と解する。「有勳亐天」の主語は公氏、何の皇考にして文王の受命を輔けた人である。𢿊は徹。説文に徹の古文として、𢿊に従う字を録する。徹命とは麥器にいう「遷命」「遷明命」、彔伯𢦚段の「惠𡆥天命」というのと同義であろう。主語の公氏はここまで貫到する。「苟享𢦏」とは、公氏の功を繼ぐことを命ずる語である。

叀王以下を唐釋に「叀唯王龏恭德谷裕天、順訓我不敏」と釋し、馬氏も同じ。しかし「王恭德裕天」は文義を爲さず、ここは王德を輔弼することを命ずる語でなくてはならない。叀は大克鼎に「叀于萬民」、毛公鼎に「叀我一人」とあり、この文では「叀王龏德」で句、下文の我も我一人の意であるから、「谷天順我不敏」で句となるところ。谷は欲、師訇段・毛公鼎には字を谷・俗に作る。文もまた師訇段「叀雝我邦小大猷、……谷女弗以乃辟圅于囏」、毛公鼎「𩛥夙夕、敬念王畏不賜、……俗女弗以乃辟圅于艱」とあるのと、文義同じ。師訇・毛公兩器のような後期の銘文の文辭が、この

ような初期金文にみえるのは、大盂鼎の文辭が夷厲・共和期の銘文に類似の表現をみるのと同じく、これら後期の文は何れも創業を回顧する意識の強い内容のものである。「欲天順我不敏」とは「欲女弗以乃辟圅于囏」というのと同じ。このことを以て狪に深く依囑する意である。

王咸弇、狪易貝卅朋、用乍□公寶尊彝、隹王五祀

上文の訓誥を終えたのち、狪に貝を賜い、よって器を作ることをいう。誥命は爾の宗小子たちに對してなされたものであるが、狪はおそらくそれを代表する立場にあつたものとみられる。もし同時に他の宗子にも賜與があるときは、令𣪘のようにその名をも録するのが例である。

狪の字形はなお確かでないところがあり、上文の爾下の考とよまれている字も、同形のように思われる。唐氏は狪、馬・張両氏は何と釋する。字形について唐釋に「狪當是歌的異體」という。その字は同𣪘「自淲東至于河」の河と同構で、河は水に従う。字形のままに狪と釋しておくが、ただ可の形を含まず、卜文の河とも字形を異にする。

貝朋の賜與は初期の金文に多く、受賜者は概ね東方殷系に屬するものである。狪も爾の地にあつた古族とすれば、もと殷に服事していたものとみられるが、文王作興のときより周に協力する態度をとつたものであろう。先公の名は一字不明。銘末に隹王五祀というのは殷式の紀年法であり、殷には祀という。おそらく成王五年であろう。私の試みた斷代によると、その四月の第十一日に丙戌の日がえられる。

訓　讀

隹王、初めて遷りて成周に宅る。復りて珷王を□（まつ）りて豐福し、天（室）よりす。四月に在り、丙戌、王、宗小子に京室に弇ぐ。曰く、昔爾に在りしとき、考（狪か）公氏、克く文王を速けたり。

肆に玟王、茲の大命を受けたまへり。

隹珷王、既に大邑商に克ち、則ち天に廷告して曰く、余は其れ、茲の中國に宅りて、之の辥民を自ひんと。

烏虖、爾よ、又小子にして識る亡しと雖も、公氏の天に勳ありて、命を徹せしを視て、敬しみて享せよや。

王の龔德を叀け、天の我が不敏なるに順ふることを欲す。

王、咸く弇ぐ。狪、貝卅朋を賜ふ。用て□公の寶尊彝を作る。隹王の五祀なり。

参　考

この器は寶雞出土の器で、出土後十年餘にしてはじめて器底に銘文のあることが知られ、一九七六年に唐蘭氏の釋と馬・張両氏の論考が發表された。五祀が成王の紀年とすれば、紀年銘をもつものとしては、克殷のことをいう武王期の利𣪘に次いで西周の第二器というべきもので、銘文の内容も成周への遷都をしるすきわめて重要なものである。

唐釋にこの銘文の重要な問題として、三點をあげて論じている。成周遷都は武王の意圖するところであつたこと、器は成王親政五年にして周公攝政七年と別の紀元のものであること、成周ははじめ新邑と稱したが、成王遷都のとき周公はすでに沒しており、この文中に周公に言及していないことの三點である。周公居攝説は洛誥の「惟周公誕保文武受命、惟七年」、及び文中の「稱秩元祀、咸秩無文」によるものであるが、その元祀の解釋には問題があつて、必らずしも本器銘によつて解決をなしうるものではない。書の周公關係文獻には、すでに若干の説話化が加えられているとみられるからである。馬氏は器銘を成周の造營をいうものとし、尙書大傳に周公攝政五年、成周を營むとしているのを本器の五祀と同年とし、從つて成王の紀年は周公居攝の年を含むとする。居攝五年はまた成王五年とする考えかたである。張説も同じ。王國維の周開國年表に、洛誥にいう七年は克殷の年より數えるとするが、それならば居攝七年は成王五年にあたる。この問題は洛誥のいう保命を、居攝という語におきかえるために混亂を生じているので、別に周公紀元というべきものがあるのではない。

作器者犭可の父にして□公とよばれるものについて、唐釋にこれを虢公とする説を提出していう。

作器者犭可的父親在銘中只說是公氏、等于只稱公、最後說用作□公寶尊彝、公上一字又未能辨認、不知究爲何人、成王誥辭說他是文王舊臣、國語晉語四說、文王詢于八虞、而諮于二虢、寶雞在周代是虢國的封地、那末、這個公可能是虢公、所以他的後人能得到成王這樣重視

ついでこの器の制作の精美なることをいい、武王期の大豐段の銘文范制の粗拙なるに比して、この器の制作が特にすぐれているのは、成周奴隷の制作技術がすぐれているからであるという。寶雞虢氏の器を成周の頑民奴隷が制作したとするのであるが、寶雞からは兩柉禁をはじめ殷周器の出土が多く、これらがみな成周で制作されたと考えることはできない。また大豐段はその出土地が明らかでなく、かつその器は康王期に屬すべきもので、兩者の比較によつて周初青銅器文化の展開を論ずべきものではない。

寶雞からは虢盤・城虢仲段、また南宮柳鼎など虢鎭出土の器が多いがいずれも西周後期の器で、周初にこの地が虢氏に屬したという證迹は金文によつては證明されない。作器者の犭可はもと𣎵の地にあつた殷系の族であり、犭可がまた河の初文であるとすれば、それは同段に「自虒東至于河、厥逆至于玄水」という河邊の地であろう。ゆえに殷代にはその勢力に屬したのである。唐氏の公氏虢公説は國語晉語による立説であるが、もし金文によつて論ずるとすれば何段を證とすべきであろう。何段に「隹三月初吉庚午、王才華宮、王乎虢仲、入右何」とあり、その廷禮に虢仲が何の右者をつとめている。何段の何も犭可に作り本器と同構の字であるが、その器は夷王期前後に下るものであり、また西虢の榮えたのも西周後期に入つてからのことであつた。周初成王五年の犭可尊の制作時には、虢氏が寶雞に入つた證もなく、犭可氏が虢氏の下屬であつたとすべき證もない。

この器銘において最も注意すべきはそのような犭可氏の臣屬關係ということではなく、天室において天に廷告する儀禮が、周初の器にみえるということである。天室の儀禮は大豐段にもしるすところであるが、大豐段はその器制銘文よりみて康王期の器と考えられ、本器にいう祭天の儀禮が最も古

く、かつその祭儀は西周前期にはなお續いて行なわれていることを知りうる。天室はまた單に天ともよばれて、そこが祭天の聖所であつた。古代政治思想の中核をなす天の思想は、康王期の大盂鼎に明確な受命の思想として述べられており、それは殷周革命の理論ともされているが、その思想は起原的には周族の祭天の儀禮に發しているものであろう。またその祭天の儀禮が、おそらく河神の祭祀者であつたとみられる㺇族の奉仕によつて行なわれていることも、古代的宗教觀念とその信仰の上に基盤をおく古代王朝の性格を示すものであろう。周人のいう天が蒙古語の Tengri とどのような關係をもつのかは知られないが、祭天の儀禮が北方諸族の間に盛んであつたことと周人の天の信仰とは、無關係ではないように思われる。チベットにも天の柱の信仰があり、これら祭天の儀禮は殷人の帝の觀念と系列の異なるものであろう。殷帝武乙が天神を僇辱して渭濱に震死したという瀆神の說話は、殷周の宗教的葛藤の一面を傳えるものと思われる。㺇尊の器銘は、周人の行なう天室儀禮に河神の祭祀者たる㺇族が早く參加していることを示しており、そこに古代的王朝としての周邦創建の背景にあるものをよみとることができる。何毁の何はこの㺇族の後裔であり、寶雞に移されるときその族の傳世の器であるこの尊を奉じて赴いたものであろう。何毁は出土地を傳えないが、何毁に名のみえる虢仲の虢仲盨は陝右の出土であるという。

文は有韻。周福は幽之、王商は陽、天民天令は眞、また或戠・戈德祀は之韻。押韻をもつものとしては、最も古い金文例に屬する。

補二、啓卣

出　土　「過去山東出土的西周銅器、除黃縣魯家溝一批（淸光緖二十二年、遇甗等十一件、山東金文集存）外、可以確指爲西周早期的很少、而黃縣歸城發現的兩批銅器、都是屬于西周早期的、一、黃縣歸城小劉莊、一九六九年在這裏出土一批銅器、有卣一・尊一・盉蓋一・觶一、除觶外其餘三件均有銘文」文物

著錄考釋　齊文濤「概述近年來山東出土的商周青銅器」文物・一九七二・五

器　制　「通高二二・七糎、獸首提梁、腹蓋均飾一條波形紋帶、雲雷紋地、腹部帶紋中間飾突起的獸面」文物

この種の波狀文は他に殆んど類例をみないが、牧毁・虎毁などの方座毁より克器にみえる波狀文に展開するものであろうと思われる。器影・器內銘文は第三九輯の黃縣出土器（二二〇）に既出。ここには器の文様と蓋銘とを錄しておく。

銘文　器蓋二銘、何れも五行三七字。銘末に圖象二がある。

王出獸南山、寏遡山谷、至于上厌滰川上、啓從征、堇不覂、乍且丁寶旅障彝、用匄魯福、用夙夜事　戊箙圖象

王はもとより周王。器は山東黄縣の出土であるが、器銘にいうところはその出土地と關係なく、おそらく啓尊にいう王の南征の際のことであろう。獸は狩。員鼎に「王獸于昏㪔、王令員執犬、休善」とあり、銘末に圖象〓標識を付し、また大盂鼎に「易乃且南公旂、用獸」のように周初の殷系の器にみえる。啓も祖丁の器を作り圖象標識を用いており、殷系の族である。寏を齊文濤は大盂鼎の畏の字に近しとし、孫詒讓の威と訓する説をとり征伐の意があるとする。文首に狩獵のことをいうが、狩獵には軍事の豫備行動的な意味もあり、そのまま軍事行動に移ったわけである。上侯は師俞尊・鼎にもみえる地名で、その文に「王女上侯、師艅從王□功」とあり、王の往來しうる範圍の地である。南山はおそらく終南一帶の山陵の地であろう。

寏遡二字不詳。山谷の間を縫うて進む意の動詞とみられる。道路通行に關する字には修祓的行爲を意味する構造のものが多く、また遠行のときには先導を發する例であつた。寏は宮屋の中で卜形の器を奉ずる形、遡は行路の途中に祝册をおく形とみられ、警戒的な態勢で軍行を進める意とみられる。おそらく山谷の間を潛行し、上侯の滰川のほとりに進出してその戎を伐つたのであろう。尊銘にも「啓從王南征、還山谷、在洀水上」とあり、そのときの作戰をいうものと思われる。遊獵のことに擬裝した作戰であつた。

「啓從征堇不覂」を報告者は一讀とし、別に説解を加えていないが、「啓從征」は尊銘の「啓從王南征」にあたり、「堇不覂」はまた一語。堇は宗周鐘「文武堇彊土」の堇で勤勞・勳勤の意。覂は擾亂、勤めて擾亂せず、よくその作戰を遂行するをいう。賜賞のことに及んでいないが、その功を紀念するための作器である。祖丁は東方系の廟號、戊箙の二圖象を銘末におく。この圖象銘をもつものに父己彝貞松・補上・二二・祖乙卣貞松・續中・一七などがある。いずれも器の出土の地を明らかにしない。銘文末の「用匄魯福、用夙夜事」は金文の常語で、福事は之韻。匄求や夙夜の語をつけるものは、共懿以後の器に多い。文にいう。

王、出でて南山に狩し、山谷を寏遡して上侯の滰川の上に至る。啓、征に從ひて勤めて覂れず。祖丁の寶旅障彝を作る。用て魯福を匄め、用て夙夜に事へむ。　戊箙圖象

この器の南征を齊文濤は楚荆の役と解するも、その釋文は南山を南土と誤まり、𤼷𣪕・過伯𣪕の楚

荆の役と同一視するもので、南山は當時の楚荆に通ずる道ではない。ただ器はその器制文様よりして、昭王期の南征諸器に近いものとすることができよう。なお同出の器に啓𡖊がある。

啓𡖊　器制銘文について文物にいう。「高一八糎、頸部飾波紋帶、雲雷紋地、帶中間飾有突起的獸面、底鑄銘三行十九字、尾書符號二字、共二十一字」。文概ね左文。銘にいう。

啓從王南征、遻山谷、在洀水上、啓乍且丁旅寶彝　戉箙圖象

銘文は卣銘と關聯するものであろう。遻を文物に啓卣の遷の異文とするが、いずれも更歴の意であろう。祖丁は卣銘と同じ。また別の卣蓋があり、「𠙵父辛」と銘する。みな干名を以て廟號としている。文にいう。

啓、王に從つて南征し、山谷を遻て洀水の上に在り。啓、祖丁の旅寶彝を作る。戉箙圖象

啓諸器が黃縣から出土する理由について、文物に「昭王南征、據歷史記載是以戰敗而告終的、啓器出土于黃縣、啓應是僥倖得以免遭滅頂之栽的逃歸者、關于這次戰爭的起因、有人認爲是由于楚國的强大、逐漸不順眼而引起昭王的南征、戰爭的性質是帶游觀性質的、周王這種出征、一方面爲了侵略、一方面爲了游賞」とこの役を昭王の南遊とし、またその征役の目的は「第一是掠奪、第二還是掠奪、跟隨昭王南征的將士們毫不掩飾其掠奪的目的、而且予以夸耀和頌揚、說他們在這次南征中孚金（過伯簋）、有得（𤔲簋）、孚（𩐋簋）、封建士大夫階級的那種帶游觀性質的閑情逸致、這時是根本不可能有的」と論じている。しかしこの期の南征は奴隸制的な問題と最も深く關聯するところがあり、單なる掠奪行爲ではない。またこの兩器を侵略と遊賞を兼ねたものとするも、文は明らかに南山の山谷に住む諸戎を伐つことをいう。

なお文物には、一九六五年黃縣歸城姜家出土の西周初期器群の報告があるが、特にしるすべき銘辭はない。啓二器についてはすでに列國㠱器の條巻四・四五七頁以下に錄したが、改めて補釋のうちに加えておく。

丕㫚方鼎

丕㫚方鼎　上侯の地名のみえる新出器に丕㫚方鼎があり、陝西扶風縣齊鎭村東土壕内の古墓中から出土、同出九件のうち方鼎・圓鼎・鬲・戈各二、この器は方鼎である。周文氏の「新出土的幾件西周銅器」文物・一九七二・七にいう。

鼎通耳高二二、口徑長一八、寬一四糎、直耳柱足、腹四角起棱脊、口沿下飾變體夔紋、細雷紋爲地、器內壁有銘文四行、三四字

隹八月既望戊辰、王才上医应、𢍏偄、丕㫚易貝十朋、不㫚拜𩒨首、敢揚王休、用乍寶𩰫彝

此句的意思是王在上医居舉辨宴饗、以祭先王、

以祼賓客、……根據器形・紋飾・銘文看、當係西周穆王・恭王時的遺物

昝は休の反文の下に曰を加えた字。銘文に紀年なく、ただその日辰を以ていえば穆共二王の各〻二年に譜入しうる。方鼎の時期の下限を考えると、器は穆王期より遠く下るものではないようである。

上侯諸器の文によると、その行宮の地は山谷を經て浖水のほとりにあり、そこで㝛𨘢のような占卜豫祝の儀禮、また𢐇・僤のような修祓祭祀の儀禮が行なわれた。狩獵も催おされているが、それらが出征のための準備儀禮としてなされることもあつたようである。國都を離れたところに、そのような聖所が營まれていたのであろう。わが國の持統期における吉野のような意味をもつ聖地行宮であつたと思われる。鼎銘にいう。

隹八月既望戊辰、王、上侯の应に在りて𢐇僤す。丕昝、貝十朋を賜ふ。丕昝、拜して䭫首し、敢て王の休に揚へて、用て寶䵼彝を作る。

丕昝はその上侯行宮の儀禮に奉仕して、賜賞をえたのである。

補三、永　盂

時　代　「共王十二年（前九三〇年前後）」唐蘭「穆共時期」夏鼐

出　土　「一九六九年在藍田洩湖出土一件永盂、銘文達一二五字、從前也有一件永盂、相傳出自岐山、但銘文只有六個字、已被美帝劫掠去」夏鼐、考古・一九七二・二「一九六九年春、藍田洩湖鎮出土」文革

著　録

器影　人民中國一九七一・一〇　考古一九七二・一　文物一九七二・一　文革四二

銘文　人民中國一九七一・一〇（郭沫若釋文）　文物一九七二・一　文革解說挿圖三

考　釋　唐蘭「永盂銘文解釋」文物・一九七二・一
又、「永盂銘文解釋的一些補充」文物・一九七二・一一
陳邦懷「永盂考略」同上
伊藤道治「永盂銘考」神戸大學文學部紀要2（一九七三・一）

永　　盂

器制　高四六、口徑五八糎、附耳圏足腹深、正中兩面に象首飾、四方に鉤稜を付している。器腹に蕉葉文、項下・圏足にいずれも變様夔文を飾る。肉の太い表出で、その手法は盂に共通してみられるものである。

銘文　「器內腹底鑄銘文十二行一百二十三字」文革

隹十又二年初吉丁卯、益公內卽命于天子、公廼出厥命、易奥師永厥田潝易洛彊、眔師俗父田、厥眔公出厥命、井白・焚白・尹氏・師俗父・趞中、公廼命奠嗣徒圅父・周人嗣工眉・攷史師氏・邑人奎父・畢人師同、付永厥田、厥逹□、厥彊宋句

文首に月名を脱するが、おそらく正月であろう。月名を脱するものに、蔡段「隹元年既望丁亥」などの例がある。文は廷禮の記述を缺き、下文に田土の所有權に關する裁定と思われる文辭がある。益公はその裁定の王命を傳えるもので「內卽命于天子」とは、參內して天子の裁定の語を受ける意であろう。伊藤氏は左傳定四年「用卽命于周」、また小臣逋鼎「卽事于西」の文を引く。なお小臣靜彝にも「卽事」の語がある。卽命とは命辭を受けることをいう。益公はこの器では王命の出納にあたつている。益公の名は唐釋に益公鐘・休盤・𠂔伯段をあげ、伊藤氏は詢段を加える。器は何れも夷王期前後と考えられるものである。「公廼出厥命」とは、天子の命を以て傳えることをいう。その命とは師永に田土を賜うことを內容とするものであるが、その田は「師永厥田潝易洛彊、眔師

俗父田」の二處である。厥は領格。湌はおそらく川の名。昜は陽、水北をいう。師永に師永の田を賜うのは不審なこととも思われるが、それは本領を承認する安堵の意であるらしく、それに師俗父の田が加えられる。すなわち轉賜の田土である。この王命は益公の傳えるところであるが、その命を公表するに當つて、井伯・焚伯・尹氏・師俗父・趞仲の五名がそれに參與した。のちの閣僚の署名に相當するようなことであろうが、その土を轉賜される師俗父もこれに加わつている。賜臾の臾を銘考に土地關係の語とするのは正しい指摘である。それは周初の中方鼎一に「今貺臾女褱土、作乃采」とあり、また後期の鬲從盨にもその土地を回復するときにその語が用いられている。

王命の公布に參加している井伯・焚伯・尹氏・師俗父・趞仲はいずれも他の金文にその名がみえ、關聯器も多く、それぞれ器群の標識とすべき人物であり、その器群を合するときは數十器を網羅する系聯表を作ることができよう。唐蘭・伊藤の兩氏がすでにその表を作成しているが、その表にはなお種々の檢討すべき問題を含むものであることを、伊藤氏もすでに注意している。その問題點については下文に述べる。「公廼命」以下はまた益公の傳命の內容である。奠は周都の近くの奠。嗣徒は古く嗣土という例が多く、銘文の土には誤まつて鑿痕を加えたのではないかと伊藤氏はいうが、揚段や無叀鼎には嗣徒の字を用いている。

函父の函は矢に從うのが通例であるが、器銘の字形を伊藤氏は函と別字とし、從つて函父を函皇父段の作器者と關係のないものとするが、字はおそらく函の異文、橐中の形はやはり弓である。函とはもと弓矢を橐中に入れて車上に繫けるものをいう。金文に囙に作るものは韔の初文、矢を入れる函にまた弓を入れることもあつたのであろう。函父は函氏の屬とみてよい。この器銘に列する人名は當時の重臣勢家であり、後出の裘衞諸器にも五重臣の名を列している。孝夷期には重要な案件をその重臣會議で裁定する慣行があつたようである。

周人嗣工眉と邑人奎父・畢人師同は語例同じ。弢史師氏もこれを竝稱するもので弢史が官名、師氏を氏號とするものであろう。これら諸人の所領がこのとき師永に交付されることになつたが、その地は本來永の所有に屬すべきものであつた。ゆえに「付永厥田」という。「厥遳囗、厥彊宋句」とはその田土の範圍をいう。遳・彊はおそらく境界を意味する語であろう。

永拜䭫首、對䫉天子休命、永用乍朕文考乙公隮盂、永其邁年、孫々子々、永其遳寶用

銘文の末辭。「永用乍」のようにここに重ねて作器者の名を加えていうことは、あまり例がない。乙公という廟號は殷器の觶や爵、また周初の彔氏の器、更に下つては戜鼎一などにみえる。殷系の稱號のようである。周初の永盂に圖象標識を附していることも參考されよう。末句の「永其遳寶用」もほとんど語例をみない。「永寶用」というのが通例であるが、ここは作器者の名と重なることを避けたのであろう。

訓　讀

隹十又二年初吉丁卯、益公內りて命に天子に卽く。公廼ち厥の命を出だす。師永の田を湌陽の洛の彊に、眔び（およ）師俗父の田を賜臾す。

厥の、公と厥の命を出だすは、井伯・焚伯・尹氏・師俗父・遣仲なり。公廼ち鄭の嗣徒函父・周人嗣工眉・弦史師氏・邑人奎父・畢人師同に命じ、永の田を付さしむ。厥の逹は□、厥の疆は宋句なり。

永、拜して稽首し、天子の休命に對揚す。永、用て朕が文考乙公の𢍜盂を作る。永其れ萬年ならんことを。孫々子々、永は其れ逹く寶用せよ。

参　考

器銘は金文上著名な人名を多く含み、この器によつてそれらの人物の時期を定めうるという意味で、出土以來多くの注目を受け、郭沫若氏の釋文、唐蘭氏の考釋につづいて伊藤道治博士の論考も出され、問題もそれらの人物關係に集中されている。まず益公以外の人名の金文にみえるものは、伊藤氏の整理するところによると

井伯　長甶盉　利鼎　豆閉毁　師毛父毁　師虎毁　趞曹鼎第一器　（走毁　師奎父鼎）

焚伯　康鼎　卯毁　同毁　敔毁　輔師嫠毁　師詢毁　弭伯毁　〔新出器衞毁〕

師俗父　師晨鼎　南季鼎伯俗父

遣仲　孟毁　窋鼎

尹氏　（敔毁　休盤　走毁　師晨鼎作册尹）

である。（ ）内に唐蘭氏のあげる器名を加えたが、これらは伊藤氏の表には意識的に除外されたものであろう。井伯・焚伯と稱するものには、名は同じであつても時期が異なり、必らずしも同一人とみなしがたいものもあつて、その辨別を必要とするからである。

唐氏は王命の出納者である益公について、共王期の井伯と同時の人でその名がまた休盤にみえ、休盤の二十年はただ共懿のみに妥當するものであるから、益公を共懿期の人とする。また井伯は元年師虎毁・七年趞曹鼎にみえ、十二年走毁の司馬井伯・作册尹はすなわち本器の井伯・尹氏に外ならないという。こうして相系聯する關係をもつ器は共懿孝夷の四期にわたつて多いが、いまその略表をここに掲げておく。

共王　七年趞曹鼎井伯　十五年趞曹鼎周新宮射盧　（利鼎井伯　師毛父毁井伯　豆閉毁井伯）

懿王　匡卣懿王射盧　元年師虎毁井伯　元年曶鼎井叔　元年逆鐘叔氏若曰　三年師晨鼎師俗　十二三年走毁司馬井伯　師奎父鼎司馬井伯　庚季鼎師俗父

孝王　十二年永盂井伯　益公　焚伯　尹氏　師俗父　遣仲　窋鼎遣仲　（康鼎焚伯　卯毁焚伯　敔毁三焚伯　尹氏　同毁焚伯）

夷王　九年𠂤伯毁益公　二十年休盤益公　益公鐘

なお曆譜の關係を以ていえば、二祀吳方彝・十五年趞曹鼎の二器を以て構成される共王の譜においては、十二三年走毁・二十年休盤はその譜に入らず、從つて司馬井伯・作册尹關係のもの、すなわちその兩器と師奎父鼎とを除くべきである。また從つて休盤にみえる益公は、九年𠂤伯毁の益公とともに、共王期に屬しうる人ではない。

司馬井伯と作册尹とを除くと、永盂における器群標識とすべき人名は、一應益公と井伯と焚伯となる。益公の名のみえる休盤は暦譜上夷王期に屬すべく、また九年𠂤伯段もその期のものであろう。井伯は共王期の諸器に多くその名がみえ、また焚伯はその時期を定めうる明確な紀年銘を欠くが、焚伯を右者とする輔師嫠段の輔師嫠は、共和十一年師嫠段の師嫠の祖父にあたり、孝夷期の人であるらしく思われる。すなわち永盂にみえる金文上の著名な人物は、共懿期と孝夷期との二期に分れるが、共末より夷初までは二世三代であるから、その間少くとも四・五十年とみなければばらない。

従つてこの兩者を永盂の銘によつて結合することは殆んど不可能である。

永盂の日辰をかりに十又二年正月の初吉丁卯とすれば、孝王十二年の元旦朔は㊼であるから、その日は正月初吉第八日となり、その譜において合う。そして焚伯・益公の名は孝夷期の器銘にみえる。殘る問題は共王期とされる井伯の名號のみであるが、それはおそらく家號としてその稱を襲用しているものと思われる。一般に一家にして世代を異にし別人であることを示すときには、たとえば克・伯克・師克・善夫克、師俗父・伯俗父、詢・師詢、師嫠・輔師嫠のように、官職や伯叔を冠稱して區別する例であるが、たとえば井・焚・毛など周室貴戚の家では、家號として井伯・焚伯・毛公などの稱號を襲用する例であつたようである。それでその關係彝器は西周の各期にわたつてみられるが、しかし益公のような廟號は一家のうちで襲用されるということはない。井伯・焚伯の名がこの時期においてその家號を稱する人と解しうるならば、器銘の日辰をも考慮に加えて、これを孝王期と定めることができる。銘文中の他の人名では、師俗が懿王三年の師晨鼎にみえ、本器を孝王十二年とするとき、その間約二十四年である。師晨鼎の師俗と本器の師俗父と、また父子異稱の例であるかも知れない。

盂は從來遺器の少い器種であり、通考には殷器二、西周後期の器三を録するのみである。三代一八・一二には盂の銘四文を列するがみな列國期のものであり、その器制もまた殷周期のものと甚だ異なる。先般の中國古代銅器展昭五一年に出品された故宮博物院藏の伯盂中國古青銅器選は、この器のような鉤稜をもたぬものであるが全體の器制は甚だ近く、頸部に顧鳳、腹部に蕉葉狀獸文、圈足部にも帶狀の顧龍文を付しており、その顧龍文は共王十五年趞曹鼎の帶文と似ている。銘に「白乍寶障盂、其萬年、孫〻子〻、永寶用享」とあり、その字迹は師望の器に近い。

永とあるいは一家の器と思われるものに永盂があり、「永乍寶障彝□側身形圖象」と銘し、いまフリアに藏する。陳氏の分類A八一三・R一六六に錄して西周初期の器とし、唐氏もその器制文様によつてほぼ成康期のものであろうという。この系統の盂としては永盂が時期のおそいものであるらしい。虢叔にも盂二器があるが、その器影は知られない。器は近年の出土であるにかかわらず、その出土事情の詳細が全く報告されていないのは不審とすべきである。器銘は土地の轉賜問題に關しており、散氏盤・大段二・鬲從盨や近出の裘衞盉・裘衞鼎一などとともに、孝王期と夷厲期の土地所有關係の展開を考える上に、重要な資料を提供するものである。

唐蘭氏は文物に發表した論文ののち讀者の來信に答えて「永盂銘文解釋的一些補充」文物・一九七二・一一をかき、器の時期について「1穆王末年的長由盉、穆王在下減应、人物有邢伯、以及師藉

簋弭伯𣪘和輔師嫠簋、人物有榮伯、2共王時期的師瘨簋、王在周師司馬宮、格太室、人物有司馬邢伯□、3共王十七年的詢簋、王在射日宮、人物有益公、4共・懿期間的孟簋、是和遣仲的兒子同輩、5懿・孝期間的盠尊・盠彝和㠱簋・畢鮮簋、都是益公的孫子一輩」と各人物關係の器よりしてその時期を推定し、その年數計算を試みた結果、この器の時期を共王十二年前九二八年左右より前九四一年までの間、ほぼ前九三〇年前後とする說に改めている。

この唐蘭氏の各器の時期推定にはかなりの混亂もあり、斷代曆譜の計算も實際には行なわれておらず、本器の時期推測の根據とすべきものはこのような方法ではえられない。また釋字について、「厥率口」の未釋一字を馬子雲氏の近拓によって舊と釋しうるという。陳邦懷氏の「永盂考略」文物・一九七二・一一にも詩の「率由舊章」大雅假樂の意とするが、それでは文意の通じがたいところである。陳氏の考略には概ね郭釋を是とし、唐說についてはこれに斥非を加えることが多く、持平の見としがたいところがある。

補四、散伯車父鼎　扶風法門莊白諸器

出土　「莊白大隊位于陝西省扶風縣法門公社西北、在周代岐邑範圍之內、是我省周代青銅器的主要出土地區之一、據不完全統計、近五十年來、該地曾先後出土周代銅鼎・𣪘・壺・尊・盤・匜等珍貴文物三百餘件、……本文介紹的這批銅器、就是莊白大隊占陳村下中農陳志堅同志于一九六〇年割草時發現的、一九七一年六月全部交給了國家、現藏于陝西博物館、這批銅器共十九件、計鼎五・𣪘八・壺二・盤一・匜一・勺二、其中十四件有銘文、有的銘文長達二十六字、爲研究周代歷史提供了重要資料」文物

著錄考釋　「扶風莊白大隊出土的一批西周銅器」史言文物・一九七二・六

器制　「散伯車父鼎四件、由大遞小、形成一列、甲鼎通耳高四七・二、口徑四二・二、腹圍一三五糎、耳立在口沿上、微侈、蹄足、口沿下飾夔紋、足飾饕餮紋、口內

散伯車父鼎

有銘文四行、二十六字、乙鼎通耳高四〇、丙鼎通耳高二八・二、丁鼎通耳高二五・七糎、乙丙丁三鼎的器形・紋飾・銘文均同甲鼎、惟乙鼎銘文中的子字・孫字均爲重文、丁鼎銘文八月初吉四字泐損過甚」文物

隹王四年八月初吉丁亥、散白車父乍邪姞障鼎、其萬年、子々孫、永寶

散伯車父は同出の器にまた散車父というものと同一人であるらしく、散氏盤にいう散氏の作器である。器の時期について報告者は、同出の弦文鼎一器を西周初期とするほか、餘はみな西周中期に屬するものとしている。本器の「王四年八月初吉丁亥㉔」の日辰がその暦譜に合するものは、中・後期を通じて夷王の他に求めがたく、器は夷王四年の制作と定めてよい。散氏盤はおそらく孝王期の器と考えられるものであるから、この散伯諸器はそれより一世代下るものであろう。散氏の諸器については散氏盤巻三上・第二四輯・一三九の條に散伯卣・散姫鼎・散伯段・散伯匜などを附説した。今次出土の散氏諸器を加えるとすべて十九器に達する。

散氏はおそらく姫姓の族であろう。散姫鼎に「散姫乍障鼎」とあって自作の器とみられ、散伯段に

「散白乍矢姫寶段、其萬年永用」というのは、矢氏に嫁した女のために散伯が與えた媵器である。散氏が姜姓の女を迎えていることは、散車父壺にその皇母を姜姓としていることからも知られ、從って本器の邪姞もまた姞姓より迎えたもので、車父の皇母にあたる人であろう。姞姓はもと豫西方面の族であるらしく、金文には次尊の公姞、尹姞鼎の尹姞、噩侯段の王姞、單伯遂父鬲の仲姞、蔡姞段の蔡姞などの名がみえる。散氏が邪姞のために多くの祭器を作っているのも、當時の姞姓に名族が多いことを示すものであろう。なおこの甲乙兩鼎の他に、同出の器數件がある。

散車父段　文物にいう。「散車父段　共五件、一件缺蓋、銘文相同、依其紋飾不同可分兩式、I式段、共三件(其中一件蓋佚)、通蓋高二〇・五、口徑一九、腹圍七六糎、兩耳作獸首形、有珥、獸首的兩耳聳起、圈足下有三小足、腹飾瓦紋、口沿、圈足和蓋均飾竊曲紋、蓋頂爲一鳳鳥紋、蓋上和器心有銘文三行、十五字、II式段、兩件、兩耳作獸首形、有珥、獸首的兩耳與I式段不同、不聳起而後張、緊貼頭部、一段的一個附珥下端已殘、從殘部的斷面觀察、耳是空的、鑄器時的內模土依然存在、圈足下有三小足、腹飾瓦紋、口沿和圈足飾回紋、一蓋沿爲竊曲紋、蓋頂爲一鳳鳥、另一蓋沿飾回紋、蓋頂爲回紋組成的圖案、器心無銘、蓋上的銘文同I式段、惟餴字作𢍭」。

銘にいう。

散車父乍□姞餴毁、其萬年、孫子ゝ、永寶

姞字の上一字は未釋、扁は玉上に肉片様のものをおく形である。散伯車父鼎では邢姞の器を作つているが、本器を以て祀られるものもまた姞姓の婦人である。

散車父壺　文物にいう。「散車父壺　兩件、器形・大小・紋飾相同、惟銘文稍異、通蓋高四一、口徑一四・六×一一・一糎、蓋高八、器深二七・二、圏足二〇・五×一五糎、腹和圏足飾鱗紋、頸部和蓋爲鳳紋、甲壺蓋口內有銘文六行、二十四字」。銘にいう。

散伯車父壺

散車父乍皇母□姜寶壺、用征姞氏、白車父其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶

乙壺蓋口內の銘文は六行十七字、

散氏車父乍□姜隮壺、其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用

という。姜上の一字は兩壺それぞれ異構であるが、兩壺同制であることからいえば、あるいは異構同文の例とすべきものかも知れない。報告者は兩字を醻と釋するがなお疑問である。字は神に對して酒を用いる儀禮を示す形とみられる。甲壺の姞字は姞下に凵形を加えているが、姞の繁文であろう。「用征姞氏」の征は征行征伐の義ともみえず、毛公鼎にいう「用歳用征」の意であろう。すなわち祭儀をいう。散氏は姫姓にして、姞・姜の諸族と通婚の關係にあつた。

歸叔山父毁　文物にいう。「歸叔山父毁　共三件、器的形制・大小・紋飾・銘文均同、通蓋高二〇・五、口徑一八、腹圍七六糎、獸首的兩隻角扭轉成螺狀、圏足下有三小足、腹飾瓦紋、口沿・圏足和蓋沿飾回紋、蓋頂爲一展翅欲飛的鳳鳥、器心和器蓋均有銘文三行、十三字」。銘にいう。

歸叔山父乍斅姫隮毁、其永寶用

歸は歸父丁鼎三代・三・一・七・歸父壬鼎三代・三・一七・二など毁系の器にその名がみえるが、叔山父は周系の名號である。地名として殘された歸が、のちその地の居住者の氏號となつたものかも知れない。斅は集韻に「姪嫚、徒結切」とみえ姪の音でよむ。蘇甫人匜に斅妃の名がみえている。この器が散伯諸器と同出することについて、報告者は「何以能與散氏之器埋在一起、推其原因、一是散氏兼并歸時得

來、一是歸與散有姻婚關係、或者尙有其他原因、尙難肯定」という。遺贈などのこともありうるが、一般に同坑出土の器は祭器として器群をなしていたものとすべく、散氏が姫姓であることからいえば歸は散氏と婚姻の關係にあるものであろう。

從來著錄の散氏諸器には出土地の明らかなものがなく、その本貫を確かめることができなかつたが、この散伯車父諸器が散氏の本宗の器ならば、散氏の本貫は扶風法門の地と定めることができる。その地は克氏・函氏の器群や禹鼎・毛公鼎の出土地と相接し、西周後期の大族勢家の密集地である。しかし散氏の經營の地は散氏盤にしるすところによると、眉は渭水南岸の郿縣にしてその南方の山陵にわたる地であり、夨氏の經營の地に接する。夨氏もその器に鳳翔の出土と傳えるものがあつて、その本貫は渭北の鳳翔であろう。すなわち岐山・鳳翔を本貫とする散氏や夨氏が、その經營地を渭南に擁していたこととなるが、岐山一帶の諸豪族の土地所有や經營の形態は、概ねこのようなものであつたと推測される。大克鼎において數所にわたる賜田のことがしるされているのも、そのような莊園的な經營が一般的であることを前提として理解することができよう。散氏本貫の地を大散關方面に求める舊說は、この器群の出土によつて一應否定されるが、岐山・扶風の大量に上る坑藏器群の問題が改めて檢討されるべきであろう。この器群の出土事情の詳しいことは報告されていないが、報告者はこれを坑藏品とみなしている。そして

散是國族名、因以爲氏、伯是爵位、車父是字、散是周王朝統轄下的小國、地在今陝西寶雞縣西南、卽水經渭水注中所說的大散關之散、周初輔佐文王的五臣之一散宜生可能是散車父的祖先、這批器物可能是犬戎滅周、周室東遷時、散之貴族亦隨之逃亡、因銅器笨重携帶不便埋入地下的

と論じ、西周滅亡の際、その東奔にあたつて一時埋匿したものとするが、散氏の本貫は他の諸豪族と同じくこの地にあつたものとすべきであろう。孝王期と考えられる散氏盤に眉地の經營がしるされていること、夷王四年の散伯車父鼎など散氏諸器が扶風法門の出土であることは、散氏が少くとも孝夷以來この地に根據するものであつたことを示す事實である。

補五、旟　鼎

時代　成王 史言　郭釋

器名　「眉縣楊家村大鼎」史言　「眉縣大鼎」郭沫若　「旟銅鼎」出土文物選

出土　「一九七二年五月二八日、陝西省眉縣眉站公社楊家大隊王雙海同志、在村西北約三〇〇米處的土壕邊上發現一件罕見的大銅鼎、當即報告縣文化館、接着上報省文管會、六月一日省文管會卽派兩位同志前去勘查、待到現場後、鼎已取出、據王雙海等同志講、鼎出土于一灰坑內、距地表約一米、出土時鼎斜臥于灰坑內、除鼎外、同坑未會出現其他器物、經觀察、此處和過去經常出土西周銅器的李村緊緊相連、文化層堆積很厚、西周的陶鬲・陶罐・陶盆等殘片很多、係一大型周代遺址、鼎出土的地點似為遺址的居住區」史言　墓葬品でも坑藏器群でもなく、住居址に一器の

旟　鼎

み發見されたものという。

著錄考釋　「眉縣楊家村大鼎」史言　文物・一九七二・七「關于眉縣大鼎銘辭考釋」郭沫若　同上「旟銅鼎」出土文物選・二四

器制　「通高七七、口徑五六・五、最大腹圍一八七糎、重七八・五公斤、斂口、鼓腹、直耳、柱足、口沿下飾饕餮紋、底填以細雷紋、足飾一大饕餮面、耳的兩側有兩條相對的夔龍、鼎腹底部有三個直徑一一・五、深約四糎的圓窩、窩下係鼎足、圓窩周圍有明顯的足與腹合鑄時留下的一圈鑄縫、腹外壁及足部淤結一層厚厚的黑色烟灰、顯係長期使用之故」史言　坑

藏前に長期間使用されていたものらしく、器は周初のものであるが、坑藏の時期はおそらく後期に下るものであろう。

銘　文　「口沿内有銘文四行、二十七字、重文一」史言

唯八月初吉、王姜易旗田三于待□、師櫨酤兄、用對王休、子〻孫、其永寶

史言氏の考釋にいう。

作器人爲旗、與䜌鼎・員卣的史旗當爲一人、䜌鼎、隹王伐東夷、濂公令䜌眔史旗曰、以師氏眔有嗣遂或裁伐𠂤、員卣、員從史旗伐會、王伐東夷、卽尙書序中所説的成王伐東夷、史旗是濂公的部下、受濂公之命會率其部屬伐𠂤（卽豫字、今河南）、幷攻克了鄶國（今河南密縣東北）、由此可知旗爲成王時人、此鼎作于成王時期、王姜乃成王之后、王姜見于銘文者有令𣪘・睘卣・睘尊（此處稱君、卽王姜）・史叔隋器・丕壽𣪘等、此鼎的發現進一步證明了上述諸器均屬于成王時期、有人認爲王姜是昭王之后、因此把令𣪘・睘卣・睘尊・丕壽𣪘定爲昭王時器 吳其昌、金文厤朔疏證、顯然不當

待下の一字について、史言はその左偏を粟に從う字とし、「長在田上的禾穗、必然是粟米之類」と說き、待□で地名とする。また銘文の文意について、史言氏の要約にいう。「卽王姜賜給旗的三田原爲師櫨占有、王姜將此三田收回轉賜給旗、師櫨表示樂意于把田給旗、師櫨酤兄的含意、和大𣪘銘辭中所説的王把原爲趛睽占有的邑里收回轉賜給大、趛睽曰、余弗敢𫊸（婪）之意相同、旗因受王姜的賜田而作此鼎以爲紀念、幷揚王之美」。すなわち銘文にいうところは土田の轉賜であり、師酤はその土田の提供者であるとするのであるが、この種の轉賜のことにはさらに詳細な授受の手續上のことが記錄される例であり、このような簡率な記述のものはない。しかし史言氏は器銘を土地の轉賜をいうと解してその歷史的意義に及んでいう。

此鼎的發現甚爲重要、鼎的形制渾厚、文字古樸、均爲周初之特徵、尤其從銘文的內容已可肯定此鼎作于成王時期、這就爲西周銅器斷代又增添了一件標準器、再者、銘文亦有一定的史料價值、它反映了西周的土地占有形態是「普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣」、王是最高的土地所有者、王可以將土地和人民任意賜給其臣屬、所謂「授民授疆土」、王亦有權將賜給臣屬的土地收回、其臣屬對王所賜的土地沒有所有權、而僅有使用權、到了春秋戰國之際這種情況才發生了根本的變化、土地變成了私有、社會性質亦隨之發生了巨大的變革、地主階級登上了歷史舞臺

銘文の「王姜易旗田三于待□、師櫨酤兄」十三字からこれだけの問題を導くことはもとより困難であり、銘文の解釋としてその限度をはるかに超えているものといえよう。この考釋に對して郭氏は、「鼎確是周成王時器、無論從形制・花紋・銘辭・字迹來看、都當屬于周初、史言同志的看法是正確的」と稱しながらも、「但關于銘辭的考釋、我有點不同的小意見寫出以供參考」とし、器銘は田土とその地上耕作物の賜與をいうものとする。

郭氏は待下の一字を史言氏と同じく田中禾穗の象と刀に從う形とし、刈穗の義とする。それで「錫

旟田三于（與）待𠛱、是說將三個田和田中有待收穫的禾稻一并授予」、すなわち田土とその地上の收穫を待つ作物とを賜與したものと解する。于を與の義とし、銘文の「八月初吉」は「還未到秋收的時節、國風豳風七月言十月穫稻、又言十月納禾稼、可見距收穫還早兩個多月」というのは、いかにも郭氏らしい巧說であるが、敔毀三「易田于敌五十田、于早五十田」、大克鼎「易女田于埜、易女田于湕」などの金文の語例からみて、待□は地名とすべきである。

「師𤔲酤兄」を史言氏は師𤔲を人名、酤は甘、兄は貺、大毀二の「余弗敢𪫧」と同じく轉賜の命を承認する語とし、郭氏は酤を闊、兄を貺、「闊貺猶言厚饋也、旟既得到王姜的賜田、又得到師櫨的厚惠、故作鼎以爲紀念、對揚王休」という。兩氏の甘貺・闊貺の解は何れも文義において妥適でなく、かつ師𤔲と旟との關係が明らかでない。この文は轉賜のような複雜な關係を意味するものとは考えられず、また郭說のように旟に對する賜與に師𤔲が厚饋を送る理由も知られない。兄は兄に褎袖の垂飾を加えた形で、金文において保卣「征兄六品」、令毀「公尹白丁父兄于戍」のように貺惠の意と思われる語例も存するが、また切其卣一「丙辰、王令切其兄殷㲋夆田」のような例もあつて、兄殷とは祝殷、田土に對する修祓儀禮を意味する語と思われる。殷と釋した字は上に兩禾軍門の象を附しており、軍禮における殷同の意と思われるが、それならば夆田の田は畋獵の意であろう。この器銘においてもそれは師職にある𤔲によつて行なわれているが、賜田の際の儀禮であるから、新しい所有權者に對する田土の修祓儀禮と解してよい。その儀禮にはおそらく酒を用いて地靈を祀つたと考えられるが、酒を以て地を祭ることを興という。禮記文王世子「興器用幣」の注に「興當爲釁」というが、興は書の顧命にいう同を用いる儀禮で灌地血祭、周禮舞師に「凡小祭祀、則不興舞」とあり、禮記樂記に「降興上下之神」というのは大祭祀に當る。降は上神を招き、興は下神を興す灌地の禮をいう。すなわち酤兄がその儀禮である。

この賜田のことは王姜の命ずるところであり、おそらく王姜湯沐の邑土のうち待□所在のものが旟に與えられたのであろう。旟は䰜鼎・員卣にみえる史旟の族で、その家は祝史を職掌とするものであつたが、史旟はそれらの器銘によると東夷を伐つ軍役に従つている。また師𤔲は𢦏方鼎に𤔲中の名がみえ、𤔲中の鼎三代・二・五一・二・毀𢀛古・一・四九のほか𤔲侯器蓋日本・三〇四、また師趛盨三代・一〇・三八・一に𤔲姬、吹方鼎貞松・上・一四に𤔲妊、周棘生毀三代・七・四八・二に𤔲娟媿の名がみえ相當の著姓であり、𢦏方鼎では𤔲中は尹の職にある。その家もまた儀禮に關與する職掌のものであつた。

王姜について、郭氏はかつて成王妃說を持していたが、この考釋では武王妃說に改めていう。

今案當是武王的后妃邑姜、太公望之女、武王所謂予有亂臣十人之一、孔丘說有婦人焉、九人而已、卽指邑姜、論語注以爲文母、前人謂指武王之母大姒、文王的后妃、其實不然、武王何得把自己的母親稱之爲臣、師櫨與王姜幷列、其地位必然很高、是毫無疑問的

金文の王姜を說くに論語の文を用いるなど、まことに拘泥に失する論である。王姜については王姜諸器に述べたが、成王期金文にみえる王姜がもし先君の妃太后ならば、先君の妃の邑姜を稱するにも武天君・太姜などの語を用いるべきであろう。王姜の名は王改・王姞・王姒などと同じく、現在の王妃の身分を以て稱する語と思われる。新出の𢦏鼎一にも「王𠛱姜事內史友員、……𢦏拜韻首、

對揚王𠟭姜休」とあり、王姜諸器とともに、王姜が王の代行者として行爲することが多く、本器もその例であろう。ゆえに末文に「用對王休」という。休寶は幽韻。文にいう。

唯八月初吉、王姜、旟に田三を待□に賜ふ。師樝、酤祝す。用て王の休に對ふ。子〻孫、其れ永く寶とせよ。

器制は大盂鼎に酷似し、ただ大盂鼎の通高一〇二・一糎、重一五三・五瓩に稍しく及ばないが、周初圓鼎の代表的な精品となしうる。字迹も殷代直方の風を存し、その時期は大盂鼎に先行するものと思われる。そのような周初經營の初期にあつて、周人の間に土地轉賜のことが行なわれるはずはなく、史言氏の轉賜説は明らかに當時の土地事情に合わず、また郭氏の邑姜説は、大盂鼎との比較からも時期として早きに失する。史旟・樝の關聯諸器が成康期に位置することからみて、この器もその時期に屬すべきものであろう。

補六、衛　𣪘

出　土　「一九七三年五月、長安縣灃西公社農民在取土時發現的」考古 新旺村の坑口は地表深一米、平面は不規則な圓形で直徑約一・二米の土坑である。墓葬や建造物の痕迹はなく、その窖中から一鼎一盂が出土した。盂は鼎中にあり、二器倒置。馬王村は一九六一年一〇月にかつて銅器五十三件を出したが、またその西方三四米のところからも銅器二五件が出土。これも深さ約一米の土坑中に整然と埋藏されていた。この器群の𣪘・鼎には銘文がある。

衛　𣪘

著錄考釋　「陝西長安新旺村馬王村出土的西周銅器」西安市文物管理處、考古・一九七四・一

器　制　馬王村出土の衛𣪘は同銘四器。「𣪘下有方座、上有蓋、蓋・腹・座皆飾饕餮紋、兩耳呈獸形、有珥、帶蓋高三一・六〜三二、

口徑二一糎。器腹前後各飾一小獸頭」考古 器制は追毀・格伯毀に近い方座毀である。

銘文

「蓋腹銘文相同、計五七字」考古

佳八月初吉丁亥、王客于康宮、燮伯右衞內、卽立、王曾令衞、易赤市攸勒、衞敢對𤽙天子不顯休、用乍朕文且考寶隮毀、衞其萬年、子々孫々、永寶用

衞三號鼎

右者燮伯は康鼎・同毀・輔師嫠毀・弭伯毀などにみえ、康鼎・輔師嫠毀では本器と同じく康宮で冊命が行なわれている。この器もそれらと時期が近く、おそらく孝夷期に属すべきものであろう。曾は副詞の用義で初見、曾令とは𤕌豪というのと同義で再命の意。その際にまた赤市と攸勒とを賜うて、これに對えて文祖考の器を作ることをいう。賜の字は異構。文は有韻、亥宮勒休毀は之幽合韻である。文にいう。

佳八月初吉丁亥、王、康宮に格る。燮伯、衞を右けて內り、位に卽く。王、曾て衞に命じ、赤市・攸勒を賜ふ。衞、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文祖考の寶隮毀を作る。衞其れ萬年ならんことを。子々孫々、永く寶として用ひよ。

同出の鼎三器。第一號鼎は直耳斂口、鼓腹柱足、通高五三糎の大鼎で、腹內に「或乍寶鼎、子孫永用」という。或は異構の字であるが、かりにその字を宛てておく。二號鼎は圓耳三小足、器制頗る特異、頸部に顧龍帶文を附している。三號鼎は淺腹附耳獸足、通高二二糎、時期最も晚く、腹內に三行二十一字の銘文がある。

衞乍文考小中姜氏盂鼎、衞其萬年、子々孫々、永寶用

と銘する。また衞氏の器である。
𣪘四件の方座𣪘は衞𣪘として標目器に掲げたが、別の二件は附耳の直紋𣪘、銘に「隹十月孟要乍文考寶𣪘、其子孫、永寶用」という。その形制は大師虘𣪘と極めて近く、また五年師旋𣪘と近似しているが、ただ圏足にして師旋𣪘のような三小足がない。大師虘𣪘は懿王の十二年、また五年師旋𣪘は孝王五年の譜に合う。本器もこれらと時期の近いものと思われる。別に甗・匜・盤・壺と甬鐘十件とがある。鐘は五式に分れるが、いずれも銘文はない。

新旺村出土の鼎は通高八五、口徑六三糎に及ぶ大鼎で立耳斂口、鼓腹柱足、腹部の主文は鉤連雷文、頸部に饕餮と翼稜、三足上部に獸文と翼稜をもつ。昭和五十一年の展觀に出品されたが、鬱然たる古器の偉容を示し、その器制は大盂鼎に近く、時期も周初のものであろうと思われる。
同出の盂は通高四〇・五、口徑五五、侈口附耳、正中に銜環の獸頭、器腹に波狀文、頸部に虺龍、圏足に斜角文を飾り、雄偉の制作である。新旺二器には銘文を加えないが、その制作にみるべきものがある。
以上の諸器について、報告者は馬王村の西方わずか三十四メートルという張家坡出土の銅器群を周室東遷の際のものとする郭沫若氏の說を引き、附說していう。

這次所發現的器物、從其銘文和器形看、大部分都是西周中期的、個別器物、可能較早、如新旺一號鼎、馬王一號鼎和馬王四號甗、新旺器無銘文、馬王所出器物、十件有銘文、這兩批器物、有烹飪器・盛食器・水器・樂器和車馬器
這些器物、在埋藏以前、都是經過長期使用的、烹飪器的器表、都有很厚的烟熏痕迹、有些器物、在使用過程中、已經損壞、個別器物、尙有修補痕迹
文化大革命期間、新旺村和馬王村一帶、都陸續出現過一些西周銅器、據說其中有鼎鬲爵罍盂匜方壺等、從上所述出土情況看、有些也似爲窖藏器物、馬王村發掘過一個銅器坑、這次又發現了這兩個窖藏、馬王村前後兩個銅器窖藏距離很近、新旺村前後出土銅器的地點也不很遠、在這相距不遠的範圍內出土這麼多珍貴器物、說明灃西地區很値得重視、灃河以西、客省莊以南、關道村以北、一說馮村以北、張家坡以東這一地區、被認爲是豐京遺址所在考古・一九六二・六、我們認爲、這種說法是有道理的
七號𣪘銘之㚇伯、還見于康鼎・卯𣪘・同𣪘、郭沫若同志謂㚇之封邑在豐京隣近、此器出土于豐京一帶、恰可作郭沫若同志考釋的一個實物證據
㚇伯が𦱤宮𦱤人を支配する勢家であったことは康鼎・卯𣪘にみえる。またこれによって𦱤は豐の地にあり、𦱤を鎬と釋する陳夢家說の疑うべきことも知られるのである。

補七、㝬叔鼎

出土　「一九七三年十二月、藍田縣草坪公社草坪大隊社員在山坡上平整土地時、發現了一個西周銅鼎、……此鼎出自農耕土下堅硬的岩石層、未有任何其它發現」文物・一九七六・一

器制　「鼎通高五一、口徑四九、最大腹圍一五四、耳高一六糎、重二三瓩、口微斂、沿外折、腹較淺而微鼓、牛蹄足、附耳、口沿下飾竊曲紋、足飾饕餮紋、腹部有一道合鑄時留下的鑄痕、底部有烟炱、當爲長期使用的緣故」同上　附耳獸足の鼎としては足部に翼稜などもあって器形古雅、克鼎などに近い時期のものであろう。

銘文　「鼎內腹壁上有銘文五行、行九、十字不等、重文一、共四十七字」文物

㝬叔鼎

隹〔王〕正月初吉乙丑、㝬叔信姬乍寶鼎、其用享于文且考、㝬叔眔信姬、其易壽考、多宗永令、㝬叔信姬其邁年、子々孫、永寶

王字は明晰でないが、王正月というのが例である。㝬について文物に郭氏の舒と釋する説を引くが、㝬字は簠の金文中に含まれる形で甫の音でよむべく、宗周鐘にみえる㝬は甫侯、すなわち姜姓の呂國に外ならない。㝬叔と信姬とを連稱するは夫妻であろう。虘鐘にも「虘眔蔡姬」のように夫妻の名を連ねているが、あまり例のないことである。信姬の信は人と口に従う字形で、かりに信の字を充

ておく。「其易」以下は祝嘏の辭。壽考の考は九に從う形に作る。多宗は多弟子・多世と語例同じく、多世は班段にみえる。丑姫考姫考寶は幽之合韻、また令年は眞韻の字である。文に

佳王の正月初吉乙丑、㝬叔信姫、寶鼎を作る。其れ用て文祖考に享せん。㝬叔と信姫と、其れ壽考にして、多宗永命を賜はらんことを。㝬叔信姫、其れ萬年ならんことを。子〻孫、永く寶とせよ。

という。器銘に紀年を缺くが、もし元年器とすれば、その日辰は懿孝夷厲四代のうち、孝・厲期にのみ適合する。十二年大師虘段は懿王期と考えられ、虘鐘もあるいは懿王元年のものであろう。それならばこの鼎と虘鐘とは期の近いものとなり、夫妻の名を連記することもその當時の風尙とすることができよう。

補八、𫛮父盨蓋

時　代　「器物的制作年代當在周宣王十八年」文物

出　土　「一九七四年二月八日、武功縣蘇坊公社金龍大隊回龍生產隊社員在村西平整土地時、發現這件盨蓋、上面放置殘編鐘和粗繩紋陶罐各一件、附近還出土一件玉璧、此處爲一西周遺址、器物在距地表約一米許出土、周圍爲夯土層、從土層斷面上可以看見遺址文化層下有一層厚約三十糎的碎石舖築層、其四至不明、石子有三分之一是經過加工的、大小基本一致、約三至四糎」文物

著錄考釋　「陝西武功縣出土駒父盨蓋」文物・一九七六・五　執筆者吳大焱・羅英杰

器　制　「盨蓋高一八、口縱二五、横一七糎、口沿飾重環紋、腹飾瓦紋、頂飾蟠虁紋、足飾雲紋、頂部中央有一凸出的橢圓形點」文物

銘　文　「蓋內鑄銘文九行、每行九字、共八十二字」文物

唯王十又八年正月、南中邦父、命𫛮父毁卽南者医、達高父見南淮尸、厥取厥服、堇尸俗、家不敢不□〔敬〕畏王命、逆見我、厥獻厥服、我乃至于淮、小大邦亡敢不□具逆王命、四月、還至于蔡、乍旅盨、

駒父其萬年、永用多休

　唯王十又八年を報告者は宣王十八年とする。銘文にいう南淮夷の綏撫を、詩の大雅江漢にみえる召公の淮夷征討と關聯するものと考えたのであろうが、南淮夷に對する經略が最も强力に進められたのは夷厲期のことであり、文中の南中邦父とは無叀鼎にみえる𤔲徒南仲であろう。報告者もその説をとるが、無叀鼎を宣王期の器とし、小雅出車・大雅常武にみえる南仲とする郭氏大系の説を引いている。無叀鼎には紀年がなくてその時期を推しがたいが、文首に「隹九月既望甲戌、王各于周廟、述于圖室」とあり、その圖室はまた善夫山鼎に「隹卅又七年正月初吉庚戌、王才周、各圖

室」とみえるもので、その日辰は夷王の譜に入るも厲・宣の譜に合わない。從つて南仲は夷王期の人と思われる。小雅出車には北伐のことを歌い、大雅常武は徐方淮域を伐つことを歌う詩篇でともに宣王期のものとされ、常武の前に編次する江漢は召伯虎の淮夷討伐を歌うもので、そのため南仲を宣王期とする説が生まれるのであるが、常武の「南仲大祖　大師皇父」の句を毛傳に「王命南仲於大祖、皇父爲大師」と同時の人としており、文錄にはその號を世襲するものがあったのであろうという。この常武の詩は、江漢の次に編次されているもので、もとより宣王期の詩と考えられるものであるが、詩篇中の「南仲大祖」とは、南仲を大祖とする、その子孫の人の意であるから、當然宣王より數代以前の人とみるべく、それで駒父盨蓋はほぼ夷王期に位置すべきものと考えられる。駒父はあるいは師奎父鼎にいう內史駒であるかも知れない。師奎父鼎に「隹六月既生霸庚寅、王各于大室、𤔲馬井白右師奎父、王乎內史駒、册命師奎父」とあり、𤔲馬井伯の名がみえ懿孝期の器である。その人は夷王期には有力な年輩者であつたはずであり、また器銘にいう「見南淮夷」、「堇夷俗」などの行爲が、何らか宗教儀禮的な性格をもつものであるらしいことも、內史職たる長老に與えられた使命として、ふさわしいことのように思われる。

「段南者医」の段は卽の誤字。諫段にも卽位を段立と誤書する例がある。南者医は南諸侯。周はおそらく淮夷に泣む要域に多く諸侯を配していたのであろうが、ここでは漢陽より淮域にわたる方面の諸國をいうのであろう。この役においては三箇月後に駒父は蔡に至つたという。蔡はおそらくいわゆる上蔡の地であろうと思われる。

高父は他に所見がなく、あるいは高父乙觶書齋・禮四・八六の高氏の家であろう。その器は「高乍父乙彝」と銘しており、殷系の東方の氏族である。鴅父が高父を逹いて南淮夷の地に赴くのは、諸夷の撫恤工作にその人を必要とするためであり、高父は從來南淮夷との接觸をもつものであろうと思われる。

見は見事・具見のように服事の儀禮をいう語であり、この場合の「見南淮夷」は省覛の意を以て招見を行なう意である。軍事において遹正・遹省というのと同樣であるが、この器銘では廣域にわたつて巡察を行つたものとみられ、下文に「逆見我」とあり、地域的に見事の禮をとらせたのであろう。宗周鐘に「具見廿又六邦」というのがその禮に當る。鴅父のこのときの使命は「厥取厥服」、「厥獻厥服」のようにその賦貢を徵し、また夷俗を正して周索に服せしめるにあつた。「厥取厥服」、「厥獻厥服」の二句は動詞を缺くが、省略した語法とみてよい。取は賦斂、服は服事で服役義務、獻は進貢の意であり、南淮夷は從來この種の負擔義務を課せられていたのである。師寰𣪘に「淮夷繇我貟晦臣」といい、また兮甲盤に「淮夷舊我貟晦人」というのは、かれらが傳統的にそのような賦貢義務を負う隷屬者の身分であることを宣示する語である。

「堇夷俗」を報告者は「堇夷」で句讀し、俗を下文に屬して欲と訓するのであろうが、文義をとりがたい。堇は勤、宗周鐘の「王肇遹省文武堇疆土」、陳曼簠の「肇堇經德」の堇と同じく、ここでは夷俗を正して周索を加えることをいう。家は對、大保𣪘の「用茲彝對令」は縣改𣪘の「肄敢陣于彝」と同じ意で、對・陣は語義の通ずる字とみられる。器銘にいうところは、今次の鴅父の省覛に對えて南淮夷の諸族はみな王命に恭順し、王使たる鴅父を迎えて見事の禮を執り、從來の賦貢進獻の義務を怠るものでないことを改めて誓約した。さらに鴅父が淮地に赴くや、小大の邦族もみな王命を承順せざるものなく、かくて鴅父は淮夷の各地を巡察し、四月に至つて蔡地に歸還した。正月から四月まで、百餘日にわたる撫恤工作である。班𣪘にいう三年東國の役、宗周鐘にいう南國戡定の役以來の大規模な淮夷工作であるといえよう。

蔡は今の河南汝寧の上蔡の地。文王の子叔度の初封の地で姫姓國とされているが、管蔡などのいわゆる三監は殷の舊王畿の地に入つたものであるから、この僻遠の地が叔度初封の地とは考えがたく、潛夫論志氏姓篇に黄帝の子二十五人のうち姞姓燕の別としてあげる蔡がそれであろう。詩の小雅都人士に「謂之尹姞」というもので、金文にも蔡姞の器〔二二二〕がある。周召と竝稱される召氏も姞姓であり、豫西の地はもと姞姓の本據の地であつたのであろう。鴅父が南諸侯をめぐつて淮に入り數箇月後に蔡に歸還したとすれば、その行動の範圍は深く汝潁の間にも及んだものと思われる。當時の南淮夷と稱するものは、おそらくその地の諸夷であろう。宗周鐘にいう南國・南夷の地は、さらに南して漢域に及ぶ方面である。

作器について「還至于蔡、乍旅盨」というのは、蔡が今次の行動の根據の地であり、南巡の任務を終えて無事にその基地に歸還したことを紀念するために、その地で旅器を作ることをいう。そこには旅宮も設營されていたのであろう。旅器とは旅宮における祭器である。上蔡は當時周の淮夷經營の基地とされていたところである。銘末の「永用多休」は他に例のない語であるが、あるいは上文

の服俗服と幽之の合韻を求めたものであろう。命命年も眞の韻である。

訓　讀

唯王の十有八年正月、南仲邦父、駒父に命じて南諸侯に即き、高父を率ゐて南淮夷を見しむ。厥の取厥の服あり。夷の俗を董(つと)め、豙(こた)へて敢て王命を（敬しみ）畏れずんばあらず。逆(むか)へて我を見、厥の獻厥の服あり。我乃ち淮に至るに、小大邦敢て□して具(とも)に王命を逆へざる亡し。四月、還りて蔡に至り、旅盨を作る。駒父其れ萬年、永く用て多休ならんことを。

参　考

この器銘は報告者が「此盨蓋爲研究西周晩期與東南的關係、地理沿革及貢納提供了綫索」というように、周の東南夷經營の實狀を具體的に示す貴重な資料である。奴隷制が異種族をその供給源としてもつという條件のもとに成立するものとすれば、夷厲期より宣王期に及ぶ東南夷關係の彝器銘文と、陝西における大土地所有的經營の實態は、中國古代の奴隷制の問題に一の重要な關鍵を與えるものとなるであろう。それは報告者のいうような單なる貢納關係にとどまるものでなく、當時の生產關係や社會構造的な諸問題にまで及びうる性質のものであり、またその隷屬關係をめぐつて、西周後期より列國期にわたる政治問題としても、この地における覇權の爭奪は、列國抗爭の焦點をなすものであつた。この器銘は、當時の淮夷經營の實際についての、具體的な知見を與える貴重な資料である。

補九、雁侯鐘

時代　共王 韌松・樊維岳

收藏　第一器は新出、第二器は舊中村不折藏。

出土　「一九七四年三月、陝西省藍田縣紅星公社社員在整理山坡積土時、發現了一個編鐘」文物　第二器は出土事情不明。早くわが國に齎らされ、中村不折の藏に歸した。書道博物館の舊目錄解説に編鐘としてその器をあげている。

著錄

器影　第一器文物・一九七五・一〇　第二器文物・一九七七・八

銘文　第一器文物・一九七五・一〇　第二器文物・一九七七・八

考釋　「記陝西藍田縣新出土的應侯鐘」韌松・樊維岳　文物・一九七五・一〇　「記陝西藍田縣新出土的應侯鐘一文補正」韌松　文物・一九七七・八　「關于應侯鐘見工一詞的解釋」吳鎭烽・尚志儒　同上

器制　「此鐘有甬・于・旋・枚、是西周中期發展起來的甬鐘的形式、通高二六、甬長一〇、銑間寬一三・一、舞寬八、舞縱一一糎、鐘的鼓上飾有鳥紋和T字形雲紋」文物・一九七五・一〇　第二器も器制文樣は同じであるが、その尺寸を明らかにしない。

銘文　「兩銑及鉦間鑄有銘文」文物　計四十一字、うち合文二、第二器に同じく銘文三十三字、うち合文一、合わせて七十四字である。

隹正二月初吉、王歸自成周、雁侯見工、遺王于周、辛未、王各于康、焚白內右雁侯見工、易彤一・彤百・馬四匹、見工敢對覭天子休、用乍朕皇且雁侯大薔鐘、用易眉壽永令、子々孫々、永寶用

雁侯鐘第一器

銘に紀年日辰がなく、その暦譜を考えがたい。報告者は「春秋時的子璋鐘、作隹正七月初吉丁亥、與此鐘銘相同、正卽是周正」という。器は王が成周より周に歸還することをしるすもので、もとより西周器であるが、西周器にこの紀月法を用いるものは、他に例がないようである。來歸のことは、令彝に「明公歸自王」、詩六月に「來歸自鎬」のようにいう。

應侯は武王の子孫にして周の親藩たるもの、左傳僖二十四年に「邘晉應韓、武之穆也」とみえる。その關係の器は第九輯雁公鼎の條に錄した。見工はこの作器者たる應侯の名である。報告者は、出土

第一器銘文

器の銘文が前半のみで、下文に作器者の對揚の辭を缺くため、この見工を見士・見事の禮と同じと考え、書の康誥「百工播民和、見士于周」や匽侯旨鼎等の見士の例を引くが、「王歸自成周」より「王各于康」に至るまでは王の行爲を述べる文であるから、その行程中に見士や見事の禮が行なわれるはずはない。これを見士・見事と解したため、「遣王于周」を「這句是説王在宗周進行賞賜」とするが、賞賜のことは康宮に入ってからのことである。康は康宮をいう。應侯見工は成周より康宮までの王駕の親衞として、無事に歸還の役を果たしたので、それによつて賜賞をえたのである。

右者榮伯は孝夷期の器銘に多くみえる人で、この器もその時期のものである。報告者は永盂等榮伯諸器を恭王期としているが、時期が早過ぎる。王に扈從して賜與を得るものには、たとえば令鼎のように先馬走している例がある。彤弓一・彤矢百・馬四匹は神事などの儀禮に用いるもので、宜侯矢殷や伯晨鼎のような封建の禮や特別の受命のとき與えられるものであつた。文獻では書の文侯之命、左傳僖廿八年にその例がみえる。扈從してその儀器が與えられるのは、よほど重要な出幸であったのであろう。

第二器銘文

後銘の部分を錄する第二器については、韌松氏の補正に、唐蘭氏の指摘によつて、中村不折の「三代秦漢の遺品に識るせる文字」に著錄するところのものが、前銘と銜接することを知つたとして、その器影銘文を紹介している。この後銘に「見工敢對揚天子休」の語があり、見工は應侯の名であることが明確となつた。報告者もその補正の文において見工の解を改めている。

吳鎮烽・尚志儒連名の「關于應侯鐘見工一詞的解釋」は、韌氏の補正の文の次に編次されているも

のであるが、不折舊藏の後銘のことに及ばず、おそらく補正の文と關係なく編輯者に寄せられたものであろう。前銘中にすでに「雁侯見工」が兩見していて、連讀して應侯の名と解すべきことを述べ、兩字名の例として匽侯駿方・韓侯伯晨・虢季子白・魯士商叡・王孫遺者などの例をあげている。文は周休は幽韻、工康工鐘用は陽東の韻であろう。

訓　讀

隹正二月初吉、王、成周より歸る。應侯見工、王を周に遺る。辛未、王、康に格る。榮伯入りて應侯見工を右く。彤弓一・彤矢百・馬四匹を賜ふ。見工、敢て天子の休に對揚し、用て朕が皇祖應侯の大薔鐘を作る。用て眉壽永命を賜はらんことを。子々孫々、永く寶用せよ。

參　考

器制について報告者はいう。「西周中期以前的甬鐘、過去出土不多、一九五四年陝西普渡村長甶墓出土的三個一組的甬鐘、屬于穆王時期、是現今所知年代最早的編鐘、但沒有銘文、這件應侯鐘也是甬鐘的形式、并有了銘文、銘文書寫在兩銑及鉦間、已開晚期鐘銘的格式、由銘文可知其時代爲略晚于穆王的恭王時期、這爲我們研究西周鐘的歷史發展提供了重要資料、另外、鐘銘中提到應侯以及成周與周對擧……這對西周歷史和金文的研究也都有重要的價值」。同じく甬鐘にして銘文のあるものに虘鐘があり、おそらく懿王期のものであろう。また下つて虢叔旅鐘、梁其鐘などもみな甬鐘であるが、應侯鐘は虘鐘と相前後するものと考えてよい。

なお應侯關係かと思われる新出の器に雁監甗があり、考古一九六〇・二に朱心持の「江西餘干黃金埠出土銅甗」という報告があるも未見、考古學報一九六〇・一に郭沫若氏の「釋應監甗」があって考說を加えている。「應監甗係一九五八年九月廿八日江西餘干縣黃金埠初級中學、因平球場、取土約五十糎處所發現、銘凡六字、曰、雁監乍寶隮彝、雁卽應國之應、乃周武王之子孫所封地」。應國の地は河南寶豐縣西南、河南の中部であるから、江西餘干の出土というのはその地への將來品と思われる。出土地には遺址も同出器もない。甗の形制花紋と字體からみて、周初の遺器であることは疑なく、應侯關係の器と推定される。應監の意について郭釋にいう。

雁　監　甗

作器者自稱雁監、監可能是應侯或者應公之名、也可能是中央派往應國的監國者、周代有監國之制、故仲幾父設銘文中有諸侯諸監之語、我覺得可能

以後者爲確、卽應國之監、猶他器稱應公也

仲幾父段は陶齋二・五・攈古二之二・六二に著錄する瓦文段で、「中幾父史幾使于諸侯諸監、用厥賓乍丁寶段」とあり、賓とは使者に對する禮賜をいう。監は概ね善鼎「監𢊁師戍」、頌壺「監嗣新造賁」のように用い、特定の地域や機關の監察にあたることをいい、監國の例はない。三監の語も當時のものかどうか明かではなく、なお他證を待って定めるべきであろう。

昭和五十三年九月印刷發行

發行所　神戸市東灘區住吉町
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ内中町
中村印刷株式會社

白鶴美術館誌

第四九輯

白川静

金文通釋 四九

補釋篇

夔鳳直文筒形卣

財團法人 白鶴美術館發行

補一〇、師䚄鼎

時代　共王　文物

出土　「一九七四年一二月五日、扶風縣黃堆公社雲塘大隊强家生產隊社員、在平整土地時、發現一批西周銅器、銅器出土于强家村西稍北三〇〇多米處、共七件、計大鼎一件・特鐘一件・𣪘二件・𣪘蓋二件・鏤空豆一件、據社員反映、它們出土于一個窖穴內、窖口上距地表約一・二米、鼎口向上、放在窖穴中部偏北、𣪘・𣪘蓋和鏤空豆、放在鼎內、鐘放在鼎外南側、經我們實地勘查、出土地點沒有墓葬痕迹這一帶的周墓深度均在五米以上、也无其他遺物發現、窖穴開口在周代地層、沒有晚期人爲擾動的迹象」文物

著錄　器影・銘文　文物・一九七五・八

考釋　吳鎭烽・雒忠如「陝西省扶風縣强家村出土的西周銅器」文物・一九七五・八

師䚄鼎

器制

「鼎、斂口、平沿、腹稍鼓、兩耳直立、鼎足似馬蹄形、頸部飾兩道帶狀雷紋、兩帶狀雷紋之間有一突脊、中爲陰弦紋、雷紋下有一陽弦紋、通高八五、口徑六四・五、最大腹圍二〇五糎、重一〇五瓩、鼎腹內底部與鼎足相聯處、鑄成三個直徑一〇、深三・五糎的圓筒形狀、腹外壁和足部凝結着一層很厚的煙炱、顯系經過長期使用」、また鼎・鐘について「這批銅器的特點是形制大、銘文長、尤其是師𩛥鼎和師臾鐘、是解放後發現的周代青銅器中的

精品」文物という。器制雄偉、帶文を除いてほとんど素文に近く、かえって雄健の趣がある。立耳馬蹄足、傾垂のゆるやかな鼎である。

銘文

「腹內壁有銘文十九行、行十字、合文六字、重文一字、共一百九十七字」文物 字は縱橫

に整然と排列されている。

唯王八祀正月、辰才丁卯、王曰、師訊、女克畫乃身、臣朕皇考穆王、用乃孔德、珎屯乃用心、弘正乃
辟安德、叀余小子、肇盄先王德

紀年に祀と稱するものは、師遽毁「隹王三祀」、吳方彝「隹王二祀」など穆共期の器銘にも多くみえる。文ははじめより「王曰」の形式ではじまるが、廷禮を略して直ちに王の誥辭に及ぶものは、中期には彔伯㦰毁のほかほとんど例のないことである。彔伯㦰毁には「王若曰」と史官傳命の形式をとるが、この器には「王曰」とあつて王の親命である。廷禮ののちに「王若曰」、「王曰」というものは、師虎毁・豆閉毁などにみえ、一般的な形式である。

訊は作器者の名。金文では也毁「用訊饗己公」のように儀禮の名に、また師詢毁「訊乃事」のように載行の意に用い、才聲の字である。

畫は聿と朋と火と血に從う字形で、吳・雒兩氏の釋に畫の本字であろうという。畫は說文に傷痛と訓する字。皕は文身の文樣であり、聿を以て文身を加えるときの傷痛の意を示す字であるから、銘文の字形は必らずしも畫と同字とはしがたいが、いまかりに畫の字を充てておく。康熙字典に銘文に近い字形二をあげてみな畫の俗字としている。書の酒誥に「民罔不畫傷心」とあり、この銘では憂懼奔走の意とみられる。

臣は臣事。㝬毁に「朕臣天子」、師俞毁に「臣天子」などの例がある。朕皇考とは王よりしていう。

穆王の子ならば共王、あるいは孝王である。穆王の穆は金文にみな重點の形を付する例であるが、重讀したものとも思われない。「用乃」以下を、吳氏らの釋に「用乃孔德珎屯、乃用心恩弘、正乃辟安德、叀惟余小子肇盄淑先王德」と句讀するが、乃は金文において二人稱領格に用いるものは令鼎「乃克至」、曶鼎「乃弗得」のような例のみで、假定の條件をいう。從つてこの文では乃を領格の用とすべく、それならば「用乃孔德、珎屯乃用心、弘正乃辟安德」のように句讀すべきである。珎は字形も確かでなく訓義も知りがたいが、珎純とつづけて連語とみておく。弘正もまた連語であろう。「叀余小子」以下は毛公鼎の「叀我一人、雝我邦小大猷」というように近い。楊樹達に「甲文叀與隹二字皆用爲語首助詞、用法全同」積徵居、彔伯㦰毁再跋とする說があるが、金文の叀はみな惠である。肇は肇繼。肇敏・肇經・肇堇・肇䜌のように用いる。肇淑も同系の語である。

易女玄衮黹屯・赤市朱黃・䜌旂・大師金雁・攸勒、用井乃聖且考隣明、⿰黹令辟前王、事余一人

賜與はほぼ共懿期のものと近い。黹屯の黹は且の形に從い、黃もまた市偏に從う。何れも他にみられない字形である。金雁は馬具、これを「大師金雁」のようにいうのは例のないことである。下文に伯大師の名がみえており、おそらくその人の名を冠していうものであろう。

井は帥井。大盂鼎「井乃嗣且南公」のように井を單用する例がある。井は下文の「⿰黹令辟前王」にまでかかる。從つて聖祖考以下は、祖考がよく前王に辟事したことをいう。隣明の隣は近出の遹盂にもみえ、字はいずれも𠂤旁に人の手足を啓く形と𠙵とに從う。遹盂では祭儀を示す字とみられるが、ここは隣明と熟してその憐恤明哲なるをいう語であろう。⿰黹令は師克盨に「王曰、克、余隹巠乃先且

考、克⿰黹令臣先王」とあり、本器の「⿰黹令辟前王」は「⿰黹令臣先王」というに同じ。⿰雚凡の聖祖考は前王に辟事し、つづいて余一人に事える前朝の遺臣であつたが、⿰雚凡はその後を嗣いでこの册命を受けたのである。

⿰雚凡拜䭫首、休白大師肩嗣⿰雚凡臣皇辟、天子亦弗諲公上父獣德、⿰雚凡穠曆、白大師不自乍小子、夙夕專⿶凵由先且刺德、用臣皇辟、白亦克欵⿶凵由先且、壘孫子、一嗣皇辟懿德、用保王身

これより以下は對揚の辭。白大師は伯氏にして大師の職にあるものであろう。伯大師盨二器 分類圖錄・盨A二五三があり、「白大師乍旅盨、其萬年、永寶用」と銘する。伯克壺に「白大師易白克僕卅夫」というものがその人であるらしく、下つて幽王期の柞鐘には仲大師の名がみえる。大師の地位は極めて高く、伯克壺では「敢對揚天右王白晉」と稱しており、その名號は周初の皇天尹大保に匹敵する。後期において大師と稱するものは殆んど僭主に近く、伯克壺も柞鐘も私臣に對する賜與あるいは册命をしるしている。

肩は遹甗に「師雝父肩、史遹使于獣侯」とあり、軍事的な意味をもつ儀禮であるらしく、遹が獣侯に使するに當ってその儀禮が行なわれている。本器においても伯大師がその肩禮を行なつたのち、⿰雚凡に嗣職のことを命じた。⿰雚凡は大師の麾下として師氏の職に任じていたのであろう。臣皇辟とは臣天子というに同じ。下文に天子の語を用いているので、語の複重を避けたものと思われる。諲は忘。獻殷に「十世不諲」、亡圜器に「亡弗敢諲王休異」などの例がある。公上父はおそらく師⿰雚凡の聖祖考に當るものであろう。この器は末文によると、その公上父を祀るために作られたものである。獣

德の語は初見。獣は遹の諸器や宗周鐘にみえ、姜姓の呂、すなわち甫の初名で、金文の簠の字は多く獣に従う聲をえている。ここでは德の修飾語に用いられており、下文の「皇辟懿德」に對し、公上父の美德を稱する語である。

穠曆は伐旌。兩禾軍門においてその禮が行なわれるので、兩字とも字形に禾を含む。この器銘においてもその禮は軍禮として行なわれており、句は被動形によむ。

「白大師不自乍小子」以下の文は甚だ難解である。「不自乍小子」とは詩の大雅江漢「無予曰小子召公是似」の語意で、これを他よりいうときは師獣殷「女有隹小子」のようにいう。伯大師以下は敢て小子の身分を以て重責を避けぬ意を示す語とみるべきであろう。小子はもと貴游子弟の身分をいう語である。

「夙夕專⿶凵由」の⿶凵由を呉氏らの釋に由と解するが、由字は説文にもみえず初形の知られない字である。卜文にこれに近い形の字に毌があり、「毌王事」のように用いる。すなわち載行王事の意である。ここでは「先祖刺德」を目的語とするものであるから、率由循行の義とみられる。皇辟は辟君。天子の直參ならば皇辟は天子であるが、獻殷「朕辟天子麸伯」のように陪臣がその主君を稱するときにも同様のいい方をする。本器の皇辟は下文にまた「一嗣皇辟懿德、用保王身」とあるので王とは別人とすべく、師⿰雚凡の辟事するところの人である。その人は「白亦……」とよばれている伯であるが、文義上この伯は伯大師ではない。伯は皇辟の子にして王身を保佑し、⿰雚凡はその伯を皇辟として臣事するという關係にある。

𤔲は遠𤔲の𤔲と字形が近く、𤔲凵は上文の専凵に對する語である。また𤔲凵の目的語は「先且」であり、その族内のことであるから𤔲凵という。壘は蟲の異文とみるべく、蟲は卜文において古・故と通用する例があり、楊樹達の卜辭求義二葉にその說がみえる。易の序卦に「蟲者事也」とあり、その訓義をとることができよう。一嗣のように一の下に動詞を付する例は金文にみえないが、一はここでは壹是の意に解するほかはない。文中の兩嗣字はみな倒文に書かれている。ただ字が誤倒でないことは、凵の形が正しいことからも知られよう。

以上は作器者たる𩙮の臣事する伯大師、また伯大師の子たる伯の兩世がともによく王家に辟事し、王家に勤勞して、王室の顧寵をえていることをいう。

𩙮敢䅲王、卑天子萬年□□、白大師武臣保天子、用厥剌且□德、𩙮敢對王休、用妥、乍公上父隮于朕考𩫖季易父𣪘宗

䅲は盩、ここでは輔佐をいう。吳氏らの釋に「𩙮敢䅲王卑」と句讀するも、卑は金文において「卑冊命」、「尙卑處厥邑」など、みな使役に用いる。從つてこの文も「卑天子萬年□□」とよむべく、叔夷鐘の「卑百斯男」と同じく祝嘏の辭である。「白大師武臣」とは、𩙮自らいうものであろう。「白大師」以下を吳釋に「白大師武、臣保天子」と句讀するが、上文に「𩙮敢䅲王」というように、この文の主語は𩙮である。ゆえに下文に「𩙮敢對王休」の語を以て承ける。

「用妥」は也毀「用妥公唯壽」、蔡姞毀「用妥多福于皇考」などと同じであるが、その目的語を略した形である。器は聖祖考たる公上父に獻ずる目的を以て、その父廟の祭器として作られている。

𣪘宗はその廟名。吳釋に于を與と解して公上父と皇考との器を作るとするが、この文は雙賓語に解すべきであろう。作器者の𩙮が特に公上父の恩顧をえたことは、上文の「天子亦弗譴公上父𠭯德、𩙮穠曆」という語によつて知られるが、その器を「朕が考郭季易父の𣪘宗に作る」というのは、あるいは本支の關係にあるものであろう。

訓讀

唯王の八祀正月、辰は丁卯に在り。王曰く、師𩙮よ。女克く乃の身を盡(くるし)め、朕が皇考穆王に臣(つか)へたり。乃の孔德を用ひ、乃の用心を琢純にし、乃の辟の安德を弘正せり。余小子に惠し、肇(つ)ぎて先王の德を淑(つつし)ましめよ。

女に玄袞黹純・赤市朱黃・䜌旂・大師の金雁・攸勒を賜ふ。用て乃の聖祖考の隣明にして、𡥈(もと)より前王に辟(つか)へしに井(のつと)り、余一人に事へよ。

𩙮、拜して稽首し、伯大師の肩(まつり)して、𩙮を嗣がしめて皇辟に臣(つか)へしめしを休とす。天子亦、公上父の𠭯德を忘れず、𩙮、穠曆せらる。

伯大師、自ら小子と作(な)さずして、夙夕、先祖の剌德に専凵し、用て皇辟に臣へたり。伯亦克く先祖に𤔲凵し、孫子を蟲(こと)とし、一に皇辟の懿德を嗣ぎ、用て王の身を保んず。

𩙮、敢て王を盩(たす)け、天子をして萬年□□ならしめん。伯大師の武臣、天子を保んじ、厥の剌祖の□德を用ひん。

歠、敢て王の休に對へ、用て妥んぜんとして、公上父の障を朕が考郭季易父の敍宗に作る。

参　考

器は穆王を皇考と稱するものであるから、共王もしくは孝王期のものであろう。立耳馬蹄の鼎があらわれるのはほぼ懿孝以後のことであり、文辭や文字の上からも共王諸器より時期がやや下るようである。文有韻。德德子德は之韻、勒考は之幽合韻、辟德子德辟且子德子德は魚之合韻である。なお同窖出土の器にして銘文をもつものが三器あり、いずれも時期の相近いものと思われる。

師臾鐘

器　制　文物にその器制を説いていう。

「通高七六・五、銑間四三、鼓間二九・五、舞脩三五・五、舞廣二五、枚高四・五、甬高二五・五糎、重九〇瓩、鼓部飾雲紋和鳥紋、舞上飾大竊曲紋、篆間飾斜角雙頭獸紋」。鐘としては宗周鐘の通高六五・六糎よりも大きく、西周期有銘の鐘として最大のものであろう。報告者はまた別に一器があるとして、「師臾鐘是解放後發現的周代銅鐘中形制最大、銘文較長的一件、解放前、我國出土的西周的大鏞鐘、其中一具通高也是七六・五糎、已被美帝盜劫、今存紐育 Wacker」という。呉氏らのいう器は斷代五にその圖をあげているが、それは鏞鐘ではなく鐃であり、殷器である。近年湖南寧鄉出土のものも高さ六七糎に及ぶ。本器は甬鐘であり、また甬鐘として現存最大のものと思われる。銘は鉦間と鼓部左側にあり、鉦間四行、行十字、鼓部二行、行四字、合わせて四十八字である。

師　臾　鐘

師臾肇乍朕剌且虢季寛公幽叔、朕皇考德叔大謍鐘、用喜侃〔前〕文人、用𣎴屯魯永令、用匄眉壽無彊、師臾其邁年、永寶用享

師は官名、臾は作器者の名である。その祖は虢季寛公幽叔、父を德叔といい、虢季氏より出ている。以下は鐘銘の常語。呉釋にいう。

以前曾出土有望𣪘和師望鼎、郭沫若同志斷爲周共王時器、望的父親是寛公、此鐘有師臾肇乍朕剌祖虢季寛公幽叔……大謍鐘之語、望的官職是師、臾也是以師爲職的、古代世官、所以望和臾當屬父子關係、是虢國氏族的一支、共王在位二十年、望擔任師職在共王十三年以後、臾襲師職約在懿王時期或稍早一點、因此、此鐘的制作年代當在師望死後、卽懿王之世

師望と師臾とを父子の關係にありとし、師望の器を共王、從って師臾の器を懿王に屬するという。望𣪘においてはその皇祖は伯囟父、師望鼎においてはその皇考は寛公であるが、皇考寛公の名はま

た叔角父段三代・八・七にもみえ、また元年師酉段にも寛姫の名があつて寛は廟號に用いる稱であるから、たまたま諡號を同じうする例も多く、これによつて師望と師臾と一家にして父子という關係を推論することはできない。かつ十三年望段はその紀年日辰よりして、夷王期の器とすべきものである。

同出の即段に「朕文考幽叔」の名があり、それならば即が臾の父、あるいは父輩にあたる人である。

即段の右者定伯はまた㮚徧鼎一にみえ、その鼎にいう日辰は夷王五年の譜に合う。それならば師臾の器は夷王の末年、夷厲期のものとすべきであろう。剌祖を虢季寛公幽叔と稱しているのは、その家が虢季氏であることを示すもので、かつ師職に任じている。師系の職は前期以來殷系の諸族が多く、明らかに周系とみられるものは師雍父・師湯父のように父の稱をもつて區別されているが、この器銘によつて、西周後期には周室出自のものにも師某と稱するもののあることが知られる。文にいう。

師臾、肇めて朕が剌祖虢季寛公幽叔、朕が皇考德叔の大薔鐘を作る。用て前文人を喜侃し、用て純魯永命を攎(いの)り、用て眉壽無疆ならんことを匃(もと)む。師臾其れ萬年、永く寶とし用て享せむ。

鐘疆享は東陽合韻、人令年は眞韻である。

即段

器制　器は二器、何れも失蓋、一段は無銘。文物にいう。「通高一四・五、口徑一九・五、腹深一三糎、圈足、通體瓦紋、長舌獸耳、有珥、另一段、通高一五・五、口徑二三、腹深一三糎、瓦紋圈足、

即　段

衜環獸耳」。銘文は内底にあつて七行、行十字、重文二、共七十二字。行款は整然と排列されている。

佳王三月初吉庚申、王才康宮、各大室、定白入右卽、王乎、命女赤市朱黃・玄衣黹屯・䜌旂、曰、嗣琱宮人𩰫稻、用事、卽敢對䚄天子不顯休、用乍朕文考幽叔寶𣪘、卽其萬年、子〻孫〻、永寶用

右者定伯の名は裘衞盉・裘衞鼎一にみえ、その器は夷王三年・五年のものと考えられる。本器の廷禮は極めて簡略な形式を以てしるされている。廷禮にまず賜與のことをいい、のちに任命のことに及ぶものに命𣪘𣪘・盠方彝・豆閉𣪘などがある。何れも穆共期の器であるが、しかし康宮大室の儀禮をいうものは康鼎・輔師𠭰𣪘など焚伯關係の器に多い。𩰫は說文に「虎怒也」と訓している字で、古く卜文にもみえ地名。その地の稻の生産の官司を命ずるものであろう。稻を𡚇に從う字形に作るものは、史免簠にその例がある。卽はこの册命において、琱宮に屬する人と、𩰫地の稻の官司を命ぜられているのである。文考幽叔は、師臾鐘に「朕剌祖虢季寛公幽叔」と稱しているものであろう。旂事休𣪘は之幽合體。文にいう。

佳王の三月初吉庚申、王、康宮に在り、大室に格る。定伯入りて卽を右く。王、呼びて、女に赤市朱黃・玄衣黹純・䜌旂を命ふと。曰く、琱宮の人と、𩰫の稻を嗣めよ。用て事へよと。卽、敢て天子の不顯なる休に對揚して、用て朕が文考幽叔の寶𣪘を作る。卽其れ萬年ならんことを。子〻孫〻、長く寶用せよ。

器の時期について、報告者はこれを共王期に屬すべきものとしていう。

此𣪘和師虎𣪘豆閉𣪘的造型・紋飾完全相同、通體飾瓦紋、獸紐環耳、這種形制和紋飾見于昭穆之世和共王初期、在共王以後則流行一種與此相承的𣪘、腹部三分之二仍爲瓦紋、頸部增飾一帶紋、不作環耳、因此、卽𣪘的時代當斷在共王時期、作器者卽、稱其父爲文考幽叔、與師臾似系一家

その共王期說は專ら瓦文圈足の器制に依據するものであるが、器制よりいえばむしろ無㠱𣪘が最も近く、無㠱𣪘は夷王十三年の器である。本器もおそらく夷王期に屬すべく、定伯の名はまた夷王三年の裘衞盉、五年裘衞鼎にみえ、そこでは五名の執政者のうちに名を列している。その關係を以ていえば、本器は夷王期にあるとすべきであろう。卽𣪘より一世代後れる師臾鐘は、從つて夷厲期に屬することとなる。

恒𣪘蓋

器　制　二器みな蓋のみを存する。同制同銘、蓋高六、口徑一九・七糎。銘は蓋內に五行にしるされ、五十一字である。

王曰、恒、令女更崇克嗣直鄙、易女䜌旂、用事、夙夕、勿灋朕令、恒拜䭫、敢對䫹天子休、用乍文考公叔寶𣪘、其萬年、世子〻孫〻、虞寶用

銘文は廷禮等の前辭をつけず、直ちに王の誥命を錄している。恒は作器者、他に所見はない。更は賡續。崇の字は初見。崇克で人名であろう。直はおそらく地名。その鄙すなわち農作地の管理を命ずるのである。その任命に當って䜌旂を賜與する。「勿灋朕命」は大盂鼎にみえ、また師酉𣪘など後期金文に習見する。世子孫について吳釋に

銘文有世子〻孫〻、虞寶用之語、世子孫這種短語、流行于共懿之世、師遽𣪘有世孫子永寶、趞觶有世孫子毋敢墜永寶、同𣪘有世孫〻子〻、左右吳大父、師遽方彝和黃尊有百世孫子永寶、吳方彝有世子孫永寶用、師晨鼎有世子〻孫〻寶用、

上述諸器都是共懿時期之物

という。右のうち師晨鼎は懿王三年、同𣪘は燮伯を右者とする孝王期の器であるから、以上の用語例からいえば本器は懿孝期に近いものと推測される。ただ「虞寶用」という例はなく、虞は其の音の轉じたものであろう。鄙旂事は之韻、休𣪘は幽韻にして合韻。文にいう。

王曰く、恒よ。女に命じて崇克に更(つ)ぎて直の鄙を嗣(をさ)めしむ。女に䜌旂を賜ふ。用て事へよ。夙夕して朕が命を灋(す)つること勿れと。

恒、拜して稽し、敢て天子の休に對揚し、用て文考公叔の寶𣪘を作る。其れ萬年ならんことを。世子〻孫〻、虞(ねがは)くは寶用せよ。

以上同坑出土の諸器について、文物にいう。

强家村這批銅器、既非一時之作、又非一家之物、作器者共四人、師𩰫・師臾・即以及恒、即和師臾爲一家之人、屬虢國族的一支、師𩰫可能是鄭國族的一支、虢鄭均姬姓、但不同國族、因此、師𩰫・恒同師臾和即是什麽關係、爲什麽銅器又藏在一個窖穴之內、尚待研究

强家村は岐山周原の北部に位置しており、附近の齊鎭・齊家・陳家・任家・康家・劉家・岐山縣の賀家・禮村・董家・王家など、西周岐邑の遺址の群集しているところで、今もなお隨處に當時の遺構遺物とみられる殘片などがあるという。しかもこの地出土の器群には窖藏品が多く、それらは特殊な事情のもとに急遽埋匿されたものであるらしい。文物にまたいう。

這一地區多次出土窖藏銅器、據現在所知、清朝時任家村南出土中義父諸器五十餘件、解放前任家又出土梁其器百餘件、解放後一九五二年童家出土外叔鼎等器 文物・一九五九・一〇、一九五三年王家出土鼎彝等六件 文參・一九五四・一〇、一九六〇年齊家村東南出土中友父等器三十九件 齊家村銅器、一九六〇年陳家出土散伯器十九件 文物・一九七二・六、一九六六年齊家出土日己器六件 考古・一九六三・八、一九七〇年京當出土早周銅器六件、强家這批銅器是這一地區第九次出土的窖藏銅器（最近在董家又出土窖藏的中南父諸器三十七件、正在整理之中）

這些窖藏銅器的埋藏情況大都一樣、深度均一～一・三米、窖穴多呈圓袋形、窖邊不加修整、器物成批疊放、掩埋草率、象這樣的窖藏絕非一家一人、因一時一事的變故埋入地下的、必然是經歷了重大的政治事變的結果

西周後期有兩次大的變故、卽厲王奔彘和周室東遷、郭沫若同志認爲厲王奔彘、是一次國內革命、待宣王復辟後、窖藏銅器應該啓復、只有幽王十一年公元前七七一年 犬戎入侵、奴隸主貴族跟隨王室東遷、始終再沒有回去開窖的機會、所以窖藏的寶器一直到今天才發掘出來、這一分析是正確的、上述岐邑遺址範圍內歷次出土的一窖一窖的銅器、給這種判斷提供了有力的證據

岐邑の窖藏品は東遷の際のものが多いであろうことは疑ない。しかし埋藏器物の時期によつて、そのすべてを東遷の際のものと一律に規定しがたいものもあるようである。たとえば强家村諸器は共懿から夷厲期の器を主としており、青化鎭の圖象銘諸器建設や數次にわたる齊家村出土のそれぞれの器群、また康家村の圅皇父諸器などには、別の事情を考えることもできよう。西周後期における政治的混亂は、夷厲期より以後にはしばしばくりかえされていたことであり、たとえば圅氏の窖藏諸器は、政變による圅氏の沒落の際のものとも考えられる。强家村諸器のように共懿から夷厲期とみられる器群の埋匿には、厲王奔彘以前の政變によるものとする推測も可能であり、西周期貴族社會の崩落の過程において、氏族の宗教的象徵ともみられる祭器の藏匿がしばしば行なわれたとみることもできよう。尤もそのような彝器窖藏の最後の機會が、東遷の際であつたことはいうまでもない。彝器の窖藏は、財寶の隱匿というような意味よりも、氏族の祭器が他に移ることによつて、その宗教的保護靈が失なわれることの危險に對する警戒に發するものであろう。そのような埋藏土器がこの地域に密集しているということも、また別個の大きな問題である。

補一一、裘衛盉

時代　共王文物

出土　「董家村在岐山南麓古周原上、西北距京當公社一公里、屬于周代岐邑遺址的西部、一九七五年二月二日、在農田基本建設中發現了貯藏銅器的西周窖穴一座、我們隨卽進行了淸理、窖穴位于村西一五〇米西周居住遺址北邊、略呈橢方形、挖筑比較草率、四壁沒有經過修整、窖穴口小底大、口南北長一・一五、北寬一・二〇、南寬〇・八五米、底南北長一・三〇、北寬一・三〇、南寬〇・九五米、深一・一四米、窖口上距地表〇・三五米、窖內塡充花土、窖穴內出土銅器三十七件、計鼎十三、簋十四・壺二・鬲二・盤一・盉一・匜一・鎣一・豆二」文物このうち裘衛器四件、此鼎十一件、𠑇器一件に注目すべき長文の銘がある。

裘衛盉

著錄　「陝西省岐山縣董家村西周銅器窖穴發掘簡報」岐山縣文化館　龐懷淸　陝西省文管會　鎭烽・忠如・志儒　文物・一九七六・五

考釋　「對西周土地關係的幾點新認識讀岐山董家村出土銅器銘文」林甘泉　文物・一九七六・五「一篇重要的法律史文獻讀𠑇匜銘文札記」程武　同上「陝西省岐山縣董家村新出西周重要銅器銘辭的譯文和注釋」唐蘭　同上「用靑銅器銘文來研究西周史綜論寶鷄市近年發現的一批靑銅器的重要歷史價値」唐蘭　文物・一九七六・六「岐山新出𠑇匜若干問題探索」盛張　同上「矩伯裘衛兩家族的消長與周禮的崩壞試論董家靑銅器群」周瑗　同上

器制　「鼓腹束頸、口微外侈、連襠柱足、管狀流、長舌獸首鋬、蓋鈕作半環狀、蓋與器鋬有鏈條相接、器頸與蓋沿均飾以垂冠回首分尾夔紋、蓋上增飾一道陽弦紋、腹部飾雙綫V形紋、流飾三角雷紋、通蓋高二九、口徑二〇・二、流鋬相距三九糎、重七・一瓩」文物

銘文　蓋內にあり、一二行一三二字。

隹三年三月既生霸壬寅、王爯旂于豐、矩白庶人、取堇章于裘衛、才八十朋厥賈、其舍田十田、矩或取赤虎兩、麀𢍰兩、𢍰韐一、才廿朋、其舍田三田、裘衛廼彘告于白邑父、燮白・定白・琼白・單白、白

邑父・燓白・定白・琼白・單白、廼令參有嗣、嗣土散邑・嗣馬單旟・嗣工邑人服、眔受田圝・趞、衞小子鸗逆・者其鄉、衞用乍朕文考恵孟寶般、衞其萬年、永寶用

隹三年三月既生霸壬寅㊴は共懿孝の譜に入らず、ただ夷王三年㊾に一閏を加えた㉙の第十一日に當る。夷王の初年には元年師詢設・元年師類設・三年裘衞盉・癲壺・四年散伯車父鼎・散季設・五祀裘衞鼎はみなその譜に合し、暦譜構成上の定點を確かめうる時期である。その日に王は豊において稱旂の禮を行なつた。報告者はこれを周禮司常「國之大閲、贊司馬頒旗物、王建大常、諸侯建旂」の大常の旂を建てる禮に當るとする。下文にいう事件はその儀禮の際に起つたものであろう。

矩伯は裘衞鼎二にもみえ、矩𦎫三代・一一・二〇・一・矩叔壺三代・一二・一七・二の矩であろう。庶人は大盂鼎に「自駿至于庶人」とあつて徒隷身分のものであるが、この時期には牧設の庶右のようにその管理者と思われる官名がある。取は大鼎に「王召走馬雁、令取雒騆卅二匹易大」のように轉賜の際に用いており、權力的に行なわれる與奪を意味するものであろう。堇章は瑾璋。廷禮の際に用いる玉器で、頌鼎や善夫山鼎に「反入堇章」とその返納の禮をしるしている。

裘衞は銘の末文では單に衞と稱しているが、裘衞のように裘を冠稱していうのはその職能とするところから出たものであろう。管鮑の交を以て知られる鮑叔は金文では𦉢叔と稱し、皮革を扱うものであるらしく、軍需の增大などによつてその部族は巨富を積み、政治的發言權をもうるに至つたものと思われる。この器銘にいうような裘衞に對する矩伯庶人の瑾璋收奪事件のごときも、裘衞の出自とその富力に對する一種の反感から起つたものかも知れない。矩伯庶人の裘衞に對する瑾璋收奪

に對して、その賠償が命ぜられる。提訴の事實はしるされていないが、「才八十朋厥賓」とは瑾璋の代價相當の價格であり、裘衞はその損害額をあげて賠償を要求したのであろう。報告者は文中の才を財、また賓を賈と釋するも、「才八十朋」は八十朋相當、厥は領格の助詞、賓は頌器に「成周賓廿家」という集積の所をいう字で租徵の意。八十朋に相當する賠償として、田十田を與えることが定められた。舍は令鼎に「余其舍女臣卅家」、曶鼎「女其舍𩰫矢五秉」のように賜與をいう語であるが、ここでは代償の提供をいう。

このときまた矩伯によって赤虎皮二枚、麀皮の𠦪飾あるもの二枚、韎韐一枚も同時に掠取されており、その相當價格は二十朋である。「才廿朋」とは「才廿朋厥賓」を略した語とみられる。これに對しては田三田の賠償が命ぜられている。前者は八十朋に對して十田、後者は二十朋に對して三田であるから、一田が七朋乃至八朋に相當する計算である。

以上はおそらく和解勸告による解決であろうが、田土の所有權移轉については正規の手續を必要とするので、その旨を申告しなければならない。彘告とは、右の示談解決についてその承認を求めるための申告の意であろう。報告者は彘を矢と釋するが、告は以告・巩告のように上位者に申達する意であり、彘告は以告・巩告と近い語であろう。この彘告を受けるものは伯邑父・熒伯・定伯・琼伯・單伯の五人で、おそらく當時の執政者たる重臣とみられる。このうち熒伯・單伯は懿孝夷の三期の器にみえるが、夷王三年のこの器には國の執政者たる地位にあつたのであろう。この執政府のもとに參有嗣がおかれており、それは嗣土𢼸邑・嗣馬單旟・嗣工邑人服の三者である。邑・單は執政の邑父・單伯の族人であるかも知れない。眔は逮及。この用法は康侯𣪘に「王朿伐商邑、𢓊命康侯、啚于衞、沬嗣土逘眔啚」と眔と同じく、その地に赴いて事に從う意であり、「眔受田豳𧻓」とは豳・𧻓に赴いて田十田、田三田の授受をなすことをいう。このとき衞の小子鷟逆・者其がその參有嗣を饗食し、授受の禮を終えてこの問題は解決した。そのことを紀念し、かつ田土の所有權について權利證書的な文書として事件の經緯をしるし、文考の寶盤を作ることをいう。一般の賣買契約や贈與と異なり、不法行爲に對する賠償として交付されたものである。玉器や禮服などの掠取に對して、田土が提供されていることが注意される。土地經濟への關心が強いことを示す事實とみられる。

訓　讀

隹三年三月既生霸壬寅、王、旂を豐に稱ぐ。矩伯の庶人、瑾璋を裘衞に取る。八十朋の貯に在り。其れ田十田を舍ふと。矩或た赤虎兩・麀𠦪兩・𠦪韐一を取る。二十朋に在り。其れ田三田を舍ふと。

裘衞迺ち彘んで伯邑父・熒伯・定伯・琼伯・單伯に告ぐ。伯邑父・熒伯・定伯・琼伯・單伯、迺ち參有嗣、嗣土𢼸邑・嗣馬單旟・嗣工邑人服に命じて、田を豳・𧻓に受くるに眔ばしむ。衞の小子鷟逆・者其、饗せり。衞用て朕が文考惠孟の寶盤を作る。衞其れ萬年、永く寶用せよ。

参考

同出諸器のうち、銘文のみるべきもの數器を以下に列しておく。裘衛鼎一・二、裘衛段・公臣段・此鼎・此段・儹匜などである。

裘衛鼎一

器制　「立耳柱足、平沿外折、下腹向外傾垂、鼎外底積結厚厚的一層烟炲、口沿下飾以細雷紋塡底的竊曲紋、通高三六・五、口徑三四・三、腹深一九・五糎、重一一・五瓩」文物　器の內壁に一九行、二〇七字の銘文がある。

隹正月初吉庚戌、衛吕邦君厲、告于井白・白邑父・定白・琼白・白俗父曰、厲曰、余執龔王卹工、于邵大室東、逆焚二川、曰、余舍女田五田、正廼嚧厲曰、女賓田不、厲廼許曰、余審賓田五田、井白・白邑父・定白・琼白・白俗父廼顜、吏厲誓

廼令參有𤔲、𤔲土邑人趞・𤔲馬頴人邦・𤔲工

裘衛鼎一

附矩・內史友寺芻、帥履裘衛厲田四田、廼舍寓于厥邑、厥逆彊眔厲田、厥東彊眔散田、厥南彊眔散田眔政父田、厥西彊眔厲田

邦君厲、眔付裘衛田、厲叔子夙・厲有𤔲黼季・慶癸・豳表・荊人敢・井人倡犀・衛小子者其、鄉儠、衛用乍朕文考寶鼎、衛其萬年、永寶用、隹王五祀

銘末に「隹王五祀」というのは段式紀年法である。その正月初吉庚戌は㊼、夷王の曆譜五年㊽の初吉第一日（-1）に當る。前器裘衛盉より二年後の器である。

目告は提訴の意。裘衛がその邦君たる厲を告發した事件の顚末をしるしている。裘衛は厲の臣で陪臣たる身分のものであるが、本件のように土地の權利關係に關する問題については、直接の提訴權が認められていたのであろう。當時の執政府は井伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父の五名で、前器の焚伯・單伯に代つて井伯・伯俗父が廷臣に列しており、井伯が筆頭者である。井伯は懿孝期の井叔・井公の後を繼ぐものであろう。伯俗父は庚季鼎に右者としてみえている。

「曰、厲曰」以下は裘衛の提訴の語。その文中の余は厲をさす。龔王は共王。「龔王卹工」とは共王以來着手施工されている土木工事のことで、それは邵大室の東に二川の溝洫を疏通する灌漑工事であつた。逆は北流。焚は縈・營の義であろう。そしておそらくその工事のために、代替地として「余舍女田五田」という田土の提供が約されていたにも拘わらず、それが履行されていないという提訴である。正は士師の長、孟子梁惠王下・周禮秋官序官に士師を理官とする。その正長を正という。嚧は訊の初文。「女賓田不」は田土を代償として提供する意思の有無を確かめ、厲がその履行を許

諾する意思表示をするのを待つて、執政五人が協議裁定して厲にそのことを誓言させた。顜は協議するというほどの意であろう。

厲の義務履行に當つて、參有𤔲に命じてその現場に立會わせ、𤔲土たる邑人趞、𤔲馬たる頌人邦、𤔲工たる附矩の三名のほかに、史官として內史友寺芻も記錄作成のために參加し、一同で裘衛に引渡すべき厲の田四田の所在を確認し、彊界の劃定を行なつた。寓はまた遇・㝢に作ることもある字であるが、それらの字形からも考えられるように修祓的な儀禮を示す字で、わが國で境界の地に壺や石をおいて榜示とする方法に當るものであろう。その四至は北は厲の田、東は散の田、南は散と政父の田、西は厲の田に接している。すなわち西・北は厲、東・南は散と政父の田に圍まれている地で、散の西北に位置する。この散の地が散氏盤にいう郿縣の地であるのか、あるいは散伯車父諸器の出土した扶風法門西北の地であるのかは知られない。ただ郿縣の散氏の地ならば、その西は矢氏の地に接しているはずである。

土地の榜示を終えたのち、邦君厲自らその地に赴いて裘衛に田土の引渡しをなし、厲の叔子夙・厲の有𤔲䚢季・慶癸・豳表・荊人敢・井人倡屖と衛の小子者其とが饗賸のことを行なつて、事件はすべて解決した。契約の不履行によつて提訴がなされ、審判の結果その主張が認められて解決するに至つた經緯をしるし、その取得した田土の榜示を行なつたことを記錄する權利證書的性格をもつ銘文である。その文にいう。

隹正月初吉庚戌、衛、邦君厲を以て井伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父に告げて曰く、厲は曰く、余、龔王の卹功を執り、邵大室の東に于て、逆に二川を燮らさんとす。曰く、余、女に田五田を舍へんと。正、廼ち厲に訊げて曰く、女、田を貯るや不やと。厲廼ち許して曰く、余、審んで田五田を貯らんと。井伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父廼ち顜りて、厲をして誓はしめたり。廼ち參有𤔲、𤔲土邑人趞・𤔲馬頌人邦・𤔲工附矩・內史友寺芻をして、帥ゐて裘衛に厲の田四田を履ましめ、廼ち寓を厥の邑に舍かしむ。厥の朔の彊は厲の田に眔び、厥の東の彊は散の田に眔び、厥の南の彊は散の田に眔び、政父の田に眔び、厥の西の彊は厲の田に眔べり。邦君厲、眔びて裘衛の田を付したり。厲の叔子夙・厲の有𤔲䚢季・慶癸・豳表・荊人敢・井人倡屖・衛の小子者其、饗賸す。衛、用て朕が文考の寶鼎を作る。衛其れ萬年、永く寶用せよ。隹王の五祀なり。

文中に厲の有𤔲の一人として名のみえる䚢季は、大克鼎・二十七年伊段にはその廷禮の右者としてあらわれるが、夷王初年の本器においてはなお陪臣の地位にあるものであつた。この時期における諸氏族の政治的地位の變動の激しさを示す一の事實として、注目すべきことである。

裘衛鼎二

器制　「紋飾與甲鼎全同、通高三七・二、口徑三四・五、腹深二〇糎、重一二・二五瓩」文物

器の大小も前器と殆んど同じである。器腹內壁に一九行、一九五字に及ぶ鑄銘がある。

佳九年正月既死霸庚辰、王才周駒宮、各廟、
眉敖者膚爲吏見于王、王大黹、矩取眚車・較・
𠦪酉・虎冟希㦛・畫轉・更・㡀䩞・帛轡乘・
金麃鍐、舍矩姜帛三兩、廼舍裘衛林智里、𠭰
厥隹顏林、我舍顏□大馬兩、舍顏姒虡呇、舍
顏有𤔲壽商貈裘盠冟
矩廼眔𨕖粦令壽商眔意曰、顜、履付裘衛林智
里、𠟭乃成夆四夆、顏小子具叀夆、壽商䍐、
舍盠冒□羝皮二・□皮二・𩈁舄俑皮二・朏帛
金一反・厥吳喜皮二、舍𨕖虡冟・𩈁𠦪𩌏酉・
東臣羔裘顏下皮二、眔受、衛小子家逆・者其
𠈨、衛臣虢朏、衛用乍朕文考寶鼎、衛其萬年、永寶用

二 鼎衛裘

佳九年正月既死霸庚辰⑰は夷王の譜において九年㉔の既死霸第二十四日に當る。周駒宮は初見。眉敖は𠔁伯𣪘にみえ、𣪘の文首に「佳王九年九月甲寅、王命益公征眉敖、益公至告、二月、眉敖至見、獻貭、己未、王命中、致歸𠔁白貔裘」という。すなわち本器は王がその征命を發する年の正月に、眉敖より者膚が使者として入朝したときの儀禮の際に發生した收奪事件による紛爭の顚末をしるしたもので、收奪者は裘衛盉と同じく矩であり、その代償として裘衛に林智里を與えることによつて解決した。以告という提訴やそれに本づく審判のことはしるされていないので、一應、示談による和解事件とみてよい。

「王大黹」の大黹を報告者は大致と釋するも、その意が明らかでない。裘衛盉に「王爯旂于豐」というのと同じく、大黹も何らかの儀禮をいう語とみられ、ここでは眉敖の外國使臣を迎える廷見の禮に關するものであるかも知れない。黹は黻純の黻。外使に接する際のことで、いわゆる衣裳の會であろう。その廷見の儀禮のとき、矩がまた、裘衛の車服の具を掠取したのである。前器の事件より六年後のことであるが、矩伯と裘衛の間になお宿怨が殘されていたのであろう。

矩の掠取したものは、眚車より金麃鍐に至る車馬の具である。眚は省。車には㫚車・金車・駒車の名があり、省車はその用途によつて名をえたものであろう。較には𠦪較・𠦪縟較のようにいう例が多い。酉は弓衣にして韔、虎冟は虎冟熏裏・虎冟朱裏と裏をも合わせていうのが例であるから、これも虎冟希㦛とよむべく、伯晨鼎に虎幃冟衰裏幽というものに近い。畫轉は車服賜與形式の金文に習見する。更（鞭）をいう例なく、更の字形は說文に鞭の古文としてみえる。㡀䩞はおそらく席索、帛轡乘は曳引のためのもので轡四副の意であろう。金麃鍐も馬具。以上車馬の具一式である。舍は掠取に對する賠償として提供する意であろうが、その間の事情說明は略されている。また矩姜がどういう立場の人であるのか明らかでないが、帛三兩を受けているのは、あるいはこの事件の調停者であるのかも知れない。當事者たる裘衛に對しては「廼舍裘衛林智里」という里を以てよばれる地域が提供されている。𠭰は及。「厥隹顏林」の隹は師晨鼎に「𤔲□人隹小臣善夫」の隹と同じく竝

列の與の義で、林智里とその顔林に及ぶ地域を含むとするものであろう。そのため顔氏に對する辨償をも必要とすることになり、その處置にも及んでいる。すなわち顔□には大馬兩、顔姒には虞吝、顔の有嗣壽商には貈裘盠冟を與えた。後二者は何れも皮裘の類である。矩はまたおそらく利害關係者であるらしい溓粦とともに、壽商と意とに命じて、裘衛に林智里の引渡しを履行させた。顜は前器にもみえ、協議する意のようである。履付は現場で物件の引渡しをなすこと。その方法は「成夆四夆」、すなわち四至に標識を設けるもので、夆とは盛土榜示の方法である。散氏盤における榜示にも、多くその法が用いられている。顔の小子具惠がその榜示を行ない、壽商がそれに祝告を加えた。圞は前鼎において田土の四至に寓の禮をしたのと同じく、經界を修祓する儀禮である。「舍盠冒□羝皮二」以下は、その經界榜示の勞に對する謝禮をいう。その品目中にはなお明かでないものをも含むが、何れも皮二、金は一鈑である。また溓に對しては、虞冟以下を贈つた。これらの授受が終つてのち、衛の小子家逆・者其が饗賸のことを行なつてその落着を祝した。「衛臣虓朏」は句意未詳。これも饗賸に伴なう儀禮のようである。兩鼎とも文末に文考の名をあげていないが、文考は盉銘にいう惠孟であろう。文にいう。

隹九年正月既死霸庚辰、王、周の𩁹宮に在り。廟に格る。眉敖の者膚、使と爲りて王に見ゆ。王、大いに褯す。矩、眚車・較・𠦪鞃・虎冟希𩋡・畫轉・鞭・幂𩋡・帛轡乘・金麃鍐を取る。矩姜に帛三兩を舍ふ(あた)。廼ち裘衛に林智の里を舍へ、厥の顔林とに𢾺ぶ(およ)。我、顔□に大馬兩を舍へ、顔姒に虞吝を舍へ、顔の有嗣壽商に貈裘盠冟を舍ふ。

矩廼ち溓粦と、壽商と意とに命じて曰く、顜り(はか)て裘衛に林智の里を履付せよと。則ち乃ち夆四夆を成せり。顔の小子具惠夆し(しるし)、壽商圞す(いのり)。盠冒□羝皮二・□皮二・鑋舄䙎皮二・朏帛金一鈑・厥の吳喜皮二を舍ふ。溓に虞冟・䙴𠦪𩋡𠥓・東臣羔裘顔下皮二を舍ふ。受くるに眔んで(およ)、衛の小子家逆・者其、賸す(おくりもの)。衛臣虓朏す。衛、用て朕が文考の寶鼎を作る。衛其れ萬年、永く寶用せよ。

衺衛段

器制　「一件、侈口圈足有蓋、蓋冠作圈狀、長舌獸首耳、有珥、下腹微向外傾垂、頸部飾以細雷紋塡地的竊曲紋、竊曲紋之間用獸頭間隔、其下爲陽弦紋一道、腹部素面、蓋沿飾竊曲紋、圈足飾陽弦紋一道、通蓋高二三、口徑二二・六、腹深一一・四糎、重五・七瓩」文物 變樣夔文の圈足段である。器蓋兩銘、七行七三字。

隹廿又七年三月既生霸戊戌、王才周、各大室、卽立、南白入右衺衛入門、立中廷、北鄉、王乎內史、易衛𩋡市・朱黃・䜌、衛拜䭫首、敢對䫀天子不顯休、用乍朕文且考寶段、衛其子〻

裘衛段

孫ゝ、永寶用

廿又七年三月既生霸戊戌㉟は夷王二十七年⑨の譜に入らず、厲王二十七年㉔の譜に合う。夷王以前は共懿孝二世三代であって、二十年以上の在位を想定しがたいから、本器は厲王期に下すべきであろう。前三器を夷王の三年・五年・九年とすると、本器との間に六十年前後を隔てることとなり、裘衛と袞衛はその世代の相違を示す用字とみられる。袞は裘の異文であるが、用字によって父子を區別したものであろう。ゆえに前三器に文考の器を作ることをいい、本器には文祖考の器を作るこ

とをいう。その身分もまた父子によって異なり、前器の裘衛は邦君厲に下屬する陪臣であるが、本器では王の廷禮を受けて禮服を賜與せられ、廷臣の列に入る。當時社會的身分の變動が著しかったのであろう。

右者南伯は初見。あるいは鴅父盨蓋にみえる南中邦父の後であろう。鴅父盨蓋は夷王十八年の器と考えられる。この器銘は廷禮賜與のみをしるしていて册命の文を缺くが、何𣪘・休盤などにもその例がある。また載市を賜うものに趞曹鼎一・趩觶・輔師嫠𣪘・柞鐘などがあり、後期金文に通じてみられる。首休𣪘は幽韻。文にいう。

隹廿又七年三月既生霸戊戌、王、周に在り、大室に格りて位に卽く。南伯入りて袞衛を右けて門に入り、中廷に立ちて北鄉す。王、內史を呼びて、衛に載市・朱黃・鑾を賜ふ。衛、拜して稽首し、敢て天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が文祖考の寶𣪘を作る。衛の子ゝ孫ゝ、永く寶用せよ。

裘衛四器の時期について、報告者は前三器を裘衛鼎一にみえる龔王の名によって共王期に、また袞衛𣪘の二十七年をそれより前の穆王期に屬しうるものとしていう。

根據衞鼎（甲）銘文、余執恭王恤工、是恭王在世之稱、且衞鼎・衞盉有榮伯・邢伯・定伯・單伯・伯俗父等恭王時期的執政大臣、所以、我們斷定衞鼎（甲）爲恭王五年正月所作、衞鼎（乙）爲恭王九年正月所作、衞盉爲恭王三年三月所作、衞𣪘有唯二十有七年三月、記衞初受册命、當是

穆王二十七年三月、核之以器形紋飾銘文字體及銘文內容、亦相符合、衞𣪘和穆王時期的彔𣪘一樣、都是侈口有蓋、下腹傾垂的形式、尤其和長甶𣪘的形制紋飾完全相同、衞盉和長甶盉・䣄父盉一九七五年三月扶風縣白家出土的造型可相比擬、兩個衞鼎和恭王時期的標準器十五年趞曹鼎如出一范、這些都給我們斷代增添了證據

報告者が兩衞鼎と一笵に出づるがごとしとする十五年趞曹鼎は、尾部內卷の顧龍文であり、兩裘衞鼎の文様は全く様式化している變様虺龍文であるから、到底一笵のごとしといいうるものではなく、兩者はかなり時期の異なるものとすべきである。かつ二祀吳方彝と十五年趞曹鼎とを以て構成される共王の譜には、三年裘衞盉・五年裘衞鼎一・九年裘衞鼎二は絕對に符合せず、それらは銘文の內容上、また曆譜上遊移しがたい關係があり、同期の器として扱うべき理由がある夷王期の譜、すなわち元年以下40 35 59 54 48・12 6 29 24 18のそれぞれの年度にほぼ譜入することができる。三年㊾は前年置閏して㉙となり、裘衞盉は三年三月既生霸の第十二日に入るのである。かつこの三器の器制・文様・銘文は、その期の諸器に對比して何ら扞格するところがない。鼎一にみえる𪈺季も、夷王二十七年の伊𣪘に右者としてみえ、焚伯は孝夷期の器群の群標識となる人である。ただ裘衞𣪘の日辰は夷王の譜に入らず、厲王の譜に符合するもので、一世代後れる器とすべく、作器者の名號も裘衞と衰衞と用字の上に區別が行なわれている。その器制も伊𣪘・無㠱𣪘など夷王期のものにこの種の圈足𣪘があり、本器もその系列に屬するものである。

周瑗氏の「矩伯裘衞兩家族的消長與周禮的崩壞」文物・一九七六・六は、この器群を通じて社會關係が經濟的關係によつて次第に變化を示しつつある事實を認めうるとする。

裘衞是王朝的小官、但他利用所掌握的手工業產品爲自己博取了土地、從器銘可以知道、他不但用幾件皮貨換來大面積的耕田、而且爲了擴大生產、竟踏進矩伯的境界、占有了具有優越自然條件的土地、至于拿一套車馬皮件、換取矩伯顏林中珍貴的狐狸毛皮、顯然也是對裘衞非常有利的、裘衞通過這樣的途徑、成爲他那個家族中突出發迹的人、像這種身分不高的庶姓、家族經濟地位上升的現象、在當時不會是唯一的、個別的、後來所謂國人、這一類人可能就是其中一項重要力量、無怪乎厲王時奴隸主貴族的代表芮良夫要驚呼時爲王之患、其惟國人了逸周書芮良夫解

裘衞の族の擡頭は生產者の社會的地位の一般的向上というよりも、特殊な物資の獨占的生產者が、その生產機構の支配と富力の畜積によつてかなりの影響力をもつに至つたことを示すものであり、そのことはたとえば列國期の客卿に齊の鮑叔（𩍨叔）のような皮革業の出身者のあることからも知られるのであるが、それは必らずしも周氏の論ずるようにかれらが奴隸主貴族に代る地位をえたということではない。大土地所有經營の衰頽の要因は、むしろその經營を持續し發展させるための條件を缺く內部的な事情にあつたとみるべく、そのために政治の混亂を招くのであるが、そのことについては別の機會にいう。

なお同出の器に公臣・此・𫤻の諸器があり、裘衞との關係を明かにしがたいがここに附說する。

公臣𣪘

器制 「四件、形制紋飾完全相同、大小略有出入、鼓腹弇口有蓋兩件失蓋、獸首環耳、圈足下有三個獸面附足、蓋冠作圈狀、器沿和蓋沿飾竊曲紋、腹部飾瓦紋、通高二〇・八〜二一・五、口徑一九・五〜二〇、腹深一一糎」、「形制花紋、和不嬰段・仲友父段扶風齊家村青銅器群完全相同、當厲同期之物」、「器內底鑄銘文六行、共四十三字」文物この形式の環耳段には散伯段・師旋段二・𠂹伯段などがある。

號中令公臣、嗣朕百工、易女馬乘・鐘五・金、用事、公臣拜䭫首、敢䫂天尹不顯休、用乍障段、公臣其萬年、用寶茲休

號仲は鄭號仲段・號仲盨・何段にその名がみえ、報告者はこれらをみな同一人とみなし、厲王期に屬する人としている。このうち號仲盨には王の南征のことをしるしており、おそらく夷王期の南征をいうものであろう。公臣の名は初見。公臣とはあるいは公天尹の臣の意であるかも知れない。周初の作冊大方鼎に召公を皇天尹大保と稱し、また令段に公尹伯丁父の名がみえる。ただ對揚の辭においてもなお公臣と稱しており、一應作冊大方鼎の公朿、羿彝三代・六・四九・四の公中、賢段の公叔と同樣の名號としておく。

公臣段

百工は康宮百工牧臣妾など宮廟に屬するものであるが、「朕百工」とは號仲私屬の百工の意である。

その百工を管理することを命じて馬四匹・鼓鐘五と金を賜與している。公臣の家も陪臣ながら鼓鐘五を用いることが許される豪富であつた。この作器も四器に及んでいる。

公臣はこの任命と賜與を受け、「天尹丕顯休」に對揚してこの器を作つている。第四器には天尹を天君に作る。天君は尹姞鼎・公姞鼎にもみえ、王の夫人にして太后の地位にあるような人の稱號であろう。語例としては、それを王后を指すもので、號仲をいう語としてはふさわしくない。號仲が周初の召公のように皇天尹大保とよばれるような聖職者であつたとは考えがたいからである。それで本器のように賜與者が號仲であり、作器者が天尹の休賜に對揚して器を作るというのは、號仲のそのような行爲が天君の意向によるものであり、號仲はいわば天君の傳命者であり代行者であると考えるべきであろう。號仲は夷王期の人と考えられるから、當時天君とよばれる人があるとすれば、おそらく懿王の后妣であろうと思われる。寶は保と通用。倗生段に「鑄保段」、「永保用」という例がある。「茲休」は「茲休賜」の意。彔伯𢦏段に「子ゝ孫ゝ、其帥井、受茲休」というように同

じ。首休設休は幽韻。文にいう。

虢仲、公臣に命じ、朕が百工を嗣めしむ。女に馬乘・鐘五・金を賜ふ。用て事へよと。公臣、拜して稽首し、敢て天尹（天君）の丕顯なる休に揚へて、用て隮設を作る。公臣其れ萬年、用て茲の休を寶保たん。

此鼎

器制　「此鼎三件、形制紋飾完全相同、大小相次、是所謂的列鼎、立耳蹄足圜底、口沿平向外折、口沿下飾陽弦紋兩道、腹部素面、此鼎（甲）、通耳高四二・一、口徑四〇、腹深二二・二糎、重一九・七五瓩、此鼎（乙）、通耳高三六、口徑三六、腹深一七・八糎、重一二・五瓩、此鼎（丙）、通耳高三三、口徑三四、腹深一七糎、重一〇・八瓩、此鼎（甲）（丙）內壁各鑄銘文十一行、行十字、重文一、共一一一字、此鼎（乙）內壁鑄銘文十行、行十一字、重文二、共一一二字、三鼎銘文內容基本相同」文物いま第一鼎（甲）銘を錄する。

此鼎（乙）

隹十又七年十又二月既生霸乙卯、王才周康宮徲宮、旦、王各大室、卽立、嗣土毛叔右此入門、立中廷、王乎史翏册令此曰、旅邑人善夫、易女玄衣黹屯・赤市朱黄・䜌旅旂、此敢對䚄天子不顯休令、用乍朕皇考癸公隮鼎、用享孝于文申、用匄𧙷壽、此其萬年無彊、畯臣天子、霝冬、子〻孫〻永寶用

十又七年十又二月既生霸乙卯㉒は厲王十七年㉒の譜（第七日）に當り、周康宮徲宮はまた厲王三十二年鬲攸從鼎に徲大室としてみえ、徲宮は夷宮、すなわち夷王の宮廟である。康宮には康昭・康穆の二宮があるが、このときまた康宮徲宮が造營されたのであろう。徲は從來遲久・遲待の義とする奇觚說があり、積微居に辟旁の意に解するが、本器によつて大系に引く唐蘭說に夷王の宮廟とするのが正しいことが知られる。𤔲土毛叔は師湯父鼎に文考毛叔の器を作ることがみえるが、その器は共王期に屬し別人である。また毛叔盤三代・一七・一一・一というものがあるが、その時期は本器より下るようである。史㝅の名は無叀鼎にもみえる。善夫は膳夫。その職には師晨鼎「小臣善夫・𡩜人善夫」のようにいう例があり、邑人善夫もその類であろう。旅は周禮宰夫「四曰旅、掌官常以治數」の注に「旅、辟下士也」とあり、此の職は膳宰に當るものであろう。善夫職が左右の重職であることは善夫克の諸器によつて知られ、克は典善夫として王室の經濟にも關與したのではないかと思われる。王室直領地にも善夫がおかれており、小臣善夫・𡩜人善夫・邑人善夫のようにいう。賜與の玄衣黹屯・赤市朱黃・鑾旂（銘は旅に誤る）は善夫山鼎・休盤・寰盤など夷王期の諸器にみえる。末文の「畯臣天子」は克盨に、また頌鼎に「畯臣天子、霝冬」の語がある。小克鼎・微䜌鼎にも「永命霝冬」とあり、當時の用語である。文申は文神、大克鼎に「䫉孝于申」、杜伯盨に「其用享孝于皇申且考」などの例がある。文にいう。

隹十又七年十又二月既生霸乙卯、王、周の康宮徲宮に在り。旦に王、大室に格り、位に卽く。𤔲土毛叔、此を右けて門に入り、中廷に立つ。王、史㝅を呼びて此に册命せしめて曰く、邑人善夫を旅めよ。女に玄衣黹純・赤市朱黃・鑾旂を賜ふと。此、敢て天子の丕顯なる休命に對揚して、用て朕が皇考癸公の䵼鼎を作る。用て文神に享孝し、用て眉壽を匄む。此其れ萬年無疆にして、畯く天子に臣へ、靈終ならんことを。子〻孫、永く寶用せよ。

甲・丙兩鼎は孫の重文なし。その餘はみな同文である。錄入した拓銘は、此𣪘（甲）器である。令申は眞、壽子は幽之、彊冬用は陽冬東の合韻であろう。

此𣪘

器制　「八件、形制紋飾相同、大小略有差別、鼓腹弇口有蓋丙以下六𣪘均失蓋、蓋冠作圈狀、獸首耳、有珥、圈足下有三個獸面扁足、口沿下飾重環紋、腹飾瓦紋、蓋亦飾重環紋和瓦紋、通蓋高二三・七〜二五・五、口徑一九・二〜二〇、腹深一一・六〜一二・五糎、器內底與蓋內各鑄銘文十行、共一一二字、銘文字數內容、與此鼎相同、只是䵼鼎改作䵼𣪘、此外、此𣪘戊己兩器、將皇考癸公改作皇考朱癸、此𣪘丙第一行生字倒書、此𣪘丁第七行𢦏字分書、此𣪘辛第八行掉了享字、第九行掉

此𣪘（甲）

了用其二字」文物

報告者は此諸器の時代を宣王期としていう。

此鼎和此段的造型紋飾是厲宣時期流行的型式、此鼎和頌鼎・大鼎、完全相同、此段和叔向父段・師酉段・鄂侯段・函皇父段・史頌段、完全相同、且銘辭有王呼史翏册命此、翏是宣王時期的史官、見于無叀鼎、因此我們斷定這套此器的鑄造年代爲宣王時期

無叀鼎の史翏の字はなお字形が明らかでないが、この器によって史翏と改め釋すべく、同一人とみられる。無叀鼎の圖室は夷王三十七年善夫山鼎にみえる。報告者が此段と同制とする諸器は概ね夷厲期のものであり、文首の紀年日辰は厲王の譜に合う。宣王期には近年に至って四十二年・四十三年逨鼎が出土、廷禮の記述がある。

なお同出の器に立耳獸足竊曲文に亞字形圖象を銘する亞鼎・竊曲文鼎一・重環文鼎二のほか、短文の銘をもつ諸器があり、その銘文のみを錄しておく。

廟孱鼎　廟孱乍鼎、其子〻孫〻、永寶用

仲滎父鼎　中滎（說文滎字下叱、奇字滎、从日乙）父乍蹲鼎、其萬年、子〻孫〻、永寶用享

膳夫旅伯鼎　善夫旅白乍毛中姬隮鼎、其邁年、子〻孫〻、永寶用享

膳夫伯辛父鼎　善夫白辛父乍隮鼎、其萬年、子孫永寶用

旅仲段　旅中乍詩說文詩字、籒文詩从二或寶段、其萬年、子〻孫〻、永用享孝

文物にいう。「以上九器、根據形制紋飾和銘文字體分析、當鑄造于西周厲宣時期、旅仲段和此段如出一笵、亞鼎和竊曲紋鼎的造型與克鼎・函皇父鼎甲・禹鼎・無叀鼎・史頌鼎・散伯車父鼎相似」。廟孱鼎以下も梁其・函皇父乙・鬲攸從・毛公の諸鼎と花文同じく、すべて厲宣期のものとするが、比較の對照としてあげている諸器は概ね夷厲期のものである。

仲南父壺二件、分尾長鳥文　中南父乍隮壺、其邁年、子〻孫〻、永寶用銘在方格中

成伯孫父鬲　成白孫父乍浸嬴隮鬲、子〻孫〻、永寶用

㸚有嗣爯鬲　㸚又嗣爯乍齋鬲、用朕嬴□母

爯鬲と同文の銘をもつ鼎が一九七三年董家村近隣の賀家村墓中から出土、同出器に伯車父盨兩件があるという。

𠋫匜

器制　「寬流直口、虎頭平蓋、曲舌獸首鋬、四足倣成羊蹄形、口沿下飾竊曲紋和一道陽弦紋、通高二〇・五、腹寬一七・五、流鋬相距三一・五糎、重三・八五瓩、腹底和蓋鑄有銘文、器銘六行、行十五字、蓋銘接連器銘、七行、毎行十字末行四字、共一五七字」文物 器制は後期の匜中やや特異なところがあり、文物にまた「匜是由盉演變來的、目前發現的匜、都是厲王以後之物、此匜造型奇特、帶有西周中期作風、且器形爲匜、而銘文稱盉、應屬匜的初期形式、時代當夷厲時期」という。文様は分尾の變様夔文、文字はやや狭長なるも秀媚の體である。

𠋫　匜

隹三月既死霸甲申、王才莽上宮、白揚父廼成貿曰、牧牛、𠭰、乃可湛、女敢以乃師訟、女上卬先誓、今女亦既又卬誓、專趦嗇覷儹寴、亦茲五夫、亦既卬乃誓、女亦既從辭從誓、弋可、我義便女千、𪏶𪏶女、今我赦女、義便女千、𪏶𪏶女、今大赦以上器銘　女、便女五百、罰女三百寽

白揚父廼或吏牧牛誓曰、自今余敢夒乃小大史、乃師或以女告、則到乃便千𪏶𪏶、牧牛則誓、乃以告吏𠭰吏𢑏于會、牧牛辭誓成、罰金、儹用乍旅盉

文は難解を極め、新出の字も多く、甚だ通讀をえがたいものである。報告者は文意を要約していう。

儹匜銘文是我國目前發現的最早的一篇法律判決書、銘文記述牧牛和他的上級師儹打官司、牧牛違背先誓、輸于訴訟、按照罪行應該鞭打一千下、竝處以墨刑、經過大赦、改判爲鞭打五百、罰交銅三百寽、銘文裏的鞭刑・墨刑和贖刑、可與尙書舜典記載的流宥五刑注說、五刑墨劓剕宮大辟也、鞭作官刑、朴作教刑、金作贖刑、相印證、這篇銘文是研究我國法律史的重要史料

この事件の審判は、王が莽の上宮にあるとき、伯揚父によって行なわれた。伯揚父は從來の器銘に未見。貿は師旂鼎・師寰殷にみえ、何れも訊訟のことに關して用いられる語である。師旂鼎は師旂の衆僕が作戰中にその戰列を離脱したことに對して、軍の總帥たる伯懋父がその處罰を決定したことをしるしており、末文に「旂對厥貿于障彝」という。貿は說文四下に「讀若概」というも質要の意であるらしく、周禮司市に「以質劑結信而止訟」という質劑の意に當る語であろう。對は銘刻の意であるから、師旂鼎の末文はその裁定の語を以て彝銘に刻する意である。また師寰殷に「今余肇命女……正淮夷、即貿厥邦嘼」とあり、郭氏の大系に「貿之者、謂殘害之」と解して、師旂鼎の貿を概要と解するのとまた別解を施している。「即貿厥邦嘼」とは邦酋に即いてこれを訊鞫する意で、貿には問責の義があるものと思われる。本器の報告者は說文の「讀若概」の音によって字を劾の假借とするのであろうが、貿の字を用いる三器の銘文はみな質要・訊鞫の意に解して通ずる。劾は燹改をいう字でまた意味が異なる。牧牛は誓約に違反したことを以て儹の告發を受けたが、「𠭰、乃可湛」以下が牧牛に對する問責の辭である。

「𠭰、乃可湛」の可湛を文物に苛勘を以て解し、苛を周禮世婦「大喪……不敬者苛而罰之」、また勘は玉篇「覆定也」の意とするが、下文の文義よりするも苛勘では文の通じがたいところである。可は師𤔲殷に「女敏可事」のように字のままに用いる例があり、動詞湛に對する助動詞とみてよい。ここでは牧牛の違約行爲に對してその處罰の決定をいい渡すにあたり、その冒頭に加える判決用語であろう。湛はおそらく諶誠の義で、判決の主旨に從うことを命ずる語とみられる。以下に事實の經過と裁定の主旨をいう。「以乃師訟」とは師儹と訟事を以て爭うをいう。以……訟は「以告」と同じく提訴爭訟の意。「上卬先誓」を文物に「背棄先誓」の意とする。卬を代にして變改、また忒の義とするのである。卬は殷器の卬其卣にみえる字で、弋は尗すなわち戚の祕部の象。卬は戚を拜する象であるが、あるいは誓約の方法をいう字であろう。誓約には武器弓矢などを聖器として用いることが多い。その誓約に對して背信の行爲があり、ゆえに「今女亦既又卬誓」という。又は有。卬を文物に御にして侍御と解し、「亦既又御誓、意卽現在爾又準備信守誓約」とするが、それならば下文に改めて「從辭從誓」を要請する必要がなく、ここはその違約行爲を責める辭とみ

なければならない。御は卜文に卬の字形に作るものがあり、多く禦祀の意に用いる。金文では後期の不嬰段に「余令女御追于畧」と禦追の意に用いている。本器の「卬誓」とは「忤誓」の意であろう。忤は違背することをいう。

その違約の事實は、下文に「專趞嗇覯儹寽」というものがそれである。專は博・搏、「專趞」以下は師寰段に「今敢博厥衆叚」の意に近く、その收穫の農作物を掠取する意であろう。嗇は嗇田・嗇事、また嗇夫をいう。覯は字未詳。左偏は共の繁文。文物に字を睦と釋するが語意をえがたい。儹は師儹で牧牛の上官たるものである。寽は造の初文、字はまた迣・竆に作る。頌鼎に「監嗣新竆賓」とあり、新造の屯倉の管理を命じている。寽を文物に周と釋して賙賑の意とするが、器銘は牧牛の背信行爲に對する制裁のことをしるすものであり、「專趞」以下はその不法行爲をいう。すなわち師儹の藏貯するところの農作物を、不法に鹵掠する意であろう。

「亦丝五夫」の亦は發語。卯段に「昔乃且亦既令」、下文にも亦既を連用している。茲五夫がこの問題の誓約についてどのような關係にあるのかよく知られないが、この五人はおそらく牧牛の誓約に關してある行爲義務を負うものであろう。そしてこの五夫も牧牛と同様にその誓約の趣旨に反して違約背信の罪を犯した。これに對して伯揚父は從辭從約、すなわち辨明と誓約とを要求し、それによつてのみ罪科が輕減されるであろうと告げた。「從辭從誓」は琱生段一の「弋伯氏從誥」、また蔡段や塱盨の「從獄」と同じく裁判用語であり、命ぜられた通りに辭誓をなすことをいう。辭は事實を辨明することを原義とするが、陳謝の意を含むとみてよい。弋可は必可。この辭誓を條件として罪科の輕減が考量されるとするのである。

「我義」の義は宜。師旂鼎に「義敉觑厥不從厥右征」とあり、その右征に從わずして戰列を離脱したものを、宜しく他に播遷すべきことを命ずる語である。本器の銘を以ていえば、本來ならば鞭笞の刑千を加え、また斁䵼の罪に處すべきところであるが、特に赦してこれを輕減することをいう。便は鞭、いわゆる朴刑である。斁䵼を文物に墨刑とし、央形の字を黒とみているが、央形の字は莫の從うところと同じく叉手して縛に就く形で、これに火を加えるものは𦰩、すなわち焚巫の象である。斁は央の上部に媢飾の形を含む。墨刑を示すときには妾・童のように上部は辛形に從う形に作る。いまこの兩字は攴に從うており、朴刑を加えて追放する儀禮を示すものであろう。媢飾や彡形を加えているのは、これを刑餘者として扱う意である。追放の儀禮にはまた散氏盤に「有爽實、余有散氏心賊、則爰千罰千、傳棄之」という傳棄の儀禮がある。傳はわが國でいう「千座置戸」にあたり、これを負わせて鬚や爪を剪り、「神やらひにやらふ」刑である。

「今我赦女」といい、また改めて「義便女千、斁䵼女、今大赦女」というのは、その赦免の恩典を强調する意である。その恩典の結果として、罰は鞭五百、罰金三百寽に輕減されたのである。

この裁定を下すに當つて、伯揚父は牧牛にこの裁定に從うことを誓約させ、また今後再び同様の提訴を受けたときは輕減前の原判決を回復することとし、牧牛もその旨に同意し誓約した。㥟は擾亂の字であるがまた治の意があり、周禮地官序官に「安擾邦國」の語がある。「乃師」とは牧牛師官たる**師儹**、以告とは提訴告發をいう。牧牛に再び違約背誓のことがあれば、直ちに原決定による鞭

千・斁豦の處罰の執行を受けることを誓約した。⿰至丮は致、文物に到と釋するのは誤る。「乃以告」の乃は假定の副詞。金文において乃は概ね第二人稱の領格に用いるが、ときには令鼎「乃克至、余其舍女臣卅家」、曶鼎「乃弗得、女匡罰大」のように假定條件、また䀠侯鼎「乃僤之」、「王休宴、乃射」のように廼の義に用いる例がある。𠟭も曶鼎に「曶𠟭拜」、「𠟭卑復命曰」とあり、それより以後に至つて多く用いられている。

この裁定による誓約は吏⿰豈見・吏曶にも報告されて、記録として保存された。牧牛は命ぜられた從辭・從誓を終え、また罰金をも收納して體刑を免れた。𠑇はその事件の顚末を銘して、この旅盉を作つた。全文はすべて裁定の主文を錄しており、末辭のごときも簡略を極めている。文にいう。

隹三月既死霸甲申、王、葊の上宮に在り。伯揚父廼ち貿を成して曰く、牧牛よ、𠭯、乃ち湛にす可し。女敢て乃の師を以て訟し、女上卭して先づ誓ひたり。今女亦既に誓に卬ふこと又り。嗇を專趍し、𠑇の造を覿したり。亦兹の五夫も、亦既に乃の誓に卬へり。女亦既に從辭し從誓せば、必らず可ならん。我義しく女を鞭うつこと千、女を斁豦すべきも、今我女を赦さん。義しく女を鞭うつこと千、女を斁豦すべきも、今我大いに女を赦し、女を鞭うつこと五百、女に三百寽を罰せんと。

伯揚父廼ち或牧牛をして誓はしめて曰く、今より余敢て乃の小大の史を𡜵めん。乃の師、女を以て告ぐること或らば、則ち乃に鞭千、斁豦を致さんと。牧牛則ち誓ふ。乃ち以て吏⿰豈見・吏曶に會に告ぐ。牧牛、辭誓すること成り、金を罰とす。𠑇用て旅盉を作る。

文物に器の時期を夷厲期に屬するが、文中に吏曶の名がみえ、曶器と時期が近い。曶鼎の日辰は懿王元年六月であり、本器も懿王期に屬しうるものであろう。懿孝期に揚𣪘があり、揚は𤔲工として量田を官嗣する職にあり、土地關係のことをも管掌している。本器の伯揚父は或いはその家人であろう。匜の器制にもなお古色を存するところがあつて、この器は厲王にまで下るべきものではない。曶鼎や散氏盤などは、懿孝期に土地關係や寇禾などの係爭事件が發生していることを示すものであるが、本器もまたその傾向を示すものとして注意される。この期の大土地所有制の發展が、貴族社會の繁榮をもたらすとともに、またその矛盾を激成しつつあつたことを知りうる。

なお盛張氏の「岐山新出𠑇匜若干問題探索」文物・一九七六・六に、1刑罰について、2獄訟と盟誓について、3時代と伯揚父、4𠑇と牧牛との關係の四項にわたつて專論する。1本文中斁豦と隸釋した字について盛氏は、その第一字を唐蘭氏が黑に從い蔑聲とするのを是とし、第二字も黑と契に從うもので蔑契の音を以てよむ疊韻の連語であり、涅墨契刻の意とする。鞭刑はもと黥・劓・臏・宮・大辟の五刑のうちに入らず、ゆえに鞭を以てするのは宥刑である。この器銘の下文に罰金を以て赦すことをいうのも、舜典にいう「金作贖刑」である。2周禮司盟に爭訟の際の盟誓のことをいう。また終つて辭誓をなすものは、司約にいう「則珥而辟藏」にあたる。3伯揚父の名は國語周語に「幽王三年、西周三川皆震、伯陽父曰、周將亡矣」とあり、銘文の伯揚父はその人に外ならない。4牧牛は周禮に牧人・牛人の職があり、この器銘の𠑇はその上官である。爭訟はその兩者の間の畜牧奴隸の爭奪のことにあつたのであろう。しかしすでに上官と事を爭う以上、それは社會的にも重要な

秩序の侵犯であり、奴隷制崩壞の危機を意味する。それで、

牧牛的案罪、是誣告上司、奴隷主階級最忌怕奴隷們起來犯上作亂、動搖他們的統治、即使是下屬犯上、也是奴隷社會所不能容許的、因此盡管牧牛屬于奴隷主階級、一旦犯上也要受重處、只是獲得兩次寬赦而已

というのが、その結論として5に論ずるところである。

右の解釋のうち、𢿌𪓐を墨刑とする說はすでに唐蘭氏の主張しているところであるが、もしその解をとるとするも蔑・丯は單なる聲符でなく、蔑は媢に從う字で媢飾、すなわち眼上に黥を加える意であり、丯もまた入墨の象と解することができる。ただその下部の央形の字は決して黑ではなく、人の兩手を前に交叉して縛を加えた形で、また受刑者の象と解してよい。盛氏の考釋はこの器銘を奴隷の謀叛事件をいうものと解してそこから奴隷制にまで論及を試みているのであるが、曶鼎や本器のような爭訟事件によって奴隷制の一般的問題にまで及びうるものではない。なお同出の器に鎣一件・盤一件・豆二件がある。鎣は張家坡出土の伯百父鎣に類している。董家村諸器のうち年紀の知るべきものは裘衞段の厲王二十七年が最も新しく、明らかに宣幽に下ると認められるものはない。

補一二、𢦚鼎一

出土　「一九七五年三月一五日、扶風縣法門公社莊白大隊白家生產隊社員在村西南約二五〇多米處發現一批西周青銅器、調査時銅器已全部取離現場、放在倉庫內保存、在出土地點還揀到貝貨和蚌泡數枚、幷發現棺槨板的朽痕、朱沙及墓的殘壁一段、墓底距現在地表約〇・五米」文物 土地はやや高く、從來取土や用水路建設のため約一米掘り下げられており、そこを耕作する際に發見されたもので、盤・小方鼎・圓鼎・盉・爵・觶・飲壺・甗・戈等十四件が出土した。その一帶は岐邑の中南部、西周墓葬の多く分布するところで、一九七二年にも西周豐姬墓より禮器十餘件

𢦚鼎一

を出土しているという。伯𢦚諸器として長文の銘をもつものは、鼎二・𣪘一である。

著錄考釋　「陝西扶風出土西周伯𢦚諸器」羅西章・吳鎭烽・雒忠如、文物・一九七六・六　「伯𢦚三器銘文的譯文和考釋」唐蘭　同上

器　制　「立耳柱足直口有蓋、橢方形口、下腹向外傾垂、頸部飾以細雷紋爲地的夔紋、夔無腹足、垂冠回首、尾下卷作刀形、其下爲陽弦紋一道、腹部素面、蓋中鑄成環鈕、四角起扉、倒置可成案俎、通高二七・五、口縱一六、口橫一七、腹深一五・五、耳高四、蓋扉四・五糎」文物

器頸の文様はいわゆる顧龍文、趞曹鼎二に近いものであるが、器制はそれよりもやや古く、この器群の全體はほぼ昭穆期に當るものと考えられる。

銘　文　「器內壁和蓋內各鑄銘文八行、重文二、共六十五字」文物

隹九月旣望乙丑、才高𠂤、王俎姜吏內史友員、易𢦚玄衣朱虢裣、𢦚拜𩒨首、敢對䫉王俎姜休、用乍寶𩰫障鼎、其用夙夜享孝于厥文且乙公于文母日戊、其子〻孫〻、永寶

高𠂤の高を唐釋に堂と釋するも、𣪘銘にも字を亯に作っており、堂と釋すべき字ではない。俎は小臣傳卣三代・八・五二・一に俎父の名がみえていてこの字を用い、また左偏の形稍しく異なるも俎鼎三代・二・五二・三の俎の正體の字と思われる。宜は俎上に骨肉をおく象である。俎姜は王の后妣にして姜姓の人。內史友は官名。員はその名であり、字は鼎形に從う。初期の器に員卣・員尊・員鼎があり、史旗に從つて征伐に赴き、あるいは王の狩獵に從って執犬のことを以て賜賞を受けている。その鼎銘には[illegible]形圖象標識を附しており、殷室貴游の出自のものと思われる。本器の員はあるいはその後人であろう。虢は衣中に虤を加えた字形に書かれ、報告者は字を襮と釋し、また裣を說文によつて交衽の義とするが、朱襮裣は賜與のものとして適當な禮制のものとしがたい。思うに虤に從う字は虢の異文とすべく、裣もまた旂の假借であろう。すなわち金文に習見する朱虢旂のことで、彔伯𢦚𣪘の賜與のうちにもみえ、𣪘では旂を𣃘に作る。衣に從い斤聲の字である。

戜は彔・彔戜・彔伯戜として金文にみえるもので、彔設一に文祖辛公、彔設二に文考乙公、彔戜卣に文考乙公、彔伯戜設に皇考釐王の器を作るといい、伯戜設に西宮の寶彝を作るという。祖考を公といい王と稱し、その廟を宮と稱するなどその家はよほどの貴戚であるらしく、おそらくは殷周革命の際に叛亂を企てたと傳えられる王子彔父の後ではないかと思われる。この器においても文祖乙公・文母日戊の器を作り、祖・妣を何れも干名を以て稱している。文祖乙公が彔設二・彔戜卣にいう文考乙公のことならば、本器の戜は彔戜より一世代後の人となるが、器銘の字迹は大盂鼎に似て渾厚の風があり、彔・彔戜諸器よりもむしろ古色を存するところがある。作器者の風尙によるものであろう。首休寶は幽韻。文にいう。

隹九月既望乙丑、高自に在り。王俎姜、內史友員をして、戜に玄衣朱虢裣旂を賜はしむ。戜、拜して䭫首し、敢て王俎姜の休に對揚して、用て寶䵼隮鼎を作る。其れ用て夙夜に厥の文祖乙公と文母日戊とに享孝せん。其れ子〻孫〻、永く寶とせよ。

戜鼎二

器制

「楕方形、附耳柱足直口方唇、下腹向外傾垂、頸部飾夔紋、以細雷紋塡地、夔無腹足、回首垂冠、尾下卷作刀形、夔下爲陽弦紋一道、腹部素面、通高二二・五、口縱二一・二、口横一六、腹深一三・五糎、內壁鑄銘文十一行、行十字最後一行多一字 合文二、重文三、共一一六字」文物 文様は第一器と同じく顧龍文、第三鼎は圓鼎であるが、同じ文様を附している。

戜鼎二

戜曰、烏虖、王唯念戜辟剌考甲公、王用肁事乃子戜、達虎臣御淮戎、戜曰、烏虖、朕文考甲公、文母日庚弋休、劃尙安永宕乃子戜心、安永襲戜身、厥復享于天子、唯厥事乃子戜、萬年辟事天子、毋又畀于厥身、戜拜䭫首、對䚄王令、用乍文母日庚寶隮䵼彝、用穆〻夙夜隮享孝妥福、其子〻孫〻、永寶丝剌

文首に「戜曰」のように作器者の語を著けるものは、也設・盂設など昭穆期の器銘にその例がある。烏虖も也設・班設など、昭穆期の器にみえる語である。剌考甲公は下文の文考甲公、甲は卜文の上甲、金文の兮甲の甲と同じく、□中に十をかく字形に作る。剌考甲公の上に「戜辟」の二字を冠するのは、父子の間においても君臣の別が存するもので、彔戜の器には皇考釐王という例もある。肁は肇、肇始・肇繼の義があり、上文に皇考甲公のことをいうからここは肇繼の意である。乃子は也設に「令乃鴅沈子」という沈子に同じく、その父に對して子自らいう語である。虎臣

は後期金文に多くみえるが、尙書顧命に「師氏虎臣」とあり、金文ではこの期のものが初見であろう。王室直屬の部隊で、淮夷防衛のために戜の麾下に屬しているのである。𣪘銘には有嗣師氏に作る。

「戜曰、烏虖」をまた重ねていうのは、その任命を以て無上の光榮とするものである。文考甲公・文母日庚は從來著錄の彔器にみえず、鼎二は鼎一とまたその父母の稱を異にしている。朩を報告者は弋と釋し、「弋字金文數見、郭釋爲弋卽必、在這裏弋當假借爲翼、是輔佑之義」とするも、曶鼎・琱生𣪘一にみな必の義に用いており、他には𩌏必彤沙のように柲の義に用いる字であるから、翼の音とはしがたい。唐釋に朩とし、「金文朩字作叔、就從朩、下面三點是豆形、右邊的手形是揀豆、所以說文解叔爲拾也、朩通淑、美好」という。說文の訓は菽豆よりの傅會にすぎず、朩は戚の初文にしてその刃部柲部の象形、下の小點はそれに刃光を加えたものである。ゆえに叔金・叔市など白の意に用いる。叔善の義の字には悥・盄の字を用い、字は弔に從う。弔は矰繳の象、悥・盄はその形聲の字である。ただここでは朩を淑善の義に假借して用いるとみられ、朩休とは休善の義である。朩を淑に假借することは他に例をみない。

尙に常の意があり、曶鼎に「必尙卑處厥邑」とは「必常俾處厥邑」の意である。尙安と永宕と對文。宕も安と義近く、字形においてもともに廟中の告禱の儀禮に關する字である。永襲の襲は衣上に二龍を加えているが、襲の初文であろう。その字を說文に籀文とし、二龍に從うものを字彙補に古文とする。字は襲衾を本義とするもので、心に對して尙安永宕といい、身に對して襲というのは、み

な祖靈が憑依してそれを護ることをいう。安・宕・襲はいずれもそのような受靈・魂振り儀禮に關する字である。文義は父祖の威靈によって天子の寵を享け、𢦚をして萬年天子に辟事し、その身を斁ることなきを祈念することをいう。唐釋に畀字を「當爲從目尤聲的字、借爲傷」という。畀は斁。𢦚段一に「無畀于𢦚身」、また靜段に「靜學無畀」の文。その修辭は常例のものと稍異なり、用字においても永寶は永保、茲剌を目的語とする動詞である。文にいう。

𢦚曰く、烏虖、王は唯𢦚の辟たる剌考甲公を念ひ、王用て肇ぎて乃子なる𢦚をして、虎臣を率いて淮戎を禦がしめたまふ。

𢦚曰く、烏虖、朕が文考甲公・文母日庚の淑休にして、則ち乃子なる𢦚の心を常に安んじ永く宕き、安んじて永く𢦚の身に襲きて、厥の復天子に享せられ、唯厥の乃子なる𢦚をして、萬年まで天子に辟事し、厥の身に斁ること又る毋からしめん。

𢦚、拜して稽首し、王命に對揚して用て文母日庚の寶障䵼彝を作る。用て穆〻として夙夜に障して享孝し綏福あらしめんことを。其れ子〻孫〻、永く茲の剌烈を寶保て。

文母日庚の器を作る理由は、𢦚段の文によって知ることができる。𢦚段も文母日庚のための作器である。

なお𢦚鼎に第三器があり、また同出の器に伯雍父盤がある。何れも短銘のものである。

𢦚鼎三

器制　文物にいう。「圓形、立耳柱足、直口折沿、下腹向外傾垂、頸部飾回首卷尾無腹足的夔紋、以細雷紋塡地、腹部素面、鼎足下部的內側附鑄新月形平臺、可能用以承放盛炭火的圓箅、鼎耳殘缺一隻、通高二二、口徑二二・三糎、內壁鑄銘文二行、共五字」。頸部の顧龍文は三鼎通じて同じである。銘に「𢦚乍厥障鼎」としるしている。

伯雍父盤　附耳流口の盤に顧龍文を加えている。銘に「白雝父自乍用器」という。西周の器に「自乍」というものは極めて少なく、走段に「用自乍寶障段」の例などがあるにすぎない。伯雍父は淮域征定の軍の總帥たる人であり、彔𢦚卣には彔𢦚が淮夷の討征に從うて伯雍父の蔑曆を受けたことをしるしている。

伯雍父盤

𢦚段一

器制　「侈口有蓋、下腹向外傾垂、通高二一、口徑二二、腹深一二・五糎、器與蓋均飾以垂冠大鳥、兩兩對峙、通

身塡以雷紋、雙耳作立體竪冠昂首鳥、鳥首高出器口、足作垂珥、造型美觀、圏足飾陽弦紋兩道、器與蓋各鑄銘文十一行、內容與行款均同、每行十二字、重文二、共一三四字」文物 いわゆる大鳳文器で、その兩耳を鳥形に作るものは鳳文𣪘通考二七二・二七三にその例が多く、彔𣪘もまた分尾の鳥文を飾り、兩耳鳥飾の器である。

佳六月初吉乙酉、才高𠂤、戎伐䣄、𢦏達有𤔲・師氏奔追、御戎于醎林、搏戎𢘅、朕文母、競敏啓行、休宕厥心、永襲厥身、卑克厥啻、隻馘百、執嚻二夫、孚戎兵盾矛戈弓備矢裨冑、凡百又卅又五叙、寽戎孚人百又十又四人、衣搏、無畀于𢦏身、乃子𢦏拜䭫首、對颺文母福剌、用乍文母日庚寶隮𣪘、卑乃子𢦏萬年、用夙夜隮、享孝于厥文母、其子ゞ孫ゞ、永寶

六月初吉乙酉は、𢦏鼎一の九月既望乙丑とその元旦朔において違うこと三日であるから、同年の譜に入りうるものであるが、紀年がなくてその屬する年を定めがたい。𢦏鼎一は文母日戊、この器は文母日庚のための作器であるから、時期の異なることも考えられる。ただ𢦏鼎二は文母日庚のため

𢦏𣪘一

の作器で、その銘辭の內容も本器銘と關聯するところがあり、この兩者は相近い時期のものであろう。

髙𠂤は戜鼎一にみえ、戜はその地で王宜姜より賜與をえている。𠂤は誎にして軍事基地を意味し、その地は淮戎に對する作戰の前線基地であつた。このとき淮戎が猖獗にして蔑に侵寇し、戜は命ぜられて有𤔲・師氏を率いてこれを伐ち、賦林に防禦線を布いた。蔑・賦林はその地未詳。有𤔲・師氏は𥄳鼎に「以師氏眔有𤔲後或」、令鼎に「有𤔲眔師氏小子卿射」とみえ、有𤔲と師氏とが竝擧されている。兩者は系列を異にする軍團で、師氏とはもと殷の氏族軍の師長をいう。戜鼎二にいう虎臣は師氏の屬で、康王の卽位儀禮をしるす書の顧命に「師氏虎臣百尹御事」という。毛公鼎に「參有𤔲、小子師氏虎臣」、塱盨に「邦人正人師氏人」とあり、後には師氏虎臣も有𤔲と稱し、編成の系列にも變化を生じているようである。

賦林を報告者は域林、また唐釋には棫林とするが、棫林は涇西の西鄭の地に近く、淮夷の侵寇路に當る地ではない。下文に「博戎㝬」とあり、戎㝬とは㝬地に在る淮戎の意であろう。㝬は遹・𨙶の諸器や彔𣪘などにみえる㝬で、㝬侯はすなわち甫侯、また呂とよばれる姜姓四國の一であるが、漢陽に位置するその地には、淮水上游の淮戎がこのとき侵寇を試みたのであろう。戜はその戎を伐つたのであるが、その作戰の成功は一に戜の文母日庚の威靈によるとする。戜鼎二に「戜曰、烏虖、朕文考甲公、文母日庚弋休、𠟭尚安永宕乃子戜心、安永襲戜身」というのはその事實をいう。この役において文母日庚は、戜の保護靈としてその靈威を示したのであろう。竸は競の異體字とみてよく、二人祝告の言を戴いて競進し、祝禱することをいう。敏は夫人が髮を齋飾して家廟の祭祀に敏しむ意。啓は廟中の神扉を啓いてその神託を受ける儀禮を示す象である。

軍の啓行に當ってそのような祭祀が行なわれる。詩の小雅六月「元戎十乘　以先啓行」、大雅公劉「干戈戚揚　爰方啓行」とは軍を發するをいう。「休宕厥心、永襲厥身」は戜鼎二の文を簡略にしたものにすぎない。啇は敵、文母の靈によって克捷をえたことをいう。

この役において馘首百、執訊二夫のほか、多くの武器を孚獲した。𢦏はその字の左下に小さく干の字形が添えられていて、干盾を示す形聲の字である。備は箙、裨は甲衣の類であろう。唐釋に金鑊玉衣をその遺制であるとしているが、說文には䩞を雨衣・衰衣と解しており、裨はおそらく保呂のごときものであろう。儀禮覲禮に「侯氏裨冕」、禮記曾子問に「大祝裨冕」とあるものが、その遺制かと思われる。これら武器武具の類は合わせて百三十五件に及んでいる。叙は卜文に祭名に用いる字であるが、ここでは助數詞に用いる。唐釋等に款と釋するも、字はやはり叙の形である。

「孚戎孚人百又十又四人」は、敔𣪘三に「王令敔、追御于上洛𤇃谷、至于伊、班、長榜識首百、執嗞卌、奪孚人四百、□于𤇃白之所、于𢘅衣𧦝、復付厥君」とあり、奪孚人のことをいうものと思われる。周人が淮夷諸戎を俘獲し奴隷化したのに對抗して、淮域諸戎もまた周人を襲うて俘獲することがあつたらしく、この役も「戎伐蔑」という淮戎の行動に對してその俘人の解放を目的の一とするものであつたと考えられる。

「衣𧦝」は敔𣪘三にいう「衣𧦝」の禮に當るようである。それは「復付厥君」、すなわち舊主の所に返還する際に行なわれているもので、俘囚に對する修祓儀禮であろう。新衣を纏うことによって修祓復活を象徵するというようなものであろう。敔𣪘三の「衣𧦝」の𧦝は、祝告を示す言と、獸尾を

執る象とから成る。聿は隷の旁と同源の字で靈を移す儀禮、邪靈を移されたものを隷という。「衣裑」とは摶つことによって修祓を加えるもので、いわば魂振り儀禮とみてよい。禮記擅弓下「衣衰而繆絰」の注に、衣はもと齊に従う字であるとしており、齊衰をいう。儀禮士喪禮「以衣尸」の注に「衣尸者、覆之若得魂反之」とあり、招魂の儀禮である。俘囚を迎えるには死喪の禮と同じく、招魂復活の形式の儀禮を行なつたのである。そして最後に「無畀于戜身」というのは、そのような異域での行動に何らの禍害もなく成功を收めたのは、文母の福烈靈威の致すところであるとして、その守護靈に對揚する辭を以て結ぶ。文母を守護靈とするような習俗は、古く殷人の間に行なわれたものであろう。彔戜の家はおそらく彔父の裔であり、殷の舊習を傳えているのであろう。林心は侵、身人身年は眞、首殷寶は幽韻である。文にいう。

佳六月初吉乙酉、﨤𠂤に在り、戎、馭を伐つ。戜、有𤔲・師氏を率いて奔追し、戎を棫林に禦ぎ、戎誅を裑つ。朕が文母、競敏啓行し、厥の心を休宕にし、永く厥の身に襲き、厥の敵に克たしむ。馘を獲ること百、執訊二夫、戎の兵盾矛戈・弓箙矢・裨冑を俘れり。凡て百又卅又五叙なり。戎の俘人百又十又四人を捋りて、衣裑す。戜の身に斁るること無かりき。

乃子なる戜、拜して稽首し、文母の福剌に對揚し、用て文母日庚の寶隮段を作る。乃子なる戜をして萬年ならしめん。用て夙夜に隮して、厥の文母に享孝せん。其れ子〻孫〻、永く寶とせよ。

なお同出の器に附耳の盂に似た伯戜段二があり、頸部に長尾の鳥文を飾る。腹底に「白戜乍旅段」の銘がある。同じく長尾の鳥文を飾る鳳耳の飲壺二器があり、これもそれぞれ腹底に「白戜乍酓壺」「白戜乍旅彝」と銘する。同じ文様の觶には銘を加えていない。觚に似た形狀の器である。また甗があり、通高四三糎、甑部の內壁に「戜乍旅」と銘する。以上は伯戜・戜の作器と考えられるものである。

伯 戜 壺

他にはさきにしるした伯雍父盤がある。附耳にして圈足寬流、獸首の鋬を附し、頸部に卷尾の顧龍文を飾る。伯戜の總帥たりし人である。なお爵二件「子 父乙」と銘する。また盉一件あり、獸首の鋬を附し、蓋上に海獸の蟠曲する狀を飾り、器蓋に「𩰬父乍寶彝」と銘する。𩰬は作冊𩰬卣・𩰬盤にみえ、それらは何れも成康期に屬しうる時期のもので、卣は令諸器とともに洛陽馬坡の出土と傳える。おそらく庶殷の一で、伯戜の族とも交渉があつたのであろう。

報告者はこの器群について、爵・觶の他はその器制よりして穆共期の器とし、文樣の鳥文・顧龍文、また銘文とその字樣もその期の特色を示すものがあるといい、大半は穆王期に制作されたものであろうとする。しかし彔伯戜關係の著錄器八器と合わせて考えると、それは昭穆期における淮域經營

の一面を示す資料とみられ、この期における兩者のきびしい緊張關係を反映するものとなしうる。
またその淮域經營に、彔戜のような殷の殘存勢力が使役されているということも、いわゆる以夷制夷の經營の方法を示すものとして、興味を引く事實である。

補一三、遹　盂

時　代　西周中期考古・一九七七・一

出　土　「一九六七年七月、長安縣灃西公社新旺村社員在村西北二百米挖土時、于距地面深約二米處、挖出了銅盂和銅匜各一件、據反映、出土時銅匜放在盂內、銅盂倒置、似爲窖藏器物」同上

著錄考釋　考古・一九七七・一　報告者、陝西省博物館、黑光・朱捷元

器　制　「遹盂一件、侈口深腹、圈足、雙附耳、雙耳間有獸頭、腹部飾環帶紋、環帶紋間飾有饕餮紋、口沿下及圈足上各有夔龍紋一道、口徑五五・五、高四二糎」。環帶紋とは師虎毀などにみえるいわゆる波狀文である。

銘　文　「腹內有銘文六行、行八字、共四九字」

遹　盂

隹正月初吉、君才𢼸、卽宮、命遹事于述土隣、諆各𠭯司寮女寮奚、㝬華、天君史遹事泉、遹敢對䫹、用乍文且己公隮盂、其永寶用

君・天君は女君を稱する語。作册睘卣にみえる王姜は、作册睘尊では君とよばれており、君とは後の君氏に當る語である。尹姞鼎に「休天君弗望穆公聖粦明□、事先王」、「君蔑尹姞厤」、「拜韻首、對䫹天君休」と前後その稱を異にして用いるが、文中の君・天君はもとより一人の名である。同期の公姞鼎にも「天君蔑公姞曆」、「對䫹天君休」とあり、この天君・公姞の關係は尹姞鼎の天君・尹姞の關係と同じとみてよい。伊姞鼎の休天君の休は、金文の常語である「對揚天子休」の休を、動詞として文首に出したものであり、天君とはすなわち康王の后であり、康王の沒後に太后として、天君と尊稱されたものと思われる。成王期には王姜はただ君とよばれ、康王の后妣に天君のような尊稱を稱しているのは、尹姞・公姞諸器からも知られるように、當時天君が諸侯夫人などにみずから蔑曆賜與のことを行ない、一時そのような語法が行なわれていたのであろう。あるいは嗣君幼弱の際などには垂簾臨朝のことが行なわれていたのかも知れない。また必らずしも聽政のことには及ばなかつたとしても、天君・尹姞・公姞・王姒關係の彝器銘文によつて考えると、王朝の重要な祭祀儀禮が天君の領導のもとに行なわれていたことは確實である。天君の稱は君氏を稱する一般の語ではなく、それはおそらく太后身分のものにのみ用いられた尊稱であつたであろう。康王の后妣が昭穆期に太后としてその尊號を受けたとすれば、尹姞・公姞諸器の天君もこの器の天君と同一人であると解してよい。その時期は從つて康王の沒後、天君が太后として威權を振いえたときで、あるいは昭穆の際にまで及んだかと思われる。新出の公臣段にも天尹あるいは天君第四器の稱がみえるが、文中に虢仲の名があつてその器は孝夷期のものと考えられ時期の異なるものである。また天君鼎の天君は、休〻天君諸器よりいくらか時期が遡るものとみられ、それならば成康期の人であり、天君とは要するにその時期の太后の稱となしうる。

𢼸は雝の初文の偏に木旁を加えた形である。報告者は雝の同音異體字とし、雝既宮を天君の在る宮名とするが、既と釋する字は卽と釋すべきようである。器は澧西の出土であるから莽京辟雍の故地に近い。莽京辟雍は早く成康期とみられる臣辰卣・麥器等に見える。銘文の「君在𢼸、卽宮」とは、天君がこのとき莽京に赴きその宮に臨んだことをいうものであろう。卽は大盂鼎「余隹卽朕小學」、小盂鼎「以嘼進、卽大廷」、小臣遹鼎「卽事于西」、小臣靜彝「小臣靜卽事」、競卣「隹白屖父以成自卽東命」、あるいは册命形式金文に「卽立中廷」、「卽立」というように、その儀節にのぞみ行爲に移ることをいう。銘文の卽は旡に從う字形ともみえず、同じ作器者の器である小臣遹鼎の卽事の

即の字形が最も似ているようである。のちの蔡段に減应の名があり別宮の存することが知られるが、昭穆の時代はこの莾京辟雍の儀禮が最も盛行した時期であり、尹姞・公姞諸器にみえる賜魚の禮のごときも、辟雍儀禮の一として行なわれたものである。

遡は小臣遡鼎にみえる遡であろう。その器は殘破、かつ銘文は黑色の物が塡塞してあって施拓も困難とされるが、文は「小臣遡即事于西、休、中易遡鼎、覭中皇乍寶」とあり、その中はまた嶤尊に「王工、從嶤各中、中易嶤鬲、嶤覭中休」とみえ、また羿彝三代・六・四九・四に「公中在宗周、易羿貝五朋、用乍父辛隮彝」という公中であろう。羿彝には父辛の器を作り、銘末に圖象標識を付していて殷系の氏族の作器であることが知られ、公中・中はおそらく庶殷を隷下にもつ周室の貴戚たるものであろう。

小臣もまた殷以來の身分稱號で、もと王族出自の身分を示す語であった。殷器に小臣と稱する器には精品が多く、周禮にいう小臣とは遙かに身分の異なるものであることが知られる。従ってこの器の作器者たる遡も庶殷中の貴戚出自のものと考えてよい。小臣の職事は祭祀儀禮より軍事に及び、國の大事とされる祀と戎とに關與している。

事は使の初文である。述土以下を報告者は「述土□諆」と釋し、遂土・□諆の二地にして周の王畿中の都邑の名であるとする。述は遂の初文、小臣謎毁「趞自㒸𠂤述東」、大盂鼎「殷述命」はそれぞれ遂・墜に釋すべき字である。土も宜侯矢毁の宜土と同じく社の初文であろう。報告者は遂について尙書費誓の「魯人三郊三遂」、周禮遂人の鄭注「六遂之地、自遠郊以達畿中、有公邑家邑小都大都焉」、鄭司農注「遂謂王國百里外」を引くが、それは鄉遂の義で地名とはしがたい。事は史に偃游を付けた字形であり、祭祀の使者として他地に派遣することを原義とする。使者を派遣するのに漠然と遂土ということはありえず、金文では小臣宅毁「同公在豐、命宅事伯懋父」、遇甗「師雝父戍在古𠂤、……史遇事于𡊡侯」のようにその派遣先を示すのが例であるから、この文においても遂社をその派遣地とすべきであろう。

また報告者は□諆の諆について「諆爲地名、見令鼎、王大耤農于諆田、其地距溓宮不遠、爲王行藉田之地」とするが、それならばいわゆる□諆は一地ではありえない。思うに諆は必ずしも藉田千畝の地とする要なく、字を其の繁文とする解釋もできよう。隣は趞毁に「啻官僕射士噝小大又隣」とある隣の字と近く、趞毁では旁は亦と𠙵に從う。この器銘では亦の部分を大の手足の指を開く形に作るが、字の立意は同じであろう。𠂤は神梯の象、その前に祝告の器である𠙵と人の手足を啓く象を描くのは、聖所における何らかの儀禮を意味するものとみられ、あるいは人身犧牲を聖所に獻ずる祭儀を示す字であるかも知れない。それならば下文にいう女・奚の屬を以て犧牲としたのであろう。殷代陵墓に多くの斷首葬など人身犧牲が行なわれたことは、その後の安陽發掘によってもさらに多くの例證を加えつつあるが、そのような習俗が殷代小臣の職事を保つものによって、周に至ってもなお行なわれていたのであろう。粦の字形は上部が人の手足を啓く象で磔に類し、下部に兩足の舛をそえる。趞毁ではなお祝告の𠙵をおく。邊徼に施す祭梟の俗に近く、粦に從う字にはなおその遺意を含むものがある。

諆は師寰設に「無諆徒駮」のように用い、無諆はまた「萬年無期」、「受福無期」、「男女無期」の無期とも通ずる語である。しかし隣諆という語は意を取り難く、諆はこの場合下文に屬して其と訓むべきものであろう。いま其の繁文と解しておく。

⿰㠯司司を報告者は姒后と釋する。金文に姒姓の姒は始に作り、別に姛あるいはさらに㠯を加えた字形があり、また奴と台に従う形金文編・一二・一九〜二〇もみられ、みな姓を示す字のようであるがその異同は明らかでない。ただそれらの字形はすべて女を含み、本器の⿰㠯司には女を含まず、字例を以ていえば伯晨鼎「王命甑侯伯晨曰、⿰㠯司乃且考、侯于甑」は嗣續の義、王孫遺者鐘の「余恁⿰㠯司心」は一人稱の台・余の義、齊器の陳侯因脊敦「仦⿰㠯司趄文」の仦は肖、⿰㠯司は嗣續の嗣である。報告者はまた司を后と釋するが、司も宗周鐘「我隹司配皇天王」、叔向父禹設「叔向父禹曰、余小子司朕皇考、肇帥井先文且」、毛公鼎「司余小子弗彶」、晉姜鼎「余隹司朕先姑君晉邦」など、みな嗣續の意である。ただ報告者はこの二字を姒后と釋する證として、叔夷鐘の「□伐夏后」の句を引く。叔夷鐘の文は「虩〻成唐、又敢在帝所、尃受天命、刪伐頙司、敱厥靈師、伊小臣隹輔」とあるもので、頙司とは夏祀と解すべきようである。その語例を以ていえば、⿰㠯司司は⿰㠯司祀と解すべく、⿰㠯司は余、君氏をいう。すなわち君氏の先世を祭る祀所であり、またその采邑を指すものと解される。報告者の姒后と釋する二字は何れも字釋を誤まり、金文の用字例に合わない。かつ君氏を稱するに姒后・姜后のように稱する例もない。

寮女寮奚は初出の語。寮は卿事寮・大史寮、あるいは寮人・敵寮のように用い、官事を同じうするものをいう。ここではおそらく「⿰㠯司司」に從屬服事するものを指すのであろう。周禮酒人序に女酒三十人・奚三百人とあり、奚とは女奴である。報告者は寮女寮奚をみな周禮にいう內宮の屬とするが、もし內宮女奴の屬ならば特に使者を派遣するに及ばぬことである。⿰㠯司司はこのとき君氏の在る⿰酉朩、すなわち葊京辟雍の近邊の地であろうと思われる。

「⿺辶𠬝華」もまた初見の語である。報告者は⿺辶𠬝を完に從う字とし、「讀爲媺(美)」、また「華訓爲彩色、美華是形容所進宮人很美麗」と解する。それで使者たる遡が派遣された目的を、遡の身分たる小臣とこの媺華の語とを結合して次のようにいう。

遡的身分、據遡鼎爲小臣、據本銘、則受天君使命、其人當爲內小臣、周禮內小臣、奄上士四人、內小臣掌王后之命、正其服位、……后有好事于四方、則使往、有好令于卿大夫、則亦如之……、正是受后使命的閹人、所以他受天君之命而出使、引來姒后的寮女寮奚、這正是內小臣的職務

遡本人爲內小臣、故稱姒后之女奚爲寮女寮奚、寮女與寮奚的地位似有所不同、前者較高于後者、寮女似爲自由人、寮奚即爲女奴、這些即周禮中所謂的女官、皆周王內宮的宮人

內小臣たる遡が、王の宮人中より美麗なるものを擇んでこれを姒后に致すことを命ぜられたとするもので、遡を內官閹人とするが、殷周期の小臣は周禮にいう小臣・內小臣の屬と異なり、王族出自の貴戚たる身分稱號であることはさきに述べた。かつ銘辭の內容も宮女の美麗なるものを擇ぶというごときものではない。上文の各も、金文の用語では多く宮廟聖所に至ることをいう語である。格致・格來の義に解すべきではない。

退を燬と釋する理由として、報告者は本器の字形を「所從與長由盉銘文的長字不同」とするが、退は大克鼎をはじめ人名として公史退毀以下數例金文編九三三頁みえ、字は光に從うものではない。ただ長と光とはその字形近く、長は長髪の人の象、光もまた長髪の巫女たる媚をいう字で、微とはその巫女を道路に毆つ象、徵はその巫女の立つ姿である。何れも巫祝を用いる呪的行爲を示す字であり、退にもときに寸に從う形の字がある。巫祝を毆つて神に祈禱徵求する義を含む動詞であろう。華は拔華の象である拜字の從うところで華と釋すべき字であるが、これに對しても攴を加える字形が鼎銘三代・二・四九・二にあり、これまた𢍰求の義をもつ字であろう。𢍰は拜と字の立意の近い字で、金文には多くの匄求の義に用い、また盂爵「隹王初𢍰于成周」のように祭名にも用いる。退に徵求、𢍰に匄求の義があるとすれば、退華とはおそらく匄求祈念の儀禮に關する語であろうと思われる。その儀禮に「㠯司寮女寮奚」を用いた。それは上文にいう述社での隣の儀禮と關聯するもので、述社の儀禮に續くものであるから、語端を改めるために諆、すなわち其の一語を加えたものと解される。內宮女奴の容色のことなどは、彝器の銘辭に加うべきものではない。

「天君史遡事泉」はまた別地に派遣することをいう。報告者は上文を宮人の美麗なるものを擇び進める意と解しているので、ここではさらにその粧洗のことをいうとする。

　天君事遡事顥、顥卽說文沬字、……說文訓爲洒面、漢書律曆志注、沬洗面也、銅器中盤匜多作媵器、爲女子必備之盥洗用具、其銘文常作顥盤（匜）、此句意卽天君命遡使諸女・奚粧洗

かくて報告者は銘辭の意を總括していう。「此盉銘文記周王內宮之事、天君指太后、姒后指王后、太后命內小臣遡至郊遂□・諆二地、引來爲王后服役的宮人宮婢、太后見之、容貌美麗、于是命遡使之梳洗粧扮、這裏有關周代奚奴、僅見于史籍的記載、今從本銘中又可以得到證明」。そのいうところは彝銘の文として不類甚だしく、郭氏が召伯虎毀に遊蕩說を述べ、楊氏が令鼎の文を遊戲賭物と解するのと同樣の不通の說である。

金文に「史……事……」の形式をとるものは、すべて一定の使命を以て使者を派遣することをいう。從つて「天君史遡事泉」もまた泉に使者として遡を派遣することであり、その使命はまた上文にいうところと關聯するものであろう。泉はここでは地名・族名とみるべきである。その使命は上文の述社・㠯司に使したことと關聯し、かつこれによつてその使命を終えるものであろう。遡はその使命を無事に果たして文祖己公の隮盉を作つている。廟號を己公のようにいうのは、小臣遡の家が庶殷の出自であることを示すとみられる。

訓讀

隹正月初吉、君、𩞁に在りて宮に卽く。遡に命じて述社に使して隣せしむ。其れ㠯わが司の寮女寮奚に格りて退華（徵求）せよと。天君、遡をして泉に使せしむ。遡敢て對揚して、用て文祖己公の隮盉を作る。其れ永く寶用せよ。

參考

同出の器になお銅匜一件があり、器制は報告者によると「橢圓身、敞口、一端有流、螭首形把、口沿下飾環帶紋一道、腹飾瓦紋、四足作獸形足、口長徑二五、寬徑一五・五、高一八糎」という。無銘。器の時期は盂よりいくらか下り、西周後期に屬する。器は盂內におかれ、窖藏品であることが注意される。後期の器には岐山扶風の地に西周貴族たちの埋匿した多量の器群が發見されているが、灃西庶殷の器にも同じく窖藏の器があることは、これらを遺棄するに至つた當時の社會的混亂が、陝西王畿の全域に及ぶものであつたことを示すものであろう。盂銘の字迹は昭穆期の緊湊體に近いが、すでに頹靡の風がみえるものである。

灃西出土匜

昭和五十三年十二月印刷發行

發行所　神戶市東灘區住吉町　財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ內中町　中村印刷株式會社

財團法人
白鶴美術館發行

夔鳳直文筒形卣

白川靜

金文通釋 五〇

補釋篇

白鶴美術館誌

第五〇輯

補一四、利段

器名　武王征商簋臨潼縣文化館報告　利簋唐蘭　于省吾

時代　「武王伐商紂時事、可能是公元前一〇七五年」唐蘭　「武王十二年」于省吾

出土　「一九七六年三月上旬、零口公社西段大隊發現了一批銅器、我們聞訊後即赴現場進行調查、發現銅器出土地點是一處周代遺址、面積約二萬平方米、遺址位于零口街西北一公里的南羅村南、西段村東、在東距零河半公里的二層臺地上

遺址耕土層下卽爲周代文化層、灰土堆積不厚、內含西周及春秋時期的陶甗・陶盆・陶鬲等殘片、一九七五年五月、在南羅村南、曾發現一座西周前期竪穴土坑墓、出土銅・玉・蚌・貝等器（爲一殘墓、已清理）、這次出土銅器坑位在該墓西二〇〇米處、銅器已被取離坑位、出土情況不詳、但從斷崖上殘存的坑壁

利　段

觀察、爲一深二米、寬七〇糎的窖藏、共出土銅器六十件和銅管狀絡飾九十一件」文物・一九七七・八

著錄考釋　「陝西臨潼發現武王征商簋」臨潼縣文化館　文物・一九七七・八　「西周時代最早的一件銅器利簋銘文解釋」唐蘭　同上　「利簋銘文考釋」于省吾　同上　「利簋釋文」張政烺　考古・一九七八・一　「關于利簋銘文考釋的討論」徐中舒等　文物・一九七八・六

器　制　「腹深、方座、雙耳有珥、通高二八、口徑二二糎、腹與方座均以雲雷紋爲地、上飾獸面紋、夔紋、方座平面四角飾蟬紋、圈足亦以雲雷紋爲地、上飾夔龍紋」。器制完整、彩色圖版によると、表面は綠鏽色に蓋われている。泉屋にこれと似た方座𣪘があり、口緣に圓渦文を加えている。博古圖八・二〇にも相似た器制のもの一器を錄する。泉屋の器について通考に「上截爲商代通行之形式、然下連方座、尙未見有商代銘文者、疑周初彝文之制也」三四二頁という。方座𣪘は西周器にはじまるものと考えられるが、それは銅禁が多く陝西出土の器であることと關聯して、その祭式陳設の法によるものであろう。河南出土の方座𣪘も、みな西周期に入つてからのものである。

銘　文　器內底に四行三十二字の銘文がある。

珷征商、隹甲子、朝歲鼎、克𦖞、夙又商、辛未、王才闌𠂤、易又事利金、用乍旜公寶𨽼彝

「珷征商」とは武王の克殷をいう。武王の武を金文に珷に作り、珂尊・德方鼎・宜侯夨𣪘・大盂鼎など周初の器銘にみえるが、珷を生稱に用いている例はない。商は殷の正號。康侯𣪘に「王朿伐商邑」とあり、殷を商邑と稱することは、書の酒誥・立政、詩の殷武などにもみえる。卜辭に大邑商というのはその國都である。周よりその國を殷と稱し、大盂鼎に「殷正百辟」「殷邊侯甸」、小臣謎𣪘に「殷八𠂤」の名がある。

甲子は克殷の日として喧傳されるもので、逸周書世俘解にみえる。その文首に

維四月乙未日、武王成辟、四方通殷命有國、維一月丙午旁生魄、若翼日丁未、王乃步自于周、征

伐商王紂、越若來二月既死魄、越五日甲子、朝至接于商、則咸劉商王紂、執矢惡臣百人、……戊辰、王遂禦循追祀文王、時日王立政

とあり、朱右曾の集訓校釋に「據古文武成、周師以武王十年建亥月二十八日戊子、始發、王以十一年建子月、三日癸巳乃行、十六日丙午逮師、此言丁未、差一日耳」、また「二月既死魄、越五日甲子」を五日とし、以下丁卯を八日、戊辰九日、壬申十三日、辛巳二十二日、甲申二十五日にそれぞれ記事がある。そして辛亥に薦俘のことが行なわれるが、それを篇首の四月を承ける語とする。伐商の年については異説が多いが、史記會注考證には十二年殷正一月とする説を采つている。

この甲子伐商については、史記周本紀にも「二月甲子昧爽」以下、尙書牧誓の文を引く。二月は周正に據るもので、齊世家に正月とするのはなお殷曆によるものであろう。報告者及び唐・于二家は、「隹甲子朝」を句讀とするが、朝は周初の令彝に「隹十月ㄋ吉癸未、明公朝至于成周」のように下の動詞につづけて句讀すべきもので、書の召誥「王朝步自周、則至于豐」、「太保朝至于洛、卜宅」「周公朝至于洛」、「周公乃朝用書、命庶殷侯甸男邦伯」など、みな副詞的用法である。従つて句は「隹甲子、朝……」と句讀すべきである。

隹以下、報告者の釋、唐・于の釋はいずれも句讀訓解を異にするところがある。

隹甲子朝、歲鼎克䎽、夙又商報告

隹甲子朝、越鼎、克䎽昏、𡖊夙又有商唐釋

隹甲子朝、歲鼎貞克䎽聞、𡖊夙又有商于釋

さきにあげた金文や書の文例よりいえば、「朝歲」と連讀して朝を副詞、歲を動詞によむべきところであるが、報告には釋文のみで考釋なく、唐氏は歲を越とよんで「越鼎」を一句とし、この部分は越鼎、克昏、夙有商の三事を列するものとする。越鼎とはいわゆる九鼎を遷す義に外ならぬとするのである。

首先、越鼎是指奪取了鼎、周書克殷解、在武王入商都後說、乃命南宮忽振鹿臺之錢（農具名、即銚子）、散巨橋之粟、乃命南宮伯達、史佚遷九鼎三巫（史記作展九鼎寶玉）、……後來、成王建成周、就定鼎郟鄏、左傳宣公三年記王孫滿的話「桀有昏德、鼎遷于商」、「商紂暴虐、鼎遷于周」、可見在當時是把鼎代表王權的、奪到了鼎、就表示奪取了政權、此銘把越鼎列在克昏之前、是很突出的、很可能這個封在檀國的利就是檀伯達、也就是以南宮爲氏族名的南宮伯達、他和史佚一起遷九鼎、那末、首先記越鼎、就容易理解了

唐氏は歲を戉にして越、戉の刃中の小點は金文において金を意味するという。歲は戉聲に従う字で戉奪はその音近く、孟子萬章下の「殺越人于貨」とは「就是說殺人和搶人財物」の意とする。孟子に引く文は書の康誥、越は粵・于と同じ語とされており、これを奪取の義に用いた古い例をみない。また敍事の次第からいつても、克昏・夙商に先だつて遷鼎のことをいうのも不審である。おそらく越鼎とよんで遷鼎と解しては文義をなしがたいであろう。

次の克昏について、唐氏は書の立政「其在受德、暋」、牧誓「今商王紂、惟婦言是用、昏棄厥肆祀弗答、昏棄厥遺王父母弟不迪」を引き、「這些昏字都指紂、昏字本來形容人的品德、但可以轉爲具

有這種品德的人的代名詞、所以這是指打勝商紂」とするが、これも强解というべく、引用の書も列國期以後のもので、周初の遺文ではない。

甲子以下を、于氏は「隹甲子朝、歳鼎貞克𩛥聞」とよみ、歳鼎と克聞とを兩事とする。歳鼎とは歳貞、甲骨文にいう貞歳のことに外ならずとし、

丁卯卜、穷貞、歳卜、不興亡𡆥讀害、五月　甲二一二四

及び明二九九・京大二九四五の三辭をその例として引き、その辭に出𦣞明、若京大の語があることから、それは易の同人九三「三歳不興」のように災禍の有無をいうものとするが、「隹甲子朝」という限定されたときの行爲としては不適當である。

歳は祭名。毛公鼎に「用歳用政」とあつて、文錄に「歳祭歳也、……洛誥、有烝祭歳之文、詩、祈年孔夙雲漢、又云、以興嗣歳生民、周書作雒解、武王既歸、成歳、十二月崩鎬、足見祭歳爲古之大政也」と祭歳の義とするが、墨子明鬼下に「歳于祖若考」孫氏閒詁というように祖祭の名である。その古禮は卜辭にみえ、「王賓歳、亡尤」という例が甚だ多い。賓とは祖靈を迎えるをいう。また歳牛のように犧牲を用いる例が多く、歳の字形である戉は宰割の器を示すものとみられる。歳鼎もまた祭儀の名である。

「……㱿貞、王鼎從望乘」續・三・四三・一「其鼎又正」京津・四三三〇などみな動詞の用法で祭儀を行う意、かつ征旅のことに關する辭である。これを以ていえば、伐殷の役を開始する朝に、歳と鼎の祭儀を擧行してその成功を祈つたものであろう。いずれも犧牲を用いる軍禮と考えられる。唐釋の遷鼎、于釋の歳卜有祟の解は、ともに甲子朝の行爲にふさわしくないものである。于釋に歳卜有祟の解の證として、荀子や國語の文を引いている。荀子儒效篇に「武王之誅紂也、行之日以兵忌、東面而迎太歳、至汜氾而汎、至懷而壞、至共頭而山隧、霍叔懼曰、出三日而五災至、無乃不可乎」とあり、楊注に「尸子曰、武王伐紂、魚辛諫曰、歳在北方不北征、武王不從」という。また國語周語下に「昔武王伐殷、歳在鶉火」、韋注に「歳、歳星也、鶉火次名、周分野也」、「歳星所在、利以伐人也」とあり、何れも歳星の位置によつて吉凶の説をなすものであるが、これらはのちの占星術的な知識によるもので、銘文にいう歳とは關係がない。

克𩛥を唐釋に克昏にして克紂、于釋に「冒聞于上帝」の意とする。于釋の解が正しいが、于釋は上句を歳卜有祟とするもので下句との承接をえがたい。歳鼎を祖考上下帝に祈告する祭儀と解して、はじめて克聞の義がえられるのである。周書の康誥に「小子封、惟乃丕顯考文王、克明德愼罰、……用肇造我區夏、越我一二邦、以修我西土、惟時怙故冒聞于上帝、帝休、天乃大命文王、殪戎殷」、また酒誥「辜在商邑、越殷國滅無罹、弗惟德馨香祀、登聞于天、誕惟民怨」のように冒聞・登聞の語があり、これによつて天意を得るとする。その結果についてはまた、何尊「隹珷王既克大邑商、則廷告于天」のようにいう。升聞の結果克殷の功をえて、これを廷告するのである。

夙又商を唐釋に「退有商」とする。夙は宿と音近く通用し、ここでは盈縮の縮にして後退の義とするのである。于釋には夙早、爭先の義があるとし、「夙有商、是説武王伐商、時間很迅速就占有商地」と解するが、夙は動詞。詩の大雅生民「載震載夙」の箋に「夙之言肅也、……於是遂有身、而肅戒不復御」とするも、夙もまた震で、この銘では震驚のことをいう。詩大雅常武「震驚徐方」、

書舜典「震驚朕師」の震驚の意で、卜辭にも「自不屖」とトするものが多い。「夙又商」とは商の師旅を震驚させることをいう。

辛未は甲子より數えて第八日。従ってこの王は上文の珷をいう。王の生稱である。鬲自の鬲は宰椃角泉屋一〇五　赤塚六六五頁・戍嗣鼎にも地名としてみえ、またその地名を氏族名とする亞古父己段二器がある。宰椃角泉屋一〇五　赤塚六六五頁には

庚申、王才鬲、王各、宰椃从、易貝五朋、用乍父丁障彝、才六月、隹王廿祀翌又五

と銘し、彝内に庚册形圖象を付している。王はおそらく帝辛、その廿祀六月庚申、祖祭としての翌祭が行なわれた五日目である。このことからいえば、鬲の地は商都に近い王畿の地であろう。戍嗣鼎考古學報一九六〇・一　新中國考古收獲　赤塚七五一頁には

丙午、王、商戍嗣貝廿朋、才鬲宗、用乍父癸寶鼎、隹王饔鬲大室、才九月　犬魚形圖象

とあり、鬲の大室で儀禮が行なわれている。宮廟所在の地である。鬲の字はまた亞古父己段二器　鄴三・上・二六　錄遺一四七　赤塚七四九頁にみえ、少しく異構であるが同字。赤塚氏は字を廟門と二字に離析してよむが、亞古父己段「己亥、王易貝、才鬲、用乍父己寶障彝」において、廟門で儀禮が行なわれるはずはない。そこにはまた軍事基地もあったので鬲自という。その聖所において、武王は克殷の功臣に對し賜賞を行なったのである。

于釋に鬲を柬聲の字にして間闌同聲、萠菅はまた同聲であるから、鬲とは管蔡の管の初文、「後世管字通行而古文遂廢而不用」という。またその證として逸周書大匡解と文政解に、武王克殷ののち「王在管」とするを引き、またその地は括地志の鄭州管縣にあたるとしているが、これらの文は古史の直接の資料となしうるものではない。

又事は官名。遼寧近出の方鼎中國古青銅器選二九に又正という官名もあり、小盂鼎にいう三事大夫の一にあたるものかも知れない。利は犂で土を撥ねる形であるが、利と釋しておく。金を賜うのはその歲鼎の祭儀に克聞の功があり、商師を震驚せしめたからであろう。又事は祭祀關係の職事である。その賜與によつて、旜公の器を作つている。旜は番生段の朱旂旜の旜をこの形に作る。

訓　讀

珷、商を征す。佳甲子、朝に歲して鼎す。克く聞して、商を夙（震驚）有す。辛未、王、鬲の自に在り。又事利に金を賜ふ。用て旜公の寶障彝を作る。

参　考

唐釋にこの器を西周の第一器としていう。

這是現已發現的西周王朝的第一件銅器、銘文所述的是牧野之戰的參與者、他受賞時離開甲子這一天、僅僅七天、是武王立政後三天、比起有名的朕簋（卽所謂大豐簋）顯然要早得多了

銘文一開頭說、珷征商、珷是武王自稱、研究西周銅器的人所謂生稱王號、過去能確定的有成王・穆王・共王和懿王、現在又增加了一個新例

銘文の字迹は雄偉にして雅健、殷周の際のものであることを思わせるが、器は完整な方座段でやゝ氣象に乏しい。作器者は歲鼎の禮を行なう史官の傳統をもち、早く周に服屬した歸化的な氏族であ

ろうと考えられる。「珷征商」といい、殷の聖所𩫖で賜與が行なわれていることなど、聖職者としての傳統を思わせるところがある。この器銘と同じ地名のみえる戍嗣鼎は、安陽後岡南坡の殉葬坑第一〇號圓坑から出土したもので、器は大盂鼎と似た大器であるが、字迹は史獸鼎などに近い雅醇な體で、劉克甫考古一九六一・九はその器形や、同出銅戈に西周中期の形式のものがあることから、その器を武庚以後のものであろうとしている。

銅器の器制文様には時期的な様式があり、字迹にも流變のあることはいうまでもないが、その間にも志向の選擇があるから、すべてを直線的な展開と考えることは危險である。この器にしても唐蘭のように克殷後七日、武王立政三日目の作器と定めるのは、文の記述と器の制作とを同時のことと解してのことであるが、甲子革命のことは周開國の說話としてのちにも傳承されたものであるから、いくらか時期を經過してからの制作であっても、銘文としてはこのようにしるされるであろう。甲子昧爽のことは書の牧誓、逸周書世俘解にみえ、文獻としてはいずれも晩出の文であるが、その本づくところがこのような古傳にあることを知ることができる。

なお張氏の釋文は唐・于二家の後に出たものであるが、歲鼎を歲星當空、聞夙を管子宙合の「夜有昏晨」の昏晨、旜を番生𣪕の朱旂旜にして旃の初文とする。二家の考釋の發表以前に書かれたものである。

この考釋を稿了したのち、文物一九七八・六にこの鼎銘に關する討論が掲載された。編者の言によると、さきに唐蘭・于省吾二家の考釋が發表されるや、討論考說の文を寄せるもの數十家、そのうち六家の文を選錄したものであるという。鍾鳳年・徐中舒・戚桂宴・趙誠・黃盛璋・王宇信の六家である。その要旨を摘記する。

鍾鳳年　朝下の二字は戍晁とよむべく、晁は征商の師の駐屯の地、克下の字は陟侵、その字形は戰鬪儀禮に用いられる戲劇性を示している。𩫖師は上字は離析して闌師とよむべく、闌は息師の義。先考の謚號は懷公、甲子の子は鼠形にかかれ、十二支獸の觀念は當時すでに存在したとみられる。銘文の重要部分は、「武王征商、唯甲子朝、戍晁、克陟侵有商、辛未、王在柬、闌師」となる。器が驪山より出土したのは、幽王が殺されたときの埋藏品であろうという。

徐中舒　鼎は則、「歲則克」とよむべく、歲は歲星。洛誥の「祭歲」は卜文にみえる歲で、のちの周の郊特牲の祭祀にあたるが、毛公鼎にもなお「用歲用政」の語がある。「歲則克」とは占卜の語、占星家の主張するところであろう。荀子儒效篇「武王之誅紂也、行之日以兵忌、東面而迎太歲」とあり、淮南子兵略訓にもその說がある。みな古占星家の言である。聞は上聞、夙は夙早、「不終朝而有商」の意。闌を于說に管叔の管とするのがよい。このとき利にのみ賜賞のことがあるのは、「利可能就是古代占星家一流人物」という。あくまでも占星說である。

戚桂宴　「歲鼎、是歲星當空、表示吉兆」と同じく占星のことを以て說き、國語周語下の伶州鳩の「昔武王伐殷、歲在鶉火」を引く。又は取、昏夙は夙夜にして「卽日未出夜未盡之時」とする。牧誓に「時甲子昧爽」というに同じ。歲星分野說を以て吉凶を辨ずることは、殷周の際にすでに行なわれていたとするもので、その點は徐說に同じ。

趙誠　「歳貞、克、聞、夙有商」と句讀。「歳貞」とは「卽歳祭時進行貞問」の義とする。克は克敵制勝、聞は「聞于四方」の意で、「武王歳祭時、貞問上帝、得到克商的吉卜、因而立刻聞于四方」、ここに聯合軍を結成しえたのであるという。右史はその貞卜を掌り、それによつて賞賜をえたのであるとする。

黄盛璋　本器出土ののち郭院長に意見を求めて、鼎は貞、歳は祭名、「歳貞當爲用龜貞卜而先祭祀」、「昏夙卽早晚、克、昏夙有商、是用龜卜貞問、克不克、能不能早晚有商國」で卜辭の句法と同一であるとの見解を示されたという。昏夙をいまの早晚の義とする。又吏は右史、作器者は史官としてこの決戰の占卜にあたり、正卜をえて賜賞を受けたとする。牧野の戰の經過よりいえば、紂は朝歌にあり、𩰫は戍嗣子鼎など殷器にみえる地でその音は洹と同じく、すなわち安陽の地。克殷ののち八日にしてその地に入つたのであるという。

王宇信　歳を祭名とし、唐蘭の「歳當讀爲劌、割也、謂割牲以祭也」天壤閣甲骨文存考釋三〇葉を引き、銘文の「歳貞」を「擧行歳祭、幷貞問」の意とする。

以上六家のうち、「歳鼎」を「歳祭貞問」とするもの二家、「歳星占卜」とするもの二家、他は徐中舒の「祭則克」、鍾鳳年の「戍晁陟侵」の説がみえるのみで文の大旨に關するものはない。卜辭には歳祭を貞卜の前提行爲とする例はなく、また鼎を則に用いる例もない。鍾鳳年の字釋は奇僻にして最も疑うべく、歳星分野の占星説をとる徐・戚二家の説も、殷周の際に遡りうるものではない。黄氏の𩰫殷虚説も、𩰫𠂤というのは軍事の據點であり、殷王陵墓の地にふさわしいものではない。

王　盉

陳　侯　段

ただ上文の私解においても、甲金文に夙又の語なく、また又商という語例のないことなど、用字法の上になお問題は殘されている。それは氣象に乏しい方座段の器制とともに、今後の檢討に待つべきものである。同出の器にして銘文をもつものには、以下の數器がある。

王　盉　　王乍豐妊單寶般盉、其萬年永寶用三行一四字

陳侯段　　敶侯乍王嬀媵段、其萬年永寶用三行一三字

𡧊車父壺二器　　𡧊車父乍寶壺、永用享甲器三行九字　乙器二行九字

王盉は器制甚だ奇異。器體は偏圓、蓋上に一鳥を飾る。王室に入嫁した女のための器であろう。陳侯段は陳嬀より王室に入嫁した女の媵器。同出の編鐘十三枚なども、おそらく同時の器であろう。他に銅工具・銅車馬器の類が多い。報告者は「王盉和亘車父壺、應爲西周晩期物、陳侯簋和編鐘的時代、可能爲東周初期、窖藏的時代、應以時代最晩的爲準、因此、它可能也爲東周初期」という。周初の利段がこのころまで傳世していたわけであるが、王作の器を含むこの一群の器が、陝西臨潼の一窖中に埋藏されていた理由は知られない。

亘車父壺（甲）

補一五、史牆盤

器名　史墻盤文物・一九七八・三

時代　「應定在共王時代」陝西周原考古隊　「共王初年」唐蘭　「史墻之名亦見師酉簋、……如果此盤和師酉簋的史墻確爲一人、師酉簋便可能是懿王元年器、……但是師酉簋的器形似乎不能早到恭王元年、師酉簋所載王命也與懿王即位時形勢不合」裘錫圭　「其年代不爲穆王即爲共王」李仲操

出土　一九七六・一二・一五、陝西扶風縣法門公社莊白一號窖藏器。發掘事情の詳細については、參考の項に述べる。

著錄考釋

「陝西扶風莊白一號西周青銅器窖藏發掘簡報」陝西周原考古隊　文物・一九七八・三

「略論西周微史家族窖藏銅器群的重要意義」—陝西扶風新出墻盤銘文解釋—　唐蘭　同上

史牆盤

「史墻盤銘解釋」裘錫圭　同上
「史墻盤銘文試釋」李仲操　同上

器　制

簡報にいう。「史墻盤一件、通高一六・二、口徑四七・三、盤深八・六糎、圓腹、附耳、方唇、圏足、腹飾鳥文、圏足飾兩端上下卷曲的雲紋、以雷紋爲地」

銘　文　「腹底有銘文、十八行二八四字、其中重文五、合文三」

曰古文王、初盭龢于政、上帝降懿德、大甹、匍有上下、迨受萬邦

この一節の文意を唐釋に「在古代文王、初步地做到政事和諧、上帝降給他美德、一切大定、他完全

掌握各方面、聚合幷接納了萬國」という。裘釋に「曰古文王」の句について、「銘文第一句是曰古文王、尙書堯典開頭的曰若稽古帝堯、就是從這種句式演化出來的、這大概是周代人敍述古事時用的一種老套頭」と述べて、書の「曰若稽古」の祖型をなす定式であるとする。この盤と同出の𤼈鐘丙組の文首にも「曰古文王、初盭龢于政、上帝降懿德、大甹、匍有四方、迨受萬邦」とほとんど同じ語を用いている。

盤銘の前半には文王をはじめ周初の六王の名がみえ、その王名の上にはいずれも「曰古文王」、「貂圉武王」、「害聖成王」、「淵悊康王」、「弘魯卲王」、「甫覭穆王」のように、その王德を頌する修飾語二字を加えており、後半の牆の家系についてもまた、高祖以下の廟號の上に靜幽などの贊頌の語を附している。ただ𤼈鐘丙組の文には文武の二王名をあげ、「曰古文王」、「雩武王」というのみであるから、その例では曰古は必らずしも修飾的な語とみるを要しない。盤銘と丙鐘とで曰古の文は兩解を爲しうるのであるが、しかしいずれにしても主語を伴なわない曰を文首におくという語法は、從來の金文にはみえない。

もし曰古の二字を文王の德を頌する語とみるならば、唐釋のように「在古代文王」と釋するのでは不十分となる。曰を語端の發語とせず實辭と解するならば、その初形初義によつて神の託宣するところを閔ると解するか、あるいは聿と通用にして聿修の義とすべきであろう。曰は載書の上部を啓いてみる形象の字で閔と同源の語とみられ、そこに示された神意をうかがうこと、すなわち告・宣の義となる。また詩の大雅抑「曰喪厥國」を韓詩に「聿喪」釋文に作り、大明「曰嬪于京」を爾雅釋親注に「聿嬪」に作り、豳風七月「曰爲改歲」を漢書食貨志に引いて「聿爲」に作る。また大雅文王「聿脩厥德」、書の湯誥「聿求元聖」など、述・遂の義とされる例があり、聿脩、聿求の義とすることもできよう。盤銘の各王名のよびかたからすれば、曰古は聿脩古道、傳統の保持者というほどの意となろう。堯典の「曰若稽古帝堯」がもしこの語法を傳えるものならば、そのよみは集傳等の新注よりも、舊注の孔傳がまさることになるが、しかしこの盤銘ではなおそこまで定めがたいとすれば、一應詩經の豳風や二雅に多くみえる發語の辭の用法としてもよい。この文は一節ごとに韻をふみ、ことに古色をもたせた表現であるので、當時においてすでにいくらか擬古的な様式であるのかも知れない。德は之、下は魚にして之魚合韻である。

初は王の卽位後はじめて擧行される儀禮をいう。成王の三都の儀禮をしるす銘文にその例が多く、嗷士卿尊「丁巳、王在新邑、初饙」、盂爵「隹王初𠦪于成周」など、その下には祭儀の名がつづいている。敹龢は必らずしも儀禮をいう語でないが、治政の成就がある段階に到達したという意味で、初を用いたのであろう。敹は𤼈鐘丙組に盭に作る。唐釋に

敹與盭同、說文誤爲从弦省、从盭、實應从皿敹聲、古書多與戾通、爾雅釋詁、戾至也、至與致同、戾和卽致和、書君奭、唯文王尙克修和我有夏、致和修和、意義相近、師酉簋、用夾紹厥辟奠大命、盭龢于政、此當是周時慣語

と致和の義とする。師酉簋とは師詢段のことである。盭龢は敹龢と同義で、龢は番生段「龢于大服」、叔向父禹段「龢于永令」、大克鼎「龢克王服」、微緣鼎「康龢魯休」のように和協の義に用い、

敎もその義に近い字であろう。史頌毀に「隹三年五月丁巳、王才宗周、令史頌省蘇、瀳友里君百生、帥䵼盩于成周、休又成事」と盩字がみえ、その文を郭沫若は遨遊、楊樹達は朝會、高鴻縉は奏報の意とするが、みな字義にあたるところがない。その字は幸（械）を加えてこれを撃ち、盟約をなさしめる意象の字で、その幸にときに糸を加え、あるいは糸のみをしるすことがあるのは、執訊の意か、あるいは神事に用いる呪飾を加えた形であるらしい。石鼓文の作原石に「盩導」の語があり、それは道路の修祓のことをいうようである。これらのことからいえば、敎龢とは乖亂のものを治定和合する意であり、具體的には天下を三分してその二を保つといわれる文王の德の成果をいうものであろう。李釋には郭氏大系の「發揚蹈厲」の解をとるが、それは武事にいうべき語である。說文に盩厔の盩と膠盭の盭とをあげて兩者を別字とするが、金文には盩・敎・盭をみな同義に用いる。戾定の義であろう。「上帝降懿德」とは、懿德を以て上帝の作用とするものであるが、毛公鼎に「皇天弘猒厥德」というのと同じ意味であろう。懿は隮壺の前に坐して咨嗟してつつしむ氣象をあらわす字形であるらしく、神の寵異をいう。

大甹の甹は保定の意、主語は上帝である。唐釋に「大甹大定、班簋番生簋均說、甹王位、毛公鼎說、甹朕位、孫詒讓籀高述林釋爲甹、是正確的、說文、甹定息也、讀若亭、甹和寧是一字、甹音與平相近、均一聲之轉、是安全的意義」という。甹はおそらく粤の音で、比輔と聲義の通ずる字であろう。裘釋に、郭氏の大系に屛と釋し、左傳の「俾屛予一人以在位」を引證するのを是とし、書の顧命「建侯樹屛」、詩大雅板「大邦維屛」などの例を引くが、ここでは藩屛のことをいうはずはない。

「匍有上下」は瘐鐘丙組及び大盂鼎・師克盨・秦公鐘に「匍有四方」といい、四方というのが普通である。書の金縢に「敷佑四方」、詩大雅皇矣に「奄有四方」とあり、左傳襄十三年に「撫有蠻夷」という。みな同意の語であり、楊氏積微居金文說六二頁にその說がある。ただ「匍有上下」のように上下という語例はなく、德・下の二字に韻をとるものと解する外ない。

「洽受」を唐釋に「洽通合、書臯陶謨、翕受敷施、合受與翕受同」とするも、李釋に會とする方がよい。金文に佮・洽を用いるものはみな會聚の意で、容庚氏の金文編に「洽、當讀作會、說文會古文作佮」と說文古文と字形が一致することを指摘している。この節は文王の受命の業をいい、周の大一統の業を以て文王に歸しているようである。

翻圉武王、遹征四方、達殷畯民、永不巩、狄虘完、伐尸童

この一節は武王の業をいい、專らその武功を稱している。唐釋の大意に「强有力的武王、就征伐四方、達到了殷朝的農民、是永久的、大大地鞏固遠祖、奮起擊伐夷童（指伐紂）」という。

翻圉とは武王の勇武を稱する修飾語のようである。唐釋に强圉の義とし、「楚辭離騷王逸注、强圉多力也、也作彊禦、古書常見」とするが、楚辭の强圉は武德をいう語でない。裘釋には訊圉と釋し、「訊迅古通、訊圉就是迅猛强圉的意思、强圉一詞後世只用于貶義、古代却不一定、例如左傳昭公十二年、記晉國中行穆子稱贊自己的軍隊說、吾軍帥彊御（彊通强、御通圉）周書謚法也說、威德剛武曰圉」と論じて古くは美稱であったとするが、訊圉では義を成しがたいようである。翻の字形は左偏は索、右旁は丮と口とに從う。その索は拘囚に用いるものであり、丮はその索を受ける意である。

圉はもとより加械拘囚の字であるが、兩字合わせて諸事を約束するをいう。彊は彊索、䋣圉とは左傳定公四年にいう「彊以周索」の意にあたる。彊圉多力はおそらく後起の義であろう。

遹征は多く遹省また遹正としるし、巡撫查察のことをいう。大盂鼎「雩我其遹省先王受民受疆土」、宗周鐘「王肇遹省文武堇疆土」とあり、その支配地を巡撫するをいう。また克鐘「王親命克、遹涇東至于京𠂤」とは涇東地區の查察、小克鼎「王命善夫克、舍命于成周、遹正八𠂤之年」は成周八師に對する查察行爲をいう。これらの例を以ていえば、「遹征四方」とは新たに征役を起して討伐を加えることではなく、すでにその支配下にある地域を巡撫查察する意でなければならない。唐釋の「就征伐四方」というのは、遹征の義とは異なる。

達を唐釋に字のままに通と解し、「廣雅釋詁一、達通也、書顧命、用克達殷、集大命」と注するが、これは撻伐の義とすべきである。裘釋にこの顧命の文を引いて「近人解釋尚書、多讀達爲撻伐之撻、是正確的」というのがよい。撻伐の目的語は「殷畯民」である。唐釋に畯を田畯の畯にして農民と解していう。

畯民農民、書多士、成湯革夏俊民、甸四方、與此義相近、爾雅釋言、畯農夫也、孫炎注、農夫田官也、郭璞注、今之嗇夫也、書洪範的俊民用章、俊民用微、史記宋微子世家、都作畯民、是對的、洪範此處主要講天氣的正常與否對穀物的影響、所以漢樊敏修華嶽廟碑就說、穡民用章、崔駰司徒箴說、嗇人用章、可見當時奴隸主們所說的農民、實際上是農業官吏

そしてその文を「達到了殷朝的農民」と解するのであるが、達到の語義も緊切を缺き、また農民を對象とすることも適當でない。裘釋にも同じく多士を引いて「成湯革夏、俊民甸四方」と句讀し、

俊畯同聲、俊民卽畯民、大盂鼎說武王畯正厥民、跟畯民也是一個意思考古學報・一九五六・一、陳夢家斷代三、九六頁、畯似當讀爲悛、國語楚語、有過必悛、韋昭注、悛改也、畯民、畯正厥民、就是使民改正向善、跟尚書康誥作新民的意思相近

と新民の義とする。裘釋に達をすでに撻伐と解し、また畯民を悛民と解するのは、悛民を撻伐する意となつて文義が適當でない。大盂鼎に「在珷王、嗣玟作邦、闢厥匿、匍有四方、畯正厥民」とあり、「畯正厥民」は上文二句を承ける。また宗周鐘に「畯保四或」、大克鼎「天子其萬年無疆、保辪周邦、畯尹四方」、頌鼎・克盨「畯臣天子」の畯は副詞化しているが、なお畯正の義を含むものであろう。「殷畯民」とは、畯正の對象とすべき殷の逋播の人をさすものとみられる。

「永不巩」は語義のとりがたいところである。唐釋に「永字斷句、與邦方等字叶韻、古書永字常在句末、如日永、降年有永、有不永等、均可證」として永の一字を句讀、文意は武王の「征伐四方、達到了殷朝的農民」の效を承けて、「是永久的」とその文を結ぶ語とするが、文義が順當でなく、「永不巩」で一句とすべきであろう。裘釋に毛公鼎の「趯余小子、家湛于囏、永巩先王」を引き、

永巩和永不巩、正相反對、永字之義不詳（或疑當釋爲𠂢、讀爲俾）、巩似當讀爲邛（吉金文錄一卷二頁）、詩小雅巧言、維王之邛、鄭箋、邛病也、鼎銘大概是說惧怕給先王帶來懮恐、盤銘大概是說使民不再困窮

という。永を俾と解し、また巩を邛にして病憂の義とし、要するに文意は「使民不再困窮」の義と

するが、上文に「遹征四方、達殷畯民」とあってその主語は武王であるから、不巩もまたその王業についていう語でなければならぬ。毛公鼎の文は「趯る余小子、家囍に湛まば、永く先王に恐れあらしめむ」の意であるから、この文においては、「四方を遹征して彼の畯民を撻ち、永く恐れあらしめざらむ」の意に解すべきであろう。なお毛公鼎には文首の一段に「肆皇天亡斁、臨保我有周、不巩先王配命」という文があり、この「不巩」は「先王配命」を目的語とする動詞で「丕肇」の意とみられる。唐釋はその語をとって「不巩丕肇、毛公鼎不巩先王配命、不讀丕、古書常見、說文、丕大也、詩瞻卬、無不克肇、傳、肇固也」と丕肇の意に解するが、しかし毛公鼎下文の「趯余小子、家湛于囍、永巩先王」の句は丕肇の義では解することができない。

「狄虘宄、伐尸童」は狄・伐對文。唐釋に「狄虘」二字を遠祖の義とし、「詩瞻卬傳、狄遠、與逖通、虘通且、退和図的籀文幷从虘、其例甚多、借爲祖」というが、金文において祖を虘とするす例はない。狄は曾伯𩃬簠「克狄淮夷」に逖の義に用いている。唐釋は「不巩狄虘」を句とし、「大大地肇固遠祖」の意とするが、その句讀を誤るものである。

虘宄は二國の名。虘を裘釋に卜辭の𠭯方にあて、「虘大概就是甲骨卜辭的𠭯方、也就是詩經的徂國積微居甲文說四六頁、大雅皇矣、密人不恭、敢距大邦、侵阮徂共、鄭箋、阮也徂也共也、三國犯周而文王伐之、密須之人、乃敢距其義兵、違正道、是不直也」という。楊氏の甲文說に「釋𠭯方」の一條があり、「伐弗及𠭯方、伐及𠭯方、𢦏」、「伐甲伐𢦏𠭯方、弗𢦏」甲編八〇七、上伐字疑衍「貞、伐𠭯」前・五・三七・五をあげているが、甲編の伐と釋する字は戍の誤釋であろう。虘は卜文に虘・𠭯、また虘の上下に艸を加える字、虘に皿偏を加える字などがある。

戍及虘方鄴・三・四三・四

叀宄用舟□于之、𢦏𠭯方、不雉衆」戍从舀𠭯方、戍」𢦏𠭯方」京大・二一四六

乙卯王卜、在[illegible]餗貞、余其臺虘、叀十月戊申𢦏、王乩曰、吉、在八月金・四九三

叀可白叀乎歂白羌方虘方緜方鄴・三・四三・七

戍や𢦏・臺をトする例が多くて、虘は殷において邊境であることが知られ、またその方向は歂伯・羌方と並稱する例からみて、湖北の長江方面であろうと考えられる。島邦男が東夷の一殷虛卜辭の研究、四二〇頁と解したのは、その方向を誤る。歂伯は京大の片中にみえる宄であろう。宄に命じて𠭯方を伐たせたこともあるらしく、そのとき舟行を用いている。金氏の一片によると、王師による親征も試みられており、かなりの强國であったとみられる。殷に服事することを拒否したその國は、周にもまた抵抗をつづけたのであろう。

宄を唐釋に奮伐・奮起の義として、「此宄字與下長字不同、宄字是黴的本字、象人背上有帛幅形、歂字从攴从宄、微字从彳歂聲、後代更造黴徽等字、文選東京賦注、黴與揮古字通、揮伐即奮伐、說文、揮奮也、奮翬也、詩殷武、奮伐荊楚」と字を黴にして揮、すなわち奮伐とするのは、字釋を誤る。宄はさきの虘方卜辭にみえる歂白に外ならない。裘釋に文獻の密を以てこれにあてていう。

宄是微字聲符、微古讀明母、與密字陰入相轉、虘宄應該就是徂密二國、舊說密國在今甘肅靈臺縣西、徂國當相距不遠、他們緊挨着周人的根據地、所以遭到周人的驅除、據皇矣伐徂密等國是文王

時候的事情、史記周本紀等也說文王伐密須、可能文王征伐時沒有把他們趕得很遠、到武王時才把他們趕到遠處、所以盤銘把逖徂密的功勞歸于武王

密は河南にあるものは姬姓で、皇矣にいう「密人不恭」はこれと異なり、また姞姓の密は甘肅靈臺にあるもので左傳にいう密須であるが、これは遠きに過ぎ、かつ方向も異なる。また風姓の密あるも、これは山東で皇矣にいうものとはまた別である。要するに虘完の完を密と解しても、そのあたるところを明らかにしがたく、そもそも敚を音通を以て密と解することにすでに問題がある。金文に完というものに微緣鼎があり、「隹王廿又三年九月、王才宗周、王令敚緣、𤔲嗣九陂、緣乍朕皇考𩰫彝障鼎」という。その年紀はおそらく夷王期に屬すべきものと思われる。九陂の地は明らかにしがたいが、その器は續考古圖にみえ、宋の崇寧一〇二～六の初年、商州に得たものであるという。立耳弦文の器腹の深い鼎である。商州が敚の故地であるとは定めがたいが、文武が伐つたという完は、殷周の勢力の接する長江の方面にあり、兩者の爭奪の地であつたと考えられる。すなわち敚は書の牧誓に、武王が商郊牧野に臨んでその麾下の諸軍に「逖矣西土之人、王曰、嗟我友邦冢君御事司徒司馬司空亞旅師氏千夫長百夫長、及庸蜀羌髳微盧彭濮人」とよびかけているうちの微と解してよいようである。庸蜀以下はみな長江湖北の諸族である。その域には、おそらく文武の討伐を受けても、なお周に服事しないものがあつたのであろう。ゆえに庸蜀以下は方族の表現をとらずに、人という。

「伐尸童」を唐釋に「完伐尸童」と句讀し、「奮起擊伐夷童指伐紂」とするが、完はさきに述べたように方族の名である。また尸童について、「史記宋微子世家記箕子麥秀詩、彼狡童兮、司馬遷說、所謂狡童者紂也、可證、紂屢征人方、人方卽夷國、墨子非命和天志引太誓、紂夷處、不肯事上帝、是說紂與夷同化了、左傳昭公十四年說、紂有億兆夷人、所以這裏稱爲夷童」と論ずるが、麥秀歌は後世の俗說、夷處とは殷の風俗が夷系に屬することをいうにすぎず、いずれも紂を夷童と稱する根據とはしがたい。ここは裘釋に夷を東夷、すなわち東國の意とするのがむしろ穩妥であろう。

尸童應該讀爲夷・東、東指處于殷之東方的東國、童是古代的一種奴隸名稱、東國之人多依附殷人而與周人爲敵、盤銘把東寫成童、可能是有意的、一般古書記周初征伐、只提到武王死後周公攝政時有伐淮夷東國之事、但是周書世俘說武王克殷後、遂征四方、凡憝國九十有九國、……凡服國六百五十有二、其中很可能有某些東方之國在內、周書作雒說武王建管叔于東、就應該是對東國用兵的結果、所以武王完全有可能伐過夷・東、武王死後、建于東的管叔都起來叛周、夷・東當然也重新反叛了、或以爲伐夷・東、仍應爲周公攝政時事、周公攝政時沒有用成王的紀元、所以盤銘記此事于武王頌辭之中、亦可備一說

この伐夷東を、裘氏は管蔡の建邦と關連させて說くが、管蔡は殷の王畿の地に封ぜられたもので、東國のこととはまた別事である。征東のことは周初の金文にこれをいうものが多く、その經略の大體を知りうるが、武王期のことをしるすものはこの器が初見である。夷系の諸族が殷王朝の有力な支持勢力であつたことは、殷文化の各方面からこれ證しうることであり、克殷後の周の經營が、この夷系諸族を對象とするものであつたことも、金文によつて推知することができる。以上は武王の

武功をいう。

武王のことはまた瘐鐘內組に

　雩武王既𢦏殷、敚史刺祖、來見武王、武王則令周公、舍寓以五十頌處

とみえ、敚史の刺祖が周に歸服した當時のことをしるしている。牆の先世と周室との關係は、そのとき以來のことであるらしく、盤銘の前半はすべてその記述にあてられている。

害聖成王、ナ右綬歸剛鯀、用肈敷周邦

害は憲。爾雅釋詁に法也、說文一〇下に敏也というが、害は目上に刺黥を加える象でもと刑辟の義。詩小雅六月に「萬邦爲憲」とあるのは法則を取る意。また原憲、字は子思のように審思の義がある。害聖とは審思聖達にして、よく文武の業を恪守するをいう。

唐釋にこの條を「有法度的聰明的成王、在各方面授予概括的治國綱要、用以開始治理周國」と釋する。左右を左右逢原の左右とするものであるが、裘釋には「左右當指輔佐成王的主要大臣如周公召公畢公等」と左右輔佐の臣とみる。しかし文勢上ここでは左右を動詞に解すべく、また主語たる成王の立場からいえば受身となるべきところであろう。左右の句について唐釋には、綬を綬と釋して授の義とし、歸を會に從う字で會計の會の義とし、また剛鯀を剛系とよんで綱維の義とする。「剛鯀當讀如綱系、與綱維同、廣雅釋詁二、維系也、莊子天運、孰維綱是、史記淮陰侯傳、秦之綱絕而維弛、和綱紀義略同、詩棫樸、綱紀四方」と論ずるが、字釋にかなり無理なところがある。裘釋に下四字を「綬糙剛鯀」と釋し

　疑當讀爲受任剛謹、肇初的肇、當與詩商頌玄鳥、肇域彼四海的肇同義、鄭箋、肇當作兆、兆古訓域、當動詞用、應是劃定區域的意思、詩大雅江漢、式辟四方、徹我疆土、鄭箋解釋爲征伐開辟四方、治我疆界于天下、肇徹周邦、大概是開拓確定周王國疆界的意思

とする。すなわちこの節の文は「憲聖成王、左右受任剛謹、用兆徹周邦」となる。唐釋も肈を肇域とする。肇は肇啓の意で、もと神事に用いて神戶を啓き神意を受ける意象の字である。上文において「曰古文王、初敎龢于政」、「䵼圉武王、遹征四方」のように、王名の下にはその王名を主語とする文がつづく。この節においても「憲聖成王、左右綬歸剛鯀」の下句は成王を主語とするものでなくてはならない。從つて「左右受任剛謹」とする解は甚だ疑うべく、この句は成王の事功をいう語とみられる。綬は素絲を授受する形でおそらく和柔、歸は集めて會融する義をもつものであろう。索・帚はみな神事に關して用いるものとみられる。剛鯀は暴戾のものをいう。肈は肇の異文とみてよく、敷は徹、達治の義と思われる。「憲聖なる成王、左右せられて剛鯀を綬歸し、用て肈めて周邦を徹めたり」とよむべく、文王受命、武王克殷、成王に至つて、先王の神威に助けられて暴戾を和柔し、通國の安寧をえたとするものであろう。

𣶒悊康王、家尹啻疆

康王の記述は二句、王・疆押韻。𣶒の字形は叔夷鎛・𪒠鎛など、列國期の齊器にみえている。唐釋に王孫遺者鐘と兩鎛の字形を示し、また「說文𣶒字是淵的或體、小爾雅廣言、淵深也、悊卽哲字、見克鼎、詩長發、濬哲維商、傳、濬深、淵哲與濬哲義同」とするのがよい。二句の意を唐釋に「淵

深明哲的康王、就端正億萬疆土」の意とする。豙を遂と釋し遂正と解するが、裘釋には豙を分と解して「分尹億疆、也許可以讀爲分君億疆、就是分封諸侯鞏固周疆的意思、左傳昭公二十六年、昔武王克殷、成王靖四方、康王息民、幷建母弟以蕃屏周、盤銘之意似與左傳相合」と論じている。しかし分子封建のことは、文獻には多く武成の際のこととしており、康王期に至ってはじめて「分尹億疆」のことが行なわれたとはしがたい。

豙と釋した字は師望鼎に「望肇帥井皇考、虔夙夜、出內王命、不敢不豙不妻」とあり、それと同様の語法をとるものに牧毀「毋敢不明不中不井」、「毋敢不尹𠆢不中不井」とあつて、二重否定の形をとる。師望鼎の文は、その條に「敢て墜さずして肅まずんばあらず」と「不豙」を副詞句的によむが、豙にはまた遂にして述と同義の用法がある。說文に「述循也」とあり、周初の小臣謎毀「𡿨東夷大反、伯懋父以殷八𠂤征東夷、唯十又二月、遣自𦣻𠂤、述東」の述は遂の意である。その字形は大盂鼎の「毀遂（墜）命」の遂と同じであるから、豙・遂・述はもと同じ系列の字とみられる。この文においては、豙とは文武成の道に聿循するをいう。尹は尹正、牧毀の「毋敢不尹𠆢不中不井」と用義同じく、從つてその目的語である啬彊も、疆界のことよりも綱索の意とすべきであろう。すなわち「豙尹啬彊」とは周の綱紀を正すことをいう。

康王の名はこの器に初見。從來、文・武より共・懿などの各王の名は金文にみえるが、ひとり康王の名はみえず、久しく疑問とされていたものである。ただ斷代編年上、その期に屬すべきものに二十二年庚嬴鼎、二十三祀・二十五祀の大盂鼎・小盂鼎がある。また後期金文に及んで康昭宮・康穆宮・康剌宮などの宮廟の名がみえ、その名號よりみると康は大宗の地位にあり、これに昭穆を配している廟制である。いわゆる昭穆制はこの廟制をいうものと考えられる。昭穆制の起原がここにあるとすれば、康王はその大宗たるにふさわしい王であつたはずであり、その王號が金文の中にみえないことは、諸家の齊しく疑問とするところであつた。しかしこの銘では、康王についてわずかに「豙尹啬彊」の一句を用いているにすぎない。

弦魯卲王、庚能楚荊、隹寏南行

弦は弘、裘釋に宏とするが、弦魯はいずれも卲王の德を頌する語。その外征の功をいうものであろう。庚は廣。唐釋に䊮と皝、纊と絖との例をあげて、光と黃と古く通用することをいう。黃の字形に火矢とみられる形のものがあり、庚はその系列の形に從うものであろう。能を唐釋に批と釋して能とは異字とするが、能の繁文とみてよい。能は獸名。これに攴を加えているのはこれを和柔にする意である。裘釋に能をその音を以て笞と釋するのはいくらか好奇に赴くもので、李釋に「猶柔遠能邇之能」とするのがよい。柔遠能邇はかなり古い語のようである。

昭王の南征については文獻にこれをいうものが多く、金文においても宗周鐘をはじめ若干の資料を求めうるが、その親征をいう例は必らずしも多くない。裘釋にいう。

昭王南征楚荊是一件大事、屢見于古籍和過去出土的金文、盤銘也把這件事當作昭王的主要功績、廣笞楚荊、就是廣泛地撻伐楚荊的意思、中方鼎二和中甗都有王令中先省南國貫行之語、貫行就是貫通道路、寏貫音近、唯寏南行的寏、也應該讀爲貫、大約作于春秋初年的曾伯霥簠說、克逖淮夷、

抑燮繁湯、金道錫行、俱既俾方、與之同時的晉姜鼎說、俾貫通□、征繁湯□、取厥吉金、用乍寶障彝、大系考釋指出簠銘的抑燮繁湯、與鼎銘的征繁湯□有關、蓋晉人與曾同伐淮夷也、又指出古者南方多產金錫、金道錫行者、言以金錫入貢或交易之路一八六頁、這兩件銅器的銘文淸楚地說明、周人征伐南方的一個極其重要的目的、是想貫通從南方掠奪金屬的道路、盤銘所說的唯貫南行、顯然也應該這樣理解、唐蘭先生曾指出、昭王伐楚荊、第一是爲了掠奪南方的銅考古學報、一九六二・一・三七頁、這是很正確的、這段頌辭的開頭稱宏魯昭王、宏魯大概是宏大樸實的意思、附釋于此

周初の金文には楚荊を伐つて「金を孚る」をその功とするものもあり、春秋期に至つても江淮の地の金錫が重要な物資であつたことは疑ないが、この盤が作られた當時にあつては、淮域の地は政治的にも社會經濟的にも、より重要な意味をもつ地域であつたように思われる。後期金文に「淮夷は繇我が貟晦の臣」という表現がみられるように、かれらは農作物や織物などの入貢者であり、またその進人はすでに大土地所有的經營段階にある西周貴族社會にとつて、勞働力の貴重な補給源でもあつた。そのような狀態は昭穆期の南征の結果として招來されたものであり、昭穆の經營はそのことを目的とするものであつた。それは裘釋にいうような「廣笞楚荊」ではなく、「廣能楚荊」、淮夷を半從屬の關係におく政策であつた。昭王の南征はその經營の開始を意味するものであるから、その事功をもつて昭王に繫けるのである。

「隹寏南行」の南行は、裘氏のいうように中諸器にもみえる「南國貫行」であろう。ただ中氏諸器の時期は昭王期よりも早く、中氏諸器の出土した安陸方面は、江淮の諸夷を制する要地として、早くからその經營が重要視されいたところであろう。昭王の南征も、漢域よりこの地に達する徑路に從うものであつたとみられる。

寏の字形にはなお明らかでないところもあるが、李釋のように狩と釋しうる字ではない。卜辭に娩嘉を卜する字があり、その娩の字がこの形に似たところがある。免は側身形、奂はその正面形とみられるが、いずれにしても分娩、闢開の義をもつ字である。南行を啓くことをいうものであろう。

甫覭穆王、井帥宇誨、龖盜天子

穆王の事功をいう。甫は祗敬の祗。叔夷鎛に淄水の旁をこの字形に作るものがあり、その音であることが知られる。覭も金文にしばしば見え、麥尊「義盜侯覭孝于井」、大克鼎「天子明哲、覭孝于神」、史頌𣪘「天子覭命」、虢季子白盤「伯父孔覭有光」、井編鐘「覭叔文祖皇考」のように、みな懿美の稱として用いる。也𣪘には「覭〻受命」のような用法もあり、その字の扁は尹と絲に從う形に作る。日形は玉、尹は神杖を執る象で、これを見るのは神靈に向う意であるから、字は神意を明察し、これに敬事する意であろう。ゆえに甫覭をもつて、穆王の德を頌する語とするのである。井帥は普通には帥井という。金文の常語。規範に從う意であるが、ここでは上句の「祗覭穆王」の句を承けており、穆王が先王の宇誨に帥井する意となる。宇は大、誨は謀。裘釋に詩大雅抑「訏謨定命」の句を引いている。

龖盜を裘釋に「龖疑當讀爲申、申寧與詩商頌烈祖申錫無疆的申錫、文例相似」とし、また龖の字釋について、

其字當从田聲、田陳古音極近、金文陳字从東、此字从田聲、而又加東旁、并不奇怪、尙書君奭、有割申勸寧王之德語、禮記緇衣引作周田觀文王之德、鄭注、……今博士讀爲厥亂勸寧王之德、疑此語第二字本作𤔲、緇衣所引本依其聲旁讀爲田、傳尙書之今博士則誤以左半之𤔲爲聲旁而讀爲亂、田・陳・申古音相近（說文以爲陳从申得聲）、故古文家又讀此字爲申、毛公鼎有今余唯𤔲先王命之語、牧簋・蔡簋・大克鼎・師訇簋等皆有今余唯𤔲𩁹乃命一語、緒𤔲字讀爲申、文義似頗妥帖

とその字説を試みているが、字の構造を棄てて専ら音を以て聲義を考えようとするところに問題がある。字は田に従うものでなく、田形は釜甑の形。その上部の東は橐中の糸を示す。ゆえに偏に糸架の象である𤔲をそえる。字は周禮鍾人のなす染色のことを意味する字で、鍾人の鍾は緟の誤、𤔲はその緟の初文である。三入五入して染色を重ねることをいう。𩁹は重層の門。ゆえに𤔲と連ねて用い、𤔲𩁹とは册命の再命あるいは重認をいう。𤔲盗とは緟寧、すなわち重寧の意である。天子とは穆王の後たるものであろうが、共王には金文に生號を稱している例があり、ここにはその號を稱していない。「𤔲寧天子」とは、文武より昭穆に至る祖靈の庇陰をいう。ゆえに「天子圅厎文武長剌」の句を以て承ける。

天子圅厎文武長剌、天子𩰤無匄、寒祁上下、亟獄逗慕、昊炤亡吳、上帝司燕、𠬝保受天子綰令、厚福豐年、方緜亡不𡚁見

この一節は文意の最もとりがたいところである。唐釋に

天子周到地承繼了文王武王的緜長的光烈、天子長壽、沒有病痛、宣示上下、十分美好、很大的謀晝、昊天照臨着、沒有什麽敗壞、上帝的後代夏和神巫名保的授予天子以美好的命令、厚厚的福、豐收的年景、四方以及外族沒有不來揚手朝見

という。大意はおそらくそのようであろうが、字釋になお検討を要するところが多い。圅厎について唐釋に圅を舊釋を改めて周匝の周の初文とし、遍の意とする。この字は𤔲圅と連ねて毛公鼎・番生𣪘に「𤔲圅大命」といい、叔向父禹𣪘に「𤔲圅奠保我邦我家」という。この盤銘では𤔲を穆王に用い、圅を天子に屬しているから、兩字分用することもできる字である。毛公鼎に「圅夙夕」とあり、周匝の義では解しがたい。「𤔲圅大命」は書の般庚「恪謹天命」というに近く、それならば圅は恪謹の義である。厎は裘釋に「厎爲饡字古文、見玉篇集韻汗簡等書」といい、饡の義とする。圅厎は「文武長剌」を目的語とする動詞である。「天子𩰤無匄」で一句。𩰤はもと沬、すなわち沐浴の象で修祓を意味する字であるが、金文では眉壽の眉に用いる。一字單用の例はない。裘釋に「沬眉古音極近、所以金文多假借爲眉壽之眉、盤銘此字似當讀爲亹或勉（沬與勉古音陰陽對轉）、匄似當讀爲害、二字古通、頗疑漢代成語文無害、就是由𩰤無匄演變來的」といい、句は「勉無害」の意とするが、文意が順適を缺くようである。李釋には

文武長烈、天子眉無匄、匄爲祈求的意思、放在句子的最後、成爲一個倒語、意思是祈求文王武王的功業長久光烈、天子眉壽無疆、金文中的這種倒語、于西周中期以後尤多、如趩觶揚王休對、克盨敢對天子丕顯魯休揚、虢叔旅鐘、旅對天子魯休揚等、此類倒語、似爲這一時期金文的特殊用語

と倒語とするが、眉無を眉壽無疆の省とすることは語例がなく、また匄を匄求の義に解しては句讀

をなしがたい。音を以ていえば、害・堨と通ずる用法であろう。

釁はおそらく亹々の義で、銘文の意は詩大雅文王「亹亹文王　令聞不已」の意に近いものであろう。

馬瑞辰の毛詩傳箋通釋にいう。

　爾雅釋詁、亹亹勉也、廣雅釋訓、亹亹進也、進亦勉也、說文無亹字、亹者釁之省、隷變爲亹、…古音微與文通、故周官鄭司農注曰、釁讀爲徽、徽从微省聲、音近眉、故古鐘鼎文眉壽字、多作釁、……易繫辭成天下之亹亹者、崔靈恩讀作娓娓、說文媚讀若眉當作說文媚从眉聲、娓讀若媚、則知亹之通作娓、猶眉之借作釁……、亹又音門、詩鳧鷖在亹、是也、亹勉一聲之轉、禮器君子達亹亹焉、鄭注、亹亹猶勉勉也、棫樸詩、勉勉我王、荀子富國篇引作亹亹我王

すなわち「天子亹無匄」とは、「天子亹めて匄むこと無し」とよむべく、文武の功烈を襲いで、これを墜さざる意とすべきである。

「寒祁上下」を唐釋に「搴示上下」と釋し、宣示上下の義とする。すなわち搴は「从〓寒聲、寒是寒的本字、象人在屋內、用草覆蓋、蹇騫等字均應从寒聲、此讀爲搴、廣雅釋詁一、搴舉也、祁通示、搴示與宣示同義、左傳昭公九年、而暴滅宗周、以宣示其侈」と左傳の文を引證するが、上下はもと神明のあるところをいう語で、宣示の場所とすべきものでない。裘釋には兩字を寒幵の音を以てよみ、「顯然是疊韻聯綿詞、似應讀爲蹇產、廣雅釋訓、蹇產詰詘也、邵鐘說、余頡岡事君、頡岡就是詰詘、含有曲意奉事的意思、甲骨卜辭和金文、詩書多以上下稱上下之神（卽天神地祇）、蹇產上下、大概是詰詘以事上下之神的意思」とする。蹇產は楚辭にみえる語で、九章の哀郢・悲回風に「思蹇產而不釋」、抽思に「思蹇產之不釋兮」の句があり、心の鬱結するをいう。上下を目的語とする動詞としては、なおふさわしくない。もし蹇蹇の義ならば、九章の思美人に「蹇蹇之煩冤兮」、また易に「王臣蹇蹇」の語があり、事に盡瘁するをいう。すなわちさきの「文武長烈」を承け、その神事につとめる意となつて、文義も順適である。李釋に寒祁二字を句、上下極獄を句とするが、この部分は下と慕と押韻である。

「亟獄逗慕」を唐釋に「十分美好、很大的謀畫」の意とする。極熙桓謨とよみ、熙を書の堯典「熙帝之載」の義とするものであるが、「搴祁上下」の句法からいえば上二字動詞である。詩の大雅文王に「穆穆文王　於緝熙敬止」とあり、また周頌昊天有成命に「成王不敢康　夙夜基命宥密　於緝熙　單厥心　肆其靖之」とみえ、國語周語下に叔向が周頌の句を說いて、「緝明也、熙廣也」という。爾雅釋詁に「熙興也」とあつて熙に廣・興の義がある。亟は說文九下に「肆、極陳也」とあり、亟熙二字で動詞、逗慕はおそらく桓謨であろう。上文には宇誨の語がみえている。「昊〓亡昊」の亡昊は他の器銘に「亡畀」というもので無厭・無斁の兩義がある。無厭ならば主語は多く皇天・昊天であり、また無斁ならば昊炤は狀態詞となる。〓は炤の繁文。裘釋に「昊炤似當讀爲皓溔、文選左思魏都賦李善注引廣雅、皓溔、大也」とする。

上帝以下を唐釋に「上帝的後代夏和神巫名保的授予天子以美好的命令」と解する。司を嗣、保を神巫の名とみて、「上帝嗣夏、應是夏祝」というが、文意が接續しない。裘釋には司を后と釋するが、金文にその字を宗周鐘「我隹司配皇天王」、毛公鼎「司余小子弗彶」、叔向父禹𣪘「余小子司朕皇考」

などみな嗣襲の義とする。また叔夷鏄「刪伐頙司」は夏祀、盤銘は嗣襲の解をとりがたいから祀の義によむべきであろう。この部分の李釋は唐・裘二家と句讀を異にし、「上下殛獄、趄慕旲炤、亡斁上帝、司夒尢保、受天子綰令」とつづけるが、押韻などにも全く無頓着である。裘釋に司を后とよみ、「上帝、后譽亢保」にして上帝の子たる后稷のことをいうとする。

后下一字、據文義推勘只能是稷、據大雅生民・魯頌閟宮、周人本以后稷爲上帝之子、大雅雲漢、后稷不克、上帝不臨、閟宮、皇皇后帝、皇祖后稷、皆以后稷與上帝幷提、與盤銘同、此字驟視似夒字、夒㚈形本相近、其左下方有𣎳、疑即禾殘形

裘氏のいうように左下に𣎳の殘形があるとしても、字は稷と釋しうるものでなく、むしろ燕に近い字形である。司が祀ならば、この字も神事的な儀禮をいうものであろう。唐釋に夏と釋し、「夏字臂下綴羽毛、與无作無同、無是舞的本字、禮記仲尼燕居、下管象武、夏籥序興、象武是武舞、夏籥是文舞、也就是籥舞、那末、這個夏字應是夏籥的本字、上帝嗣夏應是夏祝」と夏祝說を導くのであるが、夏は叔夷鏄に頙に作り、盤銘の字とは異なる。もし燕とよみうるならば、令年見と眞元合韻である。

次の一字を唐釋に巫㕣の㕣とし、㕣保とは巫㕣であるという。

尢保是巫保、總稱爲巫、分別說、女的稱巫、男的是㕣、楚人稱巫爲靈、楚辭九歌、思靈保兮賢姱、洪興祖補注、古人云、詔靈保、召方相、說者云、靈保神巫也、史記封禪書、秦巫祠社主、巫保族纍之屬、索隱、巫保族纍、二神名、秦國地域原是西周、巫保這個神、應是西周時就有的

李釋にも巫㕣說をとり、「在這裏指有病態的人、亡斁上帝、司夒尢保、即無厭的上帝、對此病民仍在司察、揉順而保佑的意思」と說く。句讀も文意もまた異なる。裘釋に字を亢保とよみ、「左傳昭公元年、吉不能亢身、焉能亢宗、杜注、亢蔽也」という。亢を朱亢の字と同じとするが字形が異なる。前後の文意は、天子が神事につとめ、その宏謨に努力し、上帝もこれを嘉して福祿を與えるということであるから、その文中に巫㕣のことなどをいうはずはない。尢と釋されている字はおそらく副詞、保受二字連文、綰命は晉姜鼎「晉姜用旛綽綰眉壽」のように永命を求める辭に用いる。上帝が天子の德を稱して長壽を與えることをいう。また厚福豐年と、方蠻諸族みな入見せざるものなしとは、祝頌の語である。㺸は說文に「擊踝也」とあるも裘釋に戒とし、「疑㺸也可作戒字用、在此似可讀爲悈、爾雅釋言、悈急也、悈見就是急來朝見」と悈急の義とする。巩（恐）夙（㑅）などの例からいえば㺸にも恭敬の意があり、㺸見とは見事の義であろう。

以上、文王より今天子に至るまでの創業と治績をいう。以下に自家のことと對應させて說くためである。

青幽高且、才㪔霝處、雩武王、既𢦏殷、㪔史剌且、廼來見武王、武王𠟭令周公、舍寓于周卑處

青幽は高祖の修飾語。周王にそれぞれ修飾語を冠したのと同じく、高祖らにもこの語を著ける。李釋に青幽を上文に屬するも、通讀しがたい。靑は靜、靜幽何れも謚號に用いる字である。「才㪔霝處」とは、その家が㪔地の祀官として靈處に在る意であろう。武王克殷ののち、微史の職にあった烈祖が武王に朝見服事し、武王は周公に命じてその家を周に移さしめたのである。唐釋に「安靜的

隱居的高祖、……就來見武王、武王則命令周公安排居住土地、讓他住在岐周」という。また裘釋に「靜幽的高祖、在敚地靈處、武王滅殷後、敚史烈祖、來見武王、武王命令周公在周地給他住所、幷讓彼處甬」と大意を述べ、さらに「同窖所出三〇號鐘銘也述及烈祖見武王之事、文字與盤銘大體相同、但俾處甬作以五十頌處、頌甬古音極近、處甬和以五十頌處、顯然是指一件事情」という。裘氏が甬と釋する字は字形に疑問があり、また頌はこの場合助數詞とみるべきであろう。韻の關係を以ていえば且處且處は魚韻、王公は陽東合韻である。なお微史の問題は參考の條に述べる。靈處を唐・裘二家何れもただ善處好處の意とするが、靈は神事をいい、史官の處るところをいう。舍は舍命の舍と同じく賜與、改めて居處を賜う意である。まず聖職の者を服事させるのは、古代の祭政的支配の原則であつた。

㕚叀乙且、逨匹厥辟、遠猷腹心子□

次に乙祖をいう。第一字を唐釋に通、裘釋は上文に屬し、李釋も「卑處用叀」を句とするが、乙祖に冠稱する語である。殷金文の宜子鼎愙齋・六・五　三代・四・七・二　赤塚・七〇五頁に人名としてみえ、「王賞戍㕚貝二朋」という。字は勵の左偏に近く、首二字は穌惠の意であろう。

逨匹は單伯鐘に「單伯昊生曰、不顯皇且剌考、逨匹先王、龏堇大令」とみえ、吳大澂は「云來就配偶于王所也」とし、孫詒讓は逨匹と釋して「逨匹先王、謂順循貳佐先王、猶詩云公侯好仇矣」という。積微居に逨匹の釋をとり、「余疑匹當讀爲辟、古人稱君曰辟、引申之、事君亦曰辟、……書洛誥曰、……來相宅、其作周匹休、匹亦疑當讀爲辟、其作周匹休、謂將作周君之休也」と匹を君辟の義とするが、「逨匹厥辟」とは弼の義であろう。裘釋に逨を逮にして弼とする。禹鼎や師詢設に「夾盟先王」、「夾盟厥辟」というのに同じ。厥辟とは周王であろう。

遠猷を唐釋に「厥辟遠猷」とつづけるが、それならば且辟の韻を失う。「遠猷腹心子□」の六字で一句、末字も魚韻の字であろう。子を唐釋に玆、その下を納の異文とし、「通達而惠受的乙祖、來配他的君長的遠大規畫、納入于心腹之臣」の意とし、裘釋に「遠猷腹心、子□㬜明」を句とするが、㬜明二字は亞祖の修飾語である。

㬜明亞且且辛、𤔲毓子孫、繁猷多孷、齋角㚚光、義其𥜠祀

㬜は牧設にみえるものと同字であろう。唐釋に「此讀如令、詩、盧令令、說文引作獜、爾雅釋詁、令善也」とするも、裘釋に近出の師𩰫鼎「用井乃聖且考㬜明、黔辟前王」、また尹姞鼎に「穆公聖粦明□事先王」とあるを引く。粦を陳夢家は說文「瞵、目精也」の義とするが、瞵は聖梯の前の儀禮を示す字であり、そのゆえに粦明の義をうるのであろう。裘釋にこの二字を上文に屬するが亞祖の修飾語とすべく、亞祖は高祖に對して中宗というほどの語であろう。祖辛とは東方系の廟號である。「𤔲毓子孫」を唐釋に新宗を立てる意とする。すなわち「𤔲就是捿字、說文遷古文捿、禮記大傳說、別子爲祖、繼別爲宗、繼禰者爲小宗、有百世不遷之宗、有五世則遷之宗、此銘說、遷育子孫、當是立新宗」と論ずるが、下文にも「義其𥜠祀」とあつて、𤔲と關係のある字である。裘釋に𤔲を「疑當讀爲甄」とし、「甄毓、是甄陶教育的意思」とするが、ただ子孫の繁富なるをいう語であろう。䦢に塡滿の義があり、また氤氳の狀をいう。垔・因は聲義同じく通用する字である。ゆえに

「緐敨多孷」の句を以て承ける。

緐は繁の異文。裘釋に「疑當讀爲皤、爾雅釋詁、黃髮、壽也、皤髮與黃髮同意、等于說長壽」という。銘末に「福褱敨彔、黃耇彌生」の句があることからいえば、繁敨は福褱敨彔の意。繁敨と多孷と對文。敨も福孷の意であろう。詩大雅卷阿「爾受命長矣　茀祿爾康矣」の箋に「茀福也」、爾雅釋詁に「祓福也」、郭注に「祓祿康矣」と卷阿の詩を引く。敨は茀・祓と聲義同じく、首と犬牲を以て祓除する意象の字である。孷の上部は釐治の字で、天賚のものをいう。ゆえに下に子・貝・來・厘などを加え、子孫のときには孷という。叔向父禹𣪘に「降余多福緐孷」の語がある。

「𪓊角𩁹光」は難解の語。唐釋に下句と合わせて「齊齊整整、煥發光采、應該受到禋祭」と釋する。𪓊角を「應是當時吉語」とし、古人は牛羊等の兩角の不齊を忌み、その齊角を吉慶としたとする。𤼈鐘戊組に「𤼈其萬年、𪓊角𩁹光」、丁組に「𤼈其萬年羊角」の語があり、祝禱の吉祥語である。裘釋に「𪓊角疑當讀爲齊慤、恭敬的意思」とし、𩁹光を熾光とするが、齊慤と熾光と相屬しない語であり、丁組の「𤼈其萬年羊角」の文には通じがたい。萬年の下には子孫永寶の語を著けるのが普通であるが、盤銘の「𪓊角𩁹光」は「𢽾毓子孫、繁敨多孷」の二句を承けてその結果をいい、かつそれは「義其𥜽祀」のように𥜽祀の理由とされるものである。義は宜。師旂鼎に「懋父令曰、義敉𡃁厥不從厥右征」の例がある。𥜽は禋。書の洛誥に「予以秬鬯二卣、曰明禋」、「則禋于文王武王」とあり、周禮大宗伯に「以禋祀祀昊天上帝」とみえ、上帝を祀る祭儀である。禋はその祭儀の形式からいつても上天の神靈を祀るものであるが、いま亞祖祖辛について「義其𥜽祀」というによれば、その神靈は陟つて天帝の左右にあるのであろう。そのことからいえば、「𪓊角𩁹光」とは上にあつて光烈を發する意となる。𪓊角はおそらく𬮱角の意で陟降して帝の左右にある意であろう。𤼈鐘丁組の羊角を唐釋に芇角と解するも、それも羊角にして上天の意とみるべく、莊子の羊角の語も、このような神事的用語に起源するものかも知れない。羊角は躍の緩音にあたる。

寷𡩧文考乙公、遽趠𣬉屯、無諫農嗇、戉𥝩隹辟

寷𡩧の二字は、乇孫遺者鐘に「余𠭯恭㝬𡩧」とみえるものと同語。唐釋に「應讀爲藹萋」とし、「爾雅釋訓、藹藹萋萋、臣盡力也」、また釋訓に「藹藹濟濟、止也、郭璞注、皆賢士盛多之容止」を引くが、王孫遺者鐘では自述の語である。裘釋に「大系考釋讀㝬𡩧爲舒遲、或疑當讀爲胡夷、胡與夷都是古代常用的稱美之詞」とする。㝬は金文において呂侯すなわち甫侯に用いる字で甫の音によむ。商頌長發に「湯降不遲　聖敬日躋　昭假遲遲　上帝是祗　帝命式于九圍」とあり、不遲はあるいは銘文の㝬遲にあたる語であろう。詩の傳に「不遲言疾也」というも、不遲はすなわち昭假遲遲、遲遲とは遲久の義。ゆえに文考乙公に冠する語となる。

遽趠を唐釋に劇爽とし、裘釋には虛爽の義とする。趠は井編鐘に「安不敢弗帥用文且皇穆〻秉德、安害〻聖趠、疐處宗室」の語があり、奇觚に趠を喪にして爽と釋するが、誤つて疐につづけて爽鬯とよみ、鐘磬をいうとする。「疐處宗室」とは、秦公𣪘「畯疐在天」、秦公鐘「畯疐在位」と語例同じ。「害〻聖趠」は上句の皇祖考の德に帥用することを承け、その聖趠に憲々するをいう。聖趠とはその蹤迹をいう語である。盤と同出の𤼈鐘戊組の文首に

瘨趄〻夙夕聖趣、追孝于高且辛公・文且乙公・皇考丁公龢鐈鐘

とあり、「趄々として聖趣に夙夕す」とは、また井編鐘にいう「帥用秉德」の義である。しかしこの文においては㣥趣に對する動詞を缺き、㣥を動詞とすべきであるから、その句は「趣に據りて純を得」とよむべきであろう。㣥趣は得純の由るところをいう。李釋に「㣥即遽、急也、遽噩、嚴肅貌」とするが、それでは瘨鐘や井編鐘の聖趣の語を解しがたい。㫿屯は得純。裘釋は大系の釋により渾沌とするが、全く文義をなさない。

「無諫䕒嗇」は「無諫農穡」。諫を唐釋に刺にして怨、裘釋に責とする。裘釋に「無諫䕒嗇、戉䵒隹辟」の二句を「反映了西周中期政治經濟上的重要現象」とし、大いに議論を發していう。

五年召伯虎簋有余老止公僕庸土田多諫之語、大系考釋讀諫爲債（古責債一字）、解釋爲止公所食邑、其歲貢于朝廷多積欠一四三頁、盤銘的無諫農穡、疑是指乙公所食田邑的貢賦交納及時、無可指責（也可解釋爲沒有欠債）、此說如確、就可以推知、早在穆恭時代、周王朝奴隸主貴族規避拖欠貢賦的現象就已經很普遍了、不然、史牆便不會用無諫農穡來稱頌他的先人、歲稼唯辟、應是指乙公不斷開闢土地、所種的莊稼年年增加、這些土地當然是乙公驅使他的奴隸去開辟和耕種的、這樣開闢出來的土地可能就是食邑食田之外的私田、散氏家族在周王朝擔任掌管威儀的史官、地位幷不很高、但乙公（即豐）和他的兒子牆、孫子瘨却鑄造了大量貴重的青銅器、顯得跟他們的地位有些不大相稱、這跟散氏家族在農業上剝削奴隸特別有辨法、大概不是沒有關係的、唐蘭先生曾指出一九七五年董家村發現的屬于西周中期的裘衞銅器、反映了某些地位較低的貴族通過千方百計地謀求擴大耕地面積、而成爲富有的新興的農業奴隸主文物一九七六年六期三二頁、散氏家族的豐・牆・瘨等人也很可能是這種人、這種人的興起以及食邑食田多諫的現象、都說明在西周中期、商代以來在社會上占統治地位的奴隸主貴族宗族所有制已經發生了比較深刻的變化

なおこの問題については唐蘭氏にも所説があるが、唐說については後にまとめていう。

末句を唐釋・李釋に「䕒嗇戉䵒、隹辟孝晉」と句讀するが、孝晉は詩六月「侯誰在矣　張仲孝友」においても狀態詞の用法であるから、この銘文においても史牆の修飾語とすべく、裘釋に「無諫䕒嗇、戉䵒隹辟」と句讀するのがよい。ただ裘釋に戉䵒の戉を歲と釋し、「此字字形與戉難分、戉歲古音相近、也有可能是是借戉爲歲」とし、䵒は田中に禾を種える象で稼の初文とする。その句意はさきに引いたように「歲稼唯辟、應是指乙公不斷開闢土地、所種的莊稼年年增加」と解するが、土地の墾辟をいう語ともみえない。唐釋に䵒を「說文、厤治也、此是治田的專字、今作歷」とするが、厤は廟宇の象に從うて治田の義ともみえず、䵒がその義の字であろう。隹辟の辟はおそらく動詞、上文にも「隹寏南行」の語がある。それならば辟は辟治の義とすべく、戉䵒とは辟治の對象となるべき行爲である。上句に「無諫䕒嗇」と苛征なきことをいい、下句に「戉䵒隹辟」と他人の稼穡を侵すを辟治することをいう。そのことを以て文考乙公を頌するのである。

孝晉史牆、夙夜不家、其日蔑曆

孝晉は孝友。詩小雅六月「張仲孝友」と同じ。友とは兄弟同輩の誼をいう。夙夜は祭祀用語。祖祭に奉仕することをいう。夙夜不家は祭祀を廢せざる意。蔑については三家みな說なし。蔑は伐閱の

伐で表彰の意、曆は兩禾軍門の前でその功歷を以て神に告げることをいう。あわせて軍功を表彰するのが字の原義であるが、ここでは神意にかなうというほどの用義である。唐釋に「史墻從早到夜不敢墜失、每天努力做事」と譯し、裘釋に蔑曆を「從金文用例看、此詞大概有奬勵的意思」というが、二字とも兩禾軍門の象をもつ字である。

牆弗敢取、對䫉天子不顯休令、用乍寶隮彝

唐釋に取を廢壞の義とし、「取即叡、通沮、詩小旻何日斯沮、傳、沮壞也」という。裘釋にも「耳卣、寧史錫耳、耳休、弗敢且、用乍父乙寶隮彝三代・十三・三六・六、耳因爲受寧史賞賜、弗敢且而作卣紀念、史墻因爲經常受天子蔑曆、弗敢取而作盤紀念、二事相類、卣銘的且、和盤銘的取、都應該讀爲沮吉金文錄四・一七、沮古訓止、訓壞」というが、耳卣の弗敢且は懸改段の「毋敢忘伯休」というのと同意で、且は苟且にする意であろう。

刺且文考弋宣、受牆爾龖、福褱皷彔、黃耇彌生、龕事厥辟、其萬年、永寶用

刺祖文考とは上文の祖考をいう。弋形の字を唐釋に弔にして淑とし、「象根下有豆、是菽的本字、通淑、爾雅釋詁、淑善也」と菽形と解するが、字は刀戟の柲部の象形である。裘釋に「弋是西周金文中常見的虛詞、大系考釋讀爲必見舀鼎等、按必弋古音不相近、說文以爲必字从弋聲、不可信、用作虛詞的弋、應該讀爲詩經中常見的虛詞式、丁聲樹先生認爲式者勸令之詞、殆若今言應言當史語所集刊六・四・四八七頁」というが、舀鼎等の用例ではなお必と釋するのが文義において通じやすい。必下の字を唐釋に貯の異文とし淑貯とするが、淑貯では文義をとりがたい。裘釋には宦の異文とし、「字雖不能確識、但從金文用例可以肯定其意義與休錫等字相類」という。宮の異構ともみられる字であるが、用例では休と通用する。彝器を作って烈祖考を祀り、烈祖考もまた必らずこれに休賜することあるをいう。唐釋に末文の意を「烈祖文考好的積蓄、給了墻備的田租、福祿來臨、頭髮由白轉黃、臉皮乾枯而長壽、恭敬地服事其君長、一萬年永久寶用」と說くが、「好的積蓄」が下文の福祿をもたらすものではない。「爾龖」の爾を唐・裘何れも僃の意に解するが、「愛牆僃龖」というのは繁重にすぎる。爾は龖に對する修飾語とみるべきであろう。龖を唐釋に「疑通租、說文、田賦也、詩鴟鴞、予所蓄租、韓詩章句、租積也」と租と解するが、すでに上文の「弋宣」を唐氏は淑貯と釋しており、文義は重複する。裘釋に「龖是䶁的異體、古通楚大系考釋一一九頁、戰國策秦策高注釋楚服爲盛服、龖福疑即大福之意」と福までを句として解する。思うに龖は魚部、彔は之部にして魚之合韻であるから、この部分は四字の句讀とすべきである。爾は詩の小雅采薇「彼爾維何　維常之華」とある爾で、傳に「爾華盛貌」とあり、說文に「薾、華盛」といい、その詩を引く。馬瑞辰の毛詩傳箋通釋に、說文爾字下に「麗爾猶靡麗也」を引き、「是爾與薾音義同、古讀如彌、與靡音同、皆盛貌也」という。龖はおそらく黻飾あるもので、祭服であろう。「受牆爾龖」とはその祭服の授與をいう。烈祖文考の休は、「龕事厥辟」の句にまでかかる。

福褱と皷彔と對文。裘釋に「褱祓彔、黃耇彌生」を句とし、「褱當讀爲懷、詩檜風匪風、懷之好音、毛傳、懷歸也、就是給予的意思、彔上加髮、當是形容福祿多如頭髮」とし、唐釋に「頭髮由白轉黃」というが、皷は上文に「繁皷多孷」とあつて皷と孷と對文、彔と同義の字である。すなわち茀

淥をいう。「黄耇彌生」は「眉壽無疆」というに同じく祝嘏の辭の常語。龕を裘釋に「當讀爲堪、這句話也見于眉壽鐘三代・一・四、意思是服事君王方面能够勝任」という。唐釋にもその鐘銘「龕事厥辟君王」を引いて、「讀如欽、欽从金聲、金今音同、爾雅釋詁、欽敬也」と欽の義に釋するが、龍を字形中に含む字であるから、龔敬の義をもつ字と思われる。鱻彔辟は魚之合韻、ほとんど全文にわたつて押韻している。

訓　讀

古に曰ふ文王、初めて政に盭龢す。上帝懿德を降し、大いに甹けて上下を匍有し、萬邦を迨受せしめたり。

䎽圉なる武王、四方を遹征し、殷の畯民を撻ち、永く玔あらざらしむ。虘・敚を逖け、夷東を伐つ。

害聖なる成王、左右せられて剛鯀を緩げ龢め、用て肇て周邦を徹めたり。

淵哲なる康王、㒸ひて億彊(疆)を尹す。

弦魯なる卲王、廣く楚荊を能げ、隹南行を寏きたり。

祇覭なる穆王、訏誨に井帥し、離ねて天子を寧んず。天子䐒しみて文武の長剌を履ぐ。天子䆗めて匄むこと無し。

上下を褰(憲)祁し、亘慕(桓謨)を極め熙む。昊炤にして斁むこと亡く、上帝司燕(祀宴)せられ、(おほいに)天子の綰命を保受し、厚福豐年にして、方蠻も䚯見せざるもの亡し。

靜幽なる高祖、敚の靈處に在り。武王に雩て、既に殷を𢦏つ。敚史の剌祖、廼ち來りて武王に見ゆ。武王則ち周公に命じ、寓を周に舍きて處ら卑む。

勵恵なる乙祖、厥の辟を逨け匹け、遠く猷りて腹心子□となる。

䜌明なる亞祖祖辛、子孫を𩁹毓し、繁敱多孷にして、隮角して龏光あり。義しく其れ䆡祀すべし。

㝬遅なる文考乙公、遽に據りて純を得、農穡を誎むること無く、戉嗇を隹辟す。

孝𦣞なる史牆、夙夜墜さず、其れ日に蔑曆せらる。

牆敢て取にせず。天子の丕顯なる休命に對揚して、用て寶障彝を作る。

剌祖文考必らず宣(休)とし、牆に爾き鱻(祭服)を受け、福懷𪚦彔(茀祿)、黄耇彌生にして、厥の辟に龕事せしめむ。其れ萬年まで、永く寶用せよ。

參　考

扶風莊白一號西周坑は一九七六年一二月一五日、整地の際に發見され、その報告によつて考古隊による調査が行なわれたもので、白家村南百米の坡地上に南北一・九五、

商　卣

東西寬一・一〇、深一・一二米の長方形坑があり、その坑內に多數の銅器が埋藏されていた。翌年春さらに附近の調査によって、坑南六〇米に石柱礎六個、柱礎間三米左右の平地があり、唐宋文化層の下に銅削や陶瓦片が散亂しており、西周期房屋のあとであることが確かめられた。器物は四隅に大銅壺を配し、上中下三層に整然と積み重ねられており、出土青銅器一〇三件、鼎一・方鬲一・鬲一七・𣪘八・盨二・豆一・釜二・觥一・觚七・盤一・匕二・尊三・卣二・方彝一・斝一・壺四・貫耳壺一・罍一・爵一二・觶三・斗四・鐘二一・鈴七、うち銘文のあるもの七四、他に玉器や貝が出ている。器物間の隙間には灰を充塡していたようである。

右のうち銘文の錄すべきものを、簡報の次第によってあげておく。

一、商器　商尊と商卣とあり同銘。文様も同じく饕餮・虺龍を配した雙器である。尊の腹底、卣の器蓋にそれぞれ同文の銘がある。圖は尊銘、六行三〇字。

佳五月、辰才丁亥、帝司、賞庚姬貝卅朋、弋絲廿守、商用乍文辟日丁寶隮彝　[illegible]

商尊

簡報に「商制作的器物二件、銘文內容相同、器物作風具有商末周初銅器的特徵、是這批銅器中時代最早的、當在西周初期」という。また簡報に銘文の帝司を帝后と釋するが、帝司はおそらく帝祠、上帝の祭祀をいうものであろう。庚姬は商に嫁した姬姓の女であるが、作器者の商は殷の國號をそのまま稱しており、殷室滅亡ののち陝西に遷された庶殷のうち、王族の後たるものと思われる。詩の大雅文王に「殷士膚敏　祼將于京」と歌われているものであろう。ゆえに姬姓の女を配し、帝祠のことに與かるのである。そのことによって庚姬に貝卅朋を賞賜せられ、また絲廿守を分與された。弋は必に從う字で必は柲の象形初文、おそらくその音を假借して迻遣の義に用いるのであろう。

文辟日丁の辟は辟君の義であるが、作器者の父である。日丁は殷式の廟號、[illegible]は殷の王族出自の徽號である。周には祭天の傳統があったらしく、𣄰尊には「佳珷王旣克大邑商、馴廷告于天」とあり、大豐𣪘には天室における帝祀のことがしるされている。その禮には殷士祼將のことが行なわれたもので、作器者たる商は殷の國號を傳える殷室の後にしてその文考を文辟日丁と

稱し、また〓標識を用いる。〓標識は、殷の王位繼承權をもつ王子の後にして親王家たる家柄を表示するものと考えられる。銘文は殷器の曠達なる字迹を存するが、辰在は西周の器にはじめてみえる紀日法であり、器の時期は成王期に屬すべきものであろう。

隹五月、辰は丁亥に在り。帝祠す。庚姫に貝卅朋を賞し、絲廿守を苁(おく)らる。商、用て文辟日丁の寶隮彝を作る。〓

二、陵器　陵方罍一器。通高三八糎、圓肩直頸、圈足の罍で、肩部四面に圓渦文を飾る。領內に「陵乍父日乙寶罍（單形圖象）」の銘がある。陵については、寶雞茹家莊出土弜伯井姬器群文物・一九七六・四のうちに陵尊があり、「陵乍父乙旅彝」と銘する。出土の地も近く、父乙の廟號も同じで

陵方罍

あるから一家の器であろう。陵罍の族は扶風の牆氏に屬し、寶雞の陵尊の族は弜伯に屬したらしく、寶雞器群のうちにはなお「陵姬乍寶齋」と銘する鬲一器があり、姬姓と通婚している。單形圖象は、他の陵器にはみえない。

三、折器　斝・觚・觥・尊・方彝各〻一器あり、斝には「折乍父乙寶隮彝（木羊册形圖象）」、觚に「旅父乙」、觥・尊・方彝器蓋二銘には同文四〇字の銘を付している。

隹五月、王才厈、戊子、令乍册折兄望土于相侯、易金、易臣、䫉王休、隹王十又九祀、用乍父乙隮、其永寶（木羊兩册形圖象）

折斝

折觥

「王在厈」は作册睘尊・作册睘卣・趞尊・趞卣諸器にみえる。唐蘭はこれらの諸器を昭王期のものとするが、その器制銘文からみて成王期に屬すべく、この器も在厈諸器と同時期のものである。尊・方彝の形制は令彝・令尊と極めて似ており、令器もまた明保が周公の後を嗣襲することをしるしていて、成王期の器と考えられるものである。

在厈器の作册睘卣に「隹十又九年」とあり、本器の十又九祀五月戊子が同年とすれば、趞卣の「隹十又三月辛卯」は、曆譜上その年の年末置閏（第九日）にあたる。兄は貺、望土は大保𣪘の余土、中方鼎一の褱土と同じよびかたで、みな周初の器である。望土の所在は明らかでない。相侯は相侯𣪘窓齋・一二・九に「隹五月乙亥、相侯休……臣□易帛金」の文があるが器影なく、ただその字迹は

折　尊

折　方　彝

折　觥　銘

大豐𣪘の頽靡に似ており、時期は本器より下るものであろう。易金・易臣は、相侯より賓禮として得たものであるが、もとより王の使命を奉じてのことであるから、王休に對揚する形式の辭を加える。周初の器には、たとえば作册睘卣「王姜令乍册睘、安夷伯、夷伯賓睘貝布、揚王姜休」のような例がある。「隹十又九祀」を文中に插入するが、その部分は「揚王休、用乍」というのが普通である。

銘末の圖象はまた豐器・𤼷器にもみえ、みな同族であることが知られる。

文にいう。

隹五月、王、厈に在り。戊子、作册折に命じて望土を相侯に貺らしむ。金を賜ひ、臣を賜ふ。王の休に揚ふ。隹王の十又九祀、用て父乙の隮を作る。其れ長く寶とせよ。（木羊两册形圖象）

四、豐器　尊一・卣一・爵三あり、みな銘文がある。尊・卣は大鳳文を飾る雙器で、銘も同文である。圖は尊銘。五行三一字。

隹六月既生霸乙卯、王才成周、令豐殷大矩、大矩易豐金貝、用乍父辛寶隮彝　（木羊两册形圖象）

豐尊

豐卣

⿱宀殷は臣辰卣に「隹王大龠于宗周、徃餮莽京年、在五月、既望辛酉、王命士上眔史寅、⿱宀殷于成周」とあつて成周で行なわれる儀禮である。成周は庶殷を遷したところであるから、この禮は周禮大宗伯にいう「殷見曰同」の殷同の禮であるらしく、作册翻卣にも「隹明保殷成周年」にみえる。これらの器は成王期のものと考えられるが、豐器は大鳳文を主文とするもので、昭王期に下るものであろう。大矩は他に未見。⿱宀殷禮は成周のように地名をいう例であるが、大矩は豐に賜與を行つており、あるいは成周庶殷中の特定氏族名であろう。

爵は二器に「豐乍父辛寶（木羊兩册形圖象)」、一器に「乍父辛（木羊兩册形圖象)」の銘がある。

五、牆器　標目器として掲げた史牆盤のほかに、牆爵二器があり同制、「牆乍父乙寶隮彝」と銘する。父乙は史牆盤にいう文考乙公であろう。

六、瘐器　微伯鬲七件、瘐段八件、瘐盨二件、微伯瘐豆一件、微瘐釜二件、微伯瘐匕二件、十三年瘐壺二件、三年瘐壺二件、瘐爵三件、瘐鐘一四件あり、莊伯一號坑器群の中心をなしている。標目器の史牆盤に「靜幽高祖、在敚靈處」、「敚史剌祖、廼來見武王」とあつて、また敚史の同宗である。

微伯鬲　七器、器制同じく平襠三實足、口沿上に「敚白乍齋鬲」と銘する。

瘐段　八器、形制紋飾大小銘文みな同じく、兩耳珥あり、圈足方座の段。器蓋及び座に直棱文、器蓋口沿部に重環文を飾る。方座四面に六個の小方孔を穿つ。器蓋同銘、六行四四字。文にいう。

瘐曰、䫉皇且考、嗣威義、用辟先王、不敢弗帥用夙夕、王對瘐楙、易佩、乍且考段、其盥祀大神、大神妥多福、瘐萬年寶

㾓　段　　　牆　爵

文は自述の形式をとる。䫉は麥尊「侯䫉孝于井」、大克鼎「䫉孝于神」、史頌段「天子䫉命」のように用い、史牆盤にも「甫䫉穆王」の語がある。
嗣は司治の義であるが、ここでは威儀を修める意とすべきであろう。夙夕は祭祀用語であり、轉じて夙夕勤勞の意とする。楙は卯段「余懋再先公官」の懋。䵼は敦中の烹飪を以て薦める意象の字で、惇厚・敦盛の義

微　伯　鬲

であろう。
㾓曰く、䫉皇なる祖考、威儀を嗣め、用て先王に辟へたり。敢て帥用して夙夕せずんばあらず。
王、㾓の懋めたるに對へて、佩を賜ふ。祖考の段を作る。其れ大神を䵼祀す。大神、多福を綏んぜんことを。㾓萬年まで寶とせむ。
文は段寶は幽韻、福も之韻で幽之合韻であろう。
㾓盨　二器同制、銘文も同じ。器腹に瓦文、口沿に鳥文を飾り、地に雷文を配する。器底に六行六〇字の銘文がある。

隹四年二月既生霸戊戌、王才周師彔宮、各大室卽立、嗣馬𠬝右瘨、王乎史年、冊易□袰虢市攸勒、敢對䣄天子休、用乍文考寶設、瘨其萬年、子孫其永寶（木羊兩冊形圖象）

冊命前文の形式は三年師俞設・三年師晨鼎・五年諫設と全く同じであるから、この器はその四年に入るべきものであるが、しかしこの三器を以て構成される曆譜にこの器の日辰は適合せず、甚だ不審とすべき問題を殘している。いま關係諸器の前文を列記する。

三年師俞設　隹三年三月初吉甲戌、王才周師彔宮、旦、王各大室卽位、嗣馬𠬝右師俞入門、立中廷、王乎乍冊內史、冊命師俞

三年師晨鼎　隹三年三月初吉甲戌、王才周師彔宮、旦、王各大室卽位、嗣馬𠬝右師晨入門、立中廷、王乎乍冊尹、冊命師晨

四年瘨盨　隹四年二月既生霸戊戌、王才周師彔宮、各大室卽位、嗣馬𠬝右瘨、王乎史年、冊易

五年諫設　隹五年三月初吉庚寅、王才周師彔宮、王各大室卽位、嗣馬𠬝右諫、王乎內史年

五年諫設の內史年は光・先・克などとよまれている字であるが、瘨盨によると上部は禾穗の狀であることが認められ、それを參照すると內史年とよむべく、瘨盨の史年と同一人であろう。以上四器

瘨盨

の器銘は冊命廷禮の宮名・次第・右者などすべて同じであるから、當然一王の譜に屬すべく、譜において懿王期前九五〇〜九三七年、その元旦朔は馬承源の曆譜によつてその年次の干支數を求めると52 47 11 5 59・23 17 12 36 30・54 49 42 6である。三年師俞設・師晨鼎はともに三月初吉甲戌⑪であるから、懿王三年の元旦朔⑪に對してともに初吉第二日に相當し、また五年諫設の五年三月初吉庚寅㉗は五

年の元旦朔(59)に對して閏の初吉第二日に入る。その廷禮は師彔宮、右者もすべて司馬共である。すなわちこの三器はすべて懿譜に適合し、かつ遊移することのない曆譜關係をもつものとしてよい。ところがこの四年𤼈盨の元旦朔は⑤であるから、この器の日辰はその既生霸には適合せず、この關係諸器の譜中に錄入しがたいこととなる。册命前文の形式において完全に一致する關係にあるものが譜入しがたいとすれば、それは盨銘にいう紀年日辰に誤があるとする外にはない。銘文の既生霸は、おそらく既死霸の誤鑄ではないかと思う。もし誤鑄であるとすれば、その既死霸戊戌㉟は第三十日+1であるから、他の三器と同じく懿王の譜に入ることとなる。從つてこの器は、原銘にすでに誤があつたとしなければならない。懿王の譜には他に七年牧𣪘・十二年大師虘𣪘・十三年走𣪘を屬しうるが、走𣪘も著錄に十二年とされており、これには剔蝕の問題があるようである。𤼈盨のように明確に原銘の誤記とすべき例は從來知られなかつたものであるが、そこに新しい問題が提出されよう。すなわちこのような誤記は、册命賜與のときと作器の時期とが、必らずしも同時でなく、作器の時期が何らかの事情で遷延し、かなりの時日を經過しているという場合においてのみ、はじめて想定しうる誤記である。

銘文中の賜與のうち、□褱は彔伯𢦚𣪘に「朱虢靳」、番生𣪘に「朱𩏂靳」などと稱する類のものであろう。虢市は虎皮を以て制した市で禮服、攸勒は車馬具である。文にいう。

隹四年二月既生霸戊戌、王、周の師彔の宮に在り。大室に格りて位に卽く。𤔲馬収、𤼈を右く。王、史年を呼び、□褱（靳）・虢市・攸勒を册賜せしむ。敢て天子の休に對揚して、用て文考の寶𣪘を作る。𤼈其れ萬年まで、子孫永く寶とせよ。　（木羊兩册形圖象）

盨にして𣪘と稱するものには盨𣪘・旅𣪘・寶𣪘という例がある。

文有韻。休𣪘寶は幽部。師彔宮・司馬収諸器の時期について、從來懿王・厲王兩説があり、簡報に懿王説を是とするが、その積極的論據を示していない。さきに述べたように、その關係諸器はすべて懿王曆譜のうちに錄入しうるものであり、ただ𤼈盨の紀年については原銘に誤のあることが考えられる。

微伯𤼈豆　盤口緣に重環文、把部に波狀文を鏤孔にした淺盤の豆。豆としては西周期に入りうる器制のものである。精華一五七に錄する竊曲紋豆に類しており、通考三六九頁にその器を列國期とす

微伯𤼈豆

十三年𤼈壺

るが、いまこの器によっていえば、西周期にこの種の器制のあったことが知られる。銘二行、「敚白癲乍箭、其萬年永寶」という。豆の自名の器には豆・𨺩豆のほか旅甫・膳匿のようにいうものもあり、簠と同類とされていたのであろう。

微癲釜　大口束腰、深腹下收、兩耳銜環の鉢型の釜である。「敚癲乍寶」の四字を銘する。

微伯癲匕　二器同制。銘文も同じ。「敚白癲乍匕」の五字を銘する。

十三年癲壺　二器。器制同じく通高五九・六、腹深四四、腹圍一〇八糎の大型の壺である。下腹外鼓、頸細長く、圈足有蓋、兩獸耳銜環、腹と蓋沿に重環文、蓋頂に蟠鳥文、圈足に環帶文を飾る。器蓋二銘、行款異なるも同文である。器一一行五六字、蓋一四行五六字。

隹十又三年九月初吉戊寅、王才成周嗣土淲宮、各大室卽立、徲父右癲、王乎乍册尹、册易癲畫袞□楚赤舄、癲拜𩒨首、對䫉王休、癲其萬年、永寶

畫袞は彔伯𢦚𣪘「朱虢靳」などに類するものであろう。□楚は未詳。楚は說文に「犍爲蠻夷」とみえ、呂覽恃君「楚人」の高注に「楚讀如葡萄之萄」、また禮記王制「西方曰棘」の注に「棘當爲楚、楚之言偪」とあり、その聲を以ていえばあるいは魚箙の類をいうものであろう。番生𣪘・毛公鼎に魚箙を賜う例がみえる。首休寶は幽韻。文にいう。

隹十又三年九月初吉戊寅、王、成周の嗣土淲の宮に在り。大室に格りて位に卽く。徲父、癲を右く。王、作册尹を呼び、癲に畫袞・□楚・赤舄を册賜せしむ。癲拜して稽首し、王の休に對揚す。癲其れ萬年まで、永く寶とせむ。

報告者はこの器を「這兩件壺與一九七五年岐山董家出土的仲南父壺形制相同、惟花紋稍異、其時代應爲西周中期」とするが、紀年日辰の備わる器であり、斷代曆譜に錄すべきものである。懿王十三年の元旦朔は㊷、閏後にして戊寅⑮は初吉第八日に入りうる。癲盨は懿王四年、この壺は懿王十三年の器となるが、文字は癲盨のそれに比してはるかに篆意を加えたものである。

三年癲壺　二器。器制同じく通高六五・四、腹圍一二九糎、前記の壺よりなお大型である。通體に三層の波狀文を飾る。蓋銘同文、一二行六〇字であ

三年癲壺

る。

隹三年九月丁子、王才奠、鄉醴、乎虢叔召痶、易□俎、己丑、王才句陵、鄉逆酒、乎師壽召痶、易彘俎、拜䭫首、敢對𩁹天子休、用乍皇且文考障壺、痶其萬年、永寶

「王在奠」をいうものに免觶「隹六月初吉、王在奠、丁亥、王各大室、井叔右免、王蔑免曆」、また大𣪘一「唯六月初吉丁子、王在奠、蔑大曆」があり、いずれも蔑曆儀禮に關するものである。本器の鄉醴もそのような儀禮であろう。免觶や大𣪘一は共王期の器であろうが、本器は夷王期の器であろう。痶に對して二度呼召がなされ、その都度に賜饗賜酒のことがある。虢叔・師壽がその禮に與かつているのは、軍禮のゆえであろう。己丑は丁巳より三十二日後である。俎は牲體の骨あるものを俎上におく形である。句陵は所在未詳であるが陝西の鄭の附近であろう。文にいう。

隹三年九月丁巳、王、鄭に在り。饗醴す。虢叔をして痶を召さしめ、□俎を賜ふ。己丑、王、句陵に在り。饗して逆酒す。師壽をして痶を召さしめ、彘俎を賜ふ。拜して稽首し、敢て天子の休に對揚して、用て皇祖文考の障壺を作る。痶其れ萬年ならむことを。永く寶とせよ。

文押韻、首休寶は幽韻の字である。

痶爵　三器。二器は器制銘文同じく「痶乍父丁」、また一器には「痶乍父丁、乍障彝」の七字を錄する。

痶鐘　すべて一四件、五組。甲組四件、乙組三件、丙組二件、丁組四件、戊組一件、銘文は甲組四件の文みな同じく、各〻一〇四字である。

痶曰、不顯高且亞且文考、克明厥心、疋尹□厥威義、用辟先王、痶不敢弗帥且考、秉明德(以上鼓右)、𨜒夙夕、左尹氏、皇王對痶身楙、易佩、敢乍文人大寶協龢鐘、用追孝、𩁹祀卲各、

痶爵

痶鐘甲組

樂大（以上鉦間）神、大神其陟降、嚴祜鑿、妥厚多福、其豐〻㚇〻、受余屯魯、通彔永令、眉壽霝冬、瘋其萬年、永寶日鼓（以上鼓左）

文は史牆盤後半の自述の部分と通ずるところがあり、盤銘には亞祖祖辛・文考乙公のことをいう。文考については「害屖文考乙公、遽趧𩁹屯、無諌農嗇、戉𣍰隹辟」とあり、この文も同じくその事績をいう。「盩祀大神」の語はまた瘋𣪕にみえている。鑿は秦公𣪕・鐘に「保鑿厥秦」とあり、保祐の義をもつ字であろう。豐〻㚇〻は鐘聲の擬聲語である。文にいう。

瘋曰く、丕顯なる高祖亞祖文考、克く厥の心を明らかにし、尹□の威儀を疋（たす）け、用て先王に辟（つか）へたり。瘋敢て祖考に帥ひ、明德を秉り、夙夕を𨗨（つつ）しみ、尹氏を左けずんばあらず。皇王、瘋の身の懋めたるに對へて、佩を賜ふ。敢て文人の大寶協龢鐘を作り、用て追孝し、盩祀卲格して、大神を樂しましむ。大神其れ陟降し、嚴として祜鑿し、多福を綏厚ならしめむ。其れ豐〻㚇〻として、余に純魯を受け、通祿永命にして、眉壽霝終ならしめむ。瘋其れ萬年まで、永く寶として日に鼓せむ。

文は、考考は幽韻、德夕は之魚の合韻、各鑿福魯は魚之の合韻、令年は眞韻で、全文に多く韻を用いている。盤銘と對應するところのある銘辭である。

瘋鐘乙組　三鐘あり、鉦間に「瘋乍協鐘、萬年日鼓」の二行八字を銘している。

瘋鐘丙組　丙丁兩組同制、大小相次しており、丙組二鐘の鉦間に四行三三字、また四行三四字、二鐘連續して六七字の銘文をなしている。

曰古文王、初盭龢于政、上帝降懿德、大甹匍有四方、迨受萬邦、雩武王、既𢦏殷、㣇史剌（以上第一鐘鉦間）且、來見武王、武王𠟭令周公、舍寓曰五十頌處、今瘋夙夕虔敬、卹厥死事、肇乍龢鐳鐘、

用（以上第二鐘鉦間）

文は史牆盤の要約ともみられるものである。

瘐鐘丁組　四器、大小また相次し、その銘文も連讀、共に四二字である。

雗叒厚多福、廣啓瘐身、勵于永（以上第一器）令、褱受余爾[illegible]、福霝冬、瘐其萬（以上第二器）年羊角、義文神無彊、䫚福（以上第三器）用□光瘐身、永余寶（以上第四器）

文は丙組と連讀。雗は陸終の終。廣啓は士父鐘に「降余魯多福無彊、隹康右純魯、用廣啓士父身、勵于永命」とあつて前後の文も似ており、叔向父禹段「降余多福繁釐、康啓禹身、勵于永命」、番

生段「廣啓厥孫子于下、勵于大服」など、みな一時の文章である。「褱受余爾[illegible]、福霝冬」は史牆盤には「受牆爾[illegible]、福褱皾彔、黃耇彌生」とあつてその方が文義は順であり、この文も「福褱霝冬」とあるべきところであろう。羊角は盤銘の「[illegible]角[illegible]光」にあたる。

第三鐘と第四鐘の文の接續に、なお確かめがたいところがある。韻は東陽・魚之合韻の他に眞韻を用いている。

いま丙丁兩組の文を連讀して訓を加えておく。

古に曰（したが）ふ文王、初めて政に盭龢す。上帝懿德を降し、大いに甹けて四方を匍有し、萬邦を迨受せしめたり。武王に雩て既に殷を戋つ。微史の剌祖、來りて武王に見ゆ。武王則ち周公をして寓を舍（あた）ふるに五

十頌の處を以てす。

今瘨夙夕虔敬し、厥の死司事を卹み、肇めて龢鐈鐘を作る。用て䜌に多福を綏厚にし、瘨の身を廣啓にし、永命に勵へしめむ。余に爾しき𩋀(禮服)を受け、福(褱)靈終ならしめむ。瘨其れ萬年羊角して、義しく文神無疆なるべし。䫉福にして……用て瘨の身を□光にし、永く余、寶とせむ。

瘨鐘戊組　一器。鼓鉦三面に合わせて一〇三字を銘する。

瘨趄〻夙夕聖趩、追孝于高且辛公、文且乙公、皇考丁公龢鐈鐘、用卲各喜侃、樂(以上鼓右)前文人、用禘壽、匄永令綽綰、𣪘彔屯魯、弋皇且考高對爾剌、嚴才上、豐〻𧷽〻、䜌妥厚多福、廣啓瘨身、勵于永(以上鉦間)令、褱受余爾𩋀福、瘨其萬年、齋角䙴光、義文神無疆、䫉福用□光瘨身、永余寶

全銘の器であろうが、首文に作の字を脱し、褱福の字は上下に分散している。

瘨、趄〻として聖趩踪に夙夕し、高祖辛公・文祖乙公・皇考丁公に追孝するの龢鐈鐘(を作る)。用て卲格喜侃し、前文人を樂しましめ、用て壽を禘り、永命綽綰、𣪘彔純魯を匄む。必らず皇祖考、爾しき剌に高對して、嚴として上に在り、豐〻𧷽〻として、䜌(終)に多福を綏厚し、瘨の身を廣啓し、永命に勵へしめ、褱(福)して余に爾しき𩋀を受けむ。瘨其れ萬年、齋角䙴光にして、義しく文神無疆なるべし。䫉福にして用て瘨の身を□光にし、永く余、寶とせむ。

韻は趩公公鐘は陽東合韻、侃人綰は眞元、魯は魚、剌福は之にして魚之の合韻、身令年は眞、光疆は陽。丙丁組と相似た押韻である。

七、伯先父器　伯先父鬲十件。器制銘文みな同じく、「白先父乍□隮鬲、其子〻孫〻、永寶用」と

銘する。

以上の器群について、報告者は史牆盤にしるす系譜によつて、高祖・剌祖・乙祖（乙公）・亞祖祖辛（辛公・作册折）・豐（乙公）・史墻（丁公）・微伯𤼈という世系とし、折器四件・豐器五件・墻器三件・𤼈器四三件、すなわち四代にわたる器群とする。その時期については剌祖は武王に來見した人で武成期、史墻を共王期に比定している。

折・豐の諸器は木羊兩册形圖象を加えているが、微伯家はすでに文武の世に微の聖處にあつたものであるから、この圖象の示す職掌は殷のとき以來のものであり、西周期に入つてもその職掌を家の表示とし、またその關係を以て周に見事していたのであろう。𤼈の諸器中、𤼈盨は懿王四年、𤼈壺は懿王十三年と推定されることから、王家と微伯との世代的關係は高祖（文王）・剌祖（武王）・乙祖（成王）・亞祖祖辛折（成康）・豐（昭穆）・史牆（穆共）・𤼈（懿王）とすることができよう。このように王室と對應する世代關係を明らかにしうる例は、從來の資料にはほとんど求めがたいものであつた。唐蘭は盤銘の考釋にあたつてこの器群の重要意義について論じ、第一には微の家系、第二には銘文と古代史的事實の關係を問題としている。

第一。𤼈鐘戊組に高祖辛公・文祖乙公・皇考丁公とあつて、𤼈の家は辛公すなわち作册折を高祖としており、高祖辛公より新家を建てたもので、はじめて木羊兩册形圖象を用いている。折は昭王期、豐は穆王期、牆盤は共王期の標準器となしうる。𤼈組は四三器であるが他に遺佚の器もあり、またすでに宋刻の歴代鐘鼎彝器款識卷一〇に文王命癘鼎として錄するものがある。その文に

隹三年四月庚午、王才豐、王乎虢叔召𤼈、易𩣡兩、拜韻用乍皇且文考盂鼎、𤼈萬年永寶用

とあり、三年𤼈壺の文と近い。同窖の伯先父鬲は西周後期のものであるから、窖藏の時期は西周崩潰の時のことであろう。

第二。盤銘にはじめて昭王の伐楚南征を説くも、穆王遠遊のことに及んでいない。周頌三十一篇中、前二十篇は頌歌であるが、閔予小子・訪落・敬之・小毖には感傷の語が多く、訪落の「率時昭考」の昭考は昭王、詩は穆王期のものである。作册折の「王才厈」は昭王十九年、王姜は昭王の后、作册夨令𣪘は昭王伐楚、令尊の王姜隮宜もその際のものである。第一次南征は十六年、第二次は十九年、折尊の望土、中方鼎の褱土はみなその南征の際の賜與である。

微國は武王伐紂のとき參加した異族の一でその本地は未詳。文武のとき周に歸往するもの多く、微史もまた岐山の附近に采地をえて移されたものであろう。

五十頌の頌は通。司馬法に「井十爲通」とあり、方里にして井、五十頌は五百方里、一夫百畝の計算で四千五百人の農業奴隷をもつことになる。盤銘の「農牆越歷」とはそのような經營的農業を意味する。微史一家はそのような大奴隷主貴族發生期における新富の人で、穆王期銘文にはその例を見ず、共王期の𠫑鼎・𠈃鼎・永盂及びこの盤銘に至つて顯著となる。微氏はその子𤼈に至つて伯と稱しており、詩の載芟に「侯主侯伯　侯亞侯旅　侯彊侯以」というのは、西周中期の新興奴隷主による農業經營の形態を反映するものである。

巫祝の地位は商代に最も重んぜられ、周初にはなお宗祝・太祝の職もあつたが、のちの周禮では司

巫は中士にして太祝に屬する。史牆盤に「上帝嗣夏、尨保授天子綰命、厚福豐年、方蠻無不揚見」という。上帝嗣夏は夏祝、尨保は巫保。器群中の商器の商は寇鼎にいう周寇、盤銘にいう帝嗣であろう。寇鼎は字迹からみて穆王期のものである。

銘文にみえる周の王號のうち、共王懿王までみな自稱。謚號の興るは孝王以後のことであるが、盤銘に周王や祖考名の上にみな修飾語を附しており、これが謚號の先蹤をなすものと考えられる。痶段に方座段と盨形のものがあり、豆に自名して簠という。簠はこのころ段より分岐したものとみられ、器制に流變を生じている時期である。なお第三に盤銘の今譯を載せ、銘文を兩段に分截する形式は大盂鼎に近しという。

裘釋には、その盤銘は有韻にして四字句多く、對句を多用して駢文的構成であるとするなど、文の形式について論じている。

以上の諸家が論ずるように、莊白器群においては、何よりもその數代にわたる系譜關係や姓氏・名號の世代關係を確かめうる稀有の資料であることが注意される。その家はもと微の聖職者で微史とよばれ、のち微伯と稱するが、そのうち折・豐・牆・痶のように世代ごとに名を異にするのは、各代の專名であろう。宗廟の號に干名を稱し、折・豐に圖象を用いるなど、明らかに殷系文化圏に屬する邦族であり、〓形圖象をもつ商器、單形圖象をもつ陵器が同出するのもそのゆえであろう。折觥の文は、王が厈にあるとき作册折に命じてその望土を相侯に轉賜せしめたもので、固有の所領の一部をいわば沒收されている。また豐尊において豐が成周における殷禮を命ぜられているのも、

庶殷に對する儀禮で、かれらは明らかに歸化族であつた。その族は牆のとき大いに富强を加え、盤銘には王家の歷代に對して自家の系譜を對應させている。さらに懿王期の痶に至つては豪富を極めるに至つたらしく、作器の數も甚だ多く、鐘銘も各組ごとに文を異にし、文辭また瑰奇にして西周鐘銘中にこれに匹敵するものをみない。

世代關係の上から數代にわたる器の分期が可能であること、斷代暦譜において新たに懿王期紀年銘を加えたことなども注目すべき收穫ではあるが、ただ四年痶盨が他の關聯器の暦譜と一致せず、既生霸は既死霸の誤鑄であるらしく、鐘銘において、盤銘にみえる福褱の語が丁戊兩組において離析して文義の通貫をえがたいことなど、誤記や文脈の亂れのあることがまた新たな問題點である。祖辛を高祖とする本支分宗のことから宗法制の問題も考えられるが、本文の關係になお確かめがたいことも殘されている。痶鐘丙組にいう五十頌がどの程度の規模であるのか明らかでないが、これによつて唐蘭のようにただちに奴隸制の問題を論ずるのは適當としがたい。微史家に關する記述からいえば、この有力な歸化族は、主として祭祀や軍禮に關與しており、かれら自身はむしろ鞏固な氏族制的秩序を維持していたものと考えられる。

補一六、秦公鐘

器名　秦武公鐘 文物

時代　秦武公 文物

出土　「一九七八年一月下旬、寶雞縣楊家溝公社太公廟大隊社員、在村中取土時、于一個窖穴內發現了八件銅器、計有鐘五件、鎛三件、均保存完好、窖穴距地表深三米、五件銅鐘在窖內呈一字形排列、三件銅鎛圍繞銅鐘作半圓狀、坑內尚有炭灰及少量獸骨、在太公廟村進行調查時、還發現附近斷崖上暴露有不少灰坑和燒土層、地表上散布有春秋時期的陶片、應是一個春秋時期的遺址所在」文物 この器と關係ある秦公段は甘肅秦州の出土と傳えられており、ま

秦公編鐘二器

たいわゆる秦公鎛はその出土地が知られていない。

著錄考釋　「陜西寶雞縣太公廟村發現秦公鐘、秦公鎛」 寶雞市博物館、盧連成 寶雞縣文化館、楊滿倉文物・一九七八・一一

器制　「五件編鐘的形制是一致的、惟大小有所差別、甲鐘通高四八、甬高一七、幹徑八・四、幹帶寬三・六、旋寬一・九、舞寬一八×二二、兩銑間距二七糎、重二四瓩、鐘內側兩面有六道溝槽、毎面三道、乙鐘通高四七糎、重二一・五瓩、鐘下沿有四道缺口、兩面對稱、缺

口未伸及鐘身內側、與甲鐘的溝槽不同、丙鐘通高四五・七糎、重二四瓩、丙鐘較甲鐘略小、因鐘身壁部較厚、故重量相同、丙鐘鉦部不在鐘身正中、而向右偏斜、丁鐘通高三八・五糎、重一六・二五瓩、戊鐘通高二七・六糎、重六瓩、鐘內側也有六道溝槽、每面三道、丁戊兩鐘間重量頓減、是一個值得注意的現象、甲乙丙丁四鐘均有鐘鈎、戊鐘鐘鈎缺失」

「五件銅鐘的花紋是一致的、甬上端飾四條小龍、幹帶上有四組變形雷紋、旋飾重環紋、舞部紋飾可分爲四個區段、每一區段內有三條變體夔紋相繞、……甲乙兩鐘的鼓部飾兩只鳳鳥、相向而立、丙丁戊三鐘的鼓部、除兩只鳳鳥以外、右側還有一鳥、是其特點」文物

銘文

「五件銅鐘均有銘文、按其連讀關係、可分爲兩組、其中甲乙兩鐘銘文合成一篇文章、應爲一組、

丙丁戊三鐘銘文連讀、應另爲一組、全篇銘文共一百三十五字、其中重文四、合文一」、「丙丁戊三鐘的銘文內容、與甲乙兩鐘完全相同、只是行款有所不同、銘文起自丙鐘秦公曰、至戊鐘大壽萬年、秦而止、與甲乙兩鐘銘文對照、應缺公䫭龡才立……䫭康寶一段、即尚應缺一鐘、由此知後一組應爲四件」、「八器銘文皆範鑄、剔剝時發現個別字內尚存有範土、範土極堅硬、呈黃白色」鐘・鎛の銘文はそのような剔抉の困難さもあつて、圖版では確かめがたいところがある。下圖は一號鎛銘。

秦公曰、我先且受天令、商宅受或、剌〻邵文公・靜公・憲公、不家于上、卲合皇天、目虩事蠻方

文首にまず祖業を讃頌する。文は秦公段及び宋刻秦公鐘の銘文と極めて近く、字迹もまた甚だ類似しており、この器との關聯が注意される。宋刻の器は從來秦公鐘の名でよばれているものであるが、その繪圖としては明らか

に鎛の器制が示されており、またその銘文の行款は鎛の鼓面に施した形式のものであるから、新出の鐘鎛と區別するため、宋刻の器を秦公鎛一とし、新出の鎛を秦公鎛二と稱することにする。文首の部分を秦公𣪘及び秦公鎛一と比較するため、その文を引いておく。

𣪘　秦公曰、不顯朕皇且、受天命、鼏宅禹責、十又二公、才帝之坏、嚴龏夤天命、保業厥秦、虩事䜌夏

鎛一　秦公曰、不顯朕皇且、受天命、竈又下國、十又二公、不家才上、嚴龏夤天命、保業厥秦、虩事䜌夏

鎛一は宋刻に載せるもので、大系に「不家才上」を「不家才下」と釋するが、おそらく本器の銘のように「不家于上」とあつたものであろう。それならば公東と上方陽の三句押韻となる。神靈の在るところとしては上がふさわしい。𣪘・鎛一の「不顯朕皇且」を本器では「我先且」のように簡略なよびかたをしている。また𣪘・鎛一の「鼏宅禹責」、「竈有下國」を、本器は「商宅受或」に作る。商は賞。𣪘・鎛一はついで「十又二公」とその列世の數をいうが、本器では「卲文公・靜公・憲公」の三代の名をあげている。

秦の世系は襄公よりのちの所傳に、秦本紀と始皇本紀末の秦紀との間にも

秦本紀　文公　竫公未立卒　寧公　出子　武公出子兄

秦　紀　文公　靜公不享國而死　憲公　出子　武公出公兄

のように名義に異同があり、また漢書古今人表には「文公―憲公」という世次となつているが、この銘文によると始皇紀秦紀の世系の正しいことが知られる。

報告者は、文首の「秦先祖」を、文公の父である襄公としていう。

文獻記載、周幽王被犬戎殺死後、秦襄公護送平王東遷有功、平王乃賜以岐以西之地、襄公于是始國、與諸侯通使聘享之禮史記秦本紀、皇甫謐帝王世紀也說、襄公始受豐之地、列爲諸侯、……應卽銘文中所說的賞宅受國、因此、我們認爲這裏的先祖應指秦襄公、襄公爲文公之父

𣪘・鎛一にいう十又二公については諸説があり、そのうち襄公より數える説が最も有力であることは、すでに秦公𣪘三十四輯・一九九の條に述べたが、しかし襄公より數えて十二公に當る景公前五七六～五三七在位の時代には、𣪘・鎛一にいうような赫々たる功業がなく、次の哀公前五三六～五〇一在位のときには、晉楚の衰亂に乘じて楚を救うて吳師を奔らせ、𣪘にいう「虩事䜌夏」、「鎭靜不廷」、鎛一にいう「柔燮百邦、于秦執事」にあたる事實をみることができるので、その銘釋においては、文公より數えて十二世、哀公の時の作器とする私說を試みておいた。いまこの器銘において、文公より名を稱しているのは、𣪘・鎛一における十二公もまた文公より數えていることの一證とすることができよう。

𣪘・鎛一には「保業厥秦、虩事䜌夏」といい、本器には「卲合皇天、以虩事䜌方」という。文意は同じ。

公及（以上甲鐘鉦部）王姬曰、余小子、余夙夕虔敬朕祀、㠯受多福、克明又心、盭（以上甲鐘左鼓）龢胤士、咸畜左右、蓋々允義、翼受（以上甲鐘頂篆部）明德、㠯康奠協朕或、盜百蠻、具卽其（以上甲鐘左篆部）服、

秦公と王姫の功業と作器のことをいう。この部分の段・鎛一の文は次の如くである。

段　余雖小子、穆々帥秉明德、剌々趄々、萬民是敕、咸畜胤士、盭々文武、鎭靜不廷、虔敬朕祀

鎛一　曰、余雖小子、穆々帥秉明德、叡專明井、虔敬朕祀、以受多福、協龢萬民、唬夙夕、剌々趄々、萬姓是敕、咸畜百辟胤士、盭々文武、鎭靜不廷、柔燮百邦、于秦執事

その文はこの三器の間にそれぞれ出入あるも類句多く、關聯する器であることが知られる。「公及王姫曰」はその作器者の語を錄する。報告者は「王姫應卽周王室之女下嫁于秦武公者、也可以補文獻之不足」とし、公を武公とする。その說にいう。

制作銅器的秦公是誰呢、文獻記載、憲公以下的世系是出公與武公、……而不是秦出公、出公是武公少弟、憲公死後、大庶長弗忌・威壘・三父、廢太子(指武公)而立出子爲君(史記秦本紀)、那時、出子才五歲、六年以後、出子被三父等人殺死、死時才十一歲、銅器銘文中記載、這個秦公盜(應爲討字)百蠻、具卽其服、是立有不少武功的、因此、這個秦公不能是出子、文獻記載、武公元年伐彭戲氏、十年伐邽戎冀戎、十一年呑幷了杜鄭、還滅了小虢、是立了不少戰功的、這與銘文記載的相合、因此、我們說銘文中的秦公、應指秦武公、這八件鐘鎛應分別定名爲秦武公鐘・秦武公鎛

武公は在位二十年前六九七〜六七八、春秋の初年に屬するが、秦公段・鎛一に文公より數えて十又二公とする哀公(前五三六〜五〇一)の時期と相距ること殆んど百六十年以上である。この器銘はその文辭においても字迹においても、段・鎛一と極めて近く、この三者が同時期に屬すべきものであることは、殆んど疑を容れないところである。

報告者はその武公說を證するのに、またその出土地の問題にふれていう。

文獻記載憲公、武公居平陽、至德公時遷雍史記秦本紀・正義、帝王世紀云、秦寧公都平陽、按岐山縣有陽平鄉、鄉內有平陽聚、括地志云、平陽故城在岐州岐山縣西四十六里、秦寧公徙都之處、太公廟村西距古岐州縣城近五十里、鐘鎛出土處發現不少灰坑、由于秦武公鐘鎛在這裏出土、很可能憲公武公所居的平陽就在這一帶

この出土地の問題も、また秦公諸器の出土地と合わせて考える必要があろう。秦公段の出土地の詳細は知られないが、貞松に「此器近年出秦州」、また通考三五五頁に「民國初、出于甘肅秦州」とあつて、秦州の出土とされている。秦州には秦の西垂宮があり、非子より文公に至る廟のあつたところで、おそらくその器は西垂宮におかれたものであろう。段蓋に「西」の字が加えられている。この新出の器は坑中の出土であるから、あるいは一時藏匿のものかと思われ、必らずしもその地によつて器の時期を考えうるものではない。ただ西垂宮の段に對して、器が東西に分處されていたことを知りうるのみである。

秦公と並稱する王姫が秦宮に入つたのは、少くとも穆公の覇業より後のこととすべきであろう。それまで秦は外藩の扱いであつた。穆公は晉より婦を迎えており、つづいて共公前六〇八〜五・桓公前六〇四〜五七七の際には楚が覇を稱えていた時期である。また景公前五七六〜五三七の十五年には晉の悼

公が盟主となり、景公晩年には楚の靈王が盟主となつたが、この當時の秦は晉楚と鼎立するほどの勢力であつた。それで景公の子哀公のとき、楚の郢都に入つた吳軍を、車五百乘を發して敗り、楚を救うている。秦が王姬を迎えたとすれば、景公・哀公の際のことであろうと考えられる。秦公段哀公說は、そのような事情を考慮して、いわゆる十又二公を文公より數えて哀公と定めたのであるが、この器における王姬もまたおそらく哀公の夫人であろう。段・鎛一にいう十又二公の語からみても、この器の秦公を文・靜・憲の次に、直ちに武公を作器者としてあげることは極めて不當である。報告者の器銘解釋には、段・鎛一の銘文が全く考慮のうちに加えられていない。

その他の語句・語彙については、段・鎛一の文と重なるところが多く、「克明又心」、「盜百緣、具即其服」などが新しくみえるものである。「又心」の又は有・佑の解をなすべきであろう。盜を報告者は討と通假する字とするが、石鼓文汧殹石にもこの形に從う字があり、捕魚の器をいう。「盜百緣、具即其服」とは單に討伐のことをいうものでなく、百蠻を盟約和集し、それぞれ服事あらしめる意とみるべきであろう。その功を紀念する意を以て、この鐘を作るのである。

靈音鉠々雝々、㠯匽皇公、㠯受大（以上乙鐘鉦部）福、屯魯多釐、大壽萬年、秦公㫨畯𩒨才立、雁（以上乙鐘左鼓）受大命、眉壽無彊、匍有四方、㫨康寶（以上乙鐘左篆部）

鐘銘の末文である。この部分を段銘には

乍□宗彝、㠯卲皇且、㫨嚴歸各、㠯受屯魯多釐、眉壽無彊、畯疐才天、高弘又慶、竈囿四方

とあつて語彙に共通するところがあり、特に鎛一銘は鐘銘特有の形式で最も近似している。

乍盄龢〔鐘〕、厥名曰□邦、其音鉠々、雝々孔煌、㠯卲𩁹孝享、㠯受屯魯多釐、眉壽無彊、畯疐才立高弘又慶、匍又四方、永寶

鐘銘の靈字は霝下に心を加えた字、㫨は丮下に口を加えた字形であるが、いずれも靈・其の異文である。「畯𩒨才立」は段・鎛一の「畯疐才天」、「畯疐才立」と同意で、𩒨にその用義のあることが知られる。

文は押韻、公上方は東陽、子祀福士右德或服は之、種雝公は東、福釐は之、年命は眞、彊方は陽の韻に入る。

訓讀

秦公曰く、我が先祖、天命を受けられ、宅を賞せられ國を受けられたり。剌々たる卲文公・靜公・憲公、上に墜さずして、皇天に卲合し、以て蠻方を虩事せしむ。

公と王姬と曰く、余小子なるも、余夙夕朕が祀を虔敬して、以て多福を受けられむ。克く宥心を明らかにして、胤士を盭め龢し、左右を咸畜し、藹々として允に義にして、翼として明德を受けられ、以て康く朕が國を奠め協はしめ、百蠻を盜んじ具く其の服に即かしめたり。厥の龢鐘を作る。

靈音鉠々雝々として、以て皇公を匽しましめ、以て大福を受けられ、純魯多釐にして、大壽萬年ならむ。秦公其れ畯く𩒨りて位に在り、大命を膺受し、眉壽無疆にして、四方を匍有せむことを。其れ康く寶とせよ。

参考

同出の器になお秦公鎛三器があり、銘文は鐘と同じ。宋刻の器を秦公鎛一とし、新出の三器を秦公鎛二とよぶことにしよう。

＊秦公鎛二　その器制について報告にいう。

三件鎛的形制基本上是一致的、只是大小有所不同、三號鎛通高六四・二、鎛身高四六、舞寛二六・六×二二・四糎、重四六・五瓩、鼓下沿有兩個缺環、鼓部外側有澆鑄時留下的雙范印痕、二號鎛通高六九・六、鎛身五〇・八糎、重五六・二五瓩、鼓部下沿有四個缺口、一號鎛通高七五・一、鎛身高五三糎、重六二・五瓩、鼓部下沿內側有四個缺口、鎛身中部鼓起呈弧形、鼓部平齊、有四個扉棱、側旁兩扉棱、由九條飛龍蟠曲而成、上延舞部、并連接成鈕、前後兩扉棱由五條飛龍和一只鳳鳥蟠曲而成、在舞部各有一龍一鳳、相背同首、鈕上有環、一號鎛環缺失

三件鎛花紋一致、鎛身上下各有一條由變形蟬紋、竊曲紋和菱形枚組成的條帶紋、條帶紋中間紋飾分爲四個區段、每一區段有六條飛龍勾連、龍身綫條流暢、布局疏密得當、舞部紋飾可分四區段、每一區段內有兩龍相繞、旁有一小鳳鳥、舞部正中有一圓孔

その扉棱と文飾と相映發する趣がある。

秦公鎛二（二號器）

鎛銘は一行五字、二六行、合文重文を合わせて百三十五字、文は甲乙兩鐘の銘と同じ。宋刻にいう秦公鐘も五字の銘を列するもので、もと鎛銘であることが知られる。

宋刻の秦公鐘繪圖は明らかに鎛であるが、齊の叔夷鎛と全く同圖であるため、その一方が誤であると思われるが、いま新出の秦公鎛をみるに、扉稜の形などがかなり異なるようである。圖は新出鎛三器のうちの第二號器、第一器には上部の鈕のところに鈎環がない。

以上によっていえば、新出の秦公鐘鎛は、宋刻の鎛、民國初年出土の秦公𣪘とその銘辭近く、字迹にも共通するところがあって、みな一時期の制作と考うべきものである。𣪘・鎛一の十又二公は、新出器に文公憲公より世次を數えていることからみて、文公より十二公にあたる哀公の時期とすべく、その時期はまた秦が晉楚盟主ののちを承けて、一時中原にその武威を示しえた時代であった。これを文靜憲に次ぐ武公の時期のものとする報告者の說は、𣪘・鎛一との關聯を全く考慮に加えないために、その相對的時期を求めえなかった誤に陥るものと思われる。

補一七、伯公父勺

出　土　「一九七六年一月、扶風縣黄堆公社雲塘生產隊挖土積肥時發現西周窖藏一處、出土西周銅器九件、計勺兩件、壺蓋一件、盨五件、盨蓋一件」文物

著錄考釋　「陝西扶風縣雲塘・莊白二號西周銅器窖藏」陝西周原考古隊　文物・一九七八・一一

器　制　「伯公父勺、二件、形制大小紋飾均相同、通柄長一九・一、口徑九・一糎、勺身橢圓、頸飾變形蟬紋和雲紋、圈足飾重環紋、柄部呈圭形、後端飾夔龍紋、前端連接勺部處下折呈弧形、背面鏤孔」文物　勺としては多くみない器制のものであるが、一九六〇年同じく扶風莊白大隊出土の西周器群のうち夔紋柄勺とよばれるものが、これに近いものである。

銘　文　「正面有銘文、兩器銘文連讀、每件器物銘文三行、各十四字、共二十八字」勺には自名の器、また銘文をもつものがなく、兩器連讀も鐘銘の他には多く例をみないものである。

伯公父勺二器

白公父乍金爵、用獻用酌、用享用孝于朕皇考、用旂眉壽、子孫永寶用者

自名して金爵と稱するが、器はもとより勺である。周禮考工記梓人に「梓人爲飲器、勺一升」、注に「勺、尊斗也」とあり、飲器にそえたもので、卣・觥・罍などには勺を添えているものがある。殷周期の古器に多く、この器のように西周後期に下るものは、同じく莊白一號窖のものとともに、その例が少い。

銘文は二器にわたつており、「用孝」まで第一器、以下第二器である。末文の「永寶用者」は「永寶用孝」の意であろう。「用享用孝」、「享孝于皇且考」のような定式の語がある。文にいう。

伯公父、金爵勺を作る。用て獻し用て酌し、朕が皇考に用て享し用て孝し、用て眉壽を祈る。子孫永く寶用して孝せよ。

同出の器のうち、銘文のあるものを錄する。

*伯公父壺蓋　「一件、通高一〇・二糎、蓋頂飾夔龍紋、下飾鱗紋、蓋沿飾竊曲紋、口沿有銘文六行、一七字、其中重文二」文物

白公父乍叔姫醴壺、萬年子々孫々、永寶用

*伯公父盨蓋「一件、通高七・九糎、口沿飾重環紋、上爲瓦紋、蓋頂及足部飾夔龍紋、蓋内有銘文二行一三字、其中重文二」文物

白公父乍旅盨、子々孫々、永寶用

伯公父の器は報告者もすでに注意しているように攈古二之二・一三に白公父盂を錄しており、文に「白公父乍旅盂、其萬年、子と孫々、永寶用」という。字迹はこの伯公父盨蓋と極めて近い。

*伯多父盨　「四件、形制紋飾大小均相同、通高一二糎、蓋沿蓋頂口沿及圈足均飾竊曲紋、底蓋均有銘文、銘文皆兩行一〇字」文物

白多父乍旅盨、其永寶用

伯公父壺蓋

伯多父盨

伯多父の器は小校九・三一・三代一〇・三四・二にみえ、「白多父乍成姫多母□厥毀、其永寶用享」という。報告者は器の時期について「這批銅器的時代、應屬于西周後期、從形制花紋及銘文字體觀察、伯公父器的時代應稍早于伯多父器」というが、時期の前後を區別するほどの理由はない。

同じく扶風の荘白二號窖出土の器も一括報告されているものであるから、ここに附説しておく。二

號窖出土の銅器について、報告者はいう。

一九七六年一二月二五日、扶風縣法門公社莊白生產隊平整土地時、在村西北土壕斷崖上發現了西周銅器窖藏一處、當日由周原考古隊進行了發掘、編號爲莊白二號窖藏、窖穴呈梯形、口徑九六×六〇糎、底徑八〇×五六、深九八糎、幷打破了一個西周晚期灰坑、窖穴中塡以五花土、銅器放置草率、計有甗匜盨簠毀各一件、窖穴往北一〇米處、有一個大灰坑、其中發現大量西周板瓦、說明附近有大型的西周建築遺址」文物

出土の器のうち窦姒簠、□中霏父方甗、仲太師盨にはそれぞれ銘文がある。

*窦姒簠　「通高八・七、腹深五・六、口徑二四・三×二八・四糎、口沿下有一道弦紋、兩側有鈕、方圈足」文物　その器底に三行一三字の銘がある。

莊白二號窖藏出土狀況

窦姒乍旅匩、其子〻孫〻、永寶用

窦はあるいは趞毀にみえる窦（密）叔の家であろう。その銘に「隹三月、王在宗周、戊寅、王各于大朝、窦叔右趞、卽立」とあつて廷禮の右者であるから、當時高い地位を占める家であつた。窦はこの器銘によつてその字形を確かめることができる。

*□中霏父方甗　「腹圍八八、腹深三〇・七、口徑二三・一×三〇・四糎、直耳方腹、四足略呈馬蹄形、口沿下有二道弦紋、足上部有四個目紋、腹內有銘文二行七字」文物

□中霏父乍旅甗

*仲大師盨　「高一二・五、腹深七・五、口徑一七・五×二二・五糎、腹微鼓、附耳圈足、下有四個小柱足、口沿飾重環紋、下爲瓦紋、底內有銘文兩行一二字」文物

中大師子□爲其旅□、永寶用

仲大師の名は幽王期三年と思われる柞鐘に「隹王三年四月初吉甲寅、中大師右柞、柞易皸・朱黄・䜌、嗣五邑甸人事、柞拜手、對㭒中大師休、用乍大醬鐘」とみえ、當時僭主的な權力者であつたらしい。仲大師の名は伯大師に對するものであるらしく、伯大師は新出器の師訊鼎にみえる。その對揚の辭に「訊拜頴首、休白大師肩嗣訊臣皇辟、天子亦弗諠公上父𤔲德」のような語があり、この伯大師も一般廷臣の地位を超える人であつたと推測される。その時期は銘文中に「王曰、師訊、女克盡乃身、臣朕皇考穆王」とあるから、穆王の子共王、あるいはその弟孝王のいずれかの時期のものであろう。すでに伯大師の號があるので、また仲大師と稱したが、もしこの器群の仲大師が柞鐘の仲大師と同一人ならば、この器群は宣幽の際のものとなる。ただ仲大師は尊稱的なものであるから、特定の人と定めがたいところがある。

以上の雲塘・莊白二號の窖藏器はいずれも墓葬品でなく、近年扶風出土の器群と同じく窖藏の器であることが注意される。莊白一號窖藏器群補釋篇四のうち、散伯車父鼎の「隹王四年八月初吉丁亥」という日辰は夷王の四年に入るべきもので、、今次の二號窖藏諸器も、それとは無關係のものであるが、時期的にはほぼそれに近いものとすることができよう。

昭和五十四年五月印刷發行

發行所　神戸市東灘區住吉町　財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ內中町　中村印刷株式會社

財團法人

白鶴美術館發行

白川靜

金文通釋 五一

補記篇

卷一上

卷一下

卷二

卷三上

饕餮夔龍文罍

白鶴美術館誌

第五一輯

巻一上　第一輯〜第七輯

一、大豐段　錢柏泉氏に「說天亡𣪘爲武王滅商以前銅器一文的幾點商榷」文參・一九五八・一二があり、孫作雲氏の滅殷以前の制作とする說に對して、「王饗應釋爲饗于太祖之廟的祭祀之饗」、「卜辭中也常見大圅二字、皆用爲祭名」、「王降之降和上文王祀于大室、降之降、意義全同」、「亡助薦、此句義同上文之天亡又王、謂贊助周王薦祀」、「復稟就是復包」、「文王監在上、此四句當是頌辭、乃是頌揚文武之功德的」と說く。要するに器は滅殷以前のものでなく、武王克殷後の祭祀をいうとする說であるが、器がその器制銘文よりみて康王期に下るべきものであることはすでに通釋に論じた。

于省吾氏の「關于天亡𣪘銘文的幾點論證」考古・一九六〇・八に、器の銘文は逸周書世俘解のいうところと同時にして同事、その日辰は𣪘の乙亥・丁丑を逸周書には辛亥・癸丑に誤まり傳えたものとし、天亡は天と大、亡と望と相通じて太公望呂尚に外ならず、また訓釋について「不顯王」は文王、「不肆王」は武王、王鄉以下は「王饗、大俎、王降」と句讀すべく、「隹朕有蔑」の朕は眈、「朕臣天子」は「眈臣天子」の意、末字は「其爲蔑曆之蔑、毫無疑問、……蔑曆之蔑、有上下分用之別、自上而下、則訓爲獎勵、自下而上、則訓爲勉勵、……這是天亡自己說要長久有所勉勵、也卽今後長此奮發效勞之意」と論じている。天亡を太公望とし、また有蔑の釋義はいずれも妥當としがたいものであり、天室の祀禮は近出の𤔲𢍰にもその延告の禮がみえている。

なお黄盛璋氏の「大豐𣪘銘制作的年代地點與史實」歴史研究・一九六〇・六は通釋執筆當時未見であったが、のちわが國で復印されたのでその要旨を錄する。「銘文最初義難通曉、陳介祺得此三十年、最後還是誤讀銘中朕字爲聃、定爲文王子毛公聃季𣪘、銘文經孫詒讓・劉心源・郭沫若・楊樹達等先後考釋、已可卒讀、至其中所記之史實、自來諸家考釋皆所未詳、頃因研究周代戰爭與都邑、曾細加審釋、發現它和武王克商西歸、在西都擧行祭告、封賞有功有關、歴史價値至爲重大、因試爲考論如後」として一釋大豐、二銘文所記的主要史實、三從西周封侯賞賜制度再證本銘記事爲大封諸侯、四銘文記事的時間和地點の四點について詳論を試みている。

銘文の理解については大豐の解釋にその關鍵があるとし、孫氏の大禮、郭氏の合衆説を卻け、麥尊と同じく封建・受封の禮で豐・封同音、周初の大封建の儀禮であるという。文獻例では詩の賚の序「賚、大封于廟也」の箋・疏にみなその義をとり、また「論語、周有大賚、善人是富、此大賚亦即大封」と説く。思うに大豐・麥兩器のいうところは、大盂鼎・宜侯夨𣪘のいうところと全く異なり、封建の禮とはみなしがたいものである。

黄氏はこの大豐を書の武成「惟四月既旁生霸、粤六日庚戌、武王燎于周廟、翌日辛亥、祀于天位、粤五日乙卯、乃以庶國祀馘于周廟」という禮に當り、そのことは逸周書世俘解・禮記樂記・呂覽愼大・尙書大傳・史記周本紀にみえ、いずれも1克殷後の大封、2文王と上帝を祀る、3宗彝頒賜のことあり、4大豐ののち饗宴を行うという四點において共通するという。大豐𣪘の大豐は1、「王祀于天室」、「文王監在上」は2、「王降亡助爵復囊」は3、「王饗大宜」は4であるとする。宜を郭氏の初釋によって房、大房は大室にして大饗と賞賜を行うべく、考工記「夏后氏世室、殷人重屋、周人明堂」の明堂、房の字形は「正象重房與窗牖之形」であり韻讀にも合うというが、しかしその字は宜とよむべく、令𣪘の「障宜」、貉子卣の「咸宜」などは動詞の用である。また大宜を大房とよみ明堂と解するも、のちの明堂の禮に當るものは葊京辟雍の儀禮である。

第三に賞賜の點より本銘を大封諸侯の禮とするが、この器銘は土地人民の賜與に及ぶこともなく、黄氏の引く宜侯夨𣪘や伯晨鼎、あるいは左傳定公四年の文とも關係はない。郭氏が觵と釋した字は字釋になお問題を存するものであるが、黄氏はこれを于省吾説によって橐の屬にして櫜、弓矢を盛る櫜にして弓矢を賜う意とする。これも賜與の品目を封建の禮に牽合しようとするものであるが、本器の賜與は禮器の類にすぎないものと思われる。

器銘にいう禮の時期と場所とについて、黄説に武王十二年前一一一〇年四月、鎬京で行なわれたものとし、蔡邕の明堂月令論に引く禮記樂記の逸文「武王伐殷、薦俘馘于京太室」の京を蔡邕の釋によって鎬京、辟雍明堂の太室とする。しかし大豐𣪘では明らかに天室で儀禮が行なわれており、それは新出の𤔲尊銘によると成周の京室のことであるらしく、のちの令彝にいう成周京宮の前身である。もとより克殷後のことであり、殊にその器制よりいえば時期は康王期に下るべきものであろう。

黄氏は天室と明堂辟雍の構造について、史記封禪書「明堂圖中有一殿、四面無壁、以茅蓋、通水圜宮垣、爲複道、上有樓、從西南入、命曰昆侖、天子從之入、以拜祠上帝焉」の複道は器銘の大房、房の字は上層天室、下層饗宴行禮の處の象とする。明堂の名は金文にみえないが、冊命廷禮の行なわれる

大室は「專祀一王之所」として明堂に附設されたものという。宜を房にして重屋の象とするなどは、字釋としてもともと成立しがたい。
器銘は黃氏のいう封建のことでなく、文中に衣祀をいうこと二度、天室における衣祀の儀禮をしるすもので、近出の㺇尊は成王五年、成周京室でその禮の行なわれたことを述べており、歴代その儀禮が傳承され、この器は康王期の大豐儀禮をいうものであろう。㺇尊の出土によつて、この器銘の解釋に新しい根據が加えられるに至つた。

＊中爯毁　大豐毁と同じく變様渦身象文毁。參考器として加える。分類圖錄A二〇八に「此器、器腹花文與武王時的天亡毁大豐毁相似、故可以定爲約當成王時器、A二〇九〜A二一四諸器亦同時」という。みな象文の退化した渦身狀象文を飾る毁であるが、この文様が康王期にあるべ

中　爯　毁

きことは效父毁等によつても明らかであり、そのことはすでに通釋に論じた。器影は菁華一一一・尊古二・九・海外圖一八・柏景寒二〇・二玄一四三、銘は三代六・四五・二・二玄一四二・圖錄R二九二。いまシカゴ美術館に藏する。方座の下に小鈴を繫けているという。
文二行一一字「中爯乍又寶彝、用鄉王逆造」と銘する。造の字形は大保毁にみえるものと同じ。「鄉王逆造」はまた令毁にみえ、他に麦尊「用䶂侯逆造」、麦彝「用䶂井侯出入」、小子生尊「用鄉出入事人」、伯矩鼎二「用言王出入吏人」三代・三・二三・二　分類圖錄A二〇七、伯者父毁「白者父乍寶毁、用鄉王逆造」同A二一一 など相似た語例もあり、周初康昭期の用語である。陳夢家氏は大豐毁を武王期に屬し、本器をも成王期としているが、兩器とも康王期とすべきものであろう。

＊涇陽高家堡早周墓諸器　この器群のうちに大豐毁と同様の花文をもつ尊・卣・毁があるので、一括して參考器とする。大豐毁の器制文様の時期をこれによつて推考することができよう。この器群については葛今氏の「涇陽高家堡早周墓葬發掘記」文物・一九七二・七に報告がある。一九七一年一〇月二五日、高家堡で群衆が作業中に銅器十一件が出土、うち完整な九件が縣の文化館に送られ、一二月一五日發掘を行なつてまた銅器三件、玉器五件、殘鼎二件が出土、何れも隨葬品である。銅器のうち同制の毁二器。「兩件花紋形制均同、方座深腹圈足、雙耳作獸首形、上出器口、下垂長珥、腹上和方座飾同樣的夔紋、兩兩對峙、頭大身短、足在頭下、身尾回旋、張口卷唇、圓目突起、圈足施竊紋、通身塡以細雲雷紋、端莊富麗、是我國古代文化遺產中的佳作、通座高三四・五糎」。また尊一件、卣二件も兩毁と同じく渦身象文を付し、制作の優れたものである。尊と卣には相異なる圖象標識を加える。

高家堡尊

卣は同出の盃・觶と同じく戈形圖象を付し、同じ作器者の器であろう。他に爵二・盤一・戈があり、戈の柲上に痲布の纖維が付着している。玉器には蠶形・兎・狗頭・虎頭の類がある。

この器群の時期について報告者は「這群銅器的器質厚重、銘文簡約、造型古樸、紋飾莊重、這些都是西周早期銅器的特徵、又如方座簋、尊、盤等器、都具有西周初期風格、而卣、爵等器、更具商代作風、因此、我們認爲這群銅器的年代應爲西周初期」という。また陝西出土の器に周初のものが少いという事實のなかで、この器群は陝西早期の彝器文化の資料として重要であることを强調している。

同出の彝器銘に圖象標識を付するものが多く、特に戈形の圖象をもつ一族は、提梁卣に「□乍父戊隮彝　戈形」、盉蓋にも「戈形　父戊」と銘しており、早くこの地に徙された庶殷の一で、この墓葬者とみられる。殷周革命ののち、庶殷のあるものは關西の地に徙されて土地の墾闢のことに従い、寶雞・郿縣はもとより、遠く甘肅の永靖・靈臺の遺址からも多く殷周器が出土しているが、涇陽の出土器ははじめてである。この器群は文様に比してその器制が古く、渦身象文をもつ尊のごときも四邊に鈎稜あり、蓋鈕は柱狀をなし、殷器の器制を承けている。變樣象文も多く殷系の器にみえ、最も典型的な效父毀には「休王易效父■三」とあり、銘末に圖象標識を加えている。「休王」を文首におく一連の器のうち、變樣象文の時期が康王期に屬することは、この器によつて確認され、また大豐毀の銘文の解釋によつてこれを裏付けることができる。

二、＊大保方鼎　范汝森氏の「太保鼎天津市藝術博物館藏」文物・一九五九・一一・五九頁に器の器影・銘文を出していう。「天津市藝術博物館靑銅器陳列室中、有一件大方鼎—太保鼎、這件鼎通高五〇・七、口徑二三×三六糎、四周均有圖案花紋及觚稜、足的形狀也很奇特、耳上各有兩個立羊、羊頭稍俯而四角相向、從形制上看、應是西周初期的東西」、「鼎腹內有三字、前兩字釋作太保、係周朝官名、這個太保就是輔助周成王的召公奭、後一字吳大澂不識、收于說文古籒補附錄中、朱善旂敬吾心室款識釋作鬲、劉心源奇觚室金文述釋作鑄、……盛昱說、太保鼎・成王尊鼎・康侯鼎、字雖不多、皆瓌寶也、盛氏所說太保鼎、就是這個鼎」。その器制文字は第一器と異なるところはないが、斷代に全形拓によつて「高約60糎」というのと異なるから、あるいは雙器の第二器であるかも知れない。第二器は曲阜聖廟の藏と傳えられているものである。

三、大保毀　周存金說に「大保毀、與大隻鬲同、當卽召公器、殆與四召同出土者」という。任子二字を合わせて一字とするも、保を誤讀したものである。器銘末文の形式はやや特異なものであるが、羌鼎積古・四・一三　攈古・二之三・三四・二「(君) 令羌、死嗣車官、羌對䫻君令于彝、用乍文考寧叔䵼彝、永余寶」というのに近い。羌鼎の模刻にはいくらか明確を缺くところがある。

四、束觶　山東下・一二等に卣として著錄するが、黃縣志稿には器を觶としている。

五、旅鼎　韡華乙上・二九にいう。「旅鼎文三十四、西周初葉器、首文公太保來（伐）反夷年、是以事紀年之例也、公太保蓋周之重臣爲上公者、考經史載召公爲太保、此文之公太保當爲召氏可知、據金文召氏世爲太保、惟不敢竟定其爲召公奭器、或係其子孫歟」。太保をその家號と解するものである。吳其昌は器を昭王十年に屬するがその時期は晚きに失し、陳氏の斷代に「則公大保、也可能指明公」というが、明公は周公家の稱である。韡華にまた「盩師地名、又見史頌彝、𠂤金文常叚爲師字、舊釋以、非、旅、公太保之臣屬、彝下一字不可識、略似朿字、朿字見靜敦、誼未詳」という。盩は史頌段に「帥𩍈盩于成周」とあつて動詞、地名としては盩嗣土幽尊・卣にみえるものをあげるべきである。銘末の字は圖象。靜段にみえるとするのは吳𠦝をさすのであろうが、これは人名。銘文は拓迹に不明のところあるも、圖象を合わせて三十三字である。

六、叔隋器　器は二器一對をなす。王海文氏の「叔卣」故宮博物院院刊・一九六〇・三にいう。「這兩件卣的出土地點不詳、一九五八年由杭州浙江文物管理委員會撥贈給故宮博物院、現在故宮博物院靑銅器館陳列」。器名を卣とするのは「從它的造型來看、和卣相近、只是無提梁、這想是異制的卣了」という。銘文の解釋においては殆んど陳氏の斷代によつているが、ただ斷代が王姜以下を「王姜命其史名叔者、使于大保」と史を職名とするのに對して、「王姜使叔吏于大保」と使役形によむ。このような使役形が周初の器に數例存することは、通釋にしるした通りである。

胡道靜氏の「釋菽篇」中華文史論叢第三輯、一九六三・五に說文「尗、豆也、尗象豆生之形也」を王筠が上莖下根、また萬國鼎が上葉下莢と解するのを引き、金文の吳彝・大克鼎・師嫠段及び史叔隋器にみえる叔は明らかに古代の人々が大豆根瘤の特徵を字形化したものであり、象形の文字であるとする。そして當時の字形に農民のこのような認識を反映しているとすれば、郭沫若氏の主張する文字古生物學文史論集二四七頁はすぐれた提案であると論ずるが、叔器の叔の字形は戈柲の部分の白い刃光を示し、それで叔金・叔市など白色の義に用いる。文字古生物學というような分野がありうるわけではない。

＊叔鼎　趙學謙氏の陝西寶雞出土器の報告考古・一九六三・一〇によると、一九五八年八月、寶雞東北郊五里廟から叔鼎が出土、多くの陶器も同出したが、いまは銅器のみが市博物館に保管されているという。墓葬品であろうと推測される。銘文あるものは甗・鼎・鬲各一件、そのうち鼎は「通耳高二二、口徑一三・五、腹深一四・五糎、圓腹柱足、鼎外壁有凸棱一周、棱下爲雲紋及饕餮紋四組、腹內壁有銘文、叔乍寶障彝、五字」。別の一甗には「白乍旅甗」、また分襠鼎に「父癸」と銘し、いずれも西周早期の器制である。叔の字様は叔隋器と全く同じく、同じ作器者と認めて差支えないようである。叔隋器は杭州の廢銅中から發見されたもので出土地も不明であるが、もしこの叔鼎の出土地がその族の根據した地とすれば、それは殷周鼎革ののち陝西地區に移された庶殷の族の一であろう。寶雞方面はかれらの新しい入殖地であつたと考えられる。

一〇、＊大祝禽方鼎　金索に「此芸臺先生所藏、蓋大祝用以薦禽獸之鼎也」とあり、禽を禽獸、禽鼎を薦禽のための鼎と解している。また、韡華乙中・三二に「周禮大宗伯、大祝掌六祝之詞、以事鬼神、

禽太祝名、按禽彝云、禽祝、殆所謂六祝之詞之一也」という。これは禽祝の祝を周禮六祝の順祝・年祝・吉祝の類とみているのであろうが、その「禽祝」は「周公某（謀）」と對文である。またその器について周存に「四足均損」というも、尊古の器影によると修復されているようである。

*塱方鼎　器はいまブランデージ收藏、圖錄二八。譚戒甫氏に「西周塱鼎銘研究」考古・一九六三・一二があり、まず器の出土について「相傳一九二四年軍閥黨玉崑在陝西省鳳翔縣西邊二〇杆的靈山盜掘古墓、獲靑銅器數百件、此鼎或是其中之一、這可能就是出于鳳翔秦文公墓」というのは、斷代と斷代に引く麻朔によるものであろう。史記秦本紀に「十六年、文公以兵伐戎、戎敗走、於是文公遂收周餘民有之、地至岐、……五十年、文公卒、葬西山」とあり、「或西山卽是今靈山、蓋西周破滅、重器多被犬戎虜去、迨後文公敗戎復得、而歿後又用以殉葬」というが、これらの器群が文公墓から出土したという確證はなく、全く推測の言である。本文の釋讀は概ね陳氏の斷代に從っている。丂を于にして于往とし、この東征を詩の豳風破斧の「周公東征　四國是皇」に當るとし、薄姑を左傳昭二〇年「昔爽鳩氏始居此地、……有逢伯陵因之、蒲姑氏因之、而後大公因之」、また器銘の豐伯は左傳中の逢伯であるという。逢公・伯陵のことは國語周語下にもみえる。周公の徐奄討伐は孟子滕文公下・逸周書作雒解や書序にもみえるが、書序にいう諸篇は漢人の僞作で、この器銘のみが周公東征の史實を傳えるものとする。また字釋としては𩰫について「形象奇異、甲文亦有此字、此或當釋爲鷄、字象在神前殺鷄薦血」、「𩰫當是後製的字、引申之、凡在神前殺以薦血皆謂之𩰫」という。器銘は字形修辭に疑問の多いものであるが、譚氏は「若據銘文全體措辭看、實是無可疑的」と眞器眞銘であることを主張する。譚氏は器銘は班殷の「三年靜東國」と同一の事實をしるし、「酓秦酓」とは「飲臻飲」すなわち飲至策勳の意とする。最後に器の作器者を聃季載とする論證を試みているが、すべて翔實の論に乏しい。器は鎏金鼎と傳え、文字は全く筆勢を缺く。これによって史實を論じうるものではない。

一二、魯侯爵　周存金說に「銘在口、潛園十爵、此當居首」という。潛園は歸安の陸心源の號。金石學錄續補に載せる傳に、その藏器として鬲攸從鼎・鳥篆鐘・魯侯角の三器をあげている。この爵は柱を缺くため、攈古等に魯公角と稱している。

一四、*康侯器　鼎一　器は國學文廟藏。周存に「太學十器、唯此與內言卣、是三代文字」と稱している。康侯方鼎の「康侯丯」について、孫詒讓はこれを康侯毛髦にして逸周書の中旄父はすなわちその人に外ならないとする。その說にいう。

康侯毛卽康叔子康伯也、史記衞世家、不詳康伯之名、杜預春秋世族譜及史記索隱引世本、並作康伯髦、余前據周書作雒、命康叔宇于殷、中旄父宇于東、知中旄父卽康伯髦、今此鼎又作毛、毛髦聲類並同、古多通假、此鼎篆文明析、當爲正字矣、康叔之康、鄭康成書注以爲謚號、馬融王肅孔安國並以爲畿內國名、孔穎達書疏則謂康叔爲國名、康伯爲謚號、此鼎可證其誤、然以作雒及此鼎互證之、疑康叔初封康侯、後封衞爲衞侯、而以康侯封中旄雖宇東、猶兼其故封不改、故此鼎猶稱康侯 述林・九・二四

この說は次條に作册邦を康伯髦と一人とする貝塚說の根據とされているものであるが、丯を毛と釋することになお問題があり、また中旄父が康侯に封ぜられたという證もない。康侯丯と中旄父とは自ら

別人とすべきであろう。

＊康侯關係諸器　遙器　遙器中に「遙卑」一器を加える。斷代三圖六に康公卑があり、「□乍康公寶隮彝」の七字を銘する。康公と康侯との關係は明らかでない。文首の字はおそらく遙であろう。器は遙卑と稱すべく、遙の作器にその祖考を康公という例はないから、これは康公を祀るための獻器かと思われる。斷代に器影なく、卑蓋の花文拓と銘文とを載せる。花文は夔龍文、字迹は甚だすぐれ、成康期の器と考えてよい。

遙器の盤は日本九〇にも著錄。犧首蟬文盤と題しており、西宮の辰馬悅藏氏藏。解説に「鮮かな土中古の色澤を存し、河南省濬縣辛村古墓の出土品と考えられる」という。容庚・于省吾氏らも遙器を濬縣辛村の出土としているが、郭寶鈞氏の「濬縣辛村古殘墓之清理」田野考古報告第一册、民二五・八によると、辛村古墓は前後二次にわたる盜掘を受けており、郭氏の錄する遺器には康侯・遙關係の器はみえない。遙器中にまた遙盉を加える。分類圖錄A三二九に著錄。その條に康侯遙組一器・康侯伯六器・涾伯遙組六器、遙組七器の器目を列し、また康侯器鼎二・鬲一をあげている。

＊康公關係諸器　康公盂　分類圖錄A八一四に著錄。銘は「□乍康公寶隮彝」とあり、第一字は判讀しえないが字迹雄偉。陳氏いう。「前曾見畬古齋拓本有與此同銘的卑蓋載西周銅器斷代、康公二字較此淸晰、懷履光記此蓋濬縣出土、可能與遙組銅器同于一九三一年出土、康公可能是衞康侯」。銘は遙卑と同じ形式であり、これもまた獻器であるかも知れない。獻享のためにその辟事する人の名をしるすことがあつたとみられる。遙の場合は遙は東方系の族で、康公と一家の人ではない。

＊康季鼐　王獻唐氏の「岐山出土康季鼐銘讀記」考古・一九六四・九はその卒後に發表された遺稿である。器は「王乍康季寶隮鼐」と銘し、「王乍」と稱するものの一で、その時期を考えるに參考となる。「王乍」の器は三代に鬲二・彝二・角一などを錄し、何れもその字樣は周初のものとみられるが、本器も字樣近く王室作器の一であろう。康季鼐は原器はすでに殘破、口腹部間の殘片を存するのみで岐山縣東北の周家橋程家村から出土、その地は古周城の舊域であるという。殘片によつて推測すると原器の重さは約三百斤に及ぶ巨鼎であろうとされる。王乍の器について王獻唐氏は母癸角・臣郭彝・毛姬鼎・玭𨞲段・番妃段をあげ、「母癸角即商器、又有一觶、文曰、王元祀、王用禡、亦商器爲天子制用者也」として殷商の器のあることを指摘し、康季については康叔の子とする考えをしるしている。據史記三代世表、康伯襲封衞侯、在周康王時、有弟封康、亦必在是時、封康始號康季、則爲作器之天子、大抵爲康王或昭王、彼爲二王親貴、旣可膺此榮錫、而器銘書體、亦與康昭時合、此其一也。また「岐山出周器甚多、封于他地、殉葬于此者亦甚多、大抵皆服官周京者也、此其二」と出土地の關係に及ぶ。出土事情が知られないので第二點は十分な理由としがたいが、字迹が康昭期のものであることは一應認められる。王記にはなお鼐は大鼎、經注に鼐を大鼎とするのは當時の用義とまさに逆であることを指摘している。

なお王乍の器は必らずしも一時の制作でなく、近年陝西周至（盩厔）縣出土の器に王乍姜氏段文物・一九七五・七があり、器は瓦文三小足段、すなわち西周後期の器制である。器蓋二文「王乍姜氏隮

殷」とあり、王姜の器で、報告者は「從人骨發現的情況看、此處應是西周王室古墓、有待于進一步清理發掘」としるしている。周至は武功の南方にあたる。

一六、保卣　李平心氏に「保卣銘略釋」〔中華文史論叢第四輯、一九六三・一〇〕また蔣大沂氏に「保卣銘考釋」〔同上第五輯、一九六四・六〕がある。李氏は王を成王、保を令彝の明保にして武王の庶弟毛叔鄭、保は官名、明はその人の字とするも、保は太保に對する稱であるから太保召公とは自ら別人である。及は燮、詩大明の「燮伐大商」、曾伯簠「印燮繁湯」の燮もみな征伐の意であるという。五侯は國名、小臣謎殷の五齵貝の五齵、殷器の鯀甗銘の夷方無敄の無敄も同じとする。五を地名にして國名とする說は、筆者がこの年六月刊の通釋において述べたところであるが、李氏はその年の十月に同じ解釋を發表したわけである。征に造・詔・祝・奏の義ありとするが、征は上屬して五侯の名とすべく、同様の例は麥盉にも井侯征の名がみえる。五侯征を人名としなければ下文「兄六品」の主語がえられない。「蔑曆于保、易賓」について、「是說受休于明保、意卽明保以王賞賜之物轉賜作器者、故下云易賓、古人作器或不自名、邢王壺就是一例、保卣亦屬比類」というが、作器者はすなわち五侯征に外ならない。李氏は五侯を國名としながらこれを東國に連讀したため主語を失なったもので、作器者が自ら名いうのが器銘の原則である。李氏のいう邢王壺は趙孟介壺、作者は「趙孟介」としてその身分を示している。李氏の詳論は、のち遺稿「保卣銘新釋」〔中華文史論叢一九七九年第一輯〕として發表された。蔣氏の考釋は五十頁に及ぶ長篇で論點も多岐にわたるが、項目的に整理すると以下の數點となる。1日月祀倒敍の殷式紀年法をとる。2「王令、保及殷」の殷は殷見・殷同の禮、傳卣「殷成周」、臣辰盉「殷于成周」の殷と同じ。末文「四方迨王大祀」はそのことをいう。及は參預の義、保は令彝の周公子明保、王は成王である。3東國五侯は齊の薄姑など五侯。黃氏は薄姑・徐・奄・熊・盈、陳氏は武庚と齊・魯・燕・管・蔡とするが、塱方鼎の豐伯・蒲姑は齊地の夷族、また熊盈の族は作雒解に「熊盈族十有七國」とあってこの五侯の列に入るべきものでない。4「征兄六品」の征は移徙・遷徙、兄は貺、六品は六氏族。邢侯殷銘に「錫臣三品、州人重人郭人」というのと同じく、「征兄六品、義卽徙貺六族、族人的賜貺、必須移徙、故此云徙貺」という。5蔑曆について伐に自明功善、明人功善の二義あり、曆は歷の本字にして、字があるいは田に從うのは田中の禾の歷々數うべき象であるという。それで「蔑曆、義爲自明歷來之功善」、「蔑……曆、義爲明他人歷來的功善」、本銘の「蔑曆于保」とは「義爲王明保歷來的功善」という。保を作器者にして蔑曆を受けた人とみる解釋である。すなわち銘文の意は「綜上所考、則周成王命令的第二項便是命令齊地的蒲姑氏等五侯、遷六族以賜周公兒子保、用來表明保的歷來的功善」となる。征兄六品の例としては左傳定公四年の封建の記事を引用している。また本器の保を蔣氏は令彝の明保と同一人とし、陳氏の明保君陳說を退けて郭氏の明保魯侯伯禽說を是としている。6「易賓」の賓を「賓指服從來會的諸侯」と解する。賓を賓客大賓の義とし、これをも「則周成王這道命令的第三項便是賞賜服從而來朝會的四方諸侯」と王命によるものとする。これは左傳の祝佗のいう封建の禮とすべて一致するという。7「用乍」の用は所以、作器者は保。「這一句是沒有主語的、那麽這文父癸宗寶䵼彝究竟是誰作的呢」と問い、郭氏が保卣銘釋文において「蔑曆于保」と同例としてあげた屯鼎「屯蔑曆于王」〔小校、二・六三は三代三・二七・貞松續上・二三及び上

海博物館藏劉誨之捐拓本によつて驗すると「屯蔑暦于□衞」とよむべく、「這□衞是個人名、就銘辭的大意來講、是屯搞明了□衞的歷來功善、所以□衞作了這鼎彝以祀父己、造器者是□衞而不是屯」と論ずる。同様にこの器も「蔑暦于保」という保が作器者であるとするのである。しかしその點になお自ら安んぜずして、蔣氏はさらに「爲什麽不在句中點出作者的名字保來呢」と問を設け、それは「既一再點明了保、若然在下邊再說保用作文父癸宗寶障彝、那却反有臃腫重複的感覺了」、その文は屯鼎と同例とする。8「文父癸是保的諸父而不是生父」。蔣氏はすでに作器者を保にして周公の子魯侯伯禽としたが、伯禽が父周公を文父癸と稱することはありえない。すでに黃成璋も「因此有人卽主張此銘之保、就是周公之子的明保、……案此說實無立足之餘地、於銘文亦未能通讀、……周公子孫作祭器者、皆稱爲周公、不名癸宗、卽此可決知此人絕非周公之後代」と論ずるが、蔣氏はこの器制作のとき周公未だ死せず、文父癸とは保の諸父たるもので、その證として周公に兄弟多しとする文獻をあげ、左傳定四年「武王之母弟八人」、史記管蔡世家「武王同母兄弟十人」、左傳昭二八年「昔武王克商、光有天下、其兄弟之國者十有五人」、また左傳僖二四年に文の昭たるもの十六國の例などをあげている。ただ父癸が文王の第何子であるかは明らかでないとしているが、およそ廟號に干名を用いるものは東方の俗である。蔣氏もその點をいくらか顧慮して「周代稱文父某的不一定是殷人」といい、厚趠方鼎の文考父辛、獻毁の文考光父乙、遹毁の文考父乙、敔毁の文考父丙などの例をあげているが、これらはみな庶殷の裔たるものの作器で、周人の器の例證とはしがたいものである。9結尾は日月祀倒敍形式の紀年法。「四方迨王大祀」はいわゆる殷見の禮、「祓于成周」は成周に助祭すること、「才二月既望乙卯」は成王八年、召誥・洛誥の日辰によつて計算すると、翌八年二月既望の15 16～22 23日内に乙卯の日を求めうるという。周公攝政七年の翌年、すなわち成王八年が元祀、このとき成周で殷禮が行なわれたのは、まさに書にいうところと一致する。すなわち器銘は成王元祀殷見の禮に伯禽が參加したことをしるしたもので、

這銘云、王命、保及殷、東國五侯徙兄六品蔑暦于保、錫賓、記王命伯禽參與殷禮、論功受錫、明是當大祀舉行時、所以又知成王誥命伯禽和周公誥誡伯禽的時期、要比這銘所記的時間爲略遲、這可能成王誥命之辭和周公誥誡之辭、都要在伯禽參與殷禮已畢、就封離成周、臨行的時侯、才發表的

という結論である。𦉜卣に「隹明保殷成周年」とあつてこれもまた成王元祀のこととすべく、また郭氏が成王殷見の禮をしるすとする令彝にも明保がみえるが、これは「出同卿事寮」のためのもので殷見の禮と異なり、成王六年の器であるという。成王期の繫年は六年令彝、七年洛誥、八年元祀保卣・魯誥伯禽・𦉜卣となる。保の名稱は保卣の保が自稱、魯誥では王より、𦉜卣では𦉜より保をよぶ稱、明保とは他人よりする美稱、令彝には明公と改め稱する。明保の明を封邑の名とするのは誤である。

以上の蔣氏の說に對しては、すでに通釋に述べたところがそのまま反論となりうるものであるから、ここに再說しない。保を伯禽の本名とするごときは、禽の名が大祝禽方鼎や禽毁にみえることからも明らかに成立せず、明保・大保・今大保・公大保などが特定聖職者の稱であることは、金文の例からみて殆んど說明を要しないことである。作器者は五侯征であり、「蔑暦于保」は被動形、保がその上位者である。周召二公の家には聖職者として明・保と稱するものが多く、また何れも東征と東國の經

營に當つたが、特に召族の行なつた遠征に多くの殷系氏族が從つたことは、梁山諸器や北方の匽侯諸器において著しい事實である。

蔣氏は器銘の殷を殷同、成王元祀の殷見の禮をいうものとするために、全文の解釋を牽合した嫌がある。蔑曆についても筆者は早く「蔑曆解」一九五六年、甲骨學四・五合併號にその解を試みたが、そのような論考が今日に至るもなお參考されることがないのは遺憾に思われる。本器の蔑曆が被動形であることが知られるならば、蔣氏のような解釋は根本から成立しがたいはずである。

*保尊　錄遺二〇四に一銘を錄する。文八行四六字、器の內腹に加える。

一七、趞卣　分類圖錄A六一三に著錄。いう。「此器三代誤以爲尊、另有一同銘之尊、見三代一一・三五・一、陳介祺舊藏、今在弗利亞一一・四〇、該尊高二〇・五、口徑一七・五、憶其形制近於本集A四五〇歐米・二九、中有一道花文、則與此卣同、照片遺失、此一對器記成王時事、詳西周銅器斷代、最近上海市文管會得一卣、與此同銘、而形制不同」。すなわちフリアに存するものは陳氏舊藏の尊、また卣二器あり、一は斷代・分類圖錄に載せるもの、一は上海近收の器である。

*趞諸器　趞器には尊・卣の他に趞妊爵綴遺・二二・二七があり、趞妊の二字を銘する。綴遺にいう。「器見蘇州、積古齋款識有爵、銘與此同而非一器、誤釋爲史子母壬四字、今按上一字爲趞之省文、下爲妊、女姓也、經傳作任、詩曰、思齊大任、文王之母、國語曰、昔摯疇之國也、由大任、韋注、摯疇二國、任姓、奚仲仲虺之後、又按薛亦奚仲後、左隱公十一年傳、公使請於薛侯曰、寡人若朝於薛、不敢與諸任齒、是也、後世以妊爲妊娠字、說文、妊孕也、經傳因此通改爲任、不復知妊爲本字矣

趞卣においては「趞對王休、用乍姞寶彝」といい、爵において妊と稱するのは、姞は文母の姓、妊は趞の本姓であるのか、あるいは卣と同じくまた文母の姓であるのか何れとも知られない。卣において は貝朋を賜うて文母の祭器を作つており、趞は東方系の族であると思われる。

*疐鼎　韡華乙上・二八にいう。「西周中葉器、令下乃遣字、人名也、後文從遣征、可證、第四字舊釋載、非、其字當訓征伐誼矣、尸古夷字、金文所常見、相于厥身、相或德字之省文、朱建卿先生說又有一鼎、六行、用作下有庚君寶障彝、其萬年永枼、子子孫孫寶用、與此不同、據朱說、彼器文較完足、庚君猶乙公之稱、周初仍商俗也」。朱建卿の語は敬吾の跋にみえ、その三十八字銘なるものは從古一一・五に錄するが僞銘とみられる。

また韡華乙中・三七にまた一器あり、「文二十七、西周末葉器、疐亂舊釋皆不誤」という。二十七字銘なるものは周存二・三六・小校三・二に錄するもので、銘に「唯七月初吉甲戌、疐乍朕文考胤白障鼎、疐其萬年、子〻孫〻永寶用」というも、これは時期の下るものである。

*疐觥　分類圖錄A六六二に著錄。他に疐の器として卣・尊二・鼎の器目を列するも、甗十六・三・六を加えていない。また觥について、「此器蓋上（龍的頸和尾上）有四個穿孔、不知何用」という。

二一、員鼎　愙齋賸稿下一一に「獸、田獵搏獸也、員人名、……善古膳字、王命員執犬、紀田獵之事也、休善、獵罷而膳也、正月作征、它器所未見」という。休善は不善・否善に對する語、善夫・善鼎の善と用義異なる。

*員盉・員觶　錄遺二九一に盉銘を錄し、また盨に「員乍」の二字がある。分類圖錄に員觶一A五二一

六・員觶二A五二七を錄し、員の作器として鼎・壺・盉・尊・卣二の器目をあげていう。「其形制文飾、銘文內容、都是成王時的、形態學三九・三所錄尊與卣、其文飾與此觶同、或爲員器、卣與觥一七a卣、文飾亦近此、傳山東出土、有銘不詳」。また員父について「疑與員爲一人」と述べている。

二三、泉伯卣　頌齋續五二に器影を錄するも失蓋。貞松に「前人著錄一卣蓋、與此文同器異」というものであろう。

二四、令毁　毁銘に「貝十朋・臣十家・鬲百人」の賜與をしるす。その臣鬲の身分關係について、楊寛氏に「釋臣和鬲」考古・一九六三・一二があり、臣十家は小家族單位の奴隷十戶、鬲は䤴磨で戰爭俘虜であるという。尙書梓材に歷人というものは曆、曆は櫪撕で考具をいう。櫪撕はまた欄干を意味するが、それは周圍を隔絕した俘虜收容所であり、その櫪撕人を鬲という。音の通假による借用であるとする。鬲の語原說として最も參考すべきものと思われる。

二五、令彝　分類圖錄A六四六に著錄、令器には方彝・方尊・毁二・方鼎四があり、その器目を列している。

二六、＊小臣傳卣　成周における殷祀をいうものになお小臣傳卣があり、參考器としてここに錄する。

器名　師田父尊窓齋・一三・一二　傳作考日甲尊小校・五・三九　師田父敦積古・六　傳卣周存・五・八〇　小臣傳尊綴遺・一七・二八　小臣傳卣彙攷續篇　二玄・一五九

收藏　「器見歷城肆」積古　「吳平齋觀察所藏」綴遺

銘文　綴遺にいう。「右小臣傳尊銘可辨者五十一字、不可識者一字、據拓本摹入、按此器積古齋款識已錄、名師田父敦、可辨者四十字、又多誤釋、光緒己卯、此器至吳中、器蓋幷全、經古肆洗剔、復得十餘字、蓋則以破裂粘合、不可剔、觀察得之、圖其狀以諗陳壽卿編修、編修定爲尊」拓銘は每行末それぞれ一・二字を泐去している。

隹五月既望甲子、王〔才莾〕京、令師田父殷成周〔年〕、師田父令余〔□□〕□官、白[宜刂]父賞小臣傳□□、䫉白休、用乍朕考日甲寶□

「王才京」について綴遺にいう。「王下在字蝕、王在京卽謂周之鎬京、鎬京不見於彝器文、說文京从亯省象高形、疑古鎬字止作高、史記始皇紀滈池君、字从水、文選上林賦李注引關中記、涇渭灞滻、酆鄗潦潏、字又从邑、惟

詩从金作鎬、郘鐘喬作高上象曲木、下从高、而伯喬父敦作喬从京、蓋京高同意、故从高、亦可从京、是此王在京、猶詩魚藻之言王在在鎬也」。下文に成周における殷禮を述べているのであるから、ここは三都のうち宗周・葊京の何れかであるべく、初一行末の字はおそらく葊であろう。鎬京の字は金文にはみえない。

殷は作册翻卣にみえ、殷見殷覜の禮をいう。臣辰卣に「隹王大龠于宗周、徃饔葊京年、才五月、既望辛酉、王令士上眔史寅、殷于成周」と殷の字を用い、その禮は三都にわたつて繼續的に行なわれる一聯の儀禮である。綴遺に殷に殷祭と殷聘との義があるとして、「左襄公二十二年傳、殷以少牢、杜注、三年盛祭、昭公九年孟僖子如齊殷聘、服注、殷中也、王在京、命師田父殷成周、自是殷祭、非殷聘、蓋成周亦有周先王廟、王在宗周、故遣官致祭、禮記曾子問、服除而后殷祭、周禮大宗伯注、則謂率五年而再殷祭、而牛人注、殷奠遣奠也、義尤明顯、與此文正合」と三年・五年の殷祭の義とするが、臣辰卣にいう成周の祀典は單なる祖祭でなく、諸族をその祭祀に參加させる祭政的意味をもつ殷同の禮であろう。

非余は比櫛。非はその象形字。本器の他に內史鼎にも金一匀とともに非余を賜うことがみえている。おそらく玉器であろう。郭氏の彙攷續篇「釋非余」に「余謂余當卽玉藻諸侯荼、前詘後直之荼、笏也、……非當是赤色之意、以非爲聲之字多含赤義、……故非余必爲緋琮無疑、卽赤笏也」と論じ、余の字形はその玉笏の象に外ならぬとする。また聞一多の「釋余」全集二、五五九頁に余を除田の器とするも、余は辛器の象である。非は比疏の象、余は琮にして玉器の意であろう。非余で簪笄の類かと思われる。すなわち史記匈奴傳にいう比余、漢書に比疏に作るものであろう。

伯𠚤父の𠚤を綴遺に虎と刀に從う字とするが、字は近出の𢦏鼎一にみえる王𠚤姜の𠚤と同形である。伯𠚤父はあるいは𢦏鼎一の王𠚤姜の𠚤と關係があるかも知れない。日甲は廟號、舊釋に多く缺釋としている。

二八、臣卿鼎　　窓齋賸稿上一六にいう。「公違相自東、當卽紀周公去相位、城東都之事、竹書紀年、周成王七年、周公復政于王、三月召康公如洛度邑、甲子周文公誥多士於成周、遂城東都、王如東都、諸侯來朝、是鼎云違相、卽復政於成王也、自東在新邑、……公饗群臣、而錫之金也、故不曰王錫也、文簡字精、又爲周初盛時歷〻可致之事、良可寶貴、惜不知鼎歸何所、僅於關中友人處、得此拓墨耳」。「公違省自東」を周公が相位を去つて東征したと解するのはいかにも無理な解釋で、執政に相字を用いる例なく、字もまた省にして相ではない。斷代にも公を周公とみているが、單に公と稱するものはその臣從者より主君をいう語であるから、その何びとであるかは銘文によつては知りがたい。韡華乙上・二六に文首を「公違生」とよみ、「第三字舊釋相、非是、卽生字異文、大鼎生霸生字、與此正同、公違生人名、新邑卽成周、古都城曰大邑、陪京曰新邑也、成周在宗周東、故此文曰自東也」というが、「省自東」は當時の語法、また東都より來るならば「省自東在新邑」ということはできない。新邑は成王初年、はじめて成周を造營した當時の稱である。

＊卿尊　　分類圖錄A四三八に著錄。器影があり、また卿器の器目をこの條に列している。なお圖錄A五六七に卿卣を錄する。

三〇、士上盉　分類圖錄A三三二に著錄。銘文六行五〇字。銘辭は臣辰卣と同じく、臣辰盉とよぶべきものである。陳氏はこの條下に士上組三器、父癸組七器、臣辰父乙組一三器、父乙組八器、父辛組四器、臣辰光組四器、光組三器、他に臣辰光册・臣辰光・光の器をあげ、そのうち小臣光尊三代・一一・二一・七に「小臣光辰父辛」とあるのによつて、臣辰とは小臣辰の略稱で、臣辰を以て族號とするものであるという。金文に小臣某と稱するものは十數例に及ぶが、これを臣某と略稱する例は他にみえない。臣・小臣は子・小子と同じくその身分稱號であると思われる。また圖錄A三八二・A三八三に父乙光爵を錄し、前器は柱上に父乙の鑄名、尾內に光の後刻銘があり、後器は柱上尾內に鑄名を加えているという。なおA六〇三・A六〇六に臣辰父乙卣、A六三〇に士上卣を錄している。

三一、厚趠方鼎　愙齋賸稿下八に厚趠を厚賜の義とし、「竊疑厚有厚賜義、厚趠者卽號叔鐘多錫旅休之意」というが、厚趠はもとより作器者の名である。また韡華乙中・四七に「首句乃金文以事紀年之例、厚趠人氏名、儨不見字書、未詳、溓又見溓姬敦、乃國名卽廉、詳耤田鼎跋」という。溓を大廉惡來の後とするものであるが、令鼎の「溓仲駿」を造父の後に傅會してその世系を一とする推測の說にすぎない。

三三、史獸鼎　周存二・補に器の拓影と鄒壽祺・王國維の跋を載せている。

此鼎傳世已久、吳氏說文古籀補坿錄、羅氏集古錄均載之、據余藏陳簠齋跋、程木庵彝器圖卷云、金蘭坡以鼎文寄示、直昂不能得、豈此鼎卽爲金氏所藏耶、又謂與先獸鼎是一人所作、先獸作鼎、以享其考、而卽用以朝夕饗乃多朋友、自作之器也、此則尹命獸立功於成周、獻功而尹錫之、非自作之器、故書官而不書氏、一燕禮兼用、一祭禮獨用、並可證、獸之考曰父庚、云云、惟以爵爲秬鬯二字合文、……吳中丞則爵爲一字、而無音釋、當在闕疑之例、己未四月、自松江張堰許氏、出海上藏家、以直昂無著錄、遂爲余獲、此亦金石緣也、旂鼎讓去、屢以爲憾、得此可稍慰矣景叔

此鼎爵字、維以爲確是爵字、唯下多一止耳、此種偏旁增減、古文時有之、簠齋以爲秬鬯二字合文、非也國維

なお獸の作器に爵二器、鼎一器がある。

*獸爵　十六二・一六、二器、一器圖釋」積古五・一六　攈古一之三・四七　奇觚一八・六　貞松一〇・二〇　十六二・一六　周存五・一二〇　殷存下・二一　綴遺二二・二〇　三代一六・三八・三・四　小校六・七一

銘文六字、「獸乍父戊寶彝」。周存に「獸角卽史獸所作、與余藏史獸鼎、一人之器」という。

*獸鼎　攈古二之三・九　筠清四・一七　愙齋六・四　奇觚一六・八　敬吾上・二七　周存二・四〇　三代三・五一・三　小校二・八九　文錄一・三四

銘文二二字、「□獸乍朕考寶障鼎、獸其萬年永寶用、朝夕鄉厥多倗友」と銘する。第一字は字形が明らかでなく、愙齋に先獸と釋し、「先姓、左氏傳有先軫、獸與狩守古通、左氏襄四年傳、獸臣司原、注、獸臣虞人、周禮有獸人、或以官名爲人名與」という。朝夕の語は大盂鼎に「敏朝夕入諫」、史䛐段に「其朽之朝夕監」など初期の器にその用法があり、また「饗倗友」も共王七年趞曹鼎第一器、十五年第二器に「用鄉倗習」の語がある。この器もおそらく穆共期のものとみられ、字迹もその時期に近い。

三〇、士上盉　分類圖錄A三三二に著錄。銘文六行五〇字。銘辭は臣辰卣と同じく、臣辰盉とよぶべきものである。陳氏はこの條下に士上組三器、父癸組七器、臣辰父乙組一三器、父乙組八器、父辛組四器、臣辰光組四器、光組三器、他に臣辰光册・臣辰光・光の器をあげ、そのうち小臣光簋三代・一一・二二・七に「小臣光辰父辛」とあるのによつて、臣辰とは小臣辰の略稱で、臣辰を以て族號とするものであるという。金文に小臣某と稱するものは十數例に及ぶが、これを臣某と略稱する例は他にみえない。臣・小臣は子・小子と同じくその身分稱號であると思われる。また圖錄A三八二・A三八三に父乙光爵を錄し、前器は柱上に父乙の鑄名、尾內に光の後刻銘があり、後器は柱上尾內に鑄名を加えているという。なおA六〇三・A六〇六に臣辰父乙卣、A六三〇に士上卣を錄している。

三一、厚趠方鼎　窓齋賸稿下八に厚趠を厚賜の義とし、「竊疑厚有厚賜義、厚趠者卽號叔鐘多錫旅休之意」というが、厚趠はもとより作器者の名である。また韡華乙中・四七に「首句乃金文以事紀年之例、厚趠人氏名、儹不見字書、未詳、溓又見溓姬敦、乃國名卽廉、詳耤田鼎跋」という。溓を大廉惡來の後とするものであるが、令鼎の「溓仲齡」を造父の後に傅會してその世系を一とする推測の說にすぎない。

三三、史獸鼎　周存二・補に器の拓影と鄒壽祺・王國維の跋を載せている。

此鼎傳世已久、吳氏說文古籀補坿錄、羅氏集古錄均載之、據余藏陳簠齋跋、程木庵彝器圖卷云、金蘭坡以鼎文寄示、直昂不能得、豈此鼎卽爲金氏所藏耶、又謂與先獸鼎是一人所作、先獸作鼎、以享其考、而卽用以朝夕饗乃多朋友、自作之器也、此則尹命獸立功於成周、獻功而尹錫之、非自作之器、故書官而不書氏、一燕禮兼用、一祭禮獨用、並可證、獸之考曰父庚、云云、惟以爵爲秬鬯二字合文、……吳中丞則爵爲一字、而無音釋、當在闕疑之例、己未四月、自松江張堰許氏、出海上藏家、以直昂無著錄、遂爲余獲、此亦金石緣也、旂鼎讓去、屢以爲憾、得此可稍慰矣景叔

此鼎爵字、維以爲確是爵字、唯下多一止耳、此種偏旁增減、古文時有之、簠齋以爲秬鬯二字合文、非也國維

なお獸の作器に爵二器、鼎一器がある。

＊獸爵　十六二・一六、二器、一器圖釋」積古五・一六　攈古一之三・四七　奇觚一八・六　貞松一〇・二〇　十六二・一六　周存五・一二〇　殷存下・二二　綴遺二三・二〇　三代一六・三八・三，四　小校六・七一

銘文六字、「獸乍父戊寶彝」。周存に「獸角卽史獸所作、與余藏史獸鼎、一人之器」という。

＊獸鼎　攈古二之三・九　筠清四・一七　窓齋六・四　奇觚一六・八　敬吾上・二七　周存二・四〇　三代三・五一・三　小校二・八九　文錄一・三四

銘文二二字、「□獸乍朕考寶障鼎、獸其萬年永寶用、朝夕鄉厥多倗友」と銘する。第一字は字形が明らかでなく、窓齋に先獸と釋し、「先姓、左氏傳有先軫、獸與狩守古通、左氏襄四年傳、獸臣司原、注、獸臣虞人、周禮有獸人、或以官名爲人名與」という。朝夕の語は大盂鼎に「敏朝夕入諫」、史𩛥設に「其丂之朝夕監」など初期の器にその用法があり、また「饗倗友」も共王七年趞曹鼎第一器、十五年第二器に「用鄉倗督」の語がある。この器もおそらく穆共期のものとみられ、字迹もその時期に近い。

三五、盂爵　郭氏の大系增訂本に「盂父于康王二十三年、似猶未死」とする前説を訂して、「今案盂父應早世、說見大盂鼎眉端妹辰解下、然此銘言初乗、仍以屬于昭世爲宜」という。その文は六一の補記に錄するが、「昧辰謂童蒙知識未開之時也、盂父殆早世、故盂幼年卽承繼顯職」という。文字の用義に適合しない解である。

*盂卣　積微居九三に字釋二條があり、參考として錄する。

東字、貞松補遺中・一二文錄四・一七雙劍誃圖錄考釋八並釋爲東、于云、鬯係香草、故可稱東、按鬯酒以鬱金草爲之、鬯非草也、于說失之、余疑東象龜有頭尾四足之形、當與下貝字連文、謂龜貝十朋也、嘯堂下・七二載文姬匜云、丙寅子易龜貝、用乍文姬己寶彝、彼云龜貝、與此可互證也

盂卣蓋雙劍誃圖錄上・三二下銘文云、作旅甾、于君釋甾爲甫、愚按甾字旣與他甫字形殊異、器爲卣而銘曰甫、亦於事理不合、殆非也、余疑甾卽今由字、說文無由字、……由卣二字古音同、此器銘乃假由爲卣也、虢叔旅鐘云、卣天子多錫旅休、假卣爲由、與此正可互證、盉銘多作盉本字、而史孔盉假和爲之、器名用同音假字、與此器正同也

龜東は嘯堂の錄するところをみても、その字を確かめがたい。また器名の卣に甾(由)を假借することがあるというも、甾は卜文の圃に最も近い字形である。

卷一下　第八輯〜第一四輯

三六、北子方鼎　韡華己・一二に北子彝としてこの器を錄し、北を貊とする。その說にいう。「北、國名、北器見金文者甚多、考北當卽貊國、北貊音近相假也、韓奕、王錫韓侯、其追其貊、傳、追貊戎狄國也、說文、貉北方豸種、孟子言、貊五穀不生、漢書高帝紀有北貉、按左傳、王曰、肅愼燕亳、吾北土也、此亳亦卽北之假字、北亳聲轉、若秦本紀之亳、在西土、亦不得云爲北土之國矣、山海經、貊地近燕、滅之、按漢時謂朝鮮高句麗等國爲貊、當亦仍三代故稱、以漢書之說言之、貊國當在今關外地、而金文北器多出淶水、疑其國曾爲燕所滅、重器入燕、故出土在燕境內、山海經謂燕滅之、此亦其一證矣」。なお注記して、今も高麗に朴姓多きはその遺裔であるという。これはその師王國維の邶卽燕よりさらに北方に邶の地を求めたものであるが、當時の青銅器文化が遠く東北においてこれほど高い制作技術に達していたとは考えがたい。北伯北子諸器は制作最も高雅、甚だ優品に富んでおり、古く殷の王畿文化に屬するものと考えられ、その出土地が河北北部に多いのは氏族の遷徙のあとを示すものとみられる。

*北伯卣　分類圖錄A六一七に著錄、「此器三代誤以爲尊、小校誤以爲鼎、除此卣外尙有鼎・鬲、傳世又有北子諸器、亦邶國器」。これ歐米七七に著錄するところのものである。

*𠈌䚻段　𠈌關係の器には古く殷器と考えられるものに子𠈌爵巖窟上・三一　錄遺四三〇・四三一があり、

周初の器と思われるものに衞姒段錄遺一三七・一〜一三八・二・衞姒段蓋錄遺一四八などを加えることができる。衞姒段は二器、器蓋合わせて四銘あり、「衞姒乍鷹□段」と銘する。鷹の字は食に從う。衞の字形は伯衞父盉の字に近い。また衞姒段蓋は文二行十六字、「衞姒乍寶䵼段、子〻孫〻、其萬年、永寶用」という。字迹はかなり古いようである。

＊衞段（賀家村）　新出器。馬王村衞諸器補六と區別するため、賀家村の名を付してよぶこととする。「岐山賀家村西周墓葬」考古・一九七六・一の西周墓十座のうち、第五號墓から出土。「鼓腹圈足、兩側附半環形獸首耳、有珥、口・圈足飾獸面雷紋、高一五糎、器内底部有銘、衞乍父庚寶䵼彝」。この墓群のうち一號墓はすでに盗掘を受けていたが、遺留の諸器は殆んど殷周期の精品で、器銘も庚・山などの圖象を付している。次にこの五號墓が古く、衞段の器制銘文は西周初期のものと認められる。父庚の器を作り東方系の族であることが知られるが、その器が岐山の古墓から出土しているのは一號墓との關係において考えるべく、一號墓の

衞　段

器群はその墓葬者が殷系の貴戚のものであることを推測させる。なおこの五號墓からは「羊庚茲乍其文考叔寶䵼彝」と銘する鼎、三號墓からは「燹有嗣□乍齋鼎、□賸嬴龍女」と銘する鼎、「白車父乍旅盨、其萬年永寶用」と銘する盨が出ている。

＊賢段　著錄中その第四器に善齋圖六四をあげたが、通考三二一頁に「誤收之」とし、また善齋禮七・四九に對しては「仿刻甚精」という。善齋所收の器になお僞器僞銘が存するのである。

三七、　鵌伯卣　冠斝收錄のものと異范のものに錄遺二六三・一・二がある。

＊小臣鵌犧尊　器は殷器であるから考釋を略したが、他器との關聯もあるので一應餘論二・二五の説を略引する。「夒且、舊釋爲彝享、字形及文義皆未合、攷金文彝字甚多、……無作此形者、諦審此夒字、似是夒之異文、……盂鼎有夒字、右夒與此形亦相近、但彼上从頁無角、則是夒字、……是夒夒二字、並屬象形、……南宮鼎、在夒□貞山、……南宮鼎情事、與此尤相近」、「且當爲京之省、夒京蓋地名、下云征尸方、則上云省夒京、當與詩大雅常武、省此徐土、義同、……且上一字、亦與上夒同、夒貝即謂在夒所得之貝、凡金文記錫貝、多繫以所在地名、如本卷天君鼎」。文末の肜日を五五日とよみ、「閏五月五日也」とするような奇僻な説もあるが、夒を夷方の地名、夒貝をその地の俘貝とするなど、的確な解をもみることができる。

三八、＊匽侯諸器　近年北京西南郊房山縣琉璃河鎭附近から七座の西周墓が發見され、うち六座は殉葬を伴うもので、工作隊によって「北京附近發現的西周奴隸殉葬墓」考古・一九七四・五として報告された。銅器はそのうち四座から合わせて禮器十九件、有銘のものはM52から匽侯の名のみえる復尊と

ともに復鼎、M53から攸段、M54から亞矣盤・䣄史鼎などが出土している。晏琬氏の「北京遼寧出土銅器與周初的燕」考古・一九七五・五にその考釋と、燕史に關する論考がある。晏氏の北方文化論については、西周史略に若干の論及を試みておいた。

*復尊　「腹部上下各飾一條雙鈎的夔紋、其間再加兩道弦紋、通高二四・五糎、(銘三行)一七字」

匽侯賞復冂衣・臣妾・貝、用乍父乙寶障彝　〓

*復鼎　「直耳柱足、素面無紋飾、通高二一糎、(銘三行)一五字」

侯賞復貝三朋、復用乍父乙寶障彝　〓

*攸段　「侈口有蓋、兩耳作象首狀、圈足下有立虎形三足、蓋飾四組鳳紋、鳳紋之間有突起的羊頭紋、圈足飾雷紋一周、通高二八・五糎、(銘三行)一七字」

侯賞攸貝三朋、攸用乍父戊寶障彝　啓乍綨

*亞矣盤　「破碎待修復、無耳、盤較深、高圈足、外壁飾目雷紋、通高一〇、徑二九糎」

亞字形中矣　母巳

*䣄史鼎　「殘破待修復、器壁原經修補、器表又粘有痲衣痕、通高二六糎、(銘二行)六字」

䣄史乍考障鼎

他にM50より「爵　且丙」銘の尊、M52より匽侯の陽文銘の盾などが出土しており、無銘の禮器の類も少くない。これら一群の墓葬やその出土器によって、匽侯の遠征に協力した諸族の消息やその經營の形態の一斑を推測するに足るが、殷の王族の後である〓形標識をもつもの、また聖職者たる〓形標識をもつ政教二面の有力な氏族がその麾下にあったことが知られ、特にM53 54兩墓には二人の殉葬者があり、その墓葬の人が攸段の攸、亞矣盤の亞矣とすれば、このような殉葬もまた殷人の習俗によるものと考えられる。

䣄の諸器は赤塚忠氏の殷金文考釋中國古代の宗教と文化所收の四二附錄にその器目の集成があり、琉璃河墓のこの器も收められている。字はのちの豳にあたるものとみられるが、もと殷系の族であり、のち靜段に黴葢師、趩段に黴師としてみえるものは、あるいはその族が王畿に徙されたものであろう。殷周革命の際に殷の有力な氏族は各地の作戰や經營に驅使されて、四分五裂の運命に陷るのである。

報告者はこの墓葬と器群とについて、その時期を成康期とし、史實としては燕都を幽州薊縣とする舊說よりもこの地が實際に近いのではないかと推測し、また殉葬や臣妾賜與のことから、この匽侯も種族奴隷を所有したであろうとする。しかしこの殉葬八人のうち、一人が若い女性であるほかはみな未成年の少年であるらしいことが、奴隷殉葬說をとる報告者の解說になお問題を殘しているというべきであろう。

*䙴方鼎　　㠱侯矣盉の關聯器として近出の䙴方

䙴　方　鼎

鼎を加える。嬰方鼎中國古青銅器選二九は一九七三年遼寧喀左縣北洞村山麓二號窖藏銅器坑から出土。器は器腹上層に饕餮、左右下の匡郭に乳文を配した方鼎で、高五一・七糎、重三一瓩、殷鼎の様式を保つ古器である。器腹に

丁亥、𡚸商又正嬰要貝、才穆朋二百、嬰展𡚸商、用乍母己隮

とあり、銘文の下に𣪘字の象形字を標識的に加え、また器底に亞字形中に㠱侯、亞字下に矣をしるす㠱形圖象標識を付している。𡚸鼎によると𡚸は彭に對して見事の禮を執っており、彭は彭女鼎・彭尊など殷器を殘している殷の雄族であるらしく、この㠱侯㠱形標識をもつ𡚸は、殷系の貴戚にしてかつその隷下にあったのであろう。この器においては嬰がまたその𡚸から賜賞をえているのである。同坑出土の器に𠬝父辛鼎・獸面蟬文鼎・龍鳳文罍・作寶隮彝段などがあり、地表より半米ほどのところにならべられていたという。

なお一號窖藏坑からも罍五器が出土したが、これらはすべて殷器で、その時期は殷虛早期に位置しうるものとされている。そのことからいえば、まず殷の勢力がこの方面にあって、殷周の際に匽侯がその討征のためにこの地に赴いたものであろう。出土器については、考古一九七四・六にその報告がある。

堇　鼎

匽器は早く一八六七年北京郊外から㠱侯亞矣盉綴遺一四・二六が出土し、文首に亞字形中に㠱侯、また亞字下に矣としるし、「匽侯易亞貝、乍父乙寶隮彝」と銘している。

一九七三年から七五年にわたって北京房山縣琉璃河西周前期墓地から出土したものもまた匽侯關聯器が多く、先年わが國で開かれた古代青銅器展に堇鼎・伯矩鬲・乙公段の三器が出品展觀された。

＊堇鼎　琉璃河黄土坡村二五三號墓から出土、高六二、口徑四七糎、重四一・五瓩、器制は大盂鼎に近く、完整な制作である。器腹內壁に二十六字の銘がある。文にいう。

匽侯令堇饋大保于宗周、庚申、大保賞堇貝、用乍大子癸寶隮䵼　中字形圖象

右の展觀の際に發行された圖錄である中國

古青銅器選に「這是北京琉璃河燕侯奴隷主貴族墓出土的較大的鼎、銘文大意是、燕侯命令堇去宗周向太保奉獻禮品、庚申這天、太保把貝賞給了堇、周初任太保的是召公奭、封于燕、但居住在宗周、沒有去燕就位、召公的兒子旨是第一代燕侯、鼎的銘文就是記載燕侯旨委派堇向召公奉獻禮品、這是一件有關周初史實的重要文物」という解説を附している。文物一九七八・四にも同旨の論及がある。

＊伯矩鬲　古青銅器選二六。同じく房山琉璃河黄土坡の二五一號墓出土。器蓋に雄健な有角獸面を配した古色に富む鬲で、四行一五字の銘を附している。文にいう。

才戊辰、匽侯易白矩貝、用乍父戊𨺅彝

父を父戊と稱しており、矩伯もまた東方系の氏族にして匽侯の軍に從ったものであろう。前器と同じく年月を記さず、ただ日辰のみを加えている。矩には「矩乍寶𨺅彝」と銘する尊二器 三代・一一・二〇・一一・二 があり、字樣は周初のものである。

伯矩鬲

＊乙公毀　古青銅器選二七。同じく黄土坡二〇九號墓出土。高圏足の毀で器腹と蓋とに象文、雙耳鷙鳥、四足は卷鼻の象頭、圏足部に目雷文を飾る。制作の極めて優美な逸品で、器蓋にそれぞれ「白乍乙公𨺅毀」と銘する。四足高圏の器制は臣辰毀に近く優雅な趣を加えているが、象文は身部が渦身狀をなすもなお身足の別があり、臣辰諸器と時期の近いものであろう。

堇鼎以下の三器については、また魯琪・葛英會兩氏の北京市出土文物展覽巡禮 文物・一九七八・四 にも論及されており、一九七二以來の出土器を北京地區考古工作中の一大收穫としている。遺址は商周古城址で、その北城牆は長さ八五〇米、城基は殷周の際に破壞され、墓葬は多く奴隷主のものらしく、殺殉と異穴隨葬者を伴うている。堇鼎の銘を「匽侯命堇饌太保于宗、周庚申、太保賞堇貝、用作太子癸寶𨺅䵼　圖象」と句讀しているが、宗周は連讀すべきところである。北京附近出土諸器について、執筆者は次のように結論している。

一、北京地區在周初屬于薊燕的領地、文獻中關于封召公奭于北燕的記載、是正確的

乙公毀

二、從古城遺址的規模、奴隷主墓葬的集中和出土器物的規格來看、琉璃河古城遺址很可能就是周初燕國的都城

三、周初的燕國同様是奴隷制社會、這裏的文化面貌與中原地區基本上一致又有所差異、説明了這裏是當時中原文化和北方文化交流的樞紐

またその後の奴隷制崩壊の推移について、松園春秋墓との關係を論じていう。

奴隷制在經歷了它的全盛時期以後、就往自身的相反方面轉化、從春秋時代開始、封建生産方式逐漸孕育成長、舊的經濟基礎和上層建築隨之而逐漸解體、一九五六年和一九五七年、在昌平縣松園發掘了兩座春秋墓、其中有一批新型的器物、陶製禮器鼎壺簠盤匜等、品種相當齊全、製作非常精美、有的還帶有朱繪圖案、禮器原來是用青銅製作的、代表了森嚴的等級制度、而這時竟然爲普通的陶器所替代、管中窺豹、我們從這一角度看到了奴隷制正在崩潰的一個縮影、下及戰國、這種情況越來越普遍、懷柔的一個墓葬區、所埋葬的大多是平民、但是普遍都有這種陶製禮器隨葬、僅在一座墓中發現了幾件銅器、由此可見、戰國七雄之一的燕國和其他諸侯國一樣、當時正在經歷着一個社會巨大變革的劇烈動盪

文中の懷柔は懷來。その出土器については、敖承隆・李曉東兩氏の「河北省懷來縣北辛堡出土的燕國銅器」文物・一九六四・七に銅器六件が紹介されており、戰國早期燕國貴族の墓葬品とされている。燕の文化については、春秋期以後、その邊境的特殊性というべきものが考えられるので、奴隷制のような全體的な問題を、この地の陶製禮器によってそのまま一般化しうるものではない。

＊圉方鼎　中華人民共和國出土文物選一九七六・八にまた一九七五年房山出土の圉銅方鼎文物選・二三を載せている。解説にいう。「炊器、口微收、有蓋、蓋有四紐、可倒置作盤、蓋内及器底内各有相同銘文三行一四字」。銘に

休朕公君匽侯易圉貝、用乍寶障彝

という。文首にある休は休善の意とみられ、文は「朕が公の君なる匽侯の圉に貝を賜へるを休とし、用て寶障彝を作る」とよむべきであろう。「朕公君匽侯」とは、圉がその陪臣であることを示している。器の出土情況が寫眞で示されているが、他に同出の器もあるようである。

＊伯盂　通釋四一八頁七行。その器影を古靑銅器選三五に錄する。器口圈足に顧龍文、器腹に蕉葉狀の虺龍文を飾る。

＊匽伯聖匜　匽侯諸器の他に匽公・匽伯の器があるも概ね後期に屬する。錄遺四九九に「匽白聖乍□匜、永用」という銘文を錄している。

四〇、＊害鼎　害鼎の二十八字銘と稱するものが韡華乙上・八にあり、君父𣪘と同じく贖刑のことをしるすとしているが、それは未剔本による誤解である。攈古二之三・五〇・綴遺四・九・周存二・補遺等に錄するものはみな未剔、はじめ二行の文を殆んど缺いている。

＊大保戈　大保を標識的に用いる諸器通釋四二八頁に大保戈文革・一・八八を加える。解説にいう。「洛陽北窰龐家溝第一六一號墓出土、器身飾一獸首、長二四、寬九・九糎、内上一面鑄大保二字、另一面鑄□」とある。

四三、＊𥂴卣　上海三八に有蓋の器影がある。

＊𥂴觚　癡庵二一・小校五・六六・三・錄遺三五九に著錄。文首に斷首形の圖象をしるし、「𥂴乍父辛彝」と銘する。𥂴氏の族のうち、斷首形圖象を用いるもののあつたことが知られる。

四五、𥂴圜器　郭氏の大系新版にいう。「此𥂴與另一𥂴卣之𥂴、當是一人、彼銘有伯懋父（見補錄）、乃成王時、故此器當屬于成世、本銘句讀有誤、以休王爲孝王、尤不確、今於句讀已改正、關於休王及土方等說解作廢、賞畢土方五十里、正爲周初施行井田制之一佳證」。（舊于以下至邑里五十、二十九行全刪）。休王を文首におく銘辭の休は動詞と解すべく、郭氏の舊說のようにこれを孝王と解しては器物の斷代において大いに齟齬を生ずるのである。郭氏もその不當に氣づいて舊說を改めるに至つたが、それに代るべき新しい解釋を提出していない。

＊𥂴伯毛鬲　𥂴氏の器になお𥂴伯毛鬲錄遺一〇八があり、「𥂴白毛乍王母䵼鬲」と銘する。王母とは𩁹盤・𩁹盉の「王母媿氏」の例によると、周室に嫁した夫人である。兩者の間に通婚の關係が存したとすれば、𥂴氏は周室と異姓の族であることが明かであり、召氏姬姓說は誤であることが知られる。

四七、效父𣪘　器の時期について唐蘭は穆王期說をとるが、文首の休は休賜の休の義と解すべく、また器の文様は西周前期のものとみられる。この種の渦身狀象文の器にはなお肇馬觶𣪘甲編・六・四〇があり、圈足部に蝸文を付している。故宮下・一六八は乙編七に著錄するものである。

銘文の「休王易效父■三」の■は金文の金の字形の從うところであり鈞金の象とみられるが、燕耘氏の「商代卜辭中的冶鑄史料」考古・一九七三・五にこれを呂にして黃呂、曾伯霥簠の黃鏞、邾公華鐘の赤鏞の鏞であると解して「早期金文中、呂字也塡實作■」といい、金・段の金文の字形がそれに從うものとする。黃呂は早く卜辭にもみえ、金璋五一一に「王其鑄黃呂、奠血、叀今日乙未利」とあり、甲一六四七にもその語がある。春秋期の莒國を金文に簷あるいは鄘に作るから、黃鏞はまた黃呂に外ならず、吉金の色相をいう語とする。なお金璋の卜片に奠血の字があるのは牲釁の意で、安陽の鑄銅遺址中に牛坑があり、坑中に何ら他物を容れていないことからみて、その牲血を採るのに用いたものであることが知られるという。孟子にいう釁鐘の類である。燕氏の字釋中、■を呂の塡實の象とするのは一の見解でありうるが、■のときには「■三」のようにその數量をあげていう例があり、黃鏞・赤鏞にはその例がなく、■は一定量の鈞金と解すべく、金・勻・段に從うとき必らず塡實の形に作ることをも考慮すると、■と呂・鏞はやはり異字別義とすべきであろう。

四八、＊雁父戣　雁公關係の器として戣を錄した。未著錄のものであるが、吳大澂手拓の拓帖に據つた。容庚氏の來翰に「雁父戣、銘僞刻」とあり、容庚氏はあるいは原器を目検したことがあるのかも知れない。尤もその銘文と字樣に疑問のあることについては、通釋中にもすでにしるしておいた。

＊雁侯𣪘　小校八・二三・三・錄遺一五八に錄するもので二十五字を銘する。文にいう。「隹正月初吉丁□、雁侯乍生□姜䵼𣪘、其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用」。雁字は雁公諸器の字と同構、字迹もかなり古いようである。

五〇、史𦣻𣪘　著錄の史𦣻彝はいま北京故宮博物院に藏するが、器影は今まで知られず、器種も明らかでなかつた。唐蘭氏の「史𦣻簋銘考釋」考古・一九七二・五にはじめてその器影を載せていう。「史

𨛭音指簋、現藏故宮博物院、外作獸面紋、腹內有銘文四行二十三字、筠清館金文卷五、攈古錄金文卷二之三著錄、幷稱爲乙亥彝、周金文存卷三稱爲畢公彝、三代吉金文存卷六誤爲史䀇彝、此器久入清宮、外間不知究爲何樣器、孫詒讓古籒餘論甚至疑爲僞作、郭沫若同志在兩周金文辭大系中爲之辯枉、幷定爲康王時器、都是很對的」。器物が知られないのみならず、拓迹も明晰でないため文字の確かめがたいところもあつたが、眞器の在るところも知られ、また同制同銘の器が岐山賀家村から出土し、故宮の藏器も古くその地の出土であることが推測される。それで器名をいま史𨛭段と改めておく。

𨛭を唐蘭氏は音指とするが、その論據は次のごとくである。唐蘭氏は𨛭を臣舌に從う字とし、「說文作𨛭、在言部、訐也、从言臣聲、讀若指、桂馥說文義證、疑从臣聲、是錯的、段玉裁說是合音、卽音韵學家所謂陰陽對轉、臣字古韵在眞部、其韵尾爲n、……失去韵尾n、則讀爲至」という。金文の字は說文に求めるよりもむしろ金文に求めるべく、𩞁段の「十枻不𨛭、𩞁身才畢公家、受天子休」、𢑚圜器「𢑚弗敢𨛭王休異」、縣改段「其自今日、孫〻子〻、毋敢望白休」の𨛭・望はみな忘の義。すなわち臣は朢の省文であり、字は望・忘の音を以てよむべきである。說文にはときに古音古義を存するも、金文を解するには同時の資料たる金文によるべきである。

*史𨛭段二　同銘の器が近年陝西岐山賀家村から出土、從來の故宮藏器と同制で雙器である。器の出土については長水氏の「岐山賀家村出土的西周銅器」文物・一九七二・六に報告があり、新たに考釋を試みたものに唐蘭氏の「史𨛭簋銘考釋」考古・一九七二・五がある。出土事情について文物にいう。

一九六六年冬和一九六七年春、陝西省岐山縣賀家村幾次發現西周銅器、……岐山縣京當公社賀家村及其周圍地區、是周代的岐邑所在、這裏西周遺址範圍相當廣大、跨岐山扶風兩縣、緜延十多平方華里、文化層堆積豐富、灰層厚達一～三米、是我省歷來出土周代銅器的著名地區之一、賀家村西是當時的一個墓葬區、從現在取土濠溝的斷層上可以看到暴露的許多周墓和陶器如鬲簋豆罐等、幷曾發現過銅器和車馬坑、本文報導的史𨛭簋等銅器便是一九六六年一二月群衆在這裏取土時于一座周墓中發現的」該墓土壙竪穴、東西向長四・一米、寬二米、上距現在地表五・五米、在距墓底一米的地方有一周寬約〇・六米的二層臺、隨葬銅器依其大小排列在右側(南側)的二層臺上、墓底有板灰和紅土（硃砂）痕迹、出土有銅泡一百多個和戈矛弓形器、鑾鈴・蓋弓帽等車馬器和貝幣數十枚」

這次出土的銅容器有簋鼎罍角甗尊等十七件、其中有一些器物花紋精美、有的還有銘文

史　𨛭　段

そのうち長銘のものは史𨛭段の一器のみで、他には史速銘の角と方鼎二器とがある。

史𨛭段は「高一六・八糎、兩耳作獸首形、有珥、飾饕餮紋、器底有銘文四行二十三字」文物、字の配列も從來著錄のものと同じである。器制も同制同笵かと思われるほどである。文首の「乙亥、王寡畢公」は舊著錄では拓迹が明らかでないため「王賞畢公」と釋したが、新出の器によるとその字形は寡に作る。

報告者は「王宴畢公」と釋するが形義に合わず、

その字は近出の[犭可]尊に「王昪宗小子丂京室曰」「王咸昪」とみえ、京室の禮に天に廷告する祭儀が行なわれ、また「王咸昪」ののち[犭可]に對する賜與のことをいう。唐蘭氏は玉篇に告と廾に從う字があり、空海の篆隷萬象名義にその字に「語也、謹也」と訓するのは、爾雅釋言の「誥、謹也」にあたり、「可讀爲誥是無疑的」という。[犭可]尊に京室儀禮の前後に昪をいう例より推すに、誥告の義とみて誤ない。宴と釋しては[犭可]尊の場合に通じがたいのである。

「占丂彝」を唐釋に「古于彝」とよんでいう。「古于彝的古字、過去也由拓本不清晰、釋爲召、或釋爲占、吳闓生讀爲佔畢之佔和兒笘之笘、均不確、新出的簋作古字、也是很清楚的、古于彝和宋代出土的中方鼎說埶于寶彝嘯堂上・一一、清宮舊藏的縣改簋說肆敢陣于彝三代・六・五五、以及禮記祭統所載的孔悝鼎銘說、施于烝彝鼎、都是同一文例、縣改簋的陣、應是肆的變體、𩰫簋說、宗彝一隊、也是肆字、讀爲肆、宗彝一肆、卽宗彝一例、可證、肆與古同義、爾雅釋詁、治肆古、故也、可證、……那末、古于彝和肆于彝有爲之于彝、陳述之于彝的意思、……施于烝彝鼎的施、和肆也是一聲之轉」。唐氏が論證しようとする肆古同義說は、縣改毀においては肆は故で承接の語、「陣于彝」が施銘の義の字である。

字は凷に作る。思うに卜文の凷は卜文金文の古と字形はるかに異なり、古は干を以て載書の象である凵の上に加え、これを固閉して固く護る意象を示す字である。いま新出の器銘によってその字形が確かめられるが、その字は卜辭に「凷王事」という凷と同形、「凷王事」とは載王事、凷は載行の義である。凷が載の音であることは、𢦔・在の從うところがみな凷であることからも知られ、「凷丂彝」とは從つて彝銘に載せ記す意であろう。凷はもと祝告盟誓の際のことであるが、その誓約に從うことを載行といい、その書を載書という。「凷丂彝」とは彝銘に加えてこれを神靈に告げる意である。ゆえに下文に「其丂之朝夕監」の語を以て結ぶのである。

唐釋にまた器の制作の時期について推論し、康王卽位の禮のとき、長命を以て知られる召公はなお在世したが、畢公高は他の諸臣とともにすでに第二代に入る人とみられ、本器にいう畢公は畢公の子輩の人で、器にいう乙亥とは漢書律厤志にいう康王十二年六月戊辰朔三日庚午、それより第六日で六月九日であるという。しかし年月をしるすこともない器銘によってこのような推斷を試みることは、もとより避けるべきである。新出の器によって銘文を改めしるすと、

乙亥、王昪畢公、廼易史䛗貝十朋、䛗凷載丂彝、其丂之朝夕監

と釋すべく、「乙亥、王、畢公に昪ぐ。廼ち史䛗に貝十朋を賜ふ。䛗、彝に載す。其れ之の朝夕にお いて監せよ」とよむべきであろう。史䛗は畢公の受命の禮に與かつて、賜與をえたのである。史䛗毀とともに岐山賀家村から出土したものは十數件、饕餮文分當鼎の尹丞鼎は旅鼎に近く、また形制花文銘刻を同じうする史逨方鼎二器、同じく史逨の名をもつ鳳文の史逨角、その他饕餮文大鼎は器

制大盂鼎に近く、銅勺を伴う提梁卣・夔文罍、用途不明の龍首四足器などがある。

また一九六七年三月初、賀家村の人々が水渠を補修しているとき、地下四〇糎のところから牛形酒尊が出土したが、それは約〇・五米の方形竪坑の中に放置されていたものだという。出土文物選二五に夔文牛尊として錄するものがそれで、報告者は西周初期の器としている。文物選の解說にいう。「高二四、長三八糎、一九六六年陝西岐山出土、酒器、牛昂首前伸、張口爲流、蓋有環紐與器身相連、上飾立虎、牛尾下垂爲柄、牛身飾夔紋」。ただ制作に周初雋鋭の風なく、史𩰫𣪘と同出器が全體として成康期に位置しうるのに對して、この器はいくらか時期の下るものであり、かつその出土情況からみて墓葬品でないことも前器群のそれと異なる。半米の方坑にこの器一個のみが窖藏されていたという理由も、理解しがたいところがある。鳥獸犧尊としては甚だ異色のある器である。

五一、𣪘方鼎　ブランデージ・コレクション　著錄ブ氏二九

五二、宜侯夨𣪘　郭氏の考釋に引く尙書君奭の「天惟純佑、命則商實、百姓王人罔不秉德明卹」の文の句讀について、郭沫若の論集三一〇頁附注に訓義を改めていう。「此語古人未得其讀、今已改正、命則商實云者、命猶賜予、則謂法則、商同賞、……賞實謂使之殷實富庶、此語與大雅烝民、天生烝民、有物有則相近」。すなわち天がこれに法則を賜うて、殷實富庶ならしめる意とするが、なお文義において順適としがたい、則はやはり承接の語であろう。

五三、叔德𣪘　德𣪘とともに分類圖錄A二一九・二二〇に著錄。「王易叔德臣數十人」を陳夢家氏は臣嬗十人と釋してその身分を論じていう。

臣嬗十人、乃是一種賤吏或奴隸、嬗說文訓爲遲鈍、乃引申義、其初乃是人的身分、或作臺、左傳昭七記十等人中有僕臣臺、服虔注云、臺給臺下微名也、昭七又曰、是無陪臺也、韋昭注楚語云、臣之臣爲陪、……方言三曰、儓、農夫之醜稱也、南楚罵傭賤謂之田儓、郭璞注云、亦至賤之號也

また「此器花文與武王時的天亡𣪘相似、應是成王時器」というが、これも渦身狀の變樣象文であるから、康王期に入るとみるべきであろう。

五四、德方鼎　馬承源氏の「德方鼎銘文管見」文物・一九六三・一一に、郭釋に征を「在此有等候之意、與遲字有等候意同例」、また福を「福者胙也、祭祀之酒肉也」とするのに對し、福は祭名であり、「銘云征武王福、不必就是致福、歸（饋）福的意思」として福を祭名とする卜辭の例をあげ、「所謂征武王福、也就是征福于武王的意思、卽對武王用福祭」という。征は卜辭では祭祀に關して用いる字で征隮・征彡・征出・征御などの語例があり、また甲骨金文を通じて徙遷の意に用いるときにも、みな祭祀に關している。征は時處にわたつて用い、また侍候の意に用いることもあつて、必ずしも一義に限るべきでない。ここでは王自らその祭祀に臨むことをいう。咸までは王のそのような祭祀行爲についていうとみるべきである。

＊德鼎　古青銅器選三一に著錄。「口沿下飾獸面紋、兩旁并配置龍紋、足飾虎首紋、柱足和器內底相連接之處有一段凹陷、并增加一圈厚度、這樣鑄造方法、是爲加固器腹和柱足的連接處、康王時代的大盂鼎也是沿襲這種做法」、「四件德器、以此鼎爲最大」という。器足連接の技法の上から、德鼎と大盂鼎との關係に論及している點が注意される。

五六、＊耳𣪘　耳の作器と考えられるものになお𣪘があり、錄遺一四五に著錄。「耳□蔑乍䵼□□各辟乙□□癸文考□、永寶用」と銘する。この銘は缺字のところは器に缺損があり、のちその部分を補塡した僞銘が出て問題となり、郭氏の金文續考二〇にその竄綴のあとが明らかにされた。なお郭氏は文首の字を國とよみ、「國氏乃齊之望族、則此器蓋宗周時齊器也」としているが、字形は耳尊の字と近く、同じ作器者のものであろう。器はすでに毀滅しているものと思われる。

五七、鼂𣪘　銘文の訓讀を加えておく。「隹正月初吉丁卯、鼂、公に徃く。公、鼂に宗彝一陣肆を賜ひ、鼎二を賜ひ、貝五朋を賜ふ。鼂、公の休に對揚して、用て辛公の𣪘を作る。其れ萬年ならんことを。孫子、寶とせよ。」

五九、＊癸子方彝二　分類圖錄A六四八に著錄。あわせて癸子諸器、方彝・尊・卣・盤・盉二・鼎・鬲・𣪘二の器目を列している。

六〇、麥盉　周存五・六一に盉の蓋銘として「乍寶障彝」の四字銘を出だし、「此銘器蓋連讀、與李山農藏卣相同」というが、文は必らずしも器蓋連讀しうるものでなく、また著錄にこの器の蓋銘を出すものがない。周存に器蓋兩銘連續の例とする農卣三代・一三・四二・四も器文の末は「對䚄王休從」、蓋銘は「乍寶彝」であるが、これも文義承接するとはしがたいものである。

＊麥尊　「䨷王才庍、巳夕」の庍は、睘卣・睘尊・趞尊等に「王才厈」という厈と同じく地名とする説が行なわれているが、于省吾氏は文選に「卽岸字」とする説を早く試みており、のち「讀金文札記五例」考古・一九六六・二にその岸初文說を述べている。その證として麥尊の「䨷若翌日、才璧雝、王乘弜舟為大豐禮、王射、大龔禽、侯乘弜赤旂舟從、死咸、時王以侯內弜寢、侯易琱戈、䨷王才庍、巳夕、侯易者𢦚臣二百家」の文を引き、文錄に厈を岸の初文と釋する說を是とする。于氏は麥尊にいう辟雍儀禮を解して、「先言雩若翌日、王在璧雝、王乘于舟為大禮、下言雩王在庍岸、中間并無其他記日、是王在璧雝與王之乘舟、王之在岸、均為同日之事、所謂乘舟、係在璧雝的環水中、所謂在岸、係在璧雝的環水岸上、均已明確無疑」とし、睘・趞の器にいう在厈もこれと同じく、また盠駒尊に「王初執駒于庍、……則西周前期的統治者、關于馬政執駒之禮、係在璧雝環水的岸上行之」と解し、このことは古代禮制の缺佚を補うべき事實であるとする。しかし睘・趞の器には辟雍のことを言わず、盠駒尊の執駒の禮を辟雍環水の岸上において行なうとするのも不審とすべく、于氏のいう辟雍儀禮に關する確實なものはただ麥器のみである。麥器の庍は、字を广に従う形に作ることからいえば建物の名と解すべきように思われる。おそらく巳夕の禮もそこで行なわれたのであろう。

六一、大盂鼎　李平心氏の「大盂鼎銘女妹辰又大服解」中華文史論叢第五輯、一九六四・六は鼎を衞器、作器者を康叔の孫孝伯とする說を述べている。その要にいう。

妹辰卽古衞國的別名、書酒誥、明大命于妹邦、妹邦卽衞國、亦卽沬邑、亦卽鼎銘之妹辰、妹與沬衞古相通假、辰卽大辰、亦卽易未濟、震用伐鬼方、及震卦之震、史記殷本紀之振、震・振・大辰並卽商祖王亥的別名、」衞國本為商都所在、名為妹辰、與史實相合、鼎當是衞器、作器者當是衞康叔之孫孝伯、盂殆卽孝伯之名、王殆卽周康王、鼎銘稱盂祖為南公、南公實是康叔封、」路史後紀云、衞有南公氏、足以助證南公與康叔為一人、」盂鼎據說出土於鳳翔、這有兩個可能原因、一是衞亡、鼎

遷於秦、一是孝伯盂曾奉命征伐西戎鬼方、長期駐節於雍、盂決非周人或秦人、從銘文不難推斷

銘文によると、盂は東方殷系の氏族で姫姓の衞侯ではなく、またもと殷系の氏族であるゆえに、王の訓誥として、銘の文首に殷の滅亡がその縦酒敗德に由るものであることをいう。この一事を以てしても、李氏の妹辰衞邦説の根據のないことが明らかであろう。

六四、小臣宅段　韡華己・一六にいう。「西周初葉器、同公周公卿也、同國又見鄭同媿鼎、豐卽豐鎬之豐、戈上疑古宁字異文、說文宁、辨積物也、象形、據說文誼、宁字誼當通貯、貯戈或言藏貯之戈、九昜、昜通揚、詩干戈戚揚、禮樂記弦歌干揚、注鉞也、王下字不可識」。豐の例證として大保玉戈銘斷代五・通釋七八九頁をあげている。同氏の器には同卣・同段があり、同卣では矢王の賜與を受けて父戊の器を作っている。小臣も殷系の職であるが、この宅段にみえる同公はその地位勢望やまた時期の上からも、也段にみえる同公であり、周公の後である。字釋のうち宁と釋するものは干、九は上屬、昜は陽にして赤金の類であろう。王下の字は出入とよみ、逆造と同意である。

六七、師旂鼎　零釋三八に方䨓の䨓を回歸の意の動詞としていう。「洹子孟姜壺云、齊侯女䨓、聿喪其段、郭云、䨓齊侯女名、卽孟姜、按䨓不是人名、在這兒也假借爲歸、婦人謂嫁曰歸」、「這大概是師旂從王征于方、歸來後、就使弘告于伯懋父的」。思うに孟姜壺銘は、孟姜の舅の公葬を行なうことを齊侯より周室に請うことをしるしたものであるから、その請告を爲すものの名をいうのは古禮に合するもので、ここにもし嫁歸のことをいうならばその家の名をあげるべきであろう。請告の資格は齊侯の女としての身分である。從つて洹子孟姜壺の文を證として、この器銘の䨓を回歸の意とすることはできない。

零釋にまた㬥古を𦆟の辜榷の量と解していう。「㬥疑假爲𦆟、說文糸部、古文𦆟、从糸見、古代交易賞罰、往々用絲、墨子非樂上、湯之官刑有之、曰其恒舞于宮、謂之巫風、其刑君子出絲二衞、小人否、銘文古三百守、郭氏以今爲今守、頗不詞、按古三百守的古、爲辜榷之意、卽約略三百守的意思」。銘文にいう㬥古三百守は、贖罪の資として提供を命ぜられている。㬥は絲に從う字であるから、㬥古とは絲束というのに當る語であろう。

「義敉𠭯厥不從厥右征」について零釋に「容庚云、義宜也、猶書康誥、義刑義殺之義、敉卽播、放也、𠭯義如徂、往也、徂今相對、按敉應該釋爲播遷或播棄」という。「宜しく播(うつ)りて𠭯(ゆ)くべし」と訓むことになるが、下文との意味の脈絡をえがたい。またこの銘のいうところを、古代の約劑に關するものありとしていう。

鼎銘所謂厥右・中史・賔、都和古代的約劑有關、散氏盤、厥左執䋼史正中農、㽙从盨、厥右㽙从、按古時的契劵分爲左右兩片、所以有厥左厥右的記載、周禮春官大史、凡邦國都鄙及萬民之有約劑者藏焉、以貳六官、金文所謂中史中正、當卽大史一類的官、鼎銘之賔字、假爲質劑之質、質要也

周氏の零釋に載せる文はかなりの長篇であるが、その要とするところは、䨓は回歸の意、㬥は𦆟、古は估略、厥右は契約上の右劵を執るもの、この文において罰せられているものは師旂の衆僕であつて師旂その人ではない。また衆僕の地位は封建社會の農奴より低いものではない、などの數點である。思うに器銘における受罰者がもし師旂ではなくその隷下の衆僕であるならば、その對象たるものがこ

のように不特定多數の形で表現されるはずはなく、その責任も明確にされない。たとえば奴隸の移籍の場合にも、その名を銘文上にしるすのが例である。器銘は衆僕の統率者としての師旂の軍律上の責任を問うものであり、これに對する伯懋父の裁定の履行責任者として、師旂の器にそのことが錄せられているものと思われる。銘文はその裁定を宥命として謝する意味を含むものであろう。

＊旂鼎一　韡華乙上・一八にいう。「右旂鼎文十六、商器、旂人名、此器紀商代諸侯錫其臣以僕之事、按周禮大司馬所屬有大僕祭僕御僕隸僕等官、隸僕下士二人、掌埽除糞灑之事、恐卽是器所錫者之類也、此器可徵殷代官制矣」。銘末に[亞形]形標識を付するも、もとより殷器ではない。また臣僕を賜うのも主として宗教的な意味のもので、かりに周禮の職を以ていえば祭僕に近いものである。

七〇、＊𤞷觥蓋　𤞷の關聯器として𤞷觥蓋を錄する。周文氏の「新出土的幾件西周銅器」文物・一九七二・七に報告されており、扶風法門の農地からえたという。「蓋長二三、頭部高一一糎、脊負一蝸、正面爲一翹鼻怒目的兕面、尾爲一饕餮面、兩側面飾顧尾夔龍紋、底塡以細雷紋、是一件難得的藝術珍品」。蓋内の銘は四行一六字

吳字形圖象　𤞷駿、弟史遺馬、弗ナ、用乍父戊寶障彝

圖象標識・作器者・父の廟號・字體などすべて𤞷𣪕と同じであり、同じ作器者のものである。𤞷𣪕は王の南征に從つたときのものであるが、この器もその際のものであろう。

周氏は弟を叔、遺馬を詩書にいう趣馬、また弗ナを輔佐とよみ、文意を「𤞷駿叔擔任遺馬之職、輔佐昭王南征、用作父戊寶障彝」と解する。𤞷駿叔を人名とし、史を事にして擔事と解するのであるが、叔は弟である。また趣馬・輔佐の解にもみな問題がある。𤞷𣪕には

𤞷駿、從王南征、伐楚荊、又得、用乍父戊寶障彝

とあつて作器の理由が備わるが、觥蓋銘は周釋では作器の事情が明らかでない。駿は駿從であり、そのことがすでに事功の一である。遺馬は馬乘を調達してその用に供したことをいうものであろう。史は使役、「弗ナ」は「弗左」、「不有差忒」の意とみられる。𤞷に御從の功があり、また弟にその用馬を調達する功があり、これによつて賞譽をえて器を作つたものであろう。文は

吳字形圖象　𤞷、駿す。弟、馬を遺らしめしに、差（たが）はず。用て父戊の寶障彝を作る。

とよむべきであろう。𤞷はその圖象や廟號からみても殷系の族であることが知られるが、馭馬のことを以て周室につかえていたのであろう。

七一、＊厲侯玉戈銘　陳氏の斷代に「陶齋古玉器八四頁著錄、記曰、此器有銘二十九字案實廿七字以銘文觀之、當爲西周之器、劉師培有考」と陶齋の文を引き、また「劉考未見」という。その文は劉申叔先生遺書にも收めていないようである。

＊中方鼎二・三　韡華乙上・二二に虎方尸方說がみえ、「尸方阮釋虎方、按不類虎字、王宜人甗、王宜尸方、金文夷字皆假用尸字、此文之虎方、必尸方之譌、宋人撫本稍譌其形、阮遂誤釋虎也、古謂南方東方之外族曰夷、如淮夷之稱是矣」というも、虎方はト文金文にみえる族邦の名である。また文中

の字釋について、「貫字射字圃字、舊釋承宋人所釋、皆不甚確、愚謂貫字似庸字、射字似㕓字、較爲相近也」というが、いずれもなお確釋としがたい。

七二、＊內史鼎　天君關係の器として、內史鼎を加える。器は舊北平圖書館藏。頌齋吉金圖錄一、郭氏の彙攷續編「釋非余」に著錄、貞松補遺上・一一に內史鼎として錄する。器制は頌齋に「通耳高六寸七分、……腹有弦紋二、色黑、上截紅綠斑駁」とあり、銘文五行二六字。文にいう。

內史令□事、易金一勻・非余、曰、內史龏、朕天君其廣年、用爲考寶𡐓

未釋の一字は册形の下に収を加えたもので、祝告の儀禮を意味する字であろう。事を郭釋に仕と訓し、詩大雅文王有聲「武王豈不仕」を引いて事の義とするが、□事とつづけて內史の職事とするところをいう。非余を頌齋に作器者の謙稱とし、郭氏は緋琭にして玉笏とするが、比櫛簪笄の類であろう。龏を頌齋に休、郭釋

內　史　鼎

に供とするが、金文の用義は概ね恭敬の意である。文は「內史、□事を命ぜられ、金一勻・非余を易ふ。曰く、內史龏めよと。朕が天君、其れ萬年ならむことを。用て考の寶𡐓を爲る」とよむべく、內史が天君より職事を命ぜられ賜與を受け、かつ優渥の語を賜うたので、對揚して天君の萬年を祈り、乃父の祭器を作ることを述べたものであろう。時期は天君諸器と近いものと思われる。

＊天君鼎　天君の名のみえるものにまた天君鼎がある。

著錄　日本三・一八七」　攈古二之三・三五　窓齋五・一四　簠齋一・一三　奇觚二・二　從古一三・八，九　殷存上・八　綴遺四・三　三代四・四・一　小校二・九四」　韡華乙上・一八　文錄一・三九

器は京都小川睦之輔氏蒐集品。高さ約二二糎、器腹に大きな饕餮文を飾る立耳三柱足鼎で、器制は旅鼎・臣辰父癸鼎・匽侯旨鼎などに近い。銘五行二五字

丙午、天君鄉□酉、才斤、天君賞厥征人斤貝、用乍父丁𡐓彝　天黿形圖象

とあり、銘末にいわゆる天黿形圖象を付している。綴遺に「西淸古鑑二七・五，六所載癸亥敦銘、與此略同、應是一人所作、積古齋款識卷五・三二、父丁彝以此爲彝、文字幷多闕誤」という。西淸の器はその釋文に「子孫圖象癸亥我孫君饗敦酉庚貝九正斤貝、用作父丁𡐓彝」とあるものであるが、僞器僞銘とみられる。天君を徐同柏は天子の義とし、天子大饗の禮をいう文と解しており、舊釋は多くその說に據っているが、天君はおそらく太后を稱する語であろう。ただこの器はその器制字樣からみて天君關係のものよりは時期がいくらか早いものとみられ、羅氏の殷文存にはこれを殷器に屬しているほどであるから、銘文の天君は尹姞鼎の天君と同じ人を指すかどうか定めがたい。韡華に鄉下の二字を作器

者の名とするも作器者は斤。斤は地名であるが、またその地を名とする氏族であろう。韡華にその地を漢志琅邪郡計斤の地で莒子の起るところ、器は殷器にしてかつてその地に東征の役があつたとするが、器はおそらく成康期のものと思われ、その地で行なわれた儀禮に奉仕して賜賞をえたものであろう。このとき天君と稱するものは、あるいは王姜であるかも知れない。

天君の稱はまた近出の𨘋盂補一三にもみえ、「君才𨖹、卽宮」、「天君史𨘋事泉、𨘋敢對揚、用乍文且己公障盂」といい、これは器の時期からみて一應昭穆期の天君諸器として扱いうるものであるが、また近出の公臣𣪘にも天尹・天君第四器の稱があり、その文中には虢仲の名がみえていて孝夷期に下るものと考えられる。すなわち天君の稱には成康期・康昭期・昭穆期・孝夷期にそれぞれ天君と稱するもののあつたことが知られ、このうち康昭期の天君はおそらく康王の夫人にして太后たりし人であろう。昭穆期以下にも天君の稱があつたとみられる。

*次尊　K氏殷周LⅢ・D三〇に虺龍文の瓿を掲げ、その口沿にこの銘の刻文が加えられているが、もとより僞刻であろう。

*次卣　周存五・說三に「丑卣、或釋叉、有蓋、余未得墨本」という。愙齋・綴遺・三代など、みな器蓋二銘を收めている。

*保侃母壺　三代は蓋銘のみであるが、錄遺二三二に器蓋二銘を錄している。

*叔𣪘方彝　王姒關聯諸器の一として、叔𣪘尊とともにこの方彝を錄しておく。器は洛陽馬坡村南より出土、一九六〇年に收集された。報告者侯鴻鈞氏はいう。

這件銅方彝是在洛陽馬坡村南出土的、與矢令方彝的形式大小差不多、通高三三、寬一六、橫長二一糎、重七・七五瓩、通體以回紋爲底、饕餮紋爲主體、底部附有兩組夔鳳紋、蓋和器角均有棱脊突起、蓋鈕紋飾布局謹嚴、刻劃精致、器身和蓋內有相同的銘文各一組、每組十二字、文爲

叔□錫貝于王姛、用乍寶障彝

從器形及銘文看來、這件銅方彝應屬于西周時期遺物、現陳列在洛陽市博物館內文物・一九六二・一

器は報告者のいうように令彝に近い器制のものである。銘文は書道四三にあげるフリア藏のものとは異なる。字迹は保侃母𣪘よりもすぐれ、康王期に入りうるものと思われる。この王姒と天君とは、同一人である可能性もなしとしがたい。すなわち王在世のときに王姒と稱し、王の沒後に至つて天君と稱したとも考えうるのである。

七三、*溓姬𣪘　令鼎にみえる溓仲の關聯器として、溓姬𣪘をあげておく。著錄考釋に攈古二之二・七二　筠清三・五二　愙齋九・三　三代八・一・一　小校八・三」　拾遺下・一四　餘論二・一九　文錄三・三七がある。文に

溓姬乍父辛障𣪘、用乍乃後□、孫子其萬年永寶

とあり、溓は慧・豐・雩などとも釋されている。拾遺に「元和姓纂十二霽、惠姓云、周惠王支孫以謚爲姓、戰國惠施爲梁相、是惠出于周爲姬姓、故惠氏之女亦稱惠姬、不必釋爲左傳畢原豐郇之豐也」といい、餘論では字を溓と改め釋している。文字は穆王期の緊湊體に近いものである。

七五、貉子卣　分類圖錄A六二六に著錄。A. F. Pillsbury 藏器。陳氏は器の眞僞を論じていう。

前曾數次審驗皮氏所藏器、決定蓋是眞的而器是僞的、原來在淸宮時、此卣共一對、其中一眞西淸・一五・九一僞同・一五・一一、出宮後、李宗岱得眞蓋僞器、卽皮氏今所存者、潘祖蔭得眞器西淸・一五・九商周・六七〇　周金・五・八八a　三代・一三・四〇・五、而西淸一五・一一之僞蓋、今不知所在、潘器失提梁、與李蓋字體行款相同、李・皮之器及失去的僞蓋、銘文仿刻眞器而有譌誤、花文形制亦與潘器李・皮蓋稍有不同

器銘記王至於呂地畋獵、牢圈野獸於山谷之間而捕獵之、以所獲之鹿賜貉子、作器者因受賜鹿的殊賞而作器、並圖象鹿形於此器上、如此銘文內容與文的飾相照應之例、實所罕見、本集A二三三命段記王在華山行獵而賞命以鹿、是金文中錫鹿的僅有之例、詳西周銅器斷代

夢續二〇已侯貉子段與此器是一人所作、該器花文是康王時流行的大鳥、因定此器於康世

論旨は斷代にいうところと同じ。鳳文・鹿文の流行は當時の宗教的觀念と對應するものがあるとみられ、詩篇にもその反映をみることができる。

＊洛陽北瑤村諸器　貉子卣と同樣の手法による浮雕狀の兔文をもつ觶が洛陽北瑤の西周墓から出土、考古一九七二・二に報告されている。一九七一年五月、洛陽舊城東北二里餘の北瑤村南の西周墓が發掘され、槨下に朱砂あり、棺下の腰坑に殉狗を埋めた古式の墓葬である。その墓中から觶のほか鼎・段・卣・尊・斝・觚・爵二等が出土、卣・觚には「登乍䧹彝」の銘がある。西周前期の器制とみられるもので、觶の兔文もそれより甚だしく時期の下るものではない。報告者はいう。

隨葬銅器的形制和花紋、都是殷末西周前期銅器上所常見的、唯獨兔紋較爲罕見、這種寫實性的動物形象花紋、亦曾見于貉子卣的臥鹿紋、而貉子卣是康王時候的銅器

同出の卣の器制は貉子卣よりも古く、觶もまたその時期のものとすれば、この種の浮雕的文樣の手法は、その由來するところの古いものであることが知られる。

七六、命段　分類圖錄A二三三にこの器を錄し、「器高一四・一、口徑二一・六、器・蓋同銘四行二十八字」、時期については「約昭穆前後」とする。シカゴ美術館藏。その銘と器制についていう。

由銘文、可知十一月中、王與命獵於華山、因錫命以鹿、命作此器以與朋友共饗、段假作餇、說文訓曰飽也、此銘的特點有三、一、記王才華、僅見、二、記錫鹿、亦見A六二六貉子卣、三、末句由A六二六可知獵後錫鹿、則鹿是當時所獲、故王才華當是行獵於華山

尊古二・六一器形制、花文與此極相似、此器口緣下爲分尾的長鳥而圈足上爲顧龍、二式並見一器、與中𠂤父組同具二式相類、詳A一六一、分尾長鳥流行於康世、顧龍流行於共世、則此器應在昭穆前後

附耳高圈、有蓋の段で、器制としても例の少いものである。文字は穆王期の緊湊の體に近い。

巻二　第十五輯〜第廿一輯

七九、＊班𣪘　班𣪘は西清古鑑一三・一二に周毛伯彝として著録されているが、その器の所在も知られず、繪圖の器形文様にも異様なところがあつて疑問の器とされていたものであるが、近年廢銅中から再發見されて貴重な資料の燬滅を免れた。郭沫若氏の「班𣪘的再發現」文物・一九七二・九にその事情がしるされており、かつ舊釋にも改めて檢討が加えられた。器の再發見についていう。

一九七二年六月間、北京市物資回收公司有色金屬供應站、在廢銅中檢選到了這個古器的殘餘、殘毀得相當厲害、經北京市文物管理處組織人員鑒定、確定爲班𣪘、幷已入藏

原器本有四足、已全被折毀、器身已毀去過半、但幸口部腹部器耳花紋等還有部分殘存、盡可以按圖復原、特別是腹內銘文一百九十餘字、基本上全部保存了下來、這應當是供應站的同志們珍惜古代文物、從回收後沒有進一步破壞、再經北京市文物管理處同志的細心檢選、使得這項重要的文物得免于全被毀滅的厄運、這是一件可慶幸的事

器は殘破がかなり著しいが、なお繪圖の誤を正しうるところが多く、

その全形を復原することもできる。器腹には四饕餮文を飾り、繪圖にみえる壽字狀のところは故意に變改されていたことが知られる。郭氏は「這是極不忠實的弄虛作假、如果單看圖象、有經驗的人必定會疑爲僞器、我在編纂大系時、就曾再三躊躕、不敢輕易錄取、唯以銘辭古勒、故終于入錄、但是、懷疑的念頭、始終未能去懷、因器上箸福壽字樣、是明清以來的習尚、斷斷乎爲周器所不宜有」という。また器はもと有蓋、蓋文があつたかも知れない。全上古巻一三に錄するものは「唯八月初吉、王才宗周」と器文に比して王の一字が多く、あるいはこれが蓋銘であるのか、または𣪘には複數の制作も多いから別の一器の銘であろうかという。大系新版には「容庚云、全上古三代文採自拓本、才上有王字、又咸下有成字、疑

是旁注誤入正文、王字今據補」とするが、今次發見の器銘には王・成何れもその字がない。

この新出の器銘にもとづいて、郭氏はその釋文と考釋に若干の訂正を加え、一段の切瑳琢磨を加えたという。ただし舊釋大系と句讀の異なるところは「徣出城衞、父身三年」を「徣城、衞父身、三年……」と改めた一個所のみであり、字釋を改めたところも一、二にすぎない。

考釋においては毛公を毛叔鄭、甹を詩の荓蜂、四方望の望は極に非ずとするは舊釋に同じ。秉緐蜀巢は四國の名にして秉は江蘇北部の彭、緐は河北の緐水、蜀は四川の西蜀、巢は安徽南部の南巢であるとするのは、舊釋に曾伯霥簠にみえる淮夷緐湯の地にして「大率在南國」とするのと甚だ異なり、當時の東北西南四方の天下の範圍を示すものという。攸勒を鈴勒に改め、鈴は旗上の鈴、勒は金に従う字で馬頭絡銜であるとする。舊釋の或人の或を鐵の別體字にして「頗疑也是冶鐵工人」とするなど、奇僻の説もある。𠂤を依然として屯と解するが、師の初文であることは八𠂤六𠂤の例からも知られることであり、その系統の字についてはかつて釋𠂤に統論した。呂伯を「當是齊侯」とするのも新しい提説であるが、齊侯が呂氏であるとしてもこれを呂伯とよぶ理由はない。「吳伯與呂伯、都是在朝廷上就位的」というのも通じがたい説である。

「衞父身」と句讀を改めたことについては説明がない。「趞令曰」について「楊樹達説爲令趞的倒文、這是日本文式的語法、殆非是、遣我以爲就是虢城公、王命毛伯時、他也是在朝廷上就位的」とし、虢城公は西虢初封の人で城虢趞生毀・城虢仲毀の城虢は、東虢・北虢と區別する所以であるという。しかしこれら城虢諸器の時期は後期に屬するもので、郭氏のいう初封時の城虢器はないようである。

郭氏は「趞令」の對象を「由銘文的前後脈絡看來、作器者的班便是其中之一、或其主要對象」とし、「虢城公趞當與文王同輩」、「虢城公趞是毛伯的叔輩、班爲趞的孫輩、故對班而言稱毛伯爲父」とする。すなわちその親族關係は、文王と趞は同輩兄弟、文王と毛伯は父子、趞と班は祖と孫の世代に當り、毛伯は班の叔父となる。趞の關係彝器として郭氏のあげるものは盂毀・小臣謎毀・疐鼎・趞尊の四器であるが、小臣謎毀には伯懋父の東征をいい、盂毀は鳳文方座毀、他の諸器も成初に位置しうるようなものはなく、文王と趞と同輩行とする前提には問題がある。

「三年靜東國」の三年を「是説今後的三年、不是説過往的三年」として未來の事に屬するが、それでは下文の文意を説きがたい。また「否俾屯陟」の屯陟を屯躓、屯難の意としているが、金文において屯は純の意にのみ用いる。「〔曰〕唯民亡[氓]徣才[哉]彝」、「允才[哉]顯」も語法として成立しがたいように思われる。殊に「唯民亡徣」の民亡を民氓とするのは牽强にすぎよう。

郭氏は器をあくまでも成王期のものとし、「看來、虢城公是被升任爲周成王的師保之職、也就是所謂登于大服、而且可以更廣大地建立功業、文王王姒聖孫應指成王」、「自嗚呼以下都是對于虢城公的贊辭」と述べ、この器を穆王期とする説に對して、その傍證とする竹書紀年や穆天子傳は資料として信憑しがたいものであるという。しかしこの器の時期はその器制銘文よりするも成王期にまでは遡りがたいものであり、殊に銘文は行款整齊、字様も穆王期の緊湊體を用いており、二公陟祀の世次の關係からも昭穆期以前ではありえない。また銘文にいう東國の三年にわたる經營のことは徐奄淮夷の長期的從屬を決定的ならしめた穆王期の東方經營に關聯するものであることは、すでに西周史略第三章にその

概略をしるしておいた。郭氏の再論にも議すべきものが甚だ多いように思われる。

班段の銘文中「卲考爽」の爽について、李平心氏の「爽字略釋」中華文史論叢第一輯、一九六二・八にその字を篕と解する説がある。その要にいう。

卜辭金文屢見爽字、諸家考釋不一、……經我考定、爽卽最古之后字、於六書爲會意、象左右配稱、而配稱均有好義、好與仇(逑)、又有妃匹義、此字許書讀爲皕亦聲、大徐本音詩亦切、小徐本作希式反、乃是後世音變、治說文諸家、或讀此字爲皕亦聲、皕訓左右視、亦與相耦意近、而皕說文云讀若拘、正足旁證爽有拘音、與后同聲、班篕銘惟作卲考爽、爽假爲篕、正如詩江漢作召公考、考假爲篕、周召公爽、史篇名醜、自來是一個疑案、我以爲爽本讀仇音、因聲義與醜近、故譌爲醜、醜與齊比並爲同義字、矢令篕銘、爽左右于乃寮以乃友事、爽讀后、聲義同于書洛誥王命周公後之後、爲動詞、古稱人君或神君爲后、卜辭常以毓爲后、皆指先王言、稱天子之配偶爲后、則是很晚的事、但商王之妻稱爽、卻與後世的皇后字聲義相同

思うに卲考爽は卲考妣の意とみられ、なお殷時の用語法による。江漢の「召公考」は考段同聲で、段はまた洹子孟姜壺においては舅に假借して用いる。しかし爽を仇、后の音に用いるという證はなく、字は文が男子胸郭の文身をいうに對して、爽は婦人の兩乳をモチーフとする文身をいい、ともに死葬の禮に用いる繪身の儀禮である。ゆえにまた文母先妣をよぶに用いるもので、これを後世の字書などによって展轉の說を試みても何らうるところはない。小稿「釋文」參照。

八〇、庚贏卣　分類圖錄A六三一に著錄、現 Winthrop 收藏。「作器者乃婦人、故爲其文姑作器」。考釋の論旨は斷代と同じ。銘文賜與中に「貝十朋、又丹一柝」とあり、于省吾氏の「讀金文札記五則」考古・一九六六・二に詩の秦風終南「顏如渥丹」の句を引いて、この丹をいわゆる婦人化粧の用とし、柝は管の異文であるという。また長沙出土の女木俑の面上に丹の圈點を著けていることをその證としているが、貝十朋と丹管とを賜うて文姑の器を作ることからいえば、その丹管はまた婦人が祭祀に從うときに用いるものであろう。卯段に卯がその父の喪に當つて焚公より朱を賜うていることを、參考とするべきである。

＊農卣　この期の大鳳文器、垂啄鳳文器として農卣・鄘伯取段を加えることができる。農卣はその器形拓が周存五・八五に、また著錄考釋には奇觚六・一五・古文審四・一六・三代一三・四二・四・小校四・六四・文錄四・一四等がある。銘は器銘六行四八字、蓋文三字、

隹正月甲午、王才□应、王窺令白智曰、女卑農、必事厥友娉、農廼稟、厥奴厥小子小大事、毋又田、農三拜頶首、敢對䍃王休、從以上器文乍寶彝以上蓋文

文に釋讀しがたいところがあり、器蓋の文もそのままでは接續せず、問題があるようである。字迹は緊湊體風の小字である。

＊鄘伯取段　分類圖錄A一九二に郭白取段として著錄。「此器傳西安出土、銘文的箸錄甚遲、而圖象近始公布、是西周重要的一器」という。ミネアポリス藏器。從來の著錄考釋には韡華丙・四二・厤朔二・三五・三代八・五〇・四・書道六一などがあるにすぎない。陳氏いう。「高一五・九、寬三〇・四糎、此器花文同於井季卣通考・六六〇、井季尊參倫・七六和井季段西清・一三・二九、此器與後者大小形制花文最

相近、凡此井季三器應在共王之前」、「大鳥花文、在康王時流行、此形稍異、或稍晩於康世」。かくて器の時期を昭王期とするが、字迹は穆王期の緊湊體である。銘六行四五字

佳王伐逨魚、徣伐淖黑、至、燹于宗周、易庸白馭貝十朋、敢對㱁王休、用乍朕文考寶䵼段、其萬年、子〻孫〻、其永寶用

逨魚・淖黑は地名。おそらく東夷の地で穆王期の東方經營に關するものであろう。班段にいう三年東國の經營は、このような討伐のうちに遂行されたものと思われる。

八二、＊寧遹乍甲姛䵼段　餘論二・二に舊來の田强敦の强を改めて姒と釋したが、甲をなお田とよんでいる。韡華丙・三に至つてはじめて甲姒と釋し、器名を上二字によつて寧遹敦と改めている。甲は卜文の上甲、金文の兮甲の甲の字形に作る。

八三、趞段　窓齋等に趞鼎と題し、大系に「皆誤爲鼎」として器名を趞段と改めたが、韡華にはすでに趞敦と標している。金文編器目にも趞段としてみえ、器影を存しないが、拓迹からみても趞段と改めるべきである。

八四、靜段　三代著錄表に「漢石園　雪堂」收藏としており、李山農よりのち羅氏に歸したが、その後の消息は知られない。

＊靜卣　小臣靜彝　拾遺中・一六に器を繼彝と題するのは舊釋によるもので、その考釋中に作器者の字を國差𦉢の「齊邦鼏靜安寧」の語によつてはじめて靜と釋している。また韡華己・九に「文三十六、……王下字舊釋宅、疑未確」というのは小臣靜彝三十一字と誤るものである。韡華には釋文を收めないため、ときにこの種の誤がある。

八六、＊師趛鼎　通考二九四頁に「傳世同銘者二器、而大小迴異、此其小者也」として貞松所藏の器を錄し、通釋もそれに據つたが、容庚氏の來翰に「師趛鼎趛齋所藏、乃款足之大鬲、今歸故宮、貞松所藏、似是僞造、不宜合而爲一」という。貞松の鼎は器腹の帶文などに不自然のところがあり、常制に反している。故宮に入つたという鬲形の器はなおその器影をみない。周存の金説にいう。

師趛鼎銘在腹下足內、重約百四五十斤、製作精美、乃際遇不偶、百年中四易其主、憶此鼎歸武進師時、吳窓齋中丞作緣師開筵欣賞、以之名齋、兼鐫別字、時余正下榻課兩弟讀、去今不過十餘年、聞今又歸元和顧氏、可悲也、然可悲者、豈獨此鼎也耶

趛齋は江蘇武進の費念慈。器は費氏よりして元和の顧氏に移り、今は故宮に藏する。銘は貞松に錄入のものは匡槨を施しており、窓齋等に錄する匡槨のない他の一銘が、容庚氏のいう大鬲の銘であろうと思われるが、貞松の銘文もその拓迹からみると殆んど眞僞を分ちがたいほどのものである。あるいは器底の銘の部分のみ存する殘片によつて別器が作られたかとも思われ、周存に「師趛鼎銘在腹下足內」というのもそのためであるかも知れない。

八八、縣改段　韡華己・一三に「縣古國名、逸周書史記解有縣宗氏、孔子弟子有縣成、首文伯辟父疑縣國之臣也」とする。叡を發語とする說は積微居に詳しいが、韡華にすでに「叡古文以爲嗟字」とみえる。しかし「周玉黃□」の中二字を王堇にして王覲、末文を「我不能不及楷伯萬年」として「誼亦未詳」とするなど、文意に達していないところが多い。

八九、＊遹甗　韡華乙中・四三に「遹鼎文三十八」として録するものは遹甗のことであるらしい。「古師疑卽蒲姑之省音、……𣪘舊釋舒、按字从害夫聲、害聲與舒不近、余釋胡字、此器與彔敦等器、同爲紀師雍父伐古師之事、說詳甗鼎、甗疑卽遹之異字、二器實乃一人所作也」としているのは、甗・遹の器を混同したものである。

九四、敔毀二　周存に「敔毀、今蓋已佚」という。器銘は疑わしく、蓋銘も殘泐、字樣は器蓋とも似ている。

九八、宗周鐘　容庚氏の來翰にいう。「宗周鐘、周存所彔乃僞刻、積古亦已非眞、似宜指出」。舊著錄考釋の類にはときに飜本を用いているが、本書には一々その模飜のことにふれなかつた。ほぼ視て識りうるものが多い。

九九、師遽方彝　周存金說三・三にいう。「師遽方彝、蓋器均有銘、潘文勤拓册列入尊類、尊有高誼、故凡尊必高、曾見此器、形方而扁、與吳彝製作相似、是彝也」。愙齋等にも器を尊と稱しているが、鳳耳は服方尊と同じきも本體の形は異なつている。

器はまた古青銅器選四三に著錄。「方彝兩側置耳、有珥、與一般周初之無耳方彝形制不同、器內有中壁、間隔爲兩室、蓋上另有兩孔與之相應、可置小酒勺、器蓋器腹飾獸面紋、結構已經變形、口沿下及圈足各飾竊曲紋、它是長鼻夔紋的變形、這種變形的紋飾在當時已經流行、和西周前期相比、風格上有顯著不同」。穆共の際は西周彝器文化の大きな轉換期であり、この種の方彝もその時期の風潮を示すものがあると考えられる。

一〇〇、師遽毀　周存金說三・二にいう。「師遽毀蓋、舊與方彝、同在潘文勤家、不知如何歸漢陽范氏、癸丑民國二・一九一三、又由范至南陵徐氏、余曾一見原物、製作頗精、與方彝並美」。器は徐乃昌よりさらに吳大澂に歸した。鄒氏が實見したものは器蓋具わるものであつたのかどうか知りがたいが、方彝と並ぶ精品であつたというから、蓋のみとも思えぬいい方である。

＊虘彝　遽器との關聯の有無は明らかでないが、虘彝の文を錄しておく。器影は傳わらず、器銘は積古五・三三・攈古三之一・一六・周存三・一〇六に錄し、文錄二・一九・韡華己・九・拾遺中・一七に考釋がある。文四行四一字。集成四一六七によると、器は毀であるという。

虘拜䭫首、休朕匋君公白易厥臣弟虘井五楖、易□冑干戈、虘弗敢望公白休、對䚄白休、用乍且考寶隮彝

文首に「拜䭫首」というのは、殆んどその例をみない。拜字は頁旁に從う。匋を積古等に寶と釋し、文錄に故と釋するも、字は匋。韡華に國名と解するが、國名に朕を冠する例はなく、美稱であろう。臣と弟と同位語。文錄に叔の異文とするが、別字である。井を文錄に引く郭沫若の釋に丹とするも、丹の數は析という。楖は是下に木を加えており、長柄の匙をいう字かと思われる。拾遺に囷、韡華に隄の假借字とするが、井泉の地をいうものであろう。冑上の字を拾遺に甲とするも、皮衮の類のようである。望は忘、伯はあるいは遽伯の家であるかも知れない。

一〇一、盠方彝　吳世昌氏の「對盠器銘考釋一文的幾點意見」考古通訊・一九五八・一は郭氏の考釋に對する批判であるが、次の諸點を問題としている。

穆公又、又似可讀侑」　攝嗣六堆之攝、當如後世攝將軍攝皇帝之攝、非眞除之職」　下文斷句、似作天子不假（丕嘏）、丕基萬年、保我萬邦、句讀較順、丕嘏猶大雅卷阿、魯頌閟宮之純嘏、然如依此斷句、則駒尊銘句讀亦異、竊謂王倗下之倗、乃倗友之倗之正字羅振玉有此說、作動詞用、卽申述上文、不忘舊宗小子、下爲名詞、如連丕基讀、則爲形容詞或副詞、若作堋下解、似近現代語法之打下基礎、恐不然也、上文𨜏皇、尊（郭）釋輝煌、極確、竊以爲此二字亦作外動詞用、猶今語榮耀、王休之惠及祖先、則曰丕顯、惠及本身、則曰𨜏皇、古代措辭規律謹嚴、於此可見、用厥二字、疑爲一字、字不識、與雷連文、或是駒名

耤嗣を攝嗣とするのは郭說、概ね郭釋を推演するに終り、句讀について若干の文法的な問題の指摘があるにとどまる。また駒尊については郭氏の馬尊とするのを改め、郭氏の白駒の詩の譯文について「於焉逍遙」、「金玉爾音」の於焉・金玉の語義を問題としている。郭氏に與えた書翰を論文として改訂したものであるという。

方彝銘文中の八𠂤六𠂤に對する于省吾氏の論文は、楊寛氏との間に數次にわたる論爭を生み、金文資料による社會經濟史的研究に一問題を投じた。于省吾氏の「略論西周金文中的六𠂤和八𠂤及其屯田制」考古・一九六四・三は八𠂤・六𠂤の構成と機能を屯田制とする立場において論じたもので、八𠂤は成周に常駐する庶殷を以て構成する軍團、六𠂤は周人の軍團で西方におかれ、また西六𠂤禹鼎ともよばれる。その軍團には參有嗣、嗣土・嗣馬・嗣工の諸職があつてその秩序運營を維持するが、それは周禮六官の制の先蹤をなすものであつた。嗣土の職は免簠に「王在周、命免作嗣土、嗣奠還歡眔吳眔牧」のような職掌を含むが、これはその軍團が獨立的な經營を行なう屯田制的性格をもつものであつたことを證するとするのである。それで盠方彝に「王令盠曰、耤嗣六𠂤眔八𠂤埶」を郭氏の盠器銘考釋に「埶亦當是職官、亦必與六𠂤眔八𠂤相連、卽西六𠂤與殷八𠂤中之埶人也、埶是藝之初文」とする解を是とし、「是說王令盠掌管六𠂤及八𠂤的穀類種藝之事」と解して、その屯田制說の根據としている。しかし盠が耤嗣すなわち兼任職を以て兩軍團の穀類種藝、いわば軍糧に關することをすべて管掌するごときは全く不可能なことであり、殊に屯田の制では一般に墾田のことも兼ねて行なわれる例であるから、成周常駐の八𠂤、あるいは陝西に常置された六𠂤がすべて屯田兵であるはずはない。屯田は戰略的にもそれぞれ機動の要地に配備して非常に備える方法であるが、この八𠂤・六𠂤は本來氏族組織を基盤とする特定の軍組織であつたと考えられる。

于氏は西周金文にみえる八𠂤六𠂤の制に檢討を加えたのち、結論していう。

成王初期、周公東征雖然得到勝利、但東西方的種族矛盾和階級矛盾仍然存在、周人爲了便于統治東方、遂經營成周、以爲政治軍事的東都、從西周金文中的西六𠂤・殷八𠂤有時聯合出征和周王任命官吏有的兼充六𠂤・八𠂤之職來看、則六𠂤也時常駐劄在東土、蓋宗周爲周人的老巢、平復無事、而當時正在傾其全力以鎭撫東方的緣故

根據西周金文、周人的軍事屯田、系在今黃河中游、不離乎豫西或陝南一帶、這一帶在當時還是地曠人稀的地區、便于墾殖和放牧

西六𠂤が東土に常駐したというごときは尤もその軍團の名にそむくものであり、またかれらが軍團と

して墾殖のことに當つていたとするのも必らずしも妥當ではない。盠方彝にいう「嗣六𠂤眔八𠂤埶」とはそのように擴散する軍團の兵糧に關する職事ではなく、兩軍團の運營、たとえばその動員や作戰命令の際の兵符璽節の管理のことを命じたものとすべく、埶はおそらく璽の音通の字で、鄂君啓節のように具體的な命令內容を含む兵符の類を司るものであろうと思われる。

于氏の屯田制説に對して、楊寬氏は周禮の鄉遂說考古・一九六四・八を唱え、于氏がまたさらに反駁考古・一九六五・三を加えた。いま兩者の立論の要旨をみるために、于氏の再論の文を引いておく。

綜括上述、楊先生和我的主要分歧是、楊先生以爲從西周初期起卽有鄉遂制度、我以爲西周時代雖然有了國野之分、但所謂鄉遂制度、是由國野之分再度發展而形成的、鄉遂制度雖然開始于春秋時期、但在當時各國幷沒有得到較大的發展

所謂鄉遂制度、在所有西周金文中、還尋不出一點有關的迹象、西周文獻資料和地下出土的西周文字資料、旣然都沒有可據以爲凭的鄉遂制度、那末、西周金文所載、專在六𠂤和八𠂤中設置各種有關農牧業的職官、以管理士兵從事生產、這就是我所說的以兵營田的屯田制、而不是象楊先生所說的那樣軍隊的編制完全是和鄉黨組織結合起來的、則是顯而易見的

これに對して楊寬氏はまた再論考古・一九六五・一〇を發表し、「西周六𠂤和八𠂤、是爲奴隸主階級服務的重要工具、……這和西漢時代的屯田兵、性質顯然不同」と論じてなお鄉遂制を主張している。

古代の軍事力がなお氏族軍として兵農未分の形態で存することが一般であつたことからいえば、六𠂤・八𠂤の組織に限らず、すべて軍國的組織の基盤をなすものは氏族的なものであり、師長は一般にその族長であつたと考えられる。ただ六𠂤・八𠂤は周王朝の直轄下におかれ、これに對する査察なども隨時に行なわれて、その維持や運營については、從來の氏族軍と異なる秩序をもつに至つたことは明らかであり、參有嗣の諸職も王官としての册命廷禮を受けている。しかしそれは屯田制とも鄉遂制とも性質の異なるものであつた。一般的にいえば、鄉遂制は氏族制の完全な崩壞ののちに地緣的秩序として起り、また屯田制は鄉遂制の地緣的秩序の行なわれざるところに用いられるのが原則である。

一〇二、盠駒尊　沈文倬氏に「執駒補釋」考古・一九六一・六の一篇があり、周禮の校人・庾人、夏小正「四月、執陟攻駒」、月令「仲夏之月、游牝別群、則縶騰駒」（呂覽同じ）の文及びその舊注によつて、郭氏らの中春通淫執駒說に批判を加え、執駒の目的を夏小正の「執陟攻駒」、すなわち「離之去母」と「執而升之君」の二點にあるとしていう。

幼馬到一歲至一歲半時、要斷乳、離開其母、開始套上籠頭、在籠頭上結上縶、正式編入王的六閑或十二閑、……馬尊器銘、王執駒于㡿、就是在㡿地擧行典禮、王親來參加、接受馬官升新駒于王閑

またその「駒易兩」は夏小正箋疏に「班而授之、各還于有祿位之家也」という義にあたるという。その說は概ね穩妥にして依據するところがあり、通釋に執駒擇毛の禮と解したものと、ほぼ一致するところがある。

一〇四、師虎段　窓齋賸稿下四は釋文考釋と別稿。また韓華丙・三三に繁荊について「繁荊字見晏子春秋、又毛伯彝亦有秉繁蜀庸之文、則又繁荊之省文、呂刑、告爾祥刑、鄭注、詳審察之也、詳繁誼近、金文之繁荊、當卽詳刑矣」とする說がみえ、左右戲繁荊を左右麾の軍律の意とするようである。

一一二、＊倗卣　周存五・九五に器の拓影を載せており、その器制を察しうる。

一一三、追毀　古靑銅器選四四に著錄。その解説にいう。「從這篇銘文的內容可以看到、西周奴隸主貴族們在周王的庇護下、妄想永遠享有剝削奴隸的特權」。しかしその銘文は、奴隸制の問題とは何の關係もないものである。

器はまた分類圖錄A二四八に著錄。無蓋毀四・失蓋毀一・器一の器目をあげる。舊熱河行宮藏の一器は方座下に小鈴を懸けている。甲編五・一五の壺形の追彝は僞器。追諸器と克諸器との間に對比される若干の問題があり、その關係について陳氏はいう。

此器與克盨最有相似之處、一、兩器對……揚、置揚字於句末、不同於一般的對揚聯文、二、兩器並有畯臣天子之語、三、毀上的主要花文亦見於盨蓋頂上、四、毀圈足上花文與盨相似、盨口沿下花文與小克鼎相似、由此可以推定此毀與克組、同屬夷王時

對揚を上下に離析して用いる例は虢叔旅鐘にもあり、その虢旅の名はまた厲王卅二年の鬲攸從鼎にもみえる。器の時期はそのような語法の部分的一致のみで定めうるものではなく、字迹なども考慮に加えるべきであろう。追毀の文字は克器に比して柔媚な樣式であり、克器のうちでも比較的早い時期、ほぼ孝夷期に位置するものと考えられる。

一一六、弭叔毀　考釋の末に訓讀を補う。

隹五月初吉甲戌、王、莽に在り。大室に格り、位に中廷に卽く。井叔、內りて師宋を右く。王、尹氏を呼び、師宋に册命せしむ。女に赤舃・攸勒を賜ふ。用て弭伯を楚（たす）けよと。

師宋、拜して䭫首し、敢て天子の休に對揚して、用て朕が文祖の寶毀を作る。弭叔其れ萬年ならんことを。子〻孫〻、永く寶用せよ。

一一九、守宮盤　于省吾氏の「讀金文札記五則」考古・一九六六・二に守宮盤の舊釋を訂した釋文を示し、また馬匹毳布の解を加えている。

隹正月既生霸乙未、王才周、周師光守宮事、僳周師不否、易守宮絲束・苴幕五・苴幎二・馬匹・毳布三・專□三・奎朋、守宮對揚周師釐、用乍且乙障、其百世子〻孫〻永寶、用弃走

賜與のうち馬匹毳布三を連言して馬衣をいうものとし、「孟子滕文公上、許子衣褐、趙注謂褐以毳織之、若今馬衣也、淮南子覽冥、短褐不完、高注、褐、毛布、如今之馬衣也」、また左傳定八年、馬褐の杜注に「馬衣」とあるを引く。その賜うところは甚だ微賤のようにも思われるが、陪臣への賜與でもあり、品目の列次からみてもやはり馬匹用のものであるらしい。全體が祭葬の具のようである。銘末の二字を弃走と釋するも、鑄影・拓迹は何れも明らかでない。弃走は祭祀用語である。

＊守宮鳥彝　分類圖錄A六七三に著錄。「失蓋、聞尚在國內」

＊守宮卣一五〇五頁　從來未著錄。分類圖錄A六一二に錄入、福格藏。「據懷履光說、守宮諸器與臣辰組都是一九二九年在洛陽馬坡出土的」。なお卣・鳥形彝・觥の器目を列し、守宮盤と時期同じからずという。しかし何れもその父祖を干名を以て稱しており、一家の前後の器である。

一二〇、師𤸫毀　器の時期について書道補・頁七に厲王の後期とする。嗣馬井伯を右者とするものであるが、その時期はほぼ懿王期にあるものと思われる。

一二五、*伯晨鼎　愙齋賸稿上・一二に「是鼎文多異體、或簡或繁、類古文奇字」としてその例數字をあげ、また幽夫を幽市と解していう。「幽夫當卽幽市、借夫爲市、形聲皆相近、詩隰桑、其葉有幽、傳、幽黑色也、禮記玉藻、一命緼韍幽衡、注幽讀爲黝、衡佩玉之衡也、大澂竊謂蔽膝之韍、以黑色爲之衡」。銘文の幽夫はおそらくまた異體字で幽亢とよむべきであろう。攸勒なども他に例をみない字體であり、器の字樣には問題が多いが、文においては疑うべきところはない。

一三〇、師望鼎　韡華乙中・五三に「西周末葉器、太師小子抑稱寛公、亦宄氏之族、數見金文他器」として宄侯・宄伯・文考宄伯・文考乙伯宄姫・皇考宄服公などの例をあげ、「可徵周時宄氏爲大族、故其族之器頗多云、據麥盉有宄侯之文、尤足爲是國族名、非謚法之稱之一證、考禮記明堂位、紂殺鬼侯、史記殷本紀作九侯、九鬼一聲之轉、當卽金文之宄矣、春秋宋有大夫仇牧、九音亦近、或亦九氏之支族也」という。柯氏が宄侯と釋する麥盉の文は「井侯光厥吏麥、𪗋于麥宮、侯易麥金」とよむべきもので宮は宮の異文、他の例はすべて廟號である。

*望鼎　金索一・三二に「大師小子望乍、子〻孫〻、永寶用之」三行一四字の鼎銘をあげ、「按博古圖有太子望簋銘云、大師小子望作䵼彝、此卽其人歟、鵷于辛巳歲得之平陵、今以贈同里劉君曉園」としるしている。この銘は金索にのみ錄するもので、その眞僞を確かめがたい。

一三五、舀鼎　譚戒甫氏に「西周舀器銘文綜合研究」中華文史論叢第三輯、一九六三・五があり、「我治此很久、銖積寸累、似已在各家的基礎上前進一步」と自負する長篇である。今讀を示し、概說と考釋を加える。概說に舀の字形を論じ、說文の「从口乙聲、亦像口氣出也」を字形に合わずとし、「我以爲曰字當像口中有物、爪曰卽同爪口、說文、扣牽馬也、从手口聲、扣雖爲形聲字、但从手與从爪同、故舀字口中的一、當是像手持銜勒入馬口中、故釋爲牽馬、因知舀或𦥑本是會意兼形聲字」とするが、曰は器中の載書、舀はその器を舀開する象である。口・曰の形がすべて載書に關する字であることは、載書關係字說甲骨金文學論叢第四輯、又論集・說文新義に詳しい。銘文の史料的價値について譚氏は「本來像這樣的長篇巨製、又能反映西周社會的特殊情況、它的歷史價値實遠在尙書典謨訓誥之上」とするのは、同時資料に對する當然の評價である。

元年六月既望乙亥を「依我的西周曆譜、推得孝王元年正月大、乙酉朔、遞推到六月小、癸丑朔、既望二十三日得乙亥、與鼎銘合」としているが、譚氏の斷代編年の說は未見。この第一段の日辰と第二段の日辰が同年でありえないことはすでに指摘されていることであるが、譚氏は「五年正月大、庚申朔、四月小、己丑朔、既生霸九日得丁酉、這纔與鼎銘相合、可見第二段的訟事當發生在孝王的第五年四月、不是在第二年四月、因知第三段的寇禾當是孝王第三年間的事、故纔能在第五年四月說出昔饉歲的話」という。譚氏によると元年の日辰は既望の第八日となるが、既望を16〜22とすればその日辰は元年に入りがたく、以下の日辰の計算はすべて齟齬することとなる。元年の日辰を既望の第一・第二日とすれば、次の四月既生霸丁酉は次年の既生霸第五日に入りうる。元年ののちに五年の日辰をいうとすれ

ば、紀年のことがなくては年度を知りがたい。㫚鼎は懿王元年の譜に入るべき器である。

譚氏の考釋には釋字や銘文解釋の上に特にいうべきものはないが、文末の「㫚覓匡卅秭」の覓を兎と釋し、その字形を「生殖唇向上而左斜、上有手爪、極似婦人臨産接生形、惟兔旁有子象徵出生、此不加子而意自見」とし、「兔是生子兔身、引申可爲凡兔之稱、故此兔謂从應出某數減去若干、本來匡在來歲秋熟時如不能償還二十秭、當照判辭賦出四十秭、但匡的收穫難于負擔、所以㫚不得已、改受七田五夫結案、其結案時間當在孝王四年冬、而鑄鼎必在五年四月無疑」という。兔の字釋は奇僻にすぎ、金文の兔の諸器の字形は兔冑の象ともみえる字で、本器の字とは異なる。また鼎銘にしるすところは田土等の所有權の認證のためであり、權利の放棄に及ぶものではない。七田五夫を以て二十秭を兔除するというのも、對價として輕重を失しているように思われる。

一三六、＊史㫚爵　從來未著錄。分類圖錄A三八四に著錄。銘は柱上に「史㫚」、柱下に「乍」、鋬下に「寶彝」、合わせて五字。陳氏いう。「銘文分三處、乃罕見之例、青山莊三五有㫚乍寶隣彝、似爲約略同時之作、或是一人」。周初の器制であり、㫚氏の先世の人であろう。

一三七、頌壺　王獻唐の「山東古代文物管理委員會收藏的黃縣丁氏銅器」文物參考資料・一九五一・八に、頌壺傳世の事情について興味ある記述があるので錄する。

頌壺、周器、這是黃縣丁家的一件重器、銘文一百五十一字。缺蓋、傳世頌器與此同銘的、有二壺三鼎五𣪘、鼎𣪘的制作、都不及兩壺瑰麗、清代阮芸臺徐籀莊以下所著錄的、統是這個壺上的蓋、流傳在大江以南、本器何時與蓋分離、則不可知、清初王益朋家藏的頌壺、朱竹垞說蓋器俱全、是否指的這件、或另外那件、也沒法證明、在將近二百年中、一般治金石學的、只見到壺蓋或搨本、不知器在何處、丁家雖藏了這件重器、也從沒傳搨過、據說物主是黃縣的西悅來、在他當鋪裏、當的這件銅器、原主多年沒來回當、掌櫃的要結束賬目、只有拿來送給東家、東家也沒注意、把他放在客廳裏盛字紙、又經過了多年、丁家請丁佛言吃飯、纔被發現、便寶貴起來、至於那件姊妹壺、蓋器俱全、清代始終扃藏在熱河宮中、乾隆間編纂西清古鑑諸書、都未收入、也沒有人知道、幾乎和他同一命運二十年前、整理熱河行宮藏器、纔被編入武英殿彝器圖錄、但那件器銘、遠不如這件清晰、流傳在江南的器蓋、據周金文存、後時曾在杭縣王氏家、希望將來有會合一天

愙齋・周存に錄するものは江南流傳の第一器、貞松・武英に錄するものは熱河行宮の第二器であるが、いま海に入る。器の相會うこともまた人の遭逢のごときものがあるのであろう。

＊頌𣪘　王獻唐氏の前掲論文にまた頌𣪘についていう。

頌𣪘、周器、缺蓋、銘文五十二字、爲傳世五件頌𣪘的一件、器蓋俱全的、只有兩件、其餘的皆已分離、亦皆已著錄、不知那件是這個𣪘上的蓋、清嘉慶十九年、劉燕庭在北京購得、編入清愛堂彝器款識、後歸李山農、轉歸黃縣焦氏、被農民掘地發現、與遣小子𩛥𣪘、同爲黃縣文管分會收集

分類圖錄A二四五に頌の五𣪘三器失蓋三鼎二壺一壺蓋及び史頌の二鼎四𣪘一簠一盤一匜の器目を列している。また史頌の鼎は小克鼎と、𣪘は伊𣪘、匜は克盨、簠の花文は圈足部が白家父𣪘の花文に類し、その時期を夷王期と推測しているが、頌壺は孝王三年、史頌𣪘も同年の器であろう。

一三八、＊史頌鼎　第二器はいま上海博物館圖錄五〇に收藏する。從來の著錄には繪圖を收めるのみ

であるから、ここにその器影を載せる。

一三九、＊矢王尊　韡華戊上・九に矢の金文例をあげ、「矢乃國名、其稱王、則爲夷狄之俗、據散伯敦、伯知矢爲姫姓、蓋周室之族而居于夷狄者也、散盤矢人、吳清卿先生以爲史記西南夷之筰、引史記西南夷傳、……筰都最大、其說亦似有徵、唯余則疑爲矢苴、字古或通、苴又爲巴之別稱也」と論じて巴地の夷狄にして王と稱するものであるとするが、散氏盤において定界を行なつているのは鄘縣の地である。王號を稱するものには王子聖や彔器の盩王など、殷系のものには周初にもその例があり、必らずしも夷狄の俗ではない。孫詒讓が散氏盤銘において「舊以矢王連讀、則於情事、不可通矣」といい、文錄に同段・矢王觶に矢王の語があることからこれを僞銘とするなど、みな一種の成見に拘泥するものである。韡華庚上・二に同卣の金車を「疑二物、非連文也」とするのも、矢王の賜與に金車があるべきでないという考えからであろう。金車は小臣宅段・彔伯㦰段・吳方彝・牧段など金文の賜與に常見するもので、この器においてのみ離析して解すべきではない。

史頌鼎

＊散伯段　周存にいう。「散伯敦出土於鳳翔府、器五、二歸皖余壽平方伯、二歸鳳翔府某太守、余器於國變時失去、壬子一九一二、一來滬上、即爲程氏獲去、甲寅一九一四某太守又携二敦來、銘文一左讀、一右讀、蒼翠耀目、索重值、幷不得一拓、可惜也」、所收の銘がその器銘であるのかどうか知りがたいが、寥々十數字の銘拓を得ることも容易でなかつたのであろう。分類圖錄A二三六にまた同銘諸器を列擧し、器は五器にしてそのうち四器は器蓋對銘、合わせて九銘文があるとするが、その單銘とする器はいま上海に藏するもので器蓋備わり、合わせて五器十銘を存することとなる。四器は福格にあり、五器みな現存する。また散伯段の時期について「此段形制花文行於穆共兩世」というが、上海の器は瓦文三小足の段であるから、孝夷期に下るものとすべきであろう。矢王の器は四器、鼎十二家・居四、五・卣三代・一三・三九a・尊三代・一一・一九・三、四（觶）・盤三代・一七・二〇b～二二であり、尊・盤は鳳翔の出土と傳えられる。

＊散車父諸器　一九六〇年扶風法門の地から銅器十九件が發見され、そのうち散伯車父鼎四件、散車父段五件、散車父壺兩件があり、散氏の器が中心をなしている。ただ散の字形は散氏盤の字と同形ではないが、また散と釋すべく、異體字とみてよいものである。史言氏に「扶風莊白大隊出土的一批西周銅器」文物・一九七二・六の一文があり、詳しく報告されている。その銘文は補四「散伯車父鼎」の條に錄した。

一四一、＊妊小段　師旋段第二器の關聯器として妊小段を加える。分類圖錄A二三九・R三九八bに著錄。陳氏いう。「此蓋（辰段蓋A二三八）蓋與A二三九完全脗合、花文形制亦完全相同、誤當作相屬的

一蓋一器、但它們銘文、完全無關、字體亦稍不同、因此分別爲二器」。何れも盧芹齋の藏器である。文四行三二字。

白茻父事䶂□尹人于齊𠂤、妊小從、䶂又□、用乍妊小寶毁、其子〻孫〻、永寶用　□圖象

陳氏またいう。

「此器花文與小克鼎相似、故可定爲夷王前後所作、作器者妊小從某使於齊𠂤、某有所餽贈、因作此器、某係白茻父之下屬、後者亦見白茻毁三代・七・三〇・五、第一行第六字、不識、第三行第二字從貝從頣、金文編沬字從此、說文、頣、昧前也、此字疑是費字、義爲惠或賄、有所贈賜、銘末是族名、A二四六銘師寰毁中之齊帀、疑卽齊𠂤、妊是任姓

この器に齊𠂤の名がみえるのは、あるいは五年師旋毁にいう討齊の役に關聯するところがあるとみられ、字樣もその肥潤の趣が似ている。䶂と釋した字は右旁を欠に作る形であるが、いまかりに䶂字を用いておく。妊小とは婦人の名であろう。征役に關する行動に婦人が參與することがあるのは、成康期の王姜や、近出の㦰鼎二・㦰毁に軍役の功について文母を贊頌する語があることからも知られる。この器においても妊小の力によつて䶂がその使命を達成し、それで妊小の器を作ることをいう。㦰毁に「朕文母競敏啓行、……對揚文母福剌、用乍文母日庚寶障毁」というのに近い。ただ妊小はなお生人であつたらしく、その點は王姜の場合と似ている。

＊伯喜父毁　湖南省博物館の報告考古・一九六三・一二によると、湖南における解放後の古代器物の采集品は約一萬件に達するが、そのうち殷周器四〇〇件、列國器一〇〇〇件に及ぶという。この報告では西周銅器四件が紹介されており、この器はその一である。

白喜父簋同銘的有三器、均失蓋、是一九五九年從長沙收集的、據說是從河南等地運來的、器上尙粘有不少泥銹、顯係新近出土的

三器相同、大小略有差別、甲器通高一八、腹徑二五・五糎、乙器通高一八・五糎、丙器通高一八糎、銘文均作三行、共一四字、排列略有不同、銘曰、白喜父作洹䵼毁、洹其萬年、永寶用

此簋與西周懿王時的師酉簋形制花紋字體風格相近、宣王時的毛公鼎上也有這種類似的幾何形花紋、但其器形及其瓦紋、字體等更與陝西長安張家坡出土銅器群中的白喜簋相近、花紋與伯百父盤相似、郭沫若同志認爲白喜簋殆西周中葉略後之物、當在夷厲時期、此簋當與之同時

おそらく張家坡出土の白喜と一家の器であろうが、喜の字形がいくらか異なり、世代の異なるものであるかも知れない。作器者と萬年祝嘏を獻ずる人の名を異にするのは、獻器や分器などの場合に多い

噩叔段

噩季奞父段

ようである。

一四二、噩侯鼎　周存に鼎の字迹について「銘有剥蝕、而字體雄健、獨樹一幟、縄以後來書派、殆所謂北宗歟」というが、字迹を歎賞しうるようなものではない。ただ噩侯段の字様と對照的であるのは、制作事情の上に考慮すべき問題があるようである。

＊噩叔段　上海博物館收集文物・一九五九・一〇の未著錄の四耳方座段。「通座高一八糎、口飾圓渦夔紋、足飾饕餮紋、方座飾鳥紋、座內帶鈴」。器制は西周早期に入りうるもので、銘は「噩弔乍寶隮彝」の六字。字様も初期の雋鋭の風がある。

＊噩季奞父段　上海博物館收集文物・一九六四・七の失蓋段。「口徑一五・三、腹徑一七・四、腹深一〇・二、高一二・三糎、口沿下飾以細雷紋組成的獸面形帶紋、失蓋、銘二行八字、噩季奞父乍寶隮彝」。奞の上部は大ではなく、覆蓋の形である。作器者の名は他に未見。また噩侯の族の作器であろう。

＊噩侯弟曆季卣　上海博物館收集文物・一九六四・七「高二一・八、口縱一一・三、口橫一三・八、腹深一四糎、紋飾簡素、有二系而無梁、這卣原來沒有銅梁、腹置一耳、形制特異、其上飾一獸頭和鱗片紋、器蓋同銘八字」。銘に「噩侯弟曆季乍旅彝」という。曆は報告者の釋と異なるも、字の構造は智に最も近い。噩は史記正義に引く括地志に「武昌縣、鄂王舊都」という地であろう。

一四五、＊䢔叔鼎　「甘肅靈臺縣兩周墓葬」考古・一九七六・一に姚家河西周墓より䢔叔鼎の出土を報じている。「立耳柱足、

耳微向外侈、足內收、鼓腹圜底、頸飾一周四葉紋間圓渦紋、底部留有三平行直綫組成的三角形鑄紋、腹內有銘文三字、通高二二、口徑一九糎」とあり、銘は「𠂔弔乍」の三字である。𠂔の字形は𠂔伯段の字と同構。器制・字様からみて西周の初期を下るものでなく、同出の段も饕餮虺龍、圏足に罿文を飾る。この𠂔叔がのちの𠂔伯段の𠂔伯と關係があるものとすれば、𠂔伯が西方あるいは西南方の外族であろうと考えられていることから、器の出土地が注目されることになろう。

一四八、＊伯康段　康鼎の關聯器かと思われる伯康段をここに錄しておく。著錄考釋に貞松六・一・善齋禮七・七九・八〇・三代八・四五・一・二・小校八・四〇・叢攷二六二・文錄三・二九などがある。文にいう。

白康乍寶段、用鄕倗友、用饎王父王母、匜々受兹永命、無彊屯右、康其萬年眉壽、永寶兹段、用夙夜無訂

郭氏の叢攷に韻讀を示しているが、句讀を誤つて韻讀を失しているところがある。韻は段・友・母・右・壽・段・訂で幽之の合韻である。末句は郭氏のいうように詩の魏風陟岵「夙夜無已」と同じ語であろう。このような嘏祝の語には、早くから成語的な表現のあつたことが知られる。

一五三、無叀鼎　清朝期學者のこの器銘に對する跋尾類に、なお顧炎武の金石文字記巻一の鼎銘がある。鼎の鱗文について、陳夢家氏はその起原を殷周期にありとし、通考七〇六庚册父庚壺の例のほか、史父癸盉分類圖錄A三二五をあげている。同系の文様がこれほど前後の隔絕した時期に行なわれることは、稀有の例とすべきであろう。廷禮にみえる史官の名は、かりに晉と釋しておいたが、新出の翏生盨補一九によると、史翏と釋すべきようである。

一五五、叔旅魚父鐘　天津市收集品文物・一九六四・九。報告者はいう。「此是編鐘、重八・二五瓩、通高三二糎、欒長一六・六糎、篆間干上飾以重環紋、隧及舞上鑄象首紋、鼓右有鸞鳳、尤其甬旁之旋作立虎形、還屬稀見、鉦間鼓左有銘十三字、分三行書、朕皇考叔旅魚父、數々𩁹々、降多福無（彊）」この器にみえる叔旅を報告者は虢叔旅に外ならずとし、その名は虢叔旅鐘をはじめ鬲攸從鼎にもみえ、本器はその虢叔旅を皇考とするものの作器であるから、器の時期は宣王期に屬するものとしている。この旅叔魚父を虢叔旅とすることには疑問のところがある。蘇器の蘇冶妊鼎に「蘇冶妊乍虢妃魚母賸」三代・三・三六とあり、またその盤三代・一七・九もあつて、虢氏に魚母と對稱の名である魚父の名をもつものがあることも考えられるが、その器はいくらか時期の下るものである。虢叔旅の名はまた虢叔・虢旅ともいうが單に旅叔という例はなく、この魚父が虢叔旅と同一人であるとする證はえがたい。また虢氏の皇考ならば、その勢家にふさわしく「丕顯皇考叀叔」のような廟號のよび方をするはずであると思われる。字迹も虢鐘よりかなり下るものである。しばらくこれを虢器に付して參考器とする。

一五七、＊梁其壺・段　董作賓氏の「梁其壺」中國文字・一、民四九・一〇に錄するものは第二器。ま

た𣪘の器蓋を錄するが、蓋上に牛形の鈕ありといい、銘文は蓋の周邊にめぐらされている。また分類圖錄A六九九に一壺を著錄。陝西に載せるものとは別器で未著錄。高五一、寛三四、底二三×一六、蓋上一四・二×一三・五。銘は項外にあつて四五字。文は陝西のものに同じ。陳氏は「相傳一九四〇年陰曆二月初一日、扶風縣北三十里任家堡出土了一組梁其銅器、此組銅器、今已散失、據所知有以下各器」として壺二・鼎二・𣪘三・盨一・鐘一・善夫吉父鬲・簠・𣪘をあげ、作器者は梁其・白梁其・善父梁其・善夫吉父・兮吉父という關係で一家の器であろうという。ただ兮吉父は兮甲盤の兮伯吉父で梁其とは一人に非ずとする。梁其諸器のうち、鐘は上海の回收廢銅中から發見された。

一五八、＊函皇父諸器　函皇父諸器のうち、𣪘・匜など早く出土したものによつて、詩篇の皇父との關係を論じたものに脩聚賢「函皇父諸器考釋」說文月刊二三、民二九、又、「論皇父」說文月刊二・一〇・傅斯年「再釋函皇父」同上・楊樹達「說函皇父」同上の諸論文がある。皇父諸器は第二次出土の器をも含めて何れも周娟への媵器である。

＊函皇父鼎二　別に錄遺八二に同銘の鼎文を錄するが、琱の一字など每行一字を缺去。陝西に錄するものとは別器である。

＊函交中簠　錄遺一七〇に錄するものは、陝西六六と同一の銘である。

＊王中皇父盉　韡華丙六・𣪘の文はすでに通釋に引用したが、柯氏は厲王の三子として函皇父・宣王・鄭桓公友をあげ、「按函皇父與王仲皇父盉之王仲皇父爲一人」とし、また王中皇父盉庚下・一においては王仲皇父を「函皇父別氏王仲也」としている。皇父が厲王の子でありえないことは、その媵器に娟姓としていることからも明らかである。

＊伯鮮盨・鮮鐘　函皇父諸器は前後二度にわたつて出土したが、一九三三年の第二次出土のとき、函皇父の器群とともに伯鮮の器群が出土したことが柯氏の分域篇にしるされている。伯鮮の諸器はのち各處に分散したが、分類圖錄A二五五にその盨を著錄、また器群の集成を試みて盨四・鼎二・甗一・匜一及び鐘一を列次する。その鐘について「在陝西省博物館、未有拓本、據所見原器寫錄、鮮與本集A七〇四白魚父壺之白魚父應是一人、壺與盨花文相同、魚與鮮義相應、乃一名一字」という。鐘銘は隹□月初吉□寅、王才成周𤔲土淲宮、王易鮮吉金、鮮拜手𩒨手、敢對䫻天子休、用乍朕皇考蓄鐘、用侃喜□□濼好賓、降余多福福、子孫子孫或有重文永寶陳夢家斷代手稿に據るという。𩒨首を𩒨手と書するものに卯𣪘・不嬰𣪘がある。

＊會娟鼎　器は羅西章氏の「扶風新徵集了一批西周青銅器」文物・一九七三・一一に報ずるもので、その報告によると「可能就是函皇父器群中下落不明的十八件銅器之一」という。器は「通耳高三二、口徑三一・五、腹圍九六糎、直耳蹄形足、口下飾重環紋、腹部有一道弦紋、通體有一層很厚的烟熏痕迹、大部分呈黑色、應是一件實用器」とあり、銘は腹內にあつて三行一五字。

會娟乍寶鼎、其萬年、子〻孫〻、永寶用享

という。この器は本來の窖藏品でなく、この村の老人の話によると、一九三三年以後に埋入されたもののようである。

原來一九三三年春、康家村農民康克勤父子、在本村東面土壕內取土時、挖出了西周窖藏青銅器十多

件、他們把這些銅器中的一部分賣掉、一部分埋掉、後來國民黨反動派爲搶劫這些文物、便勾結土匪將康克勤父子搶殺、所以這批被埋藏的銅器就無人所知了、康克勤父子所挖出的這批銅器、就是有名的函皇父器群、據函皇父盤等銘文記載計算、這群銅器原爲二十七件、現除陝西省博物館僅存的六件和攈古錄所收的三件、共九件外、其餘十八件尚下落不明

この器はそのうちの一器であろうという。

會娟は檜娟。會は詩に檜に作り、左傳・國語などには鄶に作り、莊子齊物論には膾に作るが、世本には金文と同じく會に作る。潜夫論志氏姓に「姜姓會人」というものはこれとは別。また「會姒乍朕鬲」三代・五・一五・六によつて金文世族譜には會を姒姓とするも、このいい方には會に婚嫁した人をも稱することがある。その國は春秋以前にすでに滅んでいたらしく、今本紀年によると晉文侯十二年、すなわち前七六九年である。器はその器制・文字ともに、西周晩期に入りうるものである。

一六〇、番生段　分類圖錄A二三七に著錄、蓋のみ存する。その時期について、「此蓋與卯段蓋相似、當是同時的、番匊生壺的作者與此番生當是一人、壺銘的二十六年疑是夷王」とする。陳氏は夷王三十年、厲王十六年說であるが、その斷代年譜を以て計算すると、二十六年番匊生壺は譜入しうるとしても、三十七年善夫山鼎はその譜に入らず、また厲王十六年說では、十七年此鼎・此段、二十七年衺衞段、三十二年鬲攸從鼎などはその譜に入りがたい。まして新出の三十三年晉侯穌編鐘などは、その錄入するところを失うのである。

昭和五十四年十二月印刷發行

神戸市東灘區住吉町
發行所　財團法人　白鶴美術館

京都市下京區七條御所ノ內中町
印刷所　中村印刷株式會社

白鶴美術館誌

第五二輯

白川靜

金文通釋 五二

補記篇

卷三下

卷四上

卷四下

補釋篇

饕餮夔龍文罍

財團法人

白鶴美術館發行

卷三下　第二八輯〜第三三輯

一六六、克盨　分類圖錄A二五二に著錄。いう。

傳世祇此一器、小校九・四二b是此器未剔淸以前的器銘、並非有二器、陸心源劉體智舊藏𣪘一對、與此同銘、實是僞刻、其一見錄於周金三・二四b、我見到劉氏全形拓本、形與元年師兌𣪘同

克氏諸器の出土は貞松に光緒十六年、岐山法門寺任村の一窖穴中より百二十餘器を出したと傳えるが、陳氏はこの器の條に克氏諸器を聚成し、大克鼎・克盨・小克鼎七器・克鐘六器を列次している。また「此十八年是夷王的十八年、詳西周銅器斷代」というが、斷代の連載は六回、懿孝銅器を以て終り、夷王諸器に及んでいない。すなわち中絕以後の未刊の稿のうちにあるものであろう。

一六七、＊中義父諸器　克氏諸器の出土事情について、貞松三・三四に「廠估趙信臣言、此器大克鼎實出岐山縣法門寺之任村任姓家、……趙君嘗爲潘文勤公親至任村購諸器、言當時出土凡百二十餘器、克鐘克鼎及中義父鼎並在一窖中、於時光緒十六年一八九〇年也」とあり、そのうち中義父諸器の知りうるものは鼎八・盨二・𦉜二、計十二器、分類圖錄A八九にその器目を列する。そのうち七器の銘末に華字形の圖象標識が加えられており、同書A一二九に錄する中姞鬲にも「中姞乍羞鬲□華形圖象」と銘していて、中姞もまたその一族である。中姞の器も貞松四・五に「此器光緒間出土」とあり、また同出の器であるかも知れない。墨本は一〇器に及ぶ。分類圖錄A一二九に「此中姞疑是A八九鼎中義父

之配偶、兩者倶於銘末署族名華、而兩者皆光緒間出土」という。通釋一九八巻三下九〇八頁を參照。

一七〇、伯克壺　翁方綱の復初齋文集巻一九に「跋周伯克尊」があり、宋代著錄ののち、はじめてこの器に考釋を試みたものである。

*伯大師盨　伯克壺に「白大師易白克僕卅夫、白克敢對揚天右王白友」とあり、伯克は白大師の賜與を受けてこれを「天右王伯の侑」と稱している。分類圖錄A二五三に錄する伯大師盨はあるいはその伯大師の器であろう。文は三行一二字。

白大師乍旅盨、其萬年、永寶用

と銘する。同銘の器に、失蓋の盨三代・一〇・三〇・三・殷周存・三・九〇・四・五がある。十六年伯克壺はその日辰よりみて厲王十六年の器。その伯大師をこの器の制作者と同一人とすれば、本器もまた厲王期に屬すべきであろう。

一七一、*克鎛　六器のうち前銘後銘の合するもの各二器。なお前銘のみのもの一、全銘一であるが、この全銘一器は久しくその器影が知られず、近

克　鎛

年に至ってはじめて器影・銘文が紹介されて疑案が解かれるに至った。陳邦懷氏の「克鎛簡介」文物・一九七二・六に「四十年來、我搜集兩周金文、作爲研究古文字和古代史的資料、克鎛是一件著名的銅器、想得一張精拓銘文而不可得、此器久在天津、直到無產階級文化大革命期間、我才見到實物、我這篇簡介、爲了分清眉目、分五個部分敘述」として、克鎛の名稱、出土地と年代、著錄收藏、形制と用途、銘文研究の五項に分って述べている。いまその要を摘錄する。

克鎛在過去幾十年裏、一直被收藏家珍祕收藏着、見過此器的人非常之少、各書著錄、只凭一張銘文拓本、或題爲克鐘、或題爲全文克鐘、幷不知它是鎛、而不是鐘、今天我們看到實物、它是一件制作十分瑰偉精美的鎛

據貞松堂集古遺文記載、北京琉璃廠古玩商人趙信臣說、克鐘克鼎等器物、實出陝西省岐山縣法門寺任村、趙曾爲潘祖蔭親到任村購買銅器、趙又說、當時出土的共有一百二十餘器、克鐘克鼎及中義父鼎等均出一窖中、時在清光緒十六年、這一段文字中所說克鐘、其中有一件就是我們所說的克鎛、如果羅述趙說不誤、則克鎛在光緒十六年出土于岐山縣法門寺的任村

克鎛銘文的拓本流傳較少、最初著錄于周金文存、其後大系圖錄・三代・小校以上四書皆是影印拓本、貞松據拓本摹寫均有著錄、稱克鐘或全文克鐘、貞松說全文克鐘藏張燕謀侍郎家、我北來天津、聽說張燕謀的後人卽住在天津、屢想訪問全文克鐘、無奈不得其門而入、解放前、周希丁爲張家拓金石、我偶然遇到他、就詢問全文克鐘是否還在張家、周說、鐘是在張家、已經拓過了、我想得一張拓本、也是終于失望

克鎛通高六三・五糎、體橢圓、口平、寬三四・七糎、頂中央有一小圓孔、鈕是用堆垛的夔紋組成的、自鈕向兩旁下垂有隆起的連環夔紋、一直接近于口、正背兩面的中央各有垂直隆起的連環夔紋一條、這兩條夔紋和自鈕下垂的兩條夔紋、形成了四個對稱的棱、正背兩面的中部各有相對的大夔紋二、它在整個紋飾當中占主要部分

銘文在下面一圈圍帶之下的右旁相當于鐘的右鼓、中間有陽文直界綫與左旁隔開、左旁和後面沒有字、也沒有花紋

鎛的用途、根據文獻記載、鐘磬編懸、鎛特懸、位于鐘磬之南、所以應鐘磬也

銘文大半爲銅銹掩蓋、所以文字不很清楚、共十六行、計有七十九字、用同時出土的克鐘編鐘銘文來比對克鎛銘文第一第二兩行、隹十又六年九月初吉庚寅等字、完全相同、據此、首先可以明確克鎛與克鐘是同時制作的、至于克鎛銘文所記的事、經仔細對比、也與克鐘銘文所記者相同

于省吾同志謂克鐘裏刺宮的刺字卽烈字、是對的、按此烈字是說康王祖先的威武功烈、宮室二字古通用、按康宮見于康鼎、而南宮柳鼎又稱康廟、是宮與廟、名雖異而實則同、又如頌鼎的周康卲宮、卽康宮中的昭廟、克盨的周康穆宮、卽康宮中的穆廟、克鎛裏周康烈宮的烈宮、也是康王廟中的一個宮室的名字

古地名曰某𠂤的、金文中常見、今地名仍有名某堆者、如楚器群卽發現于安徽壽縣的李三孤堆、就是一例、天津市南郊一地卽名灰堆、又是一例

克鎛是西周的一件樂器、其形制較古、特點較多、在鎛類當列爲第一、銘文被銅銹掩蓋多字、雖說美中不足、但從研究歷史文物和發揚古代藝術的角度出發、又可以說瑕不掩瑜

鎛としては最も古制に屬するものであり、また鐘鎛を同時に作ることも春秋期鐘鎛の先驅をなすものといえよう。陳氏の銘文の考釋のうち、𠂤を說文によって堆とし、その證を今の地名に求めるなどは最も不適當なことで、說文の𠂤は金文では師の義に用いる字である。その說は釋師論叢二集、また論集に詳しい。また銘文にみえる京𠂤は詩の大雅公劉にみえる京師で豳の地、その詩にみえる溥原も大克鼎に賜田の地としてみえており、涇東の地には當時克氏の勢力が及んでいたことが知られる。

一七二、師克盨　于省吾氏の「師克盨銘考釋書後」文物・一九六二・一一は郭氏の考釋同・一九六二・六に對して數條にわたる批判を試みたものである。1「有勳于周邦」を「有爵于周邦」とよみ、「此銘及彔伯戜𣪘的有爵于周邦、解作有爵位于周邦、義本可通」とし、ただ「至于毛公鼎的爵勤大命、闕疑可也」という。思うに郭釋に勳を奉と訓するのは文義通ぜず、于說も毛公鼎の文に適合しないもので、その字は積微居に勳と釋するのがよい。婚と字形の通ずるところのある字である。2「干害王身、應讀作干介王身、是說捍衞輔佐王身」、すなわち害を介とよみ輔佐の義とする。郭釋に害を誤字とする

が、害は吾と形義に通ずる字で、この場合は于說のように吾の字義を以て解すべきであろう。干敔は夷厲期の常語。必らずしも介とよむに及ばぬことである。3 黹臣について「原文訓克爲能甚是、黹字本義未詳、黹臣先王、當與金文慣語畯臣天子之義相近」というが、字說に及んでいない。思うに黹は素絲の前に跪いて神命を聽く義で、これに玉を加えると顯で神靈の顯現することをいう。從つて黹とは、もと謹しんで神につかえる意象の字であり、敬謹の意をもつものであろう。4 䌛𩫖を郭釋に重敦とするのを非とし、「近年來長安縣出土的輔師𠭰簋、則作今余曾乃命、把䌛𩫖二字換作曾、是曾爲䌛𩫖的代詁字、曾爲增之初文、䌛爲緟之古文、……䌛𩫖二字的合音與曾爲雙聲、金文中凡言今余隹䌛𩫖乃命者、都係最高統治階級對于臣僚在已往有所命令之後、再給他增加上新的任務、……原文釋䌛𩫖爲重敦、未爲確當」という。思うにその用義は于說にいう加上新命ではなく、王位の交替などによつて改めて再任・認證をなすときの語である。䌛は緟にして再入三入の染絲の法を示す字で、𤔔は架糸、東は櫜、田は染色の器である。また𩫖は建物の重層、曾は釜甑の甑で、甗の上下二器相重なるごときものをいう。字の本義からみても再命・認證の義であることが知られるのである。5 盨の用途について、盛米の器にして盛羹の器に非ずという。字がときに斗升に從うのもその意であるとする。なお他に䜌嗣の䜌を郭氏が攝と釋することについても留保を附している。䜌は併と釋して兼任の意とすべき字であるが、それはおそらく假借の用法で、字は聖水に臨む女の象。ただ于氏は、この字の形義については自說を述べていない。

一七三、師酉𣪘　銘文中「王乎史嗇、冊命師酉、嗣乃且啻官邑人虎臣、西門尸・𤞷尸・秦尸・京尸・昇身尸、新易女赤市・朱黃・中㬎・攸勒、敬夙夜、勿灋朕令」の新を、伊藤道治氏の「中國古代王朝の形成」第二部第三章に近出の詢𣪘「今余命女啻官嗣邑先虎臣・後庸・西門夷・舂夷・𤞷夷・師笭側・新・□華夷・由□夷・𢍰人・戍周走亞・戍□人・降人・服夷」の例によつて師笭に隷屬する官名と解し、師酉𣪘の新を「一つの獨立した役職としなければならない」二三三頁とする說を提出された。詢𣪘では諸夷のはじめに「師笭側新」として諸夷の名を列しているが、師酉𣪘では諸夷の最後にその字が加えられることになつて、その用法は必らずしも同じでない。また右文中の啻官・啻官嗣について、貝塚茂樹氏全集本、中國の古代國家、二二一頁は啻を正嫡・嫡長とする通釋の解を非とし、啻を適と釋する吳大澂說をとり、これを詩の鄭風緇衣の「適子之館兮　還予授子之粲兮」の適館とする新說を出されたが、その詩は授衣・授粲という女から男に對する誘引を歌う戀愛詩で、適館とはいわばおしかけに類する語であり、不類も甚だしい。金文には必らず各・格を用い、適を之適の意に用いることなく、館もまたその初文は官、軍中の胙肉をおく聖所をいう。轉じて軍政を執るところより、ひろく官嗣の意となつた。

一七四、＊張家坡七號鼎　器はまた蔡侯鼎ともよばれ、史樹靑氏に「西周蔡侯鼎銘釋文」考古・一九六六・二があり、「蔡侯隻巢、孚厥金、賞、用乍肇鼎」とよみ、蔡・巢などの字釋を試みて、「蔡侯鼎的出土、無疑地是說明周初分封諸侯的一件重要文物、它比一九五四年江蘇鎭江出土的宜侯矢𣪘、一九五五年遼寧凌源出土的匽侯盂的時代都要早、歷史價値也相當大」というが、字迹の極めて疑うべきものであることはすでに通釋に述べた。

また袞錫章氏に「□侯獲巣鼎銘補釋」同上があり、金下の一字を肯とよむべく、また第一字は餘の従うところにして豫の譌變の字であるとする聞一多の説を引く。聞氏の説は古典新義五五六頁注二一にみえる。この鼎には大きな補修のあともあり、銘も鑄銘としては頗る疑わしく、史樹靑氏のように「字迹奔放」などといいうるものではなく、確實な資料とはしがたい。

一七五、大段二　餘論三・三二に「善夫□字五見、舊釋爲敏、蓋以爲毎字也、今諦審、實當爲㒸字」として黿公華鐘の「叔穆不㒸于乃身」の㒸、彔伯𢦚段の「不㒸」の㒸と字形が近いという。郭氏が豖と釋するのはこの孫説を承けたものである。

一七八、師寰段　器二。潘氏の第一器はいま上海藏。上海五三にいう。「高二七、口徑二二・五、腹徑二八・二、底徑二四・三、腹深一二糎、重九・一八瓩、蓋器沿口均飾以竊曲紋、體作横溝紋、獸耳垂珥、圈足下另承三獸首足、形制特大、莊重宏偉、器鑄銘文一百十七字、記載師寰受王命、率領賫國等聯軍、征伐東南方的淮夷、殺戮了淮夷的邦嘼」。この期の淮夷討伐が單なる軍事行動に止まるものでないことについては、西周史略に述べた。新出の啓卣・駒父盨・𢦚段・𢦚鼎二などによって、淮夷との關係の重要性が次第に明らかとなりつつある。第二器は分類圖錄A二四六に著錄。陳氏はいう。

此器失蓋、同銘之另一器、曾藏葉志詵・潘祖蔭、今在上海博物館、花文形制與此同而有蓋、器蓋均有銘、葉・潘的蓋銘、較之器銘有以下的不同、少厥・我・齊・折字、所減省之字、使文句不通、而從照片上觀察、蓋似後配製的、潘器第一行第六字與端器略異、端器第二行第九字亦有剔誤、工吏上亦省厥字、此器作器者與寰盤的作器者或是一人

器制・銘文の典型的なものは周室工房の製作器、銘文の譌脱多く字迹の劣悪なるものは、周室下賜の器をもとにして作られた諸侯工房の作器であり、その諸侯工房の作器には諸侯改作・諸侯倣製の器があるとする説が、近ごろ松丸道雄氏によって提出されている。「西周青銅器製作の背景」東洋文化研究所紀要第七二冊、昭五二・三がそれであるが、いまその説をこの器に適用すると、この蓋は改作仿製ということになるのであろう。しかし西周青銅器の全體が王室工房、諸侯改作、諸侯仿製のように系列的に大きく分類されうるとは考えがたいことである。

一八一、毛公鼎　拾遺下・三五「周鐘」の後に「毛公鼎釋文坿」として孫詒讓の釋文と附注を錄しているが、舊釋の中では最も備わるものである。近年、器の眞僞の問題やその制作の時期について幾篇かの論文が發表され、特に器銘の眞僞の問題は西周器銘の信憑性の問題にまで擴大して論ぜられ注目を受けたが、いくらか事を好む傾向がある。眞僞問題については張光裕氏の「論兩篇僞作的毛公鼎銘文」書目季刊・第八卷第四號に要約するところが要をえているので引用する。

毛公鼎的眞僞問題、聚訟已久、前此張之洞在廣雅堂論金石札卷三、曾譏評陳簠齋以千金買贋鼎、然其立論毫無根據、可以不辨、迨民國廿五年、衞聚賢在中國考古學史中又明指陳介祺爲僞造毛公鼎的幕後主持人、民國四十七年高貞白亦在中國歷史文物趣談一書裏、懷疑故宮藏器並非陳介祺所得原物、近十年來、澳洲國立大學的巴納博士復孜孜於毛公鼎辨僞的研究、並於最近答覆張光遠駁論澳州巴納博士誣僞之説中、進一步的列擧十三項疑點、支持它懷疑毛公鼎是出於僞造的説法、由於毛公鼎出現

以前的歴史、過於曖昧不明、簠齋以重資購藏以後、又祕不示人、而且傳聞之中亦稱陳氏家中曾仿鑄兩件僞毛公鼎專供借祭、故處處都令人懷疑毛公鼎的眞實性、因爲兩件借祭的毛公鼎原器已不知所在、懷疑毛公鼎爲僞的箭頭、遂一齊指向現藏故宮的原器、巴納先生甚至懷疑它就是出自陳介祺之手所僞、幸而現在發現了另外兩件仿製極精的毛公鼎拓本、正好爲故宮所藏原器的眞實性作一申辯

その另外兩件の一は京都大學人文科學研究所に藏する陳乾藏吉金文字著錄のもので、この通釋に錄したものがそれである。「陳介祺印」の方印をはじめ、「肇一藏三代文字」、「陳乾」、「肇一」、「半生林下田間」、「海濱病史」、「簠齋藏古」、「文字之福」など多くの印影を加えているが、張氏は「是拓的藏者已犯有意圖朦混之嫌、復經査證它與鼎一爲異笵之後、這種掩人耳目的手法、更是昭然若揭了」と論じ、僞作者の作爲のあとを示すものとする。もう一鼎は二玄社の金文集に錄したもので、筆者が樸社社友の紹介によって撮影收錄した大幅の一篇であるが、大體藤井有隣館收藏の拓と同系のものであろう。從前著錄の銘文と比較して特に疑うべきところもないので採錄したが、張氏の論文においても故宮藏の銘拓と合わずとするところは七箇所にとどまり、それも搨拓のしかたで同器同銘の間にも生ずる程度の墨付きの相違に過ぎず、張氏もまた「右二鼎銘各四百九十七字、無論行款及字形、皆與現藏故宮毛公鼎銘文幾乎完全一樣、甚至殘缺的字劃、字裏行間不同部位的鏽斑、泐蝕以及破損等特徵、也幾乎完全相合」と認めざるをえないものであるが、およそ仿製僞器にしてこれほど眞僞の辨別に苦しむものは他にその例をみず、陳氏收藏の當時そのような精巧な仿鑄の術が存したとも思われない。これだけの大鼎を、その尺寸を差えず、銘文の行款字樣を誤らず、しかも二器も仿製しうると考えること自體が、甚だ作爲的な想定というべきである。

毛公鼎仿製の説は、陳氏に對する一種の反感によって揑造宣傳されたもののようである。奇觚一・四一に「陳氏所藏古器、其精拓皆有價目、可購得之、惟此鼎祕不示人、有以五十金購其打本者、亦不能得、同輩以此姤之、至謗爲贋鼎」というのは、その消息を傳えるものであろう。尤も僞拓も行なわれていたらしいことは、張氏の文に引く鮑康の續觀古閣叢稿跋毛公鼎摹拓本に、「同治壬申、潘伯寅始見之、愛弗置、屬胡石査鈎摹鐫版以傳、洵大快事、余乞搨十餘紙、分餉同好、都人士尚有疑其贋者、余亦不與辨也」とあり、有隣館全形拓に付する陸恢の宣統三年跋に「惟悉近時有復刻本、亦一僞尚書也、但古之僞則字句不同、今之僞刻則點畫無二、毫釐千里、鑒者愼諸」としるしている。また史語所載の全形拓本卷軸善字一二八號の羅振玉跋に「顧近有復本、辛酉（一九二一年）七夕」という。しかし張氏はまた「今所見鼎二鼎三兩拓、則絕不類木刻」というように、羅氏のみたその復本は木刻摹本であるらしい。毛鼎僞作説はついに故宮の藏器にも及び、それはかつて陳家で鑄造された仿器であるとする説である。張氏は高貞白の中國歴史文物趣談の文を引いている。

現在臺灣的毛公鼎、是否眞鼎、我不敢說、……據我所知、陳介祺僱有很多熟練工人、觀（親）自督導他們複製古物、他所以如此、並非牟利、而是用以應付權貴、假如陳介祺複製毛公鼎幾個的話可靠、那末、今日在臺灣的那一個、也許就是假做的、眞的說不定還深藏在山東地下、將來也許會有眞的毛公鼎出現在大陸、那就眞有趣了

張氏はしかし器の仿製者は簠齋本人ではなくその沒後のことであり、その上限は光緒十年七月簠齋謝

世より後とする。陳乾は字は肇一、陳氏との關係は知られない人であるが、張氏は鼎二・鼎三の仿鑄の時期を、鼎一が端方に歸した宣統二年一九一〇年以前のこととする。當時は鐵雲藏龜一九〇三年・徐同柏の從古堂款識學一九〇六年・陶齋吉金錄一九〇八年などの石印がようやく行なわれたころであり、銅版や玻璃版は、中國ではなお普及していなかつた。雙鉤の摹本を作ることも容易でないという時代に、迫眞の器物の制作、さらに原器と區別しがたいほどの鑄銘を施すということは、おそらく殆んど不可能なことであろう。僞銘のことはこのころすでに盛んであつたが、それは敂吾や周存・小校などに錄する多數の僞銘の類で、眞僞を分ちがたいようなものではない。まして毛公鼎のような大器の仿製の技術がありえたとも思われず、そのことは祕密裏になしうるものでもない。いわゆる鼎二・鼎三の銘も鐫版板刻の類でなく、圓鼎器內腹の銘に打拓して成るものである。

張氏が故宮の藏器を疑問とするのは、氏がその器を目驗したのかどうかを疑わせる。筆者はかつて故宮において詳細に目驗する機會を與えられ、その制作と鑄銘については細心の注意を以て點檢を試みたが、その眞器眞銘たることに何らの疑點も認めなかつた。張氏が銘の眞僞を區別すべきものとした陽文格も明らかに前銘の字間に隱見しており、張氏の僞器說は好事の巷說にすぎない。故宮の藏器が眞器であることは疑問の餘地がなく、のち張光遠氏にその論證がある。またいわゆる仿製二器も、その後一切の消息が知られぬまま湮滅し去つたとするのも不審というほかない。みな僞銘說から推演された臆說である。

毛公鼎僞器說は、その後にもバーナード氏など外國の研究者によつて強く主張されており、わが國にもその追隨者がみられる。張光遠氏の「西周重器毛公鼎」故宮季刊第七卷二期、民六二、一九七三はそれを論駁したものであるが、張光遠氏は僞作說の論點九項にわたつて精細な反駁を加え、器の傳世の祕聞をも蒐錄している。いわゆる鼎二・鼎三を仿製供祭の器とする說についても、「陳氏不勝其擾、於是就仿毛公鼎鑄了兩件僞器、專供借祭、這就是毛公鼎眞正有僞器的來由、但當時僞器的製作、係用翻沙之法、其粗陋是必然的」として、それは僞器でもありえないとしているのは、穩妥なる見解とすべきであろう。尤もそれは借祭の器があるとする前提での話であり、かりにその器があるとしても、眞僞を分ちがたい僞銘をもつようなものではないはずである。

筆者が金文集に錄した全形拓銘は、濰水劉階平氏の陳簠齋先生手拓毛公鼎銘に載せる咸豐二年釋文題記の全形拓と銘文張光遠氏論文圖版一四と器の前面後面の別があり、また銘を二截とするが、全く同じ體裁の裝幅である。

また毛公鼎の時期を論ずるものに周法高氏の「毛公鼎與師詢簋年代考」崇基學報、十二卷一・二期合刊一九七四・四があり、毛公鼎と師詢𣪘とを共和期に屬して考える私見に對する批判である。周氏はまず毛公鼎の時代に對する從來の諸說をあげ、唐蘭氏の陝西省博物館靑銅器圖錄序說と李棪氏の金文選讀第一輯一九六九年の考說を長文にわたつて引用し、兩者の厲王期說を是とする。周氏の新たに加えたところは、唐說の前に徐中舒氏の「禹鼎的年代及其有關問題」考古學報・一九五九・三に禹鼎を厲王期とする說があり、唐說は禹鼎を證として毛公鼎の時期を推及したという數語を施したのみである。しかし毛公鼎厲王期說の旁證とされる禹鼎や噩侯鼎にいう南征が夷王期にあるべきことについては、すでに通論

篇や西周史略に論じた。

周氏はまた毛公鼎の時期について筆者がその概要をしるした「西周彝器斷代小記」中央研究院歷史語言研究所集刊三六本上册、一九六五年の共和期説を引き、共和期の改元説について「可以説是毫無根據」といい、問題の關鍵は厲王の在位年數にあるとして、新城新藏博士の「周初の年代」東洋天文學史研究により、その在位年數は十四年より十八年の間にありとし、また陳夢家氏の十六年説を排して「不過據我根據曆法研究的結果、厲王在位當爲十八年」と十八年説をとる。周氏のいわゆる曆法によると、厲元は前八五九年、董氏の西周年曆譜において毛公鼎と文辭の類するところのある師詢𣪘は「唯元年二月既望庚寅」で、董譜によると二月二十四日庚寅を得るのであるという。しかし二十四日ならば四週の數よりいえばすでに既死霸の第二日に入るべきもので、「把二十四日叫做既望、也是頗有可能的」といいうるものではない。新城氏の厲王十八年説は史記の世家説をとるもので、本紀は三十七年説である。

周氏の曆法はただその舊説によるにすぎない。西周期斷代繫年の問題は、共懿以後に至つて金文の曆譜的資料も漸く多く、夷厲の二期には最も豐富であつて、厲王十八年説のごときはその金文資料の上からはもとより采るに足らぬものである。いま厲王期についていえば、二十七年裘衛𣪘・三十二年鬲攸從鼎は、元年叔專父盨・十二年大𣪘・十五年大鼎・十六年伯克壺を譜入する曆譜においてのみその日辰が妥當し、十七年此鼎・三十三年晉侯穌編鐘・三十三年大祝追鼎のごときもその譜にのみ加えることができる。また厲王譜は夷王譜との接續において考うべきものであるが、夷王期の繫年器は極めて多く、元年師詢・元年師類の兩𣪘によつて得られる動かしがたい定點によつて、その曆譜上に九年𢓊伯𣪘・十三年望𣪘・十八年克盨・二十年休盤・二十三年小克鼎・二十六年番匊生壺・二十七年伊𣪘・三十七年善夫山鼎を配することができ、新出の三年裘衛盉・五祀裘衛鼎・九年裘衛鼎・十六年士山盤・十八年鬳父盨などもみなその譜に錄しうる。舊稿において共和期中の數次改元を想定したのは、この時期とみられる器銘の日辰において、その改元を考えなければ、たとえば元年師兌・三年師兌の兩器を一王の譜中に收めがたいためであつた。共和元年の元旦朔は⑲であるが、

元年師獣𣪘　元年正月初吉丁亥㉔（第六日、伯龢父若曰）

元年師兌𣪘　元年五月初吉甲寅(51)（第五日、疋師龢父）

三年師兌𣪘　三年二月初吉丁亥㉔（第十八日、疋師龢父）

十一年師嫠𣪘　十一年九月初吉丁亥㉔（第八日、師龢父𢦚）

において、各器の記述は聯關するも三年師兌はその譜に入らず、その調整のために再度の改元を必要とする。しかし問題は三年師兌𣪘の週名にあり、これを既望の誤鑄とすれば、それで解決されることである。週名の誤鑄は他にもその例があり、稀有のことではない。近出の四十二年逨鼎・四十三年逨鼎が干支を互易している如きはその適例である。

一八二、師詢𣪘　黄盛璋氏に「關于詢𣪘的制作年代與虎臣的身分問題」考古・一九六一・六があり、詢𣪘を夷王十七年、師詢𣪘には前命𩁹𧃁の辭があるから次の厲王元年とする説がある。元年師酉𣪘と師詢𣪘にみえる邑人虎臣諸夷の名が同じであるため、郭氏らは師酉・師詢を父子とし、黄氏もそれに從つているが、師酉は文考乙伯宄姫の器を作り、師詢は剌祖乙伯同益姫の器を作つており、母氏の名號

が同じでない。訇段を孝王の十七年、師酉段を夷王の元年とするときは前後の關聯がよく、訇段・師酉段の時期をそのように改めたいと思う。なお黄氏は虎臣を奴隷身分とする郭說の不當を論じているが、文獻にみえる虎臣はいうまでもなく王の近衞の武官である。

一八六、師獸段　于省吾氏の「讀金文札記五則」考古・一九六六・二に師獸段の賜與部分を「舊或讀爲十五鐘・鐘一・磬五・金、未確」とし、これを「十五錫鍾・一磬・五金」とよみ改め、錫鐘の例は楚公彖鐘にあり、錫は美銅に外ならないという。思うに十五は干五と釋すべく、また錫鐘の語は楚公彖鐘と字形全く異なる。むしろ師旋段二の「干五・昜登」の例をとるべきであろう。器數は品目の下につけていうのが通例である。

一八九、師嫠段　述林七・二七「周師龢父敦拓本跋」に⿰糸𩫨𩫨の字說がみえる。孫氏は字を緟庸と釋していう。

⿰糸𩫨𩫨金文恒見、薛尙功釋爲𡃤京、今攷⿰糸𩫨當爲緟之緐縟文、陳侯因脊敦有練字可證、𩫨疑古文就之省、說文京部、就高也、籀文从二京、此似从京从享省、與彼略同、緟就蓋重復申戌之意

⿰糸𩫨は緟の初文。周禮考工記の鍾氏の鍾はもと緟に作るべく、⿰糸𩫨はその籀文にあたる。糸を染める三入五入の法を司るもので、⿰糸𩫨はその法を示す字形である。𩫨は重層の象。兩字を合わせて重復申戌の意となる。就は城郭などの竣工のとき犬牲を以てこれを修祓する意であるから、𩫨とは字の立意の異なるものである。⿰糸𩫨𩫨は金文においては再命・認證の意に用いる。

一九〇、井編鐘　愙齋賸稿上二に文首の人名について「妄邢人名、疑郇侫之省、人字重文、或借作妄旁、否則人下不當有重文也」とし、また餘論三・二に「井人〻妄」と釋して「上重文人、與此合爲侫字、吳大澂引或釋如是、甚塙」としてそれに從っており、井人侫とよむ說である。作器者自ら某人と冠している例は金文になく、人下の重點のようにみえるものはその敷衽の形にして仁と釋すべき字であろう。妄は同様のものを負戴する象で、重點とみるべきものではない。

井編鐘は從來前銘後銘各一器及び全銘一器が知られているが、何れもその出土地が明らかでなく、また全銘一器はその器影を存しない。近年別の後銘一器が出土、周文氏の「新出土的幾件西周銅器」文物・一九七二・七に報告されている。

妄鐘出土于扶風縣齊鎮村東、通高五四、最大口徑三二・五糎、篆間飾夔鳳紋、鼓飾鳳紋、鉦間有銘文四行、二九字、重文六、左鼓銘文四行、一二字、重文二、全銘共四一字、重文八、銘文是

……處宗室、肄妄乍龢父大𪔉鐘、用追孝〻侃前文人、前文人其嚴才上、數〻𥷚〻、降余厚多福以上鉦間銘無彊、妄其萬年、子〻孫〻、永寶用享以上左鼓銘

從來の著錄の銘と、孝字を重文とするところが異なる。このような本來組群をなすべき編鐘が、一括して出土しないで分散している理由が知られない。この新出器についても出土事情の詳しい記述がないのは遺憾である。報告者は銘文中の龢父を共伯和とする郭氏の說を引いているが、共和の問題は共伯和に何びとを比擬するかというような單純なものではない。またこの龢父を伯龢父・師龢父と同一人とみることにも疑問があることは、通釋に述べておいた。

一九一、兮甲盤　周存に「簠齋題記云、見元人研北雜誌、然宋王伯厚困學紀聞、似已錄之、所謂本

作餅爐者、知是器傳世久矣」というが、困學紀聞というのは元の鮮于樞の困學齋雜錄の誤であろう。

鮮于樞一二五六〜一三〇一は南宋末元初の人、毎晨筆牘を載せて登廳しその長と廷爭し、夜晩く歸宅すると焚香弄翰、古鼎彝器を階除に陳列して樂しんだという。藏器に商父乙鼎・州師卣・商父辛彝・周鄧鼎などのほか、周吉父盤銘一百三十字を李順甫の家に飯爐としているのをみて、これを収めたという。周存の記述には、ときにこの種の早卒の誤がある。

この傳世の器は圏足部を缺くものでいまその所在は知られないが、別に書道博物館に圏足の備わるものがあり、器銘にも拓迹に若干異なるところがあるようである。

銘文の內容は史料として極めて重要な意味をもち、史家の關心を集めている。たとえば李平心氏の

「卜辭金文中所見社會經濟史實考釋」中華文史論叢第一輯、一九六二・八は、淮夷關係の金文として知られるものとして、本器の「王令兮甲政嗣成周四方賚、至于南淮尸、淮尸舊我貟晦人、毋敢不出其貟、其賚」、師寰𣪘の「淮尸繇我貟晦臣、今敢博厥衆叚、反厥工吏、弗賚我東域」や折首執訊、また頌鼎の「命女官嗣成周賁廿家、監嗣新造、賁用、宮御」李氏句讀などの文を引き、そのうち1貟與賚（貟・晦・賚）、2隹與隹人（附釋庚）、3賁與楚、4新𡉚與新造の四項に分つて、これに社會經濟史的な視點から分析を試みた長篇の論文である。單に器銘の考釋のみにとどまらず、歷史的な把握の上にみるべきところも多いが、いまその要旨を錄する。李氏はこれらの器銘にみえる貟を「它是指南淮夷對周室所貢獻的賦」とし、𠇱伯𣪘の「王命益公征眉敖、益公至告、二月、眉敖至見、獻貟」をその證とし、「當然不僅僅是帛、而是賦貢的泛稱、故貟從貝作」という。かつ琱生𣪘一「余獻婦氏以壺」、又二「用獄諫爲白」の壺・白もみな賦であるというが、琱生𣪘は族內の訟事に關するもので、賦貢と關係があるはずはない。また貟はその字形からみてもいわゆる織貝の類とみるべく、淮域の特產品であろう。晦について李氏は「讀晦爲賄」といい、「賢𣪘銘、晦賢百畝糧、晦讀賄、與兮甲師寰二器之晦相同、……引伸爲貢物」、「彝銘貟（賦）晦（賄）連言、大雅〔韓奕、實畝實藉、〕畝（晦）藉對文、並可證晦（畝・賄）義與貢稅相通、所以兮甲盤銘所謂淮尸舊我貟晦人、師寰𣪘銘所謂淮尸繇我貟晦臣、與國語吳語、諸稽郢所謂越國固貢獻之邑也、語義頗相近」とするが、晦に賄の音を求めるのはもとより無理なことであり、また賢𣪘の文はその耕作權・收益權を意味する用法で、賦貢のことには關しない。賚については「金文家讀賚爲委積之積、與原義不相切合」とし、字は琱生𣪘の多諫・獄諫の諫と通用し、「力役布縷之征」の意であるという。「銘文前云、政嗣成周四方賚、至於南淮尸、是指王命兮伯吉父主治成周與四方的賦貢、遠至於淮夷的賦貢、也歸他職掌、師寰𣪘銘云、淮尸繇我貟晦臣、今敢博厥衆叚、反厥工吏、弗逨（蹟）我東域、是說淮夷本來是周室的賦貢之臣、如今竟敢犯上作亂、對我東國不納賦貢、逨卽蹟字、亦卽是績、當動詞用、訓獻賦進貢」。思うに李說のように貟は賦貢、賚もまた進貢の意ならば、兮甲盤に「毋敢不出其貟其賚」と貟・賚を分說するを要しないはずである。下文になお「其進人・其賁」を連ねていうことからいえば、この四項は淮夷の賦貢義務をいうものであるとしても、それぞれ一項ごとに種類性質の異なるものでなければならない。

2において隹を訊の初文とする說はすでに簠齋にみえる。李氏はその字形を說かないが、拘囚縶縛して自己詛盟をなす俘虜の象である。執訊のものが奴隸化されることは古代においては一般にみられる

ことであり、西周期においてはそのような俘囚の徒には夷系の諸族が多かつた。それで李氏は「師訇段銘記王錫師訇尸允三百人、尸允卽是夷戱、也就是外族奴虜」として、ここより奴隷制說を證しようとするが、しかしその奴隷社會的實態については「西周社會生産力水平並不很高、尸允如不從事生産勞動、要主人養活三百人、不是一件容易的事、自然卽使有大量奴隷存在、當時的社會性質是否屬奴隷社會、還需要有更多的證據、才能確定」となお愼重な立場をとつている。俘虜奴隷についてはまた塱盨を證とし、「厥非正命、迺敢疾戱人、則惟輔天降喪、不廷唯死」を引いて疾を捕と訓し、「疾戱人、卽是私自掠奪奴隷、這是嚴重破壞奴隷所有權的罪行、所以必須用死刑禁止」と奴隷を掠奪することを禁ずる意とする。塱盨は銘の前半を缺き、その全文を識りえないものであるが、そのいま存する部分は邦人・正人・師氏人の管理董督を命ずるもので、奴隷の掠取とは何ら關するところはない。

3に寅と楚とを論ずる。寅は兮甲盤に「其貢其[illegible]其進人其寅」、毛公鼎に「庶民寅」とあり、殊に頌鼎に「命女官嗣成周寅廿家、監嗣新造、寅用、宮御」李氏句讀とみえる。李氏は寅を胥と聲義の通ずる字とし、「寅或胥、卽胥靡之略稱、胥靡爲古代奴隷刑人」という。また胥靡は刑餘者の稱であるが、その語はもと紹昧という部族名で、呂覽任數に「西服壽靡」とみえ、郭沫若氏はこれを Sumer の對音に充てた。逸周書王會にいう州靡、井侯段に「錫臣三品」としてみえる州人も州靡の略、詩小雅大東の舟人、大雅文王の疏附もそれであるという。このようにその論は展轉無窮の說となつて、收束するところがない。

寅を胥にして奴隷と解する李氏の說は、頌鼎「官嗣成周寅廿家、監嗣新造寅、用宮御」を廿家の胥靡とするものであるが、奴隷は人や夫を單位數として數えるのが例である。また李氏の句讀では寅用の語が通ぜず、寅は何れも上屬して成周廿家寅・新造寅とよむべく、これを目的語とする動詞は官嗣・監嗣である。宮御のように宮廟の料に用いるものは、もとより物資に關するものでなくてはならない。李氏はまた格伯段「格伯受良馬乘于倗生、厥寅卅、田則析」李氏句讀を引いて「于訓與、意卽格伯受王所賜良馬四匹及賤官（倗生非人名）、並受臣僕三十名、田則卽田采、……田則析卽被賜土田采邑、舊以田屬上讀、因訓寅爲價、謂以三十田換取倗生之良馬乘、恐不確」とするが、寅が胥靡ならば寅卅人というべく、必らず助數詞がなくてはならない。この文は「厥寅卅田、則析」と句讀すべく、寅は貯積にして收穫、卅田分の收穫を對價として支拂うこととし、これを約劑にしるす意である。

李氏はまた戠段の「楚走馬」を「楚、走馬」と句讀し、楚もまた同じく胥靡の略稱とする。戠段の文は「楚走馬、取遺五寽」とあつて賜與のことをいうものではなく、輔佐兼職のこととこれに對する職務俸とをしるすもので、楚は疋にして佐疋、すなわち副官となる意である。取遺の句を伴なうものはすべて兼職を命ずることであり、李氏の解は全く金文の通例に合わない。なお4に新造のことを說くが、これは頌鼎の文であるからその條にしるす。

要するに李氏のこの長大な論文は、淮夷と西周期の奴隷制との關聯を論じて、その點甚だ重要な問題にふれるものであるが、金文資料の解釋に私見を立てるに急であり、主題に對して十分な論證をなしえていない。社會經濟史的な研究は今後の方向として重要であるけれども、そのためには特に愼密な

銘文の解釋的研究を必要とするのである。
吉父と稱するものには、錄遺に善夫吉父・兮吉父・伯吉父、趞叔吉父盨諸器の銘があり、伯吉父にはまた新出の器がある。

*善夫吉父諸器

鬲　善夫吉父乍京姬隮鬲、其子ゝ孫ゝ永寶用錄遺一二一

簠　善夫吉父乍旅簠、其萬年永寶錄遺一七三

*兮吉父諸器

毀　兮吉父乍中姜寶隮毀、其萬年無彊、子ゝ孫ゝ、永寶用享錄遺一五五

*伯吉父諸器

匜　白吉父乍京姬匜、其子ゝ孫ゝ、永寶用錄遺・五〇〇

善夫吉父鬲にも京姬の隮鬲を作るといい、この器にも京姬の匜を作る。兩者は同一人あるいは同族關係のものと考えられる。伯吉父の器に新出の伯吉父毀・鼎がある。

*伯吉父毀・鼎　陝西扶風縣北橋出土の西周器群文物・一九七四・一一のうちに伯吉父毀・伯吉父鼎が含まれている。毀は重環文、腹飾瓦文、器蓋二銘、各ゝ四行一三字、

唯十又二月初吉、白吉父乍毅隮毀、其萬年、子孫ゝ、永寶用

とあり、鼎も同銘であるが、吉をすべて士に作り、隮を奠に作り、毅の字形に崩れがみえている。同出九件のうち渦文罍は殷周期の古器、他は西周後期に屬する。毅は他器にみえず、伯吉父との關係も明らかでない。

*趞叔吉父諸器　錄遺一七五に趞叔吉父盨の器蓋二銘あり、「趞叔吉父乍虢王姞旅盨、子ゝ孫、永寶用」という。文は善齋圖九〇・故宮下・二〇四に錄するものと同じであるが、別器と認められる。

*兮仲諸器

鐘　兮中乍大㐭鐘、其用追孝于皇考己白、用侃喜前文人、子孫永寶用享三代・一・一二・二〜一五・一

毀　兮中乍寶毀、其萬年、子ゝ孫ゝ、永寶用　器蓋二文　三代・七・三一・二〜三二・一

鐘はもと陳氏十鐘の一、いま泉屋博古館に藏する。傳世六器。毀は陶齋續一・三四に圖様を錄するも無蓋。小校によると傳世六器、うち五器は器蓋二文、一器はただ一銘のみという。三代には四器の器蓋と一銘とを收める。

一九二、*虢宣公子白鼎　錄遺九〇に虢宣公子白鼎銘を錄する。五行二七字。文にいう。

虢宣公子白乍隮鼎、用卲享于皇祖考、用（瓛）眉壽、子ゝ孫ゝ、永用□寶

從來未著錄。文字は概ね平板であるが、字樣は虢季子白盤に近いところがある。陳世輝氏の「虢宣公子白鼎略記」考古通訊・一九五八・八に虢季子白盤と同じ作器者の器とし、またその時期を郭氏の大系によつて夷王期とする。

郭沫若先生謂虢季子白盤乃夷王時器、是此鼎亦當隷夷王之世、郭先生說虢盤云、後漢書西羌傳、夷

王褒弱、荒服不朝、乃命虢公率六師伐太原之戎、至于俞泉、獲馬千匹、注云、見竹書紀年、虢公卽此虢季子白、此鼎之虢宣公子白卽爲虢盤之虢季子白、則郭先生所説紀年之虢公卽虢季子白、便已有明證、以此二器合觀、則知紀年之虢公乃虢宣公、宣公名季、字子白、此鼎既可爲郭先生之説作有力的證明、又足補史書之缺逸、實爲不可多得

虢宣公子白と虢季子白とが一人であるとしても、夷王期の人とする論證はなく、虢盤の日辰は宣王十二年の譜に合う。器の時期についてはまた關聯器である不嬰段をも考慮に加える必要があり、紀年によって西周器の時期を容易に論定すべきではない。なおこの名號の例によると、子白・子伇はそれぞれその人の字と解すべきようである。

一九三、不嬰段　周存にいう。「不嬰敦蓋、舊爲浙江新昌俞北屛所藏、道光廿五年、歸桐城吳康甫貳尹、壬子、某估言見有一百五十餘字之器、擬售、意是此蓋、往視果然、遂以重金獲之、以偶頌敦、因顏所居曰兩敦蓋宭、宭卽群居之義、是時舊好正相與硏究金石、以宭名居、自此始矣」。その詩に兩敦蓋宭藏器詩一卷がある。

一九四、琱生段一　分類圖錄A二五〇に著錄。陳氏の釋文を參考に錄する。

隹五年正月己丑、琱生又吏召、來合事、余獻婦氏以壺、告曰、以君氏令曰、余考止公僕庸土田多債、弋白氏從許、公宕其參、女則宕其貳、公宕其貳、女則宕其一、余惠于君氏大璋、報婦氏帛束・璜、召白虎曰、余既訊厌我考我母令、余弗敢𤔲、余或至我考我母令、琱生則覲圭

また銘文の字形に異構多しとし、「婦字從宀、債字從言、許字從口、宕字從广、惠字從𠳋不從心、璋字省玉、覲字省見」とその例をあげ、また文の考釋に及んでいう。

傳世又有六年琱生段、所述卽此銘的後事、該器形制、據云與此器相同、第二器銘之末曰、白氏則報璧、琱生對揚朕宗君其休、用乍朕剌且召公嘗段、其萬年、子子孫永寶、用享于宗、由此知琱生亦召公之後、與召伯虎乃是同宗

此器的白氏（伯氏）應指召伯、婦氏應是召伯之母、故琱生以君氏（王后）之命告婦氏、君氏命中之止公・公、似卽召伯口中的我考、琱生所稱之婦氏、君氏命中之女、似卽召伯口中之我母、君氏之命、責問婦氏與公的土田的賦稅、由於伯氏的放縱、公與婦氏狼狽表分、宕疑假作囊、謂囊括斂藏

召伯虎見於江漢之詩、序以爲尹吉甫美宣王、所以此器曾定爲宣王時、此器兩耳形制同於長安一・一四方彝、不能晚至西周晚期、此器獸面文和可以定爲共懿時代的吳方彝、師遽方彝相近、作器者亦見於師嫠段商周三三四已爲宰職、今定此器於西周中期後半部

器の時期をほぼ共懿期とするものであるが、器制文様による時期推定は、作器者の趣向をも含む問題であるため十分な根據としがたいことも多く、この器の場合は琱生の名のみえる師嫠段の時期がより具體的な根據となる。陳氏はその西周銅器斷代において十一年師嫠段を共懿期に收めず、西周年代考においては共和十一年の器とする。十一年師嫠段は師龢父の訃を告げるもので、共和期は間もなく終焉する。召伯虎が詩の大雅江漢篇にいう召虎であることは疑いなく、師嫠段の十一年も宣王の譜に接續するのである。またその銘文の意を伯氏の放縱による賦稅の延滯とするのは郭氏の大系の解釋と同樣であるが、そのようなことを內容とする銘辭を祭器に加えることはありえない。この銘がおそらく

相續分など受益權の取得に關する紛爭の和解を內容とするものであることは、すでに通釋にしるした通りである。郭・陳兩氏の放縱說のごときは、彝銘の性質觀の上からも許容しがたいものである。

なお琱生毁一・二器に關して、李平心氏の「卜辭金文中所見社會經濟史實考釋」中華文史論叢第一輯、一九六二・八に、琱生毁第一器の「余獻婦氏以壺」の壺を「壺與貢同韻、召伯虎所獻之壺、卽眉敖（乖伯毁）所獻之貢」、また第二器の「用獄誎爲白」の白を「卽是貢或賦、猶胥伯卽是胥賦楚賦、爲白卽治賦、與獻壺獻貢之義相近、不同的是、召伯虎是以臣屬對王室獻賦、爲王室治賦、而眉敖是以裔邦之君對周室獻賦」と解して何れも賦貢のことをいうものとする。それで第一器の「以王命、余考止公僕庸土田多誎弋」李氏句讀を釋していう。

考當讀好、卽左傳昭七年、好以大屈之好、止當讀詒、卽詩天保詒爾多福之詒、並訓賜予、銘文是說、奉天子命、以公家之附庸、土田及租稅多項賞賜召伯、下文又云、白氏從許、公宕其參、女則宕其貳、公宕其貳、女則宕其一、白氏之白讀貢（賦）、宕從石聲、當讀藉（後變入陽韻）、銘文是說、職掌財賦之有司規定、田賦與職責公家取三分、召虎取二分、公家取二分、召虎取一分、所規定的正是誎弋（績與職）的主要內容、這與齊桓公賞給管仲以三歸很相彷彿、不同的是、桓公賞給管仲的是市租、而宣王賜給召虎的是田租與職績

大系のように宕を遊蕩と解してその指導責任の割合を論ずるとするよりもいくらに理に近いが、壺を貢、爲白を治賦、考止を好詒、宕を職績、誎弋を績職とするなど殆んど訓詁の法を無視した解釋で、全體の文意においても何ら疏通するところをみない。

＊琱戈父毁　一九六一年四月の扶風齊家村の調査のとき、その舊曆二月に村東南約一二〇米の處から三器の出土器が確認された。趙學謙氏の報告考古・一九六三・一〇によると、その地は柞鐘・幾父壺出土の地より約一五〇米離れたところで、一九五二～五三年間にも三件の銅鼎等が出土したことがあるという。今次の三器は圓窖中の坑藏品で地下約一米、坑の深さ一・一米である。「銅毁共三件、形制與銘文均相同、失蓋、器高一四、口徑一八糎、犧耳銜環、有珥、圈足下有三足、口沿及圈足爲雲紋、腹部瓦紋、銘在腹底、四行二十五字」。銘に

琱□父乍□障毁、用享于皇且文考、用易眉壽、子〻孫〻、永寶用

という。第二字は我に近い形であるが、いまかりに器名を琱戈父毁と稱しておく。また第五字は大の下部を交脚の形に作る。琱氏の器で、字樣は琱生毁第二器のそれに近い。

一九八、＊仲義父𨱔　周存に失蓋の器五・二七の拓影を載せている。鄒安の子章甫は善く彝器の全形を拓すると傳えられているから、この全形拓はあるいは章甫の打拓したものであろう。またその金說に𨱔と罍とを「乃一物而異名」とする說がある。

巻四　第三四輯～第四〇輯

一九九、＊商鞅量　器は一九六六年の徵集品で上海博物館に收藏。その容積は縦七、横一二・五、深二・二七～二・三糎、實測によると二〇一糎立方を容れる。馬承源氏の「商鞅方升和戰國量制」文物・一九七二・六に銘の文首を「十八年、齊遣卿大夫」と釋して齊の量器とし、大梁鼎・平安君鼎・尹壺・長陵盉・屌氏扁壺など、列國量器の容積實測との比較を試みている。また子禾子釜を前三世紀下半、大梁鼎を魏の安釐王廿七年、卽ち前二五〇年とし、秦の權量統一の背景を說く。馬氏にはまた「戰國度量衡略說」考古・一九六四・六があり、紫溪氏に「古代量器小考」文物・一九六四・七がある。商鞅量には始皇廿六年の秦權量を附刻している。秦權量の字體について、戴君仁氏の「跋秦權量跋」中國文字・一四に、そのうち小篆と小異のもの四文ありとし、倉頡三篇成立より以前のものであろうと論じている。

＊新郪虎符　馬國權氏の「虎符瑣記」藝林叢錄第二編、一九六二・五に秦漢の虎符について隨筆的な記述がある。

二〇〇、＊虢季子緩鬲　巖窟上・一四に一器を著錄、「虢季氏子緩乍鬲、子〻孫〻、永寶用享」の十五字を銘する。河南新鄉の出土という。

＊虢大子元徒戈　孫貫文氏の「金文札記三則」考古・一九六三・一〇に、一九五六年陜縣出土の虢大子元徒戈の徒戈について、「戈銘中之徒字、乃徒卒徒兵之徒、猶今言步兵」とし、用例として陳子戈三代・一九・四一・一・千斤徒戈同・二〇・七・一・陳子山徒戈貞松・一二・二をあげ、また車戈二攈古・二之一・一九 巖窟下・田戈錄遺・五六五の例などをあげている。なお節戈・造節戈などの例もあり、その用いるところをいう。

＊芮器　虞器の次に芮公・芮伯・芮姬の諸器を列次しておく。

芮公鐘　內公乍從鐘、子孫永寶用三代・一・四・一

芮公壺　內公乍鑄寶壺、永寶用倫敦・九四　三代・一二・九・五～七（三器）

芮公鼎　內公乍盥飤鼎、子孫永寶、用享三代・三・二四・六

芮公鬲　內公乍鑄京氏婦叔姬賸鬲、子〻孫〻、永用享三代・五・四〇・一，二

芮公鐘句　內公乍鑄從鐘之句三代・一八・一

芮伯啓壺　內白敀乍釐公隮彝日本・二九六　三代・一二・九・一，二（器蓋二文）

芮伯多父段　內白多父乍寶段、用享于皇且文考、用易眉壽、其萬年、子〻孫〻、永寶用享三代・八・三三・一

芮姬壺　呂王□乍內姬隮壺、其永寶用享三代・一二・一二・二

＊蘇冶妊鼎　金索一・三六に蘇を魚と釋し「宋司馬子魚之後爲魚氏」というが、右上に小さな木形を添えており蘇字である。

＊甫人父匜　積微居六五に銘の「萬人用」について、「餘杭章君說娘日古音歸泥、以年从人聲爲證、

其說審矣、顧未及人年通用之例也」という。金文には他にも新出の鼉乎段にその例がある。

二〇三、部鐘　一器を英國博物館、また一器を上海博物館に藏する。上海八〇にいう。

此鐘之舞飾蟠蛇紋、篆飾雷紋、鼓飾龍蛇紋、銘文纖細精妙、共八十六字、前段記載作器者邵黛之世系及其自贊詞、後段記鑄鐘之緣由、云作大鐘八肆及相應的磬四堵、用樂先祖、並祈眉壽、異公卽翼公、翼爲晉舊都、此是晉器、學者中亦有釋作畢公、今以異爲是、（韻讀略）一八七〇年出土於山西省榮河縣后土祠旁河岸中、已見著錄者十五器、上海博物館其六器

しかし字は金文にみえる異とは異構にして、むしろ畢に近いようである。

錄遺二一〇に錄する呂□姬鬲もこの族の作器であるかも知れない。「呂□姬乍𩰫鬲、其子〻孫〻、寶用」と銘する。𩰫鬲というものには王作番妃鬲集成六四五などがある。

二〇四、嗣子壺　劉節の「郇君嗣子壺跋」北平圖書館館刊七卷二號、古史考存所收に「命瓜君嗣子」を「命郇君嗣子」とよみ、郇伯の器とする說がある。

旬君嗣子壺與厵羌鐘、同出於洛陽舊土城東北之五臺墓、壺有二、一藏懷主敎處、其他一器、不知流落何方、承懷主敎以照片及墨本寄示、因略書所見、以荅雅意、旬卽筍、說文作郇、从旬从邑、郇卽荀、郇地屬晉、曹風下泉之詩曰、四國有王、郇伯勞之、傳曰、郇伯郇侯也、左傳、郜、雍……郇、文之昭也、說文謂周武王子所封國、在晉地、今本竹書紀年謂、昭王六年、王錫郇伯命、蓋據詩傳而言、足證郇爲周初小侯國、後入於晉、杜元凱春秋釋地云、今解縣西北有郇城、括地志云、郇城在猗氏縣西南四里、三家分晉、地入於韓、故得其重器焉

その文は郇國の考證に甚だ力めたものであるが、「命郇君嗣子乍鑄尊壺」の命を動詞に解しては文意を失う。乍鑄の上文はその主語であるべきである。

分類圖錄A七一四に命瓜壺として著錄するものは從來著錄の壺と別器。高四六・三、高至口四〇、口徑一五・二、寬二九・五糎、項外銘二三行五〇字。銘文の行款・字迹ともに既著錄の壺に同じ。今清華大學に藏するという。陳氏の考釋にいう。

此器傳一九二八～一九三一年洛陽金村出土、同形同銘之別一壺、今在翁塔利博物館、高四九・五、寬二九、底徑一七糎、著錄於洛陽、金村……三代

命瓜卽令狐、左傳文七、晉敗秦師於令狐、……左傳宣十五有令狐顆（魏顆）、其子令狐文子（魏頡）見於左傳成十八及國語晉語七、此器之嗣子當是令狐氏的後裔

此對壺形制花文近於〔厵羌鐘〕而早於一對東周左𠂤壺善齋吉金・三・五〇　戰國式七六後者亦當是金村所出、銘記二十九年十二月爲東周左𠂤飲壺、東周公見存於公元前三六七～二四九年、則此二十九年當是周顯王二十九年公元前三四〇年、令狐壺早於左𠂤壺、其十年當指周威烈王十年公元前四一六年或周安王十年公元前三九二年、故與周威烈王二十二年公元前四〇四年所作之厵羌鐘花文相近、詳六國紀年

原編此集時、此壺尚在紐約市、一九四八年秋、歸於清華大學、重器回國、足以慶幸、因仍附載此集、以誌其經過

器の十年を周王の紀年として解し、威烈王の十年もしくは安王の十年とする。東周左𠂤壺のごときは周器であるからその紀年を用いたとすべきであろうが、厵羌鐘や嗣子壺のごときは列國の器であり、

その國の紀年を以てしるしているはずである。この器も厵羌鐘と同出と傳えるものであるから、その制作の時期も相近いものと考えてよい。厵羌鐘の時期は晉紀によるもので、烈公の廿二年前三九四年とみられる。

*智君子鑑　器はミネアポリス美術館に一器を藏し、銘は書道九九に錄し、考釋に唐蘭氏の「智君子鑑考」輔仁學誌・八卷一・二期、民二七がある。

また分類圖錄A八四〇・八四一に鑑一・二を錄し、器は大小略同じくして一對をなしている。第一器は高二二・七、寬五一・八、底徑二三糎、第二器は高二二・二、寬五一・五、口徑四三・五、底徑二三糎、ともに「智君子之弄鑑」の六字を裝飾字體を以て加えている。陳氏はいう。

唐蘭智君子鑑考釋輔仁學誌八卷一・二期說、一九三八年夏、此二鑑與其它五・六器出土于輝縣、唐氏以爲作器者是滅于三晉的智襄子、故定此器作于公元前四七二～四五二年、我們以爲此智氏之器、君子是作器者私名、不當讀作智君之子、或智君子、而應讀作智君子、一九五六年夏、在北京見到君子之弄鼎今在東北人民大學、驗其形制花文、確是三晉之器、因此鼎而更可證實鑑銘的讀法、智氏滅于公元前四五三年、此器之作應在其後而與禺邗王壺同時、卽春秋之末詳燕京學報二十一期、頁二〇七～二二九

なお弄鑑には分類圖錄A五六〇に王乍弄卣「王乍□弄」、またA六七四に「子乍弄鳥」と銘する尊があり、尊は山西太原の出土と傳える。弄卣について陳氏は

此器與支那工藝圖鑑一〇（商周六二六）之告亞卣相似、後者係一九三〇年安陽出土、同出土的有一段頌齋七與二鼎三代・二・八・五，六此器銘之王應是殷王、第三字疑是王之后妃的姓、弄是弄器

というが、弄器の何たるかを述べていない。弄は兩手を以て玉を奉ずる象で魂振りの儀禮を示す字であり、弄卣・弄尊・弄鑑とはみな招魂續魄の呪器とするものであろう。本來は玉器を以て魂振りの玩弄とした。弄卣を殷器、尊鑑を春秋期の器とすれば、彝器を以て弄器とする風は甚だ早い時期から存したのである。

*趙孟介壺　聞一多の「禺邗王壺跋」古典新義所收に禺邗を吳干とする陳說を是とし、介を賜與の義にして詩の塈・溉と同義とする。また易は愓の別構、錫と通じて銀錫の錫、爲は化、「化錫金者、化合錫與黃銅、使成靑銅也、爲化爲動詞、陳氏以爲介詞、誤甚」といい、構文の圖解式をも示しているが、爲・介・易の字釋は何れも疑問とすべく、殊に霸業を呼號するほどの吳王が、趙孟より錫を與えられてそれを化合し、祀器を作る資とするというのは甚だ事情に合せず、霸王の器に銘すべき文辭としがたい。「邗王之易金」とは邗王より賜與された彝器の材質の意であるから、作器者はもとより吳王ではない。また劉節氏の「說攻吳與禺邗」禹貢第七卷第一・二・三期合刊　古史考存所收に壺を邗國の器にして工𠭯とは別國とする說がある。

按黃池之會、見左氏哀公十三年傳、而此壺所言黃池、其地雖一、其時則較早也、壺又有趙孟之名、晉有三趙孟、然則此趙孟所指何人耶、以器之形制及文字觀之、當在攻吳王夫差鑑之前、其時邗國尙未幷於吳也文節略

晉には趙盾・趙武・趙鞅・趙襄子の四趙孟があり、黃池の會に赴いたものは趙簡子鞅である。それ以前に吳と交渉をもつて黃池に赴いたものはない。

＊昌國鼎　趙器。儀眞氏の「從考古發現談儒法鬪爭的幾個問題」文物・一九七四・六に世界美術全集七、圖版一四に錄する昌國鼎をあげている。銘にいう。

四年、昌國□工師□犾冶更𣪊身

四年を儀氏は趙悼襄王四年前二四一年とし、「應爲燕昌國君樂間、奔趙後所作」とする。趙の悼襄王の四年ならば、昌國君が趙に奔つた燕王喜の四年前二五一年より十一年後にあたり、趙燕聯合して秦を攻めている年である。鼎銘の文意は明らかでないが、史記の樂毅傳に、樂間が趙に奔つたとき燕王が樂間に遺つた書を載せており、そのなかに「今寡人雖愚、不若紂之暴也、燕民雖亂、不若殷民之甚也、室有語、不相盡以告鄰里、二者寡人不爲君取也」の語がある。この鼎の作器のときには、すでに燕趙の和解と協力が回復されていたはずである。

＊長子□臣簠　上海博物館收集品文物・一九六四・七、「器邊部分殘、可復原、連蓋高一九・三、口縱二三・五、口横二九、腹深六糎、飾蟠龍紋、蓋和底同銘」。文五行三九字、銘にいう。

隹正月初吉丁亥、長子□臣、擇其吉金、乍其子孟□之母朕匿、其眉壽、萬年無期、子〻孫〻、永保用之

長の字形は止に從う。上黨の長子にして晉地。孟下の一字は姓を示すものであろうが初見。器が報告者のいうように春秋中期、あるいはそれより稍しく後のものとすれば、長狄の滅亡のころにあたる。

＊吉日劍　錄遺六〇一・二にこの劍銘を錄するも、銘の後半のみで、前面の部分を脱している。文末の字は虡の字形に近いようである。

二〇五、＊郾王戠戈　張震澤氏の「燕王職戈考釋」考古・一九七三・四に、一九六七年遼寧省北票縣出土の戈銘「郾王戠乍御司馬」に考釋を加えていう。郾王職についてはただ史記趙世家に趙武靈王「十一年、王召公子職於韓、立以爲燕王、使樂池送之」とあり、六國表集解徐廣の引く紀年にそれを武靈王十二年とする。十一年ならば燕王噲六年、子之の三年前三一五年である。世家・燕策一に「二年而燕人立太子平、是爲燕昭王」とあり、子之の亡後この空白二年の間前三一三〜二が職の在位年限であったとする。その說はすでに瀧川氏の史記會注考證燕世家の條にみえている。

二〇六、王子嬰次鑪　王國維の「王子嬰次盧跋」觀堂集林卷一八はもと支那學第三卷第九號に發表されたものである。

二〇七、鄭鄧伯鬲　餘論二・四に叔帶鬲と題しており、鄧の舊釋燕を改めて興とする。綴遺も同じ。叔帶は愙齋の釋であるがもとより叔媾と釋すべく、その名はまた鄭鄧伯叔媾鼎にみえる。錄遺八六にその鼎銘を錄し、

奠登白□叔媾乍寶鼎、其子〻孫〻、永寶用

という。この器では叔媾が作器者である。

＊鄭鄧叔簠　韡華丁・一に簠として錄するものはおそらくこの器であろう。貞松には𣪘とするも、銘には明らかに旅盨という。

＊鄭楙叔賓父壺　韡華庚中・二に「楙氏、賓父名、楙疑通茅、左傳、凡蔣邢茅胙祭、周公之胤也、左傳、晉有茅茷」と茅氏の後とするが、東周以後の器である。

＊鄭氏伯高父甗　「奠氏白高父乍旅獻、其萬年、子〻孫〻、永寶」三代・五・一〇・三もまた鄭器であろう。韡華乙下・三に「東周初葉器、考左傳鄭有高氏、高克・高渠彌、疑卽伯高父之後、以字爲氏者」という。別に奠氏の二字を著けず、「白高父乍䵼彝」三代・六・三五・四のようにいうものがある。

＊鄭伯盤　上海六六にいう、「高一三・五、口徑三七・九、底徑二七・三、腹深五・九糎、盤之立耳飾雙鳥、腹飾兩頭龍紋、圈足飾鱗紋、透雕、盤中鑄有魚二十尾、乃商末周初之遺風、甚別緻」。盤の制作には古い器制を傳承することが多い。銘は盤底中央に奠字、以下左旋、外に魚二列右旋、文に

　奠白乍盤匜、其子〻孫〻、永寶

と銘し、鄭伯の名をしるしていない。別に匜の作器もあるはずである。上海博物館藏器。

二〇八、＊鄧公毁　「不故屯夫人」の不故について、周法高氏の「不姑考」金文零釋に、郭氏の大系にこれを薄姑とすることを疑問としていう。

　案不隸古音之部、薄隸魚部、韻部不同、薄姑滅於周初、距春秋的時代已遠、而且據郭說、薄姑今山東省北部、鄧在今河南省西南、相距亦頗遙遠、非也、不姑疑卽春秋時的不羹、左傳昭十一年楚子城陳蔡不羹、楚語上靈王城陳蔡不羹、韋注、三國楚別都也、今潁川定陵西北有不羹亭、襄城西北有不羹城、釋文云、羹漢志作更、左傳莊六年楚文王伐申、過鄧、鄧祁侯曰、吾甥也、止而享之、……還年、楚子伐鄧、十六年楚復伐鄧滅之、杜注、魯莊公十六年、漢志南陽郡、鄧故國、一統志、故城今襄陽縣北、案大系謂鄧國故地在今河南鄧縣、非也、羹更同音、隸古音陽部、姑隸魚部、二部爲陰陽對轉、聲紐同隸見紐、音也相近、可見不姑卽不羹、在音韻上、地域上、時代上、都可以說得過去

姑と羹・更とを魚陽の陰陽對轉を以て通用とする。

「不故屯夫人始乍」の乍に迮嫁・迮落の二解があり、ただ迮嫁のことを「始乍」というのも不自然のこととも思われるので迮落の義によむこともできよう。そのときは始を姒とよみ改め、「これ鄧の九月初吉、不故の屯夫人姒、殂す。鄧公用て屯夫人の隮誃毁を爲る」となり、その祭器を作る意となる。曾侯簠の「叔姬霝乍黃邦、曾侯乍叔姬邛嬭賸器䵼彝」は明らかに賸器であるから迮嫁の解をなしうるが、本器の場合は賸器でないことを顧慮すべきであろう。鄧伯氏鼎に「隹曻八月初吉、白氏姒氏乍嬶嫚臭賸鼎、其永寶用」というのは、姒氏が鄧の親緣の關係にあることを示すものであるが、周說のように不羹ならば秦仲の後で嬴姓であるから、この解は成立しないこととなる。

二〇九、鄀公敄人毁　韡華丙・七に務人の名の例をあげ、「左傳有公叔務人、列子有伯昏瞀人、名同此」という。左傳には公叔務人哀一一の他に公冉務人文一八があり、商人齊の懿公などとともに當時の命名法であった。

＊鄀君戈　湖北江陵拍馬山楚墓のM一〇より出土。考古・一九七三・三胡上に鳥篆を以て「鄀君用寶」の四字を銘する。

二一〇、＊宋公差戈　山左濟寧州金石志二一にこの器を濟寧に得たりとして錄入していう。「日照許印林云、宋公差疑是宋元公佐也、續漢志梁國有邳亭、丕或卽邳省耳、未知古有丕陽侯否、以俟博者」、「商城楊石卿云、考古器銘鑄款固多、鑿款亦間有之、此戈篆文、是鑄成後刻也」。兵器の類にはときに鑿款の類がある。

＊宋公䜌戈　雙劍誃上・四三・上海八六に宋公䜌戈を著錄。壽縣出土。金象嵌銘があり、「宋公䜌之造戈」と銘する。容庚氏の「鳥書三考」金文論文選第一輯所收に詳考がある。

＊宋公得戈　內に金象嵌の鳥渦文を飾り、胡の中央兩面に「宋公得乍造戈」の鳥書銘がある。壽縣出土。書道一〇三著錄。宋公得は前四六八～四二二在位。

＊欒子𥎦𥜈簠　上海博物館收集品文物・一九六四・七。器は殘破して器底のみを存する。蟠獸文と環帶文とを飾るという。銘六行三四字、

隹正月初吉丁亥、欒子𥎦𥜈、擇其吉金、自乍飤匿、其眉壽、萬年無諆、子〻孫〻、永保用之

と銘する。報告者馬承源氏は作器者についていう。

欒子𥎦𥜈、疑爲宋之將鉏、將𥎦發音部位相同、

皆齒頭音、鉏𥜈古同魚部、將鉏見於左傳成十六年前五七五年、鄭子罕伐宋、宋將鉏樂懼敗諸汋陂、退舍于夫渠、不儆、鄭人復之、敗諸汋陵、獲將鉏樂懼

欒には欒鼎三代・三・二〇・八があるが、この器の作器者との關係は明らかでない。匿の字樣は齊器の國差𦉢などに近く、時期もおそらく相近いものであろう。欒氏には季甫のような命名のものもあり、𥎦𥜈も同樣の命名法であろうと思われる。

二一一、陳侯段　器影は續鑑甲編六・二四に繪圖があり、のち上海博物館に收藏上海六五。甲編に器銘について「武王以元女大姬配胡公、以備三恪、其後文公娶蔡、哀公娶鄭、皆姬姓、則嘉姬之名雖不載史傳、當亦陳侯之娶于姬姓者也」という。周初以來姬姓との通婚のことが多かつたようである。また上海にその器制をして、「高一二・四、口徑二〇、腹徑二〇・六、底徑一七・二、腹深一〇糎、重二・六四瓩、此簋雙耳垂珥、淺腹、口沿下紋飾作簡形的渦紋、腹作簡略的環帶紋、穩重樸質、是標準的春秋前期紋飾」という。

陳侯段

＊肥城陳侯諸器　一九六三年、肥城城東の小王莊より陳侯の媵器とみられる十三件の銅器が出土、齊文濤氏の「概述近年來山東出土的商周青銅器」文物・一九七二・五にその報告がある。

陳侯壺　陳侯乍嬀蘇朕壺、其萬年、永寶用

同銘二器。兩耳象首銜環、象鼻上卷、腹に十字帶文を飾る。簠もまた象首文簠とよばれ、報告に「腹飾卷體夔紋、口與底飾竊曲紋、四足爲疾走的小獸、兩耳作長髯卷尾之小獸、簠的造形獨特」というように、簠としては珍らしい制作である。また象首文の匜、魚龍文盤がある。別に嬰士父鬲があり、

嬰士父乍蓼改障鬲、其萬年、子〻孫〻、永寶用

と銘する。報告に「束頷踦足、腹有三棱、腹飾卷體夔紋」とその器制をいい、また文中の蓼について「蓼古代小國、在今固始、霍邱一帶、公元前六二二年爲楚所滅」という。この器群の出土地は蓼の故地であろうが、出土地の確かな陳器として注意すべきものである。

二一二、＊蔡姫尊　器はフリーア七四・金匱初・一六六に著錄、銘文と考釋は攈古二之二・五・澂秋二七・三代一一・三二・二・小校五・三三・二にみえる。金匱に「陝西西安出土」、澂秋に「見于長安」とするも、

陳侯壺

早く海外に出たものであろう。器制について金匱に「高二七・五、口徑二五、足徑一九・五糎」とその尺寸をしるす。器腹の中央に顧龍の帶文があり、上部に蕉葉風に様式化した夔鳳の變様文、下に巨目の突起する饕餮文を飾り、地に雷文を配する。銘三行一四字、

白乍蔡姫宗彝、其邁年、世孫子永寶

という。蔡姫宗彝のようにいうのは珍らしい文例である。器制・字様を以ていえば、西周中期に位置しうるものと思われる。その蕉葉文は後の鐘の鼓文に多くみえる文様の先驅的な形式のものであろう。

＊蔡侯諸器　蔡侯𪔨盤は壽縣・五省に著錄、銘は書道補一五・一一玄四二六にも收める。蔡侯䵼は新獲四九・出土文物選二八、蔡侯毁は新獲四九に收錄。なお蔡侯戈周存・六・二三があり、「蔡侯𪔨之行戈」と銘している。

蔡姫尊

＊蔡侯編鐘　鐘銘に行鐘・歌鐘の名を用いるものはただ蔡侯の器にのみみえ、その區別が問題とされている。李純一氏の「關于歌鐘行鐘及蔡侯編鐘」文物・一九七三・七は長治編鐘・智篙編鐘及び蔡侯編鐘の音階測定を試み、蔡侯編鐘九器のうち3〜6の行鐘と稱するもの四器が一組の音階をもつ樂器であることが知られた。李氏はその結果、行鐘とは「上層貴族外出巡狩征行時所使用」のものであるという。またこの九器の組織について、銘文と調音の上より論じていう。

蔡侯編鐘的前二枚與後三枚爲一種銘文、幷皆自名爲歌鐘、而中間四枚突然改爲別一種銘文、又都自名爲行鐘、這表明它們原非一組、前二枚與後二枚歌鐘、都有八十二字的全銘、而第七器僅有相當于後半的二十字、這表明其間必有缺失、五枚歌鐘的蔡侯名一字都被鏟掉、而行鐘這一字全存、如果它們原是一組、由于某種原因要鏟掉這一字、就應一律鏟掉、而不應有去有存

九枚蔡侯編鐘的調音、却呈現兩種顯然不同的情況、自名爲歌鐘的前兩枚兩側內壁各開兩個長方槽、接于其後的四枚行鐘兩側內壁各開三個長方槽、舞內開槽數量亦多顯著增加、其後三枚歌鐘兩側內壁僅各開一長方槽、舞內開槽數量又突然減少、這表明五枚歌鐘原屬一組、四枚行鐘原屬另一組

すなわちもと行鐘と歌鐘と二組の編鐘があり、ともに不完全なものを合せて一組とし墓葬に用いたものであるという。また行鐘の名を巡狩征行の際の用器とする。思うに行器は一般に旅器とともに本貫の地以外で行なわれる儀禮の用器であろう。これに對して歌鐘は專ら舞樂の際に用いるもので、その制はのちまでも行なわれ、左傳襄十一年に鄭より晉侯に樂人と「歌鐘二肆及其鎛・磬・女樂二八」を賂し、國語晉語七にもそのことをしるしている。行鐘の名が殘らなかつたのは、のち一般に行宮・旅宮の儀禮が維持されなかつたからであろう。

＊蔡侯產劍　壽縣蔡侯墓出土、三件。うち一件は「蔡侯產之用僉」、二件には「蔡侯產乍黃欮」と銘する。陳夢家氏の「蔡器三記」考古・一九六三・七にいう。

蔡侯三劍、銘皆完整、此墓主人、當屬于蔡侯、……都是錯金鳥書、銘文形式有二、蔡侯二字的寫法、同于宋代李公麟所得的壽陽戈、而異于壽縣西門蔡侯墓出土的蔡侯諸器、黃欮二字、疑與玄翏相類、乃指鑄器所用材料、……史記蔡世家曰、十九年成侯卒、子聲侯產立前四七三、越王勾踐二四年、滅吳、楚惠王一八年、前四七一、越王勾踐二六年、聲侯十五年卒前四五七、越王不壽二年、楚惠王三二年、由此可見聲侯卽位于越滅吳以後、與越王勾踐、鹿郢及楚惠王同時、此墓隨葬兵器中、可以有吳國的、楚國的、也可以有越國的、由于越王者旨於睗戈與蔡聲侯產劍共存、可因此重新考訂者旨於睗的年代

いわゆる壽陽戈は考古圖七・二・薛氏款識一・一に著錄する錯金銘戈で、考古圖に「得于壽陽紫金山漢淮南王之故宮」とするものである。容庚氏の鳥書考に收めるが上三字未釋、淮南王故宮の所在はいまの蔡家崗一帶にあたり、その戈も蔡墓中の出土品と推定されるという。

＊蔡侯朱缶　一九五八年湖北宜城安樂垸出土。出土事情や同出物などはすべて明らかでないという。文物・一九六二・一一、六四頁　陳夢家氏の蔡器三器考古・一九六三・七にいう。

形制與銘文字體都和一九五五年壽縣西門蔡侯墓所出蔡侯龖之盥缶相似、宜城縣境、乃春秋時代的鄀、鄀所在地、……蔡侯朱器出土于楚在公元前五〇四年所徙都的地、而據春秋、蔡侯朱于魯昭公二十一年前五二一年奔楚、則楚昭王十二年徙都之時、朱或隨之去鄀、卒葬于此

蔡侯朱はすなわち蔡平侯前五二九~五二二の子。陳氏はこれらの蔡侯器によつて蔡侯𪓐の世次を考え、その字を甫に従う形とし、文獻の蔡昭侯申をその譌字とする說を導いていう。

據出土器銘、蔡侯朱之名同于春秋左傳、蔡侯產之名同于史記蔡世家、而蔡侯𪓐之名與古籍不相應、春秋宣公十七年、蔡侯申卒、卽史記蔡世家的蔡文侯、與左傳哀公四年盜殺蔡侯申同名、後者卽史記蔡世家的蔡昭侯、申、金陵書局刊本作甲、疑作申作甲皆甫字之誤

蔡侯𪓐については悼侯東國・昭侯申・成侯朔・聲侯產の諸說があることは通釋三〇三頁以下に述べたが、その鐘銘や蔡侯𣪘の銘文にいうところを推して成侯說が最も齟齬するところがないようである。ただ𣪘銘の日辰は昭侯の元年と合わず、繫年上にもなお問題が殘されている。

文物一九六二・一一の仲卿署名の記述に、この缶について「小口、直領、鼓腹、假圈足(外視如圈足、實爲小平底)、腹部兩側有提鏈、全形與安徽壽縣蔡侯墓出土之廿一號盥缶相似、只是腹部更鼓、通體光亮、腹上部有兩道細弦紋、肩部橫書一行銘文、共五字、釋爲蔡侯朱之缶、該器通高約四〇糎」といい、春秋昭廿一年「冬、蔡侯朱出奔楚」とあるその出奔の地を考えて、器の出土地である宜城、すなわち南郡鄀縣、鄢郢に楚の昭王が徙つたのは前五〇四年、蔡侯朱の出奔は前五二一年であるから、蔡侯はまず楚地に入つてその遷都とともに鄀に入り、ここに客死したのであろうという。すなわち陳氏の說はすべてこの仲卿署名の說と同じである。なお文物の同號に商承祚氏の新弨戈釋文があり、この缶の銘文にも論及するところがある。

＊蔡公子果戈　上海博物館藏。智龕氏の「蔡公子果戈」文物・一九六四・七に「全長二三・九、高一〇・一、援長一六・五、內長七・四糎、內部前後都有陰綫紋飾、胡部有鳥篆書銘文六字、蔡公子果之用」という。既著錄のものに三代一九・四六・二・又一九・三八・一があり、合せて三具、安徽壽縣の出土品と推定される。蔡の公子の文獻にみえるものは公子燮春秋襄八・公子駟哀二、公孫は公孫姓定四・哀四・公孫霍(盱)哀四のみであるが、報告者は莊公甲午前六四五~六一二在位の甲は果の譌傳であろうかという。それは鳥篆書の時期としてはやや早きにすぎるようである。

＊蔡公子加戈　上海八七著錄。錯金鳥書を以て「蔡公子加之用」と銘する。前器と同じく春秋末期のものと思われる。

＊蔡竝□戈　沈之瑜の「蔡竝□戈跋」文物・一九六三・九に、一九五九年上海回收の廢銅中よりえたという。戈身に「蔡竝□之敢戈」と銘するも、內に加えられている圖象は四川冬笋壩出土の銅兵のものと同じく、また身下より胡床に白虎の圖文があり、器は巴族の銅兵の樣式ではあるが、銘文の書體は楚國の文字に類似し、楚人の後刻になるものであろうという。器はいま上海博物館に藏する。

＊許者俞鉦　一九六二年四月、安徽宿縣の蘆古城子遺址より出土、錞于と同出。鉦柄の部分は錞于中に納められていた。胡悅謙氏の「安徽省宿縣出土兩件銅樂器」文物・一九六四・七にいう。「鉦、柄中部有一穿、平舞、弧形于、通體素面、腹一面鑄銘文三十三字、重文一、分爲八行、通高二五、柄長八・八、舞廣九・五、于廣一二糎」。銘は胡氏の釋文の他に郭沫若氏の補釋文物・一九六四・九がある。

　嵩君滤虘、與朕㠯熊乍無者俞寶□□、其萬年、用享用考、用旂眉壽、子〻孫、永寶用之

寶下の二字はこの器名に關するものであろうが隸釋しがたい。無は許。邑に従う字形が多いが、無の

ままでも用いる。嵩君は未詳。戜設〔補一二〕に嵩の名がみえ、嵩の異構と思われる字であり、その作戰の地は淮域の上游であつたと思われるから許に近いところである。郭氏は「金文通例、朕字均用爲領格、此却用爲與格、是第一次見到」とし、「與我以能」の意とする。者俞は諸俞、郭釋に「無者俞當卽作器者自稱」というが、これもまた通例にはないことである。文のままにいえば、嵩君より賜與をえたものが、諸俞のために作つた樂器と解すべきである。寶下の字を郭氏は征城あるいは丁寧に當る語とする。鉦は國語晉語五に「戰以錞于丁寧」、吳語「王乃秉枹、親就鳴鐘鼓丁寧錞于、振鐸、勇怯盡應、三軍皆譁釦以振旅」とあり、もと軍中に用いた樂器であるが、この銘によるとまた祭器でもあつたことが知られる。郭氏は鐸より鉦鐘への展開を論じていう。

古者鉦鐸爲物、均輕巧、手執而鳴之、故其銘文之序爲上自口緣而下、周人之鐘乃鉦鐸之擴大、愈大愈重、手不能執、故鐘乃倒懸、而銘文之順序亦倒、鐘旣倒懸、

而鉦鐸之柄却長期留存、成爲鐘之甬、柄上穿孔、變爲附加之環、以偏懸于架、至春秋時期、始有正縣挂鐘出現、名之爲鎛

しかし實際には殷鐃の類には巨器が多く、これを手に持ちうるようなものではなく、鐃の巨大化によつてはじめて懸鐘を生じたわけではない。殷鐃には自ら殷鐃の用法があつたであろうことは、たとえば湖南寧郷・浙江餘杭の大鐃の出土狀況からも推測しうるところである。鐃鉦鐸鐘の推移展開のあとは、このような一面のみを以て說きうるものではない。

二一三、齊侯盤　分類圖錄A八二五に著錄。高八・二、口徑四三・七糎、時期を春秋晚期としている。

*齊侯敦一　分類圖錄A二八四に著錄。いわゆる齊侯四器について、器銘を僞刻とする奇觚の說を引いていう。「此四器後由美人福開森售於紐約市博物館、並請人作齊侯四器考釋一小册、鼎有花文、不與其它三器同、其形制屬於春秋初期、蓋則後配、銘乃僞刻、劉氏的鑑定是正確的」。また「它ゝ熙ゝ、男女無期」の語のみえる慶弔匜薛氏一二・一〇・曩公壺同一二・九・夆弔匜善齋九九の例をあげ、「以上均是齊器、慶弔之器據古器物銘云、此銘得於淄之淄川、近年曩白之器出於黃縣、無期乃是齊語、西周晚期師寰盤記齊師曩嫠征淮夷、折首執訊、無諆徒御、亦用齊語、熙熙金文省火、荀子儒效篇注云和樂之貌、爾雅釋訓云、佗佗美也、凡此疑皆是齊語」という。徐器の沇兒鐘に鐘聲を形容して「皇ゝ趣ゝ」といい、また許子鐘には「皾ゝ趣ゝ、萬年無諆」の語があり、必らずしも齊語と限るべきものでもない。陳氏はまたこの器の條に敦の器制用途原型についてのべ、齊侯の器に善敦というものがあるから、器はもと盛食の用、禮記等の注にも黍稷盛食の器とし、その形は「規首、上下圜相連」少牢饋食禮引孝經緯

鉤命決「敦疑是登、或豆之變形、春秋有蓋豆去校、與敦無異」とし、またその用法について敦と盤匜と一組をなす例が多く、夆弔盤貞松圖・二・三五・夆弔匜善齋・九九・乙・無銘の小盤同上・甲がその例であるという。齊侯四器のうち敦・盤・匜はもと一組をなすが、鼎はその點からも僞作であることが知られるとする。鼎の刻銘はもとより疑うべきであるが、盤匜は相配するものであるとしても、敦は必らずこれに加わるものとはしがたいようである。敦の遺器はその數が極めて限られている。

＊齊侯敦二　周存三・一二にその銘を錄し、「此彝而以敦名者」というも、器は敦であろう。三代七・二四に器蓋二文、十一字銘を錄する。保用の保をこの器も僕の形に作る。その字形は列國期には多く齊器にみえるものである。

＊齊侯匜一　分類圖錄A八三〇に著錄。高一四・二、長三二・五、寬二〇糎、時期を春秋晚期とする。また器名の盂は、匜の齊地方言であろうとしている。

＊齊侯匜二　古靑銅器選五一に著錄。銘に「齊侯乍虢孟姬良女寶匜」の語があり、編者は「虢國早亡、故此器的鑄造當在春秋前期」という。上海六七の解説とほぼ同じ。

＊齊侯鑑　新出の器。一九五七年洛陽中州渠發見の諸器中、修整によって齊侯鑑一器が復原され、その銘文が識られるに至った。洛陽博物館の張劍氏の報告文物・一九七七・三にいう。

銅鑑發現于孟津縣平樂公社的邙山坡上距地表約三米深的一個灰坑內、沒有其它遺物伴出、出土地點距漢魏洛陽故城的金鏞城約三公里、口徑七五、高四三・五、最大腹圍二〇七、腹深六五・五、圓足徑四八・五糎、斂口侈沿、鼓腹圈足、四獸耳銜環、器身飾兩組環帶紋、獸耳由三個立體獸組成、最上面的昂首、最下面的頭部有兩個尖狀觸角、環飾竊曲紋、銘文在上腹內壁、共五行二十六字、重文二、銘文如下

齊侯乍朕子中姜寶盂、其眉壽萬年、永保其身、子〻孫〻、永保用之

齊侯の女の媵器であるが、報告者は齊と周との通婚は定王と惠公の女前六〇三年、また靈王と靈公の女前五五八年の兩次があり、この器は後者のものであろうという。文字は河北易縣出土のいわゆる齊侯四器と似ている。器制は鑑であるが、銘文には盂と稱している。報告者のいう竊曲紋は凸線を以てする

齊侯鑑

波狀文で、洹子孟姜壺も波狀文を飾る。洹子孟姜壺を前五四〇年前後の器とすれば、子中姜の器はそれより少しく後れるものであろう。𦅫鎛にみえる子中姜は鮑叔の家に嫁したもので、この子中姜とはまた別人と思われる。

＊齊嫿姬𣪕　錄遺一四六に著錄。

齊嫿姬乍寶𣪕、其萬年、子孫〻、永用

と銘する。字迹は春秋初期に入りうるものである。

＊齊縈姬之嫿盤　錄遺四九五に著錄。銘に「齊縈姬之嫿乍寶般、其眉壽、萬年無彊、子〻孫〻、永寶用享」という。前器と同じ作器者のものであろう。

＊齊叔姬監　錄遺四九三に著錄。

齊叔姬乍孟庚寶般、其萬年無彊、子〻孫〻、永受大福用

という。銘末の語はその用例をみないものである。

二一四、國差𦉜　「國差立事歲」の立事歲は齊器にその執政就任の年を以て紀年とするものであるが、周存六・九一の王立事劍に孟卯の名がみえ、孟卯は戰國策趙策にみえる趙將の名であり、また周存六・補に「郾王立事歲」というものもそれに類するものであるが、何れも僞銘の疑があつて、確かな證としがたい。

＊公孫𥧂壺　一九六三年山東臨朐出土の一群の銅器のうち、公孫𥧂壺がある。齊文濤氏の報告 文物一九七二・五にいう。

一九六三年在臨朐楊善公社一個水利工程中發現了一批時代比蔡侯墓爲早的銅器、其時代應訂爲春秋晚期、這批銅器有公孫𥧂壺一・壺二・列鼎五件・平蓋鼎二件・敦二・盤一・編鐘一組五件・編鎛一・簠的殘片一、公孫𥧂壺、通梁高二九・五糎、有環梁與蓋相連、銘六行三十九字、刻在頸外

公孫𥧂立事歲、飯者月、公子土折乍子中姜□之般壺、用旂眉壽萬年、羕保其身、子〻孫〻、羕保用之

公孫𥧂卽齊景公時代的公孫竈、𥧂卽造、金文造字多異體、本銘造从火从穴、从穴者尚見于傳世陳麗造戈 簠齋藏古目 一二 陳余造戈 陶齋三・四三、造與竈音同可通假、公孫𥧂卽公孫竈、亦卽子雅、左傳襄二

公孫𥧂壺

八、子雅子尾怒、杜注、二子皆惠公孫、高誘呂覽注、子雅惠公之孫、公子欒堅之子竈也、公孫竈于齊景公三年公元前五四五年、參與了倒慶氏的政變、此後即上臺執政、死于齊景公九年公元前五三九年、當權的時間總共六年

立事歲爲齊國習見的紀年格式、齊國有獨特的紀月格式、月名如𩰫禝、字多不可識、飯者月、疑爲齊國紀月名稱之一、……第三行第四五兩字模糊不清、細審之似爲中姜、古代女兒也可稱子、子中姜即公子土折之女、□爲中姜之名、字不識、此器爲公子土折所作之媵器

立事即是主持國家的祭祀、左傳襄二八十一月乙亥、嘗于大公之廟、慶舍莅事、嘗是祭祀名、爾雅、秋祭曰嘗、大公即姜太公、國之大事、在祀與戎見左傳成十三年、可見古代是非常重視祭祀的、大概只有把持政權的人物、才有資格主持國家的祭祀、齊國這時當權的人物是慶舍的父親慶封、只是由于慶封好田而耆酒、與慶舍政、慶舍才有資格立事、春秋時代齊國立事的人物、除了這個慶舍之外、還有見于金文的國佐國差𦉜、現在知道還有本銘的公孫𥨪、都是顯赫一時的人物、田氏代齊之後、所有立事之人、則全部都是陳氏、無一例外、就充分證明這一點、我們同意把再參四理解爲立事之屆數、至于多少年算一屆、在什麼情況下更換立事人、則尚待研究

公孫𥨪壺的制作年代、應該在公孫竈當權的年代之內、即公元前五四五〜前五三九年

公孫𥨪壺以外的其他器物多係隨葬用的明器、應比作爲媵器的公孫𥨪壺的鑄造年代爲晩、多說也就是晩三五十年、不會進入戰國、所以臨朐這批銅器應該屬于春秋晩期

田氏以前に立事に當るものは慶氏にしても國氏にしてもいずれも齊の公族公孫の家系のものである

から、この公孫𥨪も惠公の孫、公子欒の子竈とみてよい。竈と造の通用については、釋名釋宮室、廣雅釋言に「竈、造也」と同音を以て訓しており、また周禮大祝「二曰造」の注に「故書造作竈、杜子春讀竈爲造次之造、書亦或爲造」とあることからも知られる。

二一六、＊㝬敖毁　三代八・五三・一に錄する眞僞不明の銘文であるが、蓋影は夢郼上・三〇にあり、いま故宮博物院に存するという。郭沫若氏が㝬敖簋銘考釋考古・一九七三・二を發表して文中の子牙を齊の鮑叔牙としているので、参考器として齊器のうちに列しておく。器及び銘文の眞僞の問題は依然として存するが、一應その銘辭の內容を檢討することにする。銘は蓋底にあり、六行五十七字、文右行、郭氏の釋文にいう。

戎獻金于子牙父百車、而錫𩰫㝬敖金十鈞、錫不諱、㝬敖用拱用璧、

用佋告其右、子歆史孟、㬪敖堇用刜弔于史孟、用乍寶毀、㬪敖其子〻孫〻、永寶

郭釋に子牙父を鮑叔、器を齊桓のときのものと解していう。戎は匈奴、古くは鬼方昆夷と稱したもの、周初には山西・陝西の境域に進出していた。唐叔が唐に封ぜられたとき與えられた懷姓九宗は媿姓の戎人である。金は銅、百車は小盂鼎の鬼方の戰獲にみえる。戎地にどうしてこのように多くの銅があるのかは不明。子牙父は穆王時の君牙とする說もあるが、器の時期からみて早きに過ぎ、齊桓のときの鮑叔牙であると思われる。そのころ戎人が南下して邢衞を攻め、齊に救邢救衞の役あり、戎人が金百車を獻じて和を請うたものとみる。この獻金は鮑叔個人に提供されたものではないから、子牙父はこれを同盟の人たちに分與した。而も接續詞に用いる例は、僅かに子禾子釜にみえるのみである。盎は魯の異文。魯國の㬪敖にその金を分與するのは、魯が楚丘の造營に參加したからである。拱は大拱璧、商頌にいう大共小共の義で拱璧對文、以て璧に大小のあることを示す。佋告は昭告、右は上位者、子歆は字、史は職あるいは氏、孟は名、堇は謹、刜は刀に從うて除去の義、弔は弔喪のみならず、致禮をもいう。また眺とよみ聘眺の意ともなしうる。堇用以下は「是說誠心誠意地用大共與小璧向史孟問候幷致禮」の意で、「如此、銘文全體似已得到通讀」という。その文は「開門見山、拔地而起」の趣を以てはじまり、「收得平庸、未免有點龍頭蛇尾」、またその字迹は「文字極草率、可以作爲草篆的標本、是靑銅器銘文中最罕見的一例」とする。以上はいかにも郭氏らしい考釋のしかたであり、また鑑賞のしかたである。

文字は草篆などと稱するも、晉公盦・洹子孟姜壺・陳逆簠・子禾子釜などと同系の字で刻鑿に近い字様である。ただそれらはすでに籀意を失うとしても、それぞれなお骨格を存するが、本器の字はその體格を失なつている。もし郭說のように鮑叔の器ならば𬯀鎛に先立つこと四世、叔夷鎛よりもなお百年前の器となるが、到底その期の字迹とは思われず、むしろ仿製に近い。銘辭もあるいは前辭を失なつたものかも知れないが、これだけでは郭氏のような史實に充てて解することは困難である。

二一七、＊陳喜壺　山西省博物館に藏する陳喜壺は、その器制が洹子孟姜壺に極めて近く、字様もまた相類する陳氏の作器である。おそらく時期も近いものと思われるのでここに錄する。馬承源氏の「陳喜壺」文物・一九六一・二に簡單な紹介があり、またその報告をめぐつて于省吾・陳邦懷・黃盛璋・石志廉諸家の「關于陳喜壺的討論」文物・一九六一・一〇、及び安志敏氏の「陳喜壺商榷」同・一九六二・六がある。馬氏の報告にいう。

一九五六年秋在山西省博物館參觀時、曾見一靑銅壺、通體作環帶紋、相當完整、高四八糎、頸內有銘文一方、計五行二十四字、銘文是整塊鑄上去的、四周有顯著的鑄痕、與鄀嬰諸器鑄銘的情形相同、銘文大體完整、個別有糢糊不清處、此器似未見著錄、當時以爲這壺頗有研究價値、故將銘文照原物摹了一遍、以後又承山西省博物館送來照片和

陳　喜　壺

拓本、今試作考釋于後

陳喜再立事歲、飤月己酉、乍左佐大侯、台以寺持民刅、□客□乍𩰫壺

銘文多異體字、飤月不知爲何月、其餘如酉乍侯民□客等字的結構均不常見

陳喜兩字尚清晰可辨、在拓本上、喜字右旁似有筆劃、鑄模高低不平、可能是缺字、字也略斜、已模糊不清、爲方便起見、逕寫作喜字、陳喜卽陳僖子、就是陳乞、史記作田乞、事見春秋哀公六年、僖與喜音同、可通假、也有可能古人爲了解釋謚號的關係、易喜爲僖字、僖子不是謚號、由桓子無宇生稱洹子可知洹子孟姜壺、洹子作桓子、也有可能是爲了附會謚法的關係、金文中人名自稱子的如洹子・冉子庚壺・子禾子子禾子釜等等、子均是男子的尊稱或美稱、則僖子也必是如此

陳僖子原是齊景公的大夫、再立事歲、當是他立公子陽生悼公爲齊相繼續執政的那一年、齊晏孺子元年秋、發生了以陳僖子爲首的一次政變、……田乞盛陽生橐中、置坐中央、發橐出陽生曰、此乃齊君矣、大夫皆伏謁、……遂立陽生于田乞之家、是爲悼公、……悼公既立、田乞爲齊相專齊政四年、則此壺的絕對年代、當爲齊悼公元年、卽周敬王三十二年、相當于公元前四八八年

陳喜壺銘文拓本

陳喜壺銘文摹本

なおその字の筆劃の異様さに注意し、乍はその繁體、民は目中有刺の象、刅は巽の本字にして恭順の義、「台以寺持民刅異、就是使人民恭和順服的意思、與上文乍佐大侯爲對文」といい、□客の□については鑄器の職官、あるいは人名かとするも、「姑存疑」とする。器は齊器に共通する特徴をもち、當時の一般の樣式とかなり異なるも、齊器の古い樣式をいくらか殘しているようであるという。

以上の報告及び見解に對して、「關于陳喜壺的討論」文物・一九六一・一〇に于省吾氏ら四人の意見の開陳が行なわれている。于氏はその釋文考釋に馬氏と異るものがあるとしてその釋文を示している。

墜僖再立湴事歲、□月己酉、爲左佐大族、台以寺侍民刅選、宗詞客敢爲陻禋壺九

墜僖は陳僖子、春秋のとき韓獻・魏桓・陳仲など子を略していう例が多い。馬釋に乍と釋する字は爲と釋すべき字で、東周左師壺などにその字があるという。思うに鑄客鼎・酓忎鼎などの字はみなこの形に作り、于氏の釋が正しい。また馬釋に侯とする字も、于釋によつて族と改めるべきである。末句の「宗詞客敢爲禋壺九」の詞は祀、周禮大祝に「一曰祀」とあり、漢堯廟碑「將辭帝堯」の辭もみな祀の假借字。楚器に見える鑄客とは「我以爲這繫用外邦的技術人員來從事鑄造、故稱爲鑄客」という。陻は禋、「壺之稱禋壺、猶蔡侯盤之稱禋盤」、文末の九は祀器として九壺を作る意とする。

陳邦懷氏は□月の□は四と飤に從う字で四の繁文、陳猷釜の𩞁月は酉月、國差𦉜の咸月は戊月、子禾子釜の媿は未と古韻同部、すなわち十二支を以て月をよぶものであろうという。爲・族の釋字は于氏と同じ。大族とは齊邦を蔑視する田氏の姿勢を示したものと解していう。

爲佐大族、以持民巽者、因輔佐齊邦、使民恭順、此是陳喜爲齊相統治人民之口吻、案陳侯午𨭆及陳侯因資𨭆并有保有齊邦之句、依上擧之例、此壺銘文似應謂爲佐齊邦、其作爲佐大族者、正可得見陳喜之政治思想面貌如何、陳喜當齊景公時欲作亂、樹黨于諸侯、逮景公卒、立公子陽生爲齊君、而已

為相、專齊政見史記田敬仲完世家、統治齊國人民、當此時、陳喜妄自尊大、蔑視齊邦、已于壺銘大族二字、泄露無遺

陳乞より太公和まではなお四世あり、田氏強盛の兆があるとしても齊邦を大族と蔑稱するはずはなく、また大族が蔑稱として用いられるはずもない。その點に陳氏の銘文理解には問題が殘されている。なお末文を「討客敢爲䧂壺九」とし、討客は攻師・鑄客の義とし、䧂壺九のように作器の數を附する例として鄘大子申鼎「作其造鼎十」、歘毀「歘作厥毀兩」などをあげ、本器の九が行格の外に出ていることについて、鄘侯毀の八毀の八が同じく行格の外にあることを指摘している。

黃盛璋氏の討論には□月の□を⾫に從うて飲の字、馬釋に乍とする字は二人一竿を持する象で幷であるという。寺は丮に從うており侍と釋すべく、□客の□は賓の異體、敢に似た字は作器者の名、于・陳が爲と釋する字を「其字似是盟字（卽鑄）、或是和鑄字意義相近之字」とする。銘末を「䧂壺九」とするのは陳釋に同じ。

黃氏はまた立事歲を執政紀事の義に非ずとする。齊器に立事歲をいうものは「國差（國差𦉜）・陳得（陳騂壺・殘陶量）・陳猶（陳純釜）・陳𨌲（陶印）以及王孫陳棱・王孫陳這等、除國差外皆不見經傳、而國差佐也未做過齊相」というが、國差が當時齊を代表する政治家であったことは、左傳にも明らかである。

黃氏はまた陳喜再立事歲の立事とは、李學勤がかつて主張したように都邑大夫となる意であるという。鑄客は賓客とよむべく、その上二字は者從、「以侍者從賓客」とは「以樂嘉賓及我父兄庶士（沇兒鐘）」と同意。「敢鑄䧂壺九」の九は壺數。また「爲左大族」を「幷左大族」とよみ、幷佐とは蔡毀の「𣪊疋對各」の意とするが、幷は于・陳兩釋のように爲と釋すべき字のようである。

右討論の他に石志廉氏の補正があり、飤月の飤の上部は卯に從うもので卯月、馬釋の乍を爲に、侯を族に改めるのは于・陳と同じ。□客を罰客と釋し、鑄人にはもと刑徒を用いたとする。客下の字を敬と釋するのは字形に合う解である。文末の九を器數とすることは他の諸家と同じ。

さらにまた安志敏氏の「陳喜壺商榷」文物・一九六二・六があり、器眞銘後刻の說がある。安氏は自ら山西省博物館に赴いてその器を觀察し、器物もまた原形のままでないことを確かめた。それは洹子孟姜壺によって、壺頸雙耳の部分に改修が加えられているという。

同樣形制和花紋相近的銅壺、在過去頗有著錄、特別是與洹子孟姜壺尤爲接近、這些事實說明了從陳喜壺的形制和紋飾上看、至晚也應該屬于春秋早期、但陳喜壺的雙耳與壺頸連接處帶有裂隙、下端尤甚、寬達三粍左右、裂隙中間還塡充着膠質物、所剝落的碎塊放入火中卽行燃燒、據鑒定確繫生漆、這就可證明雙耳是後來用生漆粘接的、……耳部附近的紋飾多行中斷、這些情況都說明雙耳是後配的值得注意的是、在銘文的周圍還有一周明顯的凹痕、無論從器壁或拓片上都表現得比較淸楚、馬承源同志認爲銘文是整塊鑄上去的、四周有顯著的鑄痕、這樣解釋、不盡妥當、此外、銘文部分還不很平整、也就是馬承源同志所說的鑄模高低不平、這顯然不是鑄造一般重器所應有的現象、至于銘文部分的銅質和色澤、用肉眼觀察也和其他器身部分不甚一致、或許是由于用酸類蝕銹所致、根據以上的情況、我們有理由懷疑銘文和器身又是兩會事、卽利用一件器物的銘文殘片鑲補在另外一件器物上、由

于鑲補的技術不佳、銘文部分就顯得高低不平、周圍也遺留了明顯的凹痕、這些現象從原物上觀察是比較容易看出破綻的、在傳世銅器中、如彔尊、獻簋、母尊等都是把銘文鑲補在其他器內、甚至于像銘文長達三六字的靜卣、也是以銘文殘片補綴成器的、這都可以作爲陳喜壺的對比材料

從銘文的考證上、各家一致認爲繫陳僖子田乞之器、并推定作于齊悼公元年或齊景公時期、誠然、陳僖子見于史籍、可與銘文互證、但仔細推敲、并不那麼確鑿、如銘文的書體近于六國的文字、便與陳僖子的時代不相吻合、那麼、銘文中的陳喜不一定就是陳僖子、在田氏族中名喜者也不止田乞一人、如竹書紀年的記載、齊康公二十二年、田侯剡立、後十年、齊田午弒其君及孺子喜而爲公、春秋後傳也說、田午弒田侯及其孺子喜而兼齊、是爲桓侯(前三七五年)、這裏雖不能肯定銘文中的陳喜卽是竹書紀年的孺子喜、至少銘文的行款書體和這個時期是比較接近的

關于再立事歲的解釋、一般多主張和作器人有關、除銅器銘文中的立事歲和再立事歲以外、也還有陳博三立事歲、右廩釜黄濬、衡齋金石識小錄頁一四・一九三五的陶文、至于應如何解釋、歷來說法不盡相同、……王國維謂、國差立事歲者、紀其年也、古人多以事紀年、如南宮方鼎云、惟王命南宮伐反虎方之年、克鼎云、王命克舍命于成周、遹正八自之年、皆是、此說近是、但所紀之年也不一定與作器人有關、根據目前的知識判斷、立事歲再立事歲、爲齊國特有的紀年方法、如何解說尚待進一步研究

安氏の説を摘録したが、その説は要するに器は原器のままではなく、洹子孟姜壺に模して改修を加えたものであること、銘文の部分は鑲補によるもので器眞銘補、甲器の銘を乙器に加えたもので兩者はもと一體のものでないこと、陳喜は陳僖子乞に非ずして田侯の孺子喜、その廢立は桓公元年前三七五年であること、立事歲は單なる紀年の形式で作器者と關係なしとする四點に歸する。

なお張頷氏の「陳喜壺辨」文物・一九六四・九にこの器の問題點として、1銘文は鑲補されたものであるか、2兩耳は後人の附加するところであるか、3銘文と器制との不一致の有無、4陳喜は確實に陳僖子田乞でありうるかの四點をあげ、1は嵌鑄法、2は分鑄法によるもので後人の焊接のあとがあるとし、3は移花接木の文化をもつ齊器に共通してみられる傾向であり、4は立事歲の人名がすべて實名であることを指摘する。なお壺上の一字は隮であるという。

思うに齊器にいう立事歲は單なる紀年法でなく、また大事紀年の法をとる南宮方鼎・克鼎なども、みな作器者がそのことに關與し、むしろその擔當者であり行爲者であつたことを示している。そのことは國差立事歲、陳喜再立事歲のように、その冠する人名が同時にその作器者であることからいえば、「不一定與作器人有關」とはいえないのである。立事とは執政、政策上の履行を意味する語であろうと思われる。

齊器の立事歲をいうものには量器が多く、國差𦉜には「國差立事歲、咸丁亥、工師佫鑄西郭寶𦉜四秉」とあり、子禾子釜・陳純釜などがみな田氏の器であり、また量器であることからいえば、本器ももと量器の目的で作られたものとみられ、銘文もその意を示すものであろう。すなわち「爲左大族」とは、量器としての標準器を作ることをいうものと解せられ、左は子禾子釜に「左關釜節于稟釜」、陳純釜に「命左關丕發、敕成左關之釜」の左で、安氏の引く「張博三立事歲右廩釜」の右もその意とみられる。大族とはあるいはその量器の名であろう。「左關丕發」の丕發を大系に人名とし、積微居に「丕

者大也、發謂發倉廩」と解するが量穀の重器の意であるらしく、大族の族も蔟聚の意をもつ字である。器が九器作られているというのも、量器としてそれぞれ出入の要所にこれを備えるためであろう。安氏は器を目驗して器の銘の部分が鑲補によるものであることを明らかにしたが、これも齊の量器には多くみられるところであり、子禾子釜・陳純釜など、何れも安氏が本器について指摘するのと相似た作鑄のあとが認められる。しかしそれは必らずしも後補の僞銘として扱うべきものではなく、多數の量器を制作する場合に銘文を別に笵型として用意しておき、これを器に貼入する方法がとられたとも解しうるのであるから、これは銘の眞僞の問題とは別に考うべきことであろう。また銘辭の考釋もそのような彝銘觀の上に立ってその文意を尋繹すべきであろう。爲は器物の制作の意、左は詔版の意であって輔佐の義ではない。「台寺民丣」は上文を量器のこととすれば、寺は持、邾公牼鐘の「分器是寺」の義で、民丣は民節、あるいは民の撰進するところをいう意となる。□客は鑄客攻師の例を以ていえば鑄客と同じ意で器の制作に從う職能者をいう語とみられ、銘末は「陘壺九」、陘は禋と同じく絜清の義をとるものであろう。從って文は

陳喜、再立事の歲、飤月己酉、左大族を爲る。以て民節を持たん。(鑄) 客敬しんで禋壺九を爲る。

とよむべく、このような量器を爲るのは執政者の始政の際にまず度量衡を正す意を以て行なわれたのであろう。器制は洹子孟姜壺に近いが、孟姜壺はおそらく前五四〇以前の器、この器は馬氏の推測するように齊の悼公元年、前四八八年ころの制作とみることができよう。

二一八、陳侯午段　段の器銘部分は色調も異なり、部位も通例に反し、その四周に匡郭様の凹痕が認められ、鑄銘には嵌入された疑いがあるので、かつて故宮において目驗の機會をえたときその點を確かめたが、そのとき器の外底まで檢することをさしひかえた。近ごろ故宮研究院の張光遠氏に「戰國初齊桓公諸器續考」故宮季刊第十二卷第二期があり、その疑問に對する回答として調査結果が報告されている。それによると、器の外底には嵌入の迹なく、X線撮影の結果も同鑄であり、この異様な現象は銘文全體に模型の押捺が行なわれている結果であることが明らかとなつた。齊器には他にも陳侯因資敦・子禾子釜・陳純釜などにも同樣の形式のものがみられ、特に子禾子釜・陳純釜は器の外腹に貼付けたような鑄銘がある。それは量器として容量を明示する必要からであろうが、一種の簡易な工作法であり、また量器のように相當器數の制作を必要とするとき、用いられたものと考えられる。陳侯午段の問題は、その銘文の色調・部位のほか、兩龍耳・方座という器制の上にもあると考えられるが、器と銘と同鑄という事實が明確になれば、その器制もその時期に稀に行なわれたものとすべきであろう。

*陳璋壺　陳騂壺と題した器名を陳璋壺と改める。作器者は陳璋、威宣期の人である。器は分類圖錄A七四六に著錄。器高三七・二、寬二一糎、足上三面に刻款銘二十七字がある。陳氏の釋文に「隹主五年、奠□陳㝵再立事歲孟冬戊辰、大𣪘□孔陳璋內伐匽亳邦之隻」とあり、その考釋にいう。

此壺是戰國中期重要銅器之一、一九四五年因到費城、曾取出原器詳加審視、因知舊日拓本主字缺去上面一點、遂誤以爲王字、陳璋之璋從玉從章、郭沫若讀以爲騂字、因稱此器爲陳騂壺、亳邦之亳在照片與拓本上不十分顯明、原器確是亳字、因此數字的確定、而後田齊攻燕的史實和年代、頼以確定

此銘之主指齊宣王、顧炎武日知錄卷廿四據左傳昭二十九年齊侯使高張來唁公稱主君、證卿大夫春秋時稱主、但左傳的編纂當在戰國時、故其稱主只可以推證戰國時諸侯稱主、左傳昭元・昭廿八・定十四・哀二十・哀廿七和戰國策魏策、皆稱趙魏智之主爲主或主君

隹主五年不是周王五年而是作器者陳璋之主之五年、乃是齊宣王五年、周赧王元年、是年秦魏攻韓、敗之岸門、齊師乘諸國戰疲、命章子襲燕、齊破燕事、世有異說、我們在六國紀年參貳節曾加考定、以爲當在宣王五年、戰國策燕策曰、孟軻謂齊宣王曰、今伐燕、此文武之時、不可失也、王因令章子將五都之兵、以因北地之衆以伐燕、士卒不戰、城門不閉、燕王噲死、齊大勝燕、子之亡、孟子梁惠王下曰、齊人伐燕、勝之、宣王問曰、……以萬乘之國伐萬乘之國、五旬而擧之、……齊策則曰、齊因起兵攻燕、三十日而擧燕國、據此銘所載、則在宣王五年孟冬之月、伐燕的主將、此器稱陳璋、卽齊策的章子、亦卽秦策趙且與秦伐齊、齊懼、令田章以陽武合于趙而以順子爲質之田章、孟子離婁下所謂匡章通國皆稱不孝焉、亦稱章子、卽此人、始用事于齊威王時、齊策曰、秦假道韓魏以攻齊、齊威王使章子將而應之、齊兵大勝、徐州之會、章子責惠施、見呂氏春秋愛類篇、其人歷事威宣二王、與惠施孟軻同時

此器爲田章入伐燕都亳邦之所獲、壺爲燕人之器、孟子所謂毀其家廟、遷其重器、亳邦是燕、左傳昭公九年、武王克商、……肅愼燕亳、吾北土也

陳㝵和子禾子釜的陳具當是一人、前曾以爲是田居（卽田居思・田亘思）或田忌、尚待詳考

由上考定、此器銘文刻于公元前三一四年

子禾子釜中の陳旻がこの器の「陳㝵再立事歲」の陳㝵ならば、子禾子釜はこの器よりいくらか先立つもので、孟嘗君時代の初年の器と考えられる。

二一九、＊魯伯大父毀三　一九七〇年秋、山東歷城北草溝の一墓より出土、鼎一・陶鬲一を伴出。文物・一九七三・一　報告者はいう。

有蓋、斂口、鼓腹、兩耳作獸首狀、有珥、圈足下附有三獸首狀短足、通高（加蓋）二五・四、口徑二〇・一、腹徑二六糎、器身紋飾、圍繞口沿飾以竊曲紋、下飾瓦紋六層、圈足環以覆瓣、器蓋頂部圓形把首內飾以變形鳥紋、蓋的上部爲四層瓦紋、蓋沿飾以竊曲紋、紋飾均較平淺、但較戰國器爲深厚、簋腹內底部有銘文三行、十八字、

魯白大父乍季姬婧（嬉）賸毀、其萬年眉壽、永寶用

山東曾出土過兩件魯伯大父嫁女器、卽孟姬姜簋和仲姬俞簋、前者爲嫁彼長女所造、後者繫嫁彼次女所造、均見著錄、此簋新出、現藏濟南市博物館

孟姬姜・中姬俞の賸器はすでに通釋に錄入してある。魯に伯大父・兪大父・伯厚父などの器があり、字迹からいえば伯大父の器が最も時期の下るもので、その字樣は魯大嗣徒の器に近い。報告者は「應爲春秋初到中葉的魯國鑄器」とするが、

むしろ末葉に近いものであろう。

*魯小司寇封孫宅盤　上海博物館收集品文物・一九六四・七「連耳高一三・八、口徑三九・五、足高五糎、通體樸素無紋飾、僅耳上有簡單的蟠獸紋、屬春秋中期」。鑄銘五行二十五字

魯少嗣寇封孫宅、乍其子孟姬毀朕般匜、其眉壽萬年、永寶用之

孟姬下の一字は毀と女とに從う。文字は魯の大嗣徒諸器と似ており、字迹は闊大である。

*弗敏父鼎　山東鄒縣の出土。一九七二年夏、大雨の後に露出して收集された。文物・一九七四・一魯の小國費の遺器と考えられる。鼎高二六糎、立耳三獸足の竊曲文鼎。銘は三行一七字。

弗敏父乍孟姒□賸鼎、其眉壽萬年、永寶用

という。弗は費の初文であろう。出土地は邾の故城址であるから、報告者は費より邾に入嫁した女の媵器であろうという。鼎の三獸足は魯伯愈父鬲の三獸足と極めて似ている。

*專車季鼎　一九五六年、江西南昌の廢銅中より檢出されたもの。文物・一九六四・一二立耳蹄足の鼎。高一九・一、耳高四・六、口徑二二、腹徑二三、腹深一一糎、重四瓩。鼎內壁に

專車季乍寶鼎、其子〻孫〻、永寶用

と銘する。字迹に模糊のところもあるが、左傳成六年、魯に滅ぼされた附庸國專の遺器であろうと推

測される。

二二一、*杞伯毎匄毀　從來著錄の他に、なお一器を存するようである。藍蔚氏の報告文物・一九六二・一〇によると、その器は「通高二五、通寬三八糎、重約八瓩、器內底蓋皆鑄有相同的銘文、……杞伯器出土于山東新泰、已經收入郭老著作裏的簋的銘文拓片有四器、根據銘文拓片考査、此器是上述四器之外的一個新的發現」という。器制・字迹は何れも既存のものに近く、同時の制作の器であろうと思われる。

*杞伯毎匄鼎　「一九六六年秋、(山東滕縣)木石公社南臺大隊社員在取土中發現銅鼎一件、鼎通高二六・五、徑二七糎、侈口、直耳、圓腹、圜底、蹄足、腹飾二道陽弦紋、器內壁鑄銘文四行、二十一字、其中重文一、

杞白毎匕匄乍䵼曹嫖寶鼎、其萬年眉壽、子〻孫、永寶用享

相同銘文的銅器見于大系、郭沫若同志認爲毎匕即杞國的謀娶公、當在西周厲王時」。文物・一九七八・四器は半椀形の直耳獸足鼎。二弦文の簡素な制作である。毎匄はおそらく孝王匄(前五六六〜五五〇)、關係諸器の器制字跡からみても、春秋中期の器と考えられる。

*鄘叔之仲子平鐘　一九七五年六、七月の間、山東省莒南大店莒國殉人第二號墓出土。考古學報・一九七八・三　大店鎭は莒南縣城北十九粁。その東七粁の蝎子山北麓花園村北の臺地上の春秋墓から、陶製禮器五十八件、銅容器四件、樂器二十一件が出土。樂器は九器が編鐘で大小相次し、銑長二一・八より一〇・九糎まで、器制は「長方形鈕、螺狀枚、鉦間篆帶與舞頂皆飾蟠虺紋、兩鼓面飾蟠螭紋、內

塡重環紋和﨟點紋」。九鐘にみな同じ銘文がある。
隹正月初吉庚午、𪓐叔之中子平、自乍鑄其游鐘、玄鏐鋁鏞、乃爲之音、央〻雝〻、聞于夏東、中平善弦叡考、鑄其游鐘、台濼大酉、聖智龔良、其受台眉壽、萬年無諆、子〻孫〻、永保用之
文は邾公華鐘・郘鐘に近い。游鐘と稱するものは初見。夏東とは東國をいう。弦字未見。玉篇に二弓に從う字を古文弼字とする。濼は者減鐘一に「不帛不黹、不濼不彫」の例あるも、ここは虘鐘一「用濼好賓」と同じく樂の義。大酉

は蓋し大猷。良字は曰旁に從う。その文にいう。
隹正月初吉庚午、𪓐叔の仲子平、自ら其の遊鐘を作鑄す。玄鏐鋁鏞、乃ち之が音を爲し、央〻雝〻として夏東に聞す。仲平、善く叡が考に弦けられ、其の遊鐘を鑄る。以て大猷を樂しみ、聖智龔良ならむ。其れ受くるに眉壽を以てし、萬年無諆ならむことを。子〻孫〻、永く之を保用せよ。
二號墓は主葬者の棺槨の四周に殉葬十人の棺を從えており、また腰坑に狗を埋めている。一號墓にも棺の三側に十人を殉葬しており、當時莒國になお殉葬の風があったのであろう。報告者は器銘の平を左傳僖二十六年(前六三四年)「春王正月、公會莒茲平公、甯莊子盟于向、尋洮之盟也」の茲平公とするが、それならば「𪓐叔之仲子平」のようにいうはずなく、平は名である。莒の始封は萊州、茲平公のとき向に徙った。大店鎭西南三里にその故城址がある。東夷の國で中原の諸國と親しまず、管子小問に「觀小國諸侯之不服者唯莒於是」といわれ、また國語魯語下に「平丘之會(前五三二年)、晉昭公使叔向辭昭公弗與盟、子服惠伯曰、晉信蠻夷而棄兄弟」とあり、莒は晉の力に倚って魯に對抗していたのであろう。周の孝王十年(前四三一年)楚に攻められて滅んだ。器銘字跡は郘鐘に最も近く、その滅亡數十年前、晉と結んで得意であった時代において、「聞于夏東」のような語もふさわしいように思われる。なお一號墓からも同形の鎛一、鈕編鐘九器を出土しているが、銘文はない。
二一二、＊邾大宰簠　「近年來上海市從廢銅中搶救出的重要文物」文物・一九五九・一〇に鳥紋犧尊・犧首百乳雷紋罍・饕餮紋大鏡・大鼎・噩叔段・賢段・夆友卣・梁其鐘等とともに、邾大宰簠がある。失蓋、器高一〇・五、口徑縱三・五、橫三〇糎、腹和底飾蟠蛇紋、口飾三角雲紋、足飾象紋、兩耳

作獸首形、文五行三十七字

邾大宰簠傳世有二器、文字稍有不同、另一器欉子瞀鑄其饙簠、多一饙字、其眉壽下爲以饙、此器作用饙、劉燕庭舊藏、三代吉金文存有著錄

通釋に錄したものはそのいわゆる別器であるが、從來その器制を傳えない。おそらく本器と雙器をなすものであろう。

＊彭子中盆蓋　湖南省博物館收集諸器「介紹幾件館藏周代銅器」考古・一九六三・一二のうち、伯喜父簋〔一四一*〕等とともに紹介された四器の一。「此蓋來源不詳、中有提手、滿飾蟠螭紋、兩側各有一方形缺口、作深褐色、直徑二五・二糎、有銘文二十九字、左行」とあり、蟠螭文は新蔡諸器に近い。文五行

隹八月初吉丁亥、彭子中擇其吉金、自作饙盆、其眉壽無疆、子〻孫〻、永寶用之

彭子を報告者は未釋のまま出しているが、豆形に彡をそえた形であるから、一應彭の異文とみておく。彭は顓頊の曾孫祝融の弟吳回の子陸終

の六子の一で、陸終の裔である邾と同系である。おそらくその國は殷周の際に早く滅んだが、その後にも彭姓を稱しているのであろう。彭女の器、また彭史の器七銘を、三代に錄する。報告にいう。「銘極規整清秀、由其花紋及銘文風格看來、應是春秋時期之物、商周金文中自銘爲盆的、在過去的金石圖錄中甚少著錄、此盆蓋的發現、有助于我們對此類古器物的定名」。文樣字迹ともに、邾器に近いものがある。

彭器に彭女というものが多いが、同じ語例に諸女というものがあり、それも彭女の器とともに殷代の古器と思われる。諸女の女に司に從うものがあり、これを諸姒と解する說もあるが、路史國名紀に諸を彭姓とする。彭姓の古國に、彭女・諸女のような呼稱が存していたのであろう。諸女の器には亞醜形、彭女の器には𠬪形の圖象を付していることが多い。

收集四器は、右二器のほか、「……叔……奠」の字など十九字銘をもつ蓮花壺蓋、林林字下に尹と廾とを加えた字君道以下十八字銘をもつ匜がある。匜は解放前長沙市郊楊家山の漢長沙王后劉驕墓中の出土と傳え、古器晩出の例となしうるものである。

二二四、薛侯盤　分類圖錄A八二二に著錄。高一六・五、寬四二・五糎。圖錄に器の時期を西周晩期とするが、薛は春秋期以後にもなお先祀を奉じており、字迹も列國期のものに近い。

＊薛子中安簠　一九七三年一二月、滕縣薛城遺址東城墻内より四器出土。文物一九七八・四にその報告がある。「形制皆相近、器與蓋形狀也相同、平口相合、略呈長方形、腹向下斜收、平底、四角有向外侈的距形足、肩腹有對稱獸首耳、其中三件通高一六・五、長二九、寬二四糎、大小一樣、銘文也完

全相同、肩腹口沿及足部均飾竊曲紋、器身飾象鼻紋、頂底飾雲雷紋、銘文陰刻在器内底部、計三行十五字、其中重文一」

薛子中安乍旅簠、其子〻孫、永寶用享

別の一器は同じく象鼻紋で器底は素面、銘文陰刻、計三行十七字、重文二

走馬薛中赤、自乍其匿、子〻孫〻、永保用享

と銘する。「古薛城遺址在滕縣城南二十粁、……城内共有九個自然村、津浦鐵路在古城東部穿過、薛國春秋時參與盟會、戰國時爲齊所滅、現薛城遺址東北城内狄莊村北約一五〇米處、尙存二古墓、傳爲田嬰田文墓」、また器の時期について「銅簠形制與河南郟縣太僕鄉出土的春秋早期銅簠極爲相似、其時代應相近」というも、陰刻の銘はそれほど古いものとしがたく、後刻ということも考えられよう。

＊邳伯夏子罍　薛・滕の器は從來著錄に存するが、これと隣接する邳國の器は知られることがなかつた。王獻唐氏の遺著「邳伯罍考」考古學報・一九六三・二は、一九五四年嶧縣から送られた銅罍二器の考釋を試みたもので、邳器であろうとする。器高二八・五、口徑二一・三、腹徑三六糎。大腹上部に細鉤曲文、中に蟠虺文、下に垂葉文を配し、「制作規整、殆戰國初期作品」という。銘は器の口沿にあり、

佳正月初吉丁亥、不白夏子自乍隮罍、用摲眉壽無彊、子〻孫〻、永寶用之

という。不白は邳伯、夏子はその名。左傳昭元年に「虞有三苗、夏有觀扈、商有姺邳」とみえる古國で、左傳の文は三代の叛亂滅國の例をいうものであるから、殷とは相容れぬ關係にあつたものであろう。江蘇邳縣大墩子墓葬の隨葬品にはみごとな彩陶の器があることが報告されている。考古學報・一九六四・二　周時の邳はまた再封の國とみられ、のち楚の勢力を避けて薛の故地に徙り、上邳という。その

存滅はよく知られないが、王氏の論にいう。

齊閔王三年封田嬰于薛、必是時已滅薛、距邳遷後只十年以上、齊既滅薛、似可幷邳同滅、然殊未爾、史記楚世家、弋人對楚襄王曰、故秦魏燕趙者、鶀鴈也、齊魯韓魏者、青首也、騶費郯邳者、羅鸗也、外其餘則不足射者、見鳥六雙、以王何取、是此時邳國猶存、故弋人幷擧、在薛亡後又二三十年矣、何時滅亡、今不可知、卽以楚頃襄王在位時證之、已至戰國後期、由此遠溯夏商、蓋由部落建國、先後約歷一千五六百年

傳世薛器有二、邳亦無聞、周代山左各國彝器、以二彝之出、增多一國、其史地殊難爬梳、姑記所知、俟再訂正之

山東の金石志に最も深い關心を寄せていた王氏の最後の論攷として、ふさわしいものである。

二二六、＊曾子中□鼎　一九七二年八月、湖北棗陽縣出土。調査の結果墓葬品であることが知られ、兵器・車馬具なども出土、「湖北棗陽縣發現曾國墓葬」考古・一九七五・四にその報告がある。禮器は鼎三・𣪘四・壺二などで、そのうち小鼎に三行二十一字、

隹曾子中□、用其吉金、自乍𩰫彝、子々孫々、其永用之

という。中下の一字は䌛に似ている。曾子中某というものに曾子仲宣鼎三代・四・一五・三があり、「曾子中宣、遹用其吉金、自乍寶貞、宣喪用饎其者父者兄、其萬年無彊、子々孫々、永寶用」という。字迹も似ており、おそらく一家の器であろう。同出の戈に「□□白之□執□」という銘がある。

二二七、＊楚公豪戈　湖南省博物館が廢銅中より回收した未著錄の器で、楚公豪鐘と同じく楚公豪

の名をしるす戈である。高至喜氏の報告「楚公豪戈」文物・一九五九・一二にいう。

近半年來、湖南省博物館從廢銅中揀選出一批古代文物、多是兩周時的鼎鬲壺鐘鏡戈劍帶鈎等、其中特別重要的有楚公豪銅戈、是以往青銅器圖錄中不見著錄的、戈有援有內而無胡、形制甚古、戈面綠色近藍、內色黑、幷有少數綠斑、戈面有黑色橢圓形斑塊、應是銀斑、因經久變黑、戈身非常光滑平整、質甚堅硬、刃尚鋒利、幷現出了紫色銅、內呈長方形、長六・六、寬四・八、厚〇・四糎、中間有一梭形穿孔、長三・二糎、近欄處有一圓孔、直徑一・八糎、援長一五・三糎、稍帶弧度、戈通長二一・三糎、內端有「楚公豪秉戈」銘文、楚公豪三字、與楚公豪鐘上的文字相近、應是同時的製品、大系說豪蓋爲字之異、公豪卽熊咢之子熊儀、儀爲古同歌部

這種戈與長沙楚墓中出土的輕薄長胡多穿的銅戈、在形制上迥然不同、時代上當然要早、同時也不會是湖南境內的產品、而應是其他楚地的製品、根據郭沫若同志對楚公豪鐘的釋文、此戈大約也是西周末年時的、這無疑是一件硏究楚國早期兵器和文字的一

楚公豪戈

件重要資料

この戈については僞器僞銘の疑があるとして、于省吾・姚孝遂兩氏が「楚公豪戈辨僞」文物・一九六〇・三に六證をあげてその僞を辨じたが、高至喜・蔡季襄兩氏はまた「對楚公豪戈辨僞一文的商討」文物・一九六〇・八・九において、銘辭・形制・銘文行款・秉戈の語・紋飾・内上穿孔などにわたり、于氏らのあげる疑點を悉く疑うに足らざるものとし、

根據以上各點、證明此戈的形制、銘款、紋飾等等、無不與周代勾兵相符、同時此戈還有兩個特點、第一、戈銘繫用模笵鑄成、文字渾穆雄偉、和楚公豪鐘銘文如出一轍、第二、此戈全面氧化、脫胎甚厚、無銅腥氣味、而且字下有光綠、字上綠銹與戈內綠銹融成一片、凝結堅牢、爲任何酸性藥物和利刃所不能去掉、皆足以證明此戈是眞品

と論じて、器・銘ともに眞であると主張している。氧化とは酸化をいう。

ついで馮漢驥氏は「關于楚公豪戈的眞僞幷略論四川巴蜀時期的兵器」文物・一九六一・一一において器眞銘僞說を提出している。近年古制の戈類が川西一帶から多く出土しているが、馮氏はこれを巴蜀の二形式に分ち、問題の楚公豪戈は蜀戈五式のうちの第三式にあたるという。それは器制も、また圓形陷抉のあることも楚公豪戈と全く同一であり、僞刻者がその形式のものに僞銘を加えたものとする。蜀式戈は一般にその器制が知られておらず、そのため戣・瞿などとよばれ、往々殷周の古器とされるものであるが、その實は巴蜀期の兵器に外ならないという。この論を以てすれば、いわゆる雁父戣巻一上・五〇三頁のごときも蜀戈第二式に相當するものとなる。

商承祚氏の「楚公豪戈眞僞的我見」文物・一九六二・六はこの器の眞僞問題に結束を與えようとするもので、眞器眞銘・眞器僞銘・僞器僞銘という可能な想定の外に、眞器銘後刻說ともいうべき見解を提出している。氏は一九六一年、長沙に赴いて器を實見したが、「當接觸到它那藍綠色晶瑩奪目的光彩、已肯定其爲一件精美寶貴的文物、絕非贋品」とし、器銘を後刻と斷じている。

この戈はその銅質が硬く入刀が容易でなく、そのため文字は高氏らが渾穆雄偉などと稱するのは當らず、むしろ古樸鈍拙にして挺健流利の風を缺き、澁滯のあとを存している。僞銘說では豪の字の結構を問題とするが、楚公豪鐘では五器五銘それぞれ結構同じからず、その點は問題としがたいという。銘は後刻であり、器が流傳して楚公豪のときに刻銘を加えたと考えられるが、楚公豪を態儀とする郭說はなお確かでないとする。また馮氏がこの型式のものを蜀戈と稱し、すべて賈人が蜀地より將來したとするのは、その分布の狀態をよく調べた上で批判を加うべき問題であるとし、愼重な態度をとっている。

ともかくも銘が本來のものでないとすれば、一應後刻とすべきであろうが、それにしても器物は晶瑩目を奪う光彩をもつ精品であるらしい。また列國器には范鑄によるものでも鏨款のような字樣を示す例が多く、後刻か否かも器を實見しなくては定めがたいことがある。楚公豪はその鐘から考えると熊儀の時期にあたると考えられ、その元年前七九〇は宣王三十八年である。

＊楚王領鐘　商承祚氏の「長沙古物見聞記」の陳夢家序に、墓中の器物の時期を懷王前後のものと推定していう。

由上所述、則長沙楚墓古物者、殆楚懷王時或其前後、楚大夫墓中古物也、傳世楚器、由地域年代、可分爲三期、一爲西周迄考烈王廿二年前二四一年徙壽春以前王室之器、若楚公逆鐘熊咢、楚王領鐘恭王箴・子比戈初王子比・王子申戔盞令尹子西・楚王酓章鐘・戈・劍惠王熊章・楚子䁫簠考烈王熊元等是也、二爲楚懷王時或其前後楚大夫之器、此集所載者是也、三爲徙壽春以後、迄楚王王室之器、若楚王酓忎幽王熊悍・楚王酓肯負芻諸器是也、此三期者、余得據方言而別之、曰荊楚之器、曰南楚之器、曰淮楚之器、荊楚之器、近于宗周器、南楚及淮楚之器時相近、故形制近、而南楚之器、頗雜湘沅之巫風焉

恭王は在位前五九〇～五六〇、懷王は前三二八～二九九であるから、あまりにも世代が異なる。それで通釋には領を熊審前五四四～五四一とする說を試みておいた。鐘は紐鐘形式のものである。

銘末の「其聿其言」について、于省吾氏の「鄂君啓節考釋」考古・一九六三・八・頁四四六に言を韻に用いる例をあげていう。

言音二字同源異流、金文言字所從之口、往往加之以點或小横、與音字無別、伯矩鼎、用言王出入使人、言應讀作音、通歆、歆謂歆饗、楚王領鐘、其聿其言、卽其聿其音、再以典籍證之、墨子非樂上的黃（簧）言孔章、呂氏春秋順說的而（如）言之與響、列子說符的言美則響美、三個言字并應讀作音

すなわち言は鐘聲の清亮をいうものと解しうるのである。言は盟誓の書、その言が神意に應じて自鳴するものを音という。左傳僖三二年「柩有聲如牛」とはその自鳴の音である。

＊楚子䁫簠　二器。分類圖錄A二五七に第二器を錄し、作器者について「此器花文形制、屬於新鄭的晩期、庚申二字亦接近戰國字體、作器者是楚國王子、恐非熊元、因時代不合」という。熊元說は郭氏の大系に「楚子䁫、卽考烈王熊元也」とするものであるが、考烈の器は楚王酓肯と稱するもので、郭氏は新版においてその說を改めている。楚では子木・子良のように子某を以て稱する例であるから、この器も鄭子石のように國名を冠して楚子䁫と稱したものであろう。

＊楚王孫漁戈　湖北江陵より兵器等九件とともに出土。錯金蟠螭花文。また錯金鳥篆を以て「楚王孫漁之用」と銘する。漁の字は魚と舟・手・水の四文より成る。石志廉氏の「楚王孫漁銅戈」文物・一九六三・三に左傳昭十七年「吳伐楚、陽匄爲令尹、卜戰不吉、司馬子魚曰、我得上流、何故不吉、且楚故、司馬令龜、我請改卜、令曰、魴也以其屬死之、楚師繼之、尙大克之、吉、戰于長岸、子魚先死、楚師繼之、大敗吳師」と長岸の役の記事を引き、この司馬子魚が戈銘の楚の王孫漁であるという。楚には白公勝・王孫燕のように公や王孫の稱を用いるもの、また王族中に令尹・司馬職に任ずるものが多い。子魚戰死のときは平王の四年前五二五年、この年の秋、晉は陸渾の戎を伐ち、冬には楚人が吳と長岸に戰っている。令尹陽匄は穆王前六二五～六一四の曾孫であるから、子魚もおそらくその同行輩、あるいは莊王前六一三～五九一の孫にあたるものであろう。

＊鄂君啓節　楚の兵符。襄陵の戰前三二三年のことを文首にしるし、舟行車行の道程などを示している。すでに秦の虎符を秦器として錄しているので、楚の竹節をここに收める。竹符の形式をとるものであるが、青銅を材質とする金節

である。

一九五七年四月、壽縣九里郷の堤防修理中に出土、第一組一件一六五字、第二組三件一五〇字、器面は上下兩段、八條の陰線を刻し、第一組は九行十八字、第二組は九行十六字を錯金を以て加える。文字は勁秀というべきものであるが、六國古文に近い。出土の翌年、郭沫若氏の「關于鄂君啓節的研究」及び殷滌非・羅長銘兩氏の「壽縣出土的鄂君啓金節」が文物參考資料一九五八・四に發表され、またその地理的記述については譚其驤氏の「鄂君啓節銘文釋地」中華文史論叢第二輯、一九六二・一一及びそれをめぐる論爭が中華文史論叢第五輯、一九六四・六　第六輯、一九六五・八に數篇發表されている。いまその釋文を、主として郭釋によってしるす。作字の困難なものは便宜通行の字を代用する。

甲節一枚　大司馬卲陽敗晉帀於襄陵(陲)之歲、頙□之月、乙亥之日、王居於茂郢之遊宮、大攻尹脽、台王命、命集尹卲□・裁尹逆・裁令阬、爲鄂君啓之府、賡鑄金節

屯三舟爲一舿、舿五十舿、歲能(而)返、自鄂往、逾沽湖、上灘漢、庚肩、庚芑昜、逾灘、庚□、逾頙內邵、逾江、庚彭弜、庚松昜、內澮江、庚爰陵(陲)、上江、內湘、庚□、庚涉昜、內濡、庚鄙、內□沅澧□、上江、庚木關、庚郢

夏其金節則毋政(征)、毋舍桴(朝)飤、不夏其金節則政、女(如)載馬牛羊以出內關、則政於大府、毋政於關

文首の戰は史記楚世家に懷王六年「楚使柱國昭陽將兵而攻魏、破之於襄陵、得八邑」とある襄陽の戰勝をいう。王は懷王、茂郢は郢の美稱、大攻尹脽は昭脽、懷王の近臣であった。裁尹・裁令は官名、鄂君啓はその人未詳、屯は集、一舿三舟、五十舿百五十舟、「歲能返」はその行動の期間、舟行の規模や期間を定める。以下舟行の途次をいう。庚は更歷の意。江漢より洞庭・沅湘に至り、また郢に歸還する間の水路に關する地名をしるしている。

乙節三枚　大司馬卲陽敗晉帀於襄陵(陲)之歳、頙□之月、乙亥之日、王居於茂郢之游宮、大攻尹脽、台王命、命集尹卲□・裁尹逆・裁令阬、爲鄂君啓之府、㢋鑄金節

車五十乘、歳能(而)返、毋載金革黽箭、女馬女牛女特、屯十以堂一車

車女棓(詹)徒、屯廿、廿棓台堂一車、車台毀於五十乘之中、自鄂往、庚昜丘、庚方城、庚兔禾(菟和)、

庚酉焚、庚繁昜、庚高丘、庚下蔡、庚佔隟、庚郢

旻其金節則毋政、毋舍桴飤、不旻其金節則政

同じく車行の場合の規定をいう。車は五十乘、行動は一年以内に限る。黽箭は郭氏の考釋に「管子地員篇、五位之土、……皆宜竹箭求黽、尹知章注云、求黽亦竹類也、金與革既異類、則黽與箭亦必異類、故尹知章以爲亦竹類、幷不足信、疑是倣弓幹之材料、留以待考」という。女馬女牛の女は如、十四一車を限とする。棓徒は貨物の類らしく二十を以て一車、これらを五十乘の中とする。昜丘は陽山、湖南常德縣の北三十里、方城は湖北竹山縣東南三十里、繁昜は河南新蔡縣の北、左傳襄公四年「楚師爲陳叛故、猶在繁陽」、又定公六年「吳敗楚舟師、(楚)子期又以陵師敗于繁陽」とあり、高丘はおそらく禹縣西南、左傳成公十七年「衞北宮括救晉侵鄭、至于高氏」の高氏の地であろう。下蔡はもと州來と稱し、蔡侯が新蔡より遷るに及んで下蔡と稱した。居巢は巢縣、何れも安徽の地である。以上は水陸兩部の使用上の規定をいう。周禮にいう「山國用虎節、澤國用龍節」というものに當る。鄂君啓はおそらく懷王と叔侄などの關係にあるもので、楚では「封君之子孫三世而收爵祿」韓非子和氏篇、「楚邦之法、祿臣再世而收地」又・喩老篇とあり、至親の者といえどもその身分や行動に嚴重な規定のあつたことが知られる。以上の郭氏の考釋には、殷・羅の論文のほか李平心の協力があつたという。李氏の郭氏宛の書一九五七・一二・二六は郭釋の後に附錄としてそえられており、數條の考證がある。ついで殷・羅兩氏の考釋一九五八・一・三〇が成り、郭釋同・三・八は最後に成る。殷・羅の考釋に、鄂君についての考說がある。すなわち說苑善說篇にみえる越人歌は懷王の際のものであるが、楚の大夫莊辛が「君獨不聞夫鄂君子晳之泛舟于新波之中也、榜枻越人、擁楫而歌」として引くことをあげ、鄂君啓とは鄂君子晳であろうという。また郢は壽春の郢であり、そのことは壽縣から楚の惠王期前四八八〜四三二の曾姬無卹壺が出土していることからも知られるとする。

鄂君啓節のその後の考釋は、ほとんどそのような歷史地理的問題に集中され、譚其驤氏の前掲釋地中華文史論叢第二輯のほか黃盛璋「關於鄂君啓節交通路綫的復原問題」同・第五輯・一九六四・六、また譚其驤「再論鄂君啓節地理、答黃盛璋同志」同上、商承祚「談鄂君啓節銘文中幾個文字和幾個地名等問題」同、第六輯、一九六五・八、殷滌非「鄂君啓節兩個地名簡說」同上などが相ついで發表された。歷史地理的問題としては、のちの馬王堆出土の地圖とともに極めて收獲の多いものであるが、詳考を他日に讓り、ここには考釋に關する若干の問題を錄するにとどめる。

張振林氏の「棓徒與一棓飤之新詮」文物・一九六三・三に、乙節の「棓徒」について郭釋をはじめ殷滌非・羅長銘や流火文物・一九六〇・八、九らの釋を紹介し、またこの種の龍節は既存のもの四器、積古一〇・奇觚一一・金石索二・綴遺二九・陶齋續二・文存六・尊古齋四・衡齋上・小校九・三代一八に著錄、それぞれの字釋を述べ、新たに棓を擔と釋する字說を提出している。その根據は國差𦉜の旁とその形近く、

義は擔荷、また爾雅釋天郭注に「今荊楚人呼牽牛星爲擔鼓、擔者荷也」、楚辭哀時命に「負擔荷以丈尺兮」という例などをあげている。ただし編輯者の附記によると、その說は于省吾の諸子新證一八五頁にすでにみえている。「一擔飤之」は一簞食というほどの意であろう。

于省吾の考釋考古・一九六三・八は張氏の文より後に出て、郭釋以來の說にまた若干の補訂を加えている。一、舟節1襄陵は襄陲に作るべく、文獻にこれを襄陵とするはその誤釋による。2歲字の構造は晚周の繒書に百歲の歲をその形に作り、また漢瓦當にもその字形をするが、字は戉聲と月に從う字である。3夏は伯夏父鬲の夏と同構、夏下の字は祈の異文にして禮記月令季夏「以共皇天上帝、名山大川、四方之神……以爲民祈福」とあり、季夏六月、祈禮を行う月の意である。4大攻尹脽は大工尹昭脽、裁は織、「在鑄造之前、當然要有設計繪圖的準備工作、然則金節的鑄造、需要織尹、織令的分工合作、是可以理解的」。5艕は舸の古文。古魚歌通、舸は大船、三舟を以て一舸に當てる。6歲下返上の字は贏にして滿盈の義。7「逾湖之湖、郭文以爲東湖、待考」。8內澮の澮は耒水である。9旻は得にして槃枘相合するをいう。「張政烺、齊陳旻壺考以爲陳旻卽陳得、其說至確、此節得字槃符合之義、不訓作得失之得、考工記輪人、牙得則無槷而固、鄭注以爲得謂倨句槃內相應、然則節文言得其金節與不得其金節、槃指金節的是否符應而言」。10「余應讀作給予之予、凡周代典籍中的予字本應作余、予爲後起字、棹字在此應借作朝、古者凡朝廷之朝、朝見之朝、潮汐之潮、本來都應作淖、余舊藏有淖飤之鉩見雙劍誃古器物圖錄、槃掌國食之官所用的鉩印、節文稱毋予朝飤、是說舟車人徒衆多、其所到之處、國家不能供給饌食」。11「大府也見楚器鑄客鼎、呂氏春秋分職稱楚葉公發太府之貨予衆、楚之有大府、猶魯之有長府、蓋大府之征以給王用、關市之征以給國用」。12迻・上・內はみなそれぞれ行程の用義法において用いられる。

二、車節1跙箭は竹箭の用をなす軍需物資である。2□徒の□を唐蘭の王傳命考國學季刊・六・四に楢にして輶軒の義とするも、字は言の古文に從うもので詹、擔徒とは肩挑者をいう。堂は當。3昜丘は陽丘、左傳文十六年「楚大飢、戎伐其西南、……又伐其東南、至于陽丘」とみえるもので、鄂・陽丘・方城は上國への道である。4菟和は左傳哀四年「左師軍于菟和」、上雒商縣、方城より西して陝西に通ずる地である。以上の考釋ののち結論としていう。

綜上所述、可以看出舟車兩節所通行的範圍、國策楚策載蘇秦說楚威王說、楚地西有黔中巫郡、東有夏州海陽、……地方五千里、淮南子兵略稱、昔者楚人地南卷沅湘、北繞潁泗、西包巴蜀、東裹郯邳、舟車兩節所規定的水陸行程、雖然遠非楚的全境、但它確是楚國政治經濟交通文化的繁盛區域

この于釋が出て、全篇の文意は甚だ疏通を得るに至ったようである。いま諸家の考釋を參考して兩節の訓讀を試みておく。

舟節　大司馬昭陽、晉の師を襄陲に敗るの歲、夏の祈の月、乙亥の日、王、茂郢の遊宮に居る。大工尹（昭）脽、王命を以て、集尹卲□・裁尹逆・裁令阬に命じて、鄂君啓の府の爲に、金節を賡鑄せしむ。三舟を屯めて一艕と爲して、艕たるもの五十舸、歲にして返れ。鄂より往き、湖を逾ぎ、灘に上り、肩を更、芑陽を更、灘を逾ぎて□を更、夏を逾ぎて邔に內り、江を逾ぎ、彭逆を更、松陽を更、澮江に內り、爰陲を更、江に上りて湘に內り、□を更、涉陽を更、耒に內り、鄙を更、□

沅澧□に內り、江を上り、木關を更、郢を更べし。

其の金節を得たるときは則ち政征すること毋れ。桴食を舍ふること毋れ。其の金節を得ざるときは則ち政せよ。如し馬牛羊を載せて、以て關に出入するときは、則ち大府に政征して、關に政すること毋れ。

車節　大司馬昭陽、晉の師を襄陲に敗るの歲、夏の𣄪の月、乙亥の日、王、茂郢の遊宮に居る。大工尹（昭）脽、王の命を以て集尹卲□、裁尹逆・裁令阬に命じて、鄂君啓の府の爲に金節を賡鑄せしむ。

車五十乘、歲にして返れ。金革黽箭を載すること毋れ。如し馬、如し牛、如し特ならば、十を屯めて以て一車に堂てよ。車如し棓徒ならば、二十を屯めて、二十擔以て一車に堂てよ。車は以て五十乘の中より毀せ。鄂より往き、陽丘を更、方城を更、菟和を更、酉焚を更、繁陽を更、高丘を更、下蔡を更、佔陾を更、鄂を更べし。

其の金節を得るときは則ち政すること毋れ。桴食を舍ふること毋れ。其の金節を得ざるときは則ち政せよ。

この金節の有效期間は一年、水陸にわたる長途の旅行であるが、その目的は示されていない。あるいはいわゆる襄陵役後の經營に關することであるかも知れない。使節としての任務は、この身分證明的な通關證以外に、別の文書などがあつたものと思われる。

＊壽縣金錯銅牛　鄂君啓節との關聯器かとも思われるものであるから、ここに附記する。一九五六年丘家花園の土坑より出土。長一〇、前脊高五、後股高四・五糎。全身に金錯嵌を施した臥牛で、腹下に「大府之器」の四字を銘する。その府の字は下に貝を加えており、鄂君啓節の字と同構である。殷滌非氏の「安徽壽縣新發現的銅牛」文物・一九五九・四に、鄂君啓節と出土地も同じであり、關係があるのではないかという。大府は史籍にはみえぬが、周禮天官にその職があつて、下大夫二人、上士四人、貢賦のことを掌るものであるという。それで殷氏は、「見于楚器銘文的大府、應和周禮天官所記的大府一樣、是楚國職官名、爲楚王治藏之長」というが、大府は官府の名で魯の長府というのと同じく、必らずしも周禮の官名ではない。

＊䜌篙編鐘　河南信陽長臺關附近の楚墓から多數の竹簡漆器などが出土したが、そのうちに編鐘十三枚を含み、その一器に

佳䜌篙、屈㮚晉人、救戎於楚競

の十二字をしるす。他の器には銘なく、これで完結した文なのであろう。鑄作の後に刻銘を以て加える。郭沫若氏の「信陽墓的年代與國別」文參・一九五八・一に䜌を型、篙は方言「所以注斛、陳魏宋楚之間、謂之篙」を引き、䜌篙は人名、屈㮚は屈逖、競は境、「佳型篙、晉人を屈逖し、戎を楚境に救ふ」とよむ。かつその史實を求めて魯の昭公十七年前五二五年、晉が陸渾の戎を伐ち、陸渾氏は楚に奔り、楚がこれをその國境に救うた事件をさすものと解する。

この鐘のことは同出の竹簡第二部第一八簡、二一八號に「樂人之器一架□、首鐘少大十又三」とあつて、埋葬のときの器數と合う。それならば墓の時期は春秋末、その文字も當時のもので、ただ竹簡と鐘の

刻款の字様の相違は、いわば正俗の差にすぎないという。

顧鐵符氏の「有關信陽楚墓銅器的幾個問題」同上に、器の測音の結果が報告されており、それによると、十二枚と十三枚との間の音階に不協のところがあり、隨葬前にその一枚を脱しているのではないかという。ここにも編鐘の器數に關する問題がある。なお編鐘の殘架や木槌を伴出しているのも、他に殆んど例のないことである。

この鐘の樂律的な研究については、中央音樂院民族音樂研究所調査組による「信陽戰國楚墓出土樂器初步調査記」同上がある。

＊曾伯從寵鼎　湖北武漢で古銅器の整理中に發見されたもの。小型の立耳三獸足鼎で通高一七、口徑一六・五糎、器腹に波狀文を飾る。銘三行一五字。「隹王十月既吉、曾白從寵自乍寶鼎用」とあり、報告者藍蔚文物・一九六五・七は山東姒姓の鄫にして從寵はその名字であるとしているが、おそらく漢域の曾であろう。

＊曾子斿鼎　上海博物館新收集器。馬承源氏の考釋文物・一九六四・七と郭沫若氏の補正文物・一九六四・九がある。銘凡そ四十三字。

曾子斿、擇其吉金、用鑄□彝、惠于剌且匕、□下保臧、敌□□百民、□龔孔揚、爲□事四國、用考用享、民具卑鄉

銘には黑色のものを塡塞しているため施拓ができず、字様は早率であるという。器は鼎というもその三足を缺き、銘も字迹漫緩にして疑問とすべきところがある。曾子斿を馬氏は「曾子名不可考」というが、曾侯中子斿の器が數器あり、その人であろう。郭釋に且匕の字形によつて「釋祖妣」の舊説を證明しうるとし、また臧・民(氓)・享・鄕及び孔下の一字が韻に入るという。釋字になお確かめがたいところがある。

＊曾仲斿父壺　出土文物選二六に著錄。作器者は曾侯中子斿と同一人であろう。

＊曾子中謣甗　一九七一年八月新野縣城關鎭小西關古墓中より出土。文物・一九七三・五葬棺二一、銅器はすべて實用

器で鼎一・敦形鼎一・甗一・簠二・盨一・盤一・匜一、その他兵器・車馬具などである。このうち銘をもつものは甗一器、通高三六糎。甗鬲分鑄、いま銹びて分離しがたい。銘は内壁にあり三行二一字。

隹曾子中斿、用其吉金、自乍旅獻、子〻孫〻、其永用之

という。曾器は河南西南より湖北にわたつて出土しており、いわゆる申繒（曾）の曾である。

＊湖北隨縣曾國銅器　一九七〇〜七二年にわたつて前後出土した曾國器群について、鄂兵氏の報告文物・一九七三・五がある。第一次六件、第二次九件。第一次のうち四件の段の器蓋に

唯曾白文自乍寶段、用易眉壽黃耇、其萬年、子〻孫〻、永寶用享

とあり、同出の銅鑐の口沿上に

唯曾白文自乍□□鑐、用征行

とあるのも同じ作器者のものであろう。

また第二次出土の段兩器の器蓋に

唯五月既生霸庚申、曾中大父蝨、廼用吉□□□金、用自乍寶段、蝨其用追孝于其皇考、用易眉壽、黃耇霝冬、其邁年、子〻孫〻、永寶用享

と銘する。別に三鼎のうちその最も大なるものは通高三二・四、口徑三一・六糎、器の腹内に三行十六字の銘があり、

黃季乍季嬴寶鼎、其邁年、子孫永寶用享

という。曾・黃の器が出土するのは、湖北京山出土の曾器中に黃器の鬲二器を含む例文物・一九七二・二もあり、兩者の親密な關係が推知される。

報告者もその點にふれていう。

曾國與黃國的銅器幷存、而黃國于春秋僖公十二年前六四八年滅于楚、可見這批銅器的年代、至遲不跨過春秋初年

曾には齊の附庸たる鄫、鄭の附庸たる鄫、申人繒人と並稱される繒があり、湖北の京山・隨縣出土の曾器はこの繒である。ゆえに曾黃の器同出、また楚器の酓章鐘に曾

侯の名がみえる。山東の曾器とは嚴密に區別する必要がある。

二二八、＊庚兒鼎　一九五九年四月、山西侯馬上馬村より東周の墓葬が發見され、その後ひきつづいて十四座の東周墓が調査され、そのうち五座より銅器多數が出土、殊に十三號墓は長方形竪穴木槨墓で黑彩紅地の漆皮を敷き、遺物には銅貝・包金貝一六〇〇枚餘のほか、大小の銅器一八〇件餘が同出した。銅器は鼎七・鑑二・方壺二・毀四・簠二・甗一・鬲二・盤一・匜一、他に編鐘九器、戈六件、兵器・車馬具などである。銅器は概ね繁縟な蟠螭文を飾る。鼎は三式に分れるが、その二式二器は器腹內壁に三行二十九字、

　隹正月初吉丁亥、郘王之子庚兒、自乍飤䵼、用征用行、用龢用鬻、眉壽無疆

という銘があり、郘器である。

銘文の考釋については張頷・張萬鐘氏の「庚兒鼎解」考古・一九六三・五があり、その用語字樣が從來著錄の郘器と極めて近いことを述べ、

特に沇兒鐘に「徐王庚之淑子沇兒」とあることに注意していう。

　此次侯馬東周墓所出庚兒鼎與沇兒鐘銘文中徐王庚之子沇兒的徐王庚當爲一人、因之、它在文字風格上和沇兒鐘・王孫遺者鐘極相近似、但在時間上、庚兒鼎較沇兒鐘要早一些、如前所述、徐王糧鼎和宜桐盂是較早的徐器、宜桐是前器徐王之孫、當鑄于同時、二器文字風格相近、比較端莊渾厚、庚兒鼎是徐王庚爲世子時所作、沇兒鼎是庚兒爲王時、其兒子沇兒所作、此二器時間先後銜接、文字風格由規正變爲豪放、王孫遺者鐘的文體既與沇兒鐘如出一人手筆、遺者自稱王孫、很可能是徐王庚之孫、亦爲徐王庚在位時之鑄器、如果遺者是容居之話、那末容居往弔于邾、他代表的或許是徐王庚或其子沇兒、因此庚兒鼎・沇兒鐘和王孫遺者鐘、應在春秋中葉以後

ついで徐國の史實を說き、徐器が晉地から出土する理由を推測し、徐器ははじめ吳楚に流入し、それより晉に賄器として贈られた可能性があるという。十三號墓はその規模からみて晉の君卿顯族の墳墓とはみえず、大夫相當の身分のものらしく、庚兒・沇兒・遺者の三器は、魯の襄公前五七二〜五四二の時、晉でいえば悼公・平公の際で、この時期に吳の季札・鄭の子產・齊の晏嬰らがみな晉に赴いており、庚兒鼎の入晉もあるいはその時期のことであろうかとしている。また發掘報告者は十三號墓の銅器文樣が新鄭出土と、またあるものは洛陽中州路東周墓葬中の春秋中葉のものと類似することよりして、春秋中期より晚期にわたる際のものであろうという。徐王庚が徐王之子庚兒の即位後の名であるとすれば、徐器の世代を考える上に一の準據をうることとなろう。

＊王子臺鼎　分類圖錄A九六に著錄。銘に「王子臺自酢飤貞」とあり、「自作食鼎」の意である。陳氏の解說に「器與蓋同銘、銘在近邊緣處、此銘作字作酢、與徐王義楚觶相同、義楚見左傳昭公六年前五三六年、此器之王、疑是春秋時徐或楚之王」という。鼐を貞形にしるすものは徐楚の器に多いが、王

子王孫という例は徐器に多くみえるところであるから、いましばらくこれを徐器の後に列しておく。

二二九、＊吳王夫差劍　湖北襄陽蔡坡十二號墓より出土。文物・一九七六・一一　早期に盜掘を受けているが、棺槨の周圍に三〇～四五糎の青膏泥を塡めており、墓口は東西長一七米、南北寬一四・八米、墓口より墓底まで深さ約八・八米、隨葬品の遺存多く、そのうち

攻敔王夫差、自乍其元用

と銘する劍が棺內から出た。他に銅兵器・車馬具・玉器・器具の類がある。この地は古く鄧の領域に屬し、蔡坡東邊の崗嶺上からは鄧公の器が出土したこともある。鄧は前六七八年楚に滅ぼされ、また吳は前四七三年に越に滅ぼされている。報告者はこの墓葬の人を楚の身分ある將軍であり、墓中の吳王夫差劍はこの將軍が戰利品として獲たものであろうとしている。江陵望山からは越王勾踐の劍、また越王州句劍なども出土しており、吳越の劍がこの地に多くもたらされているようである。出土品のうち、三門峽と同樣の銅魚の多いことが注意される。盜掘墓としては、なお多く原狀をとどめているようである。

この劍と同銘のものが、また河南輝縣から發見されているが、報告者は輝縣東南約一里の琉璃閣附近戰國墓からの解放前の盜掘品であろうという。文物・一九七六・一一「鑲嵌松綠石、劍身滿布花紋、有陰刻篆字銘文十字、攻敔王夫差自乍其元用、鋒鍔仍甚鋒利」とあり、制作のすぐれたもののようである。

＊工𫊸大子劍　淮南市出土戰國墓器群中の一。その發掘については「安徽淮南市蔡家崗趙家孤堆戰國墓」考古・一九六三・四に工作隊の報告があり、器影や銘拓を載せている。そのうちこの工𫊸大子劍については郭沫若氏の考釋同上があり、

工𫊸大子姑發□反、自乍元用、才□之□、云用云隻、莫敢御余、余處江之陽、至于南行西行

という釋文を示し、諸樊の器とする。すなわち姑發□反の四字の約音が諸樊であり、それは姑馮昏同で馮同、笱趄箕戸で勾踐、者召於賜で諸咎となるのと同じであるとする。云用云隻の云は爰と同じく、石鼓では字を員に作る。隻は護、御は禦、西行は楚、南行は百越をさす。護・余、陽・行はそれぞれ押韻。用・□も韻をとるものであろう。器の時期について「墓當是蔡聲侯之墓、蔡聲侯死于公元前四五七年、所殉葬諸器、自作于此年以前、卽春秋末年與戰國初年之物」という。

作器者が郭說のように諸樊前五六〇～五四八ならば壽夢の子であるが、諸樊はむしろ皮難としるされているものがそれであろう。諸は接頭語に近く、皮難の約音が樊にあたる。大子と稱しうるものは王子のうち一人のみであるから、器の時期からいえば、闔閭前五一四～四九六の子たる大子終纍、夫差前四九五～四七三の子たる大子友、王僚前五二六～五一五の子たる大子諸楚のうちであろうが、西行南行の語から

考えて大子友が近いのではないかと思う。

陳夢家氏の「蔡器三記」考古・一九六三・七に、一九五八〜五九兩年にわたる淮南蔡家崗の二古墓出土兵器三六件中、有銘のもの十器に考釋を加えているが、その5にこの劍をあげていう。

劍是吳王大子姑發閈反所作、此人可能是夫差大子友、左傳哀十三年、前四八二年越子伐吳、……大敗吳師、獲大子友、之下云上一字从戈、當是劍之異稱、余處江之陽、謂作器者居于長江之北、當指吳之州來、亦卽此劍出土地一帶

この釋文にはかなり問題があるようであり、孫稚雛氏の「淮南蔡器釋文的商榷」考古・一九六五・九によると、第一器の戈銘は「攻敔王夫差自乍其用戈」、第二器の劍は「工虞王大子姑發閈反、自乍元用、才行之先、目用目隻、莫敢御余、余處江之陽、至于南行西行」、また第三器の劍は「蔡侯產乍畏□」とよむべきであるという。この考釋には郭沫若・商承祚・殷滌非氏らの意見も加えられている。

＊者減鐘　馬承源氏「關于翏生盨和者減鐘的幾點意見」考古・一九七九・一に臨江出土者減鐘十一器について いう。「其中一件、沒有銘文、有銘的十件可分爲兩類、按大小排列一〜六每鐘銘八十三字、七〜一〇每鐘銘二十八字、是一套不完整的編鐘、上海博物館藏其二十八字的一件、高二八・五、舞縱一〇・二、舞橫一三・五、于縱一一・五、于橫一五・二糎」、銘文中の皮難について郭氏の柯轉說、王國維の頗高說、楊樹達の禽處說、溫廷敬の諸樊說があることは通釋に述べたが、馬氏は器の形制紋飾よりして器の時期を春秋晚期に近しとし、皮難の難は然の古文、皮難は畢軫の音假にして句卑、その子去齊と者減は兄弟行とする說を試みている。去齊は魯成六年（前五八五年）卒、皮難の卽位は僖五年（前六五五年）であるから、二代の間七十年、者減の時期もその後半にあるとする。史記に去齊の子壽夢がはじめて王號を稱したとするが、その二代前の皮難（畢軫）がすでに王と稱しているのは、國內での稱。吳の文化は早く中原と接しており、上海馬橋遺址の文化中層にその證迹がみられ、史記說は誤であるとするのである。者減が壽夢の父輩であるとすれば、器は前六〇〇年前後のものとなるが、その說の成否は皮難畢軫說の成否にかかつている。馬氏はそれを對轉通假を以て說くが、根據に乏しい。馬氏はまた工虞大子劍の「工虞大子姑發□反」を諸樊にあて、皮難諸樊說を否定しているが、陳夢家の蔡器三記考古・一九六三・七に姑發を夫差の大子友とする說があり、銘文の內容からみてその說がよいように思われる。

また鐘銘の「自乍鵅鐘」の鵅鐘について、孫常敍氏の「鵙公劍銘文復原和脽鵙字說」考古・一九六二・五中に說がみえ、鵅鐘はのちの應鐘にあたる語であるという。

按者減鐘自乍鵅鐘的鵅、是从木鵙聲的、鵙是雁的或體、那末、這個鵙當是周禮笙師、舂牘應雅、以教祴樂的應、是一種樂器、它在者減鐘銘文裏、則借作應鐘的應、鵅鐘是十二律中的應鐘

編鐘は十二律によるとする考えは古くからあり、この編鐘においても甲編に錄する第二器は大呂に充てるための補作である。しかし律呂を示すとみられる鐘銘は古器にはみえないものである。舂牘應雅の類に律呂の樂音があつたとは考えられない。

＊臧孫鐘　一九六四年七月、江蘇六合程橋の東周墓より出土。考古・一九六五・三墓中は朽廢が著しいが主葬者は四十歲以上の男子と認められ、多くの隨葬器物があり、北壁附近には車馬具があつた。器

物は陶器八件、銅器五七件で、食器・樂器・兵器・車馬器・工具の五種に及ぶ。うち食器は鼎一・缶一、缶は蔡侯𬪩缶・蔡侯朱缶に似ているという。樂器には編鐘九、兵器は劍三・戈四・戟一・矛一、劍の紋飾は吳王夫差劍と全く同じ。これらのうち銘をもつものは編鐘のみであるが、字の識りがたいところがある。

　隹王正月、初吉丁亥、攻敔□□□之外孫、坪之子臧孫、擇厥吉金、自乍龢鐘、子〻孫〻、永保是從

九鐘のうち、第四器は文首の隹、第五・六・七器は攻敔下の二字目を少く。鐘の器制花文は蔡侯墓・信陽楚墓の編鐘に近く、字迹も春秋末の吳楚の器に類する。出土地六合の古名は棠でもと楚の邑、のち吳に入る。墓中同出の陶器も吳越の文化を示す幾何印文硬陶を含んでいる。臧孫は王族の一人であろうが世系は知られず、ただ世代は夫差と同時であり、器はその滅亡以前の制作に成るものであろう。

＊吳王御士尹氏簠　黃盛璋氏の「吳御士叔孫簠銘的官職年代和出土地點」文參・一九五八・一二に、出土報告文參・一九五八・五がその器を前四七三年吳王造士の作とする解說を加えていることについて、造士は御士の誤讀であり、唐蘭氏にそれは御正衞の御正に相當するという說のあること、器の時期は文字が吳王夫差鑑に近く、作器者は夫差の御士長であること、出土地點は器が旅簠であるから作器者が

携行した公算が大であることなどを述べている。しかし器の出土事情は甚だ疑わしく、容庚氏の手翰によるとその器はもと西淸に錄するもので、一時藏匿のために土中にしたもののようである。從つて原出土地は不明。容庚說のように西淸の器が再出土したものかどうかは、器に就いて實見すれば確かめうるはずである。

二三〇、者沕鐘　李平心氏の「者沕鐘銘考釋讀後記」中華文史論叢第三輯、一九六三・五に郭釋文史論集による句讀を試みており、いまその釋文を錄する。

　維越十有九年、王曰、者沕、汝亦虔秉丕經德、以克總匡朕躬（或辟）、于茲、𢓊學趄趄、載弼王宅、康捍庶盟、以祇匡朕位、今余其念譏乃痏、齋休祝成、用歠烈（讀厲）疾、旣之虞肆、汝其用茲、汝安（讀延）乃壽、惠逸康樂、勿有不義、誘之于否（讀鄙）、敵惟王命、元頌乃恩、子孫永保

また附記において目・相・恩・敬等の字形を論じ、敬字において字を羌聲とし、その形義を縱論しているが、多く對轉の說を用いたもので、殆んど字の形義に關するところはない。奚・蹇・獻・儀・鬲・敬・牽・价の諸字をみな羌と聲義相通ずるものとし、それによつて羌人奴隸說を導くが、たとえば「价介與羌實同源而異流」として例證にあげる价人は、詩の大雅板に「价人維藩　大師維垣　大邦維屏　大宗維翰」とみえ王室の干城たるものをいう。字說による立論はつねに文字學の體系の中に限定すべきであり、敬・羌のごときは全く字系を異にするもので、聲義において何ら關するところはない。

＊越王鐘　林澐氏の「越王者旨於賜考」考古・一九六三・八にこの越王を蔡聲侯卒年以前の越王、すなわち允常・勾踐・鼫與・不壽の四王中、鼫與の音が者旨於賜に最も近く、兩者は緩音急音の關係にあ

るもので、それは姑發□反と諸樊との關係と同じであるという。

者旨於賜については、從來馬承源の「越王劍」文物・一九六二・一二に勾踐の子とする說があり、容庚氏も鳥書考・補正・三考にはその說であったが、のちその人を未詳とした。林氏は者旨於賜の戈矛が蔡侯墓中のものより、いくらか時期がおそく、その點からも勾踐の子鼫與說が正しいという。世家の鼫與は左傳に太子適郢とするものである。適郢の場合にも者旨於賜との音の關係は成立しうると思われる。紀年には鹿郢といい、吳越春秋には興夷、越絕書には與夷に作る。與・夷・郢の音に共通するところがあり、その器銘にしるすものは、越人が自ら用いた名であろう。

＊越王劍　上海博物館藏。馬承源氏の解說文物・一九六二・一二に「銘文分鑄于劍格劍首兩處、合計三十二字、字數之多、爲傳世越王劍之冠」という。その銘にいう。

劍格正面　古北丌王戉　戉王丌北古

劍格背面　自□用乍自　自乍用□自

劍首　□戉王丌北　自乍元之用之僉

文は左右に展開する形にしるされている。

作者について馬說にいう。

越王丌北古、就是越王盲姑、盲姑卽不壽、他是勾踐的孫子、鼫與或與夷的兒子、按丌北同屬之部韵、韵尾相同、速讀時易于省去一個音、卽只剩北字音、文獻及金文中、這種省稱的例子是很多的、如近日出土之王子于戈、就是吳王子州于、越音傳到中原、更加容易起變化、北盲旁紐雙聲字、借盲聲爲北聲、乃是聲轉的關係、古姑是雙聲疊韻字、所以越王丌北古卽越王盲姑

傳世越王劍中形制完整者有越王與夷劍(卽者旨於賜)及越王朱勾劍(卽州句)、現在有了這一具盲姑劍、則有三種越王劍、能與史記越王勾踐世家及竹書紀年所載越王的名號聯系起來、這三世越王是祖孫三代、以上三種劍的形制也屬于同一類型

いまその所說を以て越の世系をいうと、越王勾踐ののち適郢（鼫與・鹿郢・者旨於賜）、その子不壽（丌北・盲姑）、その子朱句（州句・于）、その子王翳となる。劍銘は左右に展開したものであるから、「戉王丌北古、自乍元用之劍」の意である。

＊越王石矛　一九五七年三月、紹興縣

義橋出土。王士倫氏にその報告考古・一九六五・五がある。その文にいう。

石料質地細膩光滑、全長二二糎、銎管長五糎、上有穿、沒有穿通、飾勾連雲紋及三角紋、矛身長一七糎、中脊隆起、前鋒尖、兩側有刃、刃寛〇・四糎、飾勾連雲紋、矛的前鋒與兩刃、都不鋭利、銎管的穿也未穿通、可見不是實用兵器、當爲明器、在矛的一面所刻勾連雲紋的中間夾雜着六個字、末部左右刻戉字、中段和本部均刻戉王兩字、都是脊左一字、脊右一字横排刻的、結體痩長、爲鳥蟲書

矛身の左右に鳥書を以て加えられている六字は、拓影ではなお識りがたいところがある。さきの越王三代の何れかに當るとも定めがたく、三代以後とすれば王翳・之侯・無疆である。器の出土地紹興は越都會稽の地であるから、その器は無疆前三五六〜三三四敗亡の前、ここに營まれた陵墓に收められた明器であろう。

補釋　第四八輯〜第五〇輯

補一、㹅尊　嚴一萍氏「何尊與周初的年代」董作賓先生逝世十四周年紀念刊、民六六に、周公攝政七年卽成王七年說を主張し、元祀とは元年と異なり、「尙書傳疏都稱元祀爲大祀、劉逢祿書序述聞說、元祀者配天之祀也」を引いて證とする。嚴氏は銘文中「初鄹宅亐成周」の初に注意し、鄹宅を相宅とする張政烺說を斥け、いわゆる國遷のことであるという。成周は周公がその攝政五年にはじめて經營して殷の頑民を遷し、㹅尊銘の五祀遷宅がそのことであり、洛誥の相宅は第二次で七年のこととする。逸周書度邑解のことは武王の志をいい、武王は克殷二年にして崩じた。尙書大傳に、周公攝政一年救亂、二年克殷、三年踐奄、四年建衞侯、五年營成周、六年制禮樂、七年致政とある五年成周、また召誥「惟二月既望、越六日乙未」の鄭注に攝政五年とするなど、みな㹅銘と合う。その工程は逸周書作雒解にみえるが、文中の「予畏周室不延、俾中天下」は銘文の「余其宅茲中或、自之辥民」と一致するという。居攝七年卽成王七年を前提として曆譜を構成し、召誥の二月廿二日乙未、三月三日丙午、五日戊申、七日庚戌、十一日甲寅、翌乙卯、十四日丁巳、十五日戊午、洛誥の十二月戊辰晦、顧命の卅七年四月二日庚戌哉生霸十六日甲子、十七日乙丑、十九日丁卯、廿五日癸酉、畢命の康王十二年六月三日庚午などを董譜に配し、㹅銘は成王五年四月丙戌初三にあたり、その正しさを證明しうるとする。「先師在日、嘗對我說過、殷曆譜是根據甲骨從上而下排的、西周年曆譜是根據金文、從下而上推的、

兩者的終點都得到西元前一一一一年庚寅伐紂、這一點、最是難能可貴、而可以確信無疑的」とするが、その西周斷代曆譜になおかなりの問題のあることは、すでに通論篇に論究を試みたところである。

補一〇、師訊鼎　裘錫圭氏に師訊鼎の「白大師武」を論じた一篇考古・一九七八・五があり、その部分を「訊敢𦥑王、卑天子萬年、□□白大師武、臣保天子」と句讀し、「是并列的兩件事、主事者都是訊」としていう。武は迹、「□□白大師武」とは「應該是遵循伯太師之迹的意思」、□□の第二字は卜文の四方風名にみえ韋に從う字で纏束包裹の意があり、鼎銘の二字は范圍とよむべく「範圍伯太師武、也就是法則伯太師的所作所爲而不違離的意思」という。思うに上文にすでに「卑天子萬年」といい、次に「範圍伯太師武」といい、また「臣保太子」のように、天子に對する語間に「範圍伯太師武」のような伯太師讃頌の語を挿入することはありえず、ここは「訊敢𦥑王、卑天子萬年□□、白大師武臣保天子」とすべて天子にかけてよむべきところで、白大師の武臣たる師訊が、天子を襲保することをいう。兩件を並列したものではない。

補一五、史牆盤　劉啓益氏の「微氏家族銅器與西周銅器斷代」考古・一九七八・五に1「作册折及有關諸器的時代」2「四年𤼈盨及有關諸器的時代」の二項について論ずる。1微氏の家系を

高祖・剌祖武成・乙祖（乙公）成康・亞祖祖辛（辛公・作册折）康昭・豐（乙公）昭穆・史牆（丁公）穆共・微伯𤼈懿孝

とし、作册折の彝・尊・觥を睘卣の十九年王在庁と同時、乍册睘卣・令殷・叔卣・旟鼎の王姜を康王の妃とする。令殷の作册夨はのちの宜侯夨、令殷と同じ鳥形册標識をもつ作册大方鼎は康王期の標準器で、令器の父丁は作册大、作册大方鼎の祖丁は大の曾祖父であるという。そして作册大を康初、令諸器がこれにつぎ、宜侯夨殷を康末とする。問題は作册大の祖丁と令器の父丁を別人とし、その前後を逆轉させていることで、結論もまた逆轉している。

2四年𤼈盨の時期について、その册命廷禮が三年師晨鼎、五年諫殷の間にあり、史牆の時期をさきの系譜において穆共期、その子𤼈は懿王期であろうとする推定は妥當とすべく、これらの器はすべて懿王の譜に合う。また師晨鼎の師俗は永盂・五祀裘衛鼎にみえ、兩器を共王期に屬するが、これらは孝夷期に下るべき器である。この前後の紀年銘の斷代譜入については、巻五の第九章に附した編年表を參照されたい。また𤼈盨の史年は望殷にみえ、懿王期としている。思うに三年裘衛盉・五祀裘衛鼎・九年裘衛鼎・十三年望殷は曆譜上みな夷王期、十二年永盂は孝王期に屬する。また四年𤼈盨は同じ廷禮形式をもつ三年師俞殷・三年師晨鼎・五年諫殷によって構成される曆譜には、どうしても適合しない。あるいは「四年二月既生霸戊戌」は「既死霸戊戌」の誤鑄と考えられる。

金文通釋四六　西周史略補注一

（補注一）　武王期と思われる器に新出の利段〔補一四〕があり、「珷征商、隹甲子、朝に歳鼎（祭名）するに克く聞し、夙に商を又（有）れり」とし、一週間後の辛未の日に論賞が行なわれている。甲子は古文尙書武成篇にも「甲子昧爽、受（紂）率其旅如林、會于牧野、罔有敵于我師、前徒倒戈、攻于後以北、血流漂杵」とみえ、その大會戰の日である。甲子の傳承は、古傳であると思われる。

（補注二）　大保段にみえる彔子聖は、また天子聖觚にみえる者と同一人であり、また王子聖鼎にみえる王子聖と同一人であろうと考えられる。文獻にみえる彔父はその身分を以て王子聖と稱し、殷周革命の後には周の捕追を逃れて天子聖と稱することがあつたのであろう。集錄二五九にその器を錄し、立耳三足、器腹に顧龍文、下腹に蝸文を列する。器腹內部に大字で「王子耶」の三字を銘し、子の字は左右の手を一上一下する殷式の書法である。

（補注三）　「伯夷・叔齊、孤竹君之二子也」とする史記說、また孤竹の古城を河北盧龍縣にありとする括地志の說があるが、その人が武王の東征を諫めたとすれば、その國は東征の途上にあるべきである。嵩嶽の嶽神は伯夷で姜姓の祖神とされ、許由・皐陶は許・皐の姜姓神の名で、みな許由の名から轉化したものである。この姜姓の祖國が東北の僻地であるとは信じがたい。

（補注四）　王才厈をいうものに新出の作册折觥〔補一五〕があり、陝西扶風莊白の窖藏品である。睘尊や趞卣と同じ作戰のときのものであろう。その文にいう。

　佳五月、王才厈、戊子、令乍册折、貺望土于相医、昜金、昜臣、揚王休、佳王十又九祀、用乍父乙隣、

　其永寶　木羊兩册形圖象

器は羊首曲角、饕餮や垂尾夔鳳の文様のある古器で、器蓋二文、また別に尊・方彝があり、みな同文。睘・

趞の器も同時のこととすれば、これらは一時の盛儀であつたとみるべきである。この器の日辰は成王十九年で、

　成十九祀㊹佳五月、戊巳㉕（第5日）

となる。睘・趞の器もみな「王才厈」とあり、同所における儀禮を記している。厈は當時東方經營の據點とされる地であつたのであろう。

（補注五）　書の召誥の篇首にみえる日程を整理すると、次のようになる。

　二月既望、越六日乙未㉜　王朝步自周、則至于豐

　越若來三月、惟丙午㊸朏、越三日戊申㊺　太保朝至于洛、卜宅

　越三日庚戌㊼　太保乃以庶殷、攻位于洛汭

　越五日甲寅㊶　位成

　若翼日乙卯㊷　周公朝至于洛

　越三日丁巳㊹　用牲于郊

　越翌日戊午㊺　乃社于新邑

　越七日甲子①　周公……命庶殷

漢書律厤志によると、朏とは月の第三日をいうとする。すなわち初吉の第三日であるから、この三月朔は㊶、また元旦朔は㊷となる。馬氏の譜において、私の試みた斷代では成王十一年、前年置閏、元旦朔㊶の他に、その元旦朔に合するものなく、周初の斷代にはなお問題が多く殘されている。武成二王の時代には、年月週名干支を備えた彝銘が殆んどなく、その算定の根據とすべきものが容易にえがたいのである。

（補注六）　この器の日辰は、八月に甲申㉑・丁亥㉔があり、「十月月吉癸未⑳」とは初吉の意であろう。從つて八月の甲申・丁亥もその初吉にあるべく、その元旦朔は成王九年㊸に最も近く、召誥の二年後に當ることとなる。

（補注七） のち史牆盤〔補一五〕・逨盤が出土し、その文中に「㞢哲康王」・「會𤔲康王」と康王の名がみえている。逨盤は逨鼎一、逨鼎二とともに近年出土中國歷史文物二〇〇三・三、文物二〇〇三・六、何れも三百字を超える長文の銘がある。殊に逨盤には歷代周王と逨氏の關係を記す。その先王と逨家との關係についていう。

逨曰、不顯朕皇高且單公、趄〻克明悊厥德、夾𤔲文王、武王達殷、雁受天魯令、匍有四方、竝宅厥堇彊土、用配上帝、雩朕皇高且公叔、克逨匹成王、成受大令、方狄不享、用奠四或萬邦、雩朕皇高且新室仲、克幽明厥心、頔遠能㹒、會𤔲康王、方懷不廷、雩朕皇高且惠仲盠父、盭龢于政、又成于猷、用會卲王・穆王、盜政四方、撲伐楚荊、雩朕皇高且零白、粦明厥心、不豙□服、用辟龔王・懿王、雩朕皇亞且懿仲、敳諫〻、克匍保厥辟考王・𡰥王、又成于周邦、雩朕皇考龔叔、穆〻趩〻、龢訇于政、明𡐓于德、享辟剌王、逨肈彔朕皇且考服、虔夙夕、敬朕死事、肄天子多易逨休、天子其萬年無彊、耆黃耇、保奠周邦、諫辪四方

（補注八） 達盨文物一九九〇・七に「隹三年五月既生霸壬寅、王才周、執駒于滆应」とあり、王は達に駒を賜うている。この日辰は昭王三年、前一〇二四年㉛五月既生霸壬寅㊴（第11日）に當り、昭穆期に馬政の盛行したことを示している。

（補注九） 英國のブリテン博物館の鮮段集成十六・一〇一六六に

隹王卅又四祀、唯五月既望戊午、王才𦎫京、啻于卲王、鮮蔑曆、𥃝、王䵼𥃝、玉三品・貝廿朋

とあり、昭王を禘祀する儀禮に與かつて蔑曆賞賜を受けている。𦎫京の儀禮をいうものは、この器あたりが終りに近いものであろう。

（補注十） 靜には別に靜方鼎があり、わが國の出光美術館に藏しその館藏名品選第三集に著錄。立耳淺腹、腹の正中と四隅に扉稜がある。口沿下に䕫餮の帶文がある。銘九行七八字。その文にいう。

隹十月甲子、王才宗周、令師中眔靜、省南或、相埶应、八月初吉庚申至、告于成周、月既望丁丑、王才成周大室、令靜曰、卑女嗣才曾鄂𠂤、王曰、靜、易女鬯・旂・市、采霉、曰、用事、靜揚天子休、用乍父丁寶𢀜彝

隹れ十月甲子①、王、宗周に在り。師中と靜とに命じ、南國を省せしむ。相、应（旅宮）を執む。八月初吉庚申㊼至りて、成周に告ぐ。月の既望丁丑⑭、王、成周の大室に在り。靜に命じて曰く、女をして曾・鄂に在るの師を嗣めしむと。王曰く、靜よ、女に鬯・旂・市、采の霉を賜ふと。曰く、用て事へよと。靜、天子の休に揚へて、用て父丁の寶𢀜彝を作る

文中の中氏は恐らく安州六器の中氏であるらしく、それならば安州六器は昭穆期のものとなる。この器の日辰は昭穆二王のそれぞれ初年に入りうる可能性があり、器制からみておそらく昭王期に入るものであろう。昭三年の元旦朔は㉛、四年は㉖で、ともにこの日辰と合う。

金文通釋四七　西周史略補注二

（補注一） 五邑の名は最も早くは穆王三十年の虎段蓋銘にみえる。虎段蓋は考古與文物一九九七・三に報告されたもので、陝西丹鳳縣鳳冠區の出土、直文の蓋のみを存する。文一五八字、その文にいう。

隹卅年四月初吉甲戌、王才周新宮、各于大室、密叔内右虎、即立、王乎入史曰、册令虎、曰、𤔲乃且考事先王、嗣虎臣、今令女曰、更乃且考、疋師戲、嗣走馬馭人眔五邑走馬馭人、女毋敢不善于乃政

以下に賜與と對揚の文が續いている。器の時期は

前九七四　穆王三十年㊷　四月初吉甲戌⑪（第1日）

で、穆王三十年の器であることが知られる。

（補注二） 宮廷外の臣子の廟において廷禮が行なわれるものに、また逆鐘銘文選二七四の例がある。逆鐘は懿王期の器と考えられる。その文にいう。

隹王元年三月既生霸庚申、叔氏才大廟、叔氏令史𡨦召逆、叔氏若曰、逆、乃祖考、許政于公室、今余易

女毌五、易戈彤孠、用雗于公室僕庸臣妾、小子室家、毋又不聞智

以下なお戒告の辭が續くが、對揚の辭の部分は缺落している。器の日辰は

前九五〇　懿元㊾　元年三月既生霸庚申㊼（第7日）

となり、懿王の他には共和以外に適應するものがない。このとき、叔氏がこのような廷禮を行なつているが、この大廟はおそらく叔氏の大廟であろう。

（補注三）　夷王期には外夷の討伐をいうものに士山盤など、新出の器が多い。以下にこの期の新出の器を列しておく。

四年散季毀　散伯車父鼎〔補四〕の關聯器として、考古圖卷三所收の四年散季毀集成八・四一二六を補う。

隹王四年八月初吉丁亥、散季肈乍朕王母叔姜寶毀、散季其萬年、子ゝ孫ゝ永寶

とあり、日辰は散伯車父鼎と同じく、これら散氏諸器はみな婦人のための作器である。姜・姞の姓であるから、散氏はおそらく姫姓であろう。

六年の宰獸毀　もと扶風段家鄉の墓葬品であつたものを再埋藏したもので、一九九七年八月徵集、周原博物館に收藏した。兩耳瓦文、口緣に虁文を配する。文一二九字、文首に

唯六年二月初吉甲戌、王才周師彔宮、……䣄士燮伯右宰獸……、王乎內史尹中、冊命宰獸曰、昔先王旣命女、今余唯或䢅䵴乃命、更乃且考事、䵼嗣康宮王家臣妾复庸、外入毋敢無聞智

とあつて、王家の家財を經營することを命じているが、そのことは康鼎〔一四八〕にもみえることで、康鼎の右者も燮伯である。師彔宮における廷禮は懿王期の師俞・師晨の器、また㾓盨・諫毀にみえるものであるが右者は司馬共、かつ宰獸毀はその譜に入らず、その器群と時期の異なるものとすべきであろう。

八年齊生魯方彝蓋　器は一九八一年陝西岐山の出土考古與文物一九八四・五。文五〇字。

唯八年十又二月初吉丁亥、齊生魯肈貯、休多贏、隹朕文考乙公、永啓余魯

とあり、乙公の器を作ることをいう。貯とはおそらく莊園の屯倉のようなもので、その經營に成功したことをいうものであろう。

十六年士山盤　中國歷史文物二〇〇二・一に報告されたもので附耳圈足の盤、銘は九六字。

隹王十又六年九月既生霸甲申㉑、王才周新宮

とあり、その日は夷十六年⑬九月の第十三日に當る。銘文は極めて難讀であるが、大虘・履・六孳などの諸族を撫循することに關するものらしく、この期の東南地區の經營をいうものであろう。

三十三年伯寬父盨　一九七八年岐山鳳雛村出土文物一九七九・一一、文二七字。

隹卅又三年八月既死辛卯、王才成周、白寬父乍寶盨

とあり、事功をいうことはないが、成周の儀禮の際に賜與を得たものであろう。成周は當時、東南地域經營の據點であつた。

（補注四）　夷王三十七年の善夫山鼎に冊命賜與を受けた後、「山拜䭫首、受冊、佩以出、反入堇章」と堇章を返納する禮を記し、金文唯一の例とされていたが、のち逨鼎一・二・逨盤などが出土、その四十三年逨鼎二に、同じく冊命賜與ののち、「逨拜䭫首、受冊佩以出、反入堇圭」と玉器を返納する禮を記している。左傳僖公二十八年に、晉侯が楚と城濮に戰つて勝ち、周王が享醴を以て遇し、多くの賜與を受けたのち、「受策以出、出入三覲」とあるのは、この返璧の禮を誤り傳えたものでないかと思われる。

（補注五）　卯毀の日辰は紀年を缺くものであるが、かりに孝夷期の初年にこれを求めるとすると、

孝三年⑲　十一月既生霸丁亥㉔（第10日）

夷五年㊽　十一月既生霸丁亥㉔（第13日）

となる。ほぼ孝夷期に屬すべきものと思われる。

（補注六）　厲王期の器としては、紀年銘をもつ新出のものに㝬鼎・晉侯蘇編鐘・大祝追鼎があり、以下にその要旨を記しておく。

㝬鼎は上海博物館の蒐集品上海集刊二、立耳獸足の弦文鼎、文九七字。

隹十又九年四月既望辛卯㉘（第20日）王才周康卲宮、……宰訊右趞、……史留受王令書、王乎內史□、
冊易趞玄衣屯黹・赤市朱黃・緣旂攸勒、用事

とあり、趞は𩡡白𡚸姬の寶鼎を作つている。

晉侯蘇編鐘は一九九二年、盜掘により出土、十六件にして一篇をなし、文三五五字の長篇で、晉侯蘇が夙夷を討つて殊功をあげ、王が親しく賞賜を與える次第を詳述する。文中に日辰の記事が多く、厲王の譜に合う。

前八四六　厲王三十三年㊽　隹王卅又三年、王親遹省東國南國、正月既生霸戊午㊺（第8日）、王步自宗周、二月既望癸卯㊵（第24日）、王入各成周、二月既死霸壬寅㊴（第23日）、王徝往東、三月方死霸、王至于𦤎、分行、王親令晉侯蘇、……伐夙夷、……王親遠省師、……六月初吉戊寅⑮（第1日）、旦、王各大室、……王乎善夫曰、召晉侯蘇、……王親易駒四匹、蘇拜䭫首、受駒以出、反入

反入とは返納瑾章の禮であろう。文中の曆日のうち、二月既望癸卯と二月既死霸壬寅の干支は顚倒しており誤鑄であろう。文中に執訊獻馘の禮を記すこと二度、晉侯の殊功を述べるが、この頃晉の國力が強大となり、左傳隱公六年「我周の東遷するは晉鄭にこれ依る」といわれるように、やがて周の東遷するとき、晉がその有力な援助者であつた。そのような晉周の關係は、この器銘によつて實證することができる。

なおこの期と思われるものに、大祝追鼎がある上海集刊八。

前八四六　厲王三十三年㊽　隹卅又三年八月初吉辛巳⑱（第5日）、白大祝追乍豐叔姬𩰫彝、用𣏟多福、白氏其眉壽、黃耇萬年、子〻孫〻、永寶享

とあり、白大祝という稱號は白大師・仲大師などの稱號と關係があるかも知れない。なお厲王期は三十七年、宣王期は四十六年であるが、その元年朔は厲王は㊺、宣王は㉘、一閏を加えるときは厲王は㉕、宣王は㊳となり、その干支は違うこと三日に過ぎず、それぞれ兩王に屬した器は時期も近く、事情も相似たところがあり、計算上兩屬しうることが多い。關聯器との事情によつて、この兩期の器には互易しうる可能性がある。そのことは資料の備わることを待つて決定する必要がある。

（補注七）　宣王期の器として錄すべき紀年銘のあるものに、逨鼎二器・逨盤のほかに吳虎鼎がある。吳虎鼎は長安縣申店より近年出土、李學勤氏の夏商周年代學札記一九九九年にその考釋がある。形制は毛公鼎に近く、文一六行一六四字の長文である。

隹十又八年十又三月既生霸丙戌、王才周康宮夷宮、道入右吳虎、王令善夫豐生・𤔲工雍毅、𤕌剌王命、取吳𦽉舊彊、付吳虎

以下その田土の四彊を記し、終つて虎等に對する賞賜のことを記している。夷宮は夷王の廟、剌王は厲王。從來剌は烈と通用の字とされたが、厲と通用する例はなく、周剌宮の解を周厲宮とする確實な證例はなかつたが、新出の逨盤に周の歷代の王號を列し、夷（夷）王の次に剌王を列しているので、剌が文獻にいう厲王の本字であることが知られた。また克鐘・克鎛などにみえる康剌宮も厲王の廟名と解すべく、從つてこれらの克器も宣王期に屬することとなる。

逨鼎二器・逨盤については第五卷第八章「西周期の斷代編年一」の項にその全文を揭出しておいたが、ここでは逨鼎二器の要略のみを揭げる。

逨鼎一　隹卅又二年五月既生霸乙卯、王才周康穆宮　𤔲工散右吳逨　尹氏受王贅書、王乎史減、冊贅逨、王若曰、逨、不顯文武、膺受大令、匍有四方、則繇隹乃先聖且考、夾𣪘先王、勳堇大令、𡚸周邦、余弗叚諲聖人孫子　□嚴允出　乃即宕伐于弓谷、女執訊隻馘　逨拜䭫首、受冊贅以出

文は玁狁の再度にわたる侵攻を退け、執訊獲醜の功があり、卅田・廿田の田土を賜うたことをいう。長文であるが押韻多く、詩句と出入するところもあり、宣王期の文辭を見るに足るものである。

逨鼎二　隹卅又三年六月既生霸丁亥、王才周康宮穆宮、旦、王各周廟　𤔲馬壽右吳　史減受王令書、王乎尹氏冊令逨

この前辭において、廷禮の右者と史官の名が、四十二年銘と異なることが注意される。

白鶴美術館誌總目（八）

西周史略　第四六・四七輯

第一章　殷周の際

第二章　周初の經營

第六章　貴族社會の盛衰と西周の滅亡

金文通釋補釋篇　第四八・四九・五〇輯

金文通釋補記篇　第五一・五二輯

卷一上（第一輯～第七輯）

卷一下（第八輯～第十四輯）

卷　二（第一五輯～第二一輯）

卷四（第三四輯～第四〇輯）

補　釋（第四八輯～第五〇輯）

昭和五十五年三月印刷發行

發行所　神戸市東灘區住吉町
財團法人　白鶴美術館

印刷所　京都市下京區七條御所ノ內中町
中村印刷株式會社

白川静著作集 別巻　金文通釈6（全七巻九冊）

発行日……二〇〇五年七月一九日　初版第一刷発行

著者……白川　静

発行者……下中直人

発行所……株式会社平凡社
〒一一二-〇〇〇一　東京都文京区白山二-二九-四
振替〇〇一八〇-〇-二九六三九
電話〇三-三八一八-〇六九四（編集）　〇三-三八一八-〇八七四（営業）
平凡社ホームページ　http://www.heibonsha.co.jp/

装幀……山崎　登

印刷……凸版印刷株式会社

製本……株式会社石津製本所

製函……永井紙器印刷株式会社

ISBN4-582-40376-X
NDC分類番号812.2　A5判(21.6cm)　総ページ662
乱丁・落丁本のお取替えは直接小社読者サービス係までお送りください
（送料は小社で負担いたします）。